

平成 31 年 3 月

定 例 会 会 議 録

亀 山 市 議 会

## 質 問 内 容 （通告要旨）

【3月6日】

代表質問

1 櫻井清蔵（勇政） 46～60ページ

### 平成31年度施政及び予算編成方針について

- 1 開会日に提案された平成31年度施政及び予算編成方針の各内容について検証する
  - (1) 低所得・子育て世帯向けプレミアム付商品券の発行について
  - (2) 都市マスタープラン策定に伴い、都市計画道路や用途地域の見直しを行うとともに、適切な土地利用の誘導に関する検討を行うことについて
  - (3) 亀山駅周辺整備事業について、三重県から2ブロック地区市街地再開発組合設立の認可は受けたが、特別委員会において再三疑問視されている地権者全員の合意が得られていない中で、なぜ新年度の予算編成を行ったのか。また、第1種市街地再開発区域外の駐輪場、バスバース等の予算が計上されていることについて
  - (4) 乗合タクシーとタクシー券について

### 鈴鹿農協の葬祭場建設について

- 1 鈴鹿農協と亀山市との協議について
  - (1) 経緯について
  - (2) 交渉者について

### 職員の健康管理について

- 1 はしかの大流行が連日報道されているが、免疫力が弱い職員に対する対策について

代表質問

2 岡本公秀（新和会） 60～71ページ

### 平成31年度施政及び予算編成方針について

- 1 平成31年度を「機転の年」と位置づけた市長の思いと、それを踏まえた市の方向性について
- 2 行政経営の重点方針に対する取り組みと市長の心構えについて
  - (1) 「健康都市政策の推進と中心的都市拠点の求心力向上」について
  - (2) 「亀山市行財政改革大綱」20の取組項目の着実な実践について
- 3 消費税アップが市の財政に与える影響について
- 4 国の幼児教育無償化に伴う市の負担について
- 5 国の税制改正や国・県の補助事業の変更に対する市の対応について
- 6 第2次行財政改革大綱で目標とする経常収支比率85%達成のための手法と、それに伴う市民サービスへの影響について
- 7 事業のスクラップ&ビルドについて

- (1) どのくらいの割合で廃止、新規が入れ替わっているのか
- (2) 各種事業について、自動継続ではなく、期限付きとする手法はとれないのか
- (3) 各種補助金について、自動継続ではなく、期限付きとする手法はとれないのか
- 8 新たな財源の確保について
  - (1) どの部署が中心となるのか
  - (2) 業務委託の複数年契約は、経費を削減するうえで本当に有効なのか
- 9 部・課・グループ3層体制について、職員の反応はどうか。また、グループリーダーは、その機能を十分に発揮しているのか
- 10 「会計年度任用職員制度」について
  - (1) 制度の概要について
  - (2) 「臨時職員」や「非常勤職員」とは違うのか

代表質問

3 服部孝規（日本共産党） 71～85ページ

**消費税の増税を含む来年度予算案について**

- 1 現在の厳しい経済情勢のもとでの消費税の引き上げに対する市長の認識について
- 2 来年度予算案（歳入、歳出）への影響について

**「長期財政見通し」について**

- 1 総合計画期間中に耐用年数を迎える公共施設及びインフラの更新について
- 2 すでに耐用年数を超えている各保育園や亀山中学校などの公共施設の更新の計画について

**国民健康保険制度について**

- 1 国保税の「所得に対する保険税額の負担割合」に対する市長の認識について
- 2 全国知事会が求める「国保への1兆円の公費投入」について

**亀山駅周辺整備事業について**

- 1 再開発事業でこの地域に住めなくなる権利者について
- 2 この事業の「公共性」について

代表質問

4 森 美和子（公明党） 85～100ページ

**平成31年度施政及び予算編成方針について**

- 1 平成31年度の市政運営について
  - (1) 第1次実施計画の検証について
  - (2) 予算編成の考え方について
  - (3) 今後の財政見通しについて
- 2 共生社会の推進について
  - (1) 共生社会についての市長の見解を尋ねる
  - (2) 真に必要な方への支援の考え方について

- (3) 障がい者の地域生活支援拠点の整備について
- 3 防災・減災対策について
  - (1) ブロック塀等撤去支援事業について
  - (2) 学校の特別教室や体育館へのエアコン設置について
  - (3) 防災備蓄品の現状について
- 4 子育て支援について
  - (1) 子ども医療費の窓口無料化の拡大について
  - (2) 児童虐待について
  - (3) 現在の図書館の新たな活用について

代表質問

5 鈴木達夫（大樹） 100～113ページ

「平成31年度施政及び予算編成方針」に見る今後の亀山市の課題について

- 1 交通拠点性を活かした都市活力の向上について
  - (1) 新名神高速道路の開通の影響と今後の道路行政について
  - (2) 企業誘致の現状と今後について
  - (3) リニア中央新幹線の市内停車駅誘致と都市活力について
  - (4) リニア駅誘致が実現した後の亀山市について
- 2 将来都市像「緑の健都 亀山」が育つ都市づくりについて
  - (1) 第2次総合計画も3年目を迎え、将来都市像は市民に浸透し、親しまれているのか
  - (2) 戦略プロジェクト「健都さぷり」の進捗状況について
- 3 地方分権の確立と地域間競争の中で、「これぞ亀山」となるために
  - (1) 消費税増税に伴う国の施策への対応について
  - (2) まち・ひと・しごと創生総合戦略（主に若者支援、定住施策）の実効性について
- 4 今後の亀山市のゴミ政策について
  - (1) 「包括管理委託」や「コミュニティ・ビジネス」の可能性について議論されているのか
  - (2) 中・長期的に施設の更新が見込まれる中、運営方法や広域化などについて議論されているのか

## 質 疑 内 容 （通告要旨）

【3月7日】

1 岡本公秀（新和会） 117～124ページ

### 議案第1号 亀山市鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源を守り継ぐ条例の制定について

- 1 現在の森林の整備状況について
- 2 民間所有の森林に対する措置について
- 3 関係行政機関との協力について
- 4 区域内における規制について

### 議案第11号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

- 1 平成31年度の納付金の額について
- 2 税率を改正しなかった場合の財源不足について
- 3 平成29年度及び平成30年度における一般会計からの法定外繰入について
- 4 標準保険税率について
- 5 低所得者に対する軽減の拡大について

2 服部孝規（日本共産党） 124～134ページ

### 議案第36号 亀山市都市マスタープランの策定について

- 1 「総括」にあげられた「市街地の拡散に歯止めがかかっていない」ことについて
- 2 「特定用途制限地域の運用」について
- 3 「市庁舎の整備」について
- 4 都市計画審議会の附帯意見である「適切に本計画の運用及び見直しを行うこと」について

### 議案第23号 平成31年度亀山市一般会計予算について

- 1 第2表 債務負担行為 図書館保留床購入費の22億円について
- 2 第8款 土木費、第4項 都市計画費、第1目 都市計画総務費、亀山駅周辺整備事業の4億5,837万円について

3 森 美和子（公明党） 134～144ページ

### 議案第10号 亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

- 1 法律の趣旨について
- 2 条例の改正の内容について
- 3 災害援護資金の貸し付けにおける利子の利率について

### 議案第6号 亀山市基金条例の一部改正について、議案第11号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について及び議案第17号 平成30年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について

- 1 国民健康保険税条例の一部改正を提案された理由について

- 2 国保会計の現状について
- 3 保険税算定方式の見直しについて
- 4 税率改正に伴う収支の見込みについて
- 5 低所得者に対する対応について
- 6 国による激変緩和措置について
- 7 法定外繰入の考え方について
- 8 医療費抑制のための取り組みについて

#### 議案第36号 亀山市都市マスタープランの策定について

- 1 この計画の果たす役割について
- 2 前計画の検証について
- 3 前計画との差異について
- 4 土地利用制度の課題について
- 5 亀山市の将来都市像について

4 鈴木達夫（大樹） 144～151ページ

#### 議案第1号 亀山市鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源を守り継ぐ条例の制定について

- 1 条例の名称について
  - (1) 名称の一部を「自然環境等」から「自然環境と歴史的資源」に変更した理由について
- 2 第1条（目的）について
  - (1) 市民の暮らしを支える「森林の公益的機能」を守り育てることを、なぜ目的の一つとして明記しないのか
- 3 第3条（市の責務）及び第4条（市民の役割）について
  - (1) 市民の責務とせず、市民の役割とする理由について
  - (2) なぜ所有者（地権者）の役割について規定しないのか
- 4 第7条（森林及び農地の保全及び活用）
  - (1) 亀山市の森林が持つ「公益的機能」とは
  - (2) 「森林経営管理法」や「森林環境譲与税」との関連について
  - (3) なぜ今の時期に条例を制定するのか

## 質 疑 内 容 （通告要旨）

【3月8日】

1 今岡翔平（勇政） 155～164ページ

### 議案第23号 平成31年度亀山市一般会計予算について

- 1 第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費、高齢者・障がい者(児)タクシー料金助成事業について
- 2 第7款 商工費、第1項 商工費、第1目 商工総務費、地域生活交通再編事業、乗合タクシー運行委託料について

2 福沢美由紀（日本共産党） 164～173ページ

### 議案第9号 亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について

- 1 改正の内容と助成にかかる所得制限について

### 議案第11号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

- 1 改正の内容とその必然性について

### 議案第18号 平成30年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

- 1 歳入 第4款 繰入金、第1項 繰入金、第1目 一般会計繰入金の内容について

### 議案第23号 平成31年度亀山市一般会計予算について

- 1 歳出 第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費の繰出金のうち、国民健康保険事業 繰出金について

3 伊藤彦太郎（勇政） 173～181ページ

### 議案第1号 亀山市鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源を守り継ぐ条例の制定について

- 1 自然環境と歴史的資源を守るために講ずるべき「必要な措置」とは何か
- 2 「鈴鹿川等源流域」と「鈴鹿川最上流域」との政策上の違いについて

### 議案第11号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

- 1 改正の必要性について

### 議案第13号 亀山市総合環境センター条例の一部改正について

- 1 運営移譲の内容について

4 櫻井清蔵（勇政） 181～190ページ

### 議案第23号 平成31年度亀山市一般会計予算について

- 1 第2表 債務負担行為、図書館保留床購入費 2,200,000千円について
- 2 第21款 諸収入、第4項 雑入、第1目 雑入、乗合タクシー乗車徴収金10千円につ

いて

- 3 第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費、高齢者・障がい者（児）タクシー料金助成事業 28,369千円について
- 4 第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第2目 予防費、予防接種費用助成事業 7,300千円について
- 5 第7款 商工費、第1項 商工費、第1目 商工総務費、乗合タクシー運行委託料 4,500千円について
- 6 第8款 土木費、第4項 都市計画費、第1目 都市計画総務費、亀山駅周辺整備事業 458,370千円について

**議案第17号 平成30年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について**

- 1 第20款 諸収入、第4項 雑入、第1目 雑入、乗合タクシー乗車徴収金 1,570千円の減額について
- 2 第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費、高齢者・障がい者（児）タクシー料金助成事業 3,000千円の減額について
- 3 第7款 商工費、第1項 商工費、第1目 商工総務費、乗合タクシー運行委託料 9,000千円の減額について
- 4 第8款 土木費、第5項 住宅費、第1目 住宅管理費、空家等活用事業 4,700千円の減額について

**議案第4号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について**

- 1 改正内容について

**5 豊田恵理** 190～198ページ

**議案第1号 亀山市鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源を守り継ぐ条例の制定について**

- 1 条例制定に至るまでの経緯と目的について
- 2 市の責務と市民・事業者の役割について
- 3 他の条例や事業との整合性について

**議案第7号 亀山市関宿伝統的建造物群保存地区資料館条例の一部改正について**

- 1 関の山車会館の位置付けについて
- 2 関宿の他の関連施設との関係について

## 質 問 内 容 （通告要旨）

【3月11日】

1 福沢美由紀（日本共産党） 202～215ページ

### 幼稚園及び保育園の認定こども園化について

- 1 認可保育所と認定こども園の違いについて
- 2 関認定こども園アスレの検証について

### 障がい児保育の保育士加算について

- 1 障がい児保育の現状と、障がい児の発達を専門的に支援する体制が必要と思うが、見解を伺う

### 中学校給食について

- 1 様々な学校教育の課題がある中での、学校給食の優先度について
- 2 18歳までの切れ目のない子育て支援、子どもの貧困を考えるうえでの学校給食の重要性について見解を伺う
- 3 現状の一部の生徒が食べるデリバリー給食と市民が望む生徒全員が食べる学校給食のそれぞれの教育効果について

2 前田耕一（大樹） 215～227ページ

### 美し国三重市町対抗駅伝について

- 1 大会の概要について
- 2 亀山市として大会をどのように位置づけて対応してきたのか
- 3 大会に対する支援・応援の取り組みについて

### 都市公園の現状と整備について

- 1 亀山公園の整備について
  - (1) ますみ児童公園の軽飛行機撤去後の周辺整備について
- 2 東野公園の整備について
  - (1) 駐車場不足の認識と対応策について
  - (2) 長年放置状態である相撲場跡地の活用について
  - (3) 運動広場の安全対策について

3 今岡翔平（勇政） 227～238ページ

### 自治会について

- 1 自治会に未加入の世帯の実態について
- 2 未加入の世帯が発生する理由をどう考えているのか
- 3 自治会に加入しないことで市民サービスに差は生じるのか

- (1) 市広報の配布について
- (2) ごみの出し方について
- 4 市は自治会への加入を促しているのか

#### 市民からの意見収集について

- 1 市民の意見を施策に反映する方法にはどのようなものがあるか
- 2 審議会の委員等の市民からの選出方法について
- 3 委員の無作為抽出について

#### 市営住山住宅南側の土地について

- 1 具体的な用途について
- 2 いつ土地利用の目途が付くのか

4 尾崎邦洋 (勇政)	239～252ページ
-------------	------------

#### 大規模災害に備えて

- 1 亀山市地域防災計画について
  - (1) 防災会議について
  - (2) 災害対策本部の設置について
    - ア 災害情報の収集・伝達体制の整備について
    - イ 代替施設について
  - (3) 職員に対する防災教育について
  - (4) 小・中学校における防災教育について
- 2 医療センターにおける防災対策について
  - (1) 非常用電源について
  - (2) 食糧・飲料水・医薬品等の備蓄について
  - (3) 院内各施設の状況について
    - ア 貯水槽について
    - イ エレベーターについて
    - ウ 病室の安全対策について
- 3 総合保健福祉センター（あいあい）における防災対策について
  - (1) 浴場の安全対策について

5 伊藤彦太郎 (勇政)	252～262ページ
--------------	------------

#### 文化財保護事業における贈収賄事件について

- 1 市としての検証について

#### 文化会館について

- 1 駐車場の確保について

#### 亀山駅周辺整備事業について

- 1 保留床の購入について

## 地域担当職員制度について

### 1 職員体制について

## 質 問 内 容 （通告要旨）

【3月12日】

1 前田 稔（勇政） 264～275ページ

### 子どもの貧困について

- 1 子どもの貧困とは
- 2 現状について
- 3 課題について
- 4 今後の取り組みについて

### 公共施設等総合管理計画について

- 1 公共施設等の管理に関する基本方針について
  - （1）維持管理経費の削減と長寿命化の推進について
  - （2）将来費用の確保について
  - （3）施設総量の削減について

### リニア中央新幹線について

- 1 駅誘致に向けた新年度の取組について

2 中島雅代 275～289ページ

### 中学校給食について

- 1 検討状況について
- 2 視察の目的と成果について

### 公共施設の安全性について

- 1 小・中学校や保育園、幼稚園、市庁舎等公共施設における天井、床、窓ガラス等の安全性について

### 職員体制について

- 1 正規職員に求める役割について
- 2 正規職員への研修について
- 3 非正規職員（非常勤職員・臨時職員）の人数、年齢構成及び更新回数について
- 4 非正規職員に求める役割について
- 5 非正規職員への研修について
- 6 非正規職員の賃金について

### 鳥獣被害対策について

- 1 現状について
- 2 鳥獣被害対策実施隊について
- 3 被害に対する補償について
- 4 その他の取り組みについて

3 森 英之 289～302ページ

**交通安全対策について**

- 1 高齢者の交通事故対策について
- 2 通学路の交通安全対策について

**公道における樹木等障害物への対応について**

- 1 民間所有の樹木等への対応について
- 2 国、県、市所有の樹木等への対応について

**風しん感染の予防について**

- 1 風しんの予防接種について
  - (1) 予防接種助成について
  - (2) 今後の対応について

**児童のインフルエンザ発症時の対応について**

- 1 学校及び家庭での対応について

4 豊田恵理 302～315ページ

**平成31年度に取り組む主な事業について**

- 1 鈴鹿川等源流域の保全・活用について
  - (1) 亀山7座トレイル整備・活用推進事業について
  - (2) 森林経営管理事業について
  - (3) 林業生産活動支援事業について
  - (4) みえ森と緑の県民税市町交付金事業について
- 2 中心的都市拠点の再生について
  - (1) 住宅取得支援事業について
  - (2) 創業等支援事業について
- 3 超高齢社会に対応した移動手段の確保について
  - (1) 地域生活交通再編事業について
  - (2) 高齢者タクシー料金助成事業について
- 4 子どもの成長を支える環境づくりについて
  - (1) 井田川小学校校舎増築・給食室改修事業について
  - (2) 放課後児童クラブ事業について

5 草川卓也 315～329ページ

**企業誘致について**

- 1 誘致政策について
  - (1) 誘致状況と市の取り組みについて

(2) 新工業団地など今後の企業誘致政策の検討について

#### 子育て支援について

1 放課後児童クラブについて

(1) 現状と課題について

(2) 児童福祉法改正による職員配置基準の緩和について

(3) 支援員の処遇改善について

(4) 子どもの成長に相応しい環境づくりについて

#### 防災について

1 地区防災について

(1) 地区防災計画の概要について

(2) 計画策定の手法と今後のスケジュールについて

#### エネルギーについて

1 分散型エネルギーについて

(1) 市内の整備状況と検討課題について

平成31年2月25日

亀山市議会定例会会議録（第1号）

●議事日程（第1号）

平成31年2月25日（月）午前10時 開会及び開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 平成31年度施政及び予算編成方針の説明
- 第 5 平成31年度教育行政一般方針の説明
- 第 6 委員会提出議案第1号 亀山市議会委員会条例の一部改正について
- 第 7 議案第 1号 亀山市鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源を守り継ぐ条例の制定について
- 第 8 議案第 2号 亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第 3号 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 10 議案第 4号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について
- 第 11 議案第 5号 亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部改正について
- 第 12 議案第 6号 亀山市基金条例の一部改正について
- 第 13 議案第 7号 亀山市関宿伝統的建造物群保存地区資料館条例の一部改正について
- 第 14 議案第 8号 鈴鹿峠自然の家条例の一部改正について
- 第 15 議案第 9号 亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 第 16 議案第10号 亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 第 17 議案第11号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 18 議案第12号 亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 第 19 議案第13号 亀山市総合環境センター条例の一部改正について
- 第 20 議案第14号 亀山市営住宅条例の一部改正について
- 第 21 議案第15号 亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の一部改正について
- 第 22 議案第16号 亀山市火災予防条例の一部改正について
- 第 23 議案第17号 平成30年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について
- 第 24 議案第18号 平成30年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第 25 議案第19号 平成30年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第 26 議案第20号 平成30年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第 27 議案第21号 平成30年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第 28 議案第22号 平成30年度亀山市病院事業会計補正予算（第1号）について
- 第 29 議案第23号 平成31年度亀山市一般会計予算について
- 第 30 議案第24号 平成31年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について

- 第 31 議案第25号 平成31年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について
  - 第 32 議案第26号 平成31年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について
  - 第 33 議案第27号 平成31年度亀山市水道事業会計予算について
  - 第 34 議案第28号 平成31年度亀山市工業用水道事業会計予算について
  - 第 35 議案第29号 平成31年度亀山市公共下水道事業会計予算について
  - 第 36 議案第30号 平成31年度亀山市病院事業会計予算について
  - 第 37 議案第31号 損害賠償の額を定めることについて
  - 第 38 議案第32号 専決処分した事件の承認について
  - 第 39 議案第33号 市道路線の認定について
  - 第 40 議案第34号 市道路線の認定について
  - 第 41 議案第35号 市道路線の認定について
  - 第 42 議案第36号 亀山市都市マスタープランの策定について
- 

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

●出席議員（18名）

1 番	草 川 卓 也 君	2 番	中 島 雅 代 君
3 番	森 英 之 君	4 番	今 岡 翔 平 君
5 番	新 秀 隆 君	6 番	尾 崎 邦 洋 君
7 番	中 崎 孝 彦 君	8 番	豊 田 恵 理 君
9 番	福 沢 美由紀 君	10 番	森 美和子 君
11 番	鈴 木 達 夫 君	12 番	岡 本 公 秀 君
13 番	伊 藤 彦太郎 君	14 番	前 田 耕 一 君
15 番	前 田 稔 君	16 番	服 部 孝 規 君
17 番	小 坂 直 親 君	18 番	櫻 井 清 蔵 君

---

●欠席議員（なし）

---

●会議に出席した説明員職氏名

市 長 櫻 井 義 之 君	副 市 長	西 口 昌 利 君
総合政策部長 山 本 伸 治 君	生活文化部長	佐久間 利 夫 君
健康福祉部長 井 分 信 次 君	産業建設部長	大 澤 哲 也 君
上下水道部長 宮 崎 哲 二 君	危機管理監	久 野 友 彦 君
総合政策部次長 落 合 浩 君	生活文化部次長兼	青 木 正 彦 君
健康福祉部次長 伊 藤 早 苗 君	関 支 所 長	
	産業建設部次長	亀 淵 輝 男 君

生活文化部参事	深水隆司君	産業建設部参事	服部政徳君
産業建設部参事	草川保重君	会計管理者	渡邊知子君
消防長兼消防部長	平松敏幸君	消防署長	豊田邦敏君
地域医療統括官	伊藤誠一君	地域医療部長	古田秀樹君
教育長	服部裕君	教育部長	草川吉次君
教育委員会事務局参事	亀山隆君	監査委員	渡部満君
監査委員事務局長	木崎保光君	選挙管理委員会 事務局長	松村大君

●事務局職員

事務局長	草川博昭	書記	水越いづみ
書記	村主健太郎		

●会議の次第

(午前10時02分 開会)

○議長(小坂直親君)

ただいまから平成31年3月亀山市議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付してあります議事日程第1号により取り進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長におきまして、

1番 草川卓也 議員

10番 森美和子 議員

のご兩名を指名します。

次に日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から3月26日までの30日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小坂直親君)

ご異議なしと認めます。

会期は、本日から3月26日までの30日間と決定しました。

次に日程第3、諸報告をします。

まず、今期定例会の議事説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、あらかじめ関係当局の出席を求めておきましたところ、お手元の配付文書のとおり、それぞれ出席を得ておりますので、ご了承願います。

次に、亀山駅周辺整備事業特別委員会委員の辞任及び選任について、平成31年2月28日に、6番 尾崎邦洋委員から委員の辞職願が提出されましたので、亀山市議会委員会条例第14条の規

定に基づき、議長においてこれを許可しました。後任には、亀山市議会委員会条例第8条第1項の規定に基づき、議長において3番 森 英之議員を指名しましたので、ご報告します。

次に、監査委員から、例月出納検査結果報告書4件及び平成30年度行政監査結果報告書、工事監査結果報告書、財政援助団体等監査結果報告書、指定管理者監査結果報告書が、また亀山市土地開発公社、社会福祉法人亀山市社会福祉協議会、公益財団法人亀山市地域社会振興会、公益社団法人亀山市シルバー人材センターから、平成31年度事業計画書及び収支予算書がそれぞれ提出されておりますので、ごらんおきください。

次に日程第4、平成31年度施政及び予算編成方針の説明を行います。

櫻井市長。

### ○市長（櫻井義之君登壇）

平成31年亀山市議会3月定例会の開会に当たり、市政運営に対する所信の一端を申し上げます。

さて、間もなく平成の時代が幕を閉じ、新元号による新しい時代を迎えます。私たちが歩んできた平成という時代を振り返りますと、好景気に沸いたバブル景気とその崩壊、阪神・淡路大震災や東日本大震災を初めとした大規模な自然災害の頻発、少子・高齢社会の進展による人口減少社会への突入、インターネットや携帯電話等の情報技術の急速な普及など、生活のあり方や意識、価値観が大きく変化した激動の30年でありました。本年5月の改元を機に、時代は大きな区切りを迎え、私たちは新しい時代への第一歩を踏み出すこととなります。

このような中、国においては、防災・減災対策による国土強靱化や生涯現役社会を目指した雇用制度改革、全世代型の社会保障制度改革などにより、少子・高齢化、激動する国際情勢に真正面から立ち向かうとしております。先月、閣議決定された政府の平成31年度予算案においては、全世代型の社会保障制度への転換に向け、消費税増収分を活用して、幼児教育の無償化を初め社会保障の充実に対応するとともに、臨時・特別の措置として、消費税率引き上げによる経済への影響の平準化に向け、低所得・子育て世帯向けプレミアム付商品券の発行など、施策を総動員した対策を講じることとしております。こうした動きは、市民生活及び本市の行財政運営にも大きな影響を及ぼすことから、引き続き迅速な情報収集と的確な対応を図ってまいります。

そうした中、平成32年1月に新市施行から15年の節目を迎える本市は、市民一人一人の愛着と幸福実感を高め、暮らしの質の向上を目指した取り組みを展開してまいります。また、同月開催の記念式典においては、市の振興・発展に寄与された方々の表彰や未来を担う子供たちの参画も得て、市民とともにその記念すべき節目を祝い、市に対する誇りや愛着の醸成、そして新しい時代への夢と希望が持てる機会にしてまいります。

一方、来月17日の新名神高速道路県内本線の開通により、本市の交通拠点性が高まるこの絶好の機会を生かした多様な産業集積と雇用の創出や子育て世代への支援の拡充等により、若者定住策を積極的に展開してまいります。また、全ての団塊世代の方々が75歳以上を迎える2025年問題に備える地域包括ケアシステムの充実と中心的都市拠点の求心力向上を目指し、JR亀山駅周辺の整備を着実に進めてまいります。

これら第2次総合計画に掲げる各分野の取り組みにより、持続的に発展し続けられる都市「緑の健都かめやま」の実現を目指してまいります。その実現は、本市にかかわる全ての主体がそれぞれの持つ力を合わせ、連携、協働してまちづくりを進める考え方を基本に、本市を取り巻く環境変化

にも柔軟に適応しながら、新たに策定した前期基本計画第2次実施計画を財政の健全性との両立により着実に推進しなければなりません。そのため、平成31年度を行政経営の重点方針において機転の年と位置づけ、職員一人一人の考動と英知を結集して取り組みを進めてまいります。

一方、今回改定した長期財政見通しでは、消費税増税による地方消費税交付金の増収を見込むものの、市税においては今後も緩やかな減少傾向が続き、普通交付税では合併算定がえ増額措置が終了するなど、歳入全体として長期的な減少を見込んでおります。

歳出につきましては、引き続き扶助費の増加を見込み、投資的経費では、既に着手している事業のほか、今後予定している認定こども園整備事業を見込んでおります。このほか、継続して積み立てるリニア中央新幹線亀山駅整備基金、庁舎建設基金については、平成37年度末の基金残高はそれぞれ20億円を確保するとともに、財政調整基金は、前回の長期財政見通しより約3億円少ない約8億円を見込むところであります。

なお、新年度の各会計別の予算額は、一般会計予算が、前年度比5.4%減となる201億5,700万円といたしました。また、国民健康保険事業特別会計は44億2,430万円、後期高齢者医療事業特別会計は9億5,480万円、農業集落排水事業特別会計は4億9,330万円、水道事業会計は17億9,820万円、工業用水道事業会計は3億3,850万円、公共下水道事業会計は22億4,810万円、病院事業会計は20億640万円、一般会計、特別会計、企業会計を合わせまして、前年度比3.1%減の324億2,060万円の当初予算額といたしております。

それでは、市政の各部門にわたり、第2次亀山市総合計画の基本施策の体系に沿ってご説明申し上げます。

まず、「快適さを支える生活基盤の向上」についてでございますが、都市づくりの推進につきましては、議会を初め市民の皆様から貴重なご意見をいただき、2カ年をかけて検討してまいりました。亀山市都市マスタープランの策定について、本議会に提案いたしております。計画では、持続的に発展し続けられる健都を目指し、その具現化に向けた整備の方針を示しております。新年度には、都市計画道路や用途地域の見直しを行うとともに、適切な土地利用の誘導に関する検討を行ってまいります。さらに、計画に位置づける居住誘導区域への転入者等を対象とした住宅取得への助成制度を創設することにより、子育て世帯等の居住誘導を図ってまいります。

また、亀山駅周辺整備事業につきましては、今月15日、三重県から2ブロック地区市街地再開発組合設立の認可を受けたことから、今後は、残る地権者との合意形成や図書館を含めた再開発ビル及び駅前広場の実施設計等が進められることとなります。本市といたしましても、国の貸付資金制度を活用した組合への資金の貸し付けなど、必要な支援を行うとともに、駅周辺道路や駐輪場、バス停留所の整備に向けた詳細設計や用地取得等を進めてまいります。

一方、地籍調査事業では、新たに本町3及び関町北裏1地区において現地確認調査を実施し、計画的に市内の地籍の明確化を図ってまいります。

次に、住環境の向上につきましては、来月策定いたします亀山市住生活基本計画に基づき、住宅セーフティネットの確保を図るため、民間賃貸住宅を活用して、既存の市営住宅とあわせ必要な住宅供給を行うとともに、高齢者や外国籍の方など住宅確保要配慮者の住まい確保についても、関係団体と連携して支援してまいります。

また、空き家情報バンク制度を通じた移住者と空き家所有者のマッチングや、本年度に制度拡充

した空き家リフォーム助成により、空き家の活用促進を図ってまいります。

次いで、上下水道の充実のうち、上水道事業につきましては、安全でおいしい水の安定供給を図るため、水道施設の計画的な耐震化を進め、地震発生時における被害の低減を図ってまいります。また、川崎町北部地区及び住山町西部地区の水量・水圧低下を解消するため、川崎加圧ポンプ施設の機械電気設備工事及び住山加圧ポンプ施設建設のための詳細設計を進めてまいります。

一方、公共下水道事業につきましては、公共下水道事業計画に基づき、能褒野町、川合町、阿野田町、和賀町等で管渠布設工事及び舗装復旧工事を行うとともに、下水道管路施設長寿命化計画に基づき、みどり町地内の管渠改築工事を行ってまいります。

さらに、農業集落排水事業では、施設の長寿命化対策や適切な維持管理のため、本年度に実施しております機能診断調査の結果に基づき、市内14施設の最適整備構想を策定いたします。

次に、道路の保全整備のうち、野村布気線整備事業につきましては、本市の道路ネットワークの強化に加え、市民生活の利便性向上や産業活動の促進にも重要な役割を担う幹線道路として、平成18年度の事業着手以来、計画的に事業を進めてきたところです。来る7月には、県道亀山関線とあわせ、このほど供用開始の見込みとなったところであり、完成に向け、県道との交差点部の道路改良工事を着実に進めてまいります。

また、和賀白川線整備事業につきましては、亀山環状線の完成に向けて用地交渉を行ってまいります。さらに、狹隘道路後退用地整備事業では、道路利用の安全性や利便性向上を図るため助成内容を拡充するとともに、老朽化の進む路線の舗装改修や橋梁の長寿命化に取り組んでまいります。

次いで、公共交通網の充実につきましては、亀山市地域公共交通計画に基づき、本市の地域公共交通が一体となって機能する持続可能な公共交通ネットワークの形成を図ってまいります。中でも、昨年10月に導入いたしました乗合タクシーにつきましては、超高齢社会の到来により運転免許の自主返納が進む中、バスや鉄道を補完する新たな高齢者の移動手段として定着を図るため、運行時間の拡大や停留所の増設など、サービス内容の見直しを行う一方、高齢者タクシー料金助成事業を1年延長して実施してまいります。加えて、高齢者タクシー料金助成事業の利用者には、乗合タクシー制度へ登録いただくとともに、利用促進を図るため無料体験乗車券の配布を行ってまいります。

次に、安全・安心なまちづくりの推進につきましては、市民の安全・安心な暮らしを守るため、自助・共助・公助の考え方を基軸として、地域が主体となって取り組む地区防災計画の策定支援など、市民、地域の防災力を高める取り組みを進めてまいります。

また、近い将来の発生が危惧される大地震に備え、引き続き木造住宅の耐震化促進や、重要度や緊急性が高い橋梁の耐震化に順次取り組むとともに、新たに、公道に面したブロック塀等の撤去に要する費用の一部を助成することにより安全対策を推進してまいります。

さらに、流下能力が低く、冠水等により営農に支障を来しております出屋排水路につきましては、周辺農地と下庄駅構内の冠水解消を図るべく、新年度での工事完了に向けて進めるとともに、長妻池耐震整備事業につきましては、県営事業により2カ年をかけて耐震整備工事を実施し、地震による破堤防止に努めてまいります。

一方、消防力の充実・強化につきましては、多種多様化する災害に的確に対応するため、消防施設・設備の充実や人材育成に取り組むとともに、他の消防本部との連携強化により、緊急時に的確な対応ができる体制づくりに努めてまいります。

また、医療センターでの救急ワークステーションなど、救急隊員に対する実習、研修の充実による職員の資質向上やジュニア救命士育成事業など、市民による応急手当の実施を促進し、救命率の向上に努めてまいります。

さらに、消防団の充実・強化につきましては、車両更新や装備資機材の充実・強化を図るとともに、施設の見直しを進めてまいります。

次いで、低炭素・循環型社会の構築につきましては、環境関連計画相互の一層の整合を図るとともに、環境政策を総合的かつ効果的に推進するため、2カ年をかけ、本市の環境政策の根幹をなす環境基本計画及び関連する個別計画の改定と、新たに生物多様性地域戦略及び地域気候変動適応計画の策定を進めてまいります。

また、廃棄物処理施設の適正管理を図るため、引き続き、ごみ溶融処理施設大規模整備事業を実施するとともに、衛生公苑し尿処理施設の大規模整備事業に着手し、耐用年数を迎える設備・機器の更新を計画的に進め、安全・安心で効率的な廃棄物処理に努めてまいります。

さらに、刈り草コンポスト化センターにつきましては、より効率的で効果的な運営に資するため、来る4月1日から民間事業者に運営を移譲してまいります。これに伴い、本議会に関係条例の改正を提案いたしております。

次に、自然との共生では、鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源をかけがえのない財産として守り、次世代に継承していくため、その理念や各主体の役割などを明らかにする条例の制定について、本議会に提案いたしております。

また、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を目指し、森林環境譲与税を活用した新たな森林経営管理システムを運用するに当たり、森林所有者の意向調査を行ってまいります。

さらに、みえ森と緑の県民税を活用し、子供たちが木と触れ合う機会の創出を進めるほか、里山や竹林の整備に取り組む団体や鈴鹿川等源流の森林づくり協議会の活動を支援し、森や木と市民をつなぐ場づくりや暮らしに身近な森林づくりに取り組んでまいります。

一方、農地の保全につきましては、引き続き、農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮と耕作放棄地の発生防止のため、農地や農道、水路などの地域資源を保全する活動への支援を行うとともに、持続的な農村景観と田園環境の保全を図るため、一団の農地に景観作物を作付する農家や営農組織等の取り組みを支援してまいります。

次いで、歴史的風致を生かしたまちづくりの推進につきましては、本市の魅力的で地域性のある歴史的風致の維持向上を図るため、東海道を基軸としながら、亀山、関、坂下の3宿とそのつながりを生かす取り組みを進めてまいります。

新年度におきましては、引き続き、関宿伝統的建造物群保存地区の修理・修景事業に取り組むとともに、関の山車会館の整備につきましては、関宿祇園夏まつりが開催される本年7月の開館に向け準備を進め、関の山車の保存、展示と祭りばやしなどの伝承活動の拠点となるよう活用を図ってまいります。なお、開館に当たり、本議会に関係条例の改正を提案いたしております。

次に、歴史・文化の継承、活用につきましては、鈴鹿関跡の国史跡指定を目指し、学術調査専門委員会において指導、助言をいただきながら発掘調査等を実施し、調査研究成果を積み重ねてまいります。

また、歴史博物館につきましては、春の企画展として、古代から近代にかけての印刷技術や印刷

物に関する展示を、秋の企画展では、明治時代の亀山の武家に関する展示を行うほか、改元に関する常設展示を計画しております。

さらに、学校との連携事業では、小学校を会場とした移動展示を行い、子供たちが地元の歴史や文化を学ぶ機会づくりを進めてまいります。

続きまして、「健康で生きがいを持てる暮らしの充実」についてご説明申し上げます。

まず、地域福祉力の向上につきましては、昨年度から亀山市社会福祉協議会にCSW（コミュニティソーシャルワーカー）を配置し、地域における助け合い・支え合いの仕組みづくりに取り組んでおります。こうした取り組みをベースとして、CSWはもとより、市や社会福祉協議会等の関係機関が多様化する地域の福祉課題を共有し、解決に向けて連携して取り組むため、相談支援包括化推進員の配置や推進会議の設置等により、多機関の協働による総合的な相談支援体制の構築に取り組んでまいります。

また、生活困窮者支援事業につきましては、相談業務として、社会福祉協議会に相談窓口を設置し、複合的な課題を持った相談者への対応等を行っております。なお、このたび、外国人派遣労働者等からの生活や住居などに関する相談に応じるため、同協議会に「働く方の生活相談（仮称）」を設置したところであり、引き続き、安心して福祉サービスを利用できる環境づくりに努めてまいります。

次に、健康づくり・地域医療の充実のうち、健康づくりの推進につきましては、データ分析に基づいた効果的な保健事業の推進や糖尿病の重症化予防など、保健と医療が連携した取り組みや、市民の健康寿命を延ばし、生涯にわたる健康な暮らしを支える取り組みを進めてまいります。新年度には、三重県との協働により実施しております健康マイレージ事業について、本市の特色を生かしたさまざまな健康づくりの取り組みをポイント付加の対象とするなど、本市独自の健康マイレージ事業として取り組み、より多くの方に気軽に事業に参加いただくことで、健康づくりの意識向上につなげてまいります。

また、昨年7月の健康増進法改正により、今後、受動喫煙防止対策が義務化されることから、市の施設における受動喫煙防止対策について、法の趣旨や施設の利用状況等を踏まえた検討を急ぐとともに、市民や事業者へ受動喫煙防止の必要性などについて啓発に努めてまいります。

さらに、亀山医師会の協力を得ながら、引き続き、胃がん、肺がん、大腸がんなど6種のがん検診や、インフルエンザや水痘など感染症の予防接種費用の助成を行ってまいります。また定期予防接種として、高齢者を対象とした肺炎球菌ワクチンや、新たに風疹ワクチンの予防制度がなかった39歳から56歳の男性を対象に風疹の抗体検査及び予防接種を実施し、疾病予防と早期発見・治療の推進を図ってまいります。

また、医療センターにつきましては、本市の地域包括ケアシステムの中核を担う病院として、かめやまホームケアネットの後方支援機能の役割を果たすとともに、地域包括ケア病床の有効活用や訪問看護ステーション事業の充実に取り組んでまいります。さらに、健康診断や人間ドックの受け入れ拡大を図り、市民からの要望に的確に応えられるよう取り組みを進めてまいります。

一方、国民健康保険事業につきましては、昨年3月に策定した亀山市第2期国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づき、国保データベース（KDB）を活用した生活習慣病重症化予防など、医療費適正化に向けた事業に取り組み、被保険者が安心して医療が受けられるよう

持続可能な事業運営に努めてまいります。

こうした中、本年度から県が財政運営の責任主体となり、市は、医療費水準や所得水準に応じて県が決定する国民健康保険事業費納付金を負担しております。今般、県から平成31年度の納付額が示されたところでありますが、現行の保険税率に基づく試算では、事業運営に財源不足が生じることが見込まれます。また、被保険者の負担が急激に増加しないよう、県は本年度から平成35年度までの6年間は激変緩和措置を講じることとしており、措置終了後に急激な保険税負担とならないよう、段階的に保険税率の改正を行う必要があります。このことから、国民健康保険事業の安定的な財政運営のため、新しい制度に対応した保険税率の改正を行うとともに、一般会計からの繰入金金を財源として基金に1,000万円の積み立てを行うことから、本議会に関係条例の改正を提案いたしております。

次に、高齢者の地域生活支援の充実につきましては、地域の多様で複合的な悩みや困り事に丸ごと対応できる相談体制の確立を目指し、新たに亀山地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置し、CSWと協働して支援ができるよう相談体制の強化に努めてまいります。

次いで、障がい者の自立と社会参加の促進につきましては、障がいのある人が住みなれた地域で生活を送ることができ、障がいのない人とつながり、支え合い、自分らしい生活を送ることができるまちづくりを進めてまいります。

また、地域生活支援事業につきましては、新たに訪問入浴サービスを加えるとともに、障害者総合相談支援センター事業の実施により、障がい者の状況や相談内容に応じた情報提供と福祉サービスを利用するための支援について、相談体制の充実を図ってまいります。

次に、文化・芸術の振興と文化交流の促進につきましては、本市の文化振興に関する基本施策を総合的かつ計画的に推進していくため、文化振興に関する理念を定め、市や市民の役割を明らかにする条例の制定に向けて取り組んでまいります。

また、かめやま文化年事業では、これまでの文化年事業の検証を踏まえ、文化年プロジェクトの集大成となる、かめやま文化年2020の実施計画を取りまとめるとともに、文化年事業を積極的にPRしてまいります。

さらに、文化の拠点施設である文化会館におきましては、施設の安全性の確保を図るため、老朽化した大ホールの舞台の電動昇降装置巻き上げ機の取りかえ工事を行うなど、利用環境の向上を図ってまいります。

次いで、スポーツの推進につきましては、平成33年度の三重とこわか国体の開催に向け、実行委員会の運営や、会場となる西野公園の野球場及びトイレ改修など諸準備を進めてまいります。また、市民や関係団体と一丸となって大会開催に向け取り組めるよう機運醸成を図るとともに、こうした大会を契機としてスポーツ文化の浸透を図ってまいります。

続きまして、「交通拠点性を生かした都市活力の向上」についてご説明申し上げます。

まず、企業活動の促進、働く場の充実につきましては、新名神高速道路の県内本線の開通により、本市の立地優位性がさらに高まることから、この状況を好機と捉え亀山・関テクノヒルズの開発事業者である住友商事株式会社や三重県との連携のもと、県内トップクラスの産業振興奨励制度を活用しながら積極的に誘致活動を展開してまいります。

また、企業の継続的な事業展開を支援するため、亀山・関テクノヒルズへの進出が決定した2社

へ工業用水の供給を行う施設整備を行ってまいります。

一方、企業活動の促進に伴い、雇用の場の拡大が期待できることから、雇用対策協議会、ハローワーク、商工会議所等の関係機関と連携した合同就職面接会の開催や就労者の働きやすい環境づくりに向けた取り組みにより、雇用促進に努めてまいります。

次に、地域に根差した商工業の活性化につきましては、市内商業団体や商工会議所と連携し、市内事業者が地域に根差し活発な経営が行えるよう、引き続き、まちゼミ、大市等の支援を行ってまいります。

また、若者や女性の創業をより一層支援するため、本年度に創設した創業等における空き店舗改修への補助制度を拡充し、積極的に活用を図ることにより、にぎわいのある商業地域の形成を進めるとともに、本市と交流のある7自治体とともに、各市の特産品や観光資源を広く発信する亀山市交流自治体特産品フェアを開催するなど、機会を捉え、本市の特産品等を積極的に発信してまいります。

次いで、農林業の振興のうち、農業の振興につきましては、三重県、JA等の関係機関と連携し、認定農業者等への農地の利用集積を促進するとともに、担い手農家や営農組織、新規就農者等の取り組みを支援し、農業生産力・経営力の向上を図ってまいります。

また、農作業の効率化と農業用施設の維持保全を図るため、地域の実情に合った農業基盤の整備を進めるとともに、農家にとって深刻な問題である獣害の対策につきましては、引き続き関係機関と連携した有害鳥獣捕獲活動等の支援に努めてまいります。

一方、林業の振興につきましては、引き続き林業事業者による施業の集約化や森林内路網の整備など、持続的な林業経営の基盤づくりを支援するとともに、公共建築物等における地域材の利用を促進するなど、林業経営の安定化につなげてまいります。

次に、まちづくり観光の推進につきましては、来訪者との交流促進に向けて、新たな観光資源の掘り起こしや閑宿を中心とした観光地の魅力を効果的に発信してまいります。新年度におきましては、亀山市観光協会の運営支援を行いつつ、昨年発足いたしました亀山市フィルムコミッションのロケ地誘致や組織力強化の取り組みを支援してまいります。

また、観光プロモーション推進事業では、大都市圏や大型クルーズ船の出航地での効果的な本市の魅力の発信などにより、観光地としての知名度向上につなげてまいります。一方、亀山7座トレイル事業につきましては、鈴鹿山脈のすばらしさを広く理解してもらい、貴重な観光資源として次世代へ継承するため、新たに登山指導専門員を任用し、本年度に設立した登山道活用ネットワークや三重県山岳連盟との協働により、市内の代表的な7つの山々を結ぶトレイルルートの具体的な整備、活用プランの策定等を進めてまいります。

次いで、広域的な交通拠点性の強化のうち、リニア中央新幹線整備促進事業につきましては、引き続きリニア中央新幹線の整備促進に向け、リニア中央新幹線・JR複線電化推進亀山市民会議を通じた取り組みのほか、三重県や沿線自治体等の関係機関と連携を図りながら、市内停車駅誘致に向けて取り組んでまいります。

また、リニア実現に向けた動きが新たなステージへと進んでおりますことから、市民会議におけるシンポジウムの開催など、市民の機運醸成につながる取り組みのほか、来るべき時期に備え、リニア中央新幹線亀山駅整備基金を計画的に積み立ててまいります。

一方、鈴鹿亀山道路の整備につきましては、今月27日、総合保健福祉センターにおいて、三重県主催による鈴鹿亀山道路に関する住民説明会が開催されます。当該道路は、高速道路網の利便性向上と地域の活性化の観点からも重要な路線でありますことから、引き続き国や三重県、鈴鹿市等と連携し、整備実現に向けた取り組みを行ってまいります。

続きまして、「子育てと子どもの成長を支える環境の充実」についてご説明申し上げます。

まず、子供たちの豊かな学びと成長のうち、幼稚園保育室等空調機整備事業につきましては、本年度の国の補正予算に盛り込まれた財政支援措置を活用し、小学校とあわせ事業を前倒しして行うものであります。近年の猛暑を鑑み、園児が快適な環境の中で過ごせるよう、本年夏までの空調機設置に向け、鋭意進めてまいります。

次に、安心して産み育てられる環境づくりの推進では、現在、本市の子ども・子育て支援の具体的な施策や取り組みを示す第2期亀山市子ども・子育て支援事業計画の策定に取り組んでいるところであります。これまで、亀山市子ども・子育て会議の開催やアンケート調査などを通じたニーズ把握を行ったところであり、引き続き現行計画の検証等を進めつつ、次期の計画策定につなげてまいります。

また、本年度に開始した子育て世代包括支援事業につきましては、幼児健康診査や相談対応を行う総合保健福祉センター内の集団指導室及び歯科健診室等について床や壁の改修を行うなど、利用者が安心して利用できるよう施設の環境整備を行ってまいります。

さらに、子どもの福祉医療費助成事業につきましては、子育て支援の充実を図るため、県制度に先駆け、昨年9月から未就学児童を対象に市内医療機関において窓口無料化を実施しております。新年度には、県制度において未就学児童の窓口無料化が導入されることから、本年9月から、県内医療機関に拡大して未就学児童の窓口無料化を実施するため、本議会に関係条例の改正を提案いたしております。

一方、認定こども園整備事業につきましては、これまでから地元自治会や地域まちづくり協議会との協議を重ねてきたところであり、引き続き地域のご理解を得ながら進めてまいります。

また、市内の私立保育所「亀山愛児園」が認定こども園へ移行するべく、現在三重県へ認可申請を行っているところであり、就学前幼児の一体的な教育・保育の環境整備につながることから、必要な支援を行ってまいります。

また、子育てが孤立しない環境づくりといたしまして、社会福祉法人「里山学院」が、市が寄贈を受けた西町地内の土地及び建物を活用して、市内初の地域小規模児童養護施設を整備されます。本市といたしましても、さまざまな理由から一時的に養育が困難となった児童の受け入れ等について、連携した支援を行うとともに、施設開設に当たり必要な支援を行ってまいります。

さらに、放課後児童クラブにつきましては、亀山南小学校区における施設利用者が増加していることから、新たな施設整備を行うとともに、亀山西小学校区及び井田川小学校区において新たに開設される民設の放課後児童クラブへの支援を行ってまいります。

続きまして、「市民力・地域力の活性化」についてご説明申し上げます。

まず、自立した地域まちづくり活動の促進につきましては、引き続き、地域まちづくり協議会へのアドバイザー派遣や地域予算制度による財政的な支援を行い、地域まちづくり計画に基づく主体的な活動を促進するとともに、地域活動の担い手の発掘・育成に向けた研修会の開催などを通じて

組織強化を支援してまいります。

次に、市民参画・協働の推進と多様な交流活動の促進のうち、市民活動応援制度につきましては、応援券の使用率や登録団体数が年々増加するなど、徐々に制度定着が図られてきたところであり、引き続き、利用率の低い地域への有効な配布や活用方法について検討するなど、さらなる利用促進に努めてまいります。

また、協働事業提案制度につきましては、市民への制度に対する周知を行うとともに、職員への協働に関する研修等を行い、多様な主体との協働によるまちづくりを進めてまいります。また、若者交流の推進につきましては、若者世代の積極的なまちづくりへの参画を推進するとともに、地域の活性化を図るため、かめやま若者未来会議を交流基盤として活動を行ってまいります。

新年度におきましては、市のイベント等への積極的な参加によって地域の活性化にかかわるとともに、若者ならではの視点を生かした政策アイデアの検討を行ってまいります。

一方、移住交流の促進につきましては、都市部での移住フェアや三重県と連携した移住相談会などを通じ、本市での暮らしの魅力を発信するとともに、本市での暮らしを実感していただくため移住体験ツアーを実施するなど、本市が移住先として選ばれるまちとなるよう取り組んでまいります。

また、U I J ターン促進事業では、学生や若者等を対象とした就職相談会を企業と合同で実施するほか、就職イベントや市内企業の魅力をメール発信し、潜在的なU I J ターン希望者の掘り起こしにつなげてまいります。

次いで、共生社会の推進のうち、人権の尊重につきましては、市民一人一人の人権に関する認識を高め、人権の視点を広げられるよう、人権週間に開催されます「ヒューマンフェスタ in 亀山」等を通じて、市民の人権意識の高揚に取り組んでまいります。

また、11月に亀山市ワーク・ライフ・バランス推進週間を設け、市内企業の取り組み紹介や推進啓発イベント等を開催するとともに、雇用対策協議会等と連携し、市内企業のニーズや現状を踏まえた効果的な啓発事業により、事業所の働き方改革や市民一人一人の意識の向上につなげてまいります。

続きまして、「行政経営」についてご説明申し上げます。

まず、亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、平成27年度の策定以来、本市の人口減少対策として取り組んできたところではありますが、新年度に5年間の計画期間が終了することから、これまでの取り組みの効果検証を行うとともに、国・県の動向を踏まえ、次期総合戦略の策定に向けて必要な見直しを進めてまいります。

次に、行財政改革の取り組みでは、第2次総合計画を着実に推進するため、持続可能な財政運営に努めるとともに、第2次行財政改革大綱の最終年度となりますことから、その実績と検証を踏まえ、第3次行財政改革大綱及び前期実施計画の策定に取り組んでまいります。

また、財源としての重要性を増す合併特例債につきましては、活用期限を延長し、有効に活用するため、その根拠としております新市まちづくり計画の変更を進めてまいります。

次いで、人事行政につきましては、臨時・非常勤職員の任用等の見直しによる会計年度任用職員制度の導入に向け、その制度構築を図るとともに、適正な定員管理を図るための亀山市定員適正化計画の見直しを行うなど、市役所の働き方改革に主眼を置いた取り組みを進めてまいります。

次に、財産、情報の適正な管理・活用につきましては、市民の利便性の向上を図るため、マイナ

ンバーカードを活用した行政サービスとして、全国のコンビニで住民票の写しや印鑑登録証明書等を発行できるコンビニ交付サービスについて、平成32年2月からの導入に向け進めてまいります。また、行政情報システムにつきましては、改元に伴い、市民生活に影響を及ぼすことがないよう対応に万全を期してまいります。

一方、公の施設の適切な管理・運営のため導入しております指定管理者制度につきましては、地区コミュニティセンターの指定管理期間が終了を迎えることから、これまでの実績等を検証の上、次期指定管理者の選定に向けて準備を進めてまいります。

さらに、新庁舎の整備につきましては、本年度策定いたします新庁舎建設基本構想に基づき、2カ年をかけて策定する新庁舎建設基本計画に着手してまいります。

ところで、昨年本市職員の事件を踏まえ、市行政に対する市民の信頼回復に向け、公務員倫理・職員コンプライアンスに係る条例制定を進めるとともに、補助金交付事業の事務執行の適正化を確保する内部監査システムを構築してまいります。なお、今般の職員不祥事に鑑み、市長給与の減給を行うため本議会に関係議案を提出いたしております。

また、学校教育、生涯学習等、教育分野の詳細につきましては、後ほど教育委員会当局からご説明申し上げます。

最後に、昨年11月11日から本年2月10日までの一般会計及び各特別会計に係る3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約につきましては、契約実績はございませんでした。

以上、簡単ではございますが、施政及び予算編成方針についてご説明を申し上げます。

私は、議員各位並びに市民の皆様のご鞭撻を得つつ、市政に全力を尽くす覚悟でございますので、皆様の深いご理解と一層のご支援を心よりお願い申し上げます。

#### ○議長（小坂直親君）

市長の施政及び予算編成方針の説明は終わりました。

次に日程第5、平成31年度教育行政一般方針の説明を行います。

服部教育長。

#### ○教育長（服部 裕君登壇）

平成31年亀山市議会3月定例会の開会に当たり、教育行政の方針についてご説明申し上げ、議員並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

まず国の情勢であります。先月、中央教育審議会は、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」を文部科学大臣に答申しました。また文部科学省は、公立学校の教員の時間外労働時間の上限を原則月45時間、年間360時間とする「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を公表しました。中央教育審議会答申は、このガイドラインの遵守を柱とし、教員の勤務時間に含まれる業務の見直しや変形労働時間制の導入等について提言しています。

この答申を受け、文部科学省は、学校における働き方改革推進本部を設置し、都道府県教育委員会等で2020年度をめどに教員の時間外労働時間の上限を定めるよう求めるとともに、自治体が条例に基づき公立学校教員の変形労働時間制を導入できるよう、新年度内に教職員給与特別措置法の改正を目指すとしています。

また、2020年度からの新学習指導要領本格実施や学校における働き方改革に向けて、小学校

英語専科教員の配置等、教職員定数の改善や外部人材の拡充など、学校の指導・運営体制の強化・充実が図られようとしています。

次に、県の情勢であります。昨年4月に三重県いじめ防止条例が施行されましたが、この条例の基本理念にのっとり、三重県いじめ防止基本方針が改定される予定です。また、三重県教育ビジョンは、新年度において4年間の計画期間の最終年度を迎え、県教育委員会は、その進捗状況を把握しながら各施策を推進しているところであります。

こうした国や県の動向、施策を見きわめつつ、教育委員会といたしましては、引き続き、亀山市教育大綱の基本理念「学びあふれる教育のまち かめやま」を念頭に置き、亀山市学校教育ビジョン、亀山市生涯学習計画及び亀山市子どもの読書活動推進計画の具体的な実践を着実に推進してまいります。

それでは、教育行政の各部門にわたり、新年度の取り組み及び事業計画をご説明申し上げます。

初めに、学校教育関係についてご説明申し上げます。

まず、学校体制の充実につきましては、新年度も引き続き、本市独自の少人数教育推進教員の効果的な配置によるきめ細かな教育の推進に努めてまいります。また、個の学び支援事業におきましては、学習生活相談員の効果的な配置や介助員、看護師等の適正配置に引き続き努力してまいります。

次に、コミュニティ・スクールにつきましては、これまでの6校に加え、新年度から新たに亀山南小学校、関小学校及び関中学校の3校で学校運営協議会の設置が予定されております。これに伴い、学校の事務補助員を増員するとともに、未設置の学校におきましても、設置に向けた研究と準備を進めてまいります。

次いで、学校給食につきましては、かめやまっ子給食など地産地消の取り組みを継続するとともに、より一層メニューの充実を図るため、生産者の方々との連携に努めてまいります。また、給食の公会計化につきましても準備を進めてまいります。

次に、学校保健関係につきましては、各学校では、感染症予防対策としてワクチン接種を呼びかけておりますが、今後も児童・生徒の健康管理指導を徹底してまいりたいと考えております。

最後に、教職員の働き方改革の取り組みといたしまして、中学校における部活動の指導充実と教員の長時間労働改善に向け、部活動ガイドラインの見直しや部活動指導員の増員を行うとともに、小学校におきましては、教員の事務作業や授業準備等の補助をするスクール・サポート・スタッフを新たに配置いたします。さらに学校ボランティア等、外部人材の積極的な活用や学校閉校日の拡大を進めるとともに、現在年3回実施しております土曜授業につきましても、新年度に検討会議を開催し、見直しを行ってまいります。あわせて、時間外労働時間削減に向けた教職員の意識改革を促すとともに、学校における業務改善等の進捗状況を把握しながら、総勤務時間縮減を推し進めてまいります。

続きまして、教育研究関係についてご説明申し上げます。

まず、亀山市学校教育ビジョンに掲げる「希望に輝く心ゆたかな亀山の子どもたち」を育成するため、学校、家庭、地域、行政が相互に連携し、一体となってその進捗管理を行い、目標達成に向け取り組みを進めてまいります。

次に、教職員の研修関係につきましては、教育現場の教育力の向上を目指して、新年度の亀山市

教育関係職員の研修方針を定めました。「情熱と誇りをもち、学び続ける教職員」を目指す姿とし、一人一人の児童・生徒が、個性を生かしながら仲間とともに主体的に学ぶことを目指して、教職員の資質や指導力、今日の教育課題に対応した実践力、管理職のマネジメント能力の向上を図ってまいります。あわせて、亀山市教育研究体制を大幅に見直し、研修担当者会の開催や小中連携強化のための授業研究を進めてまいります。

次いで、学力向上につきましては、引き続き、書く力の育成を軸とする学力向上の取り組みを着実に実践するとともに、全国学力・学習状況調査、みえスタディ・チェック及びワークシートの3点セットを活用し、学力定着状況の把握、分析に基づいた効果的な取り組みを推進してまいります。

また、亀山市学力向上推進計画が計画期間最終年度を迎えますことから、これまでの取り組みの成果、課題を検証の上、次期亀山市学力向上推進計画の策定に向けた作業を進めてまいります。

新学習指導要領につきましては、各教科の移行期間における指導と主体的・対話的で深い学びの充実に向けた取り組みを進めるとともに、中学校における特別の教科道德の本格実施や小学校英語科・英語活動の先行実施を行ってまいります。特に小・中学校の英語指導におきましては、読む・書く・聞く・話すの4技能の育成を進めるとともに、各技能の定着度をはかるテストを各校に提供し、指導改善に生かしてまいります。さらに、2020年度から使用する小学校の教科書の採択や、それに伴う小学校社会科副読本改訂作業に取り組んでまいります。また、体力向上につきましては、運動量の確保に努めた体育の授業改善や1学校（園）・1運動プロジェクトを進め、運動の日常化に取り組んでまいります。

次いで、豊かな心を育む教育につきましては、これまでの体験活動の場を一層工夫し、命の大切さや仲間を思いやる心の醸成を図ってまいります。また、市立図書館や歴史博物館、文化会館等との連携を深めながら、読書や文化・芸術等に係る体験を通して、豊かな感性や人間性を育ててまいります。

さらに、未就学児から小学校6年生までのそれぞれの年代に応じた推薦図書を選定し、学年別のリーフレットを配布・活用することで、子供たちに読書を奨励する読書チャレンジに新たに取り組めます。

次に、人権教育につきましては、市長部局との連携を強化しつつ、人権が尊重される学校づくり、家庭づくりの取り組みに努めてまいります。生徒指導につきましては、子供たちが確かな規範意識を持って、さまざまな生活の場面で主体的に判断、行動ができるよう、小中連携を図りながら指導方法の工夫改善に取り組んでまいります。

また、国立教育政策研究所の魅力ある学校づくり調査研究事業の委託を受け、亀山中学校区の小・中学校を中心に、義務教育9年間を見通した適時性・連続性のある教育を推進し、新規不登校児童・生徒を生まないように、確かな学力の育成と子供たちの居場所づくり・きずなづくりに取り組んでまいります。

いじめ問題への取り組みでは、ささいなことも見逃さず、いじめの積極的な認知と早期対応に努めるとともに、各学校においてはいじめアンケートや教育相談などを活用し、関係機関等とも連携しながらいじめへの適切な対応を図ってまいります。

次に、情報教育につきましては、2020年度から小学校で必修化されますプログラミング教育の円滑な実施に向けて、教職員に対しての研修や必要な教材の整備を進めてまいります。

次いで、経済的理由等で家庭での学習環境が整いにくい生徒を対象に個別の学習支援を行う学習教室の開催につきましては、4年目を迎えることとなりますが、これまでの取り組みの成果と課題を明らかにし、今後も受講生徒数の拡大とさらなる充実に努めてまいります。

最後に、鈴鹿大学との連携協定のもと、キャリア教育や外国人児童・生徒教育を初め、食育や特別支援教育の充実にに向けた取り組みを推進してまいります。

続きまして、学校施設の整備関係についてご説明申し上げます。

まず、川崎小学校改築事業につきましては、平成28年度から3年間の継続事業として校舎改築工事を進めてまいりましたが、その完成を迎えることとなり、来月10日に竣工式を開催する予定であります。

次に、小学校普通教室等空調機整備事業につきましては、来月、設置工事に着手する予定であり、今夏に空調機が使用できるように取り組んでまいります。

次いで、井田川小学校校舎増築・給食室改修事業につきましては、近年の井田川地区における宅地開発による児童数の増加に対応するため、新年度において校舎増築の設計業務等を実施いたします。また、本事業におきましては、老朽化している給食調理施設の改修工事もあわせて行います。

続きまして、生涯学習関係についてご説明申し上げます。

まず、亀山市生涯学習計画の推進につきましては、地域人材キラリ育成事業において、地域で活躍できる人材育成に取り組んでまいります。中央公民館講座では、地域に根差した学びを取り入れるとともに、新年度から市民大学（仮称）を立ち上げて、歴史・文化、自然環境、健康都市の分野において「気づき」のコースを、地域経済の分野において「実践」のコースを開講いたします。なお、来月10日には「あなたの学びが亀山市を創る」をテーマとしてプレ講座を開催し、市民大学の取り組みについて市民の皆様への周知を図ってまいります。

次に、青少年の健全育成につきましては、学校、PTA、警察署などの関係機関と連携し、防犯の観点から通学路の合同点検を実施いたしました。その結果を踏まえて、補導員によるパトロールコースや巡回時間の改正を行い、青少年の安心・安全な環境づくりを図ってまいります。

次いで、家庭教育の支援につきましては、社会教育委員会において子育て家庭に向けた応援メッセージとして、かめやまお茶の間10選を策定いただいております。その周知と実践に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、新図書館の整備につきましては、亀山市立図書館整備基本計画の実現に向けて、亀山駅周辺整備事業との緊密な連携を図りながら、実施設計の調整や新図書館における管理運営方針の策定、蔵書の充実、地域における読書活動拠点の確立などを進めてまいります。また、新図書館の実現に向けて、市民の皆様からいただきましたご意見を少しでも多く反映できるよう、引き続き多様な形での情報発信や図書館市民ワークショップの開催に努めてまいります。

次いで、現市立図書館につきましては、先般開催いたしました図書館まつりなどのイベントを通じて、図書館ボランティア団体の皆様との連携を深め、市民の皆様が本を身近に感じられる環境づくりに努めてまいります。また、昨年初めて実施いたしました教育功労者の表彰につきましては、新年度は学校運営協議会や社会教育ボランティアの分野でご尽力されました方々を中心に表彰候補者の選定を進め、表彰式を開催してまいりたいと考えております。

最後に、教育に関する情報発信といたしまして、継続して市広報にかめやま教育通信を掲載する

など、子育て、家庭学習、英語教育、通学路の安全確保など、役立つ内容を広く市民の皆様に発信してまいります。

以上、平成31年度教育行政の方針についてご説明を申し上げました。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

教育長の教育行政一般方針の説明は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前11時10分 休憩）

---

（午前11時19分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程第6、委員会提出議案第1号を議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

森 美和子議会運営委員会委員長。

○10番（森 美和子君登壇）

ただいま上程をいただきました委員会提出議案第1号亀山市議会委員会条例の一部改正については、議会運営委員会の委員会提出議案でございますので、委員長の私のほうから提案理由の説明をいたします。

現在、議会運営委員会の委員については、亀山市議会運営委員会内規第2条において、2人以上の議員が所属する会派の所属議員数に応じて定められた人数を選出することとしています。今般、会派異動に伴い、内規に基づき選出する議会運営委員会の委員数に変更が生じたことから、所要の改正を行うものであります。

改正内容といたしましては、第4条第2項に定める議会運営委員会の委員の定数を「5人」から「6人」に改めます。

施行日は公布の日といたします。

以上、委員会提出議案の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております委員会提出議案第1号につきましては、本日提案されます議案と切り離して先議することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

委員会提出議案第1号については、先議することに決定しました。

これより委員会提出議案第1号について質疑を行います。通告はありませんので、質疑を終結

いたします。

なお、委員会提出議案第1号については、会議規則第36条第2項の規定により常任委員会への付託はしないこととします。

次に、委員会提出議案第1号について討論を行います。通告はありませんので、討論を終結し、委員会提出議案第1号について起立により採決を行います。

起立に先立って、この際お諮りします。

起立採決の際、着席している場合は、その議案に対して反対とみなすことにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長（小坂直親君）**

ご異議なしと認めます。

起立採決により着席している場合は反対とみなすこととします。

それでは、委員会提出議案第1号亀山市議会委員会条例の一部改正について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（小坂直親君）**

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第1号亀山市議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

(午前11時23分 休憩)

---

(午後 1時00分 再開)

**○議長（小坂直親君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、ご報告します。

議会運営委員会委員の選任について、先ほど亀山市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長において18番 櫻井清蔵議員を委員に指名しました。

次に日程第7、議案第1号から日程第42、議案第36号までの36件を一括議題とします。

市長に上程各案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

**○市長（櫻井義之君登壇）**

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第1号亀山市鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源を守り継ぐ条例の制定についてでございますが、亀山市は、鈴鹿山脈や布引山地を源とした鈴鹿川及び中ノ川を有し、その源流域

は、豊かな森林に覆われ、多様な生物を育む生態系を支えております。鈴鹿川最上流域にある鈴鹿峠周辺は、いにしえより「鈴鹿」の地名の発祥の地であると言われて、かつては鈴鹿山と呼ばれた山々から流れ出た水は、古くは万葉集にも詠まれた鈴鹿川となり、布引山地を源とする水系と合流して広範な鈴鹿川水系を形成し、その流域には、豊かな水の恩恵により貴重な歴史・文化が築かれてまいりました。

また、鈴鹿川等源流域は、水源の涵養、土砂流出の防止等の市民の暮らしを支える公益的機能も有していることから、本市は、これらの源流域について鉱区禁止地域の指定を受けるなど、公益的機能を確保する取り組みを行ってまいりました。

しかし、近年、鈴鹿川等源流域に位置する集落では、過疎化や少子・高齢化が進展し、そこに暮らす人々だけでは、これらの源流域の自然環境と歴史的資源を守っていくことが難しくなっております。このため、先人たちが時代を超えて継承してきた鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源に改めて誇りを感じ、その自然環境等をかけがえのない財産として守り、次世代に継承していくため、この条例を制定するものでございます。

制定内容は、まず1つ目といたしまして、亀山市環境基本条例の基本理念にのっとり、鈴鹿川等源流域の自然環境及び歴史的資源の保全及び活用に関し、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、鈴鹿川等源流域の自然環境及び歴史的資源を守り、継承することを目的といたします。

2つ目といたしまして、この条例における用語の意義を定めることといたします。

3つ目といたしまして、市の責務について定めることといたします。

4つ目といたしまして、市民の役割について定めることといたします。

5つ目といたしまして、事業者の役割について定めることといたします。

6つ目といたしまして、市は、鈴鹿川等源流域における生物の多様性を確保し、その恵沢を将来にわたって享受するため必要な措置を講ずるよう努めるものいたします。

7つ目といたしまして、市は、鈴鹿川等源流域において、公益的機能を持続的に発揮させるために行う森林の区分に応じた森林及び地域の特性に応じた農地の保全及び活用を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものいたします。

8つ目といたしまして、市は、鈴鹿川等源流域の自然環境の保全を図るため、大規模に森林を伐採し、及び土地を改変する行為（森林施業のための行為を除く。）に対し、必要な措置を講ずるものいたします。

9つ目といたしまして、市は、鈴鹿川最上流域における特有の歴史的資源の保全及び活用に関し、必要な措置を講ずるものいたします。

10番目といたしまして、市は、市民、事業者及びこれらの者で構成する団体並びに有識者と相互に連携し、または協力して源流域の保全等に関する施策を推進するものいたします。

11番目といたしまして、市は、市民等が自発的に行う源流域の保全等に関する活動を促進するため、必要な情報を適切に提供するよう努めるものいたします。

12番目といたしまして、市は、鈴鹿川等源流域の自然環境及び歴史的資源を大切にす心の醸成を図るため、市民がその自然環境等と触れ合う機会を創出するよう努めるものいたします。

13番目といたしまして、市は、源流域の保全等に関する施策を推進するため、必要な財政上の

措置を講ずるよう努めるものいたします。

14番目といたしまして、市は、源流域の保全等のため必要があるときは、国及び他の地方公共団体に対し必要な協力を要請するものいたします。

15番目といたしまして、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めます。

なお、施行日は公布の日とし、この条例の施行の日の前日までに現に着手している事業の実施に伴って行われる森林を伐採する行為や土地を改変する行為については、この条例に規定する大規模な森林の伐採等の行為に対する措置を適用しないとする経過措置を設けることといたします。

次に、議案第2号亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてでございますが、人事院規則15-14が改正され、国家公務員に対する超過勤務命令の上限設定等に係る規定が改正されたことから、市職員に対する規定についてこれに準じた取り扱いとするため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、職員の正規の勤務時間以外の時間において、公務のため臨時または緊急の必要がある場合に命ずることができる勤務に関し、必要な事項を規則で定めることといたします。

なお、施行日は平成31年4月1日といたします。

次に、議案第3号亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございますが、現在、市の学校薬剤師の報酬については、2校以上を兼務している場合、本務校と兼務校において報酬の額に差がありますが、学校薬剤師の職務内容については、本務校と兼務校において違いはないことから、県内他市の状況等を考慮し、適正な報酬の額とするため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、本務校と兼務校における報酬の額の差をなくすため、2校以上を兼務している場合に、1校加えるごとに加えることとしている加給額の規定を削除することといたします。

なお、施行日は平成31年4月1日といたします。

次に、議案第4号亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、文化財保護事業に関連する職員の不祥事に鑑み、平成31年4月1日から同年5月31日までの間における市長の給料月額を減額するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、特例期間に支給する市長の給料月額は、本条例附則第9項に規定する給料月額から本条例第2条第1項第1号に規定する給料月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額といたします。

なお、施行日は平成31年4月1日といたします。

次に、議案第5号亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部改正についてでございますが、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律により、平成31年10月1日から消費税率が8%から10%へ引き上げられます。このことから、消費税の課税対象となる公共サービス等の使用料等について、消費税を適正に転嫁した金額となるよう見直しが必要となるため、関係する26の条例について所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、消費税率の引き上げに伴い見直しが必要となる市の施設の使用料等の額について、消費税率の引き上げに応じた額に改めます。

なお、施行日は平成31年10月1日とし、使用日または利用日の前に納付する使用料等につい

て、改正後の各条例の規定は、施行日以後に発する納入通知書に係る使用料等について適用するとする経過措置を設けます。

また、施行日前から継続して公共下水道及び水道を使用している場合の平成31年10月分の公共下水道の使用料及び水道料金については、なお従前の例による経過措置を設けることといたします。

次に、議案第6号亀山市基金条例の一部改正についてでございますが、国民健康保険制度は、平成30年度から県が財政運営の責任主体となり、保険給付に必要な費用全額を県が保険給付費等交付金として市に支払うこととなりました。これにより、市は保険給付費等の増加のリスクを負う必要がなくなりましたが、今後も国民健康保険事業の健全な財政運営には基金が必要であるため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、基金の名称を「国民健康保険給付費等支払準備基金」から「国民健康保険事業運営基金」に改めることといたします。

なお、施行日は平成31年4月1日といたします。

次に、議案第7号亀山市関宿伝統的建造物群保存地区資料館条例の一部改正についてでございますが、関宿に伝わる関の山車と祭りの保存と継承を行うとともに、関の山車と祭りを広く全国に紹介し、関宿の新たな魅力づくりに寄与するため、亀山市関宿伝統的建造物群保存地区資料館として、新たに関の山車会館を整備し、平成31年7月1日に開館するため、所要の改正を行うものでございます。

また、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律により、平成31年10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、あわせて所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、第1条関係の1つ目といたしまして、資料館に関の山車会館を加えることといたします。

2つ目といたしまして、資料館で行う事業に、山車に関する資料の展示に関すること及び山車に関する交流の場としての活用に関することを加えることといたします。

3つ目といたしまして、関の山車会館の離れ及び集会室の開館時間以外の時間における使用について定めることといたします。

4つ目といたしまして、時間外使用の制限について定めることといたします。

5つ目といたしまして、目的外使用等の禁止について定めることといたします。

6つ目といたしまして、時間外使用の許可の取り消し等について定めることといたします。

7つ目といたしまして、関の山車会館に入館する場合及び関の山車会館を含む全ての資料館に入館する場合の入館料並びに時間外使用における使用料の額を定めます。また使用者は、使用料を前納しなければならないことといたします。

8つ目といたしまして、使用料の免除について定めることといたします。

9つ目といたしまして、既納の使用料の還付について定めることといたします。

10番目といたしまして、時間外使用に関し特別の設備をするときなどには、市長の許可を受けなければならないことといたします。

11番目といたしまして、時間外使用が終了したときなどには、直ちに原状に回復しなければならないことといたします。

らないことといたします。

12番目といたしまして、本条例の改正に伴う規定の整理を行います。

続いて、第2条関係といたしまして、使用料の額について、消費税率の引き上げに応じた額に改めます。

なお、第1条関係の施行日は平成31年7月1日といたします。また、第2条関係の施行日は平成31年10月1日とし、同日以降に発する納入通知書に係る使用料について適用することといたします。

次に、議案第8号鈴鹿峠自然の家条例の一部改正についてでございますが、鈴鹿峠自然の家のプールは平成8年度に整備されましたが、現在水源に利用していた湧き水の水量が減少し、他に水源の確保も困難であるとともに設備の老朽化に伴う改修に多額の費用が見込まれることから、同設備を廃止するため、所要の改正を行うものでございます。

また、鈴鹿峠自然の家において貸し出しを行っているテントについては、現在需要がなく、保有しているテントの劣化も進んでいることから、テントの貸し出しを廃止するため、あわせて所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、鈴鹿峠自然の家のプールの使用料及びテントの使用料に関する規定を削除することといたします。

なお、施行日は公布の日といたします。

次に、議案第9号亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正についてでございますが、子どもの福祉医療費助成事業につきましては、義務教育修了までの児童の福祉の増進を図るため、小学校卒業までを助成対象とする県制度の医療費助成に加え、市独自の制度として中学生を対象に医療費助成を実施しております。

さらに、平成30年9月1日から未就学児童が市内の保険医療機関で医療を受けた場合における窓口での負担をなくす窓口無料化を実施しております。こうした中で、県制度において未就学児童の窓口無料化が導入され、県内市町の多くが、平成31年9月1日から未就学児童が県内の保険医療機関で医療を受けた場合における窓口無料化を実施するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、市内の保険医療機関で実施している未就学児の窓口無料化について、県内の保険医療機関まで拡大し、実施することといたします。

なお、施行日は平成31年9月1日とし、同日以降に受けた医療について適用することといたします。

次に、議案第10号亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてでございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、災害弔慰金の支給等に関する法律が改正され、平成31年4月1日から市が貸し付ける災害援護資金の貸付利率について、年3%以内で条例で定める率とされることから、所要の改正を行うものでございます。

また、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令により災害弔慰金の支給等に関する法律施行令が改正され、平成31年4月1日から災害援護資金の貸し付けに関する規定が改められることから、あわせて所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず1つ目といたしまして、災害援護資金の貸し付けを受けようとする者は、保証人を立てることができることといたします。また、災害援護資金の貸し付けにおける据置期間経過後について、延滞の場合を除き、保証人を立てる場合は無利子に、保証人を立てない場合はその利率を年1.5%に改めることといたします。

2つ目といたしまして、これまで年賦償還または半年賦償還としていた災害援護資金の償還について、月賦償還を加えることといたします。また、施行令から保証人に関する規定が削除されたことに伴う規定の整理を行います。

なお、施行日は平成31年4月1日とし、同日以降に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けについて適用することといたします。

次に、議案第11号亀山市国民健康保険税条例の一部改正についてでございますが、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行により、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村とともに国民皆保険の下支えをする役割を果たす国民健康保険制度を将来にわたって持続可能な制度とすることを目指すこととなりました。

新しい制度では、都道府県は、市町村ごとの医療費水準や所得水準に応じた国民健康保険事業費納付金を決定し、標準的な住民負担として標準保険税率を提示し、市町村は、標準保険税率を参考に保険税率を定め、賦課徴収することになります。

今般、平成31年度の納付金の額及び標準保険税率が三重県から提示されましたが、現行の保険税率に基づく試算では財源不足が生じ、三重県に納付金が納付できなくなることが見込まれます。また、平成29年度から2年連続で一般会計からの法定外繰り入れを必要とする厳しい財政状況の中、一般会計からの法定外繰り入れを解消し、国民健康保険財政の健全化を図るため、標準保険税率を参考に税率の改正を行うことから、所要の改正を行うものでございます。

また、地方税法施行令の一部を改正する政令により地方税法施行令が改正され、平成30年4月1日から国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額が引き上げられたため、あわせて所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず1つ目といたしまして、国民健康保険税の課税額について、資産割額を廃止し、世帯主及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額といたします。また、基礎課税額の課税限度額を「54万円」から「58万円」に改めます。

2つ目といたしまして、基礎課税額（医療分）の税率を改めることといたします。

3つ目といたしまして、後期高齢者支援金等課税額の税率を改めることといたします。

4つ目といたしまして、介護納付金課税額の税率を改めることといたします。

5つ目といたしまして、国民健康保険税の税率の改正に伴い、所得により減額される被保険者均等割額及び世帯別平等割額の額を改めることといたします。

なお、施行日は平成31年4月1日とし、平成31年度以降の国民健康保険税について適用することといたします。

次に、議案第12号亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてでございますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令により廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則が改正され、平成31年4月1日から、一般廃棄物処理施設に置かなけれ

ばならない技術管理者の資格に関する基準が見直されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、改正された廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則で定める基準を参酌し、市が設置する一般廃棄物処理施設に置かなければならない技術管理者の資格に、学校教育法に基づく専門職大学の前期課程の理学、薬学、工学、農学またはこれらに相当する課程において、衛生工学または化学工学に関する科目の前期課程を修了した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者及び学校教育法に基づく専門職大学の前期課程の理学、薬学、工学、農学またはこれらに相当する課程において衛生工学または化学工学に関する科目以外の科目の前期課程を修了した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者を加えることといたします。

なお、施行日は平成31年4月1日といたします。

次に、議案第13号亀山市総合環境センター条例の一部改正についてでございますが、亀山市刈り草コンポスト化センターは、亀山市総合環境センターの分館として平成18年度から稼働し、主に公共施設の維持管理等によって発生した刈り草を破砕し、及び発酵させて堆肥化することにより廃棄物の有効活用及び環境負荷の低減を図ってまいりました。

こうした中、コンポスト化センターの運営手法を検討したところ、民間への運営移譲が最も効率的で効果的な手法であることから、平成31年4月1日から運営を民間事業者に移譲するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、コンポスト化センターに関する規定を削除することといたします。

なお、施行日は平成31年4月1日といたします。

次に、議案第14号亀山市営住宅条例の一部改正についてでございますが、昭和36年度建設の野村住宅、昭和25年度建設の若草住宅及び城山住宅並びに昭和39年度建設の新所住宅については、耐用年数が経過し老朽化していることから、亀山市公営住宅等長寿命化計画において用途廃止とする判定を行っております。こうした中、これらの住宅のうち、既に入居者が退去した住宅について用途を廃止するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、昭和36年度建設の野村住宅及び昭和39年度建設の新所住宅について用途を廃止するため、これらの住宅の名称、位置等を定める規定を削除することといたします。また、昭和25年度建設の若草住宅及び城山住宅について、入居者が退去した7戸の用途を廃止するため、これらの住宅の戸数を改めることといたします。

なお、施行日は公布の日といたします。

次に、議案第15号亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の一部改正についてでございますが、技術士法施行規則の一部を改正する省令による技術士法施行規則の改正により、上下水道部門の選択科目が見直され、平成31年4月1日から水道環境が上水道及び工業用水道に統合され、削除されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、市の水道の布設工事監督者の資格のうち、技術士試験の二次試験の上下水道部門に合格した者について、選択科目から水道環境を削除することといたします。

なお、施行日は平成31年4月1日とし、施行日前に行われた技術士試験の上下水道部門に係る二次試験に合格した者について、選択科目として水道環境を選択したものは、上水道及び工業用水

道を選択したものとみなす経過措置を設けることといたします。

次に、議案第16号亀山市火災予防条例の一部改正についてでございますが、利用者の防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火安全体制の確立を促すため、政令指定都市の消防本部が中心となって重大な消防法令の規定に違反する防火対象物を公表する制度の実施を進めております。

こうした中、県内では、既に四日市市消防本部等が公表制度を実施しており、三重県消防予防担当課長会議において、平成32年4月1日から残る全ての消防本部についても重大な消防法令の規定に違反する防火対象物を公表する制度を実施する方針となったことから、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、防火対象物の消防用設備等の状況が、消防法令の規定に違反する場合は、その旨を公表することができることといたします。また公表するときは、当該防火対象者の関係者にその旨を通知するものとし、公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定めることといたします。

なお、施行日は平成32年4月1日といたします。

続きまして、議案第17号平成30年度亀山市一般会計補正予算（第5号）についてでございますが、補正額は、歳入歳出それぞれ3億4,797万3,000円を減額し、補正後の予算総額を221億1,061万1,000円といたしております。

今回の補正につきましては、各費目にわたり決算見込み額を調整の上、計上しましたことから減額補正が多くなっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

最初に、繰越明許費補正につきましては、長妻池耐震整備事業など、年度内に完成が見込めない7事業について繰越明許費を追加いたしております。

次に、債務負担行為補正につきましては、事業費の確定により、行政事務パソコン管理事業など11事業について変更いたしております。

次に、地方債補正につきましては、事業費などの確定に伴い変更いたしております。

続きまして、歳出の主な補正内容をご説明申し上げます。

まず、総務費につきましては、木造住宅補強事業及び市議会議員選挙費について、決算見込みにより減額いたしております。

民生費につきましては、国民健康保険事業特別会計に対し繰出金を増額するほか、介護保険地域支援事業について決算見込みにより減額いたしております。

農林水産業費につきましては、森林環境創造事業について、国・県の補助事業費の確定により減額し、商工費につきましては、地域生活交通再編事業について、決算見込みにより乗合タクシー運行委託料を減額いたしております。

土木費につきましては、和賀白川線整備事業について、合併特例事業から社会資本整備総合交付金事業へ事業変更し、また野村布気線整備事業について、道路上の防球ネット整備工事が不要となったことから、それぞれを減額いたしております。

消防費につきましては、防火水槽整備事業について、次年度での施行に組み替えるため減額し、教育費につきましては、文化会館大規模改修事業における入札差金を減額いたしております。

諸支出金につきましては、庁舎建設基金の積立金を増額いたしております。

続きまして、歳入の主な補正内容をご説明申し上げます。

国庫支出金につきましては、社会資本整備総合交付金について、道路橋梁に係る補助事業費の確定及び木造住宅補強事業の決算見込みにより、それぞれ減額いたしております。

県支出金につきましては、国庫支出金に準じた補正のほか、森林環境創造事業に係る国・県の補助事業費の確定により減額し、寄附金につきましては、ふるさと納税による寄附金を計上いたしております。

繰入金につきましては、今回の補正に係る財源調整として、財政調整基金繰入金を減額いたしております。

市債につきましては、野村布気線整備事業債など、事業費の確定により減額いたしております。

次に、議案第18号平成30年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、補正額は、歳入歳出それぞれ531万3,000円を減額し、補正後の予算総額を45億7,509万6,000円といたしております。

主な補正内容は、歳入において、国民健康保険税が当初見込みより減額となるなど歳入に不足が見込まれますことから、一般会計繰入金を増額し、歳出において、特定健康診査に係る事業費を減額いたしております。

次に、議案第19号平成30年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、補正額は、歳入歳出それぞれ638万5,000円を減額し、補正後の予算総額を4億8,381万4,000円といたしております。

なお、主な補正内容は、歳出において、処理施設維持管理費を減額いたしております。

次に、議案第20号平成30年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、主な補正内容は、資本的支出において、建設改良費のうち一般会計及び公共下水道事業会計への舗装復旧工事負担金の額の確定により150万円を減額し、補正後の予定額を5億7,660万円といたしております。

次に、議案第21号平成30年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、主な補正内容は、資本的支出において、建設改良費のうち補償費や流域下水道建設負担金の確定などにより2,300万円を減額し、補正後の予定額を12億2,980万円といたしております。

次に、議案第22号平成30年度亀山市病院事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、主な補正内容は、資本的支出において、建設改良費のうち工事請負費の入札差金などにより1,800万円を減額し、補正後の予定額を2億5,650万円といたしております。

以上が、今回提案いたしました一般会計及び各特別会計並びに各企業会計の補正予算の主な内容でございます。

なお、詳細につきましては、副市長から説明いたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第23号平成31年度亀山市一般会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額は201億5,700万円で、前年度当初予算に比べて11億4,400万円、率にして5.4%の減といたしております。

減額となりました主な要因は、年次計画等による野村布気線整備事業、亀山駅周辺整備事業、川

崎小学校改築事業及び関の山車会館整備事業の事業費減によるものでございます。

初めに、歳入でございますが、市税につきましては、固定資産税の土地・家屋が増収となるものの、法人市民税や固定資産税の償却資産の減収などにより、前年度と横ばいの105億4,000万円を計上いたしております。

地方交付税につきましては、普通交付税において国が増額の予算措置を行ったことから、また、特別交付税においては近年の実績から、それぞれ増額を見込み、前年度当初予算より1億8,600万円増の16億4,600万円を計上いたしております。

国庫支出金につきましては、亀山駅周辺整備事業に係る社会資本整備総合交付金の減などにより、前年度当初予算より2億8,319万6,000円減の22億8,753万6,000円を計上いたしております。

繰入金では、財政調整基金から11億円などの繰り入れを行い、財源といたしております。

市債につきましては、普通交付税から振り替えられる臨時財政対策債4億290万円のほか、溶融処理施設の大規模整備事業に係る一般廃棄物処理施設整備事業債や亀山駅周辺整備事業に係る合併特例債や都市計画事業債など8億8,500万円を計上いたしております。

続きまして、歳出でございますが、平成31年度の主な事業をご説明申し上げます。

初めに、快適さを支える生活基盤の向上では、亀山駅周辺整備事業を推進するほか、地域生活交通再編事業やごみ溶融処理施設大規模整備事業などを実施いたします。また、新たに創設される森林環境譲与税（仮称）を活用した森林経営管理事業を実施いたします。

次に、健康で生きがいを持てる暮らしの充実では、がん検診推進事業や福祉医療費助成事業を実施するほか、図書館整備事業や国民体育大会の開催に向け、西野公園改修事業を実施いたします。

次に、交通拠点性を生かした都市活力の向上では、産業振興奨励事業やリニア中央新幹線亀山駅整備基金積立事業のほか、新たに畜産競争力強化対策整備事業を実施いたします。

次に、子育てと子どもの成長を支える環境の充実では、福祉医療費助成事業や放課後児童クラブ事業を実施するほか、新たに井田川小学校校舎増築・給食室改修事業を実施いたします。

次に、市民力・地域力の活性化では、地域まちづくり協議会支援事業のほか、市制施行15周年記念事業を実施いたします。そのほか、新たに証明書等コンビニ交付事業を実施するとともに、新庁舎整備事業として、平成31、32年度の2カ年をかけて庁舎建設に係る基本計画の策定を行ってまいります。

以上が一般会計の概要でございます。

次に、議案第24号平成31年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額は44億2,430万円で、前年度比1.8%の減といたしております。将来にわたって持続可能な事業運営を行うため、国民健康保険税率の改正を行う一方、一般会計からの繰入金1,000万円を基金に積み立て、事業運営の強化を図ってまいります。

次に、議案第25号平成31年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額は9億5,480万円で、前年度比5.4%の減といたしております。これは、後期高齢者医療広域連合納付金の減によるものでございます。

次に、議案第26号平成31年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額は4億9,330万円で、前年度比1.6%の増といたしております。これは、

主に公債費の増によるものでございます。

次に、議案第27号平成31年度亀山市水道事業会計予算についてでございますが、収益的支出及び資本的支出の合計額は17億9,820万円で、前年度比0.1%の減といたしております。

主な事業といたしまして、資本的支出において、川崎加圧ポンプ室建設や老朽施設・配水管改良工事等を実施いたします。

次に、議案第28号平成31年度亀山市工業用水道事業会計予算についてでございますが、収益的支出及び資本的支出の合計額は3億3,850万円で、前年度比294.5%の増といたしております。

主な事業といたしまして、資本的支出において、亀山・関テクノヒルズ配水管布設工事や送水ポンプ取りかえ工事等を実施いたします。

次に、議案第29号平成31年度亀山市公共下水道事業会計予算についてでございますが、収益的支出及び資本的支出の合計額は22億5,000万円で、前年度比0.1%の増といたしております。

主な事業といたしまして、資本的支出において、能褒野町、川合町、阿野田町、和賀町などで管渠布設工事及び舗装復旧工事を実施いたします。

次に、議案第30号平成31年度亀山市病院事業会計予算についてでございますが、収益的支出及び資本的支出の合計額は20億640万円で、前年度比0.9%の減といたしております。

主な事業といたしましては、眼科手術用顕微鏡システムの導入等を行ってまいります。

なお、収益的収支の不足する額につきまして、一般会計補助金9,651万4,000円を計上いたしております。

以上、簡単ではございますが、一般会計及び各特別会計並びに各企業会計の平成31年度当初予算の説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、副市長から説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第31号損害賠償の額を定めることについてでございますが、亀山市太岡寺町地内において発生した庁用車両による物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第32号専決処分した事件の承認についてでございますが、営業禁止仮処分命令申立事件の和解について、平成31年2月12日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

続きまして、議案第33号、議案第34号及び議案第35号市道路線の認定についてでございますが、開発行為により設置された新規路線である川合40号線、川合41号線及び川合42号線の市道路線の認定について、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第36号亀山市都市マスタープランの策定についてでございますが、市の都市計画に関する基本的な方針を定める亀山市都市マスタープランの策定について、亀山市議会基本条例第13条第2号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、議会にご提案申し上げます議案の説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りま

すようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 1時48分 休憩）

---

（午後 1時58分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、副市長に平成30年度各会計補正予算及び平成31年度各会計予算の補足説明を求めます。

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

それでは、まず平成30年度各会計補正予算の主な項目について、補足説明をさせていただきます。

初めに、一般会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

それでは、補正予算書4ページをごらんください。

第2表 繰越明許費補正につきましては、長妻池耐震整備事業など7事業について、事業進捗等により年度内完了が見込めないことから、やむを得ず翌年度へ繰り越しを行うため、繰越明許費の追加をいたします。

次に、第3表 債務負担行為補正につきましては、行政事務パソコン管理事業など、契約額に合わせ既に定めた債務負担行為限度額の変更をいたします。

次に5ページ、第4表 地方債補正につきましては、緊急防災事業など5事業について、各事業費に合わせた限度額を変更いたします。

次に、予算に関する説明書からご説明を申し上げますが、最終の補正でございますので、事業費の確定や決算見込みによる減額補正が多くなっておりますので、ご理解賜りたく存じます。

最初に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

27ページをごらんください。

第2款総務費、中段の木造住宅補強事業2,084万9,000円の減額につきましては、住宅耐震補強事業補助金など、それぞれの補助金の決算見込みにより減額いたしました。

次に、29ページをごらんください。

下段の市議会議員選挙費1,789万6,000円の減額につきましては、選挙費の精算により減額いたしました。

次に、31ページをごらんください。

下段の第3款民生費、国民健康保険事業、繰出金4,973万5,000円につきましては、国民健康保険事業特別会計における一般会計からの繰入金の確定による補正のほか、国民健康保険税が当初見込みより減収となるなど歳入に不足が見込まれますことから、その他一般会計繰入金として4,000万円の繰り出しを行うため増額いたしました。

次に、33ページをごらんください。

中段の養護老人ホーム措置事業959万円の減額につきましては、措置人数の減少により、下段の介護保険地域支援事業の総合事業の100万円の減、任意事業469万円の減、地域包括支援事業480万円の減につきましては、いずれも決算見込みにより減額いたしました。

次に、37ページをごらんください。

中段の心身障がい児福祉費の自立支援事業745万円につきましては、利用者の増加により介護給付費などを増額いたしました。

次に、39ページをごらんください。

第4款衛生費、上段の健康増進事業317万9,000円の減、次の特定健康診査事業492万円2,000円の減につきましては、受診者の減により減額いたしました。

次に、45ページをごらんください。

第6款の農林水産業費、上段の長妻池耐震整備事業520万円につきましては、県営事業で実施される事業に対し、市の負担金を計上するものであり、次年度へ繰り越すため繰越明許費の追加をいたしております。

中段の森林環境創造事業1,563万6,000円の減につきましては、国・県の補助事業の確定により減額いたしました。

下段の第7款商工費、地域生活交通再編事業900万円の減額につきましては、乗合タクシーの利用者の見込みが減となり、運行委託料を減額いたしました。

次に、47ページをごらんください。

中段の第8款土木費、急傾斜地崩壊対策事業260万円につきましては、岩森地区において2カ年で実施される県営事業に対し、本年度分の事業費が確定したため、市の負担金を計上いたしました。

次に、49ページをごらんください。

中段の和賀白川線整備事業4,110万円の減につきましては、これまで合併特例債を活用した事業として実施してまいりましたが、合併特例債をより確実かつ有効に活用する観点から、対象事業を亀山駅整備事業に変更したことから、工事請負費等について減額をいたしました。なお、今後につきましては、新たに社会資本整備総合交付金を活用した事業として進めてまいります。

次の野村布気線整備事業1億3,870万円の減につきましては、当初予定していました防球ネット設置工事が不要となりましたので、工事請負費を減額するとともに、県営事業として実施する県道との交差点部分の工事費が確定したため、市の負担金を減額いたしました。

次に、51ページをごらんください。

上段の舗装老朽化対策事業3,420万円の減につきましては、川崎白木線の舗装修繕工事における国の補助事業費の確定により減額いたしました。

次に、55ページをごらんください。

第9款消防費、下段の防火水槽整備事業960万円の減につきましては、野村一丁目地内に新たに設置予定であった防火水槽1基について、次年度での施行としたことから減額いたしました。

次に、61ページをごらんください。

第10款教育費、下段の文化会館大規模改修事業1,538万8,000円の減につきましては、工事請負費等の入札差金を減額いたしました。

次に、67ページをごらんください。

第12款諸支出金でございますが、上段の庁舎建設基金積立事業4,894万円につきましては、今回の補正における財源により、本年度の積立額を5,000万円といたしました。

続きまして、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

戻りまして、11ページをごらんください。

中段の第14款国庫支出金でございますが、第1項国庫負担金の国民健康保険基盤安定負担金463万5,000円につきましては、国民健康保険事業繰出金の財源として、次の障がい者自立支援給付費負担金324万円につきましては、歳出の増加に伴い増額いたしました。

下段の第2項国庫補助金でございますが、総務管理費補助金、社会資本整備総合交付金716万3,000円の減につきましては、木造住宅補強事業の決算見込みによる減額、次の13ページ上段の美しい森林づくり基盤整備交付金800万3,000円の減につきましては、国の補助事業費の確定により減額いたしました。

次の道路橋梁費補助金、社会資本整備総合交付金2,729万4,000円の減につきましては、舗装老朽化対策事業や橋梁長寿命化修繕事業などに対する国の補助事業費の確定などにより精算を行い、減額いたしました。

中段の第15款県支出金、第1項県負担金、障がい者自立支援給付費負担金186万2,000円から、次の15ページ上段の第2項県補助金、教育支援体制整備事業費補助金22万6,000円までにつきましては、歳出の増減等により計上いたしました。

次に、17ページをごらんください。

下段の第18款繰入金でございますが、財政調整基金繰入金4,326万2,000円の減につきましては、今回の補正予算の財源調整として減額いたしました。

次に、19ページをごらんください。

中段の第20款諸収入、広域連合委託金1,049万円の減につきましては、歳出における介護保険地域支援事業の決算見込みにより減額し、少し下の県市町村振興協会交付金744万1,000円につきましては、少子化対策に係る事業に対して交付されるもので、児童福祉費の給付事業の財源として計上いたしました。

次に、21ページをごらんください。

第21款市債でございますが、和賀白川線整備事業債8,640万円の減や野村布気線整備事業債1億3,180万円の減につきましては、それぞれ事業費の確定に伴い補正をいたしました。

以上で、一般会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。

83ページをごらんください。

歳出の第3款国民健康保険事業費納付金の退職被保険者等療養給付費分150万3,000円の減、及び85ページ中段の第5款保健事業費、特定健康診査等事業費240万8,000円の減につきましては、今年度の支出実績を勘案した決算見込みにより減額いたしております。

次に、歳入でございますが、戻りまして79ページをごらんください。

第1款国民健康保険税につきましては、被保険者数の減少などによる収入見込みにより、医療給付費分現年課税分1,969万3,000円の減など、国民健康保険税全体で5,242万6,000

円の減額をいたしました。

次に、81ページをごらんください。

第4款繰入金の一般会計繰入金4,973万5,000円の増につきましては、一般会計からの繰入金の確定による補正のほか、国民健康保険税が当初見込みより減額となるなど歳入に不足が見込まれますことから、その他一般会計繰入金として4,000万円を計上いたしました。

続きまして、農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

95ページの歳出をごらんください。

上段の第1款事業費の処理施設維持管理費470万円の減につきましては、執行見込みにより修繕料など、下段の最適整備構想策定事業100万円の減につきましては、事業費の確定によるものでございます。

戻りまして、93ページの歳入をごらんください。

中段の第5款繰入金、一般会計繰入金540万円の減につきましては、今回の補正予算の財源調整として、一般会計からの繰入金を減額いたしました。

下段の第6款諸収入、工事負担金100万円の減につきましては、公共ますの設置申請件数が減少したことから減額いたしました。

続きまして、水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

101ページをごらんください。

中段の資本的収入につきましては、事業費の確定により工事負担金等を2,986万3,000円減額し、下段の資本的支出につきましては、工事負担金の確定により150万円を減額いたしております。

続きまして、公共下水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

111ページをごらんください。

収益的収入では、収入見込みにより、公共下水道使用料を1,600万円増額し、また今回の補正に伴い、一般会計負担金3,278万1,000円及び一般会計補助金391万9,000円を減額いたしました。

次に、収益的支出につきましては、事業費の執行見込みにより、流域下水道維持管理負担金1,000万円及び企業債利息1,000万円を減額いたしました。

次に、112ページの資本的収入につきましては、一般会計負担金2,994万9,000円、一般会計補助金675万1,000円及び国庫補助金3,100万円など財源が増加したことから、公共下水道事業債8,970万円及び流域下水道事業債510万円を減額いたしました。

次の113ページの資本的支出につきましては、事業費の執行見込みにより、委託料や補償費、流域下水道建設負担金を減額いたしました。

続きまして、病院事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

121ページをごらんください。

下段の収益的支出につきましては、利用者の増加に伴い、待機児童施設医療センター保育分担金582万5,000円を増額し、増額分に対し、上段の収益的収入において一般会計負担金を増額いたしました。

次の122ページ上段の資本的収入につきましては、事業費の確定により企業債2,420万円

を減額いたしました。

資本的支出につきましても、同様に事業費の確定により建設改良費1,800万円を減額いたしました。

以上で、補正予算の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、平成31年度各会計予算につきまして、予算書によりまして、新規事業や前年度と比較して大きく変わったものについてご説明申し上げます。

最初に一般会計でございますが、予算書6ページをごらんいただきたいと思います。

第2表 債務負担行為につきましては、14事業を計上いたしておりますが、下から2つ目の図書館保留床購入費につきましては、亀山駅周辺整備事業に伴い、市街地再開発組合が整備する図書館部分を取得する費用について債務負担行為を設定するものでございます。

次の第3表 地方債につきましては、臨時財政対策債など8事業において、合計8億3,520万円を限度額として計上いたしました。

次に、歳入について、予算に関する説明書から説明いたします。

10ページをごらんください。

第1款の市税のうち、市民税の個人につきましては、納税義務者の増加を見込みまして、前年度比340万円増の25億8,700万円を計上いたしました。

次に、法人につきましては、主要事業所120社の決算見込み額調査をもとに、前年度比2,400万円減の8億4,250万円を計上いたしました。

次に、下段の固定資産税につきましては、土地は宅地の下落修正等による減少を、家屋は新增築家屋などによる増加を見込んだところであり、償却資産は主要事業所の見込み調査による減から、12ページ上段の合計のとおり、前年度比530万円増の58億6,540万円を計上いたしました。

次に、中段の軽自動車税につきましては、新規登録台数の増加等により前年度比380万円増の1億5,450万円を計上いたしました。また、平成31年度から自動車取得税が廃止され、新たに環境性能割が導入されることによる県からの交付金100万円を計上いたしました。

次に、16ページをごらんください。

上段の第2款地方譲与税から、22ページ上段までお進みいただきまして、第12款交通安全対策特別交付金までにつきましては、地方財政計画や平成30年度決算見込み額等を勘案し計上いたしました。

このうち、16ページ中段の第2款地方譲与税、第3項森林環境譲与税1,280万円につきましては、平成30年税制改正により創設された（仮称）森林環境税を財源に新たに交付される譲与税を計上いたしました。

また、20ページ上段の第8款自動車取得税交付金3,100万円、次の第9款環境性能割交付金1,200万円は、消費税増税と同時に廃止される自動車取得税と、それにかわり新たな取得税となる環境性能割を財源とした交付金を計上いたしました。

下段の第11款地方交付税16億4,600万円のうち、普通交付税につきましては、国の予算の増額措置により、前年度比1億3,600万円増の12億4,600万円を計上し、特別交付税に

つきましては、前年度実績等により、前年度比5,000万円増の4億円を計上いたしました。

次に、28ページをお願いいたします。

上段の第15款国庫支出金、第1項国庫負担金につきましては、民生費国庫負担金の障がい者自立支援給付費負担金や施設型給付費・地域型保育給付費負担金の増などにより、合計欄のとおり、前年度比4,434万4,000円増の17億3,657万3,000円を計上いたしました。

次に、下段の第2項国庫補助金につきましては、総務費国庫補助金では、木造住宅補強事業に係る社会資本整備総合交付金の減、30ページ中段の土木費国庫補助金では、亀山駅周辺整備事業に係る社会資本整備総合交付金の減などから、合計欄のとおり、前年度比3億2,529万4,000円減の5億4,051万1,000円を計上いたしました。

次に、32ページ下段の第16款県支出金、第1項県負担金につきましては、民生費県負担金の障がい者自立支援給付費負担金及び施設型給付費・地域型保育給付費負担金の増などから、前年度比2,511万2,000円増の6億9,038万1,000円を計上いたしました。

次に34ページ、第2項県補助金につきましては、下段の農林水産業費県補助金の畜産施設等整備事業費補助金の増などから、36ページ合計欄のとおり、前年度比5,196万1,000円増の3億9,674万6,000円を計上いたしました。

次に、40ページをごらんください。

中段の第19款繰入金、第1項基金繰入金、財政調整基金繰入金につきましては、平成31年度予算の不足する財源を補うため、前年度比1億4,600万円増の11億円を計上いたしました。

また、市民まちづくり基金繰入金3,682万6,000円は、地域まちづくり協議会支援事業や市民活動応援事業の財源として計上いたしました。

次に、48ページをごらんください。

下段の第22款市債につきましては、臨時財政対策債の4億290万円は、地方交付税からの振り替え分として発行可能見込み額を計上いたしました。

衛生債では、溶融処理施設及びし尿処理施設の大規模整備事業に一般廃棄物処理施設整備事業債を充当することから、8,850万円を計上いたし、土木債では、野村布気線整備事業及び亀山駅周辺整備事業に合併特例債を、舗装老朽化対策事業などの社会資本整備総合交付金事業に道路整備事業債を充当することから、2億7,610万円を計上いたしました。

また消防債では、水槽付ポンプ自動車及び防火水槽整備に緊急防災事業債を、消防団車両整備に防災対策事業債を充当することから6,770万円を計上いたし、市債合計で8億3,520万円を計上いたしました。

以上が歳入の主なものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

65ページをごらんください。

第2款総務費、第1項総務管理費、上段の新庁舎整備事業898万円につきましては、平成31、32年度の2カ年をかけて策定いたします新庁舎建設に係る基本計画の策定委託料などを計上いたしました。

次の市制15周年記念事業1,133万円につきましては、記念式典の開催経費や市勢要覧の作成経費などを計上いたしました。

次に、８７ページをごらんください。

中段のブロック塀等撤去支援事業２００万円につきましては、地震発生時の災害を防ぐため、公道に面した私有地のブロック塀の撤去費用に対する補助金を計上いたしました。

少し飛びますが、９９ページをごらんください。

第３項戸籍住民基本台帳費、中段の証明書等コンビニ交付事業３，０１０万円につきましては、マイナンバーカードを利用して全国のコンビニで住民票の写しや印鑑登録証明書など各種証明書を発行するもので、平成３１年度中に導入するための経費を計上いたしました。

次に、１０３ページをごらんください。

第４項選挙費、上段の参議院議員選挙費３，１７０万円につきましては、平成３１年７月２８日に任期満了となる参議院議員選挙に係る経費を計上いたしました。

次に、１１３ページをごらんください。

第３款民生費、第１項社会福祉費、下段の高齢者・障がい者（児）タクシー料金助成事業２，８３６万９，０００円のうち、高齢者分につきましては、１年間延長して実施し、乗合タクシー制度の周知や利用促進につなげてまいります。

次に、１１５ページをごらんください。

中段の地域団体支援事業のうち、社会福祉協議会補助金６，６９０万３，０００円につきましては、法人運営や地域福祉事業などに要する経費を計上したもので、新年度は新たに外国人等の派遣労働者等からの生活や住居などの福祉に係る相談窓口を設置するものです。

次に、１１９ページをごらんください。

中段の地域生活支援事業のうち、訪問入浴サービス事業委託料２１６万円につきましては、座位がとれない障がい者の方や寝たきりであるなど、自宅で入浴が困難な方に入浴サービスを提供するための経費を計上いたしました。なお、１４５ページの心身障がい児支援事業の地域生活支援事業においても、同様に訪問入浴サービス事業委託料２１６万円を計上いたしております。

次に、１２５ページをごらんください。

中段の地域包括支援事業のうち業務委託料１，６６４万１，０００円につきましては、地域での生活支援事業を社会福祉協議会が設置する地域包括支援センターに委託するもので、新年度は新たに生活支援コーディネーターを常勤させる経費を含め、計上いたしました。

次に、１３５ページをごらんください。

下段の放課後児童クラブ運営費１億４，１３０万円につきましては、新年度から新たに開設される２施設を含めた運営費を計上いたしました。

次に、１３７ページをごらんください。

第２項児童福祉費、上段の放課後児童クラブ施設整備事業４，２５０万円につきましては、亀山南小学校区放課後児童クラブ施設を新設するもので、小学校敷地内に定員４０名の施設を整備する経費を計上いたしました。

次に、１５５ページをごらんください。

第４款衛生費、第１項保健衛生費、上段の健康づくり事業２３６万１，０００円につきましては、新たに市民の疾病予防を促すための健康マイレージ事業を含んだ経費を計上いたしました。

次に、１５７ページをごらんください。

下段の病院事業2億7,381万3,000円につきましては、病院事業会計への繰出金を計上しており、このうち繰出基準外の補助金は9,651万4,000円でございます。

次の予防衛生事業1億7,140万3,000円につきましては、従来の高齢者の肺炎球菌ワクチンの定期予防接種に加え、風疹の追加的対策に係る経費を含めて計上いたしました。

次に、163ページをごらんください。

中段の環境関連計画改定等事業1,070万円につきましては、平成32年度末で計画期間が満了する環境基本計画、地球温暖化防止対策実行計画、一般廃棄物処理基本計画の改定に加え、新たに生物多様性地域戦略、地域気候変動適応計画の策定作業を進めるに当たり、各計画相互の整合を図り、環境政策を総合的に推進するため、平成31、32年度の2カ年をかけて策定する経費を計上いたしました。

次に、173ページをごらんください。

第2項清掃費、上段の溶融処理施設の大規模整備事業1億600万円につきましては、年次計画による改修でございまして、溶融物処理設備の水砕ピット下部ケーシングやスラグコンベヤーなどの更新に係る経費を計上いたしました。

次に、175ページをごらんください。

中段の衛生公苑の大規模整備事業1,200万円につきましては、衛生公苑のし尿処理施設について、新年度から新たに年次的な改修を行うものであり、受け入れ貯留設備の前処理機や高度処理設備のオゾン発生装置などの一部機器の更新に係る経費を計上いたしました。

次に、187ページをごらんください。

第6款農林水産業費、第1項農林水産業費、上段の畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業6,323万円につきましては、養豚生産者の経営安定と豚肉供給の継続発展のため、畜産クラスター計画に基づく新豚舎建設に対する補助金を計上いたしました。

中段の市単土地改良事業のうち、設計等委託料1,430万円につきましては、東名阪道通谷橋ほか1橋、及び伊勢道桂谷橋ほか2橋の農道橋の5年に1回の点検及び診断を実施する委託料を計上いたしました。

下段の長妻池耐震整備事業450万円につきましては、川合町地内の長妻池において、県営事業により耐震整備工事を実施することから、県への負担金を計上いたしました。

次に、193ページをごらんください。

中段の森林環境創造事業の業務委託料1,700万円につきましては、国・県の補助金が減少する中、森林所有者、林業事業者、市の3者協定に基づく公的管理による森林整備に積極的に取り組むため、新たに市単独の事業費も計上いたしました。

その下の森林経営管理事業1,300万円につきましては、森林経営管理法に基づく新たな森林管理システムにより、市が主体となって、森林所有者の意向調査や境界確認、間伐を行うものであり、坂下地区での意向調査を行う経費を計上いたしました。

その下のみえ森と緑の県民税市町交付金事業の負担金100万円は、新年度から活動を開始します産学民官で組織する鈴鹿川等源流の森林づくり協議会を支援するため計上いたしました。

次に、201ページをごらんください。

第7款商工費、第1項商工費、中段の亀山7座トレイル整備・活用推進事業347万円につつま

しては、市内の代表的な7つの山々を結ぶトレイルルートの具体的活用整備プランの策定や、登山者への育成、啓発などを進めるとともに、新たに登山専門指導員を任用する経費を含め、計上いたしました。

次に、213ページをごらんください。

第8款土木費、第2項道路橋梁費、中段の市単道路整備事業2,477万円につきましては、市道道野太岡寺線の整備費用などを計上いたしました。次の野村布気線整備事業1,500万円につきましては、合併特例債を活用した事業であり、県施行で行われる県道亀山関線との交差点部の工事に対する負担金を計上するもので、これをもってこの事業は完了となります。

次に、社会資本整備総合交付金事業として実施いたします南鹿島線整備事業700万円につきましては、鹿島橋のかけかえに伴う整備を、次の山下8号線整備事業1,720万円につきましては、狭小な道路の拡幅を行う経費を計上いたしました。

次の215ページ中段の舗装老朽化対策事業6,660万円につきましては、市道川崎白木線のほか、みずほ台みどり線、野村羽若線の舗装整備費を計上いたしました。

次の217ページ上段の橋梁長寿命化修繕事業9,600万円では、長寿命化修繕計画に基づき、小谷跨道橋などの補修設計業務費や5年に1度の橋梁点検業務費、星田橋の修繕工事費を計上し、次の耐震化補強事業4,500万円では、耐震整備計画に基づき、牛谷橋などの設計業務費や星田橋などの耐震工事費を計上いたしました。

次に、221ページをごらんください。

第4項都市計画費、上段の都市づくり戦略推進事業570万円につきましては、都市計画道路の見直しや土地利用制度の検討など、分析に要する業務委託料を計上いたしました。

中段の亀山駅周辺整備事業4億5,837万円につきましては、社会資本整備総合交付金や合併特例債などを活用し、駐輪場用地2カ所を整備するための用地購入費5,800万円、駅前広場整備の建物補償等に係る負担金8,200万円、亀山駅前線整備の建物補償等に係る負担金1億4,400万円、区画道路の用地測量等負担金1,300万円、市街地再開発組合への補助金1億660万円、都市再開発資金として貸付金5,000万円などを計上いたしました。

次に、223ページをごらんください。

中段の西野公園改修事業7,200万円につきましては、社会資本整備総合交付金事業として平成33年に開催されます三重とこわか国体に向け、西野公園のトイレ2カ所の改修工事と外周柵更新工事に要する経費を計上いたしました。

次に、227ページをごらんください。

第5項住宅費、下段の市営住宅施設管理費のうち、工事請負費4,200万円につきましては、用途廃止に伴い、新所住宅、若草住宅などの解体工事費を計上いたしました。

次に、229ページをごらんください。

住宅取得支援事業200万円につきましては、都市マスタープランの居住誘導区域内における住宅取得に対し、補助金を計上いたしました。

次に、237ページをごらんください。

第9款消防費、第1項消防費、下段の緊急防災事業の車両整備費4,900万円につきましては、緊急防災事業債を活用し、水槽付ポンプ自動車1台を更新する費用を計上いたしました。

次に、245ページをごらんください。

第10款教育費、第2項小学校費、下段の施設整備費1,370万円につきましては、亀山西小学校プールサイドシート張りかえ工事、昼生小学校給食用リフト改修工事、神辺小学校図書室照明LED化工事など、工事請負費を計上いたしました。

次に、247ページをごらんください。

上段の井田川小学校教室増設等事業4,000万円につきましては、井田川小学校区における宅地開発による児童数の増加に対応するため、校舎増築に係る設計等委託料及び給食室の拡張工事費などを計上いたしました。

次の教育振興費、一般事業のうち臨時雇賃金1,109万9,000円につきましては、若年講師指導員やコミュニティ・スクール推進事務員の賃金に加え、新たに配置する教員の業務補助を行うスクール・サポート・スタッフ3名の賃金を含め、計上いたしました。

下段の情報教育推進事業のうち、249ページ上段の機器賃借料2,116万2,000円につきましては、小学校における従来の教育用ネットワーク等賃借料に加え、新たにパソコン教室関連機器及び職員共有パソコンの賃借に係る経費を計上いたしました。

次に、255ページをごらんください。

第3項中学校費、上段の教育振興費、一般事業のうち臨時雇賃金549万4,000円につきましては、若年講師指導員、部活動指導員に加え、新たに配置するコミュニティ・スクール推進事務員の賃金を含め、計上いたしました。

下段の情報教育推進事業のうち、機器賃借料721万1,000円につきましては、小学校と同様に、中学校におけるパソコン等の賃借に係る経費を計上いたしました。

次に、269ページをごらんください。

第5項社会教育費、上段の指定文化財維持管理費のうち、設計監理等委託料400万円及び工事請負費1,900万円につきましては、関宿内にある指定文化財旧田中家住宅の土蔵等の修理費に係る経費を計上いたしました。なお、財源として社会資本整備総合交付金を計上いたしております。

次に、271ページをごらんください。

公民館費、地域人材キラリ育成事業1,500万円につきましては、新年度から新しく開講する(仮称)市民大学の経費も含み、計上いたしました。

次に、281ページをごらんください。

下段の文化会館の大規模改修事業4,600万円につきましては、大ホールの電動昇降装置巻き上げ機の取りかえ工事費を計上いたしました。

次に、283ページをごらんください。

下段の関宿資料館費2,372万6,000円につきましては、関の山車会館の開館に伴う施設管理費や記念式典に要する費用を含み、計上いたしました。

次に、289ページをごらんください。

第6項保健体育費、中段の西野公園運動施設改修事業1億8,650万円につきましては、平成33年の国民体育大会に向け、会場となる西野公園内の野球場の改修工事など、球技場や周辺環境の整備を行う経費を計上いたしました。なお、財源として、スポーツ振興くじ助成金4,800万円を計上いたしております。

次に、299ページをごらんください。

第8項教育研究費、下段の学校図書館支援事業2,097万円につきましては、新たな学校図書館のシステム導入のほか、児童の読書を充実させるためのかめやま読書チャレンジの作成を行う経費を計上いたしました。

次に、307ページをごらんください。

第12款諸支出金、第1項基金費、上段のリニア中央新幹線亀山駅整備基金積立事業につきましては、5,000万円を計上いたし、これにより平成31年度末の残高は約17億5,000万円となる見込みでございます。

次に、310ページをごらんください。

人件費でございますが、各費目にわたっておりますので、給与費明細書でご説明申し上げます。

まず上段の1. 特別職でございますが、前年度と比較して、合計欄の下段の450万8,000円の増額といたしております。内訳ですが、その他の特別職につきましては、平成31年度に実施されます農林業センサスの指導員及び調査員の報酬の増額と、参議院議員選挙及び県知事、県議会議員選挙の執行が予定されておりますことから、これら選挙における投票立会人等の報酬の増額でございます。また、その他の手当につきましては、教育長の退職手当を計上しておりますことから、前年度と比較して、312万円の増額としております。

続きまして、中段の2の一般職でございますが、平成30年度の人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準拠いたしまして、期末勤勉手当の支給率の改定増を見込んだことなどにより増額となるものの、一方で退職手当の減額などにより、前年度と比較して、合計欄のとおり464万8,000円の減額といたしております。

以上、一般会計予算の説明とさせていただきます。

続きまして、各特別会計について主なものをご説明申し上げます。

最初に、国民健康保険事業特別会計予算でございますが、324ページの歳入をごらんください。

第1款国民健康保険税につきましては、平成30年度の課税データから所得、被保険者数、世帯数を見込み、一般被保険者国民健康保険税は、前年度比80万円増の9億240万円を、退職被保険者等国民健康保険税は、前年度比476万円減の209万円を計上いたしました。なお、条例の一部改正で予定しております保険税率より計上しております。

次に、326ページ中段の第3款県支出金31億8,199万2,000円につきましては、財政運営主体である県から交付される交付金で、そのうち普通交付金30億8,934万9,000円は、市が支出する保険給付費に対して交付されるものであり、特別交付金9,264万3,000円は、市が実施する保健事業など個別の事情に応じて交付されるものでございます。

下段の第4款繰入金3億2,107万8,000円につきましては、一般会計からの繰入金であり、保険基盤安定繰入金や職員給与費等繰入金など法定繰入分を計上するほか、健全な財政運営のため、329ページ上段のとおり、基金積み立て財源として、その他一般会計繰入金1,000万円を計上いたしております。

続きまして、334ページの歳出をごらんください。

第2款保険給付費、第1項療養諸費につきましては、一般被保険者及び退職被保険者それぞれの被保険者状況を考慮し、医療費の実績から伸び率を見込み、336ページ上段の合計欄のとおり、

前年度比7,874万円減の27億1,318万2,000円を計上いたしました。

次に、中段の第2項高額療養費につきましても、被保険者の状況と医療費の伸び率を見込み、338ページ上段の合計欄のとおり、前年度比2,217万4,000円減の3億8,611万7,000円を計上いたしました。

次に、340ページ下段の第3款国民健康保険事業費納付金につきましては、財政運営主体である県への納付金でありまして、第1項医療給付費分は342ページ上段の合計欄のとおり、8億911万7,000円を、下段の第2項後期高齢者支援金等分は2億6,965万3,000円を、344ページ上段の第3項介護納付金分は7,631万6,000円を計上し、納付金全体の合計額は11億5,508万6,000円といたしております。

次に、下段の第5款保健事業費、第1項特定健康診査等事業費3,173万2,000円につきましては、特定健康診査、特定保健指導及び国の補助事業である保健指導事業を実施するため、一般会計への繰出金等を計上しております。

次に、346ページ中段の第2項保健事業費の健康づくり事業1,458万6,000円につきましては、1日人間ドックや脳ドックなど、健康づくり事業の経費を計上しております。

次に、348ページ中段の第6款諸支出金、第2項基金費につきましては、条例の一部改正を予定しているもので、健全な財政運営のため、基金の名称を国民健康保険事業運営基金に改正し、積立金1,000万円を計上したものでございます。

以上、国民健康保険事業特別会計予算の説明とさせていただきます。

次に、後期高齢者医療事業特別会計予算でございますが、360ページの歳入をごらんください。

第1款後期高齢者医療保険料につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合の積算資料から前年度比2,622万6,000円減の4億598万3,000円を計上いたしました。

下段の第3款繰入金につきましては、一般会計繰入金として法定繰入分5億4,726万4,000円を計上いたしました。

次に、366ページの歳出をごらんください。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、療養給付費負担金、保険料等負担金、保険基盤安定負担金など広域連合への負担金で、前年度比5,281万8,000円減の9億4,192万2,000円を計上いたしました。

以上、後期高齢者医療事業特別会計予算の説明とさせていただきます。

次に、農業集落排水事業特別会計でございますが、378ページの歳入をごらんください。

第2款使用料及び手数料、農業集落排水施設使用料につきましては、収納実績と接続増加分を見込み、1億1,261万9,000円を計上いたしました。

次の第3款県支出金の農業集落排水事業補助金800万円につきましては、施設機能強化事業の財源となる補助金を計上いたしました。

次に、380ページ上段の第5款繰入金につきましては、財源調整として一般会計繰入金3億4,717万3,000円を計上いたし、市債の償還に充てるため、農業集落排水事業債償還基金から繰入金1,405万3,000円を計上いたしております。

次に、382ページの歳出をごらんください。

第1款事業費、第1項業務費につきましては、人件費や14地区の汚水処理施設の維持管理費な

ど、384ページ下段の合計欄のとおり2億5,863万円を計上いたしました。

次に、386ページ上段の第2項建設改良費につきましては、施設機能強化事業に係る業務委託料2,000万円を計上いたしました。

以上、農業集落排水事業特別会計予算の説明とさせていただきます。

続きまして、各企業会計について主なものをご説明申し上げます。

まず水道事業会計でございますが、397ページをごらんください。

収益的収入につきましては、給水収益は給水実績などを踏まえ9億1,400万円を、北勢水道給水収益は3億800万円を見込んで計上するなど、水道事業収益を14億2,810万円としております。

次に、398ページ以降の収益的支出につきましては、北中勢水道に係る受水費2億9,858万円を計上するほか、人件費、減価償却費などを計上し、水道事業費用を12億3,790万円としております。

このうち、399ページ上段の第2目配水及び給水費の委託料につきましては、各施設の維持管理に伴う委託のほか漏水修理業務委託など、5,916万3,000円を計上いたしております。

次に、401ページをごらんください。

資本的収入につきましては、舗装復旧工事や公共下水道事業に伴う工事負担金5,922万3,000円などを計上し、合計で6,182万3,000円としております。

次に、402ページをごらんください。

資本的支出につきましては、住山町西部地区の水量・水圧の不足を解消するための住山加圧ポンプ室詳細設計業務委託など、委託料3,104万4,000円を計上するほか、川崎加圧ポンプ室建設工事など、工事請負費3億4,238万5,000円、企業債償還金1億7,518万7,000円などを計上し、合計で5億6,030万円としております。

以上、水道事業会計予算の説明とさせていただきます。

次に、工業用水道事業会計でございますが、419ページをごらんください。

収益的収入につきましては、給水収益7,379万1,000円などを計上し、工業用水道事業収益を9,120万円としております。

下段の収益的支出につきましては、動力費などの事業管理費や配水池等草刈り業務委託料、水源地施設の修繕料などを計上し、工業用水道事業費用を6,240万円としております。

次に、421ページをごらんください。

下段の資本的支出につきましては、亀山・関テクノヒルズへの立地企業へ工業用水を給水するための配水管布設工事や第5水源地の工業用水送水ポンプの取りかえ工事など、工事請負費2億5,089万1,000円を計上するほか、合計で2億7,610万円としております。

上段の資本的収入につきましては、送水ポンプ取りかえ工事の財源として、建設改良企業債5,840万円を、また工事負担金1億8,090万円は、配水管布設工事に係る企業負担金を計上し、合計で2億3,930万円としております。

以上、工業用水道事業会計予算の説明とさせていただきます。

次に、公共下水道事業会計でございますが、435ページをごらんください。

収益的収入につきましては、営業収益で公共下水道使用料4億5,920万円などを計上し、営

業外収益では、一般会計負担金3億2,423万4,000円、長期前受金戻入2億1,958万2,000円などを計上し、下水道事業収益を10億3,240万円としております。

次に、436ページ以降の収益的支出につきましては、営業費用では、マンホールポンプのオーバーホール等修繕費1,000万円や、流域下水道維持管理負担金2億4,619万7,000円を計上するほか、437ページ中段の減価償却費4億5,048万7,000円などを計上しております。また、営業外費用では、下段の企業債利息1億4,747万7,000円などを計上し、下水道事業費用として10億2,510万円としております。

次に、439ページをごらんください。

資本的収入につきましては、公共下水道事業及び流域下水道事業に係る企業債4億9,650万円のほか、一般会計負担金1億3,317万5,000円、国庫補助金2億6,650万円などを計上し、合計で9億8,500万円としております。

次の440ページからの資本的支出につきましては、下水管渠布設工事など工事請負費6億2,070万円、流域下水道建設負担金1億1,825万1,000円、企業債償還金3億9,972万3,000円などを計上し、合計で12億2,490万円としております。

以上、公共下水道事業会計予算の説明とさせていただきます。

最後に、病院事業会計をご説明いたします。

459ページをごらんください。

収益的収入につきましては、医業収益で入院収益8億8,900万円、外来収益5億8,780万円、一般会計負担金2,719万5,000円を計上いたし、医業外収益では、一般会計負担金1億469万8,000円、一般会計補助金9,651万4,000円などを計上し、病院事業収益を17億9,790万円としております。

次に、461ページ以降の収益的支出につきましては、給与費、薬品費などの材料費、減価償却費のほか、病院管理運営に係る経費などを計上し、病院事業費用を17億9,790万円としております。

次に、465ページの資本的収入につきましては、企業債元金償還金に対する一般会計出資金4,540万6,000円、機器購入に係る企業債5,350万円などを計上し、合わせて1億90万7,000円としております。

次に、466ページの資本的支出につきましては、医師住宅の解体工事などの工事費を計上するほか、医療機器等器械備品購入費、リース資産購入費、企業債償還金など、合計で2億850万円としております。

以上、病院事業会計予算の説明とさせていただきます。

以上で新年度予算の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（小坂直親君）

副市長の補足説明は終わりました。

以上で、上程各案に対する提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小坂直親君)

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

続いてお諮りします。

あす26日から3月5日までの8日間は、議案精査のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小坂直親君)

ご異議なしと認めます。

あす26日から3月5日までの8日間は、休会することに決定しました。

次の会議は3月6日午前10時から開き、平成31年度施政及び予算編成方針に対する代表質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

(午後 2時57分 散会)



平成 3 1 年 3 月 6 日

亀山市議会定例会会議録（第 2 号）

●議事日程（第2号）

平成31年3月6日（水）午前10時 開議

第 1 諸報告

第 2 平成31年度施政及び予算編成方針に対する代表質問

---

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

●出席議員（18名）

1番	草川卓也君	2番	中島雅代君
3番	森英之君	4番	今岡翔平君
5番	新秀隆君	6番	尾崎邦洋君
7番	中崎孝彦君	8番	豊田恵理君
9番	福沢美由紀君	10番	森美和子君
11番	鈴木達夫君	12番	岡本公秀君
13番	伊藤彦太郎君	14番	前田耕一君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

---

●欠席議員（なし）

---

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	西口昌利君
総合政策部長	山本伸治君	生活文化部長	佐久間利夫君
健康福祉部長	井分信次君	産業建設部長	大澤哲也君
上下水道部長	宮崎哲二君	危機管理監	久野友彦君
総合政策部次長	落合浩君	生活文化部次長兼 関支所長	青木正彦君
健康福祉部次長	伊藤早苗君	産業建設部次長	亀渕輝男君
生活文化部参事	深水隆司君	産業建設部参事	服部政徳君
産業建設部参事	草川保重君	会計管理者	渡邊知子君
消防長兼消防部長	平松敏幸君	消防署長	豊田邦敏君
地域医療統括官	伊藤誠一君	地域医療部長	古田秀樹君
教育長	服部裕君	教育部長	草川吉次君
教育委員会事務局参事	亀山隆君	監査委員	渡部満君
監査委員事務局長	木崎保光君	選挙管理委員会 事務局長	松村大君

---

●事務局職員

事務局 長 草川 博 昭 書 記 水 越 いづみ  
書 記 村 主 健太郎

---

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（小坂直親君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第2号により取り進めます。

日程第1、諸報告をします。

監査委員から例月出納検査結果報告書2件が提出されておりますので、ごらんおきください。

次に、日程第2、平成31年度施政及び予算編成方針に対する代表質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

おはようございます。

勇政の櫻井でございます。

それでは、代表質問に入らせていただきたいと思います。

入る前に、本年度の5月に平成の元号が陛下のご退位によって変わるわけですがけれども、どのような名称になるのかは、私は思い浮かばないのでけれども、振り返ってみますと、明治維新以後、明治、大正、昭和、平成の4つの年号があったんですけれども、平成の30年間というのは、本当に戦争もなく平和な時代であったと思います。

といいますのは、明治維新以来、いろいろあまたの日清・日露戦争、第一次世界大戦、支那事変、それから大東亜戦争、第二次世界大戦と続きますけれども、その中で靖国神社に英霊として祭られている兵士及び政府関係者が二百四十数万という形で見えます。確かに戦後、自衛官、保安庁の皆さん方が殉職されたということもありますけれど、この平成の時代は、大きな災害があったとしても、戦争のないよき年、年号であったと私は思っています。

新たに新しい年号が始まるわけですがけれども、日本が平和である、また世界が平和である、世界各地で紛争が起こっていますけれども、日本が平和な国家で存続できることを願っていく中で、当亀山市としても、新しい年号に向けてこのように予算が編成されました。そこで、市長の予算編成方針について、今後どのように新しい元号に変化するに当たって取り組まれるのか。

当初予算の中では、前年度、大型事業が縮小した中で減額予算となっております。確かに、元号に関する予算が一千四、五百万のものが計上されておりますけれども、やはり予算編成方針を聞かせていただきますと、目玉がないと。特にこれは目玉であるというものがないと。そして、先般も文書に書いてありましたが、報告にもありますけれども、課題に上げさせていただいた低所得者・子育て世帯向けのプレミアム付商品券の発行についてという市長報告がありました。一体、これは

どのような形のものであるのか。

予算書でも、予算の中にもどのようなものか具体的な数字が出ておらんと。ただ、これは聞き取り等で聞きましたら、今後政府の動向によってやるというんですけれども、亀山市としては、このプレミアム付商品券についてはどのように捉えているのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

18番 櫻井清蔵議員の質問に対する答弁を求めます。

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

おはようございます。

今、櫻井議員からはプレミアム付商品券についてのお尋ねでございましたが、議員おっしゃるように、プレミアム付商品券につきましては、消費税等の対応につきまして、政府が低所得者及び子育て世帯に対して支援を行うということで立案をされたということで、政府の補正予算の中にも入っておるといってございまして。

ただ、議員ご指摘のとおり、これにつきましては、まだまだ制度内容が固まっておりませんので、その制度内容を固めた上で議会にもお示しをさせていただき、補正予算のほうにも対応させていただきたいというふうに考えております。

ただ、プレミアム付商品券ということでございますので、やはり、まず商工会議所等との連携も必要になってくるものと認識をしておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

政府の施策というんですけれど、よくやるんですよ、何か選挙が近づくとそれらしいことをやって、国民のために物事を政治でやっていくと。俗に言う、一種のあめ玉みたいなもんですよ。そういうのであってはあかんのですよ。

やっぱり亀山市としては、きちんとした情報をつかんだ中で、こういうのは方針の中に組み入れていくと、施政方針の中に入れていくというようなことはしていただかんと、政府が決まっていなからまだわからんと、だけど、入れておくだけは入れておこうということではあかんと思います。それは、ちょっと一遍、苦言を申し上げたいと思います。

次にですが、先ほど申しましたように、平成は平和な時代であったという中で、新しい時代に向けての名前を市長がつけられて31年度やっていこうというようなことですがけれども、都市マスタープランを策定した中で、都市計画道路の設定や用途地域の見直しを行うとともに、適切なる土地利用の誘導に関する検討を行っていくというようなことが書いてある。

確かに、都市計画道路の計画、野村布気線、和賀白川線、それから駅前通りのところをやっていますけれども、やはり道路計画というのは、基本的に都市計画決定をやった中できちんと計画的に進めていくのはええんですけれども、それはなかなか難しいものがあるんですけれども、そういうものはともかく、やっぱり道路計画に伴う用途地域の土地利用をどのように今後考えていくのか。

よく私、能褒野地区の用途廃止、用途変更について、我が会派のメンバーとともにいろいろやっておるんですけれども、やっぱり亀山市は、鈴鹿市みたいに市街化区域、調整区域という線引きを

しておりません。にもかかわらず、第1種、第2種とか、農振農用地等々、そんなことをやっていると。そんな中で、やはり地域に沿った、というのは要するに、後段にありました適切な土地利用の誘導に関する検討を行うということを市長が述べられたので、その地域の事情、その土地所有者の事情等々を踏まえた中で、用途の土地利用の見直しを行っていくというのが本来の亀山市の姿やないかと。

鈴鹿市は今、津波関係と思うんですけれども、沿岸部の住民の方が山手のほうへ住居がえしてみえるというようなことを聞きます。特に亀山市内にも、沿岸部の方々から新築家屋をやっておると。先般、議会でミニ開発等がどんどん開けて、野放図になっておるけどええのかというような質問もありましたけれども、やっぱり適切な土地利用を誘導するには、用途地域、農振地の考え方を、柔軟性を持った中での考え方でやっていかないかんのではないかと。

というのはこの間も、先般、先月でしたか、地域の会議を傍聴させていただきましたけれども、特に能褒野地区と2件ですな、これについて検討された結果どうですかと。挙手で否決されました。そんなんだったら、その審議会にかけける前に地元ともう少し詰めるというような形がやっぱり行政として持っていかないかと。というのは、荒廃農地を適切な住宅地に変えていくというような考え方を、やっぱり基本がなければいけないかと思えますけれども、そういうようなお考えは市長としてはないんですか。そこをちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

**○議長（小坂直親君）**

答弁を求めます。

草川産業建設部参事。

**○産業建設部参事（草川保重君登壇）**

おはようございます。

亀山市都市マスタープランをより即効性と実効性のあるものとするために、都市づくりの戦略方針に掲げる重点項目の3地区のエリアプラン及び適切な土地利用の誘導につきまして進めてまいりたいというふうに考えてございます。

平成31年度につきましては、平成25年度に公表しております都市計画道路見直し案に基づきまして、残る3路線の廃止及び変更路線のうち、都市計画道路、国道1号線の都市計画変更の予定をしております。

また、適切な土地利用の誘導を図るために、現状の土地利用を勘案した用途地域の見直しや、特定用途制限地域など用途利用制度の運用、検討のほうのための分析調査をまずさせていただきたいというふうに考えてございます。

**○議長（小坂直親君）**

大澤産業建設部長。

**○産業建設部長（大澤哲也君登壇）**

先ほど、能褒野地区について触れられましたので、能褒野地区におきます土地利用でございますけれども、用途地域を除きまして、農業振興地域内の農用地区域につきましては、都市マスタープランでは保全ゾーンとして位置づけをしております、無秩序な開発行為や建築を抑制していく、農地集積などによりまして、耕作放棄地の発生を抑制し、農用地の維持・保全を行うことによりまして、自然環境の保全・共生に努める区域としておるところでございます。

農業振興地域内の農用区域につきましては、農業振興地域の整備に関する法律によりまして、国が定める農用地等の確保等に関する基本方針に基づきまして、優良農地の確保と効率的な利用を図ることを目的として設定された区域でございまして、介在する農地は地域の実情に応じて、各種事業の活用や地域関係者の活動により、良好な状態で維持・保全に努める必要があるものと認識をしておるところでございます。

農用区域の除外ということにつきましては、最終的には、関係法令等に掲げる要件を全て満たすとともに、県知事の同意が必要となりますことから、除外に関する相談があった場合には、その案件ごとに県担当部署に相談をしているところでございます。

#### ○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

#### ○18番（櫻井清蔵君登壇）

大澤部長、草川参事が言われたことは、重々、私も承知なんですわ。

だから、その土地利用を図る地域の要望を受けた中で、バローというんですか、そこで2ヘクタール、2町歩の農用地を除外しておると。商業施設等の目的がある場合には、それが除外できるというようなことが書いてあるんですよ、農地法の中に。

だから、能褒野地区の懇談会にも市長も出ていただいたと思うんですけども、やっぱり地域の事情を勘案して、耕作放棄地をなくすためにその事業をやっていくと。だけど耕作放棄地は、当然もう起きておるわけですよ、その地域においては。ということは、その地域で確かに営農をやってみえる方も見えると。営農地域と耕作放棄地となるべき営農が不可能な地域との区分をしてやっていくのに、行政として地元に入って、そして、それに行政が携わるといような形の手法を組んでいかんことには、いつまでたってもその地域の要望はわかりませんと思います。

ぜひとももう少し地域の実情を踏まえて、営農関係で農地を保全していこうというグループと、もう営農が可能・不可能な皆さん方と2つに割った中での行政としての指導をしていくべきだと。また、指導も助言もしていくべきやと、このような形にしてくださいと、このような形にすべきでええやないかというようなことをするのが、本来行政の仕事なんです。

というのは、下に書いてあるように、この辺でとどめておきたいんですけども、しっかり分析もしてもらって、やっぱり地元に入っていただいて、助言、それから提案等々のことをやっぱりすべきだと。それによって適切な土地利用関係ができる。無造作にミニ開発をさせるということに許可をして、ミニ開発の道路は道路認定をやって、市道に繰り入れるというようにやっていますな、今亀山市は。

人口はおかげさんで5万弱ですけども、ほとんど他市町の人口増加を見ると、決して減っておるとは思いません、私。まだ微増しておるのではないかという地域ですもんで、土地利用についてはきちんと図ってってもらいたいと、また指導も監督もしてもらいたいと。助言をしてもらうように行政としてすべきだと。それが、この都市計画マスタープランの中のあれです。

もう一つ言いますけれども、合併から15年たちますけれども、おかげさんで道路行政はそれなりに進んでおると思いますけれども、先般も、議長もご努力されたと思うんですけども、加太の崩落のところが開通して、加太地域の住民の方は大変喜んでみえると。これもやっぱり、市長初め、地域の議員、議長もいろいろご尽力されたということを知っています。

ただ、私は関町出身ですけれども、合併以後、改良していただいた道路がほとんどないんですわ。それに年間8,000万くらいの都市計画税をその区域内は納めさせていただいておる、市民として。私も昭和の時代から、関町議会から出してもらってもう33年になるんですけれども、町並み保存事業が始まって、裏道について、それなりに微力ですけれども私も一生懸命やってきました。だけど、最終の裏道が2路線、中町地区と木崎地区にわたっての裏道行政がされてないんや、手つかずなんです。それもちょっと今後、市長の頭の中に入れておいてください。

やはり、年々街道にいろんな他市町から転入をされてみえる方が見えます。私のところも、1軒空き家だったんですけれども、大阪のほうから転入されると。もう一軒は、京都から転入された。確かに自治会の会員に加入されるかどうかわかりませんが、町並みの中の風景がええもんで転入してくれたけれども、裏道がないんですよ、その中町、木崎地区には。そこら辺をきちっと念頭に置いてもらった中で、都市計画の道路行政等々もやっていただきたいし、要望もやっていただきたいと思います。

次に移りたいと思います。

亀山駅周辺事業で、先般2月15日ですか、組合が県から認可を受けたと。ところが、第2ブロックの市街地再開発組合設立の認可を受けたが、特別委員会で再三疑問視されている地権者全員の合意が得られていない中で、何で予算編成を行ったんですかね、これは。また別途の。ちょっとこれを出させてもらいますけれども、この中で、今回認定された部分はこの部分ですな。2ブロックの部分と青の道路部分、それから駅前の広場、この部分です。これが認定された区域です。

私らが聞いたここの駐輪場、土地開発公社が持っておる、これに4億3,000万ぐらいの予算が出ておるんです。これを先般の特別委員会で初めて聞いたんですよ。認定区域外の土地を買うんですよ、これ。ここは公社の土地であると。今、その2ブロックで経営されている駐輪場がなくなるのでということここでこにつくるらしいですけれども、この説明が一切なかった。

ただ委員会にこの資料は出ましたよ。この資料を見て私、びっくりしたんです。この予算書には、4億3,000万ぐらいの予算が計上されている。この真意を聞かせてください、一遍。認定されたブロック外の予算がこの新年度の予算に出てくると、この理屈がわからん。そこを教えてください。

#### ○議長（小坂直親君）

亀淵産業建設部次長。

#### ○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

亀山駅周辺整備事業は、第1次実施計画に引き続きまして、第2次実施計画、平成31年から32年、33年度ということになりますけれども、その中におきまして位置づけを行いまして実施しております。権利者関係によります亀山駅周辺2ブロック地区市街地再開発組合が、去る2月24日に実施されたことから、市街地再開発事業及びそれらに関連する事業に必要な予算を計上したものでございます。

関連する事業といたしましては、2ブロックの市街地再開発事業の実施によりまして、既存の民間の自転車預かり所が減少いたしますことから、自転車の駐輪場が不足することが予想されます。公共交通の拠点であります亀山駅の利便性の確保のため、新たに約300台分の駐輪場を設置していきたいというふうに考えております。また、バスバースにつきましては、駅前広場の利便性や公

共空間の確保のために、1ブロック内に設置をするために用地取得を行いたいということで予算計上させていただいたものでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

今の亀渕君の答弁だと、民間の駐輪場をやってみえる方がないもんで、300台の駐輪場を確保するためにと。駐輪場をつくったとすると、この料金はどうなるんですか。

○議長（小坂直親君）

亀渕産業建設部次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

亀山市内のJRの駅について、今現在、無料駐車場が設置されていないのは亀山駅だけでございますので、無料というふうなことで考えております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

確かに、今、民間の方が1台1日に幾らか知りませんが、私は、大体100円くらいだと思うんですけども。まあ1月3,000円とします。それをただでつくる。そのためにこの土地が要ると、この長細い土地が。誰の考え方ですか、これは。組合から言われたんか、行政が考えたんか。

組合の中身のことを聞くと、組合からは承諾を得ていないので答えることはできませんと言う。組合の中の一会員の方がやってみえる駐輪場がなくなるので、市がここへただの駐輪場をつくりまします。おかしいんじゃないかな。

亀山駅を利用する高校生の諸君に確かに無造作に置いてもらう。それはそれで周辺の駐輪場が5駅あると思うんですよ、亀山市内には。ほかはみんな無料だから、無料の場所をつくると。でもこの場所とか、そうすると、私らが既に18回か19回委員会をやっておるんですけども、全体の予算は幾らになるのやというようなことを聞いても、今後の計画でございましてとって、この赤の黄色の部分はお金4億何ぼ、言えませんやんか。そうすると、一体、これ全体4.7ヘクタールで、ここにお金を何ぼ入れますのや。

市長も、この予算書の一番冒頭の、まあ不思議な債務負担行為、図書館保留床購入費、平成32年度から33年、22億円となっておる。これは当初、駅前再開発が入ったときに13億円だったんですよ、国・市の負担金は。それが32年から33年に22億円となっておると。明らかに9億の金が上がっておるんですよ。そうすると9億で、例えば4億5,000万あったらもっと亀山市民、駐輪場がないもんで300台つくるといふ配慮があるんだったら、4億5,000万のお金があったらもっとすごいことができるがな。

市長、何でこれ、駅前再開発にぎわいづくり、図書館をつくって、後ろに14階建てのマンションを建てる。今入っておる地権者の同意も得られていないと、一部の。だけど、組合ができたので強制的に入らんならんというもろもろの報道、それからいろんな委員会での資料等々ありますけれども、今回の予算、どんな気持ちですか、市長。それを聞きたい、市長に。何を思って、こういうようなことをあなたは認めたんか、これを。亀渕君では無理や。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今、ご指摘の駐輪場、あるいはバスを含みます新年度予算案につきましては、当然、今おっしゃっていただく第2ブロックの市街地再開発事業とは別に、これは再開発事業としてではなくて、第2ブロックに関連する事業として、私どもは市の整備事業として実施をするものでございます。

それは、今のここでいうオレンジの第2ブロックの中にあります駐輪場、業として行っておられた地権者の方もおられるわけではありますが、再開発事業によってこの駐輪場は、いわゆる貸し駐輪場がなくなっていく。こういうことに対して、亀山駅周辺での駐輪場の不足が想定されますから、それに対応するべく計画をいたしておるものでございます。

さらに、バスバースにつきましては、当然、緑色の駅前のロータリー、駅前広場の動線を利便性のよいものに変えていくという事業の中で、当然、今のバスバースをどのように考えていくかという中で、駅前広場の外へ設置をしていこうという考え方のもとに計画をさせていただいたものでございまして、従来進めております再開発事業に関連する事業として、市の整備事業として、この議会に新年度予算として提案をさせていただいたものでございます。

○議長（小坂直親君）

亀渕産業建設部次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

13億円から22億円にふえた理由ということでございますけれども、図書館の保留床の購入費の増加につきましては、建築単価の上昇や備えつけ書架などの通常備品扱いになる部分も加えまして、また図書館整備基本計画に基づく機能付加、さらには利用者の利便性を高めるための地下駐車場等を採用したことがその理由ということで、その部分が割高になったというところでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

むちゃくちゃな答弁をしてもうたらあかんで。すり小鉢というよりも、この13億の債務負担行為は、そのときの財務部長の上田君だと思ふ。13億円を超えたら、これは事業を見直すと言うておるんでしょう。

それから、市長の今の答弁。周辺の4Aブロックも、この地域の住民の方が一時住みかえてもらうために、4Aブロックの道路、それから御幸8号線をつくっておるんですよ。そうすると、あなたの答弁を聞くと、あなたはこの駅前の広場、この2ブロック、この道路、これだけのことで、これらは付随の事業やと。やっぱり再開発事業というのは、4.7ヘクタール全体をどのようにしていくかというのが再開発事業なんですよ。

あなたの考えだと、この認定を受けたブロックだけのためにいろんな金を使わんならんと。これで2億8,000万、今度4億3,000万、どんどこんどこ金が要るわけですよ。そういうふうに私は聞きとれる。そして、今の13億円が22億になったというのは何やと言ったら、この間の委員会で聞きました。図書館運営に関する職員の数字は幾つやと。それなら、実施設計してみなわからんという答弁をされました。何をもってこの駅前再開発をするの。あなた、市長の多分マニ

フェストですな、亀山市の駅前のにぎわいづくりのためのというのは。あなたの3期目のマニフェストの公約なんですよ。まあ、力を入れているかどうかわかりませんが。

あと、今言われた答弁だと、この2ブロックのためにここに4億8,000万、これに3億近い金を投入しておるわけですよ。唐突に、何の説明もなく。1回はあった、先般。こんなんじゃ済むんですか、これ。一体、それなら、この地域に白い部分がありますね。何ぼ要るんやな、これから。幾らのお金を投入するつもりなのか。もう合併特例債も3億5,000万放り込む。もう合併特例債もない。もう底をつきました、明らかに。幾らここに、今からどのような形で、幾ら、何のために。この長期財政見直しにとって、平成37年ですか、財調が8億になるというようなことを言っておりますけれども、そこまで今の櫻井市長が市長をやっておるかどうかわからんですけれども、私は、無駄じゃない市民が納得できる金を使うのが行政だと思う。市民にアンケートをやっ、このお金に対してマルかペケかお聞きにならないけれども、やったら、恐らく私はペケが多いと思う、市民から見ると。

市長にこれは聞きたい。市長の頭の中で、この駅前再開発の事業に今後幾らぐらいを投入する予定なのか。その構想はありますやろう、あなたのマニフェストやで、公約やで。亀山市駅前周辺整備のにぎわいづくりをするためには、幾らのお金を想定して事業をやっ、いかないかんという、想定金額を一遍教えてください。答弁できませんかな、できないんやったら、ようしませんとやうてくれ。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然、今の4.7ヘクタールの駅前再生の計画というのは、平成25年、総合再生計画をお示しをして、その中でこれが動いてきておるところであります。段階的な展開を進めてきたわけであり、ます。

また、今進めております第2ブロックにつきまして、当然、今回保留床13億が22億ということになりましたが、これはさまざまな創意工夫を加えて、それから後年度のいわゆる償還の負担も含めて、その負担は従来の額よりも少なく、そのような工夫を入れて計画をしたものでございます。後年度の市民の負担も含めて、少なくなっていくという政策判断や手法を組み入れてきたものでございます。それは、ぜひご理解いただきたいということと、今、この赤や黄色について無駄な予算と評されましたけれども、駅前の4ブロック全体を私どもとしては、この第2ブロックでお示しをしております事業、それから新年度で考えております事業、それからこの3カ年実施計画で今回議会にお示しをさせていただいておりますけれども、第2次実施計画の中でお示しをしておりますこの事業費が現時点での総額であります。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

要は、もう予測もつかんと。予想をつけていないということやんか、はっきり言ったら。考え方がないということ。ちょっと時間がないもんで、次に進みますわ。

乗合タクシーとタクシー券、これも摩訶不思議な制度を考えよった。タクシー券の交付は二千八

百万何がしのをやっておると。それで、この予算書にもありますよ。だけど、乗合タクシーの件もやっておると、今までタクシー券は福祉部、乗合タクシーは建設部、全然違う制度でございますと言うておると。

タクシー券は、本当は平成30年で終了予定やったんだけど、議会も決議をした中で、署名運動等々もあったらしいですけども、その結果残ったんですけども、ただし、タクシー券を受けるためには、乗合タクシーの登録をなさないと、登録された方にはタクシー券を交付しますよと。今聞きますと、乗合タクシーの登録者が606人と聞きます。

そしてもう一つ、乗合タクシー、利用者が少ないもので1日2.6人らしいですけども、10月1日から行って1月末の試行期間4カ月で606人。支払いが6万9,000円らしいが、9万か10万までと。明らかに、乗合タクシー制度というのは失敗なんですよ。

だけど、これも市長の公約ですよ。それがために、2,800万のタクシー券の31年度予算が計上された中で、市長に聞きたい、これは。タクシー券を交付するかわりに、乗合タクシーの登録をした方のみに交付すると、プラスお試し券3,000円分を渡しますと。これはどういうふうに理解させてもらったらええんか。これは市長の公約やでな、担当部局が答えてもらったら困るんや。どんな見解で今回の提案をされたんか、ちょっと聞かせてください。市長、簡潔にな。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

以前から申し上げてまいりました乗合タクシー制度については、これまで市内で運行されておりますバス等では、これからの超高齢化社会をカバーできないという中で導入をさせていただいたものでございます。しかし、昨年の10月から開始をした乗合タクシー制度の実績については、説明不足というものもあったかと思えますけれども、登録者、利用者ともに低調な結果でございました。

そこで、乗合タクシーにご登録いただいたものの、まだご利用いただいていない方への聞き取りや、市民の皆様や議会のご意見も踏まえて、私どもは運行後の課題を整理させていただいて、制度全体の検証を進めてまいりました。その結果といたしまして、乗合タクシーにつきまして、運行時間や運行曜日など、利用者がより使いやすい制度となるよう、制度の一部を見直してまいりました。それと同時に、高齢者タクシー料金助成事業については、1年の延長を決定いたしましたものでございます。

そういう中で、来年度、高齢者タクシー料金助成事業の利用者の皆さんには、乗合タクシー制度へご登録をいただくとともに、乗合タクシー制度の利便性の本当のよさを体感していただくことの中で、ぜひ、私どもは登録者全員に無料体験乗車券の配付を計画させていただいたというものでございます。

この無料体験乗車券を利用して体験的にご乗車いただくことで、乗合タクシー制度の理解と利用促進を図っていきたいという考え方でございまして、将来、まさに超高齢社会がまだ進んでまいりますし、免許証の返納もふえてきております中で、しっかりこの制度を機能させるという思いで新年度、その対応をさせていただいたところであります。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

あのね、市長。もう制度の説明はしてもらわんで、もうわかっておって、私、聞いておるんやで。何で、タクシー券は福祉や、乗合タクシーは建設やと言うておったのに、なぜタクシー券を交付する方に乗合タクシーの登録をせんことには交付できんのか、せんのか、するんですかということを知りたいの。そうしたら、ご理解いただくうちくのわけのわからんことをごちよごちよ言わんと、そっちを聞きたいの。

タクシー券は福祉の事業ですやろう。誰が答弁しておるのか知らんけど、乗合タクシーは建設ですやろう。これが1本にならんと言っておったんですよ、もうずうっと。なのに、今回タクシー券を、こんな言い方は交付を受ける方には申しわけないんですけど、タクシー券が欲しければ、乗合タクシーの登録をなささいというようなことですから、それを言うておるわけやがな。そういうことやろう、違うの。違うのやったら、どう違うのか教えて。私はそう思うよ。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

タクシーチケットを利用いただく方、6割の方が申請をいただいて、実際は3割の実績であり、7割が今のタクシーチケットではこれはカバーできないという状況の中で、新たな、亀山市としての高齢者の皆さん、障がい者の皆さんの移動ができる仕組みをつくっていかなくてはなりません。それは、私どもはさまざまな検討を加えて、いろんなご意見を聞かせていただいた中で、乗合タクシー制度というのをスタートさせていただきました。

しかし、このよさが、今まさに議員がおっしゃるように、これは福祉だ、あるいはこれは建設だ、あるいはそのやりとりは内部のことですけれども、内部のそういう議論は当然ありますけれども、しかし、利用者の方にしっかりとこの制度がわかりやすく促進できるためには、その制度を体感していただくということが極めて重要だというふうに思っておりますので、今回、そのような無料体験の乗車券の計画をさせていただいたということでもあります。さっき申し上げたとおりであります。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

議長にお願いしたい。私ども、限られた時間で質問をさせてもらっておるんですわ。質問者に対する答弁をごちゃごちゃ、ごちゃごちゃと違う方向へ答弁を繰り返しておるもので、本来タクシー券は乗合タクシー券の登録をせんでも交付するのか、せんのかということを知りたいの、私は。

そうでしょう。登録をせんことには、タクシー券の交付はするのかもしれないのかということを知りたいの。どっちやねんというの、私は。それを聞いておるの。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

登録をしないと、それはタクシー料金チケットはもらえないということでもあります。そのように聞いていただいたら、そのようにお答えをさせていただくものであります。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

いや、聞いたがな。制度はそうっておるんかということ聞いておるんやないか。そういう制度なんかというの。そういう制度ですと、そう言うてくれたらええがな、あなたが。

そうすると、登録せんことにはタクシー券を交付せんということやな。

そうすると3,000円の乗合タクシーのお試し券、これの予算。そうすると2,800人で、去年のタクシー券の交付人数が3,852人と聞いています。それで、今回の予算が2,800万と。そうすると2,800人、現在の登録者が606人、3,400人の方が3,000円を使ったら、1,000万の金がこのお試し券に要るわけですよ。1,000万の予算を組んでいないんですよ、当初に。450万しか組んでいない。乗合タクシーの運行会社に支払うお金が450万。本来なら、全員がそのお試し券を使ったことを想定した中で予算編成をするのが本来の姿ですよんか。それを450万としかしていないと。

徴収金は、1万くらい載っておるんですけども、本来、そんなお試し券をするんやったら、1,000万の予算を組んでおくのが本来だと。後で足らんだら補正したらええわというようなものではないと、当初予算は。当初は自分のマニフェストに基づく事業やで。これを推進するためには、タクシー券の存続をしてタクシー券をもらう、受けるという方には登録証を記載してもらわないかと。そうすると、去年3,852人がタクシー券を交付されているらしいですけども、その人が全部来たとする。そこへ606人やと4,000人を超えるわけです。4,000人に3,000円を掛けると1,200万もの金が必要わけですよ。それを見越した中で、当初予算に予算計上するのが本来の当初予算書やないかと。足らんだから、後から補正したらええわというものではないぞ。これは、あなたの公約やからな。

だから、乗合タクシーの今の時間を、10時から3時までを9時半から3時半という変更をするというようなことが資料に書いてありました。だけど、やっぱりきちっとやるんだったら、あなたの公約やったら、きちっと、失敗だったら失敗で認めないかん。失敗やから一から出直すと、そういうようなことを、それがやっぱり人としての一つの反省も、一人のね。反省せんのは猿だけでええというんです。猿には申しわけないこと言うたかな。やっぱり、行政の中でこれは失敗した場合には反省をして、その事業を取りやめて、もう少し考えていくということを申し上げたいと思います。

時間がないもので、次へ行きます。

次は、農協問題。ここに一応、経過経緯を出しました。議員各位にはそれぞれ出したんですけども、今回、その資料を見てください。3月20日、鈴鹿農協理事会で、葬祭会館を亀山支店東側駐車場に新設することを承認したと。それは、なぜ承認したかという前提があるわけですよ。

というのは鈴鹿農協から、農協の組合員から市営斎場の使い勝手が悪いので、何とか農協として、鈴鹿農協は全国農協の中の預金高が5本の指に入る大きな団体なんです。金はもう何千億と持っておるんですよ。それで、市に対して、運用改善の要望はあったが応じなかったと。

というのは、これもお手元に資料を出させてもらいました。いろいろ市も平成22年でしたかな、そうやね、市長が就任されて間もなくにあの市営斎場が竣工したと思うんですよ。前田中市長が草

案されて、田中市長がどのようなわけで引退されたかわかりませんが、22年に就任されたときにやっただけです。

そういうことで、年度ごとに改修をしておるんです、11項目。その中で、あまたのいろんなことをやってきた中で、特に、式場の後ろの幕ですな、大小のあれの設置。それから僧侶控室が手狭やもんで、そこを僧侶の方々が2人、3人以上見えたら手狭やったもんで、そこの衣の着がえのところに設置したと。

もう一つは、あそこにある初七日法要ができるがために、12時30分より前の火葬の場合であっても待合室で初七日法要が行えるように、仏具というのか、それを設置したというような経緯があります。これが、ずうっとさかのぼると、平成21年からそれぞれ31年まで改修をしておるわけですよ。

そういうような中であるにもかかわらず、農協がもう少し何とかしてくれというような要望があったと。その要望があったけれども、亀山市がその要望に応じなかったもんで、この建設を3月の理事会で新設することを理事会で承認します。これは、前回議員各位には理事会の資料を出した。

ところが、7月9日に建設地について、市が代替地として提案した市営住山住宅南側の土地を交渉することを報告しておるわけですよ、組合長が理事に。8月23日に、この土地を理事会で承認しておるわけですよ。この2点、このときの交渉者は一体誰なんや、行政の中で。誰が鈴鹿農協からいろいろ言うてきたことを、それから3月、いつ知ったんかわからんけど、7月、8月の時点の交渉は行政の誰がやったか、一遍それを教えてほしい。

○議長（小坂直親君）

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

この農協葬祭場の亀山支店の東に建つという情報に接したのは、前回の定例会で申し上げたとおり3月でございました。その後、いろいろ交渉につきましては、市長の命を受けまして、基本的に私、副市長が行いましたが、と同時に総合政策部長、あるいは総合政策部次長と交渉に当たったものでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、市長の命を受けてお三方が行かれて、この7月9日の組合長の理事会、このときの立会人は誰や、どなたが行ってやっておるのか。これもお三方が行ってやっておるのか。

○議長（小坂直親君）

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

農協側の理事会につきましては、農協側の組織上の問題でございますので、理事会に立ち合うとか立ち合わないとかそういう問題ではなくて、農協側が進められた手続であるというふうに理解をしております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

聞き方が悪かったもので、申しわけない。

要するに、この7月9日、亀山市から南側の土地がありますよと。3月20日に、亀山支店の前に新設するというのを決定しておるのを、変更を8月23日に承認しておるんですよ、鈴鹿農協理事会がね。そのあかしがない。あとのことは、11月13日とか11月21日の案件、全協での報告での案件とか。8月23日に鈴鹿農協の承認、移転の。これは組合内部と違う。行政がここやと言うたもので、組合長が理事会に諮って、組合の理事会の承認を得たわけです。こういうような一連のことで、私の発言なり、それは私のところの会派のことで、会報でいろいろご迷惑かけておるといふことについてはあれなんですけれども、ここの点だけははっきりしておかんと。

というのはもう一遍、前に戻ると、鈴鹿農協はどういうふうな改善を申し込んで、それを断ったんですか。その窓口はどなたやな。鈴鹿農協が当然来ておるはずや、3月20日以前に。こんだけの議員各位にお示した平成21年から31年まで11項目の改修をしておるのにもかかわらず、なおかつ、それでは不足やという案件を鈴鹿農協は持っておるはずや。それはどういうことですかね、それを聞いてみえるわな。知らんなら知らんと言って、わしは知っておるけど。私は知っておるよ。

○議長（小坂直親君）

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

私も平成21年以降、新斎場が開設されて今日まで、約その半分ぐらいを担当部長としてかかわってまいりましたので、農協と市の斎場の改修に関する要望については承知をしておるところでございます。

おっしゃったように、要望を聞いたものもかなりございますし、物理的に要望が聞けなかったものもございます。そんな中で、農協としてどう判断されたかについては承知をしていないところがございますが、3月の時点で現在の亀山支店の東、市の文化会館に隣接する駐車場に葬祭場を建てるという計画を突然お聞きしたというのが実情でございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

ああ、そうかな。3月20日に突然聞いたと。

それならね、3月20日の理事会の決定をする前に、農協の理事会で、農協の担当者から亀山市に、民間施設にはシャワー室があるけれども市営斎場にはシャワー室がないと。何とかシャワー室をつくっていただけんやろうかと。それから初七日法要も3時から5時まで掃除をせんならんで休館やで、やっぱり運用をもう少し見直していただきたいというようなことを言ってきたはず。にもかかわらず、亀山市はそんなことに耳をかさんかったもので、そうやったらもう建ててまおうにということになったんです。まあそれが進んで、もう造成も入っておるんであれですけども。

そこでお聞きしたい。この土地貸付料757万8,000円の中に、JAの貸付金の収入が入っていますよ。ところが、この予算書の中に、あなた方が、なぜ農協の東駐車場、月決め駐車場に会館が建てる、文化会館が180台で、あそこが90台あるもので、その90台を借りたら文化会

館の利用者が90台分とめられると。そうすると周辺の人が困らんようになるもんで、このようにやりましたと言うたわけですよ。

そうしたら、何でこの予算書に農協の駐車場を借りるお金の予算が計上されていないんや。これはおかしい。というのは、この一連の事業によって、農協から造成地、今の南側ですな、そこに4,000万の造成費が投入されておるわけですよ。農協は、ことしの10月にオープンするんですよ。農協の建物として31年10月オープンを目指して、この事業に取りかかっているんですよ。にもかかわらず、なぜあなた方はあそこはだめやと。文化会館の駐車場が足らんもんで、あそこがどうしても借りようと思ったら、景観上、余り好ましくないから、どうしても4,000万の造成費も組まれて、そして、あそこへ移ってもらうということをこの一連の事業でやってきたんですよ。前回の議会でもそういうふうに来てきたんですよ、答弁を。

だから、事実関係がわからんだもんで私はここまで突っ込めんだ。事実関係を確認していくと、この予算書にあるように、農協は本来なら3月から造成にかかって10月オープンやったら、当然、そこに造成費の4,000万を亀山市が負担した中で、なぜ、今文化会館の駐車場が180台を270台にする手当てをするための貸し付けの金が、使用料がここに計上されるのか、それがわからん。

そりゃあ確かに、月決め駐車場で、まだ交渉中でございますのでうんちくという答弁をすると思うんですわ。そんなもんでないよ、こんな。だったら、あの4,000万は何やったん。造成費の4,000万、どうなっておるんやというの。もっとややこしくなるぞ、これは。だから、8月23日の段階でその土地が購入できるともう確約されとったんやろがそやなけりゃ、農協の組合長一存でこんなんはできやん、それを言うたのは誰や。その8月23日の農協の理事会に、組合長が理事会の承認を受けるための根拠となるあかしを持っていった職員は市長なんか、副市長なんか、総合政策部長なんか、落合次長なんか、誰や、一体。

○議長（小坂直親君）

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

その8月の農協の理事会に、組合長が言われたことの根拠は誰が持っていったんかというお尋ねですが、ちょっとご趣旨がよくわからんのですが、3月以降、葬祭場の情報に接して、それ以降、私を中心として交渉をしてきたという中での話ではないかなとは推察はしますが、何を根拠にこの理事会のことを言われているのか。言われても、ちょっと困惑するところでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そんならこの席に、この議会に、鈴鹿農協の組合長を呼ぶよ、僕は。谷口君を。

組合長の谷口君も8年から10年以上の付き合いだけれども、そういうような根拠がないことには、こういうようなことを理事会にかける人間ではない。彼も鈴鹿農協の総務部長までやった男やからね。それから今鈴鹿農協の組合長をやり、中央会の会長もしてみえる。その方が、理事会に確約したものが無いのにそんな承認を、土地の変更、7月9日から8月23日の間に変更に対する確約がないことには、こんなことを理事会に承認を受ける報告をするわけがない。だから農協の理事

会というのは、承認事項については全員が判を押すわけやからな。責任をとると、理事も組合長も含めて。それをあなた、とぼけてもあかん。それなら一遍ここへ組合長を呼ぶぞ、僕は。面談してこれを誰が聞いたか、住山の土地にちゃんと移ってくださいよということ言うてきた人間は、亀山市におる誰やということを確認するぞ。

答弁、よろしい。まだ、ちょっとはしかのことを聞きたかったんですけども、もう時間がないもんで、いいかげんな、議会に対してはもうちょっと速やかに、駅前の件も、何もかもきちっと、それで一番、やっぱり亀山市として大事なことは、市民の皆さんが理解ができる市政をしてくださいということ言うて、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前11時11分 休憩）

---

（午前11時21分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番 岡本公秀議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

おはようございます。

新和会の岡本公秀でございます。

それでは、代表質問として、まず平成31年度施政及び予算編成方針について質問を行います。

まず、平成31年度、機転の年と名づけた市長のその位置づけと、それを踏まえた亀山市の方向性についてご説明をお願いいたします。

○議長（小坂直親君）

12番 岡本公秀議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、どういう思いで機転と位置づけたのかというご質問でございますが、来る平成31年度は、亀山市総合計画、グリーンプラン2025の3年目でございます。さらなる段階へ挑戦する年にしたいというふうに思っております。また、ことしは平成という元号が改められる節目であり、新たな時代の始まりに当たっては、状況変化に応じた素早く適切な判断と行動が大切だと考えるものであります。

30年前、私自身、かつて昭和から平成へと移る時代を経験いたしましたが、改元をきっかけに社会や人の価値観が数年かけて静かに変化していくさまが印象に残っております。また、消費税の導入が平成元年で、くしくも本年10月が消費税引き上げとは、大変感慨深く思うところであります。いずれにいたしましてもパラダイム転換への的確な対応が必要だと考えるものであります。

これらの視点から、社会、経済、市民生活の変化を見きわめ、臨機応変に適応しながら新年度スタートの前期基本計画第2次実施計画を着実に推進させたいとの考えで、新年度行政経営の重点方

針の中で機転の年と位置づけたものでございます。

2つ目は、これを踏まえた平成31年度の方向性ということでございましたが、こうした中で新年度には、本市の特性を生かしたまちづくりを進めるため、とりわけ健康都市政策の推進と中心的都市拠点の求心力向上につきましては、将来都市像を実現するためにも極めて重要な施策であると考えております。一方、こうした施策の展開は、さらなる行財政改革による財政の健全性との両立により着実に進めるとともに、市役所の働き方改革と組織機構再編の検証によって、本市の持続可能な成長へとつなげてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

機転という日本語は、あの人は機転のきく人だとか、褒め言葉に使われる場合が多いんですけども、やはりこれは市の職員全体が機転をきかせていただくと、上のほうだけ機転をきかすんじゃなくて、そういったことも必要と思いますので、先ほどの市長の答弁にもありましたように、平成という元号が改まるといったことも踏まえ、何が起こるかかわらんというものもあるんですから、そういうことを、やはり市全体で心がけていただきたいと思います。

次に、先ほど市長もちよっと言葉に上がりましたが、行政経営の重点方針というのがあるわけであって、この重点方針への取り組みとその旗振り役である市長の心構えというものについてお伺いいたします。

まず最初に、健康都市政策の推進と中心的都市拠点の求心力向上、この後の中心的都市拠点の求心力向上というのは、平たく言うと駅前再開発とかそういったもんも含まれると思うんですけど、そういうふうな大きな事業に対する取り組みと市長の来年度の心構えについてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、健康都市政策であります。ご案内のようにWHOが提唱する健康都市・健康寿命の理念に賛同いたしまして、平成22年7月に本市は健康都市連合への加盟をいたしました。以来、超高齢社会の進展に備えまして、都市の機能全てで市民の健康寿命を延ばそうとする挑戦でもあるわけですが、健康都市アプローチの施策の推進に努めてまいりました。ご案内の、例えば全ての団塊世代の皆さんが75歳を迎えられる2025年問題は遠い先の話ではなくて、今まさに私たちの目の前の問題であります。また、医療や介護の需要の増加への対応は急務であるとともに、市民の幸福実感が向上する持続可能な社会の実現が望まれております。

そのために、個人の健康意識の向上と改善行動、またそれを促す都市の環境や習慣、効果的な仕組みの構築などを重視するという健康都市の考え方にに基づき、新年度重点戦略、健都さぷりプロジェクトを核とした取り組みを強力に進めてまいりたいと考えておるところであります。

もう一点が、中心的都市拠点の求心力向上への意気込みということでございましたが、本市の長年の政策課題でありますJR亀山駅前の再生は、平成24年度スタートの第1次総合計画後期基本計画に位置づけて以降、段階的な推進を図ってまいりました。去る2月24日、ご案内の亀山駅周

辺2ブロック地区第一種市街地再開発組合が設立をされ、大きな一歩が示されたものと思います。平成18年に地域の皆さんが立ち上がり、亀山駅周辺まちづくり研究会が設立されて以来、足かけ13年が経過をし、感慨深く思うところであります。この間の市の玄関口再生にかけた関係者の皆さんの熱い思いが結集をし、ここに至ったものでございますので、関係各位のそのご尽力に敬意を表するものであります。改めて私自身も、オール市役所、中心的都市拠点の求心力の向上を目指して今後も組合とともに取り組む決意を強くするものでございます。議員各位には、引き続きのご理解、ご協力をお願い申し上げる次第であります。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

駅前開発というのは、本当に革命的な出来事といいますか、革命というと天命が改まるというんですけれども、非常に大きなエネルギーが必要な事業ということで、私たちも注視をしていきたいと。

次に、2つ目の財務に関するのですが、亀山市行財政改革大綱20の取り組みの着実な実践という重要施策を上げてもらっておりますが、これに関しても取り組みというものの意気込みをお示ししたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

行政経営の重点方針に取り組んでいくに当たりまして、施策の展開を図るためには、申し上げるまでもなく、財源、財政との両立が極めて重要でございますので、さらなる行財政改革による財政の健全性との両立により着実に進めてまいりたいと考えております。

そのために総合計画を補完し、実効性を高める亀山市長期財政見通しを、今回改定させていただきました。それを見据えた着実な行財政改革が必要となるものでございます。

具体的には、亀山市行財政改革大綱に掲げます20の取り組み項目を推進していくことによって、持続可能な行財政運営の確立を図っていききたいと考えております。この大綱におきましては、平成27年度から31年度までの5年間を計画期間とし、平成27年度から平成29年度までの3年間を前期実施計画、平成30年度、平成31年度の2年間を後期実施計画といたしておりまして、本大綱、平成31年度が最終年度となりますことから、新年度におきましてはさらに英知を結集した上で、新たな行財政改革の大綱の策定に取り組んでまいりたいと考えておるところであります。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

行財政改革は、やはり管理職が旗を振るだけではなかなか浸透しないと。やはり一人一人の職員の方が頭を使っただいて、それを細かいことの積み重ねというのが大きいわけですから、それをやっていただくということを私は期待したいと思います。

次に、3番のことしの10月に予定されております消費税アップが市の財政に与えるプラスとマイナスの影響について、それを合計すると亀山市としては割が合わんのか、ちょっと助かる、逆に

収入がふえるのか、当然出費もふえるわけやし、市としては。また、消費税の地方分がまた余分にいただけるということもあるわけで、それを差し引きすると、どういうふうに見込んでおられるのか、それをご説明いただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合総合政策部次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

平成31年10月からの消費税率の引き上げが市の財政に与える影響としまして、平成31年度一般会計当初予算について申し上げます。

まず、歳出への影響としましては、消費税対象経費の増加額は約4,900万円と試算しております。一方、歳入の影響としましては、地方消費税交付金について国から地方へ配分される消費税が増額となることから、平成31年度は9億1,000万円を計上しております。対前年度で1,000万円の増と、そしてまた、使用料等の収入につきましては、対前年度約330万円の増と試算しております。さらに、消費税引き上げに伴いまして、自動車取得税が廃止されます。そのことにより、自動車取得税交付金が2,800万円の減となりますが、その一方で自動車税と軽自動車税に環境性能割が制度化されまして、その分約1,300万円の収入が見込まれまして、差し引き1,500万円の減収と試算しております。

以上整理いたしますと、歳出につきましては消費税の対象経費分について約4,900万円の増、歳入については地方消費税交付金が1,000万円の増、使用料等収入が330万円の増、自動車取得税の廃止に伴う収入が約1,500万円の減となりまして、歳入歳出差し引きをしますと約5,000万円が市財政に与えるマイナスの影響となるものと試算しております。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

消費税はお国の決めることで、市としても、私もどうせマイナスになるのではなかろうかと思っておりましたが、それを何とかカバーして、これから1年間、消費税はずうっと上がっていくわけですから、これは一旦上がったものはなくなることはないんで、そのために財務のほうをしっかりとやっていっていただきたいというふうに思います。

次に4番ですけど、これも市の持ち出しの話ですけれども、国が幼児教育無償化というのを打ち出したわけですけれども、それで子育ての方なんかは大変、保育料って本当に高い、たくさん毎月何万円も、5万も6万もという方もおられますんで、そういった方にとっては非常に朗報だと思うんですけども、この幼児教育無償化は国がぶち上げた政策ですが、実際やっていくのは地方であって、そのことに関しての市の負担と、そのお国の手当がどれぐらいあるのか、負担をかけさせられっ放しなのか、その分だけはお国からもらえるのかとか、そうじゃないよとか、そういったことをお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

現在、国において進められている幼児教育無償化につきましては、先ほど来の消費税の引き上げ

による財源を活用し、子育て世帯を全世代で支える新たな社会保障の仕組みとして実施されることとなっており、本年10月よりスタートすることとされております。

無償化による国と地方の財政負担につきましては、その中心となる保育所などの認可施設を初め、私立の施設については国2分の1、県4分の1、市4分の1の負担割合とされる一方で、公立の施設につきましては原則として市町村負担とされております。

亀山市への影響といたしましては、現段階での試算上ではございますが、歳入の面では保育所認定こども園及び幼稚園等の利用者負担額が約7,700万円程度の減少、新たに実費徴収へと切りかわる保育所等の給食費負担金が約1,200万円程度の増加、新たに創設される国からの（仮称）子育て支援施設等利用給付費交付金が約4,500万円の増加などで、約2,500万円程度の歳入減の影響が予想されるところでございます。

一方、歳出におきましては、市立保育所への施設型給付費等が約400万円程度、市立幼稚園の無償化のための給付が約4,000万円程度それぞれ増加となるなどで、約4,500万円の歳出増となるものと試算しております。

これらを合わせますと約7,000万円の負担増となるところでございますが、これは半期分での影響額ということであり、2020年度から通年での影響となりますと、その倍の約1億4,000万円の影響があるものと想定されるところでございます。

また、これらの財政負担のうち、本年10月からの半期分につきましては、負担方法等は未確定ではございますが、国が負担いただくこととなっているところでございます。こうした試算の根拠としております制度の情報につきましては、現時点では大きな枠組みが示されたところであり、具体的な事務的対応等について今後示されてくることとなっておりますため、引き続き情報収集に努めつつ、適切な時期に予算補正等を行い、詳細をお示ししてまいりたいと存じます。

#### ○議長（小坂直親君）

岡本議員。

#### ○12番（岡本公秀君登壇）

この国の幼児教育の無償化も、やはり市としては持ち出しということなんですよね。結構お国がいろんなことを決めて、その分だけ見てやるよと言いつつも、やはり持ち出しが多いんですね。こういうこともありますんで、財政のほうは、やはりしっかりと回してもらわなあかんわけですけども、この5番の質問で、国の税制というのもよく変わるわけですが、国の税制改正とか、国や県のいろんな政策の変更とか、補助事業が去年まであったのがいきなりなくなるとかいろんなことがあるわけですけども、そういうふうな変更というものに対して、やはり市としてはかなりアンテナを高く持っている必要があるんですけども、そういうふうな政策変更と市の施策の修正ということは迅速にやらなきゃいけないと思うんですけども、その迅速性に関してお伺いいたします。

#### ○議長（小坂直親君）

落合次長。

#### ○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

国の税制改正や国・県の補助事業の変更に対する市の対応につきましては、平成31年度予算編成方針にも示しておりますが、国の予算編成や税制改正等の動向を把握するとともに、県の補助事業費削減等の内容の把握に努め、迅速かつ適切な対応を行うこととしております。

また、国・県支出金について、国・県の制度改正動向に留意し、真に必要と認められるものに関しては、積極的に獲得に努めるものとしますが、一方、補助事業であるということを理由に、安易に要望を行って、結果として一般財源の多額の持ち出しを招かないよう留意するとともに、補助の打ち切りや補助率の変更等があった場合は事業の打ち切り、縮小等を検討することとして、その旨を予算編成要領において通知しております。特に、消費税率の引き上げ等における国の予算編成過程での検討事項については、情報収集に努め、注視して対応することとしております。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

確かにどうしても市というのは、どこの市でも大同小異と思いますが、国の補助事業に群がるというような面があるんですけど、それもだんだんであって、補助はあるけれども、結果的にそれ以上に自前の財布から出ていくというようなことがあったら、これは本末転倒ですんで、先ほど答弁にあったように、補助やからすぐに飛びつくとかそういうことのないように、やはりじっくりと腰を据えて、そういう補助事業でも取捨選択をきちっとやっていただくということも大事かと思いません。

次に、6番目の質問ですけれども、第2次行財政改革大綱では、目標として経常収支比率を85%にしたいというふうな目標を置いております。今は88%とかそのぐらいいっておると思うんですけれども、そのための具体的な手法と、しかしながらそれをするによって、市民サービスをカットして出費を意図的に抑えるということをやられると、やはり市民としては不本意であるということから、その85%経常収支比率を達成して、かつ市民サービスをおろそかにしない、そういうふうなうまいことがあるのかなのか、ちょっと教えていただきたい。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

経常収支比率について少しご説明させていただきます。

経常収支比率とは、財政の弾力性を示す指標でありまして、その比率が高いほど政策的経費や臨時的経費に財源を投入する余裕に乏しく、財政構造の硬直を招くということでございます。

第2次行財政改革大綱におきましては、経常収支比率の目標を85%以下に掲げておりまして、平成29年度決算における経常収支比率は、前年度比で2.4ポイント好転して、県内2位となる86.7%と改善されたところでございます。この指標を改善する手法といたしましては、大きく分けて経常経費の削減と一般財源の確保であると考えております。そのためには、行財政改革大綱に掲げる20の取り組み項目の着実な実践の積み重ねにより、経常収支比率の改善に取り組んでいくところでございます。

また、経常収支比率と市民サービスへの影響の関連性につきましては、経常収支比率を改善させることによりまして、政策的経費や臨時的経費へより財源を投入することが可能になるということから、新たなサービスの提供を含めて市民サービスの向上が図られるものと考えております。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

今、私としては、経常収支比率を少しでも目的達成のために、日常的といいますか、ずうっと毎年出ていって出る出費をどんどんカットして浮かすというか、それはやっていただいて、市民サービスを結局切り捨てることのないようにやっていただきたいと。もちろん経常収支比率が改善されたら、その分だけ新しい政策に使う財源の余裕ができるわけで、またそれはそれで新しいことをやっていただく、これも非常に大事かと思えます。

続きまして、質問の7の事業のスクラップ・アンド・ビルドについて伺いますけれども、まず最初に、いろんな事業をやっておられますが、その事業のスクラップ・アンド・ビルドは大体どのぐらいのペースで廃止があるか、新規がこうやって入れかわるわけがございますけれども、それは何%で出るのかどうかわかりませんが、これに関してご説明をお願いします。

○議長（小坂直親君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

全ての事業における割合となりますと経常的な標準事業まで含まれますので、今回は第1次実施計画に位置づけていた主要事業が、今回お示しをしております第2次実施計画において廃止完了によりどの程度減るのか、またどの程度新たに位置づけられたのかについてご答弁を申し上げたいと思います。

まず、廃止完了した事業でございますが、川崎小学校改築事業や関の山車会館整備事業など、第1次実施計画に位置づけた全108事業のうち16事業ございまして、その割合は約15%が廃止分でございます。

次に、新たに取り組む事業といたしまして、住宅取得支援事業や森林経営管理事業など、第2次実施計画に位置づけた全103事業のうち14事業ございまして、その割合は約14%、14%が新たに取り組むものということで、14、15でほぼ変わりはないのかなというふうに思います。ただ、このほかにも第1次実施計画から継続して実施している事業の中で、事業内容を拡充、充実をさせていただいたものが9事業ございまして、先ほどの新規と合わせますと23事業、全体で約23%が新しい視点、新しい要素を踏まえて位置づけたものというふうに考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

世の中というものは、どんどん変わっていきますんで、事業もそれに応じて今までやっていたことがちょっと合わないとか、実態に合わない、また新規にこれをやるべきじゃなからうとか、そういうのが当然あるわけであって、僕もちょっと最初はそのスクラップ・アンド・ビルドってのもっと低いかな、一桁%かなと思っておったんですけど、案外と十何%、十四、五%入れかわっておるということですので、意外と新陳代謝が順調に行っておるのではなからうかという感想を私は受けました。

それで、いろんな事業があるわけですが、これは自動継続という形ではなくて、やはり最初から期限つきで設定するという手法というのはやっていませんか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

これも主要事業についてご答弁申し上げます。

主要事業の実施期限につきましては、現在は特に明確なルールはございませんが、その期間につきましては実施計画を策定する際に事業の目的、性質、スケジュールなどを踏まえて計画期間内での適切な実施期間を定めているところでございます。

議員がご指摘された、例えば期限を決めてというものでございますが、これは過去には、例えば3カ年の期間に限定して実施をいたしました住宅リフォーム助成事業のように、サンセット方式で実施するというそういった手法もございます。さらに事業の実施に当たりましても、行政評価システムに基づく事務事業評価により、毎年度その進捗や成果、課題等を検証し、事業の変更や廃止を含めた必要な見直しを行っているところでございます。

このように事業は、計画の策定段階と事業の実施段階において適宜・適切な期間を定めているところでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

事業もそうですけれども、亀山市はいろんな各種団体とかいろんな分野において補助金というのを支出するわけですけれども、やはり補助金というのは一度もらったら一つの権利みたいになってしまうのもまずいし、最初に非常にいい考えで補助金を申請していただいても、何年かたつうちにだんだんとメンバーが変わったりして、ただ漠然ともらい続けるだけのようにになってしまうのもまずいということで、いろいろ各種補助金というものに対してもこういった、まず最初に補助金をお渡しするときに、例えば3年ですよとか、これは5年たったら見直しますよとか、そういう手法というのは今のところとっておられませんか、どうですか。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

市が交付する補助金につきましては、平成27年3月に改定しました補助金の適正化に関する基準というのがございまして、その中で団体補助、事業費補助、イベント等開催補助、制度的補助の4つに分類し、その分類ごとに検証や見直しの方法を取り決めるなど、補助金のさらなる適正を図ったところでございます。

議員ご指摘の各種補助金を自動継続ではなく、期限つきとする手法はとれないかという点につきましては、補助金の適正化に関する基準では5年ごとの交付基準の見直しや補助金の終期の設定などによって継続・廃止、改善などの見直しを図っていくものとしております。また、行財政改革大綱におきましても、取り組み項目として補助金の適正化として進めているところでありまして、今後におきましても補助金におけるスクラップ・アンド・ビルドについて、各補助金の見直し等を図る中で進めてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

スクラップ・アンド・ビルドは大体わかりました。世の中は、何せ変化が結構激しいので、そういったことをおろそかにしてもらおうと、やはりよくないんじゃないかなと思います。

次に、8番として新たな財源の確保ということですがけれども、先ほどから継続可能な行政といいますかね、そういうことを言われて、やはりこれは財務というのは、財政というのが大きいわけですがけれども、新たな財源の確保と口では言うけれども、なかなかそんな一筋縄でいくような話ではないと思うんですけれども、これはやはり旗振り役の部署というのが非常に大事ではなかろうかと思うんですけれども、その音頭とりをする部署というのは具体的にいうとどこか示してください。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

新たな財源の確保につきましては、行財政改革大綱の20の取り組み項目の一つでございます。その具体的な取り組みとしましては、普通財産の活用や売却、資金運用による財源の確保など6つの取り組みを掲げております。これらの具体的な取り組みにつきましては、それぞれ取り組み責任者を、担当部署を定めておりますが、それぞれの部署の自主性のもとに責任を持って実践するものではございますけれども、旗振り役、中心的部署としましては亀山市行財政改革の推進本部の庶務担当でございます総合政策部の財務課が当たるものでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

当然、財務のほうで旗振り役として、やはりいろんな部署に働きかけて、新しい財源、何かいいアイデアがなかろうかとか、そういうことをやっていただくと。それもたまに思いついたようにやるのではなくて、やはり経常的にやっていただく必要があると思います。

次に、最近かなり多いんですけれども、経費節減のために業務委託の複数年契約というのがかなりいろんな分野であるんですけれども、私ら最初は複数年契約のほうで安くつくと思っておったんですが、これは本当に複数年契約というのは安くついておるのかな、ちょっと細かく見やなわからん面があるんじゃないかなとちょっと最近思い出したんやけれども、複数年契約って本当に業務委託で経費節減に有効なのか、ただそういうふうに思い込んでおるだけではないのかとかそこら辺に関してはどうでしょうか。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

業務委託の複数年契約につきましては、経費の削減と事務負担の軽減の観点から実施いたしております。近年、従来の単年度契約から複数年契約へと移行に取り組んでおるところでございます。これまでの実績といたしまして、特に大きなものとして、熔融炉の運転管理委託につきましては、平成30年度から平成34年度までの5カ年契約としたことによりまして年間約2,000万円の削減となったものでございます。そのほか、財務課が一括契約をしております業務委託のうち、

平成30年度から32年度までの3カ年契約を行った市の施設の清掃業務委託につきましては、年間約65万円、そしてまた、同じく30年度から32年度までの3カ年契約を行いました自家用電気工作物の保安管理業務委託については、年間約19万円の削減が図られたという実績がございます。そしてまた、複数年契約をすることによりまして、業者にとりましても経営の安定化につながるということをごさいます、今後におきましても複数年契約をすることで、経費の削減が可能となる業務があれば、実施に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

こういうふうな現実に数字が上がっておるということは好ましいんですけども、やはり複数年契約は安くつくという思い込みじゃなくて、そういう契約をやるときは実際に試算をしてもらって、事実やねということを確認してほしいと思います。

次に、9番の亀山市の組織変更ですけども、現在は部・課・グループと3層体制になったわけですけども、この3層体制に対する職員の人々の反応といいますか、これはどうかと。また、その現実に切り回していただくのは、グループリーダーの方もやはり大変職責が重いと思うんですけども、グループリーダーの人はその機能を十分発揮していただいているのか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

昨年4月に実施しました組織機構の再編により、平成18年4月から12年間続いた部室制が移行に当たりまして、意思決定の仕組みや事務分掌の変更などを行いましたことから、やはり年度当初は多少の戸惑いもございましたが、現在は組織として安定した状態であるというふうに考えております。そうした中で、再編に係る職員の反応でございますが、年3回の部長級職員に対する副市長による面談や、課長級職員によるヒアリング、グループリーダーへの直接のアンケートなどにより把握いたしましたところ、まず部が大きくくりとなり、横断的な調整がしやすい体制となったことや、組織の原動力がグループとなり、専門性・機動性が向上したなどの効果が見られました。一方で、人員が少ないグループでは業務上の協力がしづらいつつ、グループ数の多い課長への負担が重くなったという問題点も上がっているところでございます。

いずれにいたしましても、組織再編から1年足らずの段階でございますので、今後の動向を見据え、定期的に状況を把握し、さらなる検証を行ってまいりたいと考えております。

それと、グループリーダーが役割を果たしているのかというご質問でございますが、グループリーダーの主な職務は、グループの分掌事務の適正な進行管理及び改善を初め、グループ内のコミュニケーションの活性化と情報の共有化、グループ間での連絡協力及び調整ということにしております。こうした中で、現状、これまで部室制の中では発揮できなかった潜在的な能力のある職員が、現在グループリーダーとして職務に当たることで、その役割を果たしていると考えており、グループリーダー設置による一定の効果はあったものというふうに考えております。

しかしながら、一方でグループリーダーの職務内容が十分に定着していないことなど課題もござ

いますので、こうした点においても検証を進め、組織機構の再編の狙いであります第2次総合計画に掲げた施策を着実に推進する組織の強化につなげてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

それでは最後の質問ですけれども、まず10番の、今度新しく出てきたと思うんですけれども、会計年度任用職員制度というのがまた出てきておりますが、この会計年度任用職員制度というこの制度の大まかな説明をお願いします。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

会計年度任用職員制度は、平成29年の地方公務員法及び地方自治法の改正に基づくものでございまして、その制度の趣旨は地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な推進を図るため、地方公務員の臨時非常勤職員を適正に確保し、その任用等の制度を明確化する狙いがございます。これまでの臨時非常勤職員につきましては、自治体間におきまして任用根拠などの運用に違いがございましたことから、今回の法改正により職員の位置づけが厳格化され、また一会計年度を越えない範囲内で置かれる非常勤職員として会計年度任用職員が新たに位置づけられ、期末手当などの処遇改善を図る給付につきましても関係規定が設けられることとなります。本制度におきましては、地方公務員法等の改正規定が施行される平成32年4月1日から制度運用が開始されることから、本市の実情を踏まえた中で適切かつ円滑に制度導入が図られるよう現在準備を進めているところでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

そうしますと、現在、亀山市でいろいろと仕事をしていただいている臨時職員の方とか非常勤職員とは、具体的にどう違うのかわかりやすく説明をお願いしたい。と同時に、今現在の臨時の方、非常勤の方が全部会計年度任用職員に横滑りするのかわかり、そういうわけでもないのかわかり、そこも教えていただきたい。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず大きくは、先ほどご答弁申し上げましたように、今まで自治体間ごとでさまざまな地方公務員法であったり、自治法であったり、異なった位置づけをされておった臨時・非常勤職員さんが、今回の改正によりましてきちっと一つの条文に定められて、職員の身分が厳格化されるということがまず一つ大きな違いでございます。

それと、2点目でございますが、やはり給与体系が変わってくるものです。例えばですが、会計年度任用職員のフルタイム職員については、給料に今まで支給がなかった期末手当などの諸手当が支給されます。また、パートタイム会計年度職員についても、報酬及び費用弁償と期末手当が支給

されるということで、現行の賃金とはこういったところが異なるものでございます。

それと、現在任用しております職員が全て横滑りするのかというご指摘でございますが、これにつきましては、やはり平成32年4月に定員適正化計画を見直す中で、やはり臨時・非常勤職員さんのあり方についても十分検討していく必要があるものというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

最後の人事とかそういうふうなことは、非常に人事評価というのも大変難しい面がありまして、なかなか把握できないし、適正な評価と口では言うけど、難しいと思いますが、そういったことも十分念頭において円滑な行政の運営を、またことし1年間お願いいたしたいということを申し述べて、私の質問は終了します。どうもありがとうございます。

○議長（小坂直親君）

12番 岡本公秀議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

（午後 0時06分 休憩）

---

（午後 1時00分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

日本共産党を代表して質問いたします。

まず、消費税増税を含む来年度予算についてであります。

政府は10月から消費税を10%に引き上げようとしています。消費税8%への引き上げ以降、物価変動の影響を除いた実質の家計消費支出は年間約25万円も減っております。また、政府の公表値でも、実質賃金は8%増税前と比べて10万円以上も落ち込んでおります。こんな状況で消費税の引き上げをすれば、ますます消費不況に拍車がかかり、市民生活は大変なことになります。

また、消費増税のための景気対策の一つであるカードなどの決済時に行うポイント還元、複数税率とセットになると複雑で混乱が必至であります。例えば清涼飲料水のオロナミンCは8%で、医薬部外品のリポビタンDは10%です。そして、この商品を現金で買うのかカードで買うのかの違いや、中小商店で買うのかコンビニで買うのかによって、それぞれ3%、5%、6%、8%、10%と5段階の税率になる、非常に理解がしにくい、こういう制度であります。例えばオロナミンCを例に取り上げますと、コンビニで現金で買えば8%、カードで買えば6%、中小の商店で現金で買えば8%、カードなら3%と非常に複雑であります。

今開かれています国会で、現在の経済情勢の中で消費税の引き上げをすれば、国民生活が大変なことになると志位委員長が指摘をしましたら、安倍首相は前回の反省を踏まえて、今回はいただいたものを全てお返しする形で消費喚起の対策を行いたい、このように答弁いたしましたが、全額返すぐらいならやらなきゃいいんです。

そこです1つ目に、現在のこういう経済情勢の中で10%の引き上げ、こういう問題について櫻井市長の認識をお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

16番 服部孝規議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

市長の認識についてというご質問でございました。

この消費税増税の目的につきましては、増大する社会保障費の安定財源の確保であり、社会保障と税の一体改革につきましては、持続可能な社会保障制度の確立の上では避けては通れないものであるという認識をいたしております。

しかしながら、一方で個人の消費活動の低迷、あるいは所得がふえていない等々につきましても懸念されますことから、市民生活を初めとした本市の経済情勢におきましても少なからぬ影響があるものというふうに考えてございまして、また低所得者の方々の負担感を招く側面があるとも危惧をいたしております。さらに、今ご紹介いただきました軽減税率等々の運用の仕組みの理解の問題等々につきましても、そのように認識をいたしております。なお、内閣府が発表いたしました2月の月例経済報告におきましては、先行きについて雇用所得環境の改善が続く中で各種施策の効果もあって緩やかな回復が続くことが期待されるとしておりまして、現時点においては制度の詳細、国の財政措置など不透明な部分もございますけれども、私どもといたしましては、国に対して経済、社会が疲弊しないような十分な対策を講じるよう市長会等、さまざまな機会を通じて要請してまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

国にも要望していきたいということですが、対策をかなり打つんですね。さっきも言いましたけれども、対策に係る費用が本当に丸々増税分に充てられるような、そんな議論もありますので、本当に何のために値上げするのかというようなことを思います。

それで、今回の増税分、市の財政にも大きな影響がある。先ほども、午前中にも質問ありましたが、再度、消費税増税によってどういう影響が出てくるのか、歳入歳出についてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合総合政策部次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

消費税増税が市の財政にかかわる影響について、午前中にもご答弁させていただきましたけど、もう一度申し上げます。

平成31年度の一般会計当初予算におきましては、歳出の影響としまして、消費税の対象経費の増加で約4,900万円の増と試算しております。一方、歳入への影響としましては、地方消費税交付金が国から地方へ配分される額が増額となります。平成31年度は9億1,000万円を計上しておりまして、対前年度で1,000万円の増でございます。そして、また使用料等の収入につ

きまして対前年度330万円の増としております。さらに10月から消費税率の引き上げ時に自動車取得税が廃止されます。そのことによって、市に入ってくる自動車取得税交付金が2,800万円の減収と。そのかわり、一方で自動車税と軽自動車税に環境性能割が制度化されますので1,300万円の収入が見込まれまして、2,800万の減収と1,300万円の収入で差し引き1,500万円の減収と試算しております。

以上を整理いたしますと、歳出につきましては消費税の対象経費分として約4,900万円の増、歳入につきましては地方消費税交付金が1,000万円の増、使用料等収入が約330万円の増、そして自動車取得税の廃止に伴う収入が約1,500万円の減となりまして、歳入歳出を差し引きいたしますと約5,000万円が市財政に与えるマイナスの影響と試算しております。

#### ○議長（小坂直親君）

服部議員。

#### ○16番（服部孝規君登壇）

歳入歳出差し引きで5,000万円負担増になるというような数字が出ました。これは市民生活も大変ですけども、やっぱり財政にとっても大変なことになるというふうに思います。やはり私は、もう増税は中止すべきだということを申し上げて、次の質問に移ります。

次に、長期財政見通しについてお尋ねをいたします。

今回出されました長期財政見通しは、平成29年度から37年度までの第2次総合計画期間中の財政見通しを示しました。大まかに言うと40億円あった財政調整基金、いわゆる貯金が9年間で8億円にまで減ってしまうということでもあります。この3年間を見ても、ほぼ10億円の財政調整基金を取り崩して予算編成しております。ということになりますと、平成38年度の予算編成が難しくなる。つまり8億しか残らない、こういうことになるわけですね。

さらに問題なのが、きょう質問いたします箱物と呼ばれる公共施設、それから道路、公園、上下水道と言われるインフラの耐用年数が過ぎて、その更新する費用が年々大きくなるという問題があります。

まず、パネルを用意いたしました。

これは、市が平成26年3月に作成をいたしました亀山市公共施設白書をもとに、5年の単位、5年くりでつくったものであります。これは、お断りしておきますが、箱物と言われる公共施設だけでありまして、先ほど言いました道路などのインフラは含まれておりません。更新費用に含まれておりません。この道路とか公園、上下水道というインフラについては、2年前に市が作成をした亀山市公共施設等総合管理計画によりまして、今後60年間にかかる将来費用が690億円、年平均11億5,000万という大変な額であります。このグラフは、その金額を含んでおりませんので、公共施設のいわゆる箱物だけであります。

まず、このグラフですけども、一番左の端が総合計画を立てる以前の2015年以前に耐用年数を迎えている公共施設であります。これが66億です。それから、次の2つ目と3つ目が、いわゆるこれは5年、5年で10年ですけども、総合計画期間中に耐用年数を迎える施設の更新費用で47億と67億、合計すると10年間で114億という費用がかかると。1年で約11億円、ということでもあります。そして、その後の5年間を見ても、これですね、2016年から2030年に大きなピークを迎え、128億です。この時期に何が更新されるのかということですが

れども、主なものとしては医療センター、それから井田川小学校、関小学校、それから新庁舎の一部ということになっております。

その後も大きな費用が、70億以上の費用がかかりますということであります。ただし、これはあくまでも建物のものだけで、例えば私が気になっているごみ処理の溶融炉もいずれは、処理方式がどうなるかわかりませんが、これも更新しなきゃならない。これは何十億というお金がかかりますので、そういう費用もここには入っていませんけれども、入ってくる。建物だけです、入っておるのは。そういうものが入っておる。

お聞きしたいのは、こういう耐用年数を迎える公共施設、これが長期財政見通しでどのように含まれているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

今回の長期財政見通しにおける投資的経費につきましては、平成31年度当初予算をベースにして、第2次総合計画前期実施計画の第2次実施計画に掲げる事業を計上しておりまして、公共施設やインフラの更新につきましては、入っておるのが図書館整備事業、認定こども園整備事業の新規の施設整備のほか、溶融処理施設や西野公園等の既存施設の整備工事、修繕工事等を含んでおります。以上の施設に係る事業費は見込んでおりますけれども、そのほかの公共施設において期間中に耐用年数を超えるものについては、長期財政見通しの試算には更新費用等は含んでおりません。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

今、答弁ありましたように、図書館と認定こども園、それからあと大規模な修繕、こういうものは含んでいるけれども、それ以外は含んでいないと、大半含んでないということであろうかと思えます。

私は、これは本当に不思議な話なんですけれども、この白書をつくったのが平成26年3月なんです。29年から総合計画がスタートしているにもかかわらず、これに盛り込めていないという問題があるんじゃないかというふうに思います。これは、本当にこういうことがあるのかわかっておって盛り込まなかったのか、それともわからずに、そういうことを検討せずに総合計画をつくったのか、その辺がわかりませんが、例えば総合計画の10年間の期間中にどういう施設が更新時期を迎えるかという、亀山東小学校、それから加太小学校、中部中学校、それから西野公園の体育館などが主な施設であります。これが総合計画の期間中10年間で更新の時期を迎えるというところが、これ、修繕はあっても更新の計画はありませんよね、そういう問題。

一方で、今出ました駅前に図書館ができるんですね。これは耐用年数を見ますと50年という耐用年数です。これでいくと更新時期は2030年がいいんですよ、図書館は。つまり、現時点で10年以上まだ耐用年数があるのに、もう移転をする、新しく建てるということになります。

もう一つ私問題だと思うのは、亀山中学校です。亀山中学校はもう既に耐用年数はるかに超えています。第1棟という一番道路に面したところは新しくなっていますが、それ以外は古いんです。例えば、体育館は1971年の建物でありまして、13年が過ぎております、耐用年数がね。それ

から、校舎の第3棟も耐用年数が10年過ぎています。それから、校舎の第2棟は5年ほど過ぎております。こういうふうに見ますと、大事な避難所なんですよ、防災の計画の中で。そういうものが放置されている、計画すらない。一方で、耐用年数が10年も残っている図書館が新しくなる。こういうことは、全く計画としておかしいのではないかと、私思うわけですよ。

それからもっと言うと、市民協働センター、これは百五銀行の建物ですから、耐用年数がもう10年以上過ぎております。それから、市内の公立保育園については、再三私言っていますけれども、9園中6園がもう耐用年数を過ぎておるんです。古いのが加太保育園で15年過ぎています。それから、第二愛護園は14年過ぎています。南保育園は9年過ぎています。和田保育園は8年過ぎています。第一愛護園は7年過ぎています。こういうふうに耐用年数が軒並み過ぎているにもかかわらず、計画が全くないんですよ。第一愛護園だけですよ、あるのはね。こういうことですよ。

私はここで聞きたい。耐用年数を超えているこういう保育園や亀山中学校などの公共施設の更新の計画は一体どうなっているのか、この点についてお聞きしたい。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

保育園や小・中学校などを含む市全体の公共施設の将来における管理につきましては、平成29年3月に亀山市公共施設等総合管理計画を策定しております。その中では、施設の類型を分類しまして、それぞれの管理に関する基本方針を定めてはおります。次の段階といたしましては、これらの施設分類ごとの基本方針に沿って、個別施設について計画を策定していく必要があります。国からは、おおむね10年間の個別施設計画につきまして、平成32年度までに策定するよう要請がなされておるところであります。現在まで各施設部署とのヒアリング等を行っておりますが、今後平成32年度までの策定に向けて取り組んでいくものでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

今、32年までに個別の施設計画を立てると言われましたけれども、もう既に26年にこういう実態がわかっているんですよ。29年から総合計画を考えているわけですよ。なぜ盛り込まなかったのかというんですよ、おかしいでしょう、それは。だから、例えば今、例に挙げました亀山中学校は今のままでいいということですか、判断としては。市長どうですか、亀中の建てかえについては総合計画の期間中に一切ないわけですよ。まだ、あと7年はそのままにしておいていいということですか。市長の見解を聞きたい。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

公共施設の適正な維持管理と、昭和の時代に整備されましたこの更新時期を迎えてきております。今後、2060年に向けて、やっぱり長期でそれをしっかりコントロールしていく必要があるという考え方であります。

さらに今、亀山中学校のこの改築の計画はどうだと、この数十年の間の計画の中には当然入って

おりますが、亀山中学校の施設以外も含めて、やっぱりそれはどの時点でその整備をしていくのか、いわゆる更新だけが市の行政施策の限られた財源の中での200億を有効にそれだけに使えるというわけではありません。当然のように、他の施策との関係の中で、あるいは後年度の10年から15年の償還をしていく、その公債費がふえてしまって、午前中の、いわゆる財政の硬直化を図ってはなりません。そういうことも長期で見きわめながら、どの時点で判断していくのがベストか、それは今後の他の施策との中で整理をさせていただきたいと思っております。

この10年の見通しにつきましては、当然、総合計画の2025年と連動させて、財政の長期見通しを連動させておりますが、現時点でのこの10年間のスパンについては優先すべき事業をしっかり盛り込ませていただけて見ておるところでございますし、他の施設につきましても長寿命化をさせていったり、適切な修繕とか補修をしていくことによって、今、耐用年数とおっしゃられましたが、税制上の耐用年数という概念をさらに長期間にわたって有効に活用できることを、そういう知恵もあろうかと思っておりますので、そういう視点も入れながら適切に対応してまいりたいと思っております。

亀山中学校につきましても、また将来の総合的な判断の中で判断されるものというふうに考えておりますが、現時点でどの時期にこれを行うかということについては結論を持ってございません。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

私は、200億の予算の中で全部やれと言っているんじゃないんですよ。優先順位ですよ、市長が言われる。優先順位がおかしいやないかと言っているんですよ。つまり亀中の体育館はもう14年過ぎています、耐用年数が。図書館はまだ10年以上残っています。どちらが優先ですかという話ですよ、これは。そのことを問うているわけですよ、私は。

それから、耐震補強は、何遍も前に聞きましたけれども、耐用年数を延ばすものではないんですね。要するに地震の揺れが起こったときに被害を少なくするというのが耐震補強であります。だから、耐用年数を延ばす措置ではありません。だから、これは当然、耐用年数が来れば、更新の計画をしなきゃならんということですよ。

それで、お聞きしたいのは、なぜ図書館が優先されたのかということですよ。今、亀中を上げましたけれども、それ以外にもたくさんありますよ、保育園も含めて耐用年数がもう既に10年以上、10年近くたっているような公共施設があるのに、そういうものを計画も立てずに、そしてなぜ図書館だけ10年以上あるのに優先されたのか、この辺の答弁をお聞きしたい。

○議長（小坂直親君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、総合計画の中で1つお断りをさせていただきたいのは、現在、前期基本計画を推進しております中で、第2次実施計画に定めた33年度までは具体的な事業を定めておりますが、34年度から37年度の後期基本計画の中にはまだ具体的な事業は定められておりませんし、総合計画の中で、例えば学校や保育園の部分につきましては、個々に具体的な施設名をうたっておるのではなくて、学校整備であるとか保育園整備ということについてはうたってございますので、今申されたものが

後期に位置づけられる可能性というはあるということをもまずご理解いただきたいと思います。

それと、図書館につきましては、やはり駅前を整備する中でひとつにぎわいを醸成する必要な施設として駅前に必要という観点から、位置づけをさせていただいたと考えております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

駅前に図書館を持っていくということについては、本当に問題だらけであります。図書館について言うならば、これは平成29年3月の、いわゆる総合管理計画にこういうふうを書いてあるんですよ、基本方針。

亀山公園内の施設や周辺施設のあり方を一体的に検討し、集約化や複合化等により施設の再編を行います。つまりこれは、29年3月の時点で駅前に移転するなんてことは一言も書いてないんですよ。これを読む限り、あの公園の中で集約化をしたり、複合化をしたりして整備するんだという方針、全く駅前の「え」の字もありません。これが急転直下変わったんですよ、この間。だから市民にも聞いてもいないし、一方的にぼんと決めてしまった、これは本当にひどい話であります。

もう一つ資料があります。お願いします、資料を。

これは、公共施設の更新費用を施設の用途別に見たものであります。

見てもらうとわかるんですけれども、最も多額の費用が必要なのが学校教育系の施設。これは、数字でいいますと623億円、全部でかかるんですけれども、その4割ですよ。236億円が学校教育系ですよ。他の施設は、まあそれぞれ数パーセント、1割もいきませんので、この4割というのは断トツであります。だから、これは本当に計画的にやらないと、とてもじゃないがやっていけないということが明らかであると思います。

こう見ていきますと、やっぱり総合計画が先ほど後期で位置づけることもあると言われましたけれども、私は少なくとも今後、残っている期間も含めて、こういうものをやっぱり総合計画の中で位置づける必要があるというのが一つですね。それから、それに伴って、当然きょう取り上げました長期財政見通しも変えなきゃならんだろうというふうに思います、財源の問題含めてね。こういうことについてどう考えてみえるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

先ほどご答弁申し上げましたように、今回、具体的な施設については、第2次総合計画の前期基本計画に位置づけた事業でございますので、今、議員ご指摘の後期に位置づける事業については、33年度に後期を策定いたしますので、そこでしっかり議論をしていきたいと思っております。

それと、これもご指摘のとおり、長期財政見通しにつきましては、ただいま第2次実施計画の事業に反映した分しか長期財政見通しには位置づけておりませんので、当然後期をつくる際に、新たな事業があれば、それも含めて長期財政見通しの変更は必要になってくるものと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

## ○16番（服部孝規君登壇）

見直しは必要だということだと思います。ただ、今の計画にオンをする、上乘せをするだけでは無理やと思うんですね、財政的にね。だから、当然、現時点で総合計画にうたってある事業であっても、やっぱり大胆に見直しをするということでない、とにかく必要だからといって足していったら財政もちませんので、やっぱり事業全体を見直して、不要不急のものであるとか、先送りできるものは先送りするというようなことをやりながら、体育館なんかは、やっぱり優先すべき課題やと思います。そういうものを優先させてきて、そういう全体を見て見直しをしていただきたい。ただ単に追加をするということではなくして、追加をした場合には、当然見直しをするということを確認しておきたいというふうに思います。

次に移ります。

国民健康保険制度についてお聞きしたいと思います。

今議会に国保税の値上げの議案が出されておりますけれども、この議案については、8日に福沢議員が行いますので、私はこの保険制度そのものについてちょっとお聞きしたいと思います。

国保のこの制度については、これまで何度も議会で取り上げてきましたし、櫻井市長と一致しているのは構造的な問題があるんだという点であります。この問題は国会でも取り上げられまして、安倍首相もこのように言っています。確かに高齢化の進行や無職・非正規雇用労働者など低所得加入者が増加するなど、構造的に問題がある。一緒のことですね、認識としてはね。構造的な問題があるんだということを認められているわけでありまして。このことを裏づけるように、国保加入者の1人当たりの平均保険税額、これは政府の試算ですけれども、中小企業の労働者が加入する協会けんぽの1.3倍の額を保険税として納めている。それから、大企業の労働者が加入する組合健保の1.7倍、これが国保の保険税の水準だということでありまして。それで、25年間に1人当たりの国民健康保険税が6万5,000円から9万4,000円に3万円ほど上がっているわけでありまして。25年間で3万円値上がりする。同時期に、国保の世帯の平均所得を見ますと276万から138万に半減をしている。所得は半分になっているけれども、保険税は3万上がったというのがこの25年間の推移であります。

これも厚生労働省の資料ですけれども、国保の所得に対する保険税額の負担割合、所得のどれぐらいをその保険税として負担しているかという問題、これについては10%、国保は負担をしている。それから、協会けんぽは7.5、組合健保は5.7、皆さんが入ってみえる共済組合は6%と、非常に国保は重い負担を持っているわけですね。

そこで市長にお聞きしたいと思うんですけど、私は今現在の保険税額自体がもう負担割合の限界にきていると、もうこれ以上の負担は無理やというふうに考えますけれども、市長はどのようにお考えですか、お聞きしたいと思います。

## ○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

## ○市長（櫻井義之君登壇）

市長の認識を問うということでしたが、国民健康保険制度につきましては、他の医療保険に属さない全てを被保険者といたしておりますことから、国民皆保険の下支えをする役割を果たす医療保険制度であると、社会保障制度の根幹の一つというふうに認識をいたしております。

国保の現状といたしましては、少子・高齢化の進展によって高齢者が増加をし、年金生活者、非正規雇用者などの加入割合が高くなっておりますことから、今ご紹介いただいたような他の医療保険に比べまして、1人当たりの医療費は高く、それに反し被保険者の所得が低いという構造、傾向から、保険税や保険料の負担割合が高いという構造的な課題を抱えております。

そのため、低所得の方々に対しては保険税軽減措置が講じられるとともに、保険給付費に対し5割の公費負担が行われておりました。ちなみに、亀山市ですと2万1,000世帯のうちの被保険者約5,600世帯のうちの軽減世帯数、2割、5割、7割の軽減世帯数は2,853世帯ということで、全世帯数の50.7%というのが現状でございます。これ自体は、非常に構造的になっておりますが、厳しい現実で軽減がなされてきたということでもあります。

こうした中で昨年の国保制度改革におきまして、県が財政運営の責任主体になることに加え、国による消費税と絡みます3,400億円の財政支援の拡充が行われまして、今年度からは三重県国民健康保険運営方針に基づいて、県と市、町が一体となって、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等に努めているところでありますが、引き続き県及び他市町と連携を図りつつ、将来にわたって市民が安心して医療を受けられる制度運営に努めてまいりたいと考えております。

全国市長会で昨年11月に、毎年毎年国に対して要望を出しておるところであります。国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、国庫負担割合の引き上げなどにより、国保財政基盤の拡充、強化を図って、国の責任と負担において実行ある措置を講じること。とりわけ低所得者層に対する負担軽減措置を拡充・強化するよう、これは随分要望いたしてまいってきておるところでございます。国保財政基盤の拡充・強化について引き続き国に対して働きかけを行ってまいりたいと考えておるところであります。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

長い答弁でありましたけれども、私が聞いたのは、負担の限界を超えているのではないかという認識を私は持つておる、市長はどうなんですかと聞いておるんです。この一点、再度お聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この社会保障制度、国保の制度としては、欧米のような所得によって医療に差がつくということではありません。あるいはまさにこの全体、例えば私が、服部さんが年間数千万かかるような医療費が、現実には日本全国ではそういうケースもあるわけですが、それをその被保険者全体で、あるいは公的な支援をもってサポートしていこうという社会保障制度であります。そういう意味では、非常に医療費全体の伸び、介護も含めまして非常に医療の高度化、あるいは医療費の伸びが進展をしております中で、当然全体にかかる費用負担が上がってきておりますので、それぞれの市町が中心になって、税、あるいは国保の料を決めておりましたけれども、そこにギャップが生まれてきておると。この状態が続けば、持続的な制度として維持ができないという中で今日の制度改革が起こっておるところでございます。

所得層によっては、あるいは家族構成によっては、若干その基準が高いという感情を持たれる方も当然おられると思いますし、しかし全体としての皆保険制度、国保の制度を持続的に維持していくために、どういう全体としてのコンセンサスがとれるかという中で、しっかり議論がなされるべきであろうと思いますし、その一環が昨年の国保の制度改革であったと認識をいたしております。

今後、今、税の高い低いも、5年後には都道府県が主体となる一元化されていく中で、対応を迫られておるわけでありませぬけれども、しっかりとそこは対応していかなくてはなりませんので、ただその医療費の伸びと負担のバランスをしっかりとれるような制度としてなされるべきであるというふうに考えておるところであります。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

私の質問には答えないですよ。

でね、市長が今答弁された先ほどのやつと矛盾するんですよ。つまり、市長は国にやっぱり公費負担を求めると、これはずうっと求め続けてきたということを言われた。なぜ求めなきゃならんか。高いからですよ、保険税が。下げるために要るんですよ、どうしたって。もたないんですよ、もうこれ以上。制度的にもたないから、国に公費を入れてくれと言っておるわけですよ。

だから、既に公費を求めること自体が、もう国保税が高過ぎて大変なんだということを示しているわけですよ。なのに、今の負担がどうなんだと聞いたら、それに対する答えはしないという。おかしいでしょう、それは。

例えば県単位化でどういう問題が起こってくるかというのと、今後、今の額よりも統一した保険税に上げていくということを言うているんですよ。そのことによって、また値上がりがある。それから、もう一つは、激変緩和というのをやりました。つまり、余りにも急速に保険税が変わったんでは大変なんだということで、6年間の期間を設けて激変緩和措置をとっています。

だから、それによって今の保険税があるわけですよ。こういうものが、統一保険税になっていく、それから激変緩和がなくなっていく、こうなっていけば、ますます上がりますよ、これ。今の国の負担の限度の範囲内でやると、もうとてもじゃないが払い切れなくなるんです。そうすると、払いたくても払えなくなるんですよ。そうすると制度自体が維持できなくなる、こういうことでしょう。だからこそ、公費を投入してくださいというのが、知事会初め地方6団体の要望なんですよ。もうもたないんですよ、これ以上。値上げで何とかなる問題じゃないんですよ。

それで、もう一つ市長に聞きたい。これ端的に答えてください。知事会が国保への公費投入という話のやりとりの中で1兆円というようなことを言われていますけれども、これについて市長はどういうふうに考えてみえるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

全国知事会が国保への1兆円の公費投入を要望しているということでもあります。

平成26年当時に国と全国知事会との協議の中で、協会けんぽ並の保険料負担まで引き下げるためには、1兆円の公費が必要であるという話があったものの、財政状況の中でできる限りの支援を

するというところで、最終的に3,400億円の財政支援がまとまった経緯があるというふうに伺っております。

こうした中で、これは全国市長会と同様に、全国知事会におきましても昨年7月に平成31年度の国の施策並びに予算に関する提案・要望がなされたと同様に、同様の3,400億の財政支援についても継続して支援すること等について要望がなされております。

先ほども申し上げましたが、持続可能な社会保障制度の構築のためには、現在国が進めております社会保障・税一体改革によって、社会保障の安定財源が確保されて医療費の増加に確実に対応できるよう、国による財政支援を拡充して、さらなる国保財政基盤の強化を図る必要があるかと思っております。

ただ、抜本的には、協会けんぽ等々、他の医療保険との一元化がされていくべきだというふうに基本的に考えておるところでございます。そこについては国の議論であろうかと思っておりますけれども、抜本的な改革を実現できますよう、これからも要望していきたいというふうに考えておるところであります。

#### ○議長（小坂直親君）

服部議員。

#### ○16番（服部孝規君登壇）

国保の問題は、加入者の責任に全て帰することができない構造的な問題だということで、当然、公費を投入するしか、もう解決の方法はないということだと思います。国がやらないのであれば、やはり私はつなぎとして市が負担をすべきではないかなというふうに思っています。

もう一つ国保の問題で問題になるのが均等割というやつですね。これは、いわゆる世帯の人数によって税額が決まる。1人5万円、2人で10万円、3人おれば15万円というふうに保険税が上がっていくという仕組みなんですよね。こういうものというのは、他の医療保険にはないんです。国保だけなんです、均等割や平等割というのがあるのは。それから、先ほど市長も言われましたけれども、欧米と言われました。そういうところでの保険料を見ても、そんな均等割というのは、人の頭の数で保険税を決めるようなことはありません。

例えば1つ市が資料で出してもらいました300万の所得、現役40歳代の夫婦で未成年の子供2人という4人世帯、こういうモデルケースのが出ていました。この方が49万2,300円というのが年間の保険税。この内訳を見ると、何と均等割が18万1,200円、つまり36.8%は均等割なんです。高い保険税の36.8%が均等割なんです。つまり、均等割だけで物すごい負担になっている。これが押し上げている、国保税を高いものにしていく一つの要因であろうというふうに思います。

そこで、これも市長にお伺いしたいと思うんですけれども、子供はたくさん、やっぱり少子・高齢化の中でふやさなきゃならんという施策がありますけれども、そういう子育てを支援するという立場からいうと、子供がたくさんいればいるほど保険税が高くなるというのは、これはやっぱり逆行ですよ。

だから、そういう意味でいうと、例えば、仙台市の例を出しますけれども、仙台市は18歳未満の子供がいる国保の世帯については、均等割の3割相当額の金額を減免するという制度をつくっています。つまり、やっぱりここは余りにも重い、子育て世帯にとって大変だ、これでは子育ての支

援にならないということで、仙台市はそういう均等割を減免できるという制度をつくっています。  
18歳未満の子育て世帯に限っていますけれども、そういうことをやっています。こういうような減免制度をつくる気はないか、市長にお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

仙台市の事例をご紹介いただいたところでありますけれども、昨年3月の都道府県の広域化、一元化ということにつきましては、安定的・持続的に国保制度が展開できるように、県と市町が一体となって展開していかななくてはならんということが基本方針であります。

その中で被保険者の負担の公平性から、将来的には県内どの地域に住んでおっても、所得水準とか世帯構成が同じであれば保険税も同じだということを目指するというふうな県の方針が示されております。また、現状で県内の市町におきまして、例えば子供に対する独自の保険税減免を行っているところがない状況も考慮いたしますと、亀山市だけが独自の減免制度を設けることは、将来的な保険税率の一本化というか、平準化に向けて、今、県と市町が努力しておりますこの現在進行形の過程の中で、それとは矛盾することと、その後の影響を考えますとなかなか難しいものがあるというふうに現時点で考えておるものでございます。

仙台の事例は、多分非常にレアなケースだと思っておりますけれども、詳しく詳細を把握しておるわけではありませんが、子供に対する国民健康保険の均等割のあり方につきましては、財政支援の効果とか国保財政に与える影響なども考慮しながら、これはまさに国の議論として厚生労働省中心に国保制度に関する議論、また国と地方のこの協議の場においてしっかり議論がなされるべき問題だというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

時間がないので、一言言いますけれども、よそと合わすためにということをおっしゃいましたが、高く合わせてもしょうがないんですよ。高くして払えないということが基本になっていくんだから、いかに低くするかということをお考えないと。

この均等割については、法律を変えなくてもできるんですよ、この減免は。なくすということになれば、法律があるんでできませんけれども、いわゆる減免自体は、今の法律の中でできる制度。だから、仙台市はやっているわけ、違法でも何でもなし、これはやろうと思えばできます。つまり出発点として、私はやっぱり市長に立っていただきたいのは、今の保険税が本当に払うのも大変な保険税になっている、いかにこれを下げようかという立場に立って考えていただきたいということを最後に申し上げて、最後の駅前の問題に移りたいと思います。

先日、組合が設立をされて、いかに進んでいるように見えるんですけども、やはり根っこの部分で進んでおりません。ある議員が、本丸がちっとも進んでないやないかと言われましたけれども、そのとおりであります。

つまり2ブロックは、全部の建物を解体しなければ工事が始められないわけですね。そのために、やっぱり全員合意が絶対必要なわけです。道路もそうですよね、拡幅も。だから、そういう理解が

まだないのに、予算をどんどんとって、強引に進めようとする、これが実態ではないかと思えます。

やっぱりこの背景には、きょうは余り時間ありませんけど、都市再開発法という法律ですよ。これは、本当に簡単に言うと、もう反対であろうが、不同意であろうが、どんどんお構いなく事業が進められるような仕組みになっているんですよ。だから、これにのっとなってやる限り、そういう方は、悪いですが地域から出ていってくださいということにならざるを得ないんですよ。これが、いわゆる都市再開発法、それによって再開発をスムーズに、国からいうとスムーズにさせる、こういう法律なんです。

1点お聞きしたいのは、この事業で、この地域に住めなくなる権利者が一体どれぐらい出てくるのかという見通しですわね、そういうもの。それから、権利床を獲得してマンションに住まわれる方が見えるわけですけども、10戸一応計画として予定されていますけれども、一体何戸ぐらいが入る予定なのか、この辺の見通しがあればお示しをいただきたいと思えます。

○議長（小坂直親君）

亀渕産業建設部次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

都市再開発法では、権利者の方が、権利を有する方でございますけれども、従前の権利を等価で権利を置きかえて、そのまま住まわれる、区域に残られる方、そしてまた金銭の補償等も受けまして、転出される方というふうに分かれていくものと考えております。

その中でどれだけの方が地域に残られるのかというところでございますけれども、今現在、当然当初から個別にヒアリングを行わせていただきながら進めておるところでございますけれども、今現在、まだ組合が設立されて今から詳細な交渉等も行いながら、個人のヒアリング等も再度進めていくという状況でございますので、どれだけの方が転出で、どれだけの方が残られるかというところについては、まだ判断としてはできないものというふうに考えております。

また、その共同住宅等にどれぐらいの方が住まわれるかというところでございますけれども、これについても同様でございます。またその補償にあわせて今後の生活設計をされる方も当然お見えになりますので、そういうところを丁寧にヒアリングをかけながら、また相談に応じながら進めていくものというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

はっきりしたことは言えないということだと思います。

私、あの地域を見てみますと、2つのことが気になるんですよ。1つは、高齢者が多いということですね。商売をやってみえる方も、もう自分の代で終わりだという方も結構、その方が圧倒的かなという状況があります。それからもう一つは、店舗部分が借家になっておることですね。だから、当然建てかえ等も、続けてやるのであればまたそういうことを考えますけれども、高齢であって、後継者がいない、借家であるということになれば、もう地域から出ていかざるを得ないですよ。出ていくほうがいいわけですよ、結局はね。そういうことを考えると、私はかなりの方が出ていくんじゃないかと、この地域から、というふうに見ています。それから、権利床もやっぱり10戸とありますけれども、思ったほど入らないんじゃないかなというふうには、私これ勝手な想像

ですけれども、思っています。

でね、もう一つ問題として、私がお聞きしたいのは、やっぱり今の土地に住み続けたいという権利が見えるわけですね。こういう人たちをどうするかという問題。

憲法を持ち出しますけれども、29条に財産権とありますよね、財産権のところを侵してはならない。それから、2項で財産権の内容は、公共の福祉に適合するように法律でこれを定める。それから、3項で私有財産は正当な補償の下にこれを公共のために用いることができるという、これが財産権の規定ですけれども、つまり基本的には何人も侵すことはできないんですけれども、公共の福祉ということであれば、それはまた違ったふうになるというような意味だと思います。

私はこの亀山の駅前今の再開発が、果たして公共の福祉に適合するのか、公共性があるのかということを知りたいと思います。公共性ってわかりにくいんですけど、わかりやすく言うと、法律的には全市民的な利益、市民全体が利益を得るというふうに理解したらいいというふうに私は思っていますけれども、そうすると、例えば図書館。図書館の利用者は来ますけれども、それ以外の方は来ないですね。公共施設であっても、この成り立ち自体が、全市民がというよりも、大多数ですな、全市民と言いません、大多数の市民が駅前に図書館を持ってきてほしいと言われてつくったのではないですね。むしろ逆に現在地のほうがいいという人が圧倒的に多いですね。だから、そういう意味では公共性はないんですよ、ここに。図書館を駅前に持ってくる公共性がない。

それからもう一つつくられるのがマンションですよ。これは民間企業がやるマンションですから、こんなものに公共性があるわけがない。そういうふうに考えていきますと、図書館とマンションということ自体が、もう公共性が存在しない事業ではないかというふうに思うんですが、こういう事業でも公共性があるのかお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

都市再開発法の第1条では、同法は都市の計画的な再開発に関し、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的としております。

この法律に基づき実施されます市街地再開発事業は、公共性を有しているものと考えております。再開発事業を行うことにより、2ブロック地区の老朽化した街区を整備し、また都市計画道路亀山駅前線を両歩道で2車線道路とし、歩車分離をすることによって、より安全な道路として整備することや、駅前広場の朝晩の車両の渋滞等を緩和するなど、本事業の公共性は非常に高いものというふうに考えております。

また、図書館等につきましても、公共施設の当然一つでございますので、公共性はあるのではないかなというふうに考えておまして、その部分については非常に公共性としては国としても認めておる事業でございますので、非常に公共性は高いと。

ただ、共同住宅につきましても、公共性はどうかと言われると、その部分についてはまだ公共性の部分についてはちょっと欠ける部分もあるかもしれませんが、地域住民、要はにぎわいを創出するという部分については、非常に地域住民をふやして、そのにぎわい等、店舗等を配置しながら、再生を図っていくという部分では必要なものと考えております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

私が言う公共性というのは、公共施設だから公共性があるんじゃないんですよ。例えば、この財産権という、住み続けたいという人あなた、どきなさいよということが言えるようなものですよ。つまり、災害があつて、どうしてもここに1本道路をつけないと災害が防げないという場合に、公共の福祉ということで、多くの方が災害は防いでほしいと思っていますからね、だからそういう場合に私有財産であっても制限されるということはあるんですよ。ただ単に、公共施設が建つからだけで公共性はありません。ましてやこの公共性、先ほども言いましたように、市民の望みではないんですよ、駅前の図書館というのは。だからこそ言うんですよ。公共性はないんですよ。マンションもありません。こんな公共性のない事業を押し進めていくということは、私はやるべきじゃないと思います。

1つ、26年5月につくられた再生基本計画を紹介しますが、このとき何て書いてあるかといったら、医療施設の導入、公園を中心とした公共空間の創出、駅利用者を対象とした立ち寄り型の商業施設、新たなにぎわいを創出するため市民が交流・活動する施設や市内の名産品等の展示、販売施設、こういうものを考えておったんですよ。今どうですか、計画。図書館とマンションだけやないですか。これでどうしてにぎわいができるんですか。住んでいる人は出ていってください。多くの人が出ていく、コミュニティが壊れる。そして公共性もない、それから当初書かれたようなにぎわいづくりも、もうほとんどないやないですか。掲げたものが皆、消えていっているやないですか。リスクを考えたらできなくなると、こういうことですよ。

やっぱり私は、こういう住民が住み続けられなくなるのが、あなた方が掲げるまちづくりですかと言いたいんですよ。住民を追い出して、そして公共性のない事業を国の予算がついたからといってどんどん強引に進めていく、こんな事業はやっぱりやめるべきだということを申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

16番 服部孝規議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時55分 休憩）

---

（午後 2時05分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番 森 美和子議員。

○10番（森 美和子君登壇）

公明党を代表して、市長の平成31年度施政及び予算編成方針について質問をしたいと思います。いよいよ、あと2カ月足らずで新たな元号となります。平成の30年間、市長の施政方針にもありましたが、経験したことのないような大規模災害が各地で起こり、少子・高齢化の進展やICTの普及など、私たちの生活は大きな変化を余儀なくされました。

また、亀山市は合併から15年目を迎えます。市として成熟した中でさまざまな事業が展開され

ていくのだと思いますが、平成29年から第2次亀山市総合計画がスタートし、2年を経て、今回、前期基本計画の第2次実施計画が示されました。

そこで、第1次実施計画の2年間、実際にはこれは31年も第1次実施計画にはなるわけですが、この事業の進捗、検証と、さらに平成29年に3期目のスタートを切った櫻井市政の折り返しとなる本年を市長はどのように捉えられているのか、その思いや決意を聞きたいと思います。お願いいたします。

○議長（小坂直親君）

10番 森 美和子議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

市長としてのこの前半2年間でどのように捉えておるかということの質問でございます。

平成29年の春に私の今期の始まり直後のスタートとなりました、今ご紹介いただきました第2次総合計画の具現化を図るべく、前期基本計画の第1次実施計画に掲げた施策を展開いたしてまいりました。

この前半の2年間、本市の社会経済情勢におきましては、たび重なる台風襲来への対応が特に印象に残っておるところであります。地域経済の緩やかな回復基調や活発な地域活動などを背景に、課題はありますものの、総じて持続的なまちづくりにつながったというふうに考えております。

政策的には、在宅医療、CSW設置などによる地域包括ケアの充実、川崎小学校の改築と放課後児童クラブの拡充、亀山・関テクノヒルズへの企業誘致の促進、新図書館を含む駅周辺整備事業の展開、地域コミュニティの新しい仕組みの構築など、一定の成果につながったものと考えております。

その一方で、昨年10月導入の乗合タクシー制度の定着、待機児童対策となります新たな認定こども園の整備、さらには公務員倫理、職員コンプライアンスの再確立など、いまだ課題解消に至っていないものがあり、しっかりと検証をいたしたいと考えております。

今後におきましてですが、新年度でありますけれども、ご紹介のように改元による新しい時代に突入をいたしてまいります。新市施行から15年という節目を迎えるわけでございますが、これらの成果と課題を踏まえまして、新年度より始まります第2次実施計画におきまして、前期基本計画に掲げました施策の必達によりましてその最善を尽くしてまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

課題はあるけれども、おおむね前に進んだんだと、その次の第2次実施計画をしっかりと前に進めていくというふうにお聞きをさせていただきました。

次に、平成31年度の予算議案が上程されましたが、一般会計201億5,700万、前年度比で5.4%減、国民健康保険事業など特別会計が58億7,240万、前年度比1.6%増、水道事業、公共、病院などの企業会計が63億9,310万円、前年度比3.8%増、総計324億2,250万円の予算となっております。

特に一般会計予算は、過去10年の予算を見ても交付団体へ転じた平成23年以来の低い予算となっております。財政が厳しいと再三言われてきておりますが、ここ数年、210億前後の予算でありましたが、なぜ今回の減額予算になったのかお示しをしていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合総合政策部次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

本年度の予算が対前年度比で11億4,400万円の減と、その大きな要因についてご説明申し上げます。

まず、歳出につきましては、川崎小学校の改築事業、約3億円の減、関の山車会館整備事業、約1億円の減、そのほか平成18年度から計画的に進めておりました野村布気線整備事業につきましては、今年度は県道亀山関線との交差点改良に係る道路事業負担金のみの1,500万の計上であります。

また、亀山駅周辺整備事業が対前年度比約5億円の減などが大きな要因となったものでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

大きな事業が終わったりしたということが大きな要因だというふうに理解をさせていただきました。

午前中の岡本議員の質問の中で、機転の年というのがどういうことなのかということは説明いただきましたので、臨機応変な対応を全職員がとっていただくということかなと私自身でもそういうふうに理解をさせていただいたんですが、次に平成31年度の目玉事業は何なのか。今回の予算を見せていただくと余り目玉的な様子のもがないように感じますが、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

今年度の大きな事業、目玉事業と申しますのは、中心的都市拠点の再生を行う亀山駅周辺整備事業約4億5,000万円、そして平成33年度に開催される国民体育大会会場となる西野公園の整備事業、公園改修が約7,200万円、施設改修が約1億8,000万円のほか、子供の成長を支える環境づくりとして井田川小学校の教室増設等4,000万円や、放課後児童クラブの整備、亀山南小学校ですが、約4,250万円が大きな事業でございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

次に、今後の財政見通しについてお伺いをしたいと思います。

今回の改定版の長期財政見通しが示されまして、平成37年には歳入では市税の緩やかな減少傾向が続き、合併算定がえが終了するので一般会計ベースで約4億円の減収となる見込みであると。

ただ、改定版ではその4億が2億の減収に変更をされております。

一方で、財調は前回示された10億から8億に減っております。なぜそんな形になったのか、その要因についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

長期財政見通しにつきましては、投資的経費の増加だけではなく、障がい者等サービスの拡充に伴います扶助費の増加が大きなものがございます。

扶助費について申し上げますと、合併当時の平成17年度におきましては扶助費の決算額が約15億円であったものが、平成29年度では約37億と2倍以上に増加しております。また、その扶助費に投入いたしました一般財源、平成17年度の時点では約5億円であったものが平成29年度では約13億円と、扶助費に投入した一般財源が約2.7倍になっている状況でございます。

また、国民健康保険事業特別会計への繰出金につきましても、平成17年度時点におきましては約2億円であったものが平成29年度では約3億円と、1.5倍になっております。

また、後期高齢者医療特別会計への繰出金についても、制度が開始された平成20年度の決算額は4億円であったものが29年度では5億円となり、約1.25倍となっております。これらの増加傾向は今後も続くものと予測したものでございます。

このような状況の中、扶助費などの社会構造的要因によって負担が必要となる経費に対応するために、行財政改革の取り組みによる経常経費の削減、事業の見直しを行うほか、地方債の借入れの抑制を行ってきたということで、地方債残高が合併当時の平成17年度末では217億円であったものが29年度末では約163億円となって、54億円の削減を行ったということでございまして、今後におきましても起債の抑制に努めてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

今後考えられる大型事業として、庁舎建設やリニア駅の誘致が決まる予定になっております。また、道路や橋や、先ほど服部議員の質問にもありましたが、公共施設なんかの老朽化でのインフラ整備も随時必要になってくると思います。

このますます厳しい財政状況を迎える中で、今後は事業推進をしていかなければなりません。新たな財源の確保をどのようにしていくのかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

新たな財源の確保につきましては、本年度5月に策定いたしました第2次行財政改革大綱後期実施計画におきまして6つの具体的取り組みを掲げております。

1つ目は、広報紙、行政情報番組への広告掲載。2つ目に普通財産の有効活用、売却。3つ目に補助金助成金の活用。4つ目に企業立地の促進。5つ目として、雑誌スポンサー制度の導入。6番、資金運用による財源確保。

特に、資金運用による財源確保につきましては、基金の地方債運用、今までは満期終了まで持って保有していたというものを売却して新たに購入するというので、売却益を出すということの本年度から進めております。以上でございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

今のご答弁ですと、余り大きなお金になるような形には聞こえなかったんですけど、それを積み重ねていくということになるのか。

先ほどの議論を聞かせていただくと、これからの財政的な面では非常に厳しい状況があると思うんですけど、今言われていた6項目、このことを推進していけば財源確保になるということで理解をしていいのか、もう一度ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

財源の確保につきましては、企業誘致をしたとしまして固定資産税が多く入ったといたしましても、その75%は普通交付税に算入されるために、100ふえたら100ふえるというものではなくて75しかふえないと、そういうふうな地方交付税制度の仕組みもございますので、一挙に財源をふやすということはいろいろ難しく、一つ一つの積み重ねでやっていかなければならないと考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

次に移ります。

共生社会の推進についてお伺いをしたいと思います。

現在、さまざまな場面で共生社会という言葉が聞きます。まず最初に、共生社会とは一体どういうことなのか市長の見解を求めたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

共生社会についての私の考え方でございますけれども、社会を構成する全ての人が性別や年齢、国籍や信条の違い、障がいの有無にかかわらず、それぞれの人間性が尊重されながらともに生きる社会を築いていくというような概念であろうと思っております。

また、家族とか地域のあり方が随分変容をしましてまいりましたけれども、それに伴って地域の例えば福祉課題は、ご案内のように複雑、多様化してございます。医療や介護の需要の増加がさらに見込まれておるような流れにあります。

このような中で、国が地域共生社会の実現を提起して、支え手と受け手に分かれず地域コミュニティを育成して、助け合いながら暮らすことができる地域の仕組みづくりを進めてございます。

それで、早くから亀山市につきましては、そのような認識と理念を持ちまして取り組みを進めて

まいりました。例えば、地域包括ケアシステム、あるいはWHO健康都市アプローチ、あるいはCSWの設置、あるいは市内全域でのまちづくり協議会の設置支援などで、いわゆる亀山版の地域共生社会の構築を目指していこうと、現在、試行錯誤の中で取り組んでおるところでございます。

ある意味、これからは行政が単に各種施策、制度を展開するというだけでなく、全市民がそれぞれの相互の理解やお互いの違いを乗り越えて互いに思いやる地域社会、こういうものを亀山につくり上げることができればというふうに強く思っておるところであります。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

どのような立場や状況であったとしても、お互いの人権や個性を尊重して支え合える社会が必要になってくると。今、市長がおっしゃったような、本当にそういった亀山市であっていただきたいなと思います。私も尽力をしていきたいと思えます。

次に、真に必要な方への支援の考え方。非常に難しいテーマではありますが、予算や決算を審査する場合、限られた財源をどのように活用していくかということがよく一番課題になります。

共生社会という観点で、この支え合い社会においては本当に必要な方への支援になっているのか、それから一律の支援でいいのか、寄り添った支援が必要ではないのか、これが非常に大事な視点だと私は思っております。

これからの市政運営にはこの考え方、ここが私はキーになってくるんだと思うんですが、その点について市長の見解を求めたいと思えます。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

そのような思い、ご指摘のようなことが極めて重要な時代に入っておるというふうに思っております。

ただ、なかなかこの共生社会の推進につきましては多様化・複雑化してございますので、障がい、難病のある方、あるいは認知症の方、外国人、貧困、刑を終え出所された方とか、近年では性的マイノリティーの方など、非常に多岐にわたってさまざまな方への支援が必要でございます。

これらの方々に対して相談支援体制の充実、あるいは近年少し懸念しております虐待とかDVへの防止対策、各種サービスや給付事業などにつきまして、それぞれ制度にのっとって担当はその支援に努めておるところでございますが、なかなか全てを網羅し切れるかというところでもありません。

したがって、この公的支援制度、制度、制度のはざままで苦しんでみえる方とか、そのはざまにはまってしまってひとりぼっちになっておられたり、困っておられる方々につきまして、例えば地域社会全体の力をうまくつなげ、さらに社会福祉協議会に配置いたしましたCSW（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）等との連携によりまして地域に出向いて個別支援をしたりとか、地域住民が把握した問題を地域で解決しようとするチョコボラの育成に向けた地域支援などに取り組んでおるところでありますけれども、しっかりそういう支え合い活動をさらに輪を広げていったり応援していくことがその具現化のために重要ではないかというふうに考えておるところであります。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

もう一点、少子・高齢化の進展や財政運営の課題である扶助費の伸びというのが先ほども次長のほうがおっしゃったんですけど、これがある意味中心的な部分だと思うんですけど、支援をされるというだけじゃなくて、支援をされた方が支援をする側に回るということも視点に入れていただきたいなど。受けるだけじゃない、その方が支援する側に回るということ、やっぱりしっかりと念頭に置いていただきたいなと思います。

私は若者支援の視察で沼津に行かせていただいたんですけど、先ほど出ました性的マイノリティー、LGBTの方の当事者の方にお会いをしました。本当に誰にも言えなくて苦しみとか悩みを抱えてきた。今は彼女なんですけど、居場所があることによってカミングアウトをすることができて、今、支援者としてしっかりといろんな人の相談に乗っているというふうにお聞きをしましたので、しっかりとそういった観点を取り入れて、支援をするだけじゃなくて、支援をしていただいた方も支援をする側になれるんだということの視点をしっかりと持っていただきたいなと思います。

次に、障がい者の地域生活支援拠点の整備についてお伺いをしたいと思います。

ことしもアメニティフォーラムに出席をさせていただき、障がい者の方のさまざまな課題について勉強をさせていただきました。この障がい者の重度化、それから高齢化、それから親亡き後を見据えて地域社会全体で支える体制の構築が課題になっております。

それで、第5期亀山市障がい福祉計画にもこの取り組みの項目が上がっております地域生活支援拠点の進捗状況について、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

井分健康福祉部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

議員お尋ねの進捗状況でございますけれども、障がい者の重度化・高度化や、親亡き後を見据えた地域生活支援拠点等の整備につきましては、国の指針に即して平成32年度末を目標として進めることとしております。

障がい者の居住支援のための5つの機能として掲げられておりますのは、まず1つ目には相談。2つ目に体験の機会、そしてその場。3つ目には緊急時の受け入れ対応。4つ目には専門性。そして5つ目、最後ですが、地域の体制づくり。これら5つにつきましては、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい児・者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を行うものとなっております。

市内では、本市市内に短期入所施設が1カ所、グループホームが4カ所、特定相談事業所が3カ所となっており、機能の分散や社会資源に限りがあることから複数の機関が分担して機能を担う面的整備型による整備を目指してございまして、現在、鈴鹿市や亀山市障害者総合支援センター「あい」などと検討を進めておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

この地域生活支援拠点というのは第4期にも示されていて、その積み残しというか、できていないという状況であります。先ほど部長がおっしゃったように、亀山市は受け入れ体制がなかなか難しいので、鈴鹿・亀山の圏域として今整備に向けて頑張ってもらいたいということなんですけど、1点、亀山市単独ではなぜ難しいのか、それから先ほどおっしゃった面的機能、相談体制とか緊急時の受け入れ、そういった5つの項目がどのように今進んでいるのかについてお伺いをしたいと思います。

#### ○議長（小坂直親君）

井分部長。

#### ○健康福祉部長（井分信次君登壇）

議員お尋ねの1つ目でございますが、なぜ亀山市単独では難しいのかということでございますが、そちらに関しましては本市の相談体制は子育てに関する相談に応じる子育て世代包括支援センターを初め、療育相談は子ども支援グループ、障がい者の相談は障がい者支援グループや総合相談支援センター「あい」の窓口がございます。

また、社会福祉協議会における生活困窮者自立支援事業の窓口や、CSW（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）による個別支援、高齢者の地域包括支援センターに加え、地域では民生委員による相談体制が整っており、これまで培ってきた「あいあい」を拠点とした亀山独自の相談体制がございます。

また、一方でございますけれども、施設面については市内には社会資源として先ほどご答弁を申し上げました施設8カ所がございまして、これらの状況から見ても鈴鹿・亀山圏域内で整備する必要があります。

これらのことから、先ほど議員がおっしゃられましたように、第5期亀山市障がい福祉計画において、平成32年度末までに鈴鹿・亀山圏域で地域生活拠点を1カ所整備することとしております。亀山独自で整備する部分と、また鈴鹿・亀山圏域で考える部分、それぞれいま一度整理してまいりつつ、32年度末までの拠点づくりに生かしていければと思っております。

それから、2項目めの5つの機能のそれぞれの見解はどうか、分析はということでございますが、例えば相談につきましては、一例を申し上げますと、本市では平成30年度から社会福祉協議会のCSWなどにより地域における個別ケースを相談支援する、活動を展開する、また一方で多様化・複雑化した課題について、障害者総合支援センター「あい」等、地域福祉課、障がい者支援グループとの情報連携もいま一度確認すべきではないかというような見解も持っております。

こういったことも踏まえまして、一つずつ体験の機会のある場であったり緊急時の受け入れ体制、これについては特に障がい者施設での生活体験や行政職員のコーディネート機能の育成なども必要になっていることも認識をしておりますことや、また4つ目には専門的人材の確保の育成、これは非常に専門的ということでございますので、一般的に確保が難しいというのは重々理解しているところでもあり、最後5つ目でございますが、先ほど議員がおっしゃったように、共生社会の中でこの地域の果たす役割は大変大きいと認識しております。

我々がする事業の展開の中で地域の皆様と一緒にこれら問題に立ち向かう、そういったことがよりよきまちづくりにつながるのではなかろうかと、かように思っておりますので、そのような考え方をもち、当該事業を進めてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

一つずつ前に進めていただきたいと思います、この中で面的機能として地域の実情に合わせてそういったほかに何かこの亀山市で特につけ足すということがあるのかどうか。

今言われた5つの面という部分では国のほうから示されておりますが、地域の実情に応じて何かしら地域でできることをつけ足すことができるというふうに書いてありましたが、その点についてはいかがなんでしょうか。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

先ほどご答弁させていただきましたように、まずはこの5つに集中する形で進めてまいりたいと考えております。

この5つを整備することのプラスアルファとして、例えば「あいあい」を拠点とした現在の連携体制や社会福祉協議会との考え方を整理する中、またその整備を実情とのマッチングをする中で新たな手法を見つけていければと考えています。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

亀山市ではこの障がい者の自立支援協議会というのがしっかりと機能をしているというふうに関今までも聞かせていただきましたが、これからその生活拠点が圏域になってくるということになれば、鈴鹿市との連携がどのようになっていくのか。

鈴鹿市の多分自立支援協議会が機能されているんだと思うんですけど、亀山市と鈴鹿市との連携についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

先ほど来ご答弁させていただいておりますように、障がい者を支援する社会的資源のうち、これまで市の組織が連携してきた相談体制など独自のものを生かしつつ、本市に不足している短期入所施設やグループホームについては鈴鹿市等の社会的資源を活用するなど、鈴鹿・亀山圏域で整備するような考え方を持ち合わせながら進めてまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、市に不足する機能を補完しつつ本市の実情に即した地域支援拠点の整備に向けて取り組んでまいろうと考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

自立支援協議会との連携について今お伺いをしたんですけど、連携はどのようなふうになっていくのかについて再度ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

現在の自立支援協議会の設置状況でございますけれども、鈴鹿市・亀山市それぞれでございます。それぞれの問題提起を自立支援協議会と共有を図りながら問題解決に向けて進めてまいろうと考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

次に移ります。

防災・減災対策についてお伺いをしたいと思います。

昨年の大阪北部地震で、通学途中に学校のブロック塀が倒れて小学校の女子児童が亡くなったという痛ましい事故が起きました。亀山市も学校施設のみならず公共施設の点検を行いました、通学途中の個人宅のブロック塀に関しては個人の判断ということになっていました。

今回、当初予算にブロック塀等の撤去支援事業費が計上されていますが、内容についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

平成31年度から新規事業として取り組むこととしておりますブロック塀等撤去支援事業でございますけれども、地震発生時においてブロック塀等の倒壊に伴い人的被害や救助作業等に支障を来すことが想定されることから、公道に面したところに設置されたブロック塀等の撤去に伴う費用の一部を助成するものでございます。

その具体的な内容でございますが、住宅、店舗、工場及び更地に設置され、公道に面した高さ1メートル以上のブロック塀等でひび・傾斜などで危険な状態になったもの、または現行の建築基準法に適合しないもので、全部撤去することを条件としております。

補助金額につきましては、公道に面した側のブロック塀等の撤去費の額と、延長1メートル当たり1万円で算出した額のいずれか低いほうの額に対して2分の1補助をするというもので、上限を20万円としておるものでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

かなり今説明がありましたように、選択されていくのかなと思うんですけど、上限が20万ということで、それを活用して多分個人負担がかなりかかってくるんだと思うんですけど、撤去するにはそのお金が使えますけど、撤去してそのあとの部分はそのままにするということにならないんじゃないかと思うんですけど、そうすると判断するというか、その個人の方がやろうと判断するのに結構勇気が要るんじゃないかなと思うんですけど、その点の啓発の仕方、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

啓発の仕方ということでございますけれども、まずこの事業につきましては4月から開始をしたいと考えておりますけれども、まず広報、ホームページを通じまして支援制度の周知を行ってまいりたいと考えております。

既に現状で危険な状態となっておりますブロック塀等につきましては、教育委員会との合同点検でもう把握もしておる部分でございますけれども、個別に所有者の方に対しまして補助制度のご紹介もさせていただきながら撤去のお願いをするということで、早期改善に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

今回、提案されているのは、予算計上されているのは公道に面したブロック塀に関してということでありますので、別にその通学路という限定ではなくて、公道ということであればそれは可能だということだと思んですけど、教育委員会と一緒に点検をされた中でそういった危険なブロック塀のところは周知していただければいいんですけど、公道に面したところで通学路になっていないところもしっかりと啓発を、ホームページとか広報というふうにおっしゃいましたけど、しっかりと啓発をしていただきたいなと思います。

それから、次の学校の特別教室や体育館のエアコンの設置についてお伺いをしたいと思います。

昨年11月に成立をしました国の平成30年度第1次補正予算で特例交付金が計上されたことに伴って、亀山市でも普通教室のエアコン設置の前倒しが決まりました。国の対策によって、小・中学校の空調設置率は昨年の9月1日時点で全国平均58%、三重県は56.2%になりました。

一方で、特別教室はというと全国平均で42%、三重県では44.3%です。若干落ちるとはいえ、大体一緒にエアコン設置になっているんじゃないかというふうにこの数字を見ると思いました。

また、体育館となるともうほとんどできておりません。1.何%とか2.何%になっておりますが、この防災対策の観点から特別教室、体育館、これは学校が指定避難所になるという観点から整備の方向性についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

久野危機管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

防災・減災の観点からご答弁させていただきます。

亀山市におきましては、指定避難所15カ所のうち、10カ所小学校、2カ所中学校のそれぞれ体育館を指定しており、いずれの体育館におきましても空調機は設置されていない状況となっております。

各避難所における避難者の生活については良好な環境にする必要があることは認識しているところでございます。しかしながら、市内の多くの各小学校の空調機が普通教室にも完備されていない状況であることから、まずは全ての学校の普通教室への空調機の設置を最優先していきたいと考え、

ことしの夏に完備できるよう進めていただいております。

普通教室への空調機の完備、その後、特別教室や体育館への空調機の設置を検討していくべきではありますが、施策の優先度などを勘案しますとなかなか現状では難しいのかなと考えておるところでございます。

一方、指定避難所としては各小・中学校の体育館を指定しておりますが、避難者を勘案しますと障がい者の方のスペース、体調を崩された方のスペース、乳幼児のスペースなど、さまざまな空間が必要と考えられます。これらを一手に体育館のみで対応することは難しいため、避難所の良好な環境を保つための施設全体の有効な利活用を今後検討する必要があると考えております。

もちろん、学校施設につきましては本来教育を目的とした施設ですので、災害時であってもなるべく早期に児童・生徒が授業を受けられるように対処をする必要があります。そういった中で、今後は学校管理者と協議を重ねながら指定避難所のあり方、利活用について検討を続けてまいります。

また、学校のみならず、他の施設の避難所などの利活用についても関係者と検討してまいりたいと存じております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

災害時には多くの空間が必要だというふうに今おっしゃったので、そう考えるとやっぱり普通教室だけじゃなくて、普通教室はこの夏にはもう設置されますので、特別教室というのは私は必要なのかなと思います。

次に移ります。

防災備蓄品の現状についてお伺いをしたいと思います。

新年度予算の備蓄品の状況をまず聞きたいと思いますが、今まで主流が乾パンで、今高齢化が進展する中で何か工夫があるのかが1点と、以前質問をさせていただきました液体ミルクの導入が春ごろ国内メーカーで販売が始まると言われますが、現状についてをお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

久野管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

防災備蓄食料の方針といたしましては、亀山市の人口10%の3日分を基準として、本町、中央、関の3カ所の備蓄倉庫を中心に保管しておるところでございます。

現在の備蓄食料につきましては、従来より備蓄していますアルファ米や乾パンに加えまして、やわらかく食べやすさを考慮したパン類や甘味系の保存食で子供さんたちに親しまれているビスケット菓子、さらには植物アレルギーの特定原材料等27品目と貝類アレルギー対策としての白米についても備蓄を行っております。

現在、防災備蓄食料につきましては、各メーカーより保存のしやすさ、食べやすさ、避難所におけるニーズなどが考慮され、さまざまな種類のものが販売されているところでございます。これからの備蓄食料につきましては、各メーカーから開発される食料を研究し、アレルギー対策はもちろんのこと、使用面、衛生面、食べやすさなどを考慮して今後備蓄してまいります。

続きまして、液体ミルクでございますが、備蓄用の液体ミルクにつきましては、乳及び乳製品の

成分規格等に関する省令が昨年8月8日に改正されたことによりまして、乳製品のひとつとして位置づけがなされました。このことから、乳業メーカーの2社が厚生労働省の製造承認を受け、販売に向けて商品開発を進め、消費者庁から乳児用母乳の代替食品として使用できると表示して販売する許可を受けたと、昨日の3月5日に発表されたところでございます。

昨年9月議会でも答弁申し上げましたとおり、液体ミルクは大規模災害時に使用面や衛生面などの観点から非常に優良な食料であると認識しております。このようなことから、国内メーカーなどの市場の動向を見きわめながら、引き続き導入に向けて前向きに検討してまいります。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

次の、子育て支援についてお伺いをしたいと思います。

ちょっと1番、2番を逆にして、児童虐待についてお伺いをしたいと思います。

千葉県野田市の痛ましい児童虐待による死亡事故から、連日のように虐待の報道がなされております。けさも、5歳の男の子がお母さんがいないということで近隣の方に助けを求め、そして3歳の妹がやけどを負った状態で家の中で発見されたというふうな報道もありました。

今現在、国では児童福祉法、また児童虐待防止法の改正が議論されております。一つ、野田市の事例は児相や教育委員会でセーフティーネットがかからなかったという課題も浮き彫りになりました。こんなことが亀山市であってはならないと思っております。児童虐待に対して市長の見解を求めたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今、お触れいただきました東京都目黒や千葉県野田市の事件など、児童虐待により小さな命が失われた事件が連日報道されましたが、大変悲しくていたたまれない思いを抱いております。

亀山市内でも児童虐待事案が増加をいたしてございまして、これらの事件を対岸の火事とすることなく、優先度の高いものとして認識をいたしてまいります。

目黒区の事件を受けまして、三重県市長会なんですけど、これは三重県町村長会と連携をいたしまして、昨年8月7日に児童虐待の防止、早期発見及び早期対応に向けた連携の強化に関する協定を三重県及び三重県警察本部と締結をし、市・町と児童相談所、警察等が一層の連携を進めていくこととなりました。

本市といたしましても、専門職スタッフが保護者に対して相談・援助を行うとともに、子育てに悩んでおられる保護者に対する養育支援といたしまして、平成32年度になりますが、ご案内の西町に開設予定の児童短期入所施設も有効に活用しながら、児童虐待の未然防止にもしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

また、平成31年4月1日に三重県鈴鹿庁舎に鈴鹿児童相談所が開設されますことから、市と児童相談所が子供の命を守るため、相互の連携強化に努めて的確な状況判断及び緊密な支援体制の構築を図ってまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

次に、児童虐待を防ぐ取り組みについてお伺いをしたいと思います。

亀山市の母子保健での子育て世代の包括支援体制、それから子ども未来課での子供支援で切れ目のない支援体制はできているというふうに私は考えておりますが、母子に対しての支援体制が主であるのではないかと考えております。

今回の野田市の事例も父親によるものであったというふうに考えると、父親に対する子育ての学びの場がないように感じております。

今のお父さんは、我が家の子育て事情からいうと非常に積極的に子育てに参加をしていただいております。今の若いお父さんたちはね。ただ、やっぱりそういった中では、しっかりとお父さん教育、お父さんにどういうものなのかということ伝えていくということも私は必要ではないかと考えております。

以前、私も父子手帳というものを提案させていただきましたが、亀山市はパンフレットを配布しているというふうな答弁でありました。母親育てという、親育てというのも提案をさせていただきましたが、父親育てという観点から亀山市の対応についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

議員ご指摘のとおり、児童虐待を未然に防止するに当たりまして、やはり父親に対する働きかけも大切であると考えております。

本市では、母子健康手帳を交付する際、必ず保健師、または助産師による面談を行っておりまして、そこでは母親の心身の状況だけではなく、パートナーの協力体制なども聞き取っております。

また、「パパになるあなたへ」等のリーフレットをお渡ししたり、パパ・ママ教室を行って子供が生まれる前からパートナーと手を携えて協力し合って育児を行うことができるよう、父親に向けても啓発といたしますか、意識の高揚を図ってもらうように行っているところでございます。

また、従来から妊婦健康診査事業赤ちゃん訪問を実施し、平成30年4月からは産婦健康診査の事業を開始して、医療機関とも連携した家庭支援を行っているところです。

また、子育て支援センターにおきましては、土曜日なんですけれども、父親が子供と来所したり、両親で来所したりして男性の比率が半分近くになる日もございます。今後におきましても、お父さんと遊ぼう、お父さんと遊ぶ日を設定するなど、父親もパートナーと協力して温かい雰囲気の中で子育てが行えるよう取り組みを進めてまいろうかと考えております。

なお、育児相談を受ける際には、父親、母親が孤立した子育てとならないよう、相談者に寄り添うことを第一に心がけております。子育てが辛いというときには、養育支援としてショートステイやファミリーサポートセンターの利用を促しております。いっときの間、子供と距離をとることで育児の疲れがとれ、冷静さを取り戻し、虐待の未然防止にもつながると考えております。同時に、より多くの人がかかわることにより孤立を防ぎ、見守りの目もふえるという効果も生まれます。

関係者が連携しながら、子ども家庭支援を行っていきたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

本当にいろんなことをやっていただいていると思うんですけど、子育て支援センターに半分ぐらいお父さんが来ているというふうなお話もありましたが、なかなか職員の人たちがお父さんと会う場というのは余りないんですよね。母親支援はしっかりしていただいておりますので、やっぱりそこら辺が少し課題になってくるのかなというふうに思いますので、これはご指摘をさせていただきます。

それから、児童虐待防止法の第6条に通告の義務がされておりますが、この場合は明らかに虐待やということに関しては通告をする義務があるんですが、何よりその発生予防というか、ちょっとおかしいなということを知り、またそれが通報できるというか、通告ができるような体制が必要であるということが1つと、時間がないので、それからここの相談の部署というのは本当に専門性と経験、それから時間をかけた寄り添い、これがもう一番必要で、担当者と相談者が信頼関係を結んでいるということが何よりなんです、人事異動によって相談者が不利益をこうむっていないかが少し気になりますので、その2点について最後にお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

1点目の市民からの通告等でございますが、啓発につきましてはポスターの掲示、オレンジリボンの配付、いち早くのダイヤルの啓発カード等で設置をし、啓発を行っております。11月の児童虐待防止月間に合わせて広報「かめやま」に啓発記事を掲載しております。また、オレンジリボンツリーキャンペーンによって啓発活動を総合保健福祉センター「あいあい」や市役所のロビーで行っているところです。

そのような中、市民の方々からの通告は年々増加しておりまして、商店や町中で見かけた気になる子供の様子や、例えば大きな泣き声が聞こえるといったような日常的な情報もいただくなど、児童虐待に関する市民の意識は年々高まっていると感じているところでございます。

○議長（小坂直親君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

人事異動により相談者に不利益が生じていないかというご懸念でございますが、おっしゃるように市の職員の人事異動につきましては、一般職においては一定のジョブローテーションの中で、さまざまな部署を異動して市政全般の知識・能力を身につけるということになっております。

しかしながら、こうした状況に対応するため、子育て支援部署におきましては平成17年度より専門の臨床心理士を常時配置いたしておりまして、さまざまなケースに対応すべく取り組んでいただいているところでございます。また、人事異動におきましても一定の専門性が担保できるように少人数単位での異動も心がけておりますので、そういった懸念はないものというふうに思っております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

済みません、本当にデリケートな部分ですので、そこら辺の対応をしっかりとっていただきたいと思います。

積み残しました医療費の窓口無料化の拡大と図書館の新たな活用については、また今後聞かせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

10番 森 美和子議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 3時01分 休憩）

---

（午後 3時10分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番 鈴木達夫議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

最後の代表質問をさせていただきます。大樹の鈴木達夫でございます。よろしくお願いいたします。

私のきょうのテーマはほぼ皆さんと同じなんですけれども、平成31年度施政及び予算編成方針に見る今後の亀山市の課題というテーマでさせていただきます。

第2次総合計画策定後、3年目を迎えます。将来都市像「緑の健都」、これが着実に本格的に進んでいくのか、あるいは自立した持続可能な地方都市になるために機転の年になり得るかという視点で質問をさせていただきます。

まず1項目め、交通拠点性を生かした都市活力の向上について。

ご存じのように、これは亀山市の総合計画大綱の一つでございます。5つの大綱、生活基盤の安定、健康・暮らしの充実、子育て環境、そして市民力・地域力の活性化という中において、この交通拠点性を生かした都市活力の向上については、私がかねてより他の4つはたくさんのもちろん果実は生み出すものの、これらは非常に大きな歳出を生むと。しかし、この交通拠点性を生かした活性化についてはこの5つの大綱の中では唯一入りを意識できる。その意味で、全庁的に入りプロジェクトみたいな、こんなものを、そういう取り組みを総合計画のスタートの年からスタートをさせるべきだというようなことを主張してきたつもりでございます。

1番目、新名神高速道路の開通の影響と今後の道路行政についてということでございます。

ご存じのように、新名神高速道路、この3月17日ですか、あと10日ばかりですね。開通をするということで、新四日市ジャンクションから亀山西ジャンクション23キロ開通。この開通が亀山市としてどういう効果をもたらすか、あるいは今後の亀山市の都市づくりにどう貢献するか、その辺の捉え方について答弁をお願いします。

○議長（小坂直親君）

11番 鈴木達夫議員の質問に対する答弁を求めます。

草川産業建設部参事。

○産業建設部参事（草川保重君登壇）

新名神高速道路の開通に伴う効果につきましては、東名阪自動車道の慢性的な渋滞の緩和が見込まれております。この渋滞の緩和によりまして、交通事故の減少に加え、ジャストインタイムの物資輸送による生産性向上、亀山インターチェンジ及び亀山パーキングエリアスマートインターチェンジ周辺での新たな企業立地の促進や地域雇用の創出が期待されます。

また、関宿などの市内観光においても、定時性が確保されることによりまして自動車での来訪者の増加を期待するところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

ありがとうございます。

大幅な渋滞緩和ということで約9割の、これはNEXC O 中日本の資料からなんですけれども、9割が解消できるであろうと。それから、三重県の観光客は7割が県外の方で、そのうち8割が自動車を使ってみえる。その意味からすれば、新しくなりました山車会館とかそういう観光にも非常に寄与していただく。そして、やはりなおさら企業立地等の経済活動、それに伴う雇用が生まれるということで大変期待をしているところでございますが、あわせて私は今後の道路行政についてという質問も連ねて書いたんですけれども、午前中の櫻井議員の質問の中にも25年の都市計画道路の見直しを受けて、これは3路線について検討を加えて旧の国道1号線の4車線を廃止した等々、答弁がよくメモできなかつたんですけど、その当時、私の記憶ですと都市計画道路に指定をしなから30年、長いので40年もぶら下がっているものが10から13路線あって、なかなかそれが位置づけがされないということで、初めてきょう参事のほうからそういうことに。

結局、あと都市計画道路というのはどのぐらい将来の見通しがはっきりせずに残っているのか、あるいはその中で国の管轄、県の管轄、市が担うべき道路というのはどのぐらいあるかちょっと示していただけますか。

○議長（小坂直親君）

草川参事。

○産業建設部参事（草川保重君登壇）

今後の道路行政につきましては、三重県の都市計画道路見直しガイドラインに基づきまして、市内の都市計画道路19路線のうち、当初決定後20年以上が経過し、具体的な整備計画がない11路線につきまして検証を行っております。そのほかで3路線の一部区間の廃止、1路線の変更、それと7路線の存続という評価をしているところでございます。それを今現在、都市計画道路見直し案の公表を行っているところでございます。

現在までに1路線の廃止を行っておりますが、2路線の廃止と1路線の変更が残されているところでございますので、引き続き住民意見を踏まえながら見直しを進めてまいりたいというふうに考えてございます。

また、そのほかの市内の都市計画道路の整備につきましては、現在、都市計画道路西丸関線 ―― 野村布気線でございます ―― を道路事業において整備しておりまして、31年7月完成を目指して進めているところでございます。

また、都市計画道路和賀白川線につきましても、都市拠点の利便性向上と市街地の円滑な交通処

理を行うため、市内環状道路として第2次亀山市総合計画に基づき整備を進めているところでございます。

そのほかにも都市計画道路はございますが、まずは今申しておりました2路線を優先的に完成させることを全力で取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

それで、今国とか県とかというところでございますけれども、19路線のうち国が整備をする路線が2路線、県が整備をする路線が9路線、市が整備する路線が8路線でございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

また、ぜひその辺を整理しまして、委員会あたりに提出していただければありがたいかなと思います。

それで、この新名神開通と時期を合わせまして、最近、鈴鹿ジャンクションから鈴鹿の町並みを通すいわゆる鈴亀道路のルート発表等もございました。いよいよ亀山も交通拠点性が、将来15年後、20年後かわかりませんが、高まっていく予想があります。

今、例えばその鈴亀道路の関連でいきますと、鈴亀道路の側道の整備をどういうふうにするかとか、それからその鈴亀道路に仮につなぐであろう今まだ残っている和田能褒野線をどういうふうにするか、あるいは最近ですと306居住誘導地域に指定をされた亀田川合線の延伸ですね、出屋敷のところ。これあたりもやはりもう早急に積極的な議論を重ねていく時期に入ったというように思います。

かつてから私は、道はつくっても道が活かされていないんじゃないかということで、時に例えばそういう道路整備とあわせて上下水のインフラも戦略的にやっつけという意見も言わせてもらったと思います。

15年後、20年後、鈴亀道路というように思いますが、必ず早急にこれの一定の見通しをつけるとというのが今後の亀山の課題の一つという指摘をさせていただきまして、次の企業誘致の現状と今後についてという質問に入ります。

企業誘致イコール関テクノヒルズの開発とは思いませんが、やはり私のアバウトな認識ですと、100ヘクタールの中に第1次的に70ヘクタール、70町歩開発をして、あとの30ヘクタールあたりをこの2年前から住友商事が造成をし、再スタートしたということで、10区画売り出した中で最近の報告を聞くといろいろと入ってきて、確認ですけれども、残りは4区画ないし5区画、それから最近いい報告みたいなことを聞いているんですけれども、そうすると私の認識ですと、ここ3年ないし5年の中で10ヘクタール10区画造成した中ではほぼ完売といいますか、企業誘致が完了する、関テクノヒルズはですね、そういう私は認識を持っていますが、この認識が正しいか、あるいは近い、ニアかどうか、答弁をお願いします。

○議長（小坂直親君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず、昨年3月に完成いたしました民間産業団地亀山・関テクノヒルズの新分譲地10区画でございますけれども、この状況でございますけれども、議員が申されましたとおり、現在10区画の

うち6区画につきまして3企業が進出決定をされておるところでございます、残りは4区画というところでございます。

ただ、亀山・関テクノヒルズでございますけれども、従来から分譲しておりました新区画以外のところでございますけれども、そちらでもまだ分譲区画が残っておる状況でございますので、まずはその区画への誘致を目指していきたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

中期的にこれが完売するという認識は正しいのかという質問もさせていただきましたが、これはまた後でよろしいですわ。

それで、ちょっと今回の施政及び予算編成方針の中で、県内トップクラスの産業振興奨励制度を活用しながらという文言がございます。

確認をさせてください。何をもって県内トップクラスの制度か、ご答弁をお願いします。

○議長（小坂直親君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

現在の産業振興奨励制度でございますけれども、亀山・関テクノヒルズの新区画完成を控えました平成29年度に中・小企業者でも利用しやすいよりすぐれた、使いやすい制度に改正をしたところでございます。

まず、土地取得価格の相当額に対する助成率でございますけれども、10%から25%に引き上げをいたしております。また、奨励制度の適用の要件といたしまして新規雇用者数がございますが、この要件につきましては特に中小企業にとりましてクリアすることが難しかったという要件でもございましたので、改正によりまして中小企業者の新設につきましては新規雇用者数15人以上を5人以上に、また中小企業者以外につきましては15人以上を10人にそれぞれ見直しまして、利用しやすい制度としたところでございます。

さらに、新規雇用を促すために立地等に伴い新たに市民を雇用した場合には、3,000万円を上限といたしまして、市内雇用者数1名につき30万円を交付するという制度を新規に策定したところでございます。

他市と比べますと、土地取得に対する補助や雇用促進に対する補助などそれぞれ同水準の制度はございますけれども、その両方をあわせ持った当市の奨励制度につきましては県内でトップクラスの奨励制度と考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

土地取得に対する条件、あるいは雇用に対する条件、これを緩和したわけなんですけれども、これをあわせ持つのは他にないということでございます。

これは蛇足ですが、ちょっと高飛車に構えてみるならば、これだけ交通拠点性を確保しながら、あえてトップクラスの奨励金がなくてもいいんじゃないかなという議論があると思ったり、できれ

ば企業誘致は市のこれからの方向性、例えば健康とか子育てとか、高齢者支援とか若者支援、これらにそういう関連の産業を、これも本当に高飛車なんですけれども、市が選べるような、そんな奨励制度につなげていくような形にしていってどうかなという思いもします。

そこで質問をします。

数年前にこの質問をしました。仮に、亀山・関テクノヒルズが完売、あるいは開発完了が見込まれようとしたときに、新たな企業誘致に対応できる土地の確保、こういう確保をするつもりですか。その当時の答弁は、今後の動向を見て判断する程度の答弁だと思います。

やはりこの今の時点でその明るさが増す中で、機転の年を迎える中、今後の誘致、これはできれば市長にお答えしていただきたいんですけども、土地等誘致できる場所を模索するのかということをも市長から聞きたいと思います。お願いします。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まずは、非常に交通拠点性高まるこの好機を逃すことなく、しっかりと新たな活力と若者の定住につなげていきたいという思いで、しっかり企業誘致を展開してまいります。

その中で、今議員がご指摘の今の亀山・関テクノヒルズにつきましては、今回の新区画以外にも例えばP2という東側の5万平米とか、こういう分譲区画がございます。まだこれは埋まってございません。まずは、この今の残りの新区画の残り、さらにはそれ以外の分譲区画への誘致を目指してまいりたいと考えております。

それから、今回議会にお示ししてご審議いただいております亀山市都市マスタープランにおきましては、この地域に隣接する亀山インターチェンジ周辺を新たな産業拠点にふさわしい用途地域の指定や適切な土地利用制度を検討する地域といたしております。

今後につきましては、この地域での新たな工業適地の確保に向けまして検討を進めてまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

この企業誘致の問題も今後の亀山市の大きな課題という認識を共有させていただきたいと思えます。

次に、リニア中央新幹線の市内停車駅誘致と都市活力についてという質問でございます。

この項の質問は、ほぼ誘致活動も四半世紀を超え、新たなステージにこの誘致活動も入ったのではないかという視点で質問をさせていただきます。

1点目でございます。

誘致活動の推進は、当然JR東海、国、県への陳情、情報収集、あるいは情報交換、当然でございますが、やはりいま一度市民へのより本質的な理解、この醸成をしていく姿勢が必要ではないのかという質問をさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

山本総合政策部長。

### ○総合政策部長（山本伸治君登壇）

リニアの必要性を市民の方々が本質的に理解をする取り組みが必要やというご指摘でございますが、これまでからも市におきましてはリニア誘致に向けまして親子で参加をいただくりニア試乗会でありますとか、駅サイティング祭り、あと現在におきましては会報誌の配布でありますとか、次世代を担う子供たちのリニア鉄道館の学習会、こういった取り組みを行ってきたところでございます。

また、新年度31年度には、今ちょっと議員もおっしゃられた市民の理解を得るために、リニア亀山市民会議を中心としてシンポジウムの開催を予定しておりまして、こうした機会を活用しまして市民の理解を深めてまいりたいと考えているところでございます。

### ○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

### ○11番（鈴木達夫君登壇）

今、ご紹介いただきました、当然、この施政及び予算編成方針の中にも、市民会議におけるシンポジウムの開催ということで市民の機運醸成につながる取り組みを行うという記載もあるんですけど、私はこのシンポジウムを想像するに、リニアの優位性とか経済効果、そういうものを周知するのが主で、いわゆるリニアありきのセレモニーと言ったら失礼ですけども、そんな行事に終わってしまわないのかという危惧をしています。

市民の方々の中には、やはりこれだけ人口減が急激に進み、企業活動のIT化が進む中で、なぜリニアが必要なのか、あるいはなぜ亀山なのかという、あるいは市の負担はどうだというそもそも論的な疑問を持たれている方は多いと思うんです。

それで、やはり駅前開発なんかも見るに、これだけの大型事業の成否は、あるいは滞りのない事業の推進というのは、やはり少しは回り道するけれども、市民理解を着実に積み上げていく。いわゆるワークショップをやったり勉強会をやったり、いわゆる逆のマイナスのこともしっかり訴えながらパブリックコメントをやっていくというようなことが私は必要だと思います。

当然、我々議会も長い歴史の中でこのリニアの問題、誘致に関しては賛成をし、そして進めてきた責任ある立場でございます。ただし、我々が、各個人意見は違うと思いますが、いわゆるリニア誘致の方向性に関しては一定の理解を求めたものの、やはりその矢印の長さとか重さに関しては、着実に我々も情報を共有しながら、時々積み重ねてこれをつくり上げていくという思いで私はいるわけでございます。

その意味で、今後リニア中央新幹線の必要性、亀山誘致の必要性、改めてくどいようですが、リニアありきのシンポジウムではなく、本質的な理解を求めるためにどんな工夫をするのか、考えているのかお聞きしたいと思います。

### ○議長（小坂直親君）

山本部長。

### ○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今後の取り組みの中で、ワークショップでありますとか、一旦立ちどまって市民の方にご理解をいただく取り組みについてということだと思っておりますが、現在、ご存じのように駅位置、ルートが確定しておりませんので、なかなか具体的な波及効果でありますとか経済効果等につきましてはなか

なかお示しができていない状況の中で、先行しております東京一名古屋間の事例等も含めながら市民会議を通じてさまざまな取り組みを行ってきたところでございます。

ただ、予定でいきますと2027年、これは東京一名古屋間の開通でございますが、その4年ほど前、つまり2023年ぐらいになると思います。今から4年後になりますが、そのころには環境影響評価でありますとか駅位置等が順調にいけば発表をされるといった予定で進んでおりますので、やはりその時期を見据えて、まずは着実に市民の方々にリニアの効果をお示ししていくとともに、その時期が来ましたら費用等も含めた詳しい説明をしっかりとさせていただかなければならないと思っていますところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

いわゆる市の負担分についても示すべきだと、市が抱える負担分がわからずしてリニア、リニアとはとても言えないよというような質問もした覚えがございます。やはりターニングポイントは駅位置決定だということで、理解というか、一応ここはおさめておきます。

そこで、リニア誘致の新しいステージを迎えたという中で、もう一つ、やはりリニアはいわゆる東京へのストロー現象を阻止する取り組みをそろそろ関係団体と協議する時期に入ったのではないかという質問でございます。

2月1日の中日新聞に、東京一極集中が拡大と、これは23年連続だと、東京圏の転入超過を20年に解消するという目標を掲げた安倍政権の看板政策、地方創生の効果が見られないという新聞を見ました。

リニア駅が名古屋、伊勢に来た場合であっても、一部に東京への集中化、いわゆるストロー現象があるのではないかと。そういうことを阻止する取り組みを、これも非常に関係団体、三重県だけではございません、亀山だけではございませんが、ぜひそんな議論も進めていただきたいと思いますが、その辺について市長のお考えを示していただきたい。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

このストロー現象を阻止するという取り組みにつきまして、関係団体と協議をしていくようなステージではないかというご趣旨でございますが、本市にリニア駅が設置されますと人・物・金・情報の交流が進む中、大都市への人口流出が起らないよう関係機関と連携した取り組みは大変重要であるということは申し上げるまでもございません。

そうした中、いわゆるストロー現象を防ぐには、まず本市が住みたくなるまち、訪れたくなるまちであるというのが不可欠であろうと思います。そのためにも、本市の特徴であります歴史・文化とか固有の自然環境と共生をしていくという、そして恵まれた交通ネットワーク、拠点性を生かした産業施策や雇用の創出、これによって市としてのポテンシャルを高めていくことが重要だというふうに思っております。

そうしたことから、今後示される駅位置に基づきましてリニア効果を最大限生かすためのまちづくりの方向性をまとめて、その中でストロー現象への対応等を含めた具体的な取り組みについても

整理していくべきであろうと思いますし、当然、これは県も含め広域的な話になろうかと思っておりますが、市としてはそのような認識で準備をしていきたいというふうに考えておるところであります。

あわせて、東京一名古屋の沿線自治体が先行してさまざま教訓を得ておられます。また、その各自治体なり経済界との連携も本市としても長年培ってまいりました。そういう先行事例につきましてしっかり情報共有をさせていただいて、次の備える一手につなげていきたいと現時点で考えておるところであります。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

時間があれです。

誘致が実現した後の亀山についてという項を設けました。これは市長の政策公約でもございまして、リニア停車駅を生かした地域づくりへの調査研究を進めると、どれほど進んでいるかなという質問もしたかったですけれども、今の答弁の中で本市自体が住みたくなるまちの中で、その進捗についてはまた別の機会にさせていただいて、次の項に移ります。

2番目に、将来都市像「緑の健都 亀山」が育つ都市づくりということでございます。

亀山の将来都市像「歴史・ひと・自然が心地よい 緑の健都 かめやま」と、こうなっていますが、施政及び予算編成方針では「持続的に発展し続けられる都市「緑の健都 かめやま」と、どう読んだらいいかわからないんですけれども、まず第2次総合計画が3年目を迎え、将来都市像「緑の健都」が市民に浸透し親しまれているか、どう思うか聞きたいと思います。

簡単をお願いします。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

「緑の健都」が親しまれているかにつきましては、キラリまちづくりトークなどの機会を捉えて第2次総合計画を市民の方々に説明をさせていただく中で周知を図るとともに、その実現に向けた各分野の施策推進に当たり、市民の方々に地域と連携協働したまちづくりを進めることにより「緑の健都 かめやま」の浸透につなげてきたところでございます。

現在、第2次総合計画をスタートさせてから2年が経過しておりますが、さまざまな施策や事業を推進する中で、まちも人も健康であり続ける健康都市ということにつきましては一定の理解と浸透が図られているものというふうに考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

一定の理解と浸透は図られていると、わかりました。

それで、私はこの「緑の健都」という言葉は、やはり市民の方はこの健康の「健」というこの言葉が非常に印象深いといいますかね、力のある言葉だと思うんです。

それで、質問は29年瞬発の年、30年展開の年、ことしが機転の年と、そういう中で市民を巻

き込んだ「緑の健都」、いわゆる健康を意識した象徴的な事業は何かと、その象徴的な事業はどう進んだかという質問を用意しましたが、それは置いておいて、その次の戦略プロジェクト健都さぶりの進捗について聞きたいんです。

5つの戦略プロジェクト、この中の健都さぶり。29年、30年どんな取り組みをしたか答弁願います。

○議長（小坂直親君）

井分健康福祉部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

議員お尋ねの健都さぶりプロジェクトにつきましては、平成30年度、国の動きに先行いたしまして市の公共施設の受動喫煙対策を検討いたしてまいってきております。そういった中で、その進捗及び今後の方向性、またガイドライン等を過日の議会全員協議会でもご報告をさせていただいております。

また、個人の健康づくりにポイントを付加いたしまして、一定のポイントを取得した際に商品等のインセンティブを提供する制度である市独自の健康マイレージ事業等を検討してまいっているところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

これも健都さぶりでも、スタートが違うんです、これ。部長、いいですか。健都さぶりプロジェクトの位置づけ。誰もが身近で手軽に健康づくりに取り組み、市民一人一人の健康づくり活動を仲間や地域へ広げる健康環境づくりを進めるとともに、公共施設や公共空間についても市民や地域の主体的な健康づくり活動を支える環境整備がこの健都さぶりの位置づけなんです。

そこで、1年目はWHO健康プラステンということで10の取り組みの位置づけをしたんです。身近な健康サロン活動とか、あるいは亀山流の介護予防体操、これらを合わせて10スタートしたものが、いつの間にか受動喫煙防止なんですよ。決して、受動喫煙防止を進めることは僕はいいい、やらなければいけないと思うんですよ。でも、これは国が定める法律を粛々とやれば、あえてプロジェクトをつかって、いわゆる部課を横断的にやるようなプロジェクトじゃないんです。

それで、一人一人の行動を考える、考えてですよ、各部の英知を集中して、これがこのテーマの扱いなんですか。だから、個々のこういう健康づくりやそれを地域に広げる、あるいは公共施設を充実、どうなっているんですか、初めのスタート。健都さぶりプロジェクトの位置づけはどうなったんですか。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

議員がおっしゃいますように、プロジェクトの取り組みの中でまち・ひと健康環境の充実の中に入る申されましたことは書き込みがされております。そういった中で、いろんな事業展開を健都さぶりの中のプロジェクト内で検討してまいりました。

今年度におきましては、先ほど申し上げましたように受動喫煙であつたり新たな踏み出しといった

しまして健康マイレージ事業のお話をさせていただきましたが、この施政方針におきましては31年度からはデータヘルス計画に基づくような書き込みもさせていただいております。

それから、プラステンのお話でしたが、今回これに継続性を持たせるために、実際進めようとしておりますこの健康マイレージ事業の中に、プラステンの事業の取り組みを一つずつポイントとして付与するような水平展開を考えてございます。

また、市民の皆様にも今後積極的に説明をさせていただく中で、個人お一人お一人にそれぞれ健康というものをどういった形でお考えいただくかの健都さぷりであり続けるプロジェクトとして問題の一つずつ解決していけたらなと思っております。

#### ○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

#### ○11番（鈴木達夫君登壇）

プロジェクトの要綱の中に入る書き込みがあると、るる書き込みがあるじゃないですよ、重要なことですよ。

それで、30年度も同じプロジェクトの位置づけでしょう。同じでしょう、これ。変わっていませんか。変わっていないんです。29年も30年も同じ位置づけをしながら、いわゆる健康の「健」ということを市民が大きく意識をされて、身近な運動を、自分の運動を仲間や地域に広げる。そして、その運動ができる環境整備、公共施設を市が担うんだという位置づけが、いきなり受動喫煙です。決して悪いと言っているんじゃないですよ。そうではない。これは、プロジェクトとしてはいわゆる横断的にやりながら英知を結集したプロジェクトとしては、非常におかしいと私は思うんです。大きなテーマだと思いますよ。

ほかのプロジェクトも見ました。正直、余り大したことをやっていない。私は5年前にもプロジェクトの扱いに対してもっと本当に動いているのかという質問をしたことがございます。29年、30年、見させていただいた中では余り大したあれはないなど、残念だなという思いを伝えます。

その次に、時間があれですから、地方分権の確立と地域間競争の中で、これぞ亀山となるためにということでございます。

先ほど、消費税に伴う影響についてということで岡本議員あたりが質問をしました幼児教育の無料化。数字、センター長じゃなくて次長が説明をしていただきました。ぜひ、その辺の数字等も予算決算委員会の前にご提出をいただけたらいいと思います。

私の論点は、やはりあたかも10分の10で、10月から消費税が上がってその年は多分現金化した中でお金が入ってくるでしょう。2年目も一定の事務費等を合わせて入ってくるけれども、その後、二、三年したら市の負担分が非常に大きく膨らんでくるんじゃないかということに危惧しているんです。

よく引き合いに出しますが、マイナンバー制度にしても10分の10事業が29年度までに1億5,600万かけたのが、大体そのうちの6,000万が市の持ち出し分と、40%が市の持ち出す分ですと。だから、こういうことに対して、やはり分権型社会、市長、もう当選されてから1年、2年、非常に分権型社会ということを盛んにおっしゃった。最近、どうも分権型社会、いわゆる地方が国と対等の立場で物申すということを最近余り聞いていないんですね。そういう意味では、やはり国の制度に従順に従うだけでなく、地方の自立した独自の政策をそういう仕組みに転換してい

かなきゃいけないという気持ちを持っていただきたいということを申し述べながら、質問を、11分です。

これには、ポイントカードとか軽減税率の扱いについても地方から発信をしていけということでございます。

それでは、ごめんなさい。総合計画の中で居住誘導地域内の転入者を対象として住宅取得の助成制度200万、これはどんな制度か説明をしていただきたい。

○議長（小坂直親君）

草川産業建設部参事。

○産業建設部参事（草川保重君登壇）

平成31年度新規事業として取り組むこととしております住宅取得支援事業につきましては、亀山市都市マスタープラン及び亀山市立地適正化計画で示しております居住誘導区域への誘導を促進し、中心市街地への活性化と定住を図ることを目的といたしまして、転入者、または市内転居者が居住誘導区域内での戸建て住宅の取得に対する支援を行うものでございます。

さらには、子育て世代の定着を図っていくことを目的といたしまして、子育て世帯に上乘せの支援を行い、居住誘導区域への誘導を図ってまいります。

具体的な支援の内容でございますが、新築住宅につきましては住宅取得額の1%の補助で上限を20万円としております。さらに、中学生以下の子がいる子育て世帯の場合は、住宅取得額の0.5%で上限を10万円の加算としております。

また、中古住宅につきましては住宅取得額の1%の補助で上限を10万円としており、さらに子育て世帯の場合は住宅取得額の0.5%で上限を5万円の加算としております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

住宅取得に対する、あるいは若者支援からの意味合いからして20万プラス10万、それが本当に2,000万、3,000万かける方に大きな誘導をもたらすとは私は思えないんです。

その事業どうこうではなくて、少し全体的に見ますと、今年度の予算の中で移住・交流事業300万、若者交流事業が90万、婚活170万、空き家対策604万、それからU・I・Jターン促進事業とか、住宅取得200万。これらの施策を上げられていますが、いわゆるまち・ひと・しごと創生総合事業の中でずうっとこれをやってきた中でどういう評価を、今までやってきた中の総括をしてもらいたい。

私は、少なくとも市の事業仕分けとか行革の事業見直しになったら、これらはみんなかかってくるんじゃないかという事業が多いんです。どういう総括をしたか聞かせていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

総合戦略の総括ということでございますが、特に若者支援及び定住促進の実績や取り組み状況を踏まえた総括をさせていただきたいと思います。

しかしながら、最終的な成果については現時点で確たることは申し上げられないというふうに思

っておりますが、例えば若者支援でありましたら好調な企業誘致に伴いまして若者に対しての働く場の確保が図られていますとか、今もご紹介ありましたがかめやま若者未来会議におきましては平成31年度において政策提言をしていただく予定ということになっておりまして、一つの目標が達成できるのかなというふうにも思っております。

また、定住促進におきましては、シティプロモーション専用サイトへのアクセス数も急増しておりますということの中で一定の評価はさせていただいております。

しかしながら、取り組みの性質上、その成果については中・長期的な視点で進捗を確認していく必要がありますことから、今後も事業の着実な実践を通じて本市らしい若者支援及び定住促進に努めてまいりたいと考えているところでございます。

#### ○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

#### ○11番（鈴木達夫君登壇）

時間がありません。やはり、市の最高の目指すべきものは総合計画なんです。

国の施策がいろいろ、ころころと言ったら失礼なんですけれども、まち・ひと・しごと総合戦略、働き方、女性活躍、もういろんなキャッチフレーズの中で地方が振り回されている。地方分権の時代にふさわしくない。だから、地方が浮いちゃっているんです。ぜひ、その辺もしっかりと足を地に着けて対応を図っていただきたいということなんです。

ごみ政策をやらせていただきます。

今後の亀山市の課題、これは大きな問題だという認識の中でさせていただきます。亀山のごみ政策、非常に市民アンケートの中では評価の高い事業でございます。

また、一度出した掘り起こしまでをしてやることに対する評価も非常に高いと思うんですけれども、一方で市民1人頭、大体これはずうっと計算があるんですけれども、大体1年間1人2万5,000円かかっているんですね。それで、ずうっとこれ調べたんですけれども、焼却方法、あるいは規模によって違うんですけれども、他の自治体では1万円から1万5,000円で済んでいるところもあるんです。またこれは資料をむしろつくってもらいたいんですけれども、そういう中で包括管理委託とコミュニティ・ビジネスは進んだかということでございます。

本当に予算書を見ますと1億、2億へっちゃらに、いわゆる施設の改良工事が上がってくるんです。ゴーンさんが10億円保釈金を払ったけど、ゴーンさんの10億円というのはあの方にとっては10万、20万かなと思うし、亀山市の予算の中にあっても溶融炉の1億というのは何か他の事業の100万、200万みたいな感覚でぼんぼん、ぼんぼん、こう。そういう意味では、これは市長のマニフェストですよ、これ。包括管理委託。これが進んだかということと、コミュニティ・ビジネス、いわゆる産業廃棄物、いわゆる合わせ産廃ですよ。

これは、当時の答弁ですと、本市では産業廃棄物についても処理可能な品目を受けており、一般廃棄物はもとより、産廃についてもより多く適正かつ安全に処理、リサイクルできる体制整備を目指しているということです。それから、その後、もう積極的に雇対協の企業さんの見えるあらゆる場を利用して周知を図りたいという答弁があるんです。いわゆるコミュニティ・ビジネス、あるいは包括管理委託について議論をしたことがあるか、今の現状をお願いします、簡単に。

#### ○議長（小坂直親君）

佐久間生活文化部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

以前、答弁で包括管理委託、そしてコミュニティ・ビジネスについてお話がありましたのですが、いろいろその研究したところ、なかなかちょっと難しいということがございましたので、私どもとしてはこの熔融炉にかかる額を少しでも減らしたいということで、契約手法の変更という形で運転管理の性能の確保を条件としながら運転方法の詳細、特に人員についての事業者の裁量に任せることで委託費の削減を図るという性能発注という考え方を盛り込んだ内容で、5年間にわたる複数年契約をして削減に取り組んだところでございます。

あと、産廃のほうでございますが、正直申し上げまして、だんだん処理量はちょっと少なくなってきております。そちらのほうは、原因としてはリサイクルに回る産業廃棄物もふえておるのが原因かなと思っておりますのでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

産廃を受け入れるからあらゆる機会を通して雇対協を含めて宣伝するんだと、これ、本当にやったんですかね。

それでは、いろいろ各市町のコスト等、いわゆる処理とか維持管理経費、あるいは建設改良費をずうっと各市町を見た中で、やはり熔融炉であれ、焼却方式であれ、一定のスケールメリット、あるいは維持管理だけでなく当初のインシヤルコストも含めて、やはり今後の亀山市の大きな課題の一つにこのごみ処理場をどういうふうにしていくか、あるいは管理運営をどうするか、これあたりは大きな課題の一つだと思います。

スケールメリットを求めて、やはり近在のまちと協定を結びながらごみ政策、処理をしていくということのスタートをぼちぼちすべきと私はと思いますが、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

本市の、本当にまさに独自のこの廃棄物処理政策は、それこそ地方分権、地域主権のまさに亀山市の思いのこもった政策であり、しかし、これは非常に莫大なコストがかかっております。その中には、本当に市民から評価いただくような、先ほどご紹介いただいたようなことも入っておりますが、非常に高いレベルの満足度の高い処理がなされておるということであります。

今後、この中・長期的に見た施設の更新とあわせまして、今41年度までがこの長寿命化で私どもは引っ張ろうとしておるところであります。それ以降の次期施設のあり方につきましては、この31年と32年の2カ年をかけて策定を予定しております。今後の一般廃棄物処理基本計画において現在の処理方式に要するランニングコスト等を類似都市と比較した上で、十分検証をした上で本市単独で整備するべきか、あるいは近隣市で広域で処理するのか、これにつきましても検討をしてみたいと考えております。

当然、相手さんのあることでございますので、私どもとしてはこれをしっかり検討を2カ年でしてみたいと思います。

なお、近隣市とは施設更新時期等のそれぞれの施設に関する情報共有は開始をさせていただいたところがございますので、今後、定期的な協議の場を持ちながら広域処理の可能性についても検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

11番 鈴木達夫議員の質問は終わりました。

以上で、日程第2にかけた平成31年度施政及び予算編成方針に対する代表質問を終結します。

次に、お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

あす7日は午後1時から会議を開き、上程各案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

（午後 4時06分 散会）



平成 3 1 年 3 月 7 日

亀山市議会定例会会議録（第 3 号）

●議事日程（第3号）

平成31年3月7日（木）午後1時 開議

第 1 上程各案に対する質疑

- 議案第 1 号 亀山市鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源を守り継ぐ条例の制定について
- 議案第 2 号 亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 議案第 3 号 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第 4 号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第 5 号 亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部改正について
- 議案第 6 号 亀山市基金条例の一部改正について
- 議案第 7 号 亀山市閑宿伝統的建造物群保存地区資料館条例の一部改正について
- 議案第 8 号 鈴鹿峠自然の家条例の一部改正について
- 議案第 9 号 亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 議案第10号 亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 議案第11号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第12号 亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 議案第13号 亀山市総合環境センターの条例の一部改正について
- 議案第14号 亀山市営住宅条例の一部改正について
- 議案第15号 亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の一部改正について
- 議案第16号 亀山市火災予防条例の一部改正について
- 議案第17号 平成30年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について
- 議案第18号 平成30年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第19号 平成30年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第20号 平成30年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第21号 平成30年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第22号 平成30年度亀山市病院事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第23号 平成31年度亀山市一般会計予算について
- 議案第24号 平成31年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第25号 平成31年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 議案第26号 平成31年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第27号 平成31年度亀山市水道事業会計予算について
- 議案第28号 平成31年度亀山市工業用水道事業会計予算について
- 議案第29号 平成31年度亀山市公共下水道事業会計予算について

- 議案第30号 平成31年度亀山市病院事業会計予算について  
 議案第31号 損害賠償の額を定めることについて  
 議案第32号 専決処分した事件の承認について  
 議案第33号 市道路線の認定について  
 議案第34号 市道路線の認定について  
 議案第35号 市道路線の認定について  
 議案第36号 亀山市都市マスタープランの策定について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	草川卓也君	2番	中島雅代君
3番	森英之君	4番	今岡翔平君
5番	新秀隆君	6番	尾崎邦洋君
7番	中崎孝彦君	8番	豊田恵理君
9番	福沢美由紀君	10番	森美和子君
11番	鈴木達夫君	12番	岡本公秀君
13番	伊藤彦太郎君	14番	前田耕一君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	西口昌利君
総合政策部長	山本伸治君	生活文化部長	佐久間利夫君
健康福祉部長	井分信次君	産業建設部長	大澤哲也君
上下水道部長	宮崎哲二君	危機管理監	久野友彦君
総合政策部次長	落合浩君	生活文化部次長兼 関支所長	青木正彦君
健康福祉部次長	伊藤早苗君	産業建設部次長	亀淵輝男君
生活文化部参事	深水隆司君	産業建設部参事	服部政徳君
産業建設部参事	草川保重君	会計管理者	渡邊知子君
消防長兼消防部長	平松敏幸君	消防署長	豊田邦敏君
地域医療統括官	伊藤誠一君	地域医療部長	古田秀樹君
教育長	服部裕君	教育部長	草川吉次君

教育委員会事務局参事	亀山 隆君	監査委員	渡部 満君
監査委員事務局長	木崎 保光君	選挙管理委員会 事務局長	松村 大君

---

●事務局職員

事務局長	草川 博昭	書記	水越 いづみ
書記	高野 利人		

---

●会議の次第

(午後 1時00分 開議)

○議長（小坂直親君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第3号により取り進めます。

これより日程第1、上程各案に対する質疑を行います。

初めに申し上げます。

質疑にあつては、議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求めるもので、議題の範囲を超えて、また一般質問にならないようご注意ください。

通告に従い、順次発言を許します。

12番 岡本公秀議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

それでは、議案質疑ということで、まず最初に議案第1号の亀山市鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源を守り継ぐ条例の制定についてという新しい条例の制定に関して、岡本が質疑を行います。

まず、本条例の制定する意義は何ぞやということで、このことに関してまず最初にお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

12番 岡本公秀議員の質疑に対する答弁を求めます。

佐久間生活文化部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

この条例の意義でございますが、鈴鹿川等の源流域につきましては、水源の涵養並びに土砂流出の防止等市民の暮らしを支える公益的機能を有しておりまして、また先人たちが時代を越えて過去から脈々と受け継いできました鈴鹿川等の源流域の自然環境や歴史的資源につきましては、今後も亀山市のかけがえのない財産として守って次世代へつないでいくために、今回、条例をつくって、しっかり取り組んでいきたいという思いでございます。

この条例をつくることによりまして、亀山市のこの姿勢を市外の人にも知っていただくとともに、市内にお住まいの皆さんや事業者の方にも改めて自然等の大切さをご認識いただくことで、市全体でこれらを守っていくという機運を高めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

確かに、我々国民の生活のやり方というのも、昔に比べたらかなりさま変わりして、昔は誰でも山へ結構入っていったもんですけど、別に山で商売するわけじゃなくてもいろんなことで、だけど最近山を所有しても、自分の山がどこにあるか余りつぶさにわからないとか、自分の山と他人さんの山の境界がどこかということも、持ち主であってもほとんど山に行かないからわからないというような方も、私を含めておるわけでございますけど、そういうふうな日本国民の生活のやり方が変わってきたから、結果的に昔みたいに、おじいさんは山へ芝刈りに、おばあさんは川へ洗濯にという時代じゃないんで、山の持ち主にそういったことをお願いするのが本筋かと思うんですけども、それができないような状況になってきたというのが大きなバックグラウンドですね。

まず最初に、現在のこういう鈴鹿川の源流域の森林、ほとんどが森林と申しますけれども、その森林に、ことしから初めて5,070万円の予算を使って整備を行うという計画なんですけれども、当該森林の現在の整備状況といいますか、現状というものを説明いただきたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

森林の整備状況ということでございますので、産業建設部でご答弁を申し上げます。

まず、亀山市の面積でございますけれども、1万9,104ヘクタールでございます。そのうち森林面積が1万2,034ヘクタールとなっております。市域の約63%が森林ということでございます。

条例第2条第2号で定義をいたします鉦区禁止地域の面積でございますが、1万1,506ヘクタールでございます。そのうちの森林面積は約1万ヘクタールとなっております。この地域内の森林整備状況でございますが、合併以降13年間で市が事業主体の森林環境創造事業、また、みえ森と緑の県民税市町交付金事業、林業事業体が事業主体となります国・県造林事業、林業生産活動支援事業、県が事業主体となります治山事業、災害緩衝林整備事業等によりまして、これまで延べ3,600ヘクタールの間伐が実施されておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

いろいろな事業主体が、いろいろと手を入れて、延べ3,600ヘクタールの間伐が行われたということでございますが、だけど全部の森林の面積と比較すると少ないもんですわね。それで、今回こういうふうな条例で、市が本格的に力を入れようかということと思うんですけども、森林といってもいろいろな持ち主がおられるわけで、伺いたいのは、市が税金、公金を投入して整備を行うんですけども、その対象である森林の中でも民間の所有している森林というものに対してはどのような扱いになるのか、そこをお示し願いたい。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

昨年5月に国におきまして、手入れの行き届いていない森林を市町村が主体となって公的に管理する森林経営管理法が制定されております。この法律におきましては、国・県・市の官が所有する森林のみならず、民間が所有する森林において、森林を適正に管理し、水源涵養機能や土砂流出防止などの森林の持つ公益的機能の維持・発揮を図っていくというものでございます。

本市といたしましても、平成31年度から、森林経営管理法に基づきまして新たな森林管理制度を運用して、手入れの行き届いていない民間の森林の整備を推進してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

民間の森林というのも、なかなか持ち主に任せておったんじゃらちが明かんということで、こういうふうに官民間問わず、そういうふうな整備をやっていただくということは、私はいいことやと考えております。費用もそれなりにかかりますけど、これは官のものやからやりますよ、民のものは自分のところでやってくださいよと、そんなことを言うておるような状況じゃないわけですよ、時期的に。

次に、質問の3で関係行政機関との協力についてと書いてはあるんですけど、これは私が聞きたいのは、国とか県、そういった機関が、要は亀山市等が行うこういうふうな森林整備事業に、どれぐらい協力をこれからしていただけるのであろうかという見込みですね。最初は国や県も、簡単に言うとお金を出してくれたけれども、いつの間にやらそれが先細りになって、亀山市が一生懸命やって、2階に上がって、はしごを外されたような形になると、これももたんですわね、市の財政が。そういうことを思うと、国や県がこれからどのぐらい森林整備に継続的に市を助けて補助していただけるかということに関して、その見込みをお尋ねいたします。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

森林整備に対します国・県の補助金が減額している中で、現在の国・県の姿勢ということでございますけれども、国におきましては、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保するという観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設する法案をこの第198回の通常国会に提出しておるところでございます。

また、県におきましては、平成26年度に、災害に強い森林づくりや県民全体で森林を支える社会づくりを目指すために、みえ森と緑の県民税が創設をされております。

このように、現在国が創設を進めている新たな税、また既に創設されている県税、これらが今後、市町村へ交付されるということになっておりますことから、本市の林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を両立させ、次世代へ豊かな森林を引き継いでいけるような措置がとられていると考えておまして、本市も国・県の制度をしっかりと活用させていただきまして整備を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

先ほどの答弁のように、国も県もそれなりに森林関係の整備に資金援助といいますか、補助金という形で市を後押ししていけるという見込みがあるんやったら、それは非常に喜ばしいことであるし、またそういうのがなくて市単だけでやれというのもきつい話ですから、できるだけ国や県の援助というのを私は期待したいと思います。

そして、最後でございますが、区域内における規制というて、私の考えておる規制というのはどうということかという、新聞なんかにもよく載りますけれども、外国人が水源地とかいろいろな日本国内で不動産を手に入れて、それが地域によっては問題となっておることがあるわけですけれども、亀山市も、こうして鈴鹿川の源流域、こういった地域にお金を入れて一生懸命整備するのは非常に喜ばしいことですが、この土地を外国人が購入して持っていかれてしまったりとか、それではせっかく水源地を整備しても、何のためにしたんやということになりかねんのですけれども、そういうふうな歯どめといいますか、せっかく手を入れてやっていこうという土地を外国人が横から買っていくというような、こういうことに関しての歯どめといったものはあるんですか。ないんですか。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

市域の約63%を森林が占めておるわけなんです、それは市民の共有の貴重な財産である水源地ということですので、将来にわたって守り続けていく必要がございます。しかし、林業の低迷による森林所有者の森林への関心の低下や、山村の過疎化、高齢化に加え、他県では、先ほどおっしゃいましたように、外国資本等による森林の取得事例もございまして、水源地域の荒廃や目的が不明確な森林所有の増加が危惧されておるところでございます。

幸い本市ではそのような事例はございませんが、対策といたしまして、森林環境創造事業により、森林所有者から認定林業事業体に委託された森林を公共材として位置づけて市と管理協定を締結して公的管理する制度や、県の保安林制度、また開発する森林の面積が1ヘクタールを超えて開発行為を行う場合には県知事の許可を受ける林地開発許可制度がございますし、また平成27年度には県において水源地域の保全に関する条例も制定されております。また、今回の条例でも、大規模な森林伐採等の行為についても規定してございますので、これらを運用することで一定の歯どめになるものと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

私は、せっかく整備した水源地が、そのような目に遭うことを危惧しておるわけでございますが、先ほどの答弁によると、いろいろな網がかぶさるみたいですので、そういうふうなおそれも余りないんかなと安心をしております。地元の方だけでは、昔のように自然の状態を守っていくことがなかなか難しい現状でございますので、私はこの事業に大きく期待をするところであります。

議案第1号に関しては、質疑はこれで終了いたします。

次に、2つ目の議案第11号亀山市国民健康保険税条例の一部改正について、この条例について質疑を行います。

まず、新しい制度では、保険者というのは、昔は各市町が保険者であったわけですが、今回は県が一元的に財政のことを把握して、県が各市町へ、あなたの自治体はお幾らですよという金額を通知して、各市町はそれに合った金額を被保険者、国民健康保険に入っておられる方ですね、そういった方から集めてきて県に納めるという制度で、これが最近の新しい制度ですけれども、今年度の亀山市が県に納める、県から納めてくれと申し述べてきた金額はお幾らでしょうか。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

まず最初ですので、少しこれまでの国保の財政の経緯とか、その辺も交えて説明させていただきます。

亀山市におきましては、平成22年度以降、税率を据え置いておまして、この間、被保険者の高齢化が進行いたしまして1人当たりの医療費が増加しておるほか、後期高齢者医療制度の医療給付費を支援する後期高齢者支援金や介護保険の2号保険者として保険税を負担いたします介護納付金の増加等によりまして、年々厳しい財政状況となってきております。そのため平成29年度、昨年度には赤字を補填するために一般会計から法定外繰り入れを行いましたし、この状況は新しい制度となりました今年度になっても変わらず、2年連続で法定外繰り入れを行わざるを得ない状況となっておりますのでございます。

そのような中、市が県に支払う31年度の納付金につきましては、先ごろ県から示されておまして、その額は11億5,469万円ということで、今年度、30年度よりも1,870万円ふえておるところでございます。先ほども申し上げましたとおり、現状でも国保会計が歳入不足である中で来年度の納付金の上昇を考えますと、現行の保険税率のままでは、さらなる財源不足が生じることが見込まれているところでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

そうしますと、31年度は県から提示された納付金が11億5,469万円と、そういう金額の請求が来るわけですね。もしも現行の税率で、こういった税の上げということなくして今までどおりやると、結果的に財源不足が生じると、そういう見込みでおられるらしいですけれども、その財源不足の金額、幾ら足りませんよ、今のままでいくとね。それは幾らですか。幾ら足らん見込みをされておりますか。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

現行の税率で試算いたしますと、約8,300万円財源が不足することが見込まれているところでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

そうしますと、今のままでいくと、8,300万円不足の見込みであるということですが、今回、新しい税率で皆さん方から徴収すると、具体的に、8,300万よりも少ないということはないと思うんですね。幾らぐらいいけそうですか。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

賦課総額で10億4,400万円ほどになります。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

総額で10億幾らということで、県に納付はできるということですよ。

それではちょっと伺いますが、先ほど部長のほうがおっしゃいました法定外繰り入れですけれども、平成29年と30年の法定外繰り入れの金額は幾らだったか教えてもらえますか。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

平成29年度におきましては、歳出に見合う歳入を確保することができず、一般会計から5,800万円の法定外繰り入れを行いました。30年度におきましても、まず9月補正におきまして、平成29年度の国庫負担金等のほうの確定によります返還金というのがございまして、その財源不足に対しまして1,487万3,000円の法定外繰り入れを行いましたし、この議会に提出しております3月補正予算におきましても、歳出に見合う歳入を確保することができないということで4,000万円の法定外繰り入れを計上しておりますので、平成30年度における法定外繰り入れの見込みは合計で5,487万3,000円となり、29年、30年の2年間で合わせますと1億1,000万円を超える額を一般会計から繰り入れするという厳しい状況となっておりますのでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

確かに国民健康保険というのは、構造的にも苦しい状況ということをよくわかっておるんですけども、私たちも市民の方から保険税の率を上げるという話でちょこちょこ尋ねられたりするときに、どのくらい上がるのかということをお教えくださいと言うんですけども、国保の金額というのは、収入とか家族構成、その家族構成でも家族の年齢がまたばらばらで、いろいろあるわけですね。だから、千差万別で、一口に何%上がるとか、そういうふうなことは甚だ言いにくいと思うんですよ。だけど、例えば新聞社によっては、ならしてという表現と申しますか、9.何%とか、10%とか、そういうふうな表現が用いてある報道機関もあるわけですよ。それで私もちょっと、えらいこういうふうなことを尋ねても答弁に困るかわからんけど、余りにも多岐にわたっているから。簡略に言うと、大体何%くらい上がるんですかと私らが尋ねられたら、大体1割くらい上がりますととかいうふうな、当たらずと言えども遠からずといったような表現くらいしかしようがないんですけどね。そういうふうな物の言い方で結構ですので、大体何%くらいを見ておけばいいんで

すかね。人によって違うのは間違いないんですけどね。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

先ほどおっしゃいましたとおり、国保にご加入の世帯はそれぞれでございまして、状況により皆さん金額が異なるものでございますので、あえて大きくくりにして申し上げますと、今回の税率改正案でのシミュレーションでは、国民健康保険に加入する全世帯における平均保険税額は年間で15万5444円で、現行と比較いたしますと9,674円、6.87%の引き上げとなる見込みでございしますが、ただこれについては介護分を含んでおりませんので、介護分と申しますのは、40歳以上64歳までの介護保険第2号被保険者が加入する場合がございますが、そういう世帯における平均保険税額を申し上げますと年間17万6,229円で、現行と比較いたしますと1万5,585円、9.7%の引き上げとなる見込みでございします。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

そういうふうな9.7%、大体1割ぐらいのアップと、そういうふうな腹づもりでおったら、大きく外れることもないしというような感じですね。

最後に聞きたいんですけども、いろいろ物入りがたくさんあって、収入の少ない方というのが今は非常にきつい話ですけども、国民健康保険税の軽減というのがありますね、7割軽減、5割軽減、2割軽減というの。その軽減率の拡大というのを、また何かやろうかというような心づもりがあるのか。また、その軽減に該当する人の収入レベルを上げることによって、該当する人がふえてきますわね。この前まで軽減には当たらなかったけれども、今度は軽減の部類に入るとか、そういうふうな国保税の軽減の拡大ということに関しては、何か変更とか、そういったことはございしますか。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

国民健康保険におきましては、全ての被保険者がひとしく保険給付を受けることができますことから、応益負担と申しますけど、被保険者均等割と世帯平等割の定額の保険税を負担していただいております。その一方で、先ほどおっしゃいましたとおり、所得の低い世帯につきましては、応益負担としての保険税負担が重くなりますことから、一定所得以下の世帯につきましては保険税を軽減する措置が講じられております。

具体的には3つの軽減がございまして、1つ目は世帯主並びに世帯に属する被保険者等の前年中の総所得金額の合算額が33万円以下の世帯につきましては、均等割額と平等割額の7割が軽減になります。また、総所得金額の合計額が33万円に加えて、同一世帯の被保険者の人数に27万5,000円を乗じて得た額を合わせた金額以下の世帯は、均等割額と平等割額の5割が軽減になります。そして、総所得金額の合算額が33万円に加えて、同一世帯の被保険者の人数に50万円を乗じて得た額を合わせた金額以下の世帯につきましては、均等割額と平等割額の2割が軽減され

るという制度になっております。この保険税の軽減額につきましては、県と市が共同で負担する保険基盤安定制度により補填されますことから、制度を超えて軽減割合を拡大することについては考えていないところでございます。

なお、この範囲の拡大ということでございますが、2割、5割、7割の軽減がございますけど、2割と5割の軽減の対象となる世帯の所得基準につきましては、平成26年度以降、毎年改正が行われておりまして、平成31年度の税制改正におきましても軽減措置の対象が拡大される予定と伺っているところでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

できれば、こういった収入の少ない方に対する軽減を拡大する、所得基準を拡大するわけですね、そういうことはやっていただきたいと。国民健康保険というのは、制度的に加入者の方が、無職の方とか、高齢者の方とか、昔みたいに、商売人とか、職人さんとかがだんだん減っていく以上は、そういった方がだんだん減ってきて、結果的に、構造的に非常に苦しい状況であるということは皆さんご承知のことですので、これを運営していく以上は、市当局のほうもそういったことを十分留意した上でやっていっていただきたいと思います。

以上で、私の議案質疑を終了いたします。どうもありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

12番 岡本公秀議員の質疑は終わりました。

次に、16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

通告に従い、質疑をします。

まず、議案第36号亀山市都市マスタープランの策定についてであります。

都市マスタープランは、亀山市の都市づくりの基本理念や土地利用及び道路、公園などの都市施設整備に関する基本方針を定めるもので、第2次総合計画に次ぐ市の重要な計画であります。このため、議会では議会基本条例を見直し、議会の議決事件に新たにこの都市マスタープランを追加いたしました。

今回の都市マスタープランは、目標年次をおおむね10年後の2027年とし、大きな都市の方向性が変化することがあれば、この計画を見直すというふうにしております。まず、この計画の策定に当たり、全計画の評価と課題を明らかにしております。その総括の中で、都市の拠点機能強化及びまとまりのある居住地の形成の課題では、市街地の拡散に歯どめがかかっていないということで、用途地域外の開発比率の増加と既存住宅地の人口減少を上げております。つまり、市の北東部で子育て世代向けの宅地開発が進んで、中心市街地では人口が減少していると、こういう市街地の拡散に歯どめがかかっていないということを言っているわけです。

そこでまず、市街地の拡散に歯どめをかけるために、このマスタープランではどのような手だて、対策を講じられているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

16番 服部孝規議員の質疑に対する答弁を求めます。

草川産業建設部参事。

○産業建設部参事（草川保重君登壇）

亀山市の土地利用につきましては、これまで農地法や森林法による土地利用規制のみで、農用地や保安林以外にはほとんど開発に制限がなく土地利用の自由度が非常に高いことから、用途地域外で小規模な宅地開発など活発な土地利用が行われ、都市の拡散につながっているものと総括をいたしました。

そのようなことから、本計画では、適切な土地利用の誘導を重点項目である戦略方針の一つとして捉え、取り組むこととしております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

余りよくわからなかったんですけども、まずこのパネルを見ていただきたいと思います。

これは、2月21日に産業建設委員会に出された資料であります。洪水ハザードマップの浸水想定区域への開発許可の状況という地図であります。これは、そのうちから椿世町の椋川流域での開発許可がおりた37区画の宅地分譲の地図であります。ご存じだと思いますけれども、1号線、高架になっておりますけれども、この下を市道椿世道線が走っておりまして、306号線に通ずるようになっています。こちら側は椋川が流れております。ちょうど椋川と市道椿世道線の間のところであります。

この地域というのは、皆さんご存じですけれども、雨が少し降ると避難勧告・避難指示が出る地域であります。このハザードマップそのものの説明ですけれども、これよりもっと下の椋川と鈴鹿川の合流地点、ここで鈴鹿川の堤防が決壊したという想定で浸水を想定しております。そういう下流部での堤防の決壊であっても、椋川のここは2メートルから5メートル浸水するというのが、このハザードマップで示されているわけであります。

こういう常時避難勧告・避難指示が出る、ハザードマップでも2メートルから5メートル浸水すると言われている地域に宅地を37区画も開発する、そのことが許可がされてしまうという、このことなんですね、問題は。私は例として出しましたが、こういうところまで開発が許可されてしまうんですよ、今の現状は。だから、歯どめがかからない。ここの問題が私はあるんじゃないかと思えます。

今回のマスタープランの特徴というのは、亀山市にふさわしい土地利用制度というものを打ち出され特定用途制限地域の運用を検討するということと、それから市民参画による土地利用制度の仕組みづくり、こういうものを掲げられております。このうち特定用途制限地域の運用検討では、都市機能誘導区域外への都市機能、簡単に言うと、都市の生活を支える医療、福祉、子育て支援、教育、文化、商業、こういうようなものを都市機能と呼ぶんですけども、都市機能誘導区域外へ都市機能の拡散を抑えるということで、特定用途制限地域の運用について検討するということが打ち出されております。

そこでまず、5年間で運用検討とされていますけれども、5年の間にこの制度の運用が始まるというふうに理解していいのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川参事。

○産業建設部参事（草川保重君登壇）

今回の都市マスタープランにおきましては、前期のまず5年の段階で運用に向けての検討をさせていただいて、その後、その活用の方を検討していきたいと考えてございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

例に挙げましたけれども、こういう開発ですね、こういうものが規制できるような手だてとなるのかどうか。この辺についてはいかがですか。

○議長（小坂直親君）

草川参事。

○産業建設部参事（草川保重君登壇）

今回の都市マスタープランにおきましては、亀山市立地適正化計画の居住誘導区域及び都市機能誘導区域を反映した形にしておりますので、今回のように例でいただきました椋川の範囲につきましては居住誘導区域外になっておりますので、それらに基づいた土地利用の抑制等は、ある程度全体の調査の中で検討していく一つの項目になるかと考えてございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

居住を誘導する地域を立地適正化計画の中で指定していると。だから、椋川のこのエリアは、居住誘導地域に入っていないんですね。だから、当然ここは居住誘導地域ではないんで、こういうところに宅地開発はだめですよという、いわゆる発信はできるということですよ。やはりこういうところをきちっと条例等で整備しないと、結局、開発がどんどん進んでいくということになるんで、そこらは実効性のあるものを求めていきたいと思います。

もう一つは、市民参画による土地利用制度の仕組みづくりという問題であります。これは、今言われた居住とか都市機能誘導区域外へ住宅開発を含めた市街地の拡散を抑制するための仕組みづくりだと言われています。具体的にどんなものを考えてみえるのか。よくわかりにくいですね。市民参画による土地利用制度の仕組みづくり、これはどういうものを言われるのか、この辺の中身についてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川参事。

○産業建設部参事（草川保重君登壇）

特定用途制限になりますと都市機能の物の抑制という形になりますけれども、住宅に関して、宅地に関しての規制は特定用途制限ではできませんので、それにつきましては地域の自主条例というふうな形で検討をしてみたい。その検討の段階においては、地域の人の意見も聞きながら、そういうような形の方向で検討をしてみたいと考えてございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

特定用途制限地域というものもそれなりに有効なんですけれども、宅地開発そのものを規制することはできないという問題点があるということですね。それを補う意味で、市が条例を制定して、その条例でもって規制をしようということだと思います。

ぜひ、その中で考えていただきたいのは、今回の開発の問題、産業建設委員会で聞きましたけれども、やっぱりハザードマップの問題が開発の許可に全然関係していないということですね。というのは、ハザードマップというのは、災害が起きた場合に、あなたの住んでいる地域がこうなりますよということをお知らせするわけですよ。だから、注意してくださいよ、危険ですよと言うわけですよ、ハザードマップ。つまり、このエリアは2メートルから5メートル浸水するというんですよ。そういうことを市がハザードマップで住民に訴えているわけですよ。そこに宅地開発をするのもオーケーですよと市が言うわけですよ。これは矛盾しているわけですよ。危ないですよ、危険ですよと言いながら、宅地開発はやってください、よろしいですよと言うんですから、そういう矛盾がないようにしなきゃならないと思います。

例えば、私の考えですけれども、条例をつくる時に、ハザードマップを考慮する、つまりハザードマップで指定されているような浸水地域については許可の段階で歯どめがかかるような、そういうような仕組みをつくれないうことなんですけど、その点についていかがですか。

○議長（小坂直親君）

草川参事。

○産業建設部参事（草川保重君登壇）

ハザードマップのようなものの規制ということでございますけれども、宅地が全てのものでなくて、宅地の上に要するに住居が建つわけでございますので、浸水域が2メートルなり3メートルあるということであれば、それなりの盛り土の構造にしたりとか、宅地を少しかさ上げするとかという対応もありますので、それらを踏まえて、そこにそういうような建物がいいのかどうかというのは、そのときの判断ということになります。

市といたしましては、当然、申請があったときには、その地域はハザードマップでどれぐらい浸水する箇所ですよ、ですから購入する人に対しては、そういうふうなことを申し添えてくださいよということと、ハザードマップでございますので、流末には河川がございますので、河川管理者ともしっかり協議して了解をいただいでくださいというふうな条件を付しておりますので、そのあたりで対応してまいりたいと考えてございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

自治体がなかなか規制するというのは難しい面もあるんですけど、最大限知恵を出してやっていく必要があるんだろうと思います。

次に、都市施設整備の方針の中で、市庁舎の整備という項目があります。これは、こういうふうに書いていますね。具体的な建設の位置については、新庁舎建設基本計画において検討しますというふうに書いてあります。しかし、立地適正化計画に反するのではないかと私は思うわけですよ。立地適正化計画というのは、鉄道駅を中心とした既成市街地へ都市機能、つまり市役所のような機

能、こういうもので人口誘導によるコンパクトなまちづくりをするんだということを言っているわけですよ。つまり、現在も亀山市役所は都市機能として誘導区域内にある。だから、区域内にあるものを区域外に出すこと自体、立地適正化計画に反するんですよね。ところが、建設地はまだ未定だと、それは基本計画のところで決めますからと、ほかに委ねているわけですよ。おかしい。立地適正化計画で庁舎は区域内になければならんというふうにならなくておきながら、市役所はどこでも結構ですよ、検討してくださいというようなスタンスは私はおかしいと思います。だから、もし書くのであれば、まず立地適正化計画で鉄道駅を中心とした市街地に建てるというのをまず書いて、もし建設位置がそれ以外のところになったら、立地適正化計画を見直すとか、そういう筋道でやるべきやというふうに思うんです。

このことについては、私も都市計画審議会の委員をしていますけれども、附帯意見ができました。その附帯意見には、市庁舎やリニア中央新幹線停車駅の位置が決定するなど、都市の将来にとって大きな影響を与えることが今後想定されるので、適切に本計画の運用及び見直しを行うこと。つまり、庁舎とかりニアとかいろいろ今後出てくる問題がある。そのときにはちゃんと見直しをしなさいよと。その条件をつけて、このマスタープランをということやったんですね。

だから、そういう意味でいくと、この庁舎も、本来筋としては、立地適正化計画に基づいて中心市街地に建てますよというのをちゃんと位置づけして、もし建設位置がそこから外れてしまう場合になったときは、立地適正化計画そのものの見直しをかけるという形で整合をとるといって、これが私は本来の筋ではないかと思うんですけれども、その点についての見解をお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川参事。

○産業建設部参事（草川保重君登壇）

市庁舎の整備につきましては、前回の議会のときにも回答をさせていただいておりますけれども、行政サービスの提供や防災など行政の中心拠点になる施設であり、原則、亀山中央都市機能誘導区域内に誘導すべき施設と考えておりますが、現在、新庁舎につきましては、別途、検討の委員会の中で検討がなされているところでございますので、そういうふうな記載にさせていただいたところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

立地適正化計画からいうと、まずは立地適正化計画で中心市街地と言っている以上は、そういう書き込みをすべきだということだけ言っておきたい。

次に移ります。

議案第23号平成31年度亀山市一般会計予算についてであります。

まず、債務負担行為の図書館保留床購入費22億円です。新しい図書館は再開発ビルに入るので、このビルは組合が施行し、市は床を購入するという形になります。この床を2020年度と2021年度の2年度にわたり購入するため、債務負担行為として計上されています。いわば将来の支出を約束する予算であります。

図書館の床の購入費については、これまで13億円というふうにしておりましたが、今度の基本

設計で9億ふえて22億円になっております。

そこでまず、なぜ9億円ふえたのか、この点についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀山教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（亀山 隆君登壇）

図書館の保留床購入費につきましては、近年の物価上昇や地下駐車場の確保、さらには交付金の適用範囲拡大のための備えつけ書架の確保、昨年7月に策定いたしました図書館整備基本計画の具現化に係る機能付加等により増加したものでございます。

図書館が入る駐車場を含む公益施設の取得費といたしまして、平成28年度に13億円とお示しいたしましたが、これは平成28年3月に作成されました亀山市公共施設白書による社会教育施設の1平方メートル当たりの更新単価40万円に、専有面積3,000平米を乗じた12億円に、駐車場分として1億円を加えたものでございます。今回、基本設計をもとに、近年の同等施設等の工事単価を参考に、1平方メートル当たりの単価を47万円とし、地下駐車場を含めた専有面積4,682平米により22億円としております。現時点の保留床の取得につきましては、基本設計における概算事業費であり、今後、実施設計や設計に基づく備品購入費等によるさらなる事業費の精査を図るものでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

今、いろいろ言われましたけど、要は地下駐車場なんですよ、大きいのはね。この地下駐車場をつくるがために、9億円ふえるんですよ。亀山市のような土地柄で、地下駐車場をつくらなきゃならんような施設というのはまず考えられませんか。十分に土地がとれますから、平地で。だから、駅前に何としても図書館をつくらなきゃならんから、あの狭い土地に、地下駐車場にしなきゃならんのですよ。9億余分にかかるんですよ。そのこと自体が駅前に図書館を持っていく問題がやっぱりあるということですよ。9億円かかるんですわ、余分に。そういう問題です。

この22億円の内訳を見ますと、国の補助金が半分ですよ。残りが市ですよ。自己資金が5,500万となっています。単純に計算して、市の負担が9億の半分として4億5,000万ということですよ。国が半分、市が半分ということで、増加分の半分の4億5,000万が市の負担増になるということですよ。やっぱり財政が厳しいと言いながら、こういうところにはぼんと金を出すというね。私は本当に信じられないですけども。

問題は、今言われた床の値段、単価なんですよ。これは特別委員会に出されましたけど、まず図書館の床は47万円なんですよ。マンションですね、共同住宅、ここの権利床、つまり地域の権利者の人が移り住むところは36万3,000円。それから、売りに出されるマンションですわね、これの床は31万2,000円なんです。つまり、図書館は47万円、民間がマンションとして売り出す床は31万円、この差何と1平米で16万円差があるんですよ。この辺のところ、本当に単価の計算が一体どうなっているのかということですよ。この床が47万円というふうに計算されていますけれども、本当にそうなのかという。

例えば、こういう議論もあるんですよ。建物というのは、1階・2階は出入りがしやすいんで当

然単価が高くなる。3階・4階になると、出入りしにくくなるので単価は安くなる。こういうことも言われています。また、駐車場に関しては全然別個ですわね。いろんなものをつけなきゃならない、地下を掘ってするわけですから。だから、単に図書館のスペースとして床を買うという問題と、駐車場も含めた床のあれとは別になると思う。だから、その単価が一体どんな計算になっておるのか一遍出してくださいよ。そんな漠とした平米当たり47万掛ける面積で22億ですわと。そんな井勘定みたいなのはだめですよ。だから、例えば1階、2階、3階、4階で、それぞれ一体床の単価は幾らになるのか。それから、地下駐車場は一体幾らになるのか。それぞれ一遍出してください、積算。

○議長（小坂直親君）

亀山参事。

○教育委員会事務局参事（亀山 隆君登壇）

図書館の保留床購入費の概算でございますけれども、当初お示しいたしました13億円というのは、亀山市公共施設白書、平成26年度でございますが、これにより算出をしております。この白書の単価は、平成23年3月に財団法人自治総合センターにより公表された地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告の更新単価を利用しております。平成23年当時から現在までの建築単価上昇等を20%といたしますと、13億円に1.2を乗じた15億6,000万円となります。さらに、国庫対象となる一部の備えつけ書架等1億6,000万円を追加いたしますと17億2,000万円になります。これに地下駐車場分4億8,000万円を加えますと、22億円となるものでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

私が聞いたことと違いますけどね。地下駐車場が4億8,000万、22億のうちの4億8,000万ということですね。この辺の問題は大きいんですよ、駐車場はね。大きなウエートを占めています。

もう一つお聞きしたいのは、マンションも駐車場がありますね、地上部分に。これは当然、図書館と同じように建物の中に必要なスペースとして駐車場があるわけですから、当然マンションにも駐車場の分を上乗せした床単価になっておると思うんですけども、この36万とか31万という金額のうちで駐車場の分がどれだけなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀淵産業建設部次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

マンションの部分の駐車場の単価ということでございますけれども、今現在、まだ実施設計等も行われておりませんし、そういう中でまだ詳細な単価等についてはお示しする段階ではないというところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

それはおかしいでしょう。図書館は出たんですよ、4億8,000万と。なぜこっちは出ないんですか。詳細設計はしていませんよ、まだ。それでも図書館は出たんですよ。あれだけとうとうと言われましたよ。何でこっちは出ないんですか。おかしいでしょう。一緒のレベルでしょう。もう一度。

○議長（小坂直親君）

亀渕次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

図書館の地下駐車場につきましては、図書館の地上部分と一体化しておりまして、近傍の建物、要は類似建物と同額の47万円という単価をもって、全体として計算して出しておるような状況でございます。

また、マンションにつきましては、やはり三十数万円というところでございますけれども、これについても全体としての金額としてお示しをさせていただいております。今後、中身の詳細な設計をした中で、平面駐車場の平面の部分の工事費等も詳細に反映してくるのではないかなというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

どうも答えがしにくいみたいですね。図書館も平米47万と出ているんですよ。マンションでも同じ数字が出ているんですよ。一方は、地下駐車場の部分は4億8,000万と出たんですよ。なぜ出ないんですか。おかしいでしょう。あなた隠しているわけですよ。言わない。そうとしかとりようがないですよ。出るはずですから、同じものを出しているんですよ。平米当たりの単価も出し、しているわけでしょう。それから、設計も出しているんですよ。駐車場の広さもあるわけですよ。それで、一方は金額が出るのに、一方は出ないと。こんな答弁はありませんよ。

議長、ぜひ資料を求めたいと思いますので、よろしくお取り計らいいただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

議会運営委員会で相談します。

○16番（服部孝規君登壇）

次に、もう一つの亀山駅整備事業4億5,837万円についてであります。これも時間が限られていますので、道路ということで絞ってお聞きします。

今回、1ブロックの道路を拡幅するというような、市道御幸1・6号線の用地測量と詳細設計640万円。これは国の補助金がありません。全て市負担ということですね。それから、この道路に係る費用はこれだけではないんですけれども、総額は出ておりませんし、いつ完成するかもわかりません。

それから、もう一つは3ブロックと4ブロックの間に御幸8号線という道路を今工事中ですけれども、そこと駅前広場とを結ぶ非常に狭い御幸7号線、この道路についても拡幅工事、用地測量と補償算定で660万円が計上された。これについても、国の補助金がなく、全て市負担だというふうになっています。これもやっぱり総事業費やら完成年度というのは示されておられません。

そこで、まずこの計画道路、市道御幸1・6号線と御幸7号線に係る総事業費が幾らになるのか、

それから完成予定時期はいつになるのか、これをお示しいただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀渕次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

既成街区の有効活用されていない土地の中に道路をつくる部分でございますけれども、まず御幸7号線でございます。この御幸7号線につきましては、1次の実施計画から2次の実施計画へ移りまして、来年度から3年間で事業の予定をしております。距離といたしましては約100メートル、1億3,400万円が総額でございます。3年後、この市街地再開発に合わせて完成予定というふうにしております。

また、御幸1号線・6号線でございますが、同じく延長170メートルの道でございますけれども、これにつきましても33年、要は3年間で完成を目指しております、1億700万円程度を見込んでおります。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

トータルで3億円ということであります。現在まで、いわゆる2ブロック、駅前広場、それから亀山駅前線、合わせて68億という数字が出ておりますけれども、これにまだ3億ふえるんですね、この道路だけでも。ということですね。

この計画が出されたときから、ずっと議会のほうが言っているのは、総事業費は一体幾らになんのやと。1ブロックから4ブロックまでやって、一体幾らになんのやと。それから、どれぐらいの年月がかかんのやということを聞いていますけれども、いまだにそれは出ていないですよ。少なくとも、今後、道路以外にも駐輪場をつくる、それからバスの滞留所をつくる、バスバースですか、こういうものをつくるのか、さらに聞くところによると、駐車場も1ブロックの中に必要になってくるんじゃないかというようなことも言われています。こんな形でどんどん広がっていくんですよ。そうすると、駅前の再開発に一体幾ら亀山市は使うつもりなんやという議論がやっぱり出てくるわけですね。だから、こういう今後のわかっているだけでもどんな工事が予定をされておって、どれぐらいの予算がかかり、いつごろに完成するのかというのを示すべきだと思うんですけど、その点についてはいかがですか。

○議長（小坂直親君）

亀渕次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

市街地再開発事業の事業計画書によりますと、市街地再開発事業は66億8,200万円ということでございます。それ以外の事業についてどうなんだというお尋ねでございますけれども、市街地再開発事業以外の整備事業につきましては、平成29年度から着手しております4Aブロックにおける優良建築物等整備事業、共同住宅を4Aブロックで建設しておる事業でございますが、民間事業でございます、これの事業に対しまして補助金として総額6,600万円を予定しております。この事業については、平成31年度内、来年度内には完成するというところでございます。

また、既存街区の有効に活用されていない空き地の活用や老朽化した建物の建てかえ等を促進し

ながら街区の再生を図る目的として、まず道路整備を市が平成31年度から33年度の第2次実施計画の期間中で、市街地再開発以外の市道整備等として約5億円の事業を想定しております。この5億円につきましては、先ほど申し上げましたとおり、御幸8号線、御幸7号線、御幸1号・6号線、また駐輪場の西の部分、東の駐輪場の部分、またバスバースの部分を加えて、そのような概算になるものと考えております。

また、そのほか、1ブロックにおいて駅利用者の立体駐車場等が考えられますが、権利関係者により現在検討中でありまして、事業主体も民間でやるのか、また民間の個人でやられるのかという部分も確定しておりませんので、まだ事業費等については未定でございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

口頭で言われましたけれども、ぜひこれも資料を出していただきたいと思います。

最後に、全員合意ができていない中で、こうやってどんどん事業が進んでいくんですよ。これがなければ、そこでとまってしまうということを再三言われるわけですよ。権利変換の時点で全員合意がなかったら、とまってしまふんだということを言われるわけですよ。ところが、そういうことを言いながら、どんどん事業は予算を組んでいく。一体どう考えているのかというのが私はわからないですよ。つまり、全員合意がなかったら2ブロックは解体できないんです、建物を。建物が解体できなければ、事業はできないんですよ。そういうことがわかっておりながら、全員合意がないのに、次から次へと予算をつけていく。事業を進めていく。このことは一体どう理解したらいいんですか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀渕次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

前回からいろいろとそういうご指摘をいただきまして進めておる事業でございますけれども、その中でいまだに同意のできていない方が数名見えるという状況は、現在、そういう状況で変わっておりません。ただ、そういう中で、今現在、組合が先月24日に設立されまして、その中で今後は組合の活動として事業活動も非常に活発化してくるところでございます、その中で、今、同意をいただいている方につきましても、やはり丁寧な説明をして、また組合の方でいろいろなご相談にも応じながら、そういう部分で説明をしながら進めていくものというふうに考えておりまして、もう少しお時間が必要かなというところございまして、その分を時間的に解決できるように進めてまいるといことで、他の事業につきましては、それと並行して進めさせていただいておるとい状況でございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

やっぱりね、一旦とまったらどうですか。一旦立ちどまって、きちっと全員合意のための努力をする。そのことをやらなきゃ、こんな走りながら、全員合意がないという状態で走ること自体がおかしい。そのことを申し上げて、終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

16番 服部孝規議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時08分 休憩）

---

（午後 2時19分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番 森 美和子議員。

○10番（森 美和子君登壇）

きのうの代表質問に引き続き、きょうは議案質疑をさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。公明党の森 美和子でございます。

では、議案第10号亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてをお伺いしたいと思います。

まず、そもそもこの条例のもととなる法律はどのようなものなのかについて、お伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

10番 森 美和子議員の質疑に対する答弁を求めます。

井分健康福祉部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

平成30年6月27日、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正が公布され、市町村の政策判断に基づき、低い利率での貸し付けを可能とし、被災者ニーズに応じた貸し付けが実施できることとなりました。

また、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成31年1月30日に公布され、従来必要であった保証人について、保証人がいない場合であっても貸し付けができることとされ、償還について月賦償還を加えることとされたものでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

それは多分、法律の改正についてのご答弁をいただきましたが、もともとの法律というのが、災害によって死亡した場合の遺族に対して支給する災害弔慰金、それから災害によって精神的また身体に著しい障がいを受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金、こういったものが規定されたのがこの法律だと思います。先ほど部長がご答弁いただきました今回改正される条例の内容について、次にお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

先ほど議員がおっしゃいましたような趣旨にのっとったような形で、それを条例改正ということでございます。条例の改正内容についてでございますけれども、まず災害援護資金の貸し付けを受けようとする場合、保証人を立てることができることといたします。また、災害援護資金の貸し付けにおける措置期間の経過後において、延滞の場合を除いて、保証人を立てる場合は無利子に、保証人を立てない場合は、その利率を年1.5%に改めます。

次に、災害援護資金の償還について、これまで年賦償還、または半年賦払いとしていたものを月賦償還を加え、保証人に関する規定が削除されたことに伴う規定の整理をいたすものでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

今まで保証人がいないと借りることができなかつたんですが、保証人がいれば無利子で、いなければ有利子でというか利子をつけて貸すことができるということと、償還払いの場合、月賦でできるということが新たに設けられたということの説明だったと思うんですけど、次の災害援護金の貸し付けにおける利子の利率についてお聞かせ願いたいんですけど、国の基準は3%以下ということになっておりますが、今回、市として1.5%で提案をされております。その根拠、それから貸付限度額、据置期間、償還期間、そのことについてもあわせてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

少しご質問の順番とご答弁が違いかもかもしれませんが、お答えを申し上げたいと思います。

災害援護資金は、施行令において、まず10年を超えない範囲で償還期間を定めることとなっております。償還期間のうち3年の据置期間を設けられ、その間は無利子となります。その後、償還が始まり、今回改正により、保証人を立てる場合は無利子となり、保証人を立てない場合は1.5%の利子が生じるものでございます。

議員お尋ねの、まずこの1.5%の利率についてでございますが、市町村の判断で定めるものとされておりまして、本市は東日本大震災時の特例による災害援護資金の貸付利率を参考として設定いたしております。

また、福祉制度の貸付金利率、例えば生活福祉資金の貸付利率も、保証人を立てない場合は1.5%とされていることも参考にいたしました。

なお、先ほど議員おっしゃったように被災されて負傷されたり、生活再建など大変な時期において、その資金を借りる中で、有利子により償還できるのかというご懸念もあるかとは存じますが、本市においては、万が一にも災害援護資金の貸し付けを行う状況になった場合には、貸付時に被災者の方に寄り添いながら償還能力を十分に精査するとともに、無利子である保証人を立てることを検討いただくなど、適切な資金貸し付けに努めたいと考えております。限度額は350万円でございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

## ○10番（森 美和子君登壇）

今まで大きな災害時に、このことが適用されているんだと思うんですけど、非常に問題になっているのが、返済能力の厳しい被災者に対して貸し付けられるということで、返ってこないということが、なかなか償還することが厳しい、それから保証人を立てることも、亀山市は南海トラフ巨大地震が来ると言われている地域ですので、広範囲に災害が起きたときに、果たして保証人が立てられるのだろうか、そこも少し懸念というか、この条例が上程されたときに大丈夫なんだろうかという懸念がありました。調べたところ、そういった貸し付けに対しては、焦げつきというのか、なかなか返していただけない部分があるので、非常に厳しいというふうに書いてあったので、市町村の判断で3%以下で決められるというので、今、ご答弁をいただきましたけど、1.5%でいいのかなということを感じましたので、聞かせていただきました。

次に移ります。

議案第11号亀山市国民健康保険税条例の一部改正についてをお伺いしたいんですが、関連しますので、議案第6号亀山市基金条例の一部改正についてと議案第17号平成30年度亀山市一般会計補正予算（第5号）についても、あわせてお伺いをしたいと思います。

今回、国民健康保険税条例の一部改正を提案された理由についてお伺いしたいと思うんですが、今回の改正内容を読ませていただきますと、保険税方式の資産割を廃止し、基礎課税額の限度額を改正、また基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の税率改正、それから所得により減額される額の改正となっております。

まずお聞きしたいのは、大きくは税率改正が行われるということですが、この税率改正の議案を提案する時期についてであります。この税率改正が通れば、新年度から動き出すということですので、この提出時期は、本来は12月ぐらいに提案をされて、そして議論をして、予算がこの3月に上程されるという、そういう形にならなかったのか。周知期間も含めて、提案時期についての見解を求めたいと思います。

## ○議長（小坂直親君）

佐久間生活文化部長。

## ○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

今年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となりまして、市町村とともに国民皆保険の下支えをする役割を果たす仕組みとなりました。新しい制度では、都道府県が市町村ごとに医療費水準や所得水準に応じて国民健康保険事業の事業費納付金を決定しまして、標準的な住民負担としての標準保険税率を提示して、市町村はそれを参考に保険税率を定めて、被保険者の皆様に保険税を賦課することとなっております。ただ、県から次年度の納付金や標準保険税率が示されませんが、仮係数としましては11月に、そして確定係数が示されますのが1月になりますので、それをもとに保険税率を算定いたしますことから今定例会への提案となったものでございます。

なお、昨年度、県内でも伊賀市さんと松阪市さんが改定しているわけですが、伊賀市さんは第1回定例会、私どもでいいますと3月定例会、そして松阪市さんは2月定例会という状況でございました。

あと、周知期間につきましては、この保険税の第1期の納付期限が7月末でございますので、改正を認めていただきましたら、できるだけ早い時期に被保険者の皆様に周知してまいりたいと考え

ております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

納付金が決定するのが、仮が11月で、決定されるのが1月だから、3月になったということで理解をさせていただきました。

次に、国保会計の現状についてお伺いをしたいと思います。

先ほど岡本議員も質疑をされておりましたが、平成22年から税率改正をしていなくて、ほぼ10年たったわけですが、その間に国保の状況はどのようになったのか。決算状況、それから世帯数とか被保険者数の動向、それから収納率の推移とか医療費の状況などについて、お伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

22年度から現在までの状況ということですので、数字を交えて少しお時間をいただいて説明させていただきます。

まず、被保険者の状況でございますが、平成22年度には1万911人見えました被保険者は、当初、対前年比で0.数%ほどの減少であったものが、平成28年度は3%、また平成29年度には4%以上と近年大きく減少しておりまして、平成29年度には9,808人と、22年度から比べて10.1%減少しておる状況でございます。逆に65歳から74歳までの前期高齢者が被保険者全体に占める割合につきましては、22年度は36.8%であったものが、29年度には48.1%と、前期高齢者は被保険者の半分に迫るほどにまで延びておりまして、被保険者の高年齢化が急速に進んでおるところでございます。

被保険者の皆様からいただく保険税につきましては、収納率は年々伸びておるところなんです、収納額全体では22年度の税額改正から数年はふえておったんですが、25年度には9億1,357万円までなったところなんです、その後は被保険者数の大幅な減少等によりまして、29年度には8億2,722万円とピーク時から比べて9.5%減少しておる状況でございます。

また、1人当たりの医療費につきましては、平成22年度には30万7,490円であったものが29年度には37万2,644円と、22年度に比べて21.2%の大きな伸びとなっております。

また、高齢化の影響によりまして、後期高齢者医療制度の医療給付費を支援する後期高齢者支援金や介護保険第2号被保険者としての保険税でございます介護納付金も、22年度と比較してそれぞれ31.9%、14.1%の増となっております。

これらのことから、国保会計の歳入歳出差し引き額は25年度以降減少し続け、29年度にはついに赤字が見込まれましたので、これを補填するために一般会計から5,800万円の繰り入れを行い、今年度も歳入不足が見込まれますので、5,487万円の繰り入れを行わざるを得ない厳しい状況となっております。

それに加えて、今年度から始まりました新制度により、県納付金が来年度はまたさらに多くなるということでございますので、被保険者の減少を考慮しますと、現状の保険税率ではとても賄

えない状況となっておりますことから、今回、税率の改正をお願いするものでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

今、数字をそれぞれお示しいただきましたけど、被保険者数がどんどん減っていったら、それから前期高齢者がふえているという状況、それから収納率は上がっていて、当初、22年度には88.2%だったのが今は93.96%、これは29年度ですけど上がってきている。にもかかわらず収納額は減っているということで、きのうも少し議論がありましたけど、構造的に本当にもたないような状況になっているということが明らかになりました。また、医療費もどんどん上がっているということで、37万ほど1人当たりの医療費がかかっているということでお聞きをさせていただきました。

次に、国保税の算定方式の見直しについてお伺いをしたいと思います。

今まで亀山市は、保険税の方式としては、所得割、資産割、均等割、平等割の4方式を採用しておりましたが、新年度より資産割を廃止する3方式にするとなっております。この3方式にする理由についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

資産割の廃止につきましては、将来的に県下市町の保険税率の一本化を目指す県の国民健康保険事業費納付金が、所得割、均等割、平等割の3方式で算定されていること、また所得がない方にも資産割は課税されるため、所得が少ない世帯にとっては大きな負担となっておりますこと、そして合併時の保険税率の改正から段階的に資産割の率を下げていることなどから、今回、廃止するものでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

最終的には県一本化の県方式に持っていくということですので、この3方式になったということですけど、私は議員にさせていただいて国保のことを勉強させていただく中で、国保の担当の方から、亀山市は持ち家率が高いので4方式を採用しているというふうに聞いておりましたが、保険者として安定した財源である資産割を廃止するということは、保険者としてはお金がなくなっていくということにならないのかというふうにちょっと疑問に思ったんですけど、3方式になった場合の影響についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

亀山市の国民健康保険税の賦課額は、現在のところは所得割と資産割を合わせた応能割、そして均等割と平等割を合わせた応益割の合計額で算出しております。保険税の賦課総額につきましては、応能割と応益割が50対50になるのが標準割合とされておりますが、所得100万円以下の世帯

が約50%を占める亀山市の国保の状況から、資産割の廃止分をそのまま所得割に配分いたしますと、所得がある世帯の引き上げ幅が相当大きくなり、負担が一気に増すこととなります。そのため、一定程度応益割に配分することで、所得の少ない世帯は軽減制度によりまして増加分を緩和するとともに、中間所得層から所得の高い世帯の引き上げ幅についても、できるだけ大きくなり過ぎないように調整するものでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

次に、税率改正に伴う収支の見込みについてお伺いをしたいと思います。

今回、税率改正をされた後、どんな収支になるのか。少し岡本議員の質問の中にもありましたが、もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

今年度から新しい制度になっておりまして、県が市町ごとの納付金の額を決定し、標準保険税率も示されております。今回、私どもは県の示す標準保険税率を参考に保険税率を見直しておりますので、必要な収入は確保できるものと見込んでおります。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

確保できるということで、今、答弁いただきましたが、税率改正の時期について次にお伺いをしたいんですが、10年間、保険税率を見直さないで国保運営してきたわけですけど、本来、どれぐらいのスパンで改正をしていくべきなのか。私もそうですけど、被保険者側からすれば、税率改正して保険税が上がるということは本当にしんどいことですけど、今回のように上げ幅が大きくなりたくないために、どれぐらいのスパンで本来を見直ししていくべきなのかということはどういうふうにお考えなのか、税率改正の時期についてのご見解をお示しいただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

22年度から変えていないということで、毎年の決算状況を見ておりますと、歳入歳出の差し引き額がだんだん少なくなってきておりましたので、いずれは税率改正をしなければいけないということは見込まれていたとは思いますが、この30年度の制度改正も予定されておりましたので、その状況を見きわめてからということになっておったと認識しております。

ただ、この新しい制度になってからにつきましては、毎年度、県が市町ごとの納付金の額を決定して標準保険税率も示してまいります。私どもはそれを参考に次年度の収支について確認してまいりますので、基本的には毎年度検証していくこととなります。ただ、今回基金の積み立てもございまして、少なくとも32年度につきましては税率の引き上げは行わない予定でございまして、

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

県の動向を見て、32年度は上げないということでお聞きをしました。

それから、低所得者世帯に対する対応についてお伺いをしたいと思いますが、どんな対応があるのか、世帯数も含めてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

国保の被保険者には比較的所得の方が多いため、保険税負担が過重になることもありまして、これを避けるために一定所得以下の世帯には保険税の均等割と平等割の部分につきまして、7割、5割、2割の軽減をしております。平成30年度の課税データをもとにした数字で申し上げますと、7割軽減が1,322世帯、5割軽減が825世帯、2割軽減が706世帯で、軽減世帯の合計が2,853世帯となりまして、被保険者全体の5,623世帯のうちの50.7%が軽減対象に該当すると考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

半分の世帯が何かしらの軽減を受けて、あとの半分で支えているという、国保というのは本当にしんどい運営なんだということがわかります。

次ですけど、国による激変緩和措置というのが、県が責任主体になったときに言われていました。この激変緩和措置が6年間あるんだということで、この激変緩和措置をされているのに、今回、なぜ税率改正をされなければならなかったのか、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

亀山市の国民健康保険につきましては、先ほど申し上げましたとおり、被保険者の減少や高齢化の影響等によりまして年々厳しい財政状況となってきておりまして、平成29年度に続いて今年度も歳出に対する歳入の不足が見込まれまして、2年連続で一般会計からの法定外繰り入れで補填せざるを得ない状況となっております。

このように、新制度になる前から歳入が不足している状況でございますので、たとえ新制度に伴う激変緩和措置がなされても、財源が不足してしまうという状況となっております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

激変緩和措置をされても足らなかったから、今回の税率改正に至ったということでありました。

先ほど法定外繰り入れのことをおっしゃいましたが、その考え方についてお伺いをしたいと思います。平成29年度でいよいよ足らなくなったということで一般会計から5,800万、30年度、今回の補正予算で4,000万、合計5,487万円の法定外繰り入れがなされておりますが、

ずっと法定外の繰り入れをしないというふうに言ってきたんですけど、この29、30年度でやってきたということは、これからも一定程度の法定外繰り入れを行いながら運営していくのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

今年度から新しい国民健康保険制度が始まりまして、県が財政運営の責任主体として、毎年度、市町の納付金の額を決定して標準保険税率を提示してまいります。市は、それを参考に、次年度の財政状況について見通してまいりますので、基本的には法定外繰り入れは生じないものと認識しております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

基本的には、これからやっていかないということで、今回、この議会に基金条例の一部改正として1,000万の基金を積んでいくという上程をされておりますが、1,000万と聞いたときに、大きなお金ですが、国保にとっての1,000万というのが本当に妥当なのかということを感じました。先ほど言いましたように、29年度で5,800万、30年度で5,487万入れているのに、基金を1,000万だけ積んでおくという、議会のほうから基金がほとんど底をついているので何とかせなあかんということは再三申し上げてまいりましたが、1,000万という金額が妥当なのかについて、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

平成31年度において歳入不足による法定外繰り入れを解消できるよう、今回、保険税率の改正を行う一方で、平成32年度においては税率は据え置くこととし、国民健康保険事業の安定的な財政運営のために、一般会計からの繰入金金を財源として基金に1,000万円の積み立てを行うものでございます。

なお、今回の税率改正とあわせて基金を積み立てることによりまして、当面は国民健康保険の安定的な財政運営が可能になるものと考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

先ほど言いましたように、法定外で五、六千万のお金をつぎ込まないといけないということ、税率改正をされたからといって1,000万でこれが安定的な運営になるのかというのは非常に疑問に思いました。

次に移ります。

医療費抑制のための取り組みについて、お伺いをしたいと思います。

今回、市長の重点方針の中に、健康都市政策の推進というのも掲げてありました。健康づくりと

というのが、やっぱり医療費を使わないということで、医療費を抑制するということはよく言われますけど、健康づくりをしっかりと被保険者としてもやっていく必要があるんじゃないかと思います。

国保制度の改革の中で、保険者努力支援制度が今創設をされておりますが、これは医療費の適正に向けた取り組みなどに対して国のほうから支援がされていくということで言われております。特定健診とか、特定保健指導の実施率の向上や糖尿病などの重症化の予防の取り組みや受診率の向上など、取り組みに応じて国のほうから財政支援をしていただけるということで聞いております。

亀山市の特定健診の受診率というのは、国は目標を60%に掲げられておりますが、なかなか40%の壁を破れないというのが亀山市の特定健診の受診率だと思います。受診率の向上という観点からいえば、自己負担額の見直しも必要なんじゃないかなと思いました。これは私も近隣の津市さんでお聞きしましたら、特定健診は500円、ワンコインで受けられるということで、受診率も4割を超えているというふうに聞いております。県内は無料のところもあると聞いております。健診率の向上による新たな財源の確保として、国から財政支援していただけますので、今回の税率改正とあわせて、このような議論がなされなかったのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

まず、亀山市では特定健康診査の実施に当たりまして、開始当初から市独自で追加項目を実施しております。上げますと、血中脂質検査の総コレステロール、そして血糖検査のヘモグロビンA1c、眼底検査の項目を追加して行っておりますので、一概には他市との負担金の比較は難しいかなと考えておまして、この負担金額の議論というのはなかったところでございます。

特定健診の受診率の向上に向けましては、これまでも、広報、ケーブルテレビのほか、はがきやコールセンターによる受診勧奨にも取り組んでまいりましたし、来年度からはこれに加えて亀山市健康マイレージの実施も予定しているところでございます。そのため、まずは被保険者の皆様に新しい制度をご活用いただいて、みずから健康づくりに取り組む機運を高めるとともに、データ分析に基づいた効果的な情報提供などにより健診の受診率を伸ばしてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

受診率の話になると、かなり長い間、受診率というのは言われておりますが、なかなか壁が越えられないというのは、被保険者側の意識が低いのかわかりませんが、先ほどおっしゃったように、独自の追加の健診をしていただいているということは本当にありがたいことだと思うんですけど、亀山市は集団で受ければ600円、それから個人で受ければ1,000円ということで、その金額云々がどういうふうに被保険者の方に伝わっているのかわかりませんが、ワンコインで受けられる健診ということになれば、受けようかなという気持ちになっていくという、そういうところもあわせて考えていく必要があるんじゃないかと思います。これは一般質問になりますので、答弁は結構でございます。

次に移らせていただきます。

議案第36号亀山市都市マスタープランの策定についてをお伺いしたいと思います。

まず、この計画の果たす役割について、お伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川産業建設部参事。

○産業建設部参事（草川保重君登壇）

亀山市都市マスタープランは、第2次総合計画基本構想に掲げる都市空間形成方針を具現化するとともに、都市形成の基本的な方針を定めることにより、各地域が連携し、魅力ある都市を形成するための指針としての役割を担うものでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

何かそう言われても余りよくわからないんですけど、もっと市民の方に伝わりやすいような表現の仕方というのはないでしょうか。もう一度、答弁をいただけますか。

○議長（小坂直親君）

草川参事。

○産業建設部参事（草川保重君登壇）

まちづくりになりますので、亀山市にふさわしいというか、今、3つのエリアを言っておりますけれども、コンパクトシティ&ネットワークという中で、どういうふうなまちづくりが亀山市にふさわしいのかというのを大きな基本方針の中で示していくということが都市マスタープランになると考えてございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

さっぱりわからなくなりました。ここで言い合いをしておってもいけませんので、次に、1つ飛ばしまして、今回の計画で大きな、何か新たな取り組みは何なのかについてお伺いをしたいと思います。3番に移ります。

○議長（小坂直親君）

草川参事。

○産業建設部参事（草川保重君登壇）

現行の都市マスタープランの検証の結果、拠点機能の強化や市街地拡散の抑制について課題が残されたと認識をしております。この課題に積極的に対応するため、新たに都市づくりの戦略方針といたしまして、中心的市街地である亀山駅周辺及び副次的市街地であります関宿周辺、井田川地域の3地区を対象エリアに位置づけ、都市機能誘導区域の魅力向上、居住誘導区域への居住の集約化を目指すとともに、亀山市にふさわしい土地利用制度についても運用・検討していくこととしております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

亀山市にふさわしい土地利用制度についてであります。私も余り土地のことというのは詳しく

はないんですけど、よく議会の中で議論されていたのが、亀山市はいわゆる線引きのない自治体なので、無法地帯になるというか、どこにでもいろんなものが建つんだということが言われておりました。これが今回の示された都市マスタープランで解消していくのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川参事。

○産業建設部参事（草川保重君登壇）

市街地の拡散と無秩序な土地利用を抑制するために、都市機能の拡散を抑制するための特定用途制限地域の運用・検討や、住宅開発を含めた市街地の拡散を抑制するための自主条例制定などにつきまして、速やかに検討をこれから行っていくところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

先ほどの服部議員の質疑の中で、5年ぐらいで特定用途制限地域の検討をしていくというふうにおっしゃっていましたが、もともとわかっていたよな。無制限なところが課題になっているということがわかっていて、またさらに5年ぐらいかけてこれをやっていくということに、その間の5年間というのは、今、本当にスピーディーにいろんなものが動いておりますので、本当に歯どめがかかっていくのか、その点についてのご見解をお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川参事。

○産業建設部参事（草川保重君登壇）

特定用途制限地域の運用につきましては、先ほどご答弁させていただきましたけれども、前期において運用を検討していくというところでございます。具体的には、制限予定の地域の現状の把握ですね、不適格な建築物があるのかどうか、今定めようとしている地域指定に該当しているところなのかというのを、しっかり状況の把握をして分析していかないと、いざ設定になったときに県等にも申請が必要になってきますので、その辺の整理のほうをしっかりと、そのような制限のほうの取り組みをしてまいりたいと考えてございます。

○議長（小坂直親君）

10番 森 美和子議員の質疑は終わりました。

次に、11番 鈴木達夫議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

大樹の鈴木でございます。議案質疑をさせていただきます。

議案第1号亀山市鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源を守り継ぐ条例の制定ということで、非常に理念的でつかみどころのない、扱いが難しい、なおかつ私、住宅団地住まいということで、なじむのかなという思いがありますが、なぜこの質疑をしようかという動機をちょっとしゃべらせてください。

平成19年の3月に、18年に当選させていただきましたので、私、2回目の質問ということで、当時の井田川駅の整備、電灯も暗い、トイレも使えない、普通の駅にしてくれみたいな話をしたん

です。その中で、数々の問答の中で、当時の小坂助役が、いろんな中、こんなコメントを寄せていただきました。ちょっと読みますね、議事録。

トイレにしろ、照明にしろ、駅舎の持っている機能が低下していることは十分理解していると。北東部の方々の議論に反対するところではございませんが、例えば野登山から下る水は、この地域約1万4,000人の方に供給をし、その山麓には不便をみずから克服した中で、そういう環境の中で里山や自然を守っていただいている方々がたくさんいると。鈴鹿川の上流の方もしかり。決して感謝しろまで申し上げないが、亀山のそれぞれの地域地域がお互いに生かし合いをしている原点、基本的な認識を共有していただきたいと。そういう山村地域、上流地域の方々への心の元気の出るような施策を亀山としては講じていきたいというコメントでございます。私、当時、今も元気ですけど、50歳なんですけど、こんなコメントをした覚えがございます。

確かにこの地域は、働くことが専らな地域住民かもしれないけれども、忙しさにまかせて、そういう意識も少ないかもしれない。ただ、おいしい水や、あるいはおいしい空気を森林や田畑からいただいているという意識を持っている人はたくさん見えるはずなんです。そんな答弁というか、私も意見を言ったような覚えをしております。あれから12年、自分なりに感謝の気持ちを込めて、この議案の質疑をさせていただきます。

まず、条例の名称についてということでございますが、条例の一部が「自然環境等」、これが初めですね、それから「自然環境と歴史的資源」と名称をなぜ変更したかと。私の理解ですと、自然環境等の「等」では曖昧であるから、明確にする意味で、その「等」とは自然環境と歴史的資源であると、そういう意味合いで変えたんだという認識を持っていますが、それでよろしいでしょうか。

○議長（小坂直親君）

11番 鈴木達夫議員の質疑に対する答弁を求めます。

佐久間生活文化部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

この条例は、鈴鹿川等源流域の山並みや緑、水、生物といった自然環境と、その豊かな環境の中で形成され、古来より受け継がれてまいりました歴史的資源をかけがえのない財産として守り継承していくことを条例制定の趣旨としております。

この条例の素案作成時におきまして、市民の皆様からご意見を募り、お寄せいただいたお声も踏まえまして、本条例において措置を講じ、守り継ぐ対象が明確になるよう、本条例の名称を変更したものでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

当たり前のことで、あえて答弁をいただきたいからあれなんですけれども。そうしてみますと、1条の目的、あるいは5条の事業者の役割、そして12条の触れ合う機会の創出、この中の書き込みの自然環境等は、これも自然環境と歴史的資源であると読んでいいのか。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

第1条におきまして、鈴鹿川等源流域の自然環境及び歴史的資源につきまして略称規定を置いておりますので、それ以下の第5条、第12条の自然環境等につきましては、自然環境と歴史的資源ということでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

それでは、2番目で第1条、目的、一番大切なところなんですけれども、目的を全部読みませんが、自然環境、あるいは歴史的資源の保全、活用に対して役割を決めて、これを継承していくんだという書き込みであります。市民の暮らしを支える公益的機能を守り育てることを目的になぜしないのか。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

この条例におきましては、森林を初め、農地や生物などで構成される鈴鹿川等源流域の自然環境を一つの対象として守り、継承することを目的としております。そのことから、ご指摘の森林の公益的機能を守り育てることも含んでおると捉えておきまして、あえて目的の一つとして明記しなかったところがございます。

しかしながら、森林の有する公益的機能につきましては、これからも私たちの暮らしを支えるかけがえのない財産であることは十分認識するところでございますので、本条例の第7条におきまして、公益的機能を持続的に発揮させるために行う森林の保全及び活用を図るため必要な措置を講ずるよう努める旨の規定をしているものでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

森林が持つ公益的な機能は自然環境を守る中に入っているんだみたいなお話かなと思うんですけども、動植物の多様性を確保するとか、あるいはこれはでも理解はできます。しかし、景観であったり、どこまでが自然環境保全、保護なのか。一部開発までは言わないんですけども、整備とか手入れですかね、そういう人為的な行為をもって保護する捉え方が自然環境という捉え方もあるんです。一方で、歴史的資源の中には、一部極めて神話的で、合理性があるのかという疑問を持つ方もいると思います。

質問をします。1条の目的だけでなく、例えば11条の情報の提供にしても、それから12条の子供たちを意識した自然環境と触れ合う機会の創出にしても、今一番大切なことが、我々市民が、あるいは次世代に継ぐべきものは、水質の貯蔵や浄化、あるいは二酸化炭素の吸収、あるいはきれいな酸素を生むとか、ひいては災害防止につながる極めて有用な公益的機能ではないかと私は思うんですが、しつこいようですが、1条だけでなく、11条、12条も含めて公益的機能を記すべきだと私は思いますが、提案者はどうお考えか。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

今回の条例につきましては、措置を講じて守り継ぐ対象を明らかにするために行ったものでございまして、自然環境の保全及び活用に関する必要な措置として、公益的機能を持続的に発揮させるため、森林及び農地の保全の活用を図っていかうとするものでございます。公益的機能の維持・発揮を目的として行う施策につきましてはの方向性や考え方については、何ら変わらないものでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

やっぱり扱いにくいみたいでしたけれども、進めながら再確認をさせていただきます。

3条の中に市の責務、4条の中で市民の役割、5条の中に事業者の役割ということにつながるんですが、これは簡単に確認ですけれども、一般的には責務なら責務、あるいは役割なら役割という形で、平準的な記載をもって、こういう条例というのはしたほうが役割がはっきりするという意見もございしますが、執行部、提案者はどう思うか。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

本条例案におきましては、市につきましては、鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源を守り継ぐといった政策的目標に対して、必要な施策を策定して推進していく当事者としての総合的な役割や責任がございまして責務として規定しておりますが、一方で市民、または事業者につきましては、本条例の施行によって具体的な対応に対する責任や規制に相当する規定は盛り込んでおりませんので、それぞれの立場や地位において市が実施する施策に協力していただくよう行動するといった役割を担っていただくことを期待するところでございますことから、役割と規定したものでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

ここは余りあれなんですけれども、次になぜ所有者の役割について規定しないか。これは、私は公益的機能、あるいは所有者の役割の2つについては、目的、ないしはいろんな中で書き込みが欲しいんだということで質疑をしますけれども、7条の中で記載された先ほどの森林の持つ公益的機能をより具体的に示していただきたいと思います、提案者にね。たしか県の試算といいますか、三重の森林づくり基本計画の中で、全体の中で案分して、亀山市の森林がどのような公益的機能を市民が甘受しているかという資料もあるはずなんです。言ってみれば、公益的機能に対してどんな認識を持って提案者は提案をしたかという質問をしたい。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

まず、昨年5月に国において制定されました森林経営管理法につきましては、手入れの行き届い

ていない森林を市町村が主体となって公的管理するものでございます。その森林経営管理法第3条におきまして、森林所有者の責務として、森林所有者は、その権限に属する森林について、適時に伐採、造林及び保育を実施することにより経営管理を行わなければならないと明記されておりますことから、本条例にはあえて明記はしていないところでございます。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、森林整備を推進するためには、森林所有者の森林整備に対する意識の醸成は重要であると認識しており、森林所有者に対しまして、同法に基づく森林経営管理事業により、森林所有者の責務についても周知・啓発に努めてまいりたいと考えております。

また、公益的機能の関係でございますが、こちらは、森林につきましては、木材生産機能のほか、洪水や濁水を緩和し、水質を浄化する水源涵養機能や、土砂の流出や崩壊を防ぐ土砂流出防止機能、安らぎや憩いの場を提供する保健・レクリエーション機能、地球温暖化の原因となる二酸化炭素を吸収して貯蔵する地球温暖化防止機能などがございまして、私たちが安全に快適に暮らすための重要な働きを有し、公益性が高いことから、森林の持つ公益的機能と呼んでおります。

このような森林の持つ公益的機能につきましては、ふだん私たちの生活ではつきりと認識できないため、その価値を実感することが難しいことから、公益的機能の価値を試算しましたところ、市民5万人として1人当たり年間約79万円の価値になると考えております。

なお、森林の持つ公益的機能につきましては、森林を適正に管理することで発揮されることから、本市としましても、引き続き国・県の補助金等を活用して、効果的かつ効率的に森林整備を進めてまいりたいと考えております。

#### ○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

#### ○11番（鈴木達夫君登壇）

今、例えば水質の浄化に107億、水源貯蔵に69億、洪水緩和、二酸化炭素吸収、総じて市民1人当たり、今お示しをいただいた災害対策として40万3,000円、それから水源の涵養に対して35万、合わせて79万1,039円、市民の方々がこの森林の持つ公益性の甘受を受けているというデータがあります。本当にしつこいんですけど、市長、目的の中に、もちろん自然環境、あるいは歴史的資源を守り継ぐのも必要なんですけども、源流に生きる森林の公益的機能の認知を改めて市民が共有する、これは目的の必須条件と私は考えますが、市長はどう思うか、答弁をお願いします。

#### ○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

#### ○市長（櫻井義之君登壇）

本条例におきましては、森林を初め、農地・生物などで構成される鈴鹿川等源流域の自然環境を一つの対象として守り、継承することを最大の目的としておるところであります。おっしゃるように公益的機能という概念の中には、今、ご紹介いただいたような、当然多くの市民が、あるいは亀山市民だけではなくて流域圏も含む多くの県民、国民が、その機能を享受してきた。これを守り継承していくというのは、数十年前から言われ続けてきておるわけですが、冒頭、議員からご紹介いただきました19年の小坂副市長の、当時の副市長の言葉がまさに、その象徴であろうかと思っております。公益的機能を維持していこう、そういう取り組みを幾つか国も地方も積み重ねて

きたと思いますが、現状はいかがかという、そのエリアの高齢化であったり、あるいは地域全体の地域力が低下をしていく中で、それが継承できないという課題に直面してきたわけであります。

したがって、この公益的機能を守っていくということは当然でございますし、その取り組みをさまざま展開いたしていくわけでございますが、今回の条例の中には目的として確かに公益的機能という言葉は表現しておりませんが、しかし森林の有する公益的機能は、これからも私たちの手で、あるいは次の世代の手で守り切っていく必要があると思うところであります。

したがって、この条例の第7条におきまして、公益的機能を持続的に発揮させるために行う森林の保全及び活用を図るため、必要な措置を講ずるよう努める旨を1項起こしたところでございまして、議員のご指摘の目的に記載がないやないかということでもありますけれども、この条例の意味するところを強調しながら、亀山市民で次世代へつなげていくという、そのオール亀山の意思を明記していくということに意義があるんだろうと思っております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

7条に書いてあるからいいんだということ、私は目的に書くべきだったという主張でございます。

次に、森林経営管理法や森林環境譲与税の関連についての項でございますが、亀山市、櫻井市長の政策公約の一つでもございました。その準備とあわせて、国のほうでもここ二、三年、森林に対する大きな動きがあったなということもございますが、同時に昨年、同地区に接する風力発電の開発についても、この条例準備が一定の効力といいますか、歯どめをかかせたなということは承知しております。

ただ、今紹介しました昨年5月には森林経営管理法が成立をしました。この法律と今回の条例というのは非常に大きなかわりを持つと思っておりますので、今度は大澤部長でいいんですけれども、この森林経営管理法の概要を簡単に説明していただきたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

森林経営管理法の概要ということでございますけれども、手入れの行き届いていない森林を市町村が主体となって公的管理を行っていくというものでございまして、本市といたしましては、あわせて森林環境譲与税を活用して、森林経営管理法に基づきます森林経営管理事業に取り組んでまいりたいと考えております。

その事業を簡単にご説明させていただきますと、まず経営管理が行われていないという森林所有者に対しまして、みずから管理をされるのか、市へ経営管理を委託するのか、まず意向調査をさせていただいて確認するというので、その確認後に市へ管理を委託される希望があった場合には、その森林の現況調査、また境界を画定しまして、その森林が林業経営に適した森林であれば、意欲と能力のある林業事業体に経営管理を委託しまして、林業的利用を積極展開してまいります。

また、一方で林業経営に適さない森林であれば、市がみずから管理をしまして、森林整備を林業事業体に再委託するというものでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

この森林経営管理法第3条において、森林の所有者は、適時に伐採、あるいは造林、あるいは保育を実施するという所有者の責務を明確にする、これが法的前提条件なんですね。その上で、今ご説明がありましたけれども、所有者がみずから実施できない場合は、経営管理権を市町に与えたり、市町もその林業経営者に委託権を与えるという中で、その意味で所有者の責務を亀山の条例の中にもしかりうたう、このことが国の森林経営管理法、あるいはそれを受けての市の森林関係者、今から調査とか同意を求めたり、代執行したり、措置命令等、雑多な作業があるんです。この市の条例の中に、所有者の義務、あるいは責務を明確にしておく。これでないとな理念条例ということで、実効性が非常に二の足を踏むという思いがしますが、いま一度その辺の考え方、所有者の責務を明確にすべきだという考え方に対して提案者はどう思うか、お願いします。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

最近の森林の所有者につきましては、多くがご自分の山の場所もご存じないことも多くなっているような状況でございます。そのような中で、この森林経営管理法につきましては、手入れの行き届いていない森林を市町村が主体となって公的管理するというところで、大変意義があることかと思っております。

先ほどもご答弁申し上げましたが、森林所有者に対しましては、同法に基づく森林経営管理事業により、森林所有者の責務についても周知・啓発に努めてまいりたいと考えておりますので、所有者の責務につきましては、そのままとしたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

所有者の責務については、森林経営管理法の中に明示されるから、今ご提案いただいた市の条例の中には書き込みは要らないということですね。再度、しつこいですけど。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

そういう趣旨で責務を規定していないことと、そしてそれとあわせて森林所有者に対しては周知・啓発に努めていくということで、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

まとめます。まとめて、なぜ今の時期に条例を制定するのかということなんです。長々と言ってもしよがないですから、私の論点は2つ。森林の持つ公益的な機能を市民と一緒に共有したい。2番目、所有者の責務を明確にすること。これが条例の中に記載していないということであるから、いま一度さまざまな角度から精査すべきではないかということなんです。条例をおくらせるとかと

ということではないんですけれども、今の答弁を聞いていると、もちろん当然自信を持って出された議案ですので、この期に及んでどうこうすることはできないかもしれませんが、私は個人の議員として、この明記は必要だと、必要最低条件だという思いで、質問を終わります。

○議長（小坂直親君）

11番 鈴木達夫議員の質疑は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による議員の質疑は終了しました。

続いて、お諮りします。

質疑はまだ終了していませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、あすにお願いしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

あす8日は午前10時から会議を開き、引き続き上程各案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 3時31分 散会）



平成 3 1 年 3 月 8 日

亀山市議会定例会会議録（第 4 号）

●議事日程（第4号）

平成31年3月8日（金）午前10時 開議

第 1 上程各案に対する質疑

- 議案第 1号 亀山市鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源を守り継ぐ条例の制定について
- 議案第 2号 亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 議案第 3号 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第 4号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第 5号 亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部改正について
- 議案第 6号 亀山市基金条例の一部改正について
- 議案第 7号 亀山市閑宿伝統的建造物群保存地区資料館条例の一部改正について
- 議案第 8号 鈴鹿峠自然の家条例の一部改正について
- 議案第 9号 亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 議案第10号 亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 議案第11号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第12号 亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 議案第13号 亀山市総合環境センター条例の一部改正について
- 議案第14号 亀山市営住宅条例の一部改正について
- 議案第15号 亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の一部改正について
- 議案第16号 亀山市火災予防条例の一部改正について
- 議案第17号 平成30年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について
- 議案第18号 平成30年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第19号 平成30年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第20号 平成30年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第21号 平成30年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第22号 平成30年度亀山市病院事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第23号 平成31年度亀山市一般会計予算について
- 議案第24号 平成31年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第25号 平成31年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 議案第26号 平成31年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第27号 平成31年度亀山市水道事業会計予算について
- 議案第28号 平成31年度亀山市工業用水道事業会計予算について
- 議案第29号 平成31年度亀山市公共下水道事業会計予算について

- 議案第30号 平成31年度亀山市病院事業会計予算について  
 議案第31号 損害賠償の額を定めることについて  
 議案第32号 専決処分した事件の承認について  
 議案第33号 市道路線の認定について  
 議案第34号 市道路線の認定について  
 議案第35号 市道路線の認定について  
 議案第36号 亀山市都市マスタープランの策定について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	草川卓也君	2番	中島雅代君
3番	森英之君	4番	今岡翔平君
5番	新秀隆君	6番	尾崎邦洋君
7番	中崎孝彦君	8番	豊田恵理君
9番	福沢美由紀君	10番	森美和子君
11番	鈴木達夫君	12番	岡本公秀君
13番	伊藤彦太郎君	14番	前田耕一君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	西口昌利君
総合政策部長	山本伸治君	生活文化部長	佐久間利夫君
健康福祉部長	井分信次君	産業建設部長	大澤哲也君
上下水道部長	宮崎哲二君	危機管理監	久野友彦君
総合政策部次長	落合浩君	生活文化部次長兼 関支所長	青木正彦君
健康福祉部次長	伊藤早苗君	産業建設部次長	亀淵輝男君
生活文化部参事	深水隆司君	産業建設部参事	服部政徳君
産業建設部参事	草川保重君	会計管理者	渡邊知子君
消防長兼消防部長	平松敏幸君	消防署長	豊田邦敏君
地域医療統括官	伊藤誠一君	地域医療部長	古田秀樹君
教育長	服部裕君	教育部長	草川吉次君

教育委員会事務局参事	亀山 隆君	監査委員	渡部 満君
監査委員事務局長	木崎 保光君	選挙管理委員会 事務局 長	松村 大君

---

●事務局職員

事務局 長	草川 博昭	書 記	水越 いづみ
書 記	村主 健太郎	書 記	大川 真梨子

---

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（小坂直親君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第4号により取り進めます。

日程第1、上程各案に対する質疑を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

4番 今岡翔平議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

おはようございます。

それでは、通告に従い議案質疑をさせていただきたいと思います。

議案第23号平成31年度亀山市一般会計予算についての中から、タクシー料金助成事業と乗合タクシーの運行委託料についてという2つに一応分けてはあるんですけども、結局は1つのつながった話になってくるのかなと思うんですが、まずタクシー券、タクシー料金の助成事業のほうからお伺いをいたします。

いただいた31年度に取り組む主な事業についての資料の中にも、高齢者タクシー料金助成事業、乗合タクシーの利用促進等の取り組みをあわせて1年間延長して実施ということで、赤字で、さらにアンダーラインも引かれているんですけども、1年間延長してということは、31年度でそういうふうなことが書かれているということは、30年度でなくなるはずだったということなんですけれども、まず最初にそのなくなるはずだったということについてなぜだったのか、お伺いをいたします。

○議長（小坂直親君）

4番 今岡翔平議員の質疑に対する答弁を求めます。

井分健康福祉部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

おはようございます。

少し、今までの変遷も含めまして申し上げますと、この75歳以上の高齢者のタクシー料金助成事業につきましては原則として乗合タクシー制度に移行することとし、主要事業の年度計画も平成29年度限りとなっていたところでございます。

しかしながら、乗合タクシー制度の開始時期が当初予定の平成30年4月から半年間延期され10月となりましたことから、これに合わせまして年度計画を平成30年度までに延期したものでございます。

したがって、平成31年度でございますけれども、これはもともと主要事業としての年度計画期間外となっていたものでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

いつも議会のほうからもあると思うんですけども、乗合タクシーは公共交通、タクシー料金助成は福祉の話だろうということで、なかなかどちらの部署に話を聞いてもお互いの話が混在してくるのが少し不思議なところかなと思うんですが、それでは1年間延長して実施ということなんですが、この復活ですかね、延長する経緯というのはどういったものだったんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

復活の経緯ということでございますが、高齢者、障がい者・児のタクシー料金助成事業につきましては、昨年、平成30年でございますが、10月に導入いたしました乗合タクシー制度の登録者数や利用実績、また議会及び市民の皆様方から頂戴いたしましたご意見等を踏まえまして乗合タクシー制度の内容を充実するとともに、引き続き利用勧奨をしていくこととあわせまして、平成31年度の1年間は事業を継続するものとしたものでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

答弁の中にもありましたように、私たち議会のほうからも全会一致の決議を出させていただいたりですとか、個々の質問の中でなくさないでほしいということも申し上げられた方もいらっしゃるし、署名がたくさん集まってということもあるんですけども、予算としては、私たちとして延長してほしい、つけてほしいといったことがかなったということではあるんですけども、出してもらえる、つけてもらったからよかったというところで終わらせてはやっぱりいけないわけで、どうして復活をしてもらえたのか、どういう政治判断があったのかということなんですけれども、これは市長にお伺いしたいんですけども、やっぱり議会のほうで決議を出させていただいたというのはこの延長になる上での決め手になったんでしょうか。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

先ほども部長がご答弁をさせていただきましたが、乗合タクシー制度の利用実績と今ご指摘の議会のご意見、さらに、市民の皆様からこれはさまざまなお声を頂戴いたしておりますが、これらの

ご意見を踏まえまして総合的に政策判断をさせていただいたものでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

総合的に判断をしていただいたということなんですけれども、私たちはやっぱり市民の方と、市民の皆さんから話を聞かせていただいて、それで市役所に、執行部に対していろいろ提案だったり意見というのを言っていくわけなんですけれども、どういう基準で私たちの意見が通るのか、それともやっぱり政策判断になってくるので、時には取捨選択の取捨のほうにもなってしまうと思うんですけれども、その基準というのが知りたいなというところではあります。

だから、やってもらえたからいい、やってもらえなかったらだめだったというわけではなくて、今後の議論を進めていく上で、私たちとしてはポイントというのをつかんでおきたいところがあるかなと思う次第なんですけれども。

それでは、このタクシー料金助成のほうなんですけれども、このタクシー券を券の形で渡されると思うんですが、これをもらった方々というのはどのくらいのペースで使われているのかというのは部署のほうで把握されているんでしょうか。

つまり、平たく言うと4月にもらってすぐある分をぱっと使ってしまうよとか、1年間大事に持っておいてタクシー券は何かあったときのためにというような持ち方をされているのか、そういう個々の事情というのは把握されているんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

タクシー券を受け取られた方の使用ペースでございますけれども、各自さまざまであるというように考えております。

実績といたしましてご紹介申し上げますと、例えばですけれども、通院や買い物などの目的の場合は比較的早く使われることもありますし、またもともと目的でありました閉じこもり、引きこもりのことを考えますと、たまに知人に会いに行く程度であれば使われる速さも遅いものだと考えております。

また、もう一つはこういった事例とは別に目的地までの距離でございますけれども、これに着目いたしますと、お住まいから目的地までの距離がある場合は早く使われますし、また近いところであれば使用目的の距離感におきまして異なる場合があると考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

私も事前に聞かせていただいたんですけれども、月ごとに事業者さんにどのくらい、事業者にどのくらいタクシーが使われたということでその分のお金を渡していくという形らしいんですけれども、その月ごとの金額の推移というのでも個々の人たちがどれくらい使っているかということまではわからないということではあるそうでした。

それでは、乗合タクシーのほうに移っていきたく思うんですけれども、私は乗合タクシーの運

行委託料というところを上げさせていただきました。先ほどから乗合タクシーの利用率が低かったということなんです、これまで乗合タクシーの登録率、利用率というのはどんなものだったのか、まず伺いたします。

○議長（小坂直親君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

おはようございます。

乗合タクシーの運行開始後、10月からこの1月までの4カ月間の実績でございますけれども、登録者は606人、利用していただいた方は延べ227人、1日当たり2.8人という実績でございました。

登録率ということでございましたので、75歳以上の人口から乗合タクシーの登録者数を見ますと、登録率につきましては約9.3%になるというところでございます、さらに利用率につきましては、登録をされた方のうち一度でも実際に利用していただいた方の割合といたしますと、約8.3%の方ということになってございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

登録してもらった方というのが9.3%で、一度でも利用してもらった方というのが8.3%ということでした。

この乗合タクシーというのは事前に登録をしてもらって、その登録をしてもらった方から利用してもらおうという仕組みになるんですけれども、利用率を上げていくためにはそもそも登録してもらう人の数をふやすという必要があるのかなというのと、その登録してもらった人の中から使ってもらえる確率、つまり利用率というのを上げていく必要があると思うんですけれども、そういう認識で、つまり登録率も利用率も上げていく必要があるという認識でよかったですでしょうか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

乗合タクシー制度でございますけれども、これまでもご答弁のほうを申し上げておりますように、バス路線の再編による交通不便地域の解消や運転免許証返納者の増加への対応、そしてタクシー料金助成事業による対応の限界などの市内地域公共交通が抱えるさまざまな課題を解消するために、鉄道、バス、一般タクシーといった現行の公共交通手段に新たな交通手段として導入をいたしましたものでございます。

先ほどもご答弁させていただきましたけれども、乗合タクシー導入後の4カ月間の実績につきましては、登録者、利用者数ともに低調でございます、しかしながら先ほど申し上げました本市の地域公共交通の課題解消に向けましては、登録者や利用者が増加し、乗合タクシーが市民の皆さんの身近な公共交通手段として定着することが必要であると考えております。

したがって、今後、乗合タクシーの登録率、利用率を上げていくことは大変重要な要素になっていると考えてございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

登録率、利用率ともに上げていく必要があるんだという答弁だと思うんですけども、もっと利用してもらうために、利用率を上げていくためにいろんな考え方があると思うんですが、今回そのタクシーのタクシー券を登録、取りに来てもらった方に乗合タクシーの事前登録をしてもらって、さらに体験乗車券というのを配付するというので、これは3,000円分でしたかね、配付されるということなんですが、こういう利用促進の方法をとられるという考え方の背景には、乗合タクシーは一回乗ってもらったらそこからさらに利用してもらえらるであろう、利用率が上がるであろうという考え方のもとに立っているという認識で間違いなかったでしょうか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まずは、一度ご利用いただく機会をつくりまして、利用方法を含めて乗合タクシーを知っていただくということで今後の定着と利用拡大につなげてまいりたいと考えてございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

これは一回乗ってもらったらよさがわかる、それから使ってもらえるという話だと思うんですけども、これはどういう根拠から一度利用したら利用率が上がるのかという考え方に立っているのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

乗合タクシーの登録、また利用実績から、登録をしていただいたものの、まだ一度も利用されていない方がたくさん見えるということがわかってまいりまして、また登録者への聞き取り調査からも乗合タクシー制度がこれまでなじみのない新しい形態の交通サービスということでございますので、まだ利用に至っていないという方も見えるということがわかってまいりました。

こうした利用してみたいという意思はあるものの、まだ利用いただいていない方に対しては、まずはご利用いただくことでこの乗合タクシー制度が難しい制度ではないということ、また、便利な制度であるということをご理解いただく必要があると考えてございます。そのためには、口頭で説明をさせていただくよりも、まずは一度ご利用をいただくということが近道であると考えております。

今後も、この体験乗車とあわせまして、当然、地域での説明会、広報、ホームページを通じまして乗合タクシー制度の周知は継続して実施してまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

それこそ、無料体験乗車券があれば一回乗ってみようかなという気持ちにもなってもらえるだろうということでこういう利用促進の方策もとられているのかなと思うんですが、もう一項目、地域生活交通再編事業の欄で上げてもらっているところで、利便性の向上ということで、私も12月定例会の一般質問でも申し上げましたけれども、運行時間の延長ですとか運行曜日の拡大ですとか、特定目的地の停留所の増設ですとか、このあたり制度の改定ですかね、利便性の向上の中身についてどんなものがあつたかお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

今回の見直し内容でございますけれども、まず運行事業者とも協議をさせていただきまして、現行の運行時間の前後30分間を延長するというので、午前9時30分から午後3時30分とすることといたしております。また、運行曜日につきましても、医療機関が開業しております土曜日も今回から運行をするというように拡大をいたしたところでございます。

また、市の高齢者施策を委託しております民間の福祉施設を新たに特定目的地停留所として設定をいたしたところでございます。

また最後に、来年度につきましては利便性向上に向けた制度の一部見直しという、先ほど申し上げた以外に乗合タクシーの利用者を増加していく施策といたしまして、登録をしていただいた方全員に無料体験乗車券3,000円分の配付をさせていただくというところでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

土曜日もやるようになりましたとか、前後30分ずつ運行時間を延長してもらいましたというような内容だったんですけども、私も時間帯の拡大についてストレートに一般質問の中でできないんですかということをおっしゃっていただいたんですけども、30分ずつにしても大きな前進ではあるかなと思っておるんですが、ただ、まだまだ利用率を上げていくには不便な時間帯でもあるのかなと思うんですけども、特に時間帯に関してこれ以上延長拡大というのはできなかったんでしょうか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

先ほどもご答弁させていただきましたけれども、運行事業者とも協議をさせていただきまして、現行の運行時間の前後30分間を延長して午前9時30分から午後3時30分とさせていただいたところでございます。

この運行時間でございますけれども、可能であれば議員ご指摘のとおりもう少し拡大できればということでございますけれども、あくまでも運行事業者との協議におきまして9時台の前半、並びに3時台の後半からにつきましてはビジネス利用が非常に多いということで、これ以上の時間延長については一般タクシー事業への影響も想定されるということから非常に難しいとの回答も得るところでございます。今回、前後30分間の延長とさせていただいたところでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

30分ずつが限界であると、事業者の立場に立てば一般利用というのがもっとあるものでこれ以上の拡大というのは難しいと、ビジネス利用があるからということなんですけれども、その答弁からもこの乗合タクシー事業というのは、協力してもらっているタクシー事業者というのは通常営業の間で乗合タクシー制度を行っているという前提でよいのかということと、あとタクシー事業者の事業の優先順位としてはやっぱり一般運行が高くなって、乗合タクシー制度というのは次に回ってしまうという前提でよかったのか、その2点、確認いたします。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

乗合タクシー制度の制度設計をする際に、まずタクシー事業者の繁忙時間帯を避けまして、閑散時間帯に運行するという事としております。そして、現行の運行時間を設定いたしましたものでございます。

それと、どちらを優先しておるのかということでございますけれども、一般運行のほうを優先されると、そのように考えてございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

そうですね。多分、最初のころって余りこれははっきり言ってもらっていなかったんじゃないかなと思うんですけれども、通常営業の合間で乗合タクシー制度に協力をしてもらおうということなんですけれども、今回のこの業務委託料450万の内訳というのはどういうふうに算出されているのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

乗合タクシー運行委託料450万円の内訳ということでございますけれども、積算根拠といたしまして、延べ利用者数につきましては3,000人を見込んでおるところでございます。

本年度のこれまでの利用実績をもとに1人当たりの運行経費を算出いたしますと約1,500円でございますので、延べ利用者3,000人に運行経費の単価1,500円を乗じて運行委託料を450万円と算出したところでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

延べ3,000人が平均1,500円分利用するであろうということで450万円が業務委託料として算出されているということなんですけど、この利用促進の中で言われている無料体験乗車分というのはこの中にあらわれてきているんですかね。いかがでしょうか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

この450万円の中に含まれてございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

ちょっと思ったより簡単に答弁が返ってきて驚いているんですけども、市民の方がこの乗合タクシーの料金を払ったらタクシー業者さんに直接入るわけじゃないと。

例えば、さっきの平均1,500円分メーターが動いたとして、市民の方が2人乗って500円掛ける1,000円やったとしたら、1,000円は市が受け取ると。でも1,500円分のメーターが動いているのでその分のメーターを市のほうから払うということなんですけれども、その市民から受け取って市に来るといものが無料体験乗車券になるもので、その受け取りがなくなるというふうな相殺がされているということなんですけれども、つまりこの業務委託料というものは実際にタクシーが走ったメーター分だけのお金で算出をされているということによかったのかということと、つまり走った分のメーター分しか動かんということであれば、そんなに事業者としてもうまみというのがないのかな、メリットというのは余り感じられないと思うんですけども、そのあたりというのはいかがでしょう。

メーター分以外にも、ほかにもかかる経費とかってあったりすると思うんですが、そのあたりはいかがでしょう。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

現在の乗合タクシーの運行委託でございますけれども、メーター料金制ということでございまして、実際に運行で走ってメーターが動いた部分を業務委託料として市が支払うということにしております。

それで、利用者からいただく部分につきましては、例えば現金の場合、現在500円でしたらそれは一時タクシー事業者が当然タクシーの中では受け取っていただきますけれども、その分は市に納入していただきまして、市の歳入で受けるということになってまいります。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

タクシー事業者の立場に立って考えると、それは公共交通会議とかでももう30分ずつが限界やよというようなこと言われたということなんですけれども、それは事業者の立場に立てばメリットがないものに関して協力をし続けるというのは限界だと思うんですよね。

それで、私たちが決議は出していますが、業者に無理をお願いして充実をさせてくれというわけではなくて、市民の方の交通手段を確保した上で充実を図っていってくれというふうな決議になるので、事業者のほうから難しいと言われる、これ以上は厳しいということであれば、その事業者

もメリットを感じられる仕組みに変えていく必要があるんじゃないですかというのが意見として出てくるのかなと。

さらに、先ほどのその交通手段を確保するという議論とは別の観点で、今その乗合タクシーに関しては利用率をどうしたら上げていけるかというところなんですけれども、通常のタクシーというのが、つまりその乗合タクシーの競合になってしまうということなんですけれども、利用率を上げていくという観点でこのタクシー券、タクシー料金の助成というのは乗合タクシーの競合になって、もしかしたらある程度の利用率は上がるかもしれないですけど、とことん利用率を上げていくことはできないんじゃないかなと。頭打ちが見えているんじゃないかなと。

さっき、事業者の観点からも、利用する方の観点からも、やっぱり通常運行のほうが優先順位が高いということは、上がる利用率に関しては限界が出てくるんじゃないかなと思うんですが、そのあたりの考え方はいかがでしょうか。

つまり、一般タクシーが乗合タクシーの競合になってしまうのかということについてなんですけど。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

先ほどもご答弁をさせていただいておりますけれども、乗合タクシーの制度といたしましては閑散期に制度設計をすると、閑散時間帯に運行をするというところで制度設計をさせていただきます。

それで、31年度でございますけれども、そのタクシー券も延長をしたということで、一般タクシーと乗合タクシーの併用期間になるということで考えてございまして、その中でどちらの制度も利用できる時間帯ができてくるということでございます。

それで、この31年度につきましてはあくまで移行期間と捉えておりまして、乗合タクシーの制度見直しを行っていった一層の定着と利用促進を図ってまいりたいと考えております。

乗合タクシーの利用率を上げていくということは、委託料の増加ということで、事業者にとっても、またサービスも今回、制度自体のサービスも拡大をさせていただきましたので、これは市民の方にも充実していくと、サービスの充実につながっていくというふうに考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

31年度はタクシーの助成が復活したということなんですけれども、そうしたらそれ以降はどうなるのかということに関しても私たちはやっぱり考えていく必要があると思っていて、それまでに乗合タクシーの普及というのをどのペースで考えていくかという議論というのはやっぱり必要になっていくのかなと。

ある程度は利用率は上げられるんやけれども、それなりの数字で終わってしまうのかなというのが今回のやりとりを通しての私の所感なのかなというふうに感じております。

ちょっと時間を少し残しますけれども、質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

4番 今岡翔平議員の質疑は終わりました。

次に、9番 福沢美由紀議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀です。

議案質疑を4点上げさせていただきました。

まず1点目ですけれども、議案第9号亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正についてです。

これは、いわゆる子供の医療費の窓口無料の条例です。窓口無料が、現在市内の医療機関に限って、未就学児に限るという条例なのを、県内全域に広げるという内容だと思うんですが、それでよかったでしょうか。まず、その内容について簡単をお願いします。

○議長（小坂直親君）

9番 福沢議員の質疑に対する答弁を求めます。

佐久間生活文化部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

先ほどお話がありましたとおり、子ども医療費助成制度の窓口無料化につきましては、昨年9月から子育て支援のさらなる充実を目的として未就学児童が市内の保険医療機関で医療を受けた場合に窓口の負担をなくす窓口無料化を市独自で実施しているところでございますが、本年9月からは窓口無料となる保険医療機関を県内全域に拡大しようとするもので、それに対応する条例の改正でございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

非常にみんなが待ち望んでいたこの窓口無料が少しずつ広がっていくことは、本当に喜ばしいことだと思います。

この所得制限についてと私は書かせていただいたんですけれども、亀山市の場合は中学校までの医療費の無料についても所得制限をかけていない、この窓口無料についても所得制限をかけていないという状況で、非常に県内でも少ないんじゃないかなと思うんですけど、それを今回のこの条例改正でも同じように所得制限をかけないということでもいいのかどうか。

県の制度が非常に所得制限がきついで、そのところを心配しての質問であります。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

現在、亀山市の福祉医療費助成制度につきましては先ほどお話しいただいたとおり、子供の場合、県下の市では極めて特徴的な制度として所得制限なしで中学3年生まで対象を拡大して実施しているところでございます。

県内の保険医療機関における窓口無料化につきましても所得制限を設けず、全ての未就学児童を対象に実施する予定でございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

所得制限はかけないということですね。

私、この子供の医療費が所得制限をかけていないところをちょっと調べたんですけども、本当に鳥羽市と亀山市だけだったように思うんです。

それで、今回こうやって広げた中でも所得制限をかけないということは、本当に亀山市の売りと言ったらちょっと下世話な言い方ですけども、本当に子供たちのこの医療、健康を亀山市が守りますよというメッセージになると思うので、私はもう少し効果的に周知をしたほうがいいんじゃないか。これは、ああ、亀山市に住もうという人をふやしていく大切なポイントだと思うんです。

私、いろんな調べた中で、あと亀山市、何かここら辺がきちっと出ていないなという思いがしたんですけど、これからの周知についてを伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

おっしゃるとおり、周知が若干足りないところがあったかもわかりませんが、しっかり今後アピールしてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

デザインよく、皆さんに届くようにしっかり周知をしていただきたいと思います。

この医療費助成ですけども、県が少しですが広げていくという中で拡大についての考えがあるんかどうかということについて、ちょっと一点お聞きしておきたいと思います。

年齢を広げるとか、あとひとり親や障がい者に広げていくというような考えがあるのかどうかということだけ確認しておきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

今のところはこの未就学児対象でございますが、拡大というのは今のところは考えていないところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

一步一步ですので気持ちもわかりますけれども、こうやって三重県に広げるということも考えていないと言っていたのが少しずつ広がってきましたので、必要性については認めておられると思うので、ぜひとも広げていただきたいと思います。

そして、この医療費窓口無料について心配なのが、県が言うところの窓口無料を始めると必要のない受診がふえてそれによって医療費がふえるんじゃないかということを心配されていて、そうい

うことによってふえた医療費については県は見ないと言っているということを聞いたんですけども、そこについてのご説明をいただきたいなと思います。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

県が今現在の制度で負担している以上の分については、今回の窓口無料化によって医療費が伸びることが予想されますので、そのふえる分については県は負担しないと伺っておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

毎年毎年、医療費というのはそのときにはやる病気も違いますし、無駄に受診をしたのかどうかなんて誰にもはかれないと思います。ぜひともそういうところについては県にも意見していただきたいし、親としては無料になるからといって無駄に医者に行くような暇はありませんし、かえって病気をもらいますし、そういうことはないと思いますので、全国もう既に始まっているのでそういうことはないと思いますので、ぜひともそういう余計なフィルターがかからないように意見をいただきたいなと思います。

続きまして、国民健康保険について伺いますが、先にちょっと済みません、議案第18号について確認をさせていただきたいなと思います。

30年度の国民健康保険の補正予算、歳入にありますこの繰入金の内容について、法定外繰り入れ、29年度に引き続き30年度も必要になったということなんですけれども、この内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

今回の3月定例会に提出しております3月補正では、一般会計繰入金といたしまして4,973万5,000円を計上しております。

内訳といたしましては、低所得者に対する保険税減額相当額の補填を目的とする保険基盤安定繰入金963万1,000円、低所得者の増加による保険税負担能力の低下や高齢者の増加等による医療費の増大など、保険者の責に帰することのできない要因に対して講じられている財政安定化支援事業繰入金10万4,000円でございます。これらの法定繰り入れにつきましては県からの交付決定に基づくものでございます。

また、それ以外に今年度の決算見込みの結果、歳出に見合う歳入を確保することが困難な状況にありますことから、法定外繰り入れとして4,000万円を計上したところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

その法定外繰り入れの詳しいところを聞いたかったんですけども、歳出に見合う歳入が、要す

るにお金が足らなかったから入れるんですということなんですけれども、具体的にどういうところについて足りないのかということがわかりましたらお願いします。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

具体的に申し上げますと、国民健康保険税が当初の見込みより下回ったということでございます。これはきのうからも申し上げておりますが、被保険者数の減が大きく響いております、現年分についてもそうですし、滞納繰り越し分についても見込みよりも少なかったということでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

年々、決算も見ておまして、非常に財政が大変なこともよくわかりますし、今回のこの繰入金についても、だんだんと人数が減っているということがこうやって財政に影響しているということも今回も言われていましたんでわかりますが、この人数が減っているということは一人一人の被保険者には責任のないことですので、仕方のない、やって当然な繰り入れなんだろうとわかりました。

それで、これも先にさせていただきたいんですけれども、議案第23号の平成31年度亀山市一般会計予算について、この国民健康保険事業の繰出金について、この内容についてお伺いします。

○議長（小坂直親君）

落合総合政策部次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

一般会計からの繰出金でございますので、総合政策部からお答えさせていただきます。

国民健康保険事業会計への繰出金のうち1,000万円につきましては、基金への積立金の財源として一般会計から繰り出す法定外の繰出金でございます。

この基金への積み立てにつきましては合併後初めて行うものでありまして、今回の議会に提案しております保険税率等の改正とあわせまして、国民健康保険事業特別会計の健全な財政運営を図ることを目的としたものでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

この1,000万という額面については私も伺おうと思ったんですが、きのう、森議員の質疑の中で、これだけ5,000万も入れなくちゃいけないということが続いている中で、1,000万で足りるのかという質疑をされていました。

改正とあわせてなので見込みで、これでいけるだろうというようなご答弁も聞かせていただきましたので割愛したいと思うんですけど、そこについては、これを入れたからといって、そのときによってはどうしても法定外繰り入れしなくちゃいけないということも判断の中ではあるかと思うんですけれども、その点について確認しておきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

国保会計では、平成29年度、30年度2年連続で法定外繰り入れを必要とする厳しい財政状況でありました。このことから、今回、保険税率等の改正を行うものでありまして、税率等の改正後におきましては健全な財政運営が図られるという見込みでございます。

したがって、今後におきまして積立金の財源として一般会計から法定外繰り出しということは考えていないところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

積立金の財源としては考えていないとおっしゃるようでした。

また、この11号の議論の中で明らかにしていきたいと思うんですけれども、この議案第11号の質疑に入っていきたいと思います。

亀山市の国民健康保険税条例、これがいわゆる私らが言うところの値上げをするというような条例改正、税率改正になってくるわけなんですけれども、今回の改正の内容と必然性について伺っていききたいと思います。

ただ、きのうから国保の質疑が何人かされている中で、皆さんが国保の問題というのは市がかぶっていく、市だけがかぶっていく問題じゃなくて、これは構造的な問題であるということがやっぱり何度か出されました。議員からも理事者側も、その意見は一致しているのかなと聞いていて思いました。

質疑に入る前に一旦確認しておきたいんですけれども、国保における構造的な問題というのは何なのかということをおそらく確認してから入りたいと思うんですけれども、これは通告していませんのであれなんですけれども、国保の構造的な問題というのは国保の被保険者がほかの保険、協会けんぽであるとか組合健保であるとかに比べて、国保は高齢者が多い、所得が低いという問題があるということなんです。

所得はほかの健保に比べて一番低いのに、所得に占める保険料、保険税の割合が一番高い、保険税が高過ぎる、これが課題であるということですね。

高齢者が多いということは病気になる人が多い、病気になる人が多いと財政が大変になるということなんです。医療費もかかってくる。こういうことを、これは厚労省の資料でもありますんで、こういうことが問題ですよ、構造的な問題ですよということを一旦確認しておきたいんですけれども、イエス・ノーでよろしいのでお願いします。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

議員がおっしゃったとおりでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

医療費がかかってくるということで毎年毎年一喜一憂することは、今回、県の統一化によってなくなったのかなと一旦思いましたけれども、やはりこれは回り回って後の納付金に反映してくるんじゃないかなということも危惧されます。

この困難は、ひとえに国が国庫支出金を6割から3割弱へ減らしたことが原因なんですけれども、だから全国知事会が1兆円の公費投入をということを言っているという状況なんです。だけれども、3,400億だったというこの状況において改めて質疑をしたいと思うんですけれども、なぜ来年度税率を改定するのか。国は消費税を上げると言っており、私たちは認めていませんけれども、消費税を上げると言っており、暮らしが大変になることが予想される。

また、それは県に統一されてまだ1年丸々たっていない、決算審議もしていない、こういう状況の中で、急いで税率改定をする必要があるのかどうかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

まず、今回の国保制度改革の目的は、国保の加入者、被保険者が高齢者や低所得者の割合が高くて、なおかつ昨年度までは運営単位が市町村でありましたことから、規模の小さい市町村、保険者は非常に財政状況が苦しくて不安定になる傾向があったことから、それを改善するために広域化をとられたということでございます。

それと、来年度に改正する目的でございますが、これはきのうからもちょっと申し上げておることと重なりますが、本年度からそのような県一体となった運営をするようになったということで、国民健康保険事業費納付金を負担しておるようになっております。

亀山市におきましては、平成22年度以降、保険税率を据え置いておまして、この間で高齢化が一層進行し、1人当たりの医療費が増加しているほか、後期高齢者医療制度の医療給付費を支援する後期高齢者支援金や、介護保険第2号被保険者として保険税を負担いたします介護納付金の増加等により年々厳しい財政状況となっております、29年度には赤字を補填するために一般会計から法定外繰り入れを行ったところでございます。

この状況は今年度になっても変わらず、2年連続で法定外繰り入れを行わざるを得ない状況となっておりますのでございます。

そのような中、今般、県から31年度の納付額が示されたところでございますが、現行の保険税率に基づく試算では事業運営に財源不足が生じることが見込まれます。また、被保険者の負担が急激に増加しないよう、県は今年度から平成35年度までの6年間につきまして激変緩和措置を講じることとしておまして、措置終了後に急激な保険税の負担とならないよう、できるだけ早い時期に保険税率の改正を行う必要がございます。

このようなことから、国民健康保険事業の安定的な財政運営のため、県が示す標準保険税率を参考に来年度、保険税率の改正を行うに至ったものでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

2年続く法定外繰り入れで財政も大変なんだということはよくよく何度も聞かされ、わかるんですけども、要は税率が改正されると値上げをする方が多くなるので、払えない、高過ぎる保険税だというのが課題だったのに上がっていくということが起こってくるわけなんですけれども、それが払えると思えるほどの所得ですね、所得が低いという課題もあったんですが、所得が上がったのか、そこについてはどうなのかお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

最近の傾向といたしましては、所得は下がっておる傾向でございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

そうなんです。全国でもそうですし、亀山でも年々所得階層、保険税が払えるような所得階層ではないといっても過言ではない方が半分以上、200万円以下でも7割、8割というような状況がずうっと続いていると思うんですね。

そんな中ですけれども、そういうことだけ聞いてもこの値上げということが妥当なのかどうかということとは非常に疑問なんです。先ほども言いましたけど、ことし初めての制度だったと。県で統一したということについての、本当に県の求める納付金というのは妥当だったのかという検証もまだされていないという段階で慌ててする必要があるのかどうか。お金が足りませんということとはよくわかったんですけども、そこについてはまだ私は疑問があるんですね。

今まで、三重県内で亀山市は保険税は安いほうであったと。14市の中で13位の安さであったということは何度も言われます。今回のこの改正で5位ぐらいに上がっていくらしいんですけども、三重県というところがどういうところなのかということをおぼろげにわかっていないとこれはだめなんだろうなと思うんです。

三重県内で保険税が安くても、全国でいくと、例えば津市は全国1位の高額保険料なんです。それで、その津市を抱えた三重県というのは、もう医療費もほとんど使っていない、全国41位という低さだし、そんな中で滞納世帯は全国4位であるとかいう県内のそういう状況を見て、差し押さえとかほかにも課題があるんですけども、本当に今回の県の統一は妥当なのか、そして私たちにかかってきているこの納付金は妥当なのかということをおぼろげに検証した上で、やはり最後に市民にはご負担をかけることがあるのかどうかということをおぼろげに考えるのが地方自治体のすることではないのかなと思うんですけども、そこについてのご見解はどうですか。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

先ほども申し上げましたとおり、今回の国保制度改革につきましては、運営単位が非常に厳しい市町村もありましたことから、規模を拡大してスケールメリットを図ったものでございます。

今回の制度改革によりまして納付金を納めることになっておるわけですが、県と県内市町で構成する三重県市町国保広域化等連携会議で検討を進めてきた算定ルールに基づきまして、厚

生労働省から示された指標や予算見込み等を用いて算定されております。

さらに、制度改正を原因とした負担増に対しましては国と県が補填を行う激変緩和措置がされており、30年度につきましては亀山市は約8,000万円の補填がされておるところでございます。

また、県における1月までの各市町に対する保険給付費の交付金支払い実績につきましては、平成30年度の予算の範囲内でおさまっている状況と伺っており、現時点では当初見込みで県が立てておったとおり、若干ちょっと多いかもわかりませんが、そういう予想どおりで推移しておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

国が見るのは、例えば人数が減ったとか医療費が、お医者さんにたくさんかかったとかそういうところについてはこの制度のせいではないので見ないと言っているのですが、私はこの人数が減ったということが一人一人の保険者の責任には全然ないので、そういうことも含めた制度改正になっていくということについては疑問だと思っています。

今回の引き上げでどれほどの値上げになるのかということをお簡単にわかりやすくお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

今回の税率改正案でシミュレーションを行った結果でございますが、国民健康保険に加入いたします全世帯が負担いたします医療分と後期高齢者支援金分というのがありますが、それを合わせた平均の保険税額につきましては年間で15万544円で、現行と比較いたしますと9,674円、6.87%の引き上げとなる見込みでございます。

また、40歳以上64歳までの介護保険第2号被保険者が加入する世帯における平均保険税額につきましては、先ほどの税額に介護分が加わりますので年間17万6,229円で、現行と比較いたしますと1万5,585円、9.7%の引き上げとなる見込みでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

21、22の値上げが1回につき十何%と上がっていましたので、それに比べたら少ないといえませんが、やはり値上げは値上げ。

法定減免のこともきょうお伺いしようと思いましたがけれども、7割、5割、2割の人数とか、それを合わせると半分以上になるとかいうことはお伺いしました。でも、減免は減免ですので、値上げ幅が少なくなるだけで値上げは値上げなんです。

ということで、この内容としてきのう資産割をなくすという決断をされたという報告もありました。資産割をなくすというのは、私たちがやっぱり低所得の方が家があるために本当に重い負担だったということがありますし、それも市がわかっているはずで少しずつ下げてきていたということもあるのでそれについてはいいことだと思えますけれども、今回ちょっとお聞きしたいのは、資産割

をなくす理由もきのう聞かれていましたので割愛しますけれども、なくなったことで税が下がる方が一定いらっしゃると思うんですけれども、それはどういう方ですか。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

今回の税率改正では被保険者均等割と世帯平等割の金額を下げる一方で資産割を廃止しておりますので、引き上げ額より資産割の廃止による減少額が大きい世帯は保険税が下がることとなります。

私どもで所得別、世帯状況別でシミュレーションを行っております、その試算では、参考程度に申し上げますと、所得50万円以下の2人世帯や所得がない3人世帯の階級では平均保険税額は引き下がる試算結果となっておりますが、これはあくまでもそれぞれの世帯の状況によって上下はいたしますので、あくまでも参考としてご理解いただきたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

少しでしょうけれども、下がる方も見えるということですね。

それで、今まで進めていますとやはり新たな減免制度はこんな所得も下がっているのにやっぱり上げていくということなんですからね。本当に私たちはこの改正にすべきでないと思っていますけれども、新たな減免制度と例えばセットでやっていくとかそういう考えはないのかな。

おととい代表質問で服部議員が言いましたような、例えば均等割の減免も含めて市は国保法の77条で規定されているとおりにこういうことをやっていけますので、そういう考えがないのかどうか伺いたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

市独自の減免制度についてでございますが、おとともお話しさせていただいたんですが、今回の広域化に伴いまして策定されました三重県国民健康保険運営方針にも、被保険者の負担の公平性から将来的には県内どの地域に住んでいても所得水準、世帯構成が同じであれば保険税も同じであることを目指すとされておりまして、また実際、県内の市町におきましても子供に対する被保険者均等割の減免等独自の保険税減免を行っているところがないという状況を考慮いたしますと、亀山市だけが独自の減免制度に向かうことは、将来的な保険税率の一本化に向けて、県、あるいは他市町とともに進めようとしているこの方針には矛盾することとなりますので、現時点では難しいものと考えております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

県内の統一一本化ということと市民の命を守るということとてんびんにかけたときに、どちらが大事かということだと思っておりますね。

次に移りますけれども、保健事業についてちょっと伺っておきたいんです。

やっぱりこの医療費が下がったら税は少なくて済むということがありますんで、亀山が一体どう  
いう病気が多いんかとか特性を見きわめた上で保健事業をしていかなくちゃいけないと思います。  
そこについて余り予算がふえていないというところが課題かなと思うんですけども、そこについ  
て伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

第2期国民健康保険事業実施計画、データヘルス計画を平成30年3月に策定いたしております。

このデータヘルス計画における亀山市の現状分析におきましては、例えば死因、亡くなる原因の  
割合を見ますとがんが最も多く、次に心臓病、脳疾患となっておりますけど、全国、三重県と比較  
しますとがんによる死亡は低く、心臓病による死亡が多いという傾向となっております。

また、医療費と疾病別に統計いたしますと生活習慣病患者の医療費が高くなっておりまして、亀  
山市における健康課題といたしましては、生活習慣病の重症化予防対策がとても重要であると考え  
ております。

このことから、特定健診の受診率の向上や本年度から実施いたしました糖尿病重症化予防などの  
保健事業を健康福祉部や医療センターなどと連携して横断的に取り組んでまいりたいと考えており  
ます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

本当にやっていただきたいんですけども、県の統一化というのは全国でも本当に本気で取り組  
んでいるところはほとんどありません。そこを余り重要視しないで、市民の命を守ることを重要視  
してぜひともやっていただきたいなと思います。

質問を終わります。

○議長（小坂直親君）

9番 福沢美由紀議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前11時10分 休憩）

---

（午前11時19分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番 伊藤彦太郎議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、通告に従いまして質疑をさせていただきます。

今回、議案第1号、議案第11号、議案第13号の3議案につきまして質疑を通告させていただ  
いております。

まず最初に、議案第1号亀山市鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源を守り継ぐ条例の制定に

ついて通告をさせていただいております。

この条例につきまして、長いので源流域条例と言わせていただきますけれども、2つの項目を通告させていただいておりますけれども、まず1点目としまして、自然環境と歴史的資源を守るために講ずるべき必要な措置とは何かということを書かせていただいております。

この必要な措置ですね、この鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源を守るために、第6条で鈴鹿川等源流域における生物の多様性を確保する必要な措置とありまして、第7条では鈴鹿川等源流域において森林の区分に応じた森林及び地域の特性に応じた農地の保全及び活用を図るための必要な措置、第8条で鈴鹿川等源流域の自然環境の保全を図るため必要な措置、そして第9条で鈴鹿川最上流域における歴史的資源の保全及び活用に関し必要な措置と、こういった措置を講じるとあります。

第6条で生物の多様性、第7条で森林・農地の保全及び活用、第8条で自然環境の保全、それで第9条で歴史的資源の保全・活用、こういったことを守っていく措置をしていくというふうに書いてあるんだわなというふうなのがわかるわけですけども、じゃあ、この措置とは一体具体的にどのようなふうなものなのか、この点につきまして考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

13番 伊藤彦太郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

佐久間生活文化部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

本条例の施行により講ずる必要な措置につきましては、条例で規定いたしましたとおり、先ほど議員もおっしゃいましたけど、生物多様性の確保、森林の区分に応じた森林の保全と活用、また地域の特性に応じた農地の保全及び活用、鈴鹿川最上流域における特有の歴史的資源の保全及び活用などに関するものでございます。

具体的な取り組みといたしましては、平成32年度の策定に向けて進めております亀山市生物多様性地域戦略や、森林環境譲与税を活用した森林経営管理法に基づく森林経営管理事業の取り組みなどを進めてまいりたいと考えております。

そのほかにも、現在取り組んでおります森林環境創造事業の展開や、鈴鹿川源流の森林づくり協議会における産学民官による取り組みのほか、亀山七座トレイルなども含めたさまざまな措置を講じてまいりたいと考えておりますが、各条項の必要な措置につきましては今後具体的に検討してまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

これから考えていくということで、この条例でどうしようということじゃなくて、今後のそういった具体的な取り組みにこの条例からつなげていくんだということなんだというふうに理解させていただきました。

その中で一つ、昨日、鈴木議員、岡本議員とかからも質問がありまして、特に森林関係とか環境関係とかの話がありました。

私は、この歴史的資源の話をちょっとさせていただきたいなというふうに思うんですけども、

先日、中日新聞の記事なんですけれども、2月14日の鈴鹿亀山版で坂下地区の片山神社の話が出ておまして、地元の人口がどんどん減ってきてこの片山神社さんの維持が大変厳しくなってきました。以前あった拝殿とか本殿とかが焼失によって焼けてしまって、なかなか昔どおりの形じゃなくなってきてしまっているとかそういうふうな形の話でして、今回その源流域ですね、特にこの最上流域、鈴鹿の地名の由来ともなったという話でありました。

この片山神社さんのある場所が坂下字鈴鹿山、鈴鹿という地名が入ったのは唯一ここだけ、鈴鹿山ではなかったかなという話を聞いたこともあるんですけれども、この片山神社さんで祭っている祭神というのが倭姫と言われていまして、この倭姫とたまによく同一視されているらしいんですけども、鈴鹿姫とか鈴鹿権現とかそういう伝説がありまして、さまざまな伝説伝承が入り乱れてしまって、本当はこの瀬織津姫というのが本当らしいんですけど、ただそういうふうな話の中で、そもそも山岳信仰の中でこの鈴鹿山信仰というのが存在していた。鈴鹿山とはこの坂下の三子山のことではないかと言われていたと聞いたことがあるんですけれども、そういった鈴鹿山信仰の山岳の祭神というのが集められたのがこの片山神社さんであったと。まさに今回のこの条例の示す歴史的資源とはこの片山神社さんを指すんだろうかなと思ひまして、そんなふうに思ったわけなんですけれども、この辺、市長の思いもかなりあるんだろうなと思うんですけれども、一言、この条例があることで、先ほどこの片山神社さんに対する本殿とか拝殿の部分の話もありましたけれども、市には文化財保護条例とかいうのもありまして、従来の文化財保護に対する施策もある中で、さらにこの文化財保護条例を強化したりとか、特にこの源流域に関して、あるいはその文化財保護条例とか従来の制度では補い切れなかったようなところまで措置をしようとしていくのか。

要は、こういった例えば今回の片山神社さんのようなケースに対して、この片山神社さんの復興の実現につながっていくというような具体像なのかというふうに私は感じたんですけれども、そういった思いが市長にあるのかどうか、その点を聞かせていただきたいと思ひます。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今、議員がご紹介をいただいたような坂下地区にかかわる長い歴史的な経過とかお話とかというのはたくさん蓄積をされておると思ひますし、その象徴の一つが今片山神社ということでご紹介をいただいたところでございます。

具体的に、この条例は当然鈴鹿川の源流域の自然、あるいは歴史文化を守り、次世代へ継承していこうと、これを全市的に取り組んでいこうという思いを明文化していくということではありますが、今おっしゃられる片山神社の復興等々に、間接的にはそういうことも含めたことは当然施策事業の中ではあろうかと思ひますし、現に片山神社の復興ということにつきましては、これは歴史まちづくり法の歴史的風致維持向上計画の中に位置づけて、文化財事業としてこの10年続けて進めてきておるところであります。

とりわけ、地域の皆さんがこの事業の枠組みの中で、今現地へ行っていただくとわかりますが、ここ数年、非常に整備が進められてきておるところでありますし、老朽化した建屋を撤去するとか、こういう動きが今地域を中心に展開をされてまいりました。これはこの条例云々というよりも、歴史まちづくり法に基づきます計画に基づいて展開がなされてきておるところであります。

しかしながら、具体的にこれで片山神社を直接ということではありませんが、総体的にこの源流域、特に鈴鹿という地名の由来はまさにこの源流域のこの地域にあらうかというふうに思いますので、そういうことも踏まえて時代とともにほとんど市民の皆さんにも伝わっていかない、そういう時代であります。この機会にしっかりそれを共有していくという意味も含めて大変重要だというふうに思っておりますが、この条例をもって直接片山神社の復興にということではないようにご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

この条例をもってということではないということでしたけれども、当然、この条例でないというのは先ほどの佐久間部長からの答弁でもありましたように、要はその向こうにある施策につなげていくということだと思っておりますので、そういう意味でお聞きしましたもので、ただ、現時点ではこれからのいろいろと具体的なことは考えていっていただくというので、それに期待したいとは思いますが。

その中で、2点目なんですけれども、鈴鹿川等源流域と鈴鹿川最上流域との政策上の違いについてというふうに通告させていただいておるんですけれども、先ほど6条から9条まで4つの項目について必要な措置というのをちょっと引用させていただきましたけれども、その4つの項目の中でそれぞれ鈴鹿川等源流域におけるというふうに続いておったのが、先ほど言った歴史的資源の保全活用については最上流域に限られておるわけですね。これは、最上流域というのは鈴鹿川と加太川の合流地点よりも鈴鹿川の上流と。以前にも、なぜ加太川の上流は含まないのかと、かなりこの鈴鹿川の水量としては実は鈴鹿川よりも加太川のほうがほとんどその水量が多いと。実際、そういう意味では水源という意味で守り続けているのは加太地区のほうじゃないかという話もさせていただきました。

そういう意味で、鈴鹿のほうの歴史的な部分で鈴鹿川の源流のほうなんだよみたいなことがあったんですけれども、ただ今回、この条例を見ている中で、前文には「鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源に改めて誇りを感じ」とあります。鈴鹿川等源流域の歴史的資源なんですね。それで、「その自然環境をかけがえのない財産と守り、次世代に継承していくため」とある。これは最上流域ではなくて鈴鹿川等源流域のことを前文で示している。

そして、目的においても「鈴鹿川等源流域の自然環境及び歴史的資源（以下「鈴鹿川等源流域の自然環境等」という）」とかあるんですけれども、つまり目的のほうでも最上流域ではなく鈴鹿川等源流域の歴史的資源を守っていくんだとあるわけです。

前文にも目的にも最上流域ではなく源流域という記述になっておりまして、前文・目的でその源流域を守っていくとなっているわけなんですけれども、そうしますと前文と目的と、一方でこの第9条の鈴鹿川最上流域におけるというところが若干整合性がないのかなというふうに思われますけれども、この辺の最上流域なのか源流域なのかというこの辺の目的、前文と実際の条文との整合性のなさ、これは一体どういうことなのか、その点についてお考えを聞かせていただきたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

鈴鹿川等源流域の中でも鈴鹿川最上流域にある鈴鹿峠周辺につきましては、先ほどからお話が出ておりますが鈴鹿の地名の発祥の地であると言われ、鈴鹿峠や鈴鹿東海道等の本市の物流的な基軸であるとともに、歴史的風土が形成された地域でありますことから、まずもって鈴鹿川最上流域における特有の歴史的資源の保全及び活用に関し必要な措置を講じようとするものでございます。

しかしながら、鈴鹿川最上流域以外の鈴鹿川等源流域におきましても多様な歴史的資源が多数あることは認識しておるところでございまして、例えば加太地区では大和との関係で人や物が往来する地理的特性によりまして、壬申の乱の関係とか、あと大和地方との交通路であります大和街道や鉄道遺産もございまして、野登のほうでは鈴鹿山脈を越える西日本と東日本の境界域をつなぐ交通路ということで数多くの歴史的資源も存在しております。

これら歴史的資源の保全・活用に関しましても地域と相談しながら市として対応していくという予定でございまして、あくまでも全域を歴史的資源の対象としておりまして、その中でもやっぱり鈴鹿の地名の発祥の地というこの最上流域についてはまずもって取り組んでいくという、力を入れていくということで考えております。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

私ももう一回質問で聞こうかなと思っておったような具体的な加太地区の資源とか、その辺もちょっと言っていたかと思えます。

おっしゃるとおり、本当に各地区それぞれがさまざまな資源を抱えていて、この源流域全体がですね。それで、この条例提案の説明の中にもありましたけれども、なかなかその地元の方だけでは維持が難しくなっている。これは本当に最上流域だけに限ったことじゃなくて、源流域全体、中山間全体に共通していることだと思いますんで、佐久間部長の答弁でまずはきっかけというか、この最上流域から始めていってということ、それを全市的に広げて、全市的にはもちろんなんですけれども、この源流域全体に広げていきたいようなそういうイメージなのかなというふうに思ったんですけども、最終的に源流域全体にこういった歴史的な資源の保全、こういったことも広げていくぐらいのつもりだという考えでいいのか、その点、もう一度確認させていただきたいと思えます。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

自然環境と、あと歴史的資源、どちらにつきましても鈴鹿川等源流域全域にまたがるものでございますので、しっかりとその辺については取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

ぜひ、そういう方向でお願いしたいと思います。

それでは、続きまして議案第11号亀山市国民健康保険税条例の一部改正について、改正の必要性についてということで書かせていただいております。

今回、昨日から福沢議員、森議員、岡本議員のほうからもありましたけれども、今回かなり厳しいような状況になってきたということでこの税率改正のような感じの話であるんですけども、そもそも前回の改正が平成21年度だったと思います。当時もかなり議論があったと思いますけれども、当時もやはり今後持続的にやっていく上では必要なみたいなお話があったわけですけども、その当時、改正時の制度設計として今日のような事態は想定されていたのかどうかというのが非常に気になるわけですけども、そもそもなぜこういうふうな、当時としても多分持続可能なようにやっていたと思うんですけども、制度設計を。それがこういうふうになってきた原因というのは一体何だったのか。

昨日からの質問の中でもいろいろと答弁で何かその辺の雰囲気を感じられる部分があったんですけども、改めてその辺を確認させていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

まず、前回の引き上げにつきましては平成21年度、22年度と2カ年に分けて引き上げております。その後につきましては、きのうちょっとご説明申し上げたんですが、被保険者の状況につきましては特にここ数年、28年度、29年度と前年比3%ないし4%という大きな減少をしております。

また、後期高齢者に移る方がふえるわけですが、それに対して国保が支援する後期高齢者支援金というのもございます。その辺がふえておるといふのと、あと国保自体でも前期高齢者が、前期高齢者と申しますのは65歳から74歳の方なんですけど、そちらの占める割合が平成22年度には36.8%であったものが29年度には48.1%と非常に前期高齢者の割合がふえておるといふことで、全体的にその被保険者が少なくなっておるといふこととその前期高齢者の割合がふえておるといふことで、まず被保険者の数が少なくなっておることと税金にすごく影響しております。平成25年度には全体で9億1,357万円あったものが平成29年度には8億2,722万円と減少しておると。

そして、医療費につきましては平成22年度1人当たりの医療費が30万7,490円であったものが29年度には37万2,644円と大きくふえておるといふことで、その辺のことから国保会計の歳入歳出の差し引き額につきましてはここ最近非常に厳しい状況となっておりまして、平成29年度には5,800万円の法定外繰り入れを行いまして、今年度も5,487万円の繰り入れを行わざるを得ない状況となっておるところでございます。新制度によりまして県に支払う納付金が支払えない状況となっておることから今回改正を行おうとするものでございます。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

そんな中で改正がなされるわけですね。

先ほど、福沢議員からの質問の中でも財務課のほうから今回の改正でその辺は健全化されるような感じがありましたけれども、今回のこの改正によってその辺は、特にこの法定外繰り入れですね、この辺が解消されていくのか。要は、これで制度的に大丈夫なのかどうかということ、この点を聞

かせていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

新しい制度が始まって1年が経過していない現時点で32年度以降の納付金を想定することは非常に難しいところではございますが、31年度で法定外繰り入れを解消するために税率改正を行う一方で、税率改正の緩和措置として一般会計からの法定外繰り入金を財源として基金に1,000万円積み立てを行いますので、32年度におきましては税率を据え置くことと考えております。

33年度以降につきましては、年度ごとに県から決定されます納付金額と標準保険税率が示されますので、それらを参考にそのときの保険税率が適正であるか、逐次検証をしてみたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

まだこれから不透明な部分もありそうな感じがしております。

その中で、やはりこれはもちろん先ほどの福沢議員の話でもありましたけれども、昨日来からやはり構造的な問題があるんだろうとかいうこともありました。

こんな中で消費税アップの話もありますし、制度が急に県に移ってというような話の中で、もう少し経過を見守ってもいいんじゃないのかとか、そういった話はなかったのか、そういった議論は庁内で行われなかったのか、その点について聞かせていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

まず、この今回の税率改正につきましては、国民健康保険の運営協議会でこれまでに5回協議してまいりました。昨年度の国保の決算状況から税率の改正、そして県への納付金の額とさまざまな資料を提出させていただいて議論をしてみまいりました。財政的に厳しくなることは皆さんご理解いただきまして、見直しに対しては反対の意見はなかったところでございます。

財政的にこの29年度、30年度と2年続けて法定外繰り入れを行わざるを得ない厳しい状況から、庁内でも今回、値上げせざるを得ないというふうに判断しておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

かなり厳しい財政状況になっていて、やはりそういった話はなかったというようなことではあるんですけども、ただ、やはりこれは値上げになってきまして大分市民の中でも厳しいような状況になってきている中で、やはりこれはその構造上の問題、こういったことがある中でやはりこれはもう少し市としてもてこ入れしてもいいんじゃないのかというふうに私は思っております。

その中、今後まだ教民の審議もあると思いますので、その辺をちょっと見守りたいとは思いますが、それでは次に議案第13号の亀山市総合環境センター条例の一部改正についてのほうに

移らせていただきます。

この件につきましては、丸々1年以上前にこの話がありまして、当時からちょっと状況がなかなか整わなかったという部分で今回のこういった話に至ったとは思っておるんですけども、これ、運営移譲の内容というふうに質問をさせていただいております。

当時、産業建設委員会のほうでいろいろと内容は説明していただいたんですけども、その当時の内容は今さらここでは言いませんけれども、この運営移譲といいますとどういう形をとられるのかですね。民間委託するとあるんですけども、民間委託の場合は委託であるとか指定管理であるとか賃貸、売却とかさまざまな手法があるんですけども、具体的にこの運営移譲はどういうふうな内容になるのかちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

運営事業者に対しまして、敷地、建物については賃貸借契約を締結して有償にて対応するという  
ことで、その敷地で事業者が運営を行っていただくという内容で移譲ということしております。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

そういった形の手法をとるということであるんですけども、その中でこの機械が従来でもいろいろよく修繕費が上がっておったと思うんですけども、この辺の修繕とかは一体どうしていくのか。

多分、これは施設に関しては市の財産のままなのだろうと思うんですけども、この辺の財産の状況、またこの修繕費とかは一体どうしていくのか、その点について確認させていただきたい  
と思います。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

機械につきましては、新たにこの運営移譲先の相手方が購入いたしまして、そして私どものほう  
から本年度の予算で1,500万円を限度として2分の1以内の率で補助を行うということ  
しておりますので、それ以外の費用はかからないということでございます。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

特に、市、今回は一時的に補助金を出すということではありますけれども、それ以降は発生しな  
いということでありまして、そして最終的にやはり市民にとってどうかというのは非常に問  
題やと思っております。問題というか、重要やと思っております。

先日、最新の広報で既にこのコンポスト化センターが民間にという話が出ていまして、嫌みでは  
ないんですけども、早く市民に周知しなければということやとは思いますが、市民にとっ  
てどういう使い勝手のものになるのか、今までと何か変わってきてしまうのか、その点、確認した

いと思います。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

刈り草コンポスト化センターにつきましては、平成31年4月1日に民間事業者に運営移譲して、今後は運営事業者が10年間施設を運営していく計画となっております。

4月以降につきましては、これまで休館日としておりました土曜日及び祝日の開館をするほか、現在は10キログラム当たり160円の事業系の処理料金をいただいておりますが、それが運営移譲後は150円とする旨、運営事業者からも伺っておりますので、その点でもサービス向上につながるものと考えております。

ただし、民間の事業者による運営でございますので、家庭、事業を問わず全ての刈り草に処理料金が必要となりますことから、これまでのように家庭で発生した刈り草の処理に当たりまして処理料金の減免を受けようとする場合は、その場合はお手数ですが総合環境センターのほうに搬入していただくことで1日当たり350キログラムまでは免除となるところでございます。

また、コンポストにつきましては現在在庫がなく配付できておりませんが、移譲後も運営事業者によって無料配付を継続することとなっておりますのでございます。

○議長（小坂直親君）

13番 伊藤彦太郎議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時52分 休憩）

---

（午後 1時00分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、勇政の櫻井ですけれども、質疑をさせていただきたいと思います。

各項目を上げましたけれども、特にちょっと順番を入れかえてやっていきたいと思うんですけれども、まず議案第17号の補正予算のうちから検証して行って、そして本題に入っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

午前中も同僚議員の今岡議員から質問がありました乗合タクシーについてでございますけれども、まず、乗合タクシー徴収金157万円の減額がされております。当初予算においては乗合タクシーの徴収金は180万円となっております。ところが、実際徴収された金額は23万円と、これは30年10月から31年の1月までの実績やと思うんですけれども、それで登録者数が606名、1日2.8人、75歳以上の方で7,000名の対象の中で9.3%の方が利用された。

市長にお伺ひしたい。担当部局がこういうような当初予算が180万の徴収を受けておるにもかかわらず、執行予算が23万であったと。それについて、市長はどのように感じられたか、そのことについてお尋ねしたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

平成30年度の乗合タクシーの乗車徴収金であります。当初見込みは180万で見込んでおりましたが、利用実績等から最終収入見込み額を22万5,000円と見込んで、減額の補正をお願いをいたしておるものであります。午前中の今岡議員にも、この経過についてご答弁をさせていただいておるところでありますけれども、本来ならば30年の4月からこの新しい乗合タクシー制度をスタートさせていく準備をしてきたところですが、これに間に合いませんでしたので10月からスタートということになりました。そして、残念ながら当初考えておりましたような登録数、あるいは利用の伸びに至らなかったということをごさいます。しかし、それは説明不足やいろんなことも重なったというふうに思っておりますが、大変残念なことの状況でございます。

したがって、何とかこの制度をしっかりと定着すべく、議会並びに市民の皆さんからもさまざまな意見をいただいておりますので、これは新年度に向けてしっかりと対応させていただきたいというふうに改めて考えておるところであります。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

確かに、実際施行したのが10月にずれ込んだと、当初見込んだ180万が23万ですけれども、ただ、この乗合タクシー制度の市内説明会が32カ所あったと記憶しております。その説明会を32カ所やって、市民の方に周知は十分できておると。だけど、10月施行になったのは市内タクシー業者4業者のうち、当初協力会社が1社やっとなと、後ほどに1社が協力するもので10月1日から施行されたというような形でしたな。

ということは、32回市内説明会をやって、周知期間は十分にあって、その4月1日をめぐりに180万の予算を組んでおると、その前の前段階で、既に担当部局はそれだけの努力をしておる、説明をしておると。にもかかわらず、もろもろの事情で執行が23万円であったというような結果です。明らかにこの乗合タクシー制度は市民のための別途のバス路線等公共交通にそぐわん制度であったという証やと私は思っております。

要は、今回いろんな31年度の主要事業で検討されたんですけども、やはりこの乗合タクシー制度を実際、私はまず検証する前に、もう少し市民の方に十分ご理解をいただいた、本当に市民の皆様方の目線から乗合タクシー制度の構築をされれば、その協力会社のタクシー会社の意向やなしに、市としての交通手段を持たない免許返上なさる方がまた利用できる制度にしておれば、もう少し実績が上がったのではないかと私は思っておりますけれども、市長の答弁では私はちょっと納得しかねます。

この点はまだありますので、時間の都合で次に進んでいきますけれども、次に民生費ですが、30年度当初予算2,800万円の予算が組んであります。2,836万9,000円ですか。印刷費が36万9,000円組んであります。

それで、減額は300万してあります。というのは、交付実績は2,500万ということは、2,

500名の方に交付をされたというふうに理解させていただいてよろしいでしょうか、ちょっとその確認の意味でお答え願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

井分健康福祉部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

2,500万ということでございますけれども、こちらに関しましては、高齢者のタクシーの方とそれから障がい者の方が混ざっておりますので、それらを合計いたしました数字でございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

質問の仕方が悪かったので申しわけないですけれども、また部長にもう一度、障がい者の方以外の健常者の方の交付実績をちょっと再度お答えいただきたい。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

人数でございますけれども、基本的には対象者が六千数百名見える中で、交付される方もその3分の2ぐらいの三千何名かでございます。それを使われる方がその半分ということで、1,800名ほどになるものでございまして、30年度におきましては、当初、主要事業シートにもございますように交付見込み数を4,500人とする中で、この高齢者タクシー料金は進めてまいっておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

交付の数字、わかるの。

（「わかっとするもんが答えてくれ」の声あり）

○議長（小坂直親君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今29年度の実績を申されましたので、全体が6,390人の中で障がい者が359人見えますので、これを除いた人数としまして、6,031人が対象人数ということでございます。

（「実際に使った、交付した」の声あり）

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

タクシー券1万円を交付した人の人数を知りたいということを言っておるの、わかりますか。

○議長（小坂直親君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

交付者数は3,747名でございます。交付率にいたしまして62.13%でございます。

○議長（小坂直親君）

18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると今回も、わかりました。その数字を確認したかったものですから、私は単純に計算して300の減額で2,500名の方がというような形で思っておりましたが、3,747名の方に交付して、その方が使われた金額が62.13%、それであるということわかりました。

（発言する者あり）

○18番（櫻井清蔵君登壇）

まあええわ、違ったらまた後で聞くわ。

そして、次に商工費、乗合タクシー運行委託料900万円の減額と。これは当初1,008万の委託料、それで30年度の実績委託料は108万ですか。これについても、やっぱり利用者が今の話で1日2.8人、登録者数606人で、運賃が徴収金23万と。明らかにこれも当初の見込みがないもので同じような減額をされてきておるという中で、果たして市長にちょっとお伺いしたいんですけども、冒頭に言われたように、4月1日からこの乗合タクシーをやるつもりが10月になったもんで、もろもろの予算が減額されておるということですけども、明らかにこれは制度自体が市民にそぐわない制度であると、市民の利用の考え方に。市民の皆さん方がああこれはなかなかええ制度やな、これはどうしても積極的に利用をせなあかんという意識がやっぱり薄い制度であると思います。

そこら辺の反省をして、今回新しいことを考えておるんですけども、それで、これはこの補正関係のことですけども、ちょっとこの今回の新年度予算に移っていきたいんですけども、21款諸収入、第4項雑入、第1目雑入の乗合タクシー徴収金が1万円計上してあります。

これは恐らく、利用者がどこまで利用していただくかわかりませんから、予算科目にこの科目をつくってもらわんことには徴収したお金がどこへ行ったかわからんと、その一つの科目やと思っています。それは理解できるんですけども、その下の第3款の民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、高齢者・障がい者（児）タクシー料金助成事業2,836万9,000円。これが前年度並みに同額の計上がしてありますんですけども、さっき言うた徴収金の1万円の中で、この乗合タクシーに関するお試し券3,000円を、タクシー助成金を取得された方に、代表質問のほうをして確認もさせてもらおうたんですけども、タクシー券を交付してもらうためには、乗合タクシーの登録をせんことには交付はしないということですか。

というのは、私は従来、田中亮太さんが市長をやってみえるときに、ひとり暮らしの高齢者家庭には1万5,000円の交付をしておったと。櫻井市長が21年から就任されて、75歳の高齢者2人家族、2人の高齢者がいたら、それぞれ1万円交付するということでありましたな。今回、この制度で3,000円のお試し券をやるということは、私はタクシー券の使い勝手ですよ、市内の巡回バスがワンコインで移動できる方はこの500円は使われる方は非常に少ないんじゃないかと思うんですよ、お試し券も。

だけど、バス路線が手薄なところ、そこの方が恐らくこのお試し券を使うんですけども、そうするとやっぱり今の公共交通機関の中で、市内で俗に言うさわやか号というんですかね、あのバスは割に時間帯が緻密にダイヤを組んであると。だけど、周辺地域のバス路線については朝、夕方ぐらいで非常に手薄やと。だから、高齢者の方が移動手段に恐らくこの500円を使われると思うん

ですけれども、そこら辺の振り分けというんですかな、そういうようなことを考えたので、タクシー助成金の3,000円のお試し券の交付をされるのかということを考えるということはありませんのかな。そういうような考えはない、もう一律で何でもええで500円を3,000円分出するという考え方でこの3,000円を考えたのかどうかということ、ちょっと確認したいんですが。いかがですか、市長。あんたの政策やもん、マニフェストやんかな。部長のと違うやん。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

代表質問でも申し上げてまいりましたが、地方の中小都市が高齢者の皆さんの移動の手段をいかに確保していくか、公共交通が十分じゃない亀山市を含むような都市においては、どういう仕組みでもってそれをカバーしていくのかというのは、極めて重要な政策というふうに認識をいたしております。

そういうことの中で、私どもはさまざまな研究やいろんなことを議会のご意見、それから市民の皆さんのご意見を含めて、これからさらに高齢化が加速してまいりますし、免許証の返納も進んでまいりますので、持続的にできる仕組みをぜひ検討していこうということで検討を重ねてまいりました。

議会からはこれは早くから、豊田議員であったと思いますが、デマンドタクシーのご提案をいただくことで、本当にこの10年近く、こういう問題につきましては研究を重ねてきたところであります。残念ながら、この30年度の実績はうまく登録や利用者にはつながりませんでしたので、私どもはぜひこの乗合タクシーの制度をしっかりと機能させるように、これは議会からのご意見もいただいていますけれども、努力をしていこうということで、今回、この制度を本当にご理解いただくためには説明も不足をしておったかわかりませんし、実際これを体験していただくということの中で、少しそのご理解が一層進んでいくんだろうというふうに思っておりますので、しっかりこれを説明し、また乗車体験券でご体験をいただいて、そのきっかけにつなげていきたいというふうに思っております。

それから、ちょうど議員ご案内と思いますが、きょうは各報道機関で昨日の国の未来投資会議でタクシーの相乗りを全国で解禁するという方針が決定をされたというふうに報道がなされておりました。いわゆる相乗りの導入によって、利用者が低廉な料金で移動することを可能とするための仕組み、国土交通省は2019年度中の実現を目指すという報道でございました。詳しくはまだわかりませんが、本当に亀山を初め同様の課題を抱える自治体やそういうまちはたくさんあると思います。私どももしっかりこの制度を機能させるように新年度努力をいたしてまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

だから、基本的にこの乗合タクシー制度というのは、基本的に市長が、それは公約で掲げた中でどうしてもせんらんとおっしゃって、担当部局も、今副市長席に座っておる西口君が部長をやっておるときからこれをやっておるけれども、当初デマンドということを豊田君がずうっと言ってみえん

ですけれども、これは玉城町でやっているんですけれども、玉城町の場合のシステムは、豊田君が専門やで僕は裏で聞かせてもろうたんやけれども、各施設にタッチパネルが置いてあって、それを押して、東大の学生がソフトを100万ぐらいでつくって、それでタクシー会社と連携してやっておると。玉城町は町全体の面積が小さいから、そのバス運行者も簡単にできると。

だけど、まず私が指摘したいのは、今、これは本当に失敗していると思うんです。失敗の原因は、まず市民の皆さん方の要望に十分応えていない。それからタクシー業者、市内4業者との協議をしていない、協力を得られていない。本来なら、こういうようなことをやるためには、まず第一にやることは、市長はこの乗合タクシーをいろんな予算をつけて予算編成するんですけれども、もう一遍再構築するんやったら、市内4業者のタクシー会社としっかりひざを、担当部局に任さんと、あなた自身がひざを突き合わせて、できるならメーター料金で支払いをするから、市民の皆さん方の負担は、Aブロック内やったら500円、AからBへ行くんやったら1,000円、AからCへ行くんやったら1,500円払ってもらうけれども、メーター料金で支払いをするから、だから協力してくださいと。なおかつ、この受付業務、その業務が皆全てタクシー業者に任せきりなんですよ、行政は金を出すだけです。だから本来なら、乗合タクシーの申し込みを行政が1人担当者を置いて、それを受けて利用者の方に連絡を取り合うてそしてやると。

もう一点が、その市内270カ所の各自治会の待合所、それから特定の待合所、そこへ行く、青から赤という部分でこれを規定しています。だから、ちょっと言うとその特定のところをふやしましたと言うていますが、やっぱり市内を移動される高齢者の方は、確かに買い物にも行く。だけど、やっぱりまたその方の友達が、私は関でいうと新所ですけれども、例えば新所の人が亀山の西町へ来るといふんやったら西町の停留所へ行くための青から青へ行けるようなシステムがあるというようなことにすれば、もっとこの利用者の方はふえると思う。

そういうような考え方を、物事を変えてきた中でこういうような予算計上をすべきやと私は思う。そういうようなことは一つも考えていない。時間を前後30分ずらしましたよと、それ以外はタクシー事業者が繁忙期やもんであきませんというの、市長がやっぱりその業者の方々とひざをつき合わせて、市民の移動手段を確保するための私の施策やと。だから、あなた方は協力してくれと。そして、できるなら行政のほうでその受付業務は全てやるから、あなた方は行政の指示に従ってどここの時刻にこういうふうな方を迎えに行ってくださいと、それでご利用していただきたいというふうな制度構築をするのが、行政の市民に対する行政サービスやと私は思う。そういうふうには考えられませんかな。ただ時間をずらしたとか、この何やらお試し券を出すとか、それから、乗合タクシーの券を再復活して、それを、私が言うなら、それを受け取りたかったら登録をきなさいと。余りにも上目から見た予算編成ではないかと私は思う。そういうふうには思われませんか、市長。

今も3,747人の62.13%、2,334人になる。仮に2,334人の方が、障がい者の方も見えるかわからんやけど、今それこそ、そのような中でやっぱり予算というのは市民のための予算にしてくださいよ。そういうような努力を今から市長自身が、この予算でこの議会では認められて、このままの今の考え方で進めていくのか、まだもっともっと検証せなあかんと思うんです。そういうふうな中で、市長は今後どういふような形でこの予算執行をやっていくのか。それから、また担当部局に指示をしていくのか。その意気込みをちょっとあれば、なかったらないと言ってもらったらよろしいで、ちょっとでもあれば、今後の意気込み。市内業者のタクシー業者等、まだ2

業者あります。その業者と協力依頼をしていった中で、この乗合タクシー制度を何とか構築したいという考え方があればちょっとお教え願いたい。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この新しい乗合タクシー制度を、きっちり亀山市に定着を私はできると思っておりますし、将来的には今少し触れていただいた、玉城町の例を出していただきましたが、スマホであったり、インターネットを活用したようなそういう予約の仕組みへ将来的に展開ができるだろうというふうにご思っております。

そのためには、しっかりとこれを、今こういうところで足踏みをしておるといふことではそういうところへ到達できませんので、しっかりこれを前へ進めていくということに私どもは努力を重ねていきたいというふうにご思っております。

あわせて、市内にありますタクシー事業者のご理解やご協力や、またその受け皿としての力をおかりしながら、これは展開をしていかななくてはなりません。タクシー業界も津の三交タクシーさんが運転手不足で営業所を閉められるというふうにご報道で伺っておりますけれども、そういう状況の中で、どのように私どもは知恵を絞ってやっていくのかというのは大きなテーマでございますので、新年度、この新しい制度が定着できますように、今回は工夫を加えてご提案させていただいております。予算をしっかりと、新年度は定着に向けて努力をいたしてまいりたいと考えております。

ただ、議員が一つ事例として出されました、その予約や配車というか、取りまとめを行政がみずからやっていくようなことにつきましては、それはやっぱり全然考えておりませんので、そこについてはいろんな手法はあろうかと思っておりますが、亀山市としては亀山にふさわしい、今の仕組みをしっかりと定着させることが大事だと思っております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

いや、この予算を執行するためには、まずその乗合タクシーの受付業務は市が担当したらなあかんですよ。私もタクシー業者に勤めた人もよく知っていますし、配車係をした人もよく知っています。次から次へ電話がかかってきて、はい、シャープの工場前へ来てください、市役所の前へ来てください、駅へ何時へ行ってくださいと各企業から電話がぼんぼん入っていましたよ。その合間に、乗合タクシーの申し込みが来ますわ。すると、乗合タクシーはこのタクシーの依頼の場合は、はい、了解しましたと。それでその運行管理者は、何号車は何時にどこどこへ行きなさいというだけで終わりですよ。だけど、この市民の利用される乗合タクシーは予約、それから相乗り等々のことを調整して、再度、いつ幾日にこの方と一緒に乗って行ってくださいよ、ここで待っておってくださいよとタクシー会社が言わんならんですね。その手数といたら、小規模のタクシー会社だと、それは1人の俗に言う運行管理者、オペレーターの方がやっておるんです。無理なんですよ、タクシー会社としては。であったら、別途に受付業務のための、これは人件費も要りますよ。それは二、三百万円は要ると思う。その二、三百万円をその協力会社に半分に割って150万ずつここへ業務の委託料ですよと、一部ですよというようなことをやれば、もう少し、そのタクシー事業者

の協力も得られると、それで、この乗合タクシーという制度がもっとよくなるやろうと私は思う。

それから、先ほども言いましたように、青から赤やなしに青から青に行けるように、やっぱり巡回型のタクシーにするべきだと思います。それ以上は言うとおともう8分ぐらいですから、あと駅前への債務負担行為のこともありますし、駅前のことも、予防接種もありますけれども、これはもう予算決算委員会でやります。もう時間がありませんもんで、何はともあれ、乗合タクシー、それじゃあ、もう一つだけお尋ねします。

今回、従来のタクシー券交付が本年度予算2,836万9,000円計上されました。これっつきりですか。この乗合タクシーが利用率何割まで、50%まで達したらこのタクシー券の交付をやめるのか、大体その目安はつけておると思うんですよ。私は、俗に言うこの制度が70%、この乗合タクシーの利用率、利用者が上がってきた場合にはタクシー券の廃止をされるのか、その率。大体どれだけのめど、俗に言う過半数、5割といたらあれですけども、50%、この乗合タクシー利用者がふえた場合にはタクシー券の交付事業はもう廃止するのかどうかということを一遍、市長、そこら辺の思いをちょっと聞かせてください。

もし、それを達成するまではこのタクシー券を継続するのか、しないのか、それを確認したいんです、市長。今年度だけか。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

いずれにせよ、新年度はこの定着に向けてしっかり対応させていただくということでありまして、何%を達成したら今のタクシー料金チケットの事業をやめるかどうか、そういうことではございません。また、新年度において、1年間の延長をさせていただいて、私どもとしてはこの1年間、先ほどの新しい乗合タクシー制度の定着をしっかりと目指すということが、まず第一義的なことだというふうに認識いたしております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、ある程度目標数値はないと。そうすると、もう32年度はないかもわからんと、私だけが認識させてもろうたらええのか、それか議会の決議したことも、それからこのタクシー券の存続のために署名活動をされた方たちの思い、乗合タクシー制度がどれだけの利用率になったときには、このタクシー券の交付事業をもうやめますというのは、前回の議会のときに、教民の資料やったと思うんですけども、31年度においてはタクシー券の交付を廃止しますということを広報でお知らせしますということがわかったもので、議長のいろいろなご配慮で、議会決議という形で議会全員がタクシー券存続の決議をさせてもろうたんです。

やっぱりその目安、乗合タクシー制度が利用率何割となった場合にはタクシー券をもう廃止するという目安は当然持った中で予算編成をしていくのが本来の予算執行者の責務やと、市長としての責務やと私は思っております。

そういうような中でこれを聞くと、また4分36秒ですので、最後に議案第4号亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について、こういうのがあるんですけど、この手元にある減額

の資料には、市長のみですのやな。94万5,250円を2カ月間、100分の10を減らして84万5,750円とすると。市長が全責任とるのは当然のことやけれども、市長のみの提案になっておると。それで、基本的にこの不祥事を起こした担当職員も懲戒免職で解雇しました。それは、この担当職員とも私も20年以上のつき合いをしていますけれども、だけど、何があれですけど、解雇を決定されたと。

1点、ここで聞きたいけれども、今回の入札に関しての補助金交付団体、その方に対するペナルティーというのかそういうようなものは、当然ですがあってしかるべきやと。

市長は当然、それは2カ月で20万円ぐらいですから、大事なお金ですけどね、20万のお金も。お金というのは大事なものですけれども、だけど、そこら辺の市長だけの減額だけでこの問題は済まんと思う。後ほど、伊藤君から一般質問のときにいろんなことを聞いていただくんですけど、これは市長のみの責任やったんか。その後、補助金1,000万円以上に関する事項については、市が全て監査するというので改正されましたわな。

1点だけであれですけども、補助金交付団体に対するこの不祥事による行政としての対応策、それについて市長はどういうふうにお考えになっているのか、何も考えていないなら考えていないと言ってください。お願いします。

○議長（小坂直親君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず1つ、職員の責任という立場では、市長が今10%、2カ月の減額を行わせていただいておりますし、あと、補助金交付につきましては、補助事業の目的が達成されておりますことから、まずはこの補助金の交付に関しては適正であったというふうに判断をしております。

また、当該事業に対して国から、交付金については当該事業を受けた三重県による額の確定調査を受けたところでごさいます、補助金の過大交付には当たらず、補助金の返還に至るような指摘は現在受けていないというところでごさいます。

それと、今後の対応でございしますが、やはり、これにつきましては職員のコンプライアンスに係る問題がひとつ大きいというふうに思っておりますので、まず、さまざまなコンプライアンスの規定に対して、もう一段、透明性・公平性を高めるために、条例の制定ということについても検討いたしますし、あと補助金全体の交付事業のあり方、また内容につきまして、これは深く調査をする必要がございますので、庁内の中に内部監査システムを導入して、補助金全般のあり方、それと適正化について、今後調査をしてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

もう時間も迫りましたもので、だけど、いろんな補助事業があります。10万から1億、2億といろんな補助金があります。だけど、限られた財源の中で市民要望を達成するためには、やはり一極的な補助要望とか、そこら辺をきちっと全市を見た中で土木にしる、建設にしる、農林にしる、福祉にしる、適正な制度構築を再度やっていただきたいと思えます。ありがとうございました。終わります。

○議長（小坂直親君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時44分 休憩）

---

（午後 1時54分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番 豊田恵理議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

それでは、通告に従い、議案質疑をさせていただきます。

本日これで議案質疑終了でして、私が上げましたのが主に2点、議案第1号亀山市鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源を守り継ぐ条例の制定について、こちらにつきましては、私で4人目の質問となりますので、重なる部分などは省きながら質問をさせていただきたいと思います。

まず、今までの答弁の中で、さまざま条例の意義なり、お話を聞いてきていまして、少しちよつとずれると思うんですけども、私は、この条例を制定するに至るまでの経緯と目的についてということで通告をさせていただきました。というのも最近、山林に関する社会問題のニュースが後を絶ちません。昨年7月の西日本豪雨では、山林に設置されました大規模な太陽光パネルが土砂崩れですべり落ちたり、またつい最近では三重県の紀北町や尾鷲市で建設残土が都市部から大量に投棄されて問題になっております。どちらも広大な土地を必要とし、また人目の行き届きにくい山林の中で起きている問題です。そして、どちらも管理が難しくなった山林を低価格で手放された土地で起こっております。

今のところ、亀山市ではそのような被害はないとは聞いておりますが、こういった問題に直接規制をする法整備というのが必要であるということで、地方の自治体では動き出しているというふう聞いております。

そこで今回、この条例をつくろうと考えるに至った経緯にこのような問題が何かしら関係するのか、また、どのような目的でこの条例をつくるのかについてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

8番 豊田恵理議員の質疑に対する答弁を求めます。

佐久間生活文化部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

この経緯でございますが、亀山市では第2次亀山市総合計画における基本施策、自然との共生の施策の方向に掲げます自然資源の保全、また戦略プロジェクトの地元のココロプロジェクトにおける具体的な取り組みの一つとして、本条例制定に向けた検討を進めてまいりました。

鈴鹿川等源流域には、鈴鹿の地名の発祥の地であると言われる鈴鹿峠周辺、そして万葉集にも詠まれた鈴鹿川の豊かな水の恩恵により、貴重な歴史文化が築かれてまいりました。また、鈴鹿川等源流域は水源の涵養、土砂流出の防止等の公益的機能を有しており、これらの源流域について、鉱区禁止地域の指定を受けるなど、市は公益的機能の確保をする取り組みを進めてまいりました。

しかし、この源流域に位置する集落におきましては、過疎化や少子・高齢化が進展し、そこに暮らす人々だけではこれらの源流域の自然環境と歴史資源を守っていくことが難しくなっており、こうした状況に直面する中で、先人たちが時代を超えて継承してきた鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源をかけがえのない財産として守り、次世代に継承していくためには、今こそ自然環境等の保全及び活用を明確に示さなければならないと考え、本条例の制定に至ったものでございます。

なお、現在のところ、差し迫って大規模な森林の伐採とか土地を改変する行為など、危惧されるような事案はないところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

答弁の中で、やはり管理が難しくなってきた山林を何とかしなければいけないということや、きのうからずっと、いろいろ皆さんのほかの質問の中で答弁されていた内容のことについてお聞きさせていただきました。私が心配しているような事例はないということで余り関係なさそうです。

この鈴鹿川源流域の条例ですけれども、この条例をつくることによって、これからつくった中で何を期待していくのかについてをお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

鈴鹿川等源流域の自然環境や歴史的資源と触れ合う機会を創出することによりまして、市内外に鈴鹿川等の源流を有する地域であることを広く知らしめてまいりたいと考えております。

そのことによりまして、源流域の自然環境等を大切する心の醸成を図るとともに、その自然環境と歴史的資源に愛着と誇りを感じていただき、これらの自然環境等を守って、次の世代に継承していく必要のある大切なものであることを広めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

触れ合う機会をつくったり、源流域であるということを知らしめるということで、これも答弁の中で何度も出てきたことなんですけれども、もちろん守って継承していくという中で、市だけではできていかない。だから多分今回、次の質問に移りますけれども、市の責務、市民、事業者の役割というふうに、市だけでなくいろんな方にかかわってもらおうというふうな条例になっておりますが、市の責務、市民や事業者の役割を定義づけることによって、それぞれの連携というのが必要になってきますが、その連携というのがなかなか見えてきにくいんですけれども、この連携の仕組みというのはどういうものになるのかについてお聞きをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

まず、本条例におけます市民の皆さんの役割といたしまして、行政や関係市民団体が提供します

自然環境や歴史的資源にかかわるイベントなどに参加するなどしていただき、みずから直接的にそれらと触れ合うことで、鈴鹿川等源流域の自然環境等に関心を持っていただくとともに、市民一人一人が自主的かつ積極的に、日常生活において美化活動とか生物、植物の保護活動、自然観察会の開催等の学習活動など自然環境及び歴史的資源の保全と活用に関するさまざまな活動への参画と、みずから行動されることを期待するところでございます。

また事業者の皆さんの役割といたしまして、事業者がみずから行います経済活動と事業活動の全てにおいて、鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源との調和を図るとともに、自然環境等の保全を図るため、市が実施する施策や措置に協力していただくよう努めていただきたいと考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、本条例の目的を達成するためには、行政だけでなく、市民、事業者の共通の課題として捉えておりますので、鈴鹿川等源流の森林づくり協議会というのも今年度からできておりますが、そういう産学民官が相互に連携しまして、また協力しまして施策を推進していくことが重要であると考えておりますことから、市民の皆さんや事業者の皆さんにはまたご協力賜りますよう、ご期待申し上げるところでございます。

**○議長（小坂直親君）**

豊田議員。

**○8番（豊田恵理君登壇）**

連携の仕組みということでお聞きをさせていただきました。その中でどういうことをするかというと、少し具体的なところも出てきておりまして、イベントに森林、この源流域にかかわることによってイベントに参加をしていただき、みずから触れ合ったり関心を持っていただく。また、事業者に関しては経済活動と環境の調和をするために協力していただくということなんですけれども、こういったイベントであったりとか、今までも事業者の方々の参加とかというのは、既に今までも行っていると思います。その中で、またこの鈴鹿川等源流域の条例をつくることによって、今以上の効果というのが期待できるのかどうか、余り変わらないような気がするんですが、その辺はどうお考えか、お聞きしたいと思います。

**○議長（小坂直親君）**

佐久間部長。

**○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）**

今回の条例の制定によりまして、基本的なかかわり方について異なるものではないとは認識しておるところでございますが、先ほどおっしゃっていただきましたとおり、鈴鹿川等源流域には平成20年度から10年間、市内企業11社と1グループ企業と市民・行政で組織しましたかめやま会故の森環境整備協議会によりまして、関町市瀬の市有林を市民の皆さんの情操教育の場、憩いの場として整備してまいりました。

また、26年の9月からは関町沓掛で味の素AGF株式会社が、平成29年4月から関町坂下で本田技研工業株式会社が、企業の森として森林の環境保全に積極的に取り組まれております。

本条例の目的を達成するためには、行政のみならず、市民の皆さんや事業者の皆さんも共通の課題として捉えて、改めてより一層源流域に目を向けていただきまして、源流域の自然環境と歴史的資源の保全・活用に関する施策の推進に一層つなげていきたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

おっしゃっている意味はすごくよくわかるんです。今までも、今言っていたいただいたようなさまざまな取り組みをされている。それで、3番に移るんですけども、ほかの条例や事業との整合性についてということでお聞きをさせていただいております。

同じような内容で、亀山市には環境基本条例や環境保全条例などもございますが、こういった条例の上に、さらに鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源を守り継ぐ条例をつくるというのはなぜなのか、またこれらの条例との整合性についてお聞きをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

まず、環境基本条例につきましては、環境基本法に基づき、亀山市における環境行政の基本となる最上位の条例として、環境の保全・創造に関する基本理念や基本方針を明らかにしたものでございまして、また環境保全条例につきましては、開発行為と環境の保全との調和等を図るため、開発行為に関し必要な措置等を定めているものでございまして、いずれにおきましても、市域全体での本市における環境行政の基本的施策の方向を示すために制定いたしております。そのほかにも、水道の水質を保全して水量を確保するために、水道の水源を保護することを目的とした水道水源保護条例もございます。これによりまして、本市におきます環境の保全と市民の健康的で安全かつ快適な生活の確保に努めているところでございます。

その一方で、今回の条例につきましては、鈴鹿川等源流域といった特定の地域を対象といたしまして、先人たちが時代を超えて継承してきたこの源流域の自然環境と歴史的資源に誇りを感じるとともに、またこれらが魅力あるかけがえのない財産であることを市内外にも広く伝えまして、次世代に向けて守り、継承していかなければならないという強い思いから、今回、条例を制定するものでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

同じ内容ではあっても、この中で範囲を限定して、特に鈴鹿川等源流域というふうに特別性を持たせること、そして、歴史的な意義なども引き継いでいくためというふうな少し特別なものにしていくというイメージなのはわかりました。

しかしながら、やはり何か同じ感じが拭えないといいますか、それで今回、一般質問でも私が取り上げさせていただいておりますけれども、提出をされております平成31年度に取り組む主な事業の中で、一番最初に鈴鹿川等源流域の保全・活用について5つの事業というのが上げられてございます。じゃあ、こういったこれらの事業を行うことによって、その鈴鹿川の源流域についての保全・活用というのを今までの環境基本条例、保全条例以上にしていくと思うんですけども、こちらの5つの事業との整合性についてお聞きをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

今回の条例の第13条にも財政上の措置ということで書いてございますが、さまざまなその地域に関連する事業を行っていくということで、今回、先ほど上げられたことにつきましては関連しているものでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

当然関連していると思いますので、一般質問で詳しいことについては聞かせていただきたいと思っています。

最後に、取り組み自体というのはすごく必要なことと思いますし、亀山市に鈴鹿川の源流域があるということを意外と知らない、意識していないという方は結構いらっしゃると思いますので、こういったことを取り組むというのは大事だと思います。

そのために条例があってもよいと思うのですが、ただつくるだけで終わってしまわないかというのがちょっと心配なところでもございます。つくるのなら機能する、そして皆さんに周知をされるように、この条例を周知するための具体的な手法というのについてお聞きをしたいと思っています。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

この条例の特徴が、市民の皆さん、そして事業者の皆さんと協働してやっていくということで、私どもだけの発信だけじゃなくて、先ほど申し上げましたとおり、鈴鹿川等源流の森林づくり協議会等と一緒に活動しておりますので、そういう方たちとも一緒になってPRをしていきたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

協働の精神ということで、恐らくこれからもいろいろなところに声かけもしていきながら広めていくというふうに捉えました。

それでは、次に移りたいと思います。

2番目の議案第7号亀山市関宿伝統的建造物群保存地区資料館条例の一部改正について、こちらについてお聞きしたいと思います。

最初に、関の山車会館の位置づけについてとしてお聞きをさせていただいております。今回、関の山車会館が亀山市関宿伝統的建造物群保存地区資料館条例の中に位置づけられるようになりました。この条例は、関宿の歴史文化の保存及び伝承並びに町並み保存を推進するために設置され、また玉屋歴史資料館やまちなみ資料館の事業や入館料、開館時間や休館日など、いろんなことが取り決めてあります。

玉屋もまちなみ資料館も現在、亀山市によって運営をされているんですけども、直営でなく指定管理という管理方法というのはまず考えられなかったのかについてお聞きをしたいと思っています。

○議長（小坂直親君）

青木生活文化部次長。

○生活文化部次長兼関支所長（青木正彦君登壇）

指定管理は考えなかったのかというご質問でございます。関宿の伝統行事であります山車の祭りは、市無形民俗文化財に指定されており、また山車そのものも市有形民俗文化財に指定されております。

関の山車会館は、祭りの伝承と山車の保存のため、地域の要望も受けた上で、保存・収蔵施設及び伝承・活動の拠点として整備しているものでございます。市内には、関の山車や関宿町並みの保存・伝承に関係のある諸団体があり、関の山車会館の管理運営につきましては、これら諸団体と何らかの連携を図ってまいりたいと考え、さまざまな意見交換を行ってまいりましたが、関の山車会館設置後、その具体的管理経費や運営ノウハウといったことが明確でないなどのことから、現時点では指定管理者制度の導入は時期尚早と判断し、当面の間、市が直接管理運営を行っていくこととした次第でございます。今後、管理運営のノウハウや実績の蓄積を得た上で、指定管理者制度の導入については検討や研究を進めてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

今回7月に開館が予定されている関の山車会館、そもそも先ほどもお話ございましたけれども、地域や関の山車保存会の皆さんやまちなみ保存会、さまざまな方々の強い願いによって実現したと聞いております。そういう意味でも、今までにかかわってきた皆さんや町並み保存に尽力されてきた方々の蓄積してきたアイデア、ノウハウ、こういったものを生かしていく、生かすためにも一定の範囲内でお任せするような手法も考えなかったのかということをお聞きしたいので聞かせていただきました。

ちなみに、現在直営で行われています玉屋や資料館の現在の入館者数というのはどのぐらいなのか。また、今回新しくできる関の山車会館の入館者数をどのぐらいに見込んでいるのかということに関してお聞きをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○生活文化部次長兼関支所長（青木正彦君登壇）

ここ10年間におきます当市の観光施設の利用者数は25万人前後で推移していますが、玉屋資料館や歴史博物館などの滞留型観光施設の利用者は年々減少傾向にあり、関宿旅籠玉屋資料館及び関まちなみ資料館への入館者数は平成20年度の5万7,870人をピークに、近年では2万5,000人から3万人程度で推移している状況でございます。関の山車会館につきましては、整備計画を平成27年度に策定し、年間2万人の入館を目標としております。この関の山車会館の開館を一つの起爆剤としまして、関宿旅籠玉屋歴史資料館、関まちなみ資料館との3館共通券を設けるなど、より多くの集客を目指してまいります。また、観光客の誘客というだけではなく、この関の山車会館におきましては、無形民俗文化財としての山車の祭りの伝承も大きな柱となっており、地元の方々には関の山車の保存及び伝承活動の拠点となるような施設として、積極的にご利用いただき

たいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

私もよく関宿のほうに行かせていただいたりはするので、町並みは見ておりますけれども、やはりずっと長年かかわっている中で来館者数が半分ぐらいに落ち込んでいるというのは、何となく空気の中でもわかるかなという感じです。そういった中でも、これから関の山車会館が新しくできるということで、目標2万人ということで達成していただけるように工夫していただきたいなと思います。

次の2番目に移ります。関宿のほかの関連施設との関係についてということで通告をさせていただきました。

まず、この関の山車会館が新しくできる一方で、旧田中家や旧落合家などの修理されたものがございますけれども、こういったものが余り活用されていないように見える物件などございます。これらは亀山市公共施設等総合管理計画の中では、亀山市の文化財の中に入っております。そして、亀山市の文化財に対する基本方針の中には、利用の少ない施設については休止も含めてあり方を検討しますとあります。

既存のこのような文化財の扱いは、亀山市関宿伝統的建造物群保存地区資料館条例とは全く関係ないのか、また、このような余り使われていない文化財、この活用についてはどうお考えなのかについてお聞きをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○生活文化部次長兼関支所長（青木正彦君登壇）

ご指摘の文化財でございますが、旧田中家は土蔵等の改修を残しておりますことから、常時の公開をしているわけではございませんが、修理済みの旧落合家につきましては、関宿街道まつりや東海道ひなまつりなどのイベントに合わせまして、観光協会、関宿まちなみ保存会や関宿案内ボランティアの会、地元まちづくり協議会といった市民団体の皆様と協働いたしまして活用を図っているところでございます。

国では、より一層の文化財の保存・活用を図るため、来る4月1日に改正文化財保護法が施行され、市町村においては文化財の保護活用を図るための地域計画を策定できることが規定される場所でもあります。また、全国的な各地の文化財を見てみますと、特色ある活用方法がさまざまに実施されており、市としてもこれらの事例を研究するとともに、関の山車会館を含む各資料館と連動した最適な活用方法を検討し、関宿全体の活性化に寄与してまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

先ほどの答弁にもございましたように、来年度4月1日から文化財保護法が改正され、文化財の保護活用のための地域計画の策定ができるようになります。その要点としては、指定文化財も含めた文化財の活用を推進、また活用することで保存という方向も示されております。今回の改正では、

指定文化財も未指定の文化財も活用が求められると聞いておりますが、こういった田中家、落合家もそうなんですけれども、こういった流れに対しては市は具体的にどう取り組んでいこうと思っ  
ているのかについてお聞きをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○生活文化部次長兼関支所長（青木正彦君登壇）

これら施設の具体的な活用ということで、どのように考えているかというご質問でございます。

これら文化財の活用の一例といたしまして、亀山市でもフィルムコミッションを立ち上げたところ  
でございます、ここでしか撮れない映像を通じまして亀山市をPRすることも考えられるところ  
でございます。

また、ユニークバニユーといいまして、歴史的建造物等で会議やレセプションを開催することで  
特別感や地域特性を感じていただく取り組みも各地で見られるところでございます。来場者に、特  
別感や亀山ならではの歴史文化といったものを体感していただけるような取り組みを研究してまい  
りたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

質問をさせていただきましたのは、その文化財なり施設の位置づけがわかりにくいものがあるな  
と思ったところもありましたので、質問をさせていただきました。

特に、今議会では公共施設に関する質問が多くなされております。7月に開館予定のこの関の山  
車会館や、今後計画されている駅前開発、新図書館など、新たにでき上がる公共施設の建設費だけ  
でなく、でき上がった後の維持管理費もどれだけかかるのかもわからないままで、こういった既存  
の施設も維持修繕費もかかってくるし、こういったことは気になるのは皆さん当然だと思うんで  
す。

それで、こういった活用されていない施設、放置されているものもあると思いますし、常時活用  
はしているわけではないですけれども、しているものもあるというお話を今聞きましたけれども、  
やはりつくるのなら、つくったのならそれを活用していく、保存だけでなく活用していくというの  
はとても大事なことだと思いますし、できるだけそういった施設に収益を出す工夫も大事だと思  
います。この収益というのはお金だけでなく、例えば健康福祉であったりとか、知名度を上げるとか、  
いろんな意味での収益というのがあると思いますけれども、そういった市や市民にとって恩恵があ  
るもの、そういった収益を出すようにしっかり計画性を持って事業を進めていくことが大事だと思  
いますけれども、最後に市長はこの見解についてどう思うかお聞きをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まさに、ご指摘のように文化財を保存し活用する、このことは大変意義深いと思っております  
し、活用のところできざまな工夫を加えたり、おっしゃるような縦割りというか少し広い範囲で  
の施策の連動性とか、こういうことを考えて展開していくというのは大変重要なことだと思っ  
てお

ります。

さらに、これもあわせてご指摘の公共施設のある意味維持管理や、トータルのライフサイクルコストにつきましてもやっぱり工夫をして回していかなくてはなりませんので、ご指摘をしっかり受けとめて対応してまいりたいというふうに思います。

#### ○議長（小坂直親君）

8番 豊田恵理議員の質疑は終わりました。

以上で、日程第1に掲げた上程各案に対する質疑を終結します。

続いて、ただいま議題となっております議案第1号から議案第36号までの36件については、お手元に配付してあります付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管する常任委員会にその審査を付託します。

### 付 託 議 案 一 覧 表

#### 総務委員会

- 議案第 2号 亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 議案第 4号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第 5号 亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部改正について
- 議案第16号 亀山市火災予防条例の一部改正について

#### 教育民生委員会

- 議案第 1号 亀山市鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源を守り継ぐ条例の制定について
- 議案第 3号 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第 6号 亀山市基金条例の一部改正について
- 議案第 7号 亀山市閑宿伝統的建造物群保存地区資料館条例の一部改正について
- 議案第 8号 鈴鹿峠自然の家条例の一部改正について
- 議案第 9号 亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 議案第10号 亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 議案第11号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第12号 亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 議案第13号 亀山市総合環境センター条例の一部改正について
- 議案第31号 損害賠償の額を定めることについて

#### 産業建設委員会

- 議案第14号 亀山市営住宅条例の一部改正について
- 議案第15号 亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の一部改正について

- 議案第 3 2 号 専決処分した事件の承認について
- 議案第 3 3 号 市道路線の認定について
- 議案第 3 4 号 市道路線の認定について
- 議案第 3 5 号 市道路線の認定について
- 議案第 3 6 号 亀山市都市マスタープランの策定について

#### 予算決算委員会

- 議案第 1 7 号 平成 3 0 年度亀山市一般会計補正予算（第 5 号）について
- 議案第 1 8 号 平成 3 0 年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 1 9 号 平成 3 0 年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 2 0 号 平成 3 0 年度亀山市水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 2 1 号 平成 3 0 年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 2 2 号 平成 3 0 年度亀山市病院事業会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 2 3 号 平成 3 1 年度亀山市一般会計予算について
- 議案第 2 4 号 平成 3 1 年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第 2 5 号 平成 3 1 年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 議案第 2 6 号 平成 3 1 年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第 2 7 号 平成 3 1 年度亀山市水道事業会計予算について
- 議案第 2 8 号 平成 3 1 年度亀山市工業用水道事業会計予算について
- 議案第 2 9 号 平成 3 1 年度亀山市公共下水道事業会計予算について
- 議案第 3 0 号 平成 3 1 年度亀山市病院事業会計予算について

#### ○議長（小坂直親君）

次にお諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

#### ○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

週明けの 1 1 日は午前 1 0 時から会議を開き、市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後 2 時 2 7 分 散会）



平成31年3月11日

亀山市議会定例会会議録（第5号）

●議事日程（第5号）

平成31年3月11日（月）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

---

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

●出席議員（18名）

1番	草川卓也君	2番	中島雅代君
3番	森英之君	4番	今岡翔平君
5番	新秀隆君	6番	尾崎邦洋君
7番	中崎孝彦君	8番	豊田恵理君
9番	福沢美由紀君	10番	森美和子君
11番	鈴木達夫君	12番	岡本公秀君
13番	伊藤彦太郎君	14番	前田耕一君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

---

●欠席議員（なし）

---

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	西口昌利君
総合政策部長	山本伸治君	生活文化部長	佐久間利夫君
健康福祉部長	井分信次君	産業建設部長	大澤哲也君
上下水道部長	宮崎哲二君	危機管理監	久野友彦君
総合政策部次長	落合浩君	生活文化部次長兼 関支所長	青木正彦君
健康福祉部次長	伊藤早苗君	産業建設部次長	亀淵輝男君
生活文化部参事	深水隆司君	産業建設部参事	服部政徳君
産業建設部参事	草川保重君	会計管理者	渡邊知子君
消防長兼消防部長	平松敏幸君	消防署長	豊田邦敏君
地域医療統括官	伊藤誠一君	地域医療部長	古田秀樹君
教育長	服部裕君	教育部長	草川吉次君
教育委員会事務局参事	亀山隆君	監査委員	渡部満君
監査委員事務局長	木崎保光君	選挙管理委員会 事務局長	松村大君

---

●事務局職員

事務局 長 草川 博 昭  
書 記 高野 利 人

議事調査課長 渡 邊 靖 文  
書 記 大 川 真 梨 子

---

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（小坂直親君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

開議に先立ち、皆様にお願ひ申し上げます。

皆様、ご承知のように本日3月11日で東日本大震災発生から8年を迎えます。この大震災により犠牲になられた方々に対し、謹んで哀悼の意を表するため、会議中、議事の進行を問わず、午後2時46分になりましたら黙祷をささげたいと思いますので、ご承知お祈りいたします。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第5号により進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、発言を許します。

9番 福沢美由紀議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

おはようございます。

3月11日、一番初めに一般質問をさせていただきます。

あの日のこの議場のことを忘れません。また後でみんなで黙祷をささげますけれども、哀悼の意をささげたいと思います。まだ福島事故でも帰ってこられない方がたくさんおられますので、一緒に頑張っていきたいと思っております。

それでは、きょうは一般質問、3点上げさせていただきます。

まず1点目です。子ども・子育て支援制度について、認定こども園について質問をさせていただきます。

2012年の消費税の増税法とともに成立した子ども・子育て支援関連3法を受けて、2015年から子ども・子育て支援制度が始まりました。保育のあり方が大きく変わる大転換であり、直接契約ということがうたわれていたんですが、そういうことになったら、困難を抱えた子供が契約できないことが起こってくるのではないかなど、全国の保育関係者から批判が集中しました。

そこで、法案の大修正がなされて、結果、保育所については基本的には現行制度を維持することになりました。しかし、保育所以外の利用については、直接契約の仕組みが提案どおり導入されました。

総合こども園法は廃案となり、認定こども園法の改定が行われ、保育所、幼稚園からの移行については強制しないことも確認されました。

新制度は、改革の柱までも大きく修正し、そのためか、政省令などの国からの指示はおくれて、この亀山でも準備作業は混乱をきわめたことと思います。そのようなスタートを切った新制度、仕組みや問題点を理解して、よりよいものにしていく努力が地方自治体には求められていると思いま

す。

そこで、今回質問することにいたしました。今回、認定こども園と保育所について質問しますので、資料を用意しました。資料をお願いします。

これは、認定こども園というのが一体どういう体系の中にあるのかということを示した資料です。今までだったら、幼稚園と保育園とかわかりやすい感じで自分たちは感じていたんですけども、非常に複雑な体系になりました。この赤い字のところ、保育所と認定こども園。あそこについて議論をしますという意味で出させていただきました。

今回のこの質問の前に、亀山市の現状について、まずお聞きしたいと思います。

待機児童という言葉がキーワードになってきて、この新制度も始まっていますので、待機児童についてお聞きします。30年度の4月と10月、そして現在の待機児童数は何歳の子が何人でしょうか。

○議長（小坂直親君）

9番 福沢美由紀議員の質問に対する答弁を求めます。

伊藤健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

おはようございます。

待機児童についてご質問でしたので、4月1日調査におきましては、1歳児が3人、10月1日の調査におきましては、0歳児が15人という待機児童の数となっております。

現在なんですけれども、3次募集で、今約50件ほどの申し込みをいただいております、来年度に向けて調整を図っているところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

大体、待機児童はゼロ歳、1歳ということが多くて、今3次募集というところで、まだ保育園が決まっていらない方が50人ほどいらしゃると。やはり、この数字を聞いただけでも、待機児童はたくさんいらしゃるんだろうなと思います。

先ほどの資料をもう一度出していただきたいんですけども、申しわけありません。この亀山市の子ども・子育て支援事業計画の中で、ゼロ、1、2歳の定員について、この地域型保育事業でふやすと、この赤い認定こども園の下の四角い枠の中なんですけれども、そこに小規模保育とか地域型保育事業というのがあるんですけれども。そこで、亀山市はゼロ、1、2歳の定員をふやしていくと。3歳から5歳については、体制を見直すと。あと、整備するときに、ゼロ、1、2歳の保育供給数をふやすと書いてあります。どう見直すのかなと見てみると、事業の目標値では、保育所の計画はなく、認定こども園を計画終了までにゼロだったのを3にふやすという数値目標でした。

日本共産党としては、再三ひどく老朽化した保育所の建てかえ計画をつくるよう申し入れてきましたが、そこには応えず、大きい定員の認定こども園をつくるという選択をし、問題を先延ばしされたという感じがします。現在の子供たちの保育環境をよくしようという思いが見えないと思っています。

そこで、市にお尋ねしますが、なぜ認定こども園だけで整備をしようとするのか、この保育所と

認定こども園の違いについてはどう認識しておられるのか伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

保育所と認定こども園の制度面での違いといたしましては、まず法的な位置づけ及び目的が上げられます。

保育所につきましては、児童福祉法に基づく児童福祉施設として、保育に欠ける子供の保育を目的とする一方、認定こども園につきましては、就学前の子供に関する教育保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく施設で、就学前の子供に対する教育保育及び保育者への子育て支援の総合的な提供を目的とし、保育所と幼稚園の機能をあわせ持つものとされております。

こうした根拠法令の違いなどから、幾つかの点で保育所と認定こども園には制度的な違いがあり、保育所につきましては、日中の保育を必要とする児童が利用するのに対し、認定こども園には、定員の制限はあるものの、全ての児童が利用可能となっております。

また、子供たちの保育教育等に従事する職員の配置基準につきましては、根拠は異なるものの内容的には同じもので、0歳児はお子さん3人に対して1人の保育士3対1、1、2歳児は6対1、3歳児は20対1、4、5歳児は30対1で配置することが必要となっております。

これら職員の資格面についても、保育所は保育士資格のみが必要である一方、認定こども園につきましては、0歳から2歳児は保育士資格のみ、3歳以上児につきましては、保育士資格及び幼稚園教諭免許の併有が望ましいとされているところでございます。

また、施設において実施する教育保育の内容につきましては、保育所は厚生労働省の示す保育所保育指針による保育を実施するもので、認定こども園につきましては、内閣府の示す幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく教育保育を行うものとなっております。

制度の面から見た違いは、このようなものと認識しておりまして、それぞれ大きな違いはないものと、同じ就学前の子供を預かる施設としての大きな違いはないものと考えております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

本当は、認定こども園と保育所を比べるといろんな基準としては給食のこととか、保育所のほうが厳しいんだけど、今亀山市は何度かの質問を今までさせていただいて、やはりきちっと保育所に合わせた形でやっていくという答弁をいただいておりますので、努力はしていただいていることはよくわかります。

ただ、資料を出していただきたいんですけども、一番この違いの肝は、やはり児童福祉法の第24条の第1項、第2項というところだと私たちは考えています。

この児童福祉法の第1項というのが、市町村はこの法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働または疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児、その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所において保育しなければならない。保育しなければならないと、市町村の責任が明確に書いてあります。

新しくなった2項については、認定こども園や家庭的保育事業などが書いてあって、これについては、以下、必要な保育を確保するための措置を講じなければならないというのが認定こども園や小規模保育などのことをうたっていて、2項になっているんです。この言葉だけではわかりづらいので、この表で、それが具体的に現場ではどんなふうに違うのかということをお知らせいたします。

やはり、見ていただいたらわかるように、市町村の責任がやはり1項ではきちっとしてしまっていて、整備・実施責任は市町村、こちらこども園だと任意になるとか、待機のときに不服申し立てはできるけれども、こども園だと曖昧だったりとか、自己責任、運営費、保育料、上乘せができるかげんもやはり保育所とこども園では違ってくるということがわかっていただけるかと思います。

次の資料を出していただきたいんですけども。この資料は、国が出している資料を切り取ったものなんですけれども、私もこれを調べてびっくりしたんですけども、幼保連携型認定こども園というのが一番認定こども園の種類の中でも多いんですけども、これの園児の受け入れについて表にしてあります。

何と、先ほども答弁で言われた、幼稚園と保育園の機能をあわせ持ったと言っていますけれども、この幼保連携型のこども園は、2号認定、括弧して下に保育園とか幼稚園とか書いてありますけれども、1、2、3だけではちょっとイメージがしにくいので、参考までに書いただけですので、さらっと読んでいただきたいと思います。

保育園に当たる2号認定の子さえいれば、幼保連携型の認定こども園ができます。さっき言われたように、幼稚園と保育園がなくてもいい。さらに、3号認定と言われる小さな1番待機の多いお子さん、こども受け入れなくてもいいということになっています。

今、亀山市がアスレでやっていただいていますので、1号も2号も3号も見ていただいていますけれども、こういう状況なんですね。先ほどの表やこの表について、こういう違いがあるということをしつかり議論していただいたのか、どういふ見解なのかということについて一言お伺いします。

#### ○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

#### ○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

認定こども園を開設するに当たりまして、いろいろと議論は進めてきたところではございますが、先ほど議員ご指摘のとおり、いろいろと細かく見ていかなければならないことがあるということは認識させていただいておりますので、今後ともしっかりと細かな違い等につきましても、十分議論していきたいと考えております。

#### ○議長（小坂直親君）

福沢議員。

#### ○9番（福沢美由紀君登壇）

この制度はばたばたで始まりましたので、やはり今からでも丁寧に調べていただいて、本当にこれわざわざ整備する必要があるのだろうか、認定こども園というのは表になっています。ぜひとも、子供たちのことを第一に考えて、検討を続けていただきたいなと思います。

実は、例えば保育園の中に特例給付という形で幼稚園の子を入れることもできるし、幼稚園の中に特例給付で保育園の子を入れることもできます。いろんな工夫で、認定こども園をわざわざつく

らなくてもできるということが示されております。

次に、関認定こども園アスレについて聞きたいと思います。

市の計画を見ますと、まずアスレを認定こども園のモデルケースとして、検証を踏まえて、必要に応じて、必要ならば、認定こども園に計画的に移行するというようなことが書いてあります。それで、数字としてはゼロから3ということなんですけれども、子供の立場、親の立場、職員の立場、その他市として検証したことについて、端的にお願いします。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

認定こども園アスレでございますが、開設より本年度で3年が経過するところでございます。移行初年度には、保護者アンケートを実施して、園での子供の様子や認定こども園になった感想などを確認いたしました。

今年度におきましては、移行後2カ年を経過しましたことから、改めて関認定こども園アスレの保護者の方の声を聞かせていただくべく、アスレの会の役員の方々と意見交換会を実施いたしました。

意見交換会におきましては、認定こども園へ移行したことによる影響や率直な感想などを聞かせていただいたところですが、やはり親の就労にかかわりなく利用できるということにつきましては、初年度も今年度も評価をさせていただいているところでした。

しかしながら、一方では、関幼稚園時代から継続してきた行事などが少なくなったことに寂しさを感じる親御さんが見えることもありますし、また、幼稚園現場では、幼稚園型の1号と2号さんが混在する3歳以上のクラスについては、帰る時間の異なるということに対して細やかな配慮が必要であるということは、引き続き課題であると認識をしたところでございます。引き続き、保護者の方々や、園の職員の声を聞きながら、よりよい施設運営ができるよう努めてまいりたいと存じます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

私、自治体研究所の研修に行つてまいりまして、現場の声というのを全国から聞いてまいりました。3歳児というのを見るときに、ゼロ、1、2歳から来ている2号認定の子と、初めて3歳になる1号認定の子を一緒にクラスで見ることが非常に大変であると。やはりもう半年ぐらいきちっと集団生活になれるのかかかってしまうということがあったり、お散歩やお昼寝などの時間の違いが、保育する時間が違いますので、時間の違いがあつて難しいと。あとは長期休みのときに、幼稚園の1号認定の子はぼーんといらっしゃらないので、2号認定の子だけが残っているわけですけれども。だからといって、その間に2号認定の子だけどんどんと保育を進めるわけにいかないと。やはりみんなが一緒のように進めなければいけないので、そこら辺のかげんをするのが難しい。これは先生方の意見ですね。

あとは、1号認定の子が早く降園した後、親子遊びをしていると。それを2号の子が見ているのがかわいそう。アスレのほうはどうかのかわかりませんが、あと、保護者会の時間がなかなか

か合わないとか、日曜の行事があると、1号については代休をしなければならないとか、親子行事は1号認定の親は、もっとふやしてほしい。2号認定の人は働いているんだから、ふやさないでほしい。そういう声があつて、なかなか大変であるということを知っていました。

慌てて認定こども園に走る必要はないんでないかなというご提案のきょうは質問なんですけれども、今、新しい認定こども園についても、地域の方とお話をされているところなんですけれども、研修の中では、私これわざわざどうかなと思ったけれども、どうしても認定こども園にしなければならないという場合の工夫というのを知っていました。

これは、1号認定も6時間から8時間の長い保育にするということで、子供たちの差を埋めてあげることで楽にしてあげる。あとは大規模化、広域化は避ける、できるだけ小学校単位にしてあげる。あるいは、思い切って1号認定と2号認定を別クラスにする。

また、基準がやっぱり厳しい保育所に合わせて、児童福祉法24条の1項の市町村責任で認定こども園をやる。そういう工夫をしてやっているところもあるということも伺いました。一部例外を除いて、認定こども園が特に優遇されているというのは、財政でも国の公定価格もそういうわけでもないで、やっぱり一番、私は課題なのは、これほど保育時間が大きく異なる子供たちを同じ空間で保育するということが、本当に子供たちにとってベストなんだろうか。普通に認可保育所を整備して、保育環境を早くよくして、定数を確保するという選択肢を最初から外さずに検討するべきじゃないでしょうか。

今回のこの亀山市の事業計画は、2019年度で終わりますんで、次の計画策定に当たって、そういうことを考えていただきたいという、私は思いがしているんですけれども、ご見解を伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

現在行っている保育事業に関しまして、質を低下することなく、現行どおりいろんなことを確認しながら検証しながら、今後に向けていきたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

次の質問に移ります。

障がい児の保育士の加配についてです。今まで何度も何度も質問してまいりました。

障がい児はどんどん今ふえておまして、12年で倍ぐらいになっているという、2016年度末で6万人を超えていて、2005年と比べて児童数は2倍以上になっているということなんですわね。

国は、障がい児担当保育士の配置について、おおむね2人に対し保育士1名の水準を自治体に求めています。この国以上の単独補助を実施している自治体は68.1%と、高い割合であることがわかっております。

お聞きしますが、亀山の保育所などで受け入れている障がい児の数と内訳を聞かせてください。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

ご質問の障がい児の数ということですので、亀山市としましては、発達支援保育検討会議におきまして、支援の必要な程度、軽度3対1、中度2対1、重度が1対1という、そのような3段階で判断しているところでございます。

そのような中で、現在の状況ですけれども、軽度判定児が21名、中度判定児が19名、重度判定児が7名で、合計47名が在籍しておりまして、重度判定児のうち、1名は医療的ケアが必要な児童となっております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

そこに、47名のお子さんに何人の保育士がどのように加配されているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

その対応といたしまして、3歳以上児は介助員でということになっておりますので、介助員が22名、加配保育士が7名、看護師が1名となり、加配保育士のうち2名が3歳以上児のクラスでの配置ということになっております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

私、今まで何度も何度も3歳以上についても保育士をきちんと加配するよということをおっしゃってきかたんですけれども、これまでその質問に対してどのような議論がなされたのか、改善を図ってこられたのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

取り組みの改善に関しましてですが、この運用につきまして、平成30年度からは、園全体でなくて、保育を実施する単位で、クラス単位に必要な職員数を算定するように改めるとともに、3歳以上児におきましても、特に支援が必要となる児童につきましては、有資格者の加配保育士を配置するものとしており、支援を要する児童がより安心して過ごすことができる体制としたところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

少しは改善に向けて努力をしていただいていたことがわかりました。でも、部屋をまたいで加配の方が見ていたということは、本当に驚きでございます。もっと、ぜひどんどんよくしていったらいいと思います。

いただきたいと思います。

厚労省の調査によりますと、実際に障がい児保育を行う方の43.3%が非常勤なんだそうですけども、亀山市ではこの加配の方で常勤職員っておられるんですか。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

介助員につきましては、常勤職員はいないという状況でございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

みんなが常勤化にということで今議論しているときに、私たちのところではゼロということで、残念なんですけれども、一人の障がいを持つお子さんのお母さんにお話を聞かせていただきました。ご紹介をしたいと思います。

保育園では、2歳までは保育士さんに見ていただいていたんだけど、3歳を超えたら介助員さんということで、なかなか嚙下も困難だったので相談をいただいて、それからずっとおつき合いがあります。

お子さんももう小学校に行くことになりました。2対1のときもあったし、保育士さんが2対1で見てくれたことも、介助員さんのときもあった。今では1対1で保育士さんがついてくださっていると。実感するのは、この1対1で保育士さんがついていただいているときの成長なんです。

座位保持がすごく難しく、すぐに骨盤が寝てしまって、なかなか座れないというときに、どんなふうに座ったらいいのかというのをしっかりと勉強していただいて、日常生活の中で骨盤をしっかりと固定して、体幹をサポートするということをやっている。それのおかげで、褥瘡というのもしこらなくなってきた。こういうことを丁寧にやっていただいたのはありがたい。担任の先生初め、担当の先生が親と連携をとりながら、一体となって見ている。

これは、保育士がついたどうこうということではないかわかりませんが、食器とか、自助具とかを、どんなのがいいかというのを一生懸命工夫してやってくださったり、使い勝手のいいものを探してくれた。また、保育園に専用の座位保持の椅子を買ってくださった。歩行器を用意してくださったということが、本当に喜びだったと言われていました。

家で歩行器があっても、子供は歩かなかったのに、保育園でお友達と一緒にいるということで、歩きたくなって、歩行器を使って歩行ができるようになったと。本当に喜んでおられました。やはり社会で子供を見るということの意義がここにあるんだなと思いました。

一緒に遊びたい、歩きたいという環境をつくっていただいていたんじゃないでしょうか。保育士さんがついていただくことによって、きめ細かく生活を見てくれて、親や本人が願う本人に合った支援というのは当然していただくんですけども、親が気づかない視点で子供の発達を支援してくださった。無理だと思っていたことにも挑戦して下さって、薬がちゃんと飲めるようになったり、自分の準備をしようとしてリュックを開けようとしていたということで、うれしい驚きがあったと言ってくださいました。

こういう声を聞きますと、やはり子供の成長というのはすごいんですね。だから、発達をしつ

かり促すプロの方を障がいの子供さんにはつけていただきたい。

総務省によれば、2018年度の予算で、障がい児保育に充てる地方交付税を400億円程度から800億円程度に拡充したと聞いております。やはり、障がい児がふえたということもそうなんですけれども、やはり今やらねばならないと、後からでは取り返しがつかないということが国にもわかってきたのではないのでしょうか。

最後に市長にお聞きしたいんですが、先ほどの例でもお話ししましたが、私もいろんなところに行きますけど、全国では保育士が加配するということが当たり前なんです。ほかのいろんな研修に行っても、3歳を過ぎたら保育士じゃなくてもいいよという対応している市町に会ったことがないんです。その根拠もない。

身長が伸びたり、大きくなると語彙がふえたり、動きが大きくなったり、小学校に向けてさらに必要になってまいります。ぜひとも、これは進めていただきたい。

全国15の県が障がい児保育の単独補助を実施しているそうです。こういう市町村をバックアップしている。残念ながら三重県はしておりません。こういうことも求めながら、保育士を配置して、障がい児の発達を専門的に支援する体制をとるべきだと思うんですけれども、ご見解をお聞きしたいと思います。

**○議長（小坂直親君）**

櫻井市長。

**○市長（櫻井義之君登壇）**

まず、答弁に先立ちまして、私からも東日本大震災で犠牲になられました皆様に哀悼の意を表したいと思いますし、一日も早い復興を衷心より祈念をいたしたいと思います。

さて、今のご質問であります。確かに三重県の政策判断とか、そこもあろうかと思っておりますが、私どもとしては、先ほど答弁させていただいてまいりましたし、もうお感じになっていただいておりますが、亀山市としてはその障がい児の支援、そのサポートの体制、これは極めて充実をしたものを構築をしてきておると思っておりますし、確かにマンパワーとか体制の課題というか、これは限界がありますけれども、その中に発達支援の保育検討会議でありますとか、先ほども約50名近い、いわゆる軽度から重度に至る判定児が亀山市内におっていただきますので、より専門的なサポートができるように思っております。

重度判定児7名の中には、医療的ケアが必要な方が1名、さらに最重度の判定児が2名おっていただきます。そういうことも含めて、亀山市に合った形で、障がい児保育の支援、さらにそれへの前後もあります。トータルでさらに努力をいたしてまいりたいと考えておるところでございます。

現在、本年度と来年度で子ども・子育て支援事業計画の見直し時期に入ってきておりますので、私どもとしては、可能な限り今後も亀山市に合った形で、この充実を図っていくように努力をいたしてまいりたいと考えております。

**○議長（小坂直親君）**

福沢議員。

**○9番（福沢美由紀君登壇）**

医療が必要なお子さんに、看護師がつくのは当たり前のことなんです。こんな胸張って言うことではありません。

病院にも学校があったり、保育所があったりするように、病気は病気でしっかりサポートし、発達は発達で支援をするということが別で大事なんですわ。そういうことをやってない保育士の仕事の専門性に気づいていない亀山市について、私は異議を申し上げたいと思います。しっかりと保育士のなさっている発達支援を見ていただきたいと思います。また、これからも続けて言っていきたいと思います。

それでは、学校給食法のパネルを出してください。

今から中学校給食の質問をさせていただきます。

この根拠法である学校給食法は、昭和29年に制定されました。学校給食法を振り返って、用語の使い方も確認した上で、質問させていただきたいと思います。

昭和29年、戦争が終わって9年目に、この給食の目的が7項目、ここに上がっています。例えば、この1. 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。本当に当たり前のようですけれども、この項目1つとっても、残念ながら亀山市のやっているお弁当とデリバリーの選択では、なかなか教育ができないのではないかなと私は思います。

うちでつくってきた弁当の栄養の摂取、あるいはコンビニで買ってきたパン、コンビニで買ってきたおにぎりの栄養の摂取、給食、いろんなものをあわせて、本当にこれらの7つの教育がやっていけるのかなということをぜひとも確認していただきたい。この7項目の7つ目だけは、この昭和29年度から変わっていませんけれども、この6番までは平成20年に改定されたものです。

次の資料をお願いします。

この資料は、私は以前の質問にも使いました。義務教育諸学校の設置者の責務、任務です。

第4条 義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。

この義務教育諸学校の設置者というのは、誰ですか。

○議長（小坂直親君）

草川教育部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

義務教育の諸学校の設置者は、教育委員会です。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

先ほどの資料に戻っていただきたいんですけども、次、第5条 国及び地方公共団体は、学校給食の普及と健全な発達を図るよう努めなければならない。この地方公共団体は誰ですか。

○議長（小坂直親君）

草川教育部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

地方公共団体は、亀山市でございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

忘れておられるかもしれないので、確認をさせていただきました。

次の資料をお願いします。

この資料は、もうちょっとあえて読みませんけれども、特別な配慮を必要とする子供さんに対しても、給食を使ってちゃんと指導するよという事が書かれてあります。だから、基本は全員に給食をするということがあっての、この法律だということが確認されると思います。

次の資料をお願いします。

これは、県内14市調べたものです。皆で食べる中学校給食実施状況という私の表現にしました。というのは、この市内全ての中学校が実施している、ここは9市あるんですけども、完全給食とか、給食をやっているということになると、桑名市がここに入ってくるんです。でも、桑名市のデリバリー給食、六、七十%の喫食率でみんなが食べてないので、ここからあえて外しました。

そして、実施に向けて計画中というのが、名張市と四日市市です。一部、未実施で計画なしというのが尾鷲市の2校あるうちの1校、そして桑名市の10校あるうちの7校、デリバリーをやっているところですね、うちと一緒の。そして、亀山市、3校中2校です。現在、亀山市はミルク給食とデリバリー方式をやっています。

そこで、用語の確認もさせていただきたいと思います。今、全国の28年度の中学校給食の実施率は88.9%ですね。この間、完全給食かどうかという議論が前の議会でもあったんですけども、完全給食という言葉は、確認したいんですけど、主食とおかずとミルクがそろっている給食という意味で使っていらっしゃるのかどうか。私はそうだと思っているんですね。みんなが食べるという意味ではなくて、主食かおかずかミルクと3つともある食事、ほかには補食給食というミルクとおかずという給食、そしてミルク給食というミルクだけという給食の3つの種類がありますが、そういう意味で、完全給食という言葉があると思っています。

全員が食べるという意味はどこにあるのかというと、学校給食というところに、先ほどの法律を見ていただいたらわかるとおり、全員で食べるという意味があると思うんです。だから、法に照らしても、みんなで食べるということ、それが今回の学校給食検討委員会からも提案された。そして、教育委員会もそうされると決められたという、そういうことでよろしいですね。

**○議長（小坂直親君）**

草川教育部長。

**○教育部長（草川吉次君登壇）**

学校給食でございますが、全国的にも中学校給食にデリバリー方式を採用する自治体がふえてまいりました。そのことから、文部科学省の学校給食実施状況調査におきまして、デリバリー方式の給食についても完全給食として位置づけられるようになりまして、亀山市も昨年の報告から完全給食として報告をさせていただいております。

**○議長（小坂直親君）**

福沢議員。

**○9番（福沢美由紀君登壇）**

私は前の議会で、その話を聞いて聞き間違いかと思ったんですけども。この昭和29年の時代から、子供たちにただひもじいから食べさすというだけではなく、教育として給食をこうやって法律を立てた、その崇高な意識から本当にほど遠いのではないかと思います。

たった30%の子供が食べているだけで、完全給食。完全給食というのは、おかずと御飯とミルクですんで、今のデリバリーには牛乳はついておりません。ですから、完全給食ではないと私は思っております。牛乳は牛乳で、ミルク給食というので補完している。でも、デリバリーを食べている子が毎回牛乳を飲んでいるとは限りません。こういう形のままで、完全給食でこのまま何もしいおつもりですか。

もう一つ、今は法律の視点から申し上げましたけれども、私は給食検討委員会の視点から申し上げたいと思います。

給食検討委員会を私、毎回傍聴してまいりました。最初は、そんな3つの学校が全部一緒じゃなくてもいいんじゃないかとか、関だけ残してほしいとか、いろんな意見が出ていました。でも、最後には委員さんからこの給食というものを通じて、こんな教育をしてほしいんだと、こういうことをやってほしいという意見が出て、やはりみんなが食べる給食がいいねということに、本当に会場全体がそういう雰囲気になって、あの答申が出された過程を見てまいりました。

今、委員さんは今の答弁を聞いてどう思うでしょうか。みんなが食べる給食をしてほしいと思って、絶対に答申されたんやと思いますよ。こんなひっくり返るようなことが通るのであれば、誰もそんな委員会に手挙げてなりませんわ。誠実に答えていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

平成27年12月に、議員ご指摘の第2次意見書が提出されております。この意見書では、今後の中学校給食を取り巻く状況に適切に対処していくためにも、完全給食の実施が望ましいものの、市の財政状況など多面的な限界を踏まえ、亀山中学校及び中部中学校においては、完全給食実現までは弁当とデリバリー給食の選択方式の継続が適当とされておりました。

このことを受けまして、平成28年3月ですので、私就任前ですが、教育委員会において、今後の中学校給食を取り巻く状況に適切に対処していくために、亀山中学校及び中部中学校において完全給食の実施が望ましいとした上で、経費や運営方法など十分な検討が必要であることから、市総合計画への位置づけについて関係部署と調整を図ることや、現在の選択制のよさや家庭弁当の持つ意義深さを踏まえ、完全給食実現までは、これらのよさを大切に、アンケート等を通して工夫改善を図りながら、弁当とデリバリー給食の選択方式を進めていくとの方針を取りまとめたという認識でございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

計画に上げるだけで、何ももうやる気ないんですか。知りませんでしたわ。

ちょっと市長に伺いたいと思います。

18歳まで切れ目のない子育て支援とうたっておられます。先ほどの表でも見ていただいたとおり、ほとんどの市が当たり前の給食をやっている中で、こんな給食もないような市が、切れ目のない子育て支援、子育てしやすいまちと言えるでしょうか。

また、子供の貧困という問題も起こっています。給食の重要性について、あなたの見解をお伺い

したいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、子育て支援の中での学校給食についての市長の考え方ということではありますが、私どもとしては、子育てと子供の成長を支える環境の充実を目指して、これは妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援を実施するために、さまざまな事業展開をいたしておるところであります。

そのような状況の中で、子供たちが成長していく過程におきまして、学校給食のあり方、食育ということは大変重要なことという認識をいたしております。

今、議員はこんな給食もない亀山市と言われましたけれども、現在の亀山市、平成21年から中部中学校、合併後、関中は既にセンターで動かしておりましたので、21年から中部中、亀中23年からこの選択制デリバリー給食を実施いたしてまいりました。正確には、選択制のデリバリーの給食と、ミルク給食、うちから弁当持ってくるこのミルク給食との選択制という、そういう仕組みを導入してきた経緯がございます。

この選択制のデリバリー給食は、全ての生徒がひとしく利用できるようになってございまして、この制度を導入したことで、各ご家庭のご事情、個人の希望に沿って家庭からの弁当と選択できる環境を整えることができたというふうに考えておるところであります。

また、ご案内のように、経済的支援の問題は当時もたくさんございましたので、経済的支援が必要なご家庭に対しましても、就学援助制度の中で、この給食費を含めた支援も亀山市は行っておるところでございます。

いずれにいたしましても、この今、中学校給食ということではありますが、亀山市の小学校給食においても特徴的な自校方式を堅持し、亀山学校給食等の地産地消も展開をいたしてまいりました。

また、中学校給食におきましても、これだけではなくて、子供たちのための施策は全てが非常に重要だと認識をいたしておりますので、市長の認識ということではありますが、私といたしましては、将来を担う子供たちの豊かな学びと成長を、さらに途切れることなくしっかり進めていくという意味におきましては、そのような施策を、この食育も含め、さまざまな施策を今後も展開をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

今のデリバリーで上等やと思っていらっしゃるような答弁でした。

教育委員会の皆さんにお伺いしたいと思います。

給食検討委員会の流れをずっと見ていらした人がこの中にどんだけいらっしゃるかわかりませんが、あのときには、やっぱり自校方式が一番子供の教育にはいいねという声になって、自校方式って書き込みましょうかというところまで委員長言わはったんですよ。何もそんなデリバリーでずっと続けていなさいよというようなニュアンスではありませんでした。

食育というのは、知育・徳育・体育の基本なんでしょう。基礎のないところに、どんな学力がつくのでしょうか。

あの卒業式で立派な歌を歌った中学生の子供たちに、温かいおいしいお昼が楽しみになるような、みんなで食べる給食をしてやりたいとは思わないんですか。身長も伸びて、生殖器も発達して、いろいろ人間関係も難しい時代の子たちです。学力学力ばかり言っていて、人間が大きく育ちますか。義務教育の教育がこっだけ抜けている、そういうことを平気でおられるんですか。教育でしょう、給食は。

小学校の子でも、学校に行きたくなくても、教室に入れなくても、何とか給食だけは食べたいなって、それを楽しみにしている子の話は聞きます。中学校の子にもそんな楽しみ、そして大きいから、給食があったら自分でつくろうとか、そういうことも考えられます。栄養のことも考えられます。小学校とは違う、そういう教育が期待できます。地域の皆さんとのかかわり、つくってみる、育ててみる、そういうことができるという議論が給食検討委員会でなされたから、やはり全員で給食を食べられるようにしようということに、あの中での議論はなつたと私は見てました。

私は、教育委員会の皆さんのされるいろんな施策の中で、最優先で給食はするべきだと思います。この優先度について、もう一度お伺いしたい。そして、この給食の教育効果を何とって思っているのか、最後にお伺いして終わりたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川教育部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

子供たちに安全安心な食を提供するに当たっては、中学校給食の実施を含め、学校給食に関する施策全てが重要であると考えております。

そうした中で、現在、総合計画のほうに位置づけまして、完全実施に向けた多面的な検討を行うとしておりますので、検討させていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

完全実施に向けるというお言葉をいただきました。ぜひとも早く進めていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

9番 福沢美由紀議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時53分 休憩）

---

（午前11時02分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番 前田耕一議員。

○14番（前田耕一君登壇）

大樹の前田でございます。

通告に従いまして、早速質問に入らせてもらいますが、その前に、きょうはちょうど東日本大震

災の8年目ということでございまして、ちょうどそのときも、ここで議会の最中でございましたけれども、その前の阪神・淡路の場合も思い出すんですけれども、私の身内、大阪でも、それから東日本でも被害に遭ったことがありまして、特にきょう、この後また弔意を示すということでございますけれども、改めて震災の恐ろしさを感じながら、早速質問に入らせてもらいます。

私、きょうは2件の質問をさせてもらうんですけれども、1件は、美し国市町対抗駅伝の件について、これは市長がこの開会の冒頭にご紹介されましたけれども、その件について。それからもう一点は、またかやと言われるかわかりませんが、公園整備についての2件を質問させていただきますので、どうかよろしくお願ひします。

まず1点目の美し国市町対抗駅伝大会、先月、県庁から伊勢神宮の陸上競技場までのコースで大会が開催されましたけれども、その詳細についての説明をまずお願ひしたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

#### ○議長（小坂直親君）

14番 前田耕一議員の質問に対する答弁を求めます。

青木生活文化部次長。

#### ○生活文化部次長兼関支所長（青木正彦君登壇）

美し国三重市町対抗駅伝大会につきましては、平成20年の初開催から本年度で第12回を迎えたもので、県内のスポーツの推進を図るため、ジュニア世代の発掘・育成と、全ての県民の意識の高揚、また、各市町の活性化や交流、連携を目的として毎年開催され、県内29市町の対抗で行う駅伝大会でございます。

主催は三重県、三重県教育委員会を初め、市長会、町村会、三重陸上競技協会、三重県体育協会、中日新聞社等で構成されます美し国三重市町対抗駅伝実行委員会でございます、本市もその運営委員として、大会の企画運営に参画しているところでございます。

大会の概要でございますが、まずコースは、津市の県庁前をスタート地点として、国道23号、42号、県道鳥羽松阪線を経由して、伊勢市の県営総合競技場をゴール地点とする10区間、42.195キロでございます。競技者は、各市町に在住、在勤、もしくはゆかりのある選手で構成され、各区間は、小学生、中学生、ジュニア、20歳以上、一般のそれぞれ男女10名が一本のたすきをつないで走破するものでございます。

なお、去る2月17日に行われました第12回美し国三重市町対抗駅伝におきましては、三重とこわか国体、三重とこわか大会開催決定記念として開催され、亀山市チームは過去最高順位の総合5位入賞を果たすとともに、第1区の選手が区間賞を、また過去の大会のベスト記録を上回ったチームとしてベスト記録賞を受賞するという好成績をおさめ、市民の皆様からもたくさんの称賛を得られたものと感じているところでございます。

#### ○議長（小坂直親君）

前田議員。

#### ○14番（前田耕一君登壇）

そのとおり、この大会は、県庁から伊勢の県営陸上競技場まで42.195キロをたすきをつないでという大会で、市町対抗の駅伝大会ということで、県内のこういうスポーツ大会で市町対抗という大会は、昔は県民体育大会等もございましたけれども、今はなくなっておりまして、こうい

う大会はないわけですね。その大会が12年前に開催されて、全市全県一丸となっていて、1位の桑名市、それから2位のいなべ、3位四日市、4位鈴鹿、5位亀山と、大きなまちに対抗して本当に5万の人口のまちが本当に頑張っていい結果を出してくれた、私は非常にうれしく思っておりますけれども、残念ながら、私11回全部大会行っておりますけど、ことしは行きませんでした。ですからその喜びの場に立ち会えなかったんで、悔しいなと思っておりますけれども、そんな中で、この大会を全市全県一丸となつてやるべき大会と私は理解しておりますけれども、亀山市として、この大会をどのようにお考えになつて対応してきているのかについて、ご説明をお願いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○生活文化部次長兼関支所長（青木正彦君登壇）

当市は、第2次亀山市スポーツ推進計画において、スポーツをする人、見る人、支える人を重視した国の基本的な考え方を踏襲し、各施策の展開を図っているところですが、この美し国三重市町対抗駅伝大会は、県内29市町がそれぞれ精鋭のランナーを選出し対抗する、県内では他に例のないスポーツ大会であり、テレビ中継も生放送されるなど、全県民の関心度が非常に高いイベントでありますことから、出場する選手の競技レベルの向上はもとより、特にスポーツを見る人の観点から、スポーツをより身近に感じ、スポーツの楽しみや応援する喜びが感じられる絶好の機会として、基本施策の一つでありますスポーツ文化の浸透に大いに寄与する大会であると考えているところでございます。

一方、スポーツ振興の視点だけではなく、大会の趣旨にもございます各市町の活性化や交流、連携という部分において、県下市町の一体感の醸成や市町の魅力発信の機会でもあると位置づけられているところでございます。

また、市としては、大会の運営委員として参画するとともに、大会に向けた選手の選考や強化などの専門的な業務につきましては、亀山市スポーツ協会に委託しているところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

ということはよくわかるんですけれども、その中で亀山市がどのような、この大会に向けてのアクションを起こされて、どのような行動を起こしてきたのか、それを確認したいんですわ。具体的にどうということを行って見えませんか。亀山市としてですよ。体育協会とかほかの団体等では、あるいは選手の皆さん、ご家族なんかは応援に一生懸命体制を組んでやっているんだと思うんですけれども、亀山市としてどんなアクションをされてみえるのか、それをお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○生活文化部次長兼関支所長（青木正彦君登壇）

大会に向けて、出場選手の紹介及び大会の周知を行うため、「広報かめやま」に特集記事を掲載しますとともに、ケーブルテレビでの特集番組を放送するなどして、市民への周知と意識の高揚を

図っているところでございます。

また、市では、経営会議において、担当部から全職員に情報共有を図っております。さらに、事前に開催されます亀山市駅伝競走大会の表彰式においても、スポーツ協会から出場選手の紹介を行っていただいております。

大会の前日には、実行委員会が主催します開会式があり、亀山市チームとして工夫を凝らしたアピールを行っており、また同日、市主催により、選手及び関係者による結団式を開催し、チームに対する激励を行っております。

大会当日には、スタート地点において、市職員を含めた関係者や市民の皆様、亀山文化年のキャラクター「カメのぶんちゃん」の着ぐるみによる応援などを実施しています。なお、ゴール地点には、市町交流市場、物産展が設置されており、当市物産として毎年、亀山みそ焼きうどん本舗が出店され、当市のPRに貢献をいただいているところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

結局、今の話を聞いておられますと、通り一遍のPR活動とか広報活動をやっておるとしか思えないです。市も実行委員会の一員として活動しておる以上、もっともこの大会に向けての活動、行動も行っていただくべきじゃないかと思っています。確かに今、広報での紹介とかケーブルとか結団式を行ったということをお伺いしましたけれども、もっとほかにやることなかったんかなあと。ゴール地点での会場では、例えばみそ焼きうどんの紹介とか、ブースをつくって対応されたということをお伺いしておりますけど、あの席、あのゴール地点では、29市町がいろいろな工夫を凝らして活動しております。だから、私も総合計画の前期基本計画の中で、PR効果の高い県内及び近隣県での観光PR、観光プロモーションをやっていくというようなこともうたっておりますけれども、何もやっていないですわな。確かに、みそ焼きうどんは売ってもらいました。これ12年目ですけども、変わらずみそ焼きうどんですわ。もっとほかにやれることはなかったんかなあと。観光協会がやるべきことと言われればそれまでわかりませんし、例えばキャラクターグッズが出てとかいうことありますけれども、ほかの地域を見ますと、本当にたくさんの人の中でいろいろな事業をやってみえるし、イベントもやってみえると思いますけれども、そういうことを全然、亀山市としては感じられることがなかったというのが私の印象でございます。

それで、この件の最後の質問に入りますけれども、支援とか応援の取り組み、これが亀山市は非常に少ない。といいますのは、例えばゴールとか中継点、あるいは沿道での応援とか激励関係につきまして、選手の家族とか所属する企業、団体の方は、確かに1区からゴールまでの間の沿道での支援等をやってもらっております。亀山市はどの程度の中身で対応してみえたかちょっと確認したいんですわ。私はずっと過去見た範囲では、ほかの地域を見ますと、沿道で横断幕とか市の旗を大きく振っての応援とか、ずうっと途切れなくあります。亀山市として、例えば市の職員で、果たしてこの沿道の応援に何名ぐらいが入っておったか確認されていますか。あるいは動員をかけていますか。ちょっと確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○生活文化部次長兼関支所長（青木正彦君登壇）

市からの応援ということで、沿道でどれぐらいの人数の方が応援してみえたかということにつきましては、把握はいたしておりません。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

非常に寂しかったです。例えばゴールに入って、ゴールに各市町の、言ってみれば市のブースとこの各観客席につくってあるんですけども、人の数を見ても市の職員の数というのが、ことしは私行っていないんでちょっと把握していないんですけども、少なかつたんじゃないかなあと。もっともっと市のほうからも動員をかけていただくということをやっ、応援体制をつくってほしいなど。確かに沿道の応援というのもう一瞬ですから、何だ、これで終わりかということになってしまうかわかりませんが、それとテレビ中継も生中継をやっていますから、わざわざ出向かなくてもテレビで観戦したら、応援したらという方もたくさんおると思うんですけども、やっぱり走ってみえる選手は、亀山市の代表として走っている以上、市の関係者がたくさん沿道へ出て応援してくれたら、今までより30秒か1分かかりませんが、記録も短縮してというようなこともできると思いますので、ぜひそういう体制というのはとってほしいと思います。

聞いておりますと、幹部会なんかで、こういうことがありますよ、応援してやってくださいというようなことは周知されてみえるようでございますけれども、それでは遅いですわ。ぜひそういうことを今後、検討していただきたいと思います。

それから、せっかく観光プロモーション推進事業なんかもやっているわけですから、その中で、もっともっと亀山市の観光をPRするための機会にもなるわけですから、ゴールへ行ったら、本当に県内29市町の関係者がたくさん来ております。ですから、そこでPRする絶好の機会だと思いますので、観光協会なんかでもタイアップを組んでいただいて、対応していただくべきじゃないかと思いますので、強く申し上げたいと思います。

とにかく、ことしは私、テレビしか見ていないんですけども、寂しかった感じがしないでもないです。一番選手がいいのは、沿道での応援というのは、非常に選手にとっては力強い応援体制によって、本人さんが想定外の記録も出せるんじゃないかなあと考えておりますので、ぜひその辺のところを強く申し上げたいと思います。これで駅伝につきましては質問を終わりたいと思いますが、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

2点目につきましては、都市公園の現状と整備についてということで確認をしたいと思います。

まず1点目として、亀山公園の整備についてお伺ひしたいと思います。

公園整備につきましては、私も再三再四質問しておりますので、質問するということは余りいいほうへ向かっていないということで、当然質問させてもらうわけでございますけれども、まず最初に、ますみ児童公園の軽飛行機撤去後の周辺整備についてお伺ひしたいと思います。

ますみ公園の問題につきましては、噴水、セスナ機、それから記念樹、SL等の関係について質問させてもらってきました。ここは、昭和42年に完成されて現在に至っておるわけでございますけれども、当初は、ますみ公園の多門櫓のお膝元の公園ということで、都市計画の中へ盛り込まれて運営されてきておるわけでございますけれども、私、再三申し上げておりました、そのセスナと

か噴水とか記念樹の撤去については、昨年3月にセスナ機が撤去されました。これは、私の頭の中で想定外の速さで撤去されて、すごいなあと、早速、私の言った効果が出たのかなと思って喜んでいたんですけども、1年たちました。そのままです。撤去後ですね。そのセスナ機のあったところは、これも昨年に質問させてもらいましたけれども、ミニフェンスがずっと周りにはあるんですね、高さ15センチか20センチぐらいの。それがそのまま撤去せずに現在まで放置したままです。ということは、撤去してもそこは有効活用ができない状態で、今現在に至っております。

そして、それにあわせて、新名神の開通記念の記念樹、杉の木が植わっておりますけれども、これにつきましても、ぽこっと一つ浮いてしまったような状態ですから、これもどこかへ移植、移築ということも提案させてもらって、それは検討するという言葉をいただいております、そのときには、この記念樹は新名神に近い野登地区か、あるいは新名神の沿道の近くへどこか移植をお願いして進めていきたいというお言葉を聞いていたんですけども、新名神、第2名神も開通しました。そのままですね、今。どうなっているのかさっぱりわからない。今後の状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

服部産業建設部参事。

○産業建設部参事（服部政徳君登壇）

ますみ児童公園の整備についてお答えさせていただきます。

ますみ児童公園は、開設当初より小学校に隣接した児童公園として子供たちやご家族に親しまれ、ご利用いただいております。その中で、蒸気機関車は昭和45年に旧国鉄から貸与され、当時唯一の公園でありました、ますみ児童公園内に設置されたものでございます。以来、国鉄OBの皆様方より点検、清掃活動も行っていただいております、子供たちを初め広く市民に愛着を持っていただいております。

また、軽飛行機につきましては、昭和53年に市民の善意により児童公園の一角に軽飛行機の寄贈をいただいたもので、蒸気機関車とともに多くの子供たちに親しまれてまいりましたが、議員申されますように昨年度に撤去させていただいたところでございます。

この亀山城の周辺地域においては、先ほども議員申されますように、多門櫓を中心とした歴史文化の継承や景観整備を求める声から、景観に配慮した西小学校改築や二の丸帯曲輪の復元等が進められてまいりました。さらに、亀山城周辺整備事業も進められてまいりました。これら歴史的な整備が進んだことや少子化の流れの中で、遊具や機関車を含めた児童公園全体の将来的なあり方について、段階的に検討していくものと考えております。その中で、飛行機が置かれていた跡地につきましても検討してまいりたいと存じます。

また、跡地に残存している樹木と柵の撤去でございますが、樹木はますみ公園内で移植を行うとともに、柵の撤去を来年度早々に行う予定でおります。樹木を移植することで、子供たちの遊び場、スペースの確保に努めてまいりたいと存じます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

今、SLの説明とかお伺いしましたが、それは今のところしようがないので、ああやって置い

ておくにしても、その飛行機後の整備、それから樹木の整備、これはもう早急に来年度早々でもぜひやるべきだと思います。そして、そうするとあそこに相当なスペースができますから、問題は、そのスペースをどう活用していくかということ、これをあわせて計画を練ってほしいと思います。また更地にして置いておくか、あるいは今のままでミニフェンスを撤去するだけにしておくか、これによっても活用方法は全然変わってきますからね。やっぱり撤去する以上は、今後どう活用していくかということをごひ前向きに検討してほしいと思います。

私はあそこへ、せっかくですから、多門櫓も結構見学にお越しいただく方もふえておりますから、あずまやをつくるとかというような形をとって、本当の憩いの場としてあそこが活用できるように進めてほしいと思います。

それから今、西小学校の隣接地へ、このますみ児童公園をつくられたという話をしましたが、もともとはあそこは西小学校のグラウンドでして、隣接地と違いますね。それもやっぱり認識として持っておいてほしいと思います。

ともかく、ますみ公園の整備については早急に対応してほしいと。新年度の予算の中にそんな上がっていないと思いますので、またそうすると、ほかの機会ということになってしまうかわかりませんが、どんな形をとってもいいですから、対応を早急にしてほしいということだけは申し添えておきたいと思います。

次に、東野公園のことについてお伺いしたいと思います。

東野公園につきましても、再三質問をさせていただいておるんですけども、ここにつきましては、平成6年の11月に完成して現在に至っておるわけでございますけれども、その設置当初は、都市計画法に基づき設置された都市公園の中の関連附属施設で、本格的なスポーツ専門の施設ではなく、あくまでも地域住民の健康増進や福祉の増進に資することが目的ということで、運動広場、それからソフトボール場、土俵、それからゲートボール場、体育館が設置されております。これも現在に至っておるわけでございますけれども、土俵だけはいつのころか倒壊してしまって、更地になったままでありますけれども、その中で、いろいろ施設の充実とかいろいろ要望もあろうかと思っておりますけれども、私一番気にしているのが駐車場不足です。現在あそこは97台やっただかの駐車場かスペースしかないと思うんですけども、この不足の問題について認識はどのように持っているのかどうか、それから対応を考えているのかどうかについてお伺いしたいと思います。

#### ○議長（小坂直親君）

青木次長。

#### ○生活文化部次長兼関支所長（青木正彦君登壇）

東野公園につきましては、かねてから駐車場の不足が指摘されており、過去には、ソフトボール場と体育館で同時にスポーツ等の大会が開催されるような場合には、周辺の公道や近隣の住宅付近にたくさんの路上駐車があふれるなどの事象が発生することがございました。その対応策として、施設管理者において施設使用申請があった際には、複数の大会等の日程が重複しないよう十分な調整を行うとともに、やむなく重複するような場合は、駐車場の不足の周知、乗り合わせによる車両の乗り入れ、使用者みずからの近隣での駐車場の確保の依頼を行いながら、大会当日においては、管理者による駐車場整理を行っており、現在のところ、近隣での路上駐車などの発生を防止している状況でございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

種々説明いただきましたけれども、それで利用者が駐車場不足を解消できるような対応策とお考えですか。絶対に問題なのは駐車場が不足しているというのが問題だと思うんですよ。その駐車場不足そのものを増設するということについての計画とかお考えはないんですか。確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

服部参事。

○産業建設部参事（服部政徳君登壇）

東野公園は、平成6年度に面積6.9ヘクタールで供用いたしました公園であります。体育館、ソフトボールグラウンド、多目的グラウンド、ランニングコース、ゲートボール場など、軽スポーツを中心とした施設を備え、市民の皆様幅広く親しまれている公園でございます。

ご質問いただきました駐車場の確保でございますが、現在、乗用車100台の駐車スペースを確保しております。この駐車場でふだんの利用には問題がございませんが、年に何回かのイベント開催時には、駐車場が満車となり利用者皆様にご迷惑をおかけしているところでございます。

この公園は、着手時に事業説明会を重ね、関係者の皆様の理解と協力により区域を決定させていただいており、公園の隣接地に新たな駐車場用地を確保することについては非常に難しい状況でございます。

新年度より、第2次総合計画前期基本計画、第2次実施計画がスタートいたしますが、これに掲げた事業を展開していくところでございます。その中で、新年度は、都市公園であります西野公園、東野公園、亀山公園の3公園の重立った施設のうち、西野公園のトイレ建てかえやフェンスの修繕工事を行ってまいります。このことから、次の第2次総合計画後期基本計画に向けた検討課題として取り組んでまいりたいと存じます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

今、西野公園の改善、改修の話も説明いただきましたけれども、これは国体も間近に迫っておりますからやっていくのは当然のことですけれども、それとは関係なしに早急に手をかけなければいけない問題だと思います。ここ二、三年の問題として起こっているわけではないんですね、駐車場不足は。もう何年も前から問題やと思いますけど、全く手をつけていなかったんですね。ここの施設は、完成当時はこれで、車社会と言うても今ほどじゃなかったんでよかったと思いますけれども、もうここ二、三年前から絶対量の不足はありますし、それから体育館とソフトボール場、あるいは多目的の広場でイベントがあった場合に、これをかぶらないようにするということは、それは管理者側としたら当然要望はあるかと思いますが、各団体の日程調整で同じというのは当然起こり得るわけですから、そこにつきましては、やっぱりそれでも何とか対応できるだけの、見合うだけの対応をしていくべきだと思うんですよ。私も再三あそこ現場に行ってみるんですけども、全く、例えば駐車場を増設する余地がないかという、必ずしもそんなこともないんです。特に私

は口癖のように言っているんですけども、確かに経費がかかる部分が多いんですけども、現の駐車場の2階建てにするとか、あるいは側道側の山かな、土手を削って増設するとか、可能な方法は何ぼでもあると思うんですよ。考えれば。結局、今まで何も手をつけていないということは考えていないんですね。少ないな、困ったな、何とかせないかなあと言うだけで、アクションを起こさなかったら解決する方法は絶対ないです。ぜひ、そのところ、積極的な方策を検討していただいて対応していただきたいと思います。

あと関連して、そのほかのこともちょっと確認したいんですけども、2点目として、これもいつやったのかな、長年放置してございます、旧の土俵の跡です。土俵が倒壊したのが15年だな、16年かの10月ごろに、台風で倒壊して更地になっております。何年たっていますか。何か手をつけて改善・改修の方法を考えられてきているのか。あるいは、今後、活用の方法を今考えてみえるのか確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

服部参事。

○産業建設部参事（服部政徳君登壇）

東野公園の相撲場は、平成16年10月20日の台風23号により、支柱3本が折れたことにより倒壊し、同年にやぐらを撤去しております。跡地の面積は約600平方メートルございます。

跡地の利用につきましては、現在は広場として市民の皆様にご利用いただいているところでございます。が、駐車場とあわせて第2次総合計画後期基本計画に向けた検討課題として取り組んでまいりたいと考えているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

また第2次総合計画の中の検討課題と。何年検討したら方向性が出るのかなあ。結局検討して今のままという状態が、ずうっと検討して検討して置いておけば、また5年、10年経過してしまいますわね。検討する必要ないですわな、もう。使わなあそこは遊んでるわけですから、はっきり言ってあの場所は。広場として市民が活用って、私見たことないです、あそこで活用しておるのは。たまには散歩している方があそこでストレッチをすることもあやもしれませんが、何にも有効活用されていないですわね。16年からですよ。何年たってますか。そのままですわ。それであれば、私は西のほうから入ってあそこへ駐車スペースをつくれば、また有効活用も考えられるし、駐車場をつくったところで特別な支障はないです。便利にはなりますけれども、あんなところに駐車場をつくって困るなあと言われる方は多分見えないんじゃないかと思うんですよ。

だからそういう方法というのはやっぱり考えていくべきだと思いますし、そういうことを考える人はいないんですか。亀山市のスポーツ振興では、ソフト面では結構ですが、いろいろと施策、毎回毎回中身も違いますけれども、前向きに検討してもらっておるのは理解しますが、結局ハード面ですね。利用する方の利便性というものをいかに考えてみえるかということ、改めて確認したいと思います。考えているんかいらないんか、市長、その辺のところ何か考えてみえることはありませんか。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ご指摘のような東野公園については、長年の課題の解消に至っていないということはもうそのとおりでございますので、私どもといたしましても、少し、当然財政的な負担とか他の施策との優先順位もあろうかと思えますけれども、そういうことも含めて、後期の基本計画に向けて検討をしていこうというふうに考えております。

確かに、西野公園のように国体の開催に合わせてハード的な充実を図るということで、平時という言い方は適切じゃないかわかりませんが、そういうときにはなかなか少し規模の大きなハード整備というのに優先的に取り組むことができていなかったというのはご指摘のとおりでございますけれども、しっかりとハード整備はやっぱり中長期的な見通しや、他の施策との整合も考えていかななくてはなりませんので、そういうことも含めて検討をしっかりといたしてまいりたいと思えます。

一方で、都市公園につきましても、市の規模から必要量をちゃんと把握した上で、利用状況とかその後のランニングコストや修繕のコスト、本当にしっかりとその将来費用の縮減に向けた管理のあり方等々も、同時にしっかりと考えていく必要もあろうと思えますので、そういうことも含めてしっかりと検討をいたしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

今の市長の答弁をお伺いしても、それから理事者側の答弁をお聞きしても、すぐに改善の方向に向くという可能性が全く見受けられないと。今後どうなるのかなあというのが非常に心配です。といいますのは、西野公園のほうは、たまたま第2駐車場が、空き地があったもんで大きな駐車場ができて、今のところは何とかそう不自由もせずに対応できておりますけれども、多分、西野公園で野球場が今度改修されますね。そして、あそこで今まで行っておりましたソフトボールの大会とか、これはちょっとできなくなってくるんですわ。特に子供さんたちの対象になったものが。そうすると、会場は関のB&Gのほうへ行くか、あるいは東野へ移って対応をしなければいかんと。

東野へ行ってソフトボールが今西野公園の野球でやってきたように2面の大会というのは、会場は2つありますから、グラウンドが、十分対応できますが、駐車場は間に合いませんわな。あの駐車場の部分だけではとてもソフトボールなんかの大会、今まで西野でやっておった分を東野へ持って行って大会をすれば、駐車場が不足なのは目に見えて起こってきます。そしてまた、周辺道路とか近隣の住民の皆さんにご迷惑をおかけせんらん状況が起こりやせんかなあ心配しております。絶対これは対応すべきじゃないかと思えます。

その辺については管理者に対応をお願いしたとやうに言ってますけど、少ない人数で四六時中駐車場の管理しているわけじゃないですね。ですから、たまたま管理の皆さんが巡回されたときにとまっておった車は注意を受けるかわかりませんが、いちごっこになると思えます。当然のことながら、それを解消するためには、早急に仮設で、仮でもいいですから駐車場を増設する方向性というのをぜひ出していただきたい。かように思います。

それから、総合計画の中でというのは遅いですよ、そんなの。それから、市長から今、予算の関係とか云々申されましたけれども、もっと昔、5年、10年も前にやれば多少財政に余裕があると

きであれば、そのときから問題は起こっておったわけですから、検討あるいは方向性を打ち出していくことは可能だったと思いますけれども、それもせずに今まで全く手つかずで置いていて、それで今、ちょっと財政的に厳しい云々とか、今後の検討課題とかいうことをおっしゃられても、何もこんなのは期待はできません。

ぜひ対応をお願いしたいと、私だけ強く申し上げておりますけれども、あそこを利用することは直接ほとんどないんで、たまには大きなイベントがありましたらのぞきには行きますけれども、駐車場の入り口で帰ってきます、入れませんから。そんなことでは、せっかくの施設で、せっかくのいろいろ大変ないろんなイベントをやっている、一般の方が気楽に観戦とか行けないような状態の施設では意味がないです、はっきり申しまして。競技をされる方はそれでいいですわな。それから、多分、こんなことを言っているのかちょっと、お叱りを受けるかわかりませんが、市長らも含めて来賓の立場で行く場合はよろしいですわ。駐車場を確保してもらってありますから。ですから、その辺の問題意識は実際にお持ちなのかどうかというのは、やっぱりちょっと疑問符をつけざるを得ないと思います。一般の方が自由に出入りするにはやっぱり不自由だということがありますので、その辺のところは強く認識を持っていただいて、早急に、仮でもいいですから対応を検討していただきたいと、かように思いますのでよろしくをお願いします。

最後になりますけれども、運動広場、あそこは正式な名前は多目的広場かな、の安全対策についてお伺いしたいと思います。

過去の質問の中で、あそこは多目的広場だからサッカーとかソフトボールは、あるいは野球はできませんという答弁は、この議会で質問をしていただいたこともあります。何でだめなんやといたら、あそこは多目的広場ですから。で、ボールはサッカーボールとか、あるいはソフトボールとか野球ボールは、広場から外へ出たら周辺を散策している方に当たる可能性があるのも非常に危険だということをおっしゃっていただきました、ご丁寧に。しかし、そのときにもう既に、多目的広場、野球のバックネットができておったんですね。そしてソフトボールなんかの県リーグ、大人さんの公式の大会もしていたわけですから。それはいいんかいと言ったら、よかったですな、そのときは。その後、やっぱり危険だということで、一塁側フェンス、ファウルボールが飛んでいかないように、を張っていただいて、これでとりあえずは終わって現在に至っていると思うんですけれども、それ以降、その一塁側のフェンス以外ですが、ずっと周りは自由に一般の方が出入りできるような状態で現在に至っております。その辺のところの安全対策はどのようにお考えなのかどうか。あそこで当然ソフトボールなんかも、あるいは野球なんかもやってみえますので、野球といっても子供さんの野球ですけどね。大人のソフトボールはやっていると思うんですけれども、その中で、安全対策をどのようにお考えなのかどうか確認したいと思います。

#### ○議長（小坂直親君）

青木次長。

#### ○生活文化部次長兼関支所長（青木正彦君登壇）

東野公園の運動広場につきましては、多目的にスポーツが行える広場となっており、議員ご指摘のとおり、広場の外周に安全策やフェンス等の設置はなく、広場の専用利用時における部外者の立ち入りや、公園利用者へのボール等の接触が懸念される状態ではございますが、現在のところ、施設利用者あるいは公園利用者の事故や、危険な事態に及ぶような事例の報告は受けてござ

いません。運動広場の利用に当たっては、施設管理者による安全面での注意喚起を徹底して行いながら運用を行ってまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

じっきに施設管理者という言葉が出てきますけれども、施設管理者というのはどの方、あるいはどの団体を指しているのか、ちょっと改めて確認したいと思いますわ。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○生活文化部次長兼関支所長（青木正彦君登壇）

現在、東野公園の運動施設の指定管理を行っていただいております三幸・スポーツマックスさんが施設管理者でございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

そういうことですわね、指定管理者ですわ。あそこに指定管理者何人見えますか。朝の例えば8時、9時から、夕方7時、8時。あるいは夜まで、ナイターまで、管理できますか、施設管理者の方が。たまに巡回して、そのとき気がついたら注意する程度になってしまって、それは本当に無理な相談ですわ。だから、絶対に対応できないと思いますので、それにかわるものとして、周り、周辺にフェンスとか柵を設けるとかのことをして、ある程度に対応で、100%は無理やもしれません。これは当然必要だと思うんですよ。一塁側のフェンス、ファウルボール対策のフェンスについても、言われたら何とかするといっちょっぴり対応するという程度で、本当に対応されていないです。もっともっとその辺については神経を使っていただいて、対応をしていっていただきたいと、かように思います。

それからもう一つ、これ今、私、質問の中に入れていないんですけれども、あそこではそんなような不備があるのと、ゲートボール場もございませぬ、あそこに2面。まず使ったことはないですわね、見た範囲では。年間10件ぐらいの利用があるかわかりませぬけれども。それとか、結局つくったらつくりっ放し、管理はそれこそ指定管理者なんかの施設管理者にお任せするという対応で行政が来ておりますので、もっとその辺のところについては神経質になって対応をお願いしたいと、かように思います。

見ておったら、そういうふうについては枚挙にいとまがないんですね。だから、ここはどうやろう、ここはどうやろうとちょっと目を光らせて見れば、よくわかると思うんですけれども、結局、本当に施設のことを考えてみえる方がいるんかなとか、あるいは理解している方が見えるんかなというのがやっぱり私疑問に感じます。前回の議案でも私申し上げましたけれども、ソフトボールなんかの外野のフェンス際のブロックのふたのことを申し上げましたけれども、こうやって見えますと、あそこは何ぼでもそういう問題点は出ておるんですよ。気がついたところについては、やっぱりきちんとチェックしていただいて、対応を考えていっていただかないと、前向きないい方向性は出ないと思いますし、長寿命化計画も策定が間近らしいので、そこで何らかの方向性が出るんや

と期待はしていますけれども、これも10年計画ですわな。先の話ですわ。もっと迅速な対応ができる体制を、行政で、所管部でするんかわかりませんが、きちとした対応をやっていていただきたいと、かように思います。

私はこの件につきましては、まずみ児童公園も、それから東野公園につきましても、もっともっと質問、発言したいことがあるんですけども、今回はこの程度でとどめさせてもらいますけれども、西野公園でもいろいろまた多分国体に向けての問題も出てくると思います。そういうように公園整備につきまして、非常に大事なことだと思いますので、ソフト面で幾ら充実してもらっても、ハード面で対応が不十分であれば何も前へ進まないと思いますので、ぜひその辺のところの対応を強くお願いをして質問を終わりたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

14番 前田耕一議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時51分 休憩）

---

（午後 1時00分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番 今岡翔平議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

通告に従い、一般質問をさせていただきたいと思いますが、まず、8年前の東日本大震災に遭われた皆様に哀悼の意を示したいと思います。

当時、私は東京でサラリーマンをしていたんですけども、震災がやってきたときに、免震対応のビルだったので、物すごく揺れまして、1回目の揺れが来たときに、正直自分の人生はもうここで終わったのかなあと思ったような衝撃がありました。交通機関もストップして携帯電話も通じなくて、歩いて自宅まで帰ったんですけども、そのときに、翌朝になってやっとその震源地が東北であるということがわかって、すごく被害の大きさに驚いた覚えがあるんですけども、そのとき、東京のまちの中を歩いて帰っている中で、同じような人がたくさんいたんですけども、自分は東京のまちをひとりで歩いているなあという認識でした。あんまりみんな、ほかにもぞろぞろぞろ歩いている人がたくさんいるんですけども、みんな、ほかの人と話したりすることもなく、ひたすら自宅を急ぐというような光景がすごく不思議だったなあ。だから、東京でのコミュニティーとか人とのつながりの薄さって、こういうときにすごく怖いなあというふうに思ったような思い出があります。

今回、自治会についてと市民からの意見収集についてと市営住山住宅南側の土地についてということで、3点通告を出させていただきました。

ちょっと順番のほうを入れかえて、市営住山住宅南側の土地について伺いたいと思います。

前回の12月定例会の議案質疑で質問させていただいたことと関連するんですけども、この土地、僅差ではありましたが議会のほうで可決いたしまして、案件のほうは進行しているわけなんで

すけれども、まず、改めてお伺いしたいんですけれども、この市営住山住宅南側の土地について、具体的な用途というのは決まったんでしょうか。たしか前回の議案質疑をしたときには、土地の全てに関して用途はまだ決まっていないというような答弁だったと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小坂直親君）

4番 今岡翔平議員の質問に対する答弁を求めます。

落合総合政策部次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

市営住山住宅南側の土地につきましては、一部、約3,800平米をJA鈴鹿に貸すということのほか、そのほかの土地の利活用の用途というのは現在決定しておりません。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

まだ決定をしていないということなんですけれども、前の議会で議決されて、何でこんなすぐ質問するんやねんという話ですと、やっぱり市民の方から意見をいただきまして、数千万円の予算をかけたのに使い道がわからないのに買うのか、市は、というような意見があったんですね。やっぱりそういう意見が寄せられる以上、私たちというのは、そういう議案は通ったとしてもやはり追いかけていかなければならないのかなあと思うんですけれども、そうしたら、いつになったらこの用途というのは決まる見通しなんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

当該土地は、将来の土地利用をしっかりと見据える必要があることから、拙速に決定するのではなくて、和賀白川線の開通を見越して十分に検討してまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

先ほど市民の方の声なんかも例に挙げさせていただいたんですけれども、この今の用途が決まっていない状況、和賀白川線が通ったらというようなご答弁だったんですけど、この用途が決まっていない状況って問題だと思っていますかね。それから、早く決めなきゃいけないという気持ち、そういう思いというのはあるんでしょうか。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

市におきまして、不要であると判断している普通財産などは売却などを進めておりますけれども、この物件につきましては、一体的な利用が有効活用の可能性があるということで、市としては必要であると考えております。そして、ただいま申し上げましたように、早急に考えるというよりも、しっかりと見据える必要がありますので、拙速に決定することなく、和賀白川線の開通を見越して検討していきたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

そうですね。拙速に決めることはないと思うんですけども、やっぱりある程度の予算をかけている限り、かけたものに対して使い道がわからないということに対して、やっぱり問題があるというふうな意見が寄せられています。ですので、ここでは具体的な答えというのはいただけなかったわけなんですけれども、引き続き追いかけていきたい次第かなと感じております。

それでは続きまして、自治会についてということで上げさせていただきました。

前回の一般質問の中で、中島議員も自治会の役割ということについて質問されていたんですけども、中島議員への質問の答弁の中で、深水参事から、自治会は隣近所に住む人たちが自主的に運営されている最も身近な住民自治組織でございます。自治会は任意の組織でございますが、趣味のサークルや同窓会などのほかの任意組織とは異なりまして、地縁というつながりによって結成される組織であり、地域の皆さんが主役となって活動を行っております。例えば、河川や公園などの清掃、花壇の整備、防犯灯の設置、広報紙の配付、チラシ等の回覧、防犯・防災活動などを行っておるところでございます。なお、現在亀山市におきましては240余りの自治会がございますというような答弁が返ってきております。

幾つかこの答弁の中にポイントがあるのかなあと。自治会というのは、任意の組織であるということと、ほかのサークルや同窓会と異なって、地縁というつながりによって結成されているということと、あとは広報紙の配付、河川や公園などの清掃なんかもあるんですけども、一部市の市民サービスの一端を担っているところというのは少しポイントになってくるのかなあと感じておるんですが、最近、私の住んでいる周りの自治会でも、自治会に入らないという世帯の方がいらっしゃったりですとか、全国的に自治会に入らないという選択をされるという世帯が実態としてあらわれてきているんですけども、この未加入の世帯について、市民サービスの差が生じるのかどうかというのを、まず議論のポイントにしていきたいと思うんですけども、1つ目、自治会に未加入の世帯の実態についてということなんですけど、亀山市内では、自治会に入っていないという世帯はどれくらいいるのか把握はされていますでしょうか。まずお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

佐久間生活文化部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

住民基本台帳上では、現在亀山市の世帯数は約2万1,200世帯となっております。そのうち、自治会に加入されている世帯数につきましては、自治会長事務手数料申請における世帯数とか、市の広報の配付世帯数から判断いたしますと、昨年10月現在でございますが約1万5,300世帯ということになりますので、その差は約5,900世帯という計算になります。ただ、この中には、自治会に未加入の集合住宅に入居されている単身世帯がたくさん含まれていることや、同一敷地内に住居を構える親子であっても、世帯を別にされている場合も数多くございますので、正確な数については把握しかねる状況でございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

大体2万1,200世帯あって、自治会手数料が発生しているのが1万5,300世帯。だから5,900世帯ぐらいが未加入であろうということですね。その中は、アパートであったりマンションに住まれている、集合住宅に住まれている単身世帯が多いんじゃないかということなんですけど、2つ目の質問でも上げさせていただきました、全国的にも課題になってきているんですけども、この、先ほど上げていただいた単身世帯以外に、この未加入の世帯というのが発生してしまう理由というのがほかにもあるかなあと思っているんですけども、その理由についてはどう考えていますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

自治会は任意団体でございますので、加入につきましては個人の判断となりますので、その理由につきましては直接的には把握していないところでございます。ただ、窓口におきまして、自治会から脱退したいというご相談もいただくこともありますので、それによりますと、自治会行事への参加とか、自治会役員になることへの負担感などが理由として上げられていることはございました。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

そうですね。相談もあったということなんですけれども、自治会に入っていたら役が回ってくる。行事がある自治会だと行事の準備などがあると。私がほかにも聞いた理由では、例えば自治会費が高いのでちょっと入るのを敬遠してしまったというような例ですとかあったんですけども、みずから自治会に加入しないということを選択される世帯というのが発生してきているわけなんです。これは全国的にも報道なんかもされているんですけども、亀山市も例外なく起こっていることなのかなあとと思うんですが、では、3番目の項目で上げさせていただきました、自治会に加入をしないことで、市民サービスに差は生じるのかということなんですけれども、主に2点、実際に暮らしにかかわってくるサービスというのがあるのかなあとというふうに考えて上げさせていただきました。1つ目が、市の広報の配付について。もう一つがごみの出し方についてということなんですけれども、まず1点目の、市の広報の配付について、まず広報の配付というのは、自治会に協力というのをお願いしているんでしょうか。まず現状についてお伺いします。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

「広報かめやま」を含む市からの配付物、回覧文書につきましては、月2回、委託先でございます亀山市シルバー人材センターにより、各自治会長にお届けしまして、それぞれの自治会のご協力によりまして加入世帯に対して配付いただいているところでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

それでは、自治会に入っていない方というのは、この広報というのはどういうふうに入れる手段があるのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

市の広報につきましては、市の本庁舎のほか関支所、総合保健福祉センター、図書館などの市の施設とか、市内の銀行、郵便局、JR 亀山駅、そのほかにもスーパー、コンビニエンスストアにも置いてございますので、自治会に加入いただいていない方につきましては、それらのところで入手することができますし、また、市のホームページにも掲載してございますので、そちらでござらいただくこともできるようにしてあります。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

本庁舎、関支所だったり、あと銀行、コンビニ、それからさっき答弁にあったかわかりませんが、けれどもコミュニティセンターにも置いてある場合もあるということで、あとはホームページにアクセスすることもできるということで、欲しい人であれば、欲しいと思ったら自分で取りに行こうと思えば取りに行けますよ、手に入りますよということで、いろんな場所にストックしてあったり、ホームページに掲載をしてあるよというような答弁だったと思います。

さて、2点目が、ごみの出し方についてということなんですけれども、市の広報については、欲しい人というのが自由にアクセスをできるというようなことをさっき言っていました。言い方が余りよくないかもしれないですけど、欲しくない人、別に広報をそこまで読みたくない、必要としていない人にとってみれば、そこまで大きな問題にはなっていないのかなあと1つ目については思うんですけれども、2つ目については、生活に直結してくるような話になるのかなあと感じているのですが、まず、ごみの出し方ということなんですけれども、ごみ置き場、各地区のごみ置き場というのは、主に自治会に管理をしてもらっているものになるのでしょうか、亀山市の場合、いかがでしょうか。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

亀山市は、ご家庭から排出される一般廃棄物につきましては、ごみ集積所から収集するステーション方式という方式を採っております。この集積所につきまして、現状で申し上げますと、市内には市が収集を行っているごみ集積所が約650カ所ございますが、そのほとんどは自治会により、設置され維持管理されている集積所でございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

それでは、自治会に入っていない世帯というのは、どういふふうにごみを出せばいいのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

例えば、自治会に入っていない集合住宅などの場合は、その多くが敷地内に集積所を設けて、独自に民間事業者によりごみを収集されておる実態でございます。また、そのほかに自治会に加入されていない一般の世帯でございまして、自治会の管理するごみ集積所の利用が可能な自治会もあるようでございますので、まずはお住まいの地域の自治会にご相談いただければと考えております。その結果、自治会が管理するごみ集積所を利用できない場合には、直接、総合環境センターにごみを搬入いただくか、それとも近隣の住民の方々でごみ集積所を維持管理する組織を新たに設立いただいて、その集積所を市が収集場所として指定させていただいた場合には、ごみの収集が可能であるということをご案内しているところでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

まずは、その近くの住んでいる周りの自治会に話をしてほしいと。もし、利用できない場合はというふうにおっしゃられたんですけれども、自治会が管理をしているということで、自治会に入っていない人は利用できないというルールが設けられる場合があるんですけれども、この自治会以外の方がごみを捨ててはいけないという制限が加えられることについて、市は問題は感じていないでしょうか。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

先ほど申しあげましたとおり、市内のごみ集積所は、そのほとんどがそれぞれの自治会により設置され、日ごろの維持管理までルール化して行われておるものでございますので、その決定事項等に関しましては、市が介入することは難しいと考えているところでございます。もし、お近くの自治会にごみを受け入れてもらえないようなことがございましたら、一度また市のほうにご相談いただければと思っております。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

さっき、ご相談いただければということなんですけれども、こういう近くの、自分が住んでいる自治会の管理するごみ集積所が使えないということで相談が持ちかけられたりということはあるのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

ごみの関係で相談でございますが、収集についてのご相談をいただくこともありまして、そのような場合には、先ほど申しあげましたとおり関係自治会に確認させていただいた上で、いま一度自

治会にご相談いただくか、新たに維持管理組織をつくっていただくかをご案内しておりまして、その後改めて相談も寄せられていないことから、いずれかの方法によりごみ処理を行っていただいているものと存じております。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

全国の事例を見てみると、やっぱり自治会に入らないことによって、近くの自分が住んでいる地域のごみ集積場を利用できないということで、トラブルが起こっている場合も見受けられるんですね。何回かやりとりをさせていただいて、亀山市はたまたまそういう問題が、トラブルが起こっていないのかなど。例えば、自治会に入っていないくてもごみを集積所に置かせてあげるよという自治会があったりですか、あるいは、丸々正会員として自治会に入るんじゃなくて、ごみ捨ての利用という枠で、少し自治会の正会員とは違う扱いなんですけれども、そういう形で認められている方もいらっしゃるというようなことをお伺いしました。

何が問題かという、ごみ処理というのは自治体の仕事になってくると思うんですけれども、自治体がやらなければいけないことになってくると思うんですけれども、その一端というか一番入り口になる部分を自治会が担っているということで、少し難しい問題になってきていると。つまり、自治会が管理しているから自治会のルールに従わなければそれが利用できないというルールで、今、亀山市の場合はおさまっているんですけれども、そもそもそのごみ処理というのは、市の仕事やないかいということで、何で自治会にルールを決められやないかんのということでおさまらない事態というのが、全国的には見受けられているのかなあと。

ですので、これから正直、傾向としては未加入の世帯というのはふえてきているというふうに聞いています。なので、今は当人同士で話をしてくださいというふうなおさまっているんですけれども、いずれ、亀山市にとっても本当に、事例を探してみると裁判沙汰にまでなっているということも見受けられるので、市民サービスとそれを担ってくれている自治会の線引きだったり役割だったり、そういったことを考えていく必要というのがあるのかなあとというふうに感じております。

では、先ほど最初に中島議員の質問への答弁で取り上げさせていただきましたが、自治会というのは任意の組織であるということで、先ほどから加入していない世帯がいるよということは当然の事実として申し上げてきたんですけれども、亀山市は、まずその自治会への加入というのを促しているのかというふうなところに入っていくんですけれども、さっきはその市の広報、ごみの出し方について実際の事例として、入らなくても市民サービスが受けられないふぐあいが生じていることはないのかということで確認をさせていただきましたが、亀山市では、この自治会に入らない権利というのは守られているのでしょうか。本当に、亀山市はないんですけれども、自治体によってはホームページにどかんとごみ置き場を使いたければ自治会に入ってください、入っていないれば使えませんという言葉が堂々と書いてあるような自治体もあるので、本当に自治会に対する温度差は自治体によってさまざまなんですけれども、亀山市はこの入らないという権利をどういうふうに考えられているのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

自治会は、隣近所に住む人たちが自主的に運営されている任意組織でございますので、その加入につきましては強制までできないものと認識しております。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

そうですね。強制はできないということなんですけれども、ただ、何回も申し上げているように、自治会というものは、市民サービスの一端を担ってもらっているということがほかの任意団体と異なるということなんですけれども、先ほどの市の広報だったりごみの出し方のやりとりを通じて、亀山市も自治会組織というものがある程度、というか機能するものとして、市民サービスを提供している、組んでいるということだと思うんですけれども、亀山市のほうで入らないことは認めていても、やっぱりこの市民サービスが正常に機能するためには、やっぱり自治会に入ってもらったほうがいいかなと思うんですけれども、そのあたり亀山市のほうで自治会に入ることを勧める活動というのは何かされているんでしょうか。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

以前、亀山市自治会連合会が自治会加入の促進について記載したティッシュペーパーをつくりまして、市の窓口で配布したことはございますが、市におきましては、個人に対する自治会加入の呼びかけについては行っていないところでございます。

なお、新しく宅地造成される際など隣接する自治会との協議の結果、別途自治会を設立する必要がある場合等につきましては、設立の手续や規約作成など、自治会設立までの手续につきまして支援しているところでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

自治会連合会主催でティッシュを配られたり、新しく自治会をつくるときには支援をしますよというようなことだったんですけれども、さっきは広報の配付、ごみの出し方を事例に聞かせていただいたんですけれども、前回議会の答弁にもありました、役割分担というところも上げさせていただいたんですけれども、亀山市は自治会に入るメリット、入ったほうがいいことってあると思っておりますかね。自治会に入るメリット、亀山市はどういうふうに考えていますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

昨今の社会情勢の変化によりまして、地域における課題が多様化しておりまして、内容も複雑になってきております。そのような時代の中で、自治会があることによって、近隣の住民とともに防災や防犯、交通安全、子育てなどの身近な課題解決に取り組みやすくなることは考えられますし、それに伴う住民同士のつながりによりまして、地域での見守りや助け合い、支え合いが生まれると

ということで、安心感が感じられまして、ひいてはそれで暮らしの充実につながるものと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

先ほど、私も東日本大震災に遭った当日、東京のまちをひとりで歩いていた、本当にひとりぼっちで歩いていた気がしたというふうに言ったんですけれども、やっぱり東日本大震災のときも、災害の際に自治会のつながりがすごく生きたんだなあという事例も聞いております。例えば、自治会のつながりがあるから、どこどこの誰々さんがいるということがわかったりですとか、防災の連絡機関として有事の際に機能することができたということなんですけれども、亀山市としては、特に入ろうという促進みたいなのはされていないということなんですけれども、ほかの自治体を見ると、ある意味、少しバランスを欠くといいますか、自治会に、さっきその自治会に入らない権利というのを議論させていただいたんですけれども、自治体自体が自治会に加入促進をするということを行っているところもたくさんあります。

今、ちょうど市長選挙が行われている明石市なんかだと、加入促進マニュアルというのがつくられていまして、そういうのを、加入促進マニュアルってでも別に明石市だけじゃなくて、探してみるとたくさん自治体で見つかります。広島市なんかは外国語の加入チラシ、だから外国人の皆さんにも自治会に入ってもらおうということだったり、自治体の職員さんが周りの人たちに呼びかけて、自治会に入ろうというような動きもされているというような事例も見つかります。やはり、一貫して申し上げてきたんですけれども、任意の組織ではあるけれども、市民サービスを担っているということで、昔は当たり前、少し前まで当たり前機能していたということが、そうじゃなくなってきたという状況に関して、やはり危機感を持って対応を考えていく。それからもし、その自治会というものが機能していた前提で市民サービスが組みまれていたということであれば、もしかしたら機能しなくなったときに別の手を考える必要がある、そういうところまで含めて、市の事業というのは組み立てていく必要があるのかなあと。でもやはり、人と人とのつながりといいますか、私としてもやはり、役があつたり大変というのも感じる部分ではあるんですけれども、それを超えて近所同士のつながりであつたり、有事の際の助け合いというのも十分感じておりますので、自治会のよさを伝えていけるようなプラン、活動というのも行っていただく余地があるのかなというふうに考えております。

では、3つ目の項目の、市民からの意見収集についてというテーマのほうに入っていきたいと思えます。

まず、大きな質問になってくると思うんですが、市民からの意見を市の施策に反映する方法というのはどのようなものがあるのか、まずお伺いをいたします。

○議長（小坂直親君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

市民の声を市政に反映する手法につきましては、まず、特定の人を対象としたもののうち、行政からの提案について意見を集めるものとして、審議会の委員の公募や住民説明会、ワークショップ

などがございます。これらは、特定の検討事項について集中的に議論する場合や、行政課題を解決するためのアイデアを募る際に実施をいたしております。

一方、市政について関心のある地域や団体等に市長や職員が直接お伺いをして、ご希望のテーマについてご説明申し上げる場として、「キラリまちづくりトーク」や「かめやま出前講座」などがございまして、市民の皆様の声を直接お聞きできる貴重な機会と考えているところでございます。

次に、不特定多数の人からの意見を集める手法としましては、無作為抽出のアンケートやパブリックコメントなどがございます。これらは、条例や計画を制定・策定する際に、その段階に応じて実施するもので、例えばアンケートは計画等を策定する初期の段階に必要な基礎データを収集する場合に、パブリックコメントについては、条例や計画を制定・策定する最終段階において意見を募る場合に実施をいたすものでございます。

このように、市民の声を集めるさまざまな手法を、それぞれの目的や段階、状況に応じて適切に活用することで、市民の皆様の思いをいただいているところでございます。

**○議長（小坂直親君）**

今岡議員。

**○4番（今岡翔平君登壇）**

さまざま、意見を施策に反映する方法について答弁をいただきましたが、大きく2つに分けられるかなど。ある会議、審議会をつくって一つのこと、あるいはあるテーマについて議論をしていただくという方法と、もう一方が、最初に無作為抽出のアンケートというふうだったりパブリックコメントというふうに言っていたんですけども、意見を収集していく、誰か人に来てもらって議論をしてもらうのか、それとも意見を募るのかという2つの方法があると思うんですけども、今回はこの意見収集ということについて、前者の、ある会議、話し合い、ワークショップということもあると思うんですけども、これについて焦点を絞っていきたいと思います。

2つ目の項目に、審議会の委員等の市民からの選出方法についてということで、まず、こういう審議会の委員とか集まっていたく方ですね、いつも同じような顔ぶれじゃないかなとか、あの人幾つも、前あの会議でも見たことあるけどこっちにもおるのというような、いつも同じ顔ぶれでそういう委員が決まってしまうというような意見というのは、市のほうは受けたことはあるんでしょうか。

**○議長（小坂直親君）**

山本部長。

**○総合政策部長（山本伸治君登壇）**

いつも同じ人が会議でありますとか審議会にお見えになると、そういったお声を市民の方からお伺いしたというような事例はございます。

**○議長（小坂直親君）**

今岡議員。

**○4番（今岡翔平君登壇）**

そういったことがあったということなんですけれども、先ほどの答弁の中にあっただかもしれないんですけども、公募という方法ですね。つまり、こういう条件に当てはまる人、あるいは条件はなくて参加してみませんか、来ませんかというふうになくもってオープンに募集をするというよう

なやり方があると思うんですけれども、この公募による募集というのは亀山市はされているんですかね。もう一点、公募の場合の問題点といいますか、公募による委員の募集における問題点はどういうふうに認識されているのかお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、2点ございまして、1点目、公募による募集がされておるかということでございますが、先ほどのご答弁とも通ずるところがございまして、特定の方に偏らないという意味合いで、公募募集というのを数多くふやさせていただいておるのが現状であるというふうに思っております。

あと、公募に対する問題点ということでございますが、第一義的には、公募は広くさまざまな市民の方から選出させていただくという意味合いにおいては、非常に有効な手段であるというふうに認識をしておりますが、例えば一方で、いろんな審議会の中には、公共的団体の代表者でありますとか経験・知識を有する者の中から選出するといった、そういった条例等での条項もございまして、全てが公募委員に偏るということになると、少し問題が生じる場合もあるのかなと、そのように認識をしているところでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

公募の場合の問題点なんですけれども、私を感じるほうは、例えば、どちらかというところと市政に対して詳しいアンテナが高い人であったり、あるいは初めから自分の意見というものをしっかり持っている方に偏りがちなという問題点もあるのかなあというふうに感じました。

3番目の項目に入っていきたいんですけれども、この委員を無作為抽出による選出をするという方法がありまして、先ほどアンケートの中で、アンケートを無作為抽出で送るという答弁があったんですけれども、私たちの改選のときに、議会に対する意識調査といいますかアンケートも無作為抽出でやっているんですけれども、先ほどの、人を連れてきて議論してもらうのか、意見を収集するのかという後者の部分を無作為に意見を抽出するというようなことで行われていたと思うんですけれども、無作為に議論をしてくれる方を集めてくるという方法もあるのかなあということの提案をさせていただきたいなあというふうに思いました。

玉城町に玄甲舎という建物で、伝統、伝建があるんですけれども、玄米の玄に甲羅の甲で校舎の舎で「玄甲舎」と書くんですけれども、表千家の茶人として知られた田丸城主の家老、金森得水が建てた茶室兼別邸ということなんですけれども、この玄甲舎というものをどういうふうに活用していくのかということが、玉城町長選の争点になっていたりするんですけれども、この玄甲舎を活用するためのワークショップというので、100人委員会というものがつくられまして、その中の11名の市民というのを無作為抽出で選びましたという実績がありました。平成29年6月1日現在の20歳から65歳までの人の中から300名を候補者に選んで、大体20日間ぐらいの返信締め切りではがきを送ったら、300通発送して163名返信があって、それで11名ワークショップに参加をしてもらったというような実績がありました。

ここで紹介するのはこれだけなんですけれども、そんな案内を送られて、審議会に参加しよう、

ワークショップに参加しようと思う人がおるもんかねと、私も最初はそう思ったんですけど、実際、あなたを任命します、あなたにやってほしいんですけどいかがですかという案内が送られたら、300通送って163名返信があつて11名参加したという参加率なんですけれども、実際に市民の中から、この場合だと町民になるんですけども、市政に関してアンテナは高いけれどもこれまで役所だったりこういった活動に縁遠かった人というのを抽出することができた。この無作為抽出による委員の選定ということで、補助金の選定委員会であるとか住民協議会というのをつくっている自治体というのの事例が見つかってきているんですけども、こういった委員の無作為抽出ですね、多分、亀山市ではやっていなかったと思うんですけども、これまでの実績と今後の可能性についてお伺いしたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、私が把握している限り、こうした審議会等の委員を無作為抽出により選出した実績というのは、これまではないものというふうに認識をしております。

それと、玉城町の事例に対する所見ということでございますが、まず、無作為抽出による選出は、これまで市政に参画した経験のない方々を掘り起こす機会としては非常にすぐれた方法なのかなというふうに第一感、感じたところでございます。

一方で、こうした手法を用いる場合、どういった基準を設けるのであるとか、対象者の抽出から選任に至るまでの事務的な作業、こういったことも考慮する必要があるかというふうに考えております。

いずれにいたしましても、委員の選出につきましては、その目的や内容、段階に応じた最も適切な方法をとることが重要であるというふうに考えておりますので、議員ご提案の方法も含めて、さまざまな方法について研究してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

いつもお話ししていると思うんですけども、今、自治体を取り巻く環境って、これまでの常識で考えられないような事態だったり、今まで意見をくれていたり募集していた層からだけではとても対応できない事態、これまでとは発想を変えていかなければならない取り組みというのも出てくると思います。やっぱり、さっきの自治会の話じゃないですけども、持続可能な自治体、亀山市がしっかりと自治体として続いていくためにも、どうしたら新しい発想、新しい意見というのが得られるものかなというのもアンテナを立てていただくのもいいのかなあというふうに感じました。

最後、私からの提案という形になりますけれども、質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

4番 今岡翔平議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時50分 休憩）

---

(午後 2時00分 再開)

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番 尾崎邦洋議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

会派、勇政では新人の尾崎でございます。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

まず、質問に入ります前に、開会の冒頭に議長からお話ございましたが、本日で東日本大震災の発生から8年を迎えます。この大震災により犠牲になられた方々に対し謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された方々の一日も早い復興を心からお祈り申し上げます。

本日の私の一般質問は、私たちの地域におきましても南海トラフ地震の発生が危惧されておりますので、大規模災害に備えて何点か質問をさせていただきますので、答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、大規模災害に備えてということで質問させていただきます。

大規模災害というと、今後30年以内に70から80%の確率で起きるマグニチュード9クラスの南海トラフ地震とされ、津波は最高30メートルを超え、死者は最大30万人以上という想定がなされております。

私も同様に大規模災害というと南海トラフ地震が浮かびますが、幸いにも亀山市は海に面していないのと海からの距離があるため、津波による大きな災害がないと思っておりますが、地すべり、土砂崩れ、家屋の倒壊、火災などから来る最悪の事態を想定して、第一に大切な市民の生命や財産を守る万全な体制が構築されているという確信を得るため、亀山市地域防災計画について質問させていただきます。

亀山市には、亀山市地域防災計画という619ページにも及ぶものがあります。これが地域防災計画です。この地域防災計画というものはどのようなものか、まずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

6番 尾崎邦洋議員の質問に対する答弁を求めます。

久野危機管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

亀山市地域防災計画は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国の定める防災基本計画及び防災業務計画、さらに三重県地域防災計画と整合性を図り、亀山市防災会議が作成するものであります。

この内容としては、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼす地震や風水害などに対処するための災害予防、減災対策、災害応急対策及び復旧・復興対策の基本を定め、総合的かつ計画的な防災行政の推進を図るものでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

そのとおりであります。

次の質問に移りたいんですけども、まず先ほどの説明の中でもありましたように、防災会議という会議があるということは先ほど出ておりましたけど、どのようなメンバーで、どのような目的で会議を開いておるのか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

久野管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

亀山市防災会議につきましては、亀山市の防災計画の作成及びその実施の推進、また亀山市の防災に関する重要事項の審議を行うために、災害対策基本法第16条の規定に基づき設置しております。

また、その委員につきましては、亀山市防災会議条例第3条の規定に基づき構成しております。

委員の内訳といたしましては、市長を会長として、国土交通省など指定地方行政機関、防衛省陸上自衛隊第33普通科連隊、三重県亀山警察署長、日本郵便株式会社や亀山医師会など指定公共機関及び指定地方公共機関、自主防災組織連絡協議会長、学識経験者、消防団長、副市長、教育長、地域医療統括監、消防長、亀山市社会福祉協議会など、防災上、特に関連する組織に属する方々で、合計26名で構成をしております。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

では今年度に入りまして、何回このような防災会議が開かれたのか、もし開かれておりましたら、どのようなことを審議されたのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

久野管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

防災会議の開催状況でございますが、毎年、年1回程度開催しておりまして、今年度、平成30年度は11月15日に開催いたしました。

審議内容といたしましては、亀山市地域防災計画の修正であり、修正した主な内容といたしましては、三重県地域防災計画の修正に伴い、これの整合を図るための修正、次に三重県による土砂災害警戒区域が拡大指定になりましたので、これに伴う修正。次に、亀山市の組織改編に伴う災害対策本部の組織や所掌事務の変更修正などで、審議の結果、計画の修正に至ったところでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

次の質問に入ります。

災害対策本部というのは設置されることがありますけれども、このような設置するようなときはどのような状況時に設置するのか。また、そのときのメンバーについて、メンバー構成についてもお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

久野管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

災害対策本部は、市内に地震及び風水害などにより災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合がございます。南海トラフ地震及び市域内で震度5弱以上の地震が発生した場合、暴風雪、大雨、大雪、洪水、その他警報が発表されたとき、火災や爆発などにより大規模な災害が発生した場合、その他の災害の発生により市長が必要と認めたときに設置することになっております。

次に、この災害対策本部の構成組織といたしましては、本部長を市長とし、副本部長を副市長、地域医療統括監、消防長の3人とし、市民環境対策部、福祉医療対策部などの6つの対策部と危険箇所を警戒していただく亀山市消防団本部で構成しておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

南海トラフ地震による大規模な地震災害の発生した後は、大量の被災者や帰宅困難者などが発生するだけでなく、余震の発生など、社会的な不安を募らせるケースが多いことから、以下の体制を整備し、被災者に対する確かな情報伝達のできる体制を整備するとあります。

1番の発信情報に混乱のない体制づくりから6番の被災者安否情報提供窓口の設置を検討するところまでの6項目において、現時点でも体制を整備できるものもあると思いますが、検討されたものがあればお聞かせ願いたいと思います。

もし検討なされていなければ、どのような理由でできていないのか、お聞かせください。

○議長（小坂直親君）

久野管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

災害情報の収集伝達体制の整備については、職員用の災害対策本部活用マニュアルを基本にして対応しており、昨年台風接近によりまず警報発表時の災害対策本部の情報伝達活動にて説明をさせていただきます。

情報発信の一元化、窓口の一本化、情報内容の整理、緊急放送文案、広報の作成などの市民への通報などに関しましては、災害対策本部の危機管理班と広報班が対応し、緊急速報メール、かめやま・安心めーる、ホームページ、ケーブルテレビの文字放送、L字放送や、三重県の災害対策本部システムを通じての一般テレビやラジオ放送など一元化により避難地情報などを発信いたしております。

次に、市民からの問い合わせ、通報などに関しましては、各対策部から総括班へ職員を派遣し、電話通報については6回線の電話を災害対策本部に集約し対応を行っております。

また、市民からの電話対応については、聞き取り内容手法や、その記帳方式などを含めマニュアル化しており、市民から災害対策本部、それから各対策部へと情報連携を図っており、市民からの通報についても一元化を行っております。この連携によりまして、市民からの通報内容により、例えば建設対策部などが現場対応しているところでございます。

また、被災者救護や安否確認などに関しましては、同様に災害対策本部で一元化を図り、被災地域や被災状況に伴いまして対応することとしております。

ただ、しかしながら、自然災害は近年、巨大化し、想定を根底から覆すような状況が続いておることから、災害対応は刻々と変化を迫られることとなっております。他所での災害事例を研究しつつ、引き続き対策方法の検討を重ねてまいりたい所存でございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

本庁舎が被災し使用できない場合は、消防庁舎を代替施設とするわけですが、自家発電設備と非常電源の確保、衛星携帯電話等による通信機能、直通電話等は確保されているのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

久野管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

災害対策本部の第1順位の市役所本庁3階大会議室から、まずは説明させていただきたいと思います。

市役所本庁建物自体の耐震につきましては、平成19年度に耐震工事を行っており、停電対応としては、非常用発電設備、災害対策本部の運用に係る各資機材などを備えておるところでございます。

また、災害時の三重県や消防本部などの各防災関係機関との情報連携につきましては、災害対策本部の危機管理班にて一元化を図っております。

伝達手段といたしましては、一般回線電話のほか、ネット回線の防災情報システム、地上系と衛星系の防災行政無線とテレビ通信、衛星携帯電話、一斉優先ファクスなど、有事の際の状況を勘案し、多岐にわたる手法について整備し、利用しているところでもございます。

また、自衛隊につきましても、陸上自衛隊第33普通科連隊へも衛星電話で通じておりますが、原則、自衛隊への災害派遣につきましては三重県知事へ要請をかけることになります。

次に、ご質問にありました大規模地震などにより災害対策本部の第1順位であります市役所本庁が使用できない場合につきましては、亀山市消防本部庁舎を第2順位とし、1階、防災センターに災害対策本部を設置することとしております。消防本部庁舎につきましても、各情報伝達設備や非常用発電設備など、市役所と同等程度の設備を有しておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

次に、職員に対する防災教育についてですけれども、職員に対する防災教育は、現在おられる職員と新規採用された職員に対する防災教育は当然違うと思いますが、まずは現在おられる職員に対する防災教育をどのように行っているのか、お聞かせください。

また、新規採用された職員に対する防災教育は、どのような内容で何時間ほど行っているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

久野管理監。

### ○危機管理監（久野友彦君登壇）

防災に関する職員教育、職員研修でございますが、災害発生時の初動期における即応体制の確立及び応急対処能力の向上を図るため、さまざまな訓練や研修、教育が必要であると認識しております。

このことから、新規採用職員をまず申させていただきますと、新規採用職員につきましては、亀山市地域防災計画や非常参集に関する研修を、次に指定避難所指定職員には、大規模地震発生時に指定避難所へ駆けつける認識とその任務や避難所運営に関する研修を、災害対策連絡員には各対策部の情報連携を目的とした三重県防災情報システムを利用した災害情報伝達訓練を、全職員には非常参集伝達訓練や亀山市総合防災訓練への参加など、さまざまな研修や訓練を行っておるところでございます。

さらには、社会福祉協議会主催のボランティアセンター開設研修などの参加など、それぞれの対策部にて行っている訓練もございます。

今年度の訓練の所要時間でございますが、新人研修については約1時間、指定避難所指定職員の研修については約2時間、災害情報伝達訓練は約4時間、非常参集伝達訓練は年度2回でございます。社会福祉協議会主催のボランティアセンター開設研修は約4時間ございました。

残念ながら、今年度の亀山市総合防災訓練は中止になったところでございます。

### ○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

### ○6番（尾崎邦洋君登壇）

1年で新人教育が1時間、市の職員については2時間だったんですか。これは非常に短いというふうに、これだけの619ページでしたか、この内容で所属した部署でも、これ読むだけでも大変なんですけど、訓練に1時間ということで、やっぱりこれはマスターする、緊急事態のときにはこれを読んで勉強するというわけにいかないと思うんですけども、新人教育の1時間と職員の2時間というのは短いと思うんですけど、その辺のところを今後どのように対応するのか、お聞かせ願いたいと思います。

### ○議長（小坂直親君）

久野管理監。

### ○危機管理監（久野友彦君登壇）

職員の災害に対する認識かつ地域防災計画の習得、熟知につきましては、現在、まず地域防災計画につきましては、現在、各部長級職員へ配付し、また庁内の情報掲示板にて常時周知しておりますので、非常勤職員を含めました全職員が各自で認識、確認できる状況となっております。

さらに、市職員としては、通常の業務とともに災害対策業務につきましても、周知と習熟は各職員の必須業務であると考えており、有事の際には、各所属する対策部での災害対応業務に対応できるものと考えておる次第でございます。

今後さまざまな状況を想定しまして、より実践的な訓練、研修を検討しつつ、各職員がさまざまな対応の手法を学び、有事の際に災害対応が迅速に行えるように引き続き研修内容も検討して行ってまいりたい所存でございます。

### ○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

なかなか文章を読んで理解して体が動くということは、大地震やその中でなかなかできないと思います。

それで、他市をちょっと参考に披露したいと思うんですけど、昨年12月21日、お隣の鈴鹿市では、大地震に備えた鈴鹿市職員の消防防災訓練が行われたということで、市役所の中で職員や市民300人ほどが初期消火や建物からの避難に取り組んだということは、新聞記事で見ました。

また、津市役所では、ことしの2月15日に南海トラフ地震が発生し、津市内で最大震度6強を観測したという想定での災害対策図上訓練が15日行われたということで、市の職員が140人が参加したというように、想定して、こういうような対策というか訓練を行っているんですけど、亀山市というのは本で読んで、それを読んで実際に体が動く、動かないというのは、こういう訓練を通じてしか判定できないと思うんですよね。

ですから、こういうことを今後想定して、こういうことを行っていくのか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

久野管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

災害時を想定しまして、緊急時、どのような場合にでも職員としてすぐ対応できるように、今後も研修内容、さまざまな研修を取り入れてやっていきたいと思っておる次第でございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

実際にやるのと頭で学んだこととは、体が動かないケースというのは多々あると思いますので、ぜひともやっていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

小・中学校における防災教育についてです。

小・中学校における防災教育について通告しましたが、幼稚園、保育園における防災教育についても同様の質問をさせていただきたいと思います。

まず、小・中学校における防災教育の内容と教育時間、また実施訓練を行っていれば、その訓練内容と所要時間をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

小・中学校における防災教育についてでございます。

各学校におきましては、毎年、危機管理マニュアル及び学校安全計画の見直しを行い、それらに基づき、組織的かつ計画的な防災教育、安全教育を進めております。

具体的には、防災ノートを活用した発達段階に応じた防災学習や避難訓練、引き渡し訓練の実施でございます。避難訓練につきましては、地震や火災など、多様な場面を設定し、各校が学期に1

回程度、実施をしております。事前に避難経路や避難方法を指導するとともに、訓練実施後には訓練の振り返りなどの事後指導も行っております。

また、突然の避難指示に対しましても対応できるよう、休み時間を利用した予告なしの訓練も実施しております。

なお、今年度は、市内8校が県の防災教育推進支援事業を活用しまして、体験型防災学習に取り組んでおります。実施校の中には、家庭や地域と連携して実施した学校もあり、このような取り組みは、児童・生徒はもちろん、周囲の大人たちの防災意識や防災力の向上にもつながっていくものと考えております。

また、訓練の所要時間でございますが、その訓練内容や外部講師を招いての場合は、その講師との調整によってさまざまではございますが、おおむね1限から2限程度で実施をしております。例えば、防災ノートを活用した防災学習の場合は2限程度、避難訓練は1限程度、さらに、引き渡し訓練などは、授業参観であるとか土曜授業に合わせて実施することもございます。

#### ○議長（小坂直親君）

伊藤健康福祉部次長。

#### ○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

幼稚園や保育所、認定こども園につきましても、それぞれの園で年間の避難訓練計画、安全指導計画、防犯訓練計画等に基づき、毎月地震や火災、竜巻等、いろいろな事態を想定して避難訓練等を行っております。

訓練では、事態の発生時間や場所に変化を持たせ、外遊びのとき、室内の自由遊びのとき、集会のとき、午睡のときなどさまざまな場面で行っております。

また、警察署や消防署の方の協力を得て、講話や実物に触れる活動をしたり、防空頭巾をかぶつての実践的な訓練についても取り組んでおります。

なお、幼稚園につきましても、非常災害時においても混乱なく安全に帰宅することができるよう、小・中学校と同様に保護者への引き渡し訓練を実施しているところでございます。

なお、訓練の時間なんですけれども、その中身や発達年齢によって参加の仕方もまちまちでして、1回の活動時間は大体30分から1時間程度になっているところでございます。

#### ○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

#### ○6番（尾崎邦洋君登壇）

毎月やられているところもあれば、授業時間としても、1年で1限、2限という、1時間半か、せいぜい長くても2時間ぐらいのもんですけれども、やっぱり非常事態が起きたときに子供が体で動けるような、そういうような訓練というものは頭の中でやってもなかなかできないと思いますので、ぜひ緊急時を想定して、全員そろってやるような形をやっていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

小・中学校や幼稚園、保育園の建物を見ますと、教室や廊下などに多くガラスが使われております。巨大地震が起こったときにガラスが割れ、飛散したガラスで大きな傷を負わなければいけませんと懸念しております。

そこで現在、小・中学校の校舎や園舎で使われているガラスには、100%強化ガラスや飛散防

止フィルムなどが張られているのか、その辺を確認させてください。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

校舎の窓ガラスの飛散防止対策といたしましては、飛散防止フィルムの設置がございます。学校施設におきましては、平成25年度に小・中学校校舎窓ガラスの一部に飛散防止フィルムを設置しております。

またそのほか、平成10年に完成の神辺小学校建築以降の比較的新しい校舎につきましては、学校用強化ガラスを標準的な仕様として使っております、学校施設の安全対策に努めております。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

保育園、幼稚園、認定こども園につきましても、強化ガラスや飛散フィルムによる安全対策を既に実施しているところでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

一部で使っていてもどれぐらいというのは、廊下とか、教室の採光のためにガラスというのは非常に多く使われているんですけど、先ほどの話がありましたが、小・中学校では一部というのは、どれぐらいのものなんでしょうか。

また、幼稚園、保育園についても、どれぐらいの何%ぐらい飛散防止フィルムとか、それを活用しているのか、その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

飛散防止フィルムの設置の状況でございますが、25年度に県の補助事業を活用して、小学校9校、中学校2校に対して、その一部に設置しております。

小学校については、低学年の1年生から3年生の普通教室、中学校につきましては、1階教室、特別支援教室、保健室などに飛散防止フィルムを設置しております。

飛散防止フィルムのパーセントは、おおむね半分程度かと存じます。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

園のほうでございますが、保育室や遊戯室につきましては100%実施しております。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

教室やいろんなところに、廊下にもかなりあるんですけど、避難する場合、ガラスが飛び散って

いったときに、学校で廊下で履いているのは運動靴ですか、それともスリッパですか。そういったものを通してけがをするようなことはないというふうに考えているのかとか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

現在、学校で使用している上履きは、小学校については上靴を使用しておりまして、中学校についても2校が上靴で、1校がスリッパを使用しております。25年のフィルムを設置したときに、優先的に低学年の教室であったり、廊下を中心に設置はさせていただいております。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

50%でいいのかどうか、これは判定はできませんが、100%がベストであるということでありまして、今後、大地震が来たときに、小・中学生、幼稚園、保育園の園児にしても、やっぱりこういうことで問題にしておきながら、けが人が大勢出たとかいうようなことにならないように、ぜひともやっていただきたいと思います。

そういう問題が起きたときは、今、できる方というのは限られた方だと思いますけれども、事故が起きてから、そういったことを講じることでなく、ぜひともこういう大震災が起きる前に対応していただきたいと思います。

それでは、次、3番目の総合保健福祉センターあいあいについての防災対策について、先にやらせていただきたいと思います。

総合保健福祉センターあいあいにおける防災対策は、亀山市地域防災計画の中に記載されておりますが、総合保健福祉センターの中にある白鳥の湯という浴場についての防災対策の記載がありません。災害発生は、時を選ばず、入浴時も例外ではなく、もし入浴時に大きな地震が起こったとき、入浴場から脱衣所への扉にはガラスがはめてあり、そのガラスが割れて飛散しておれば、飛散したガラスの上を素足で歩かないと脱出できません。

また、建物から少しでも早く出なければならぬ事態になったときに、下着や着衣を身にまとう時間を短縮させるためには、長いガウンなどを備えておくことも重要なことと思いますが、以上のようなことを踏まえて質問させていただきます。

まず、浴場への入り口の扉にはガラスを使用しているのか。ガラスを使用しているのであれば、強化ガラスであるのか。また、強化ガラスを使用していない場合は飛散防止フィルムを使用しているのか、確認させてください。

○議長（小坂直親君）

井分健康福祉部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

議員お尋ねの総合保健福祉センターあいあいの白鳥の湯の防災対策につきましてでございますけれども、温泉運営対応マニュアルというものを策定しておりまして、地震が発生したときの対応について定めてございます。その中で、浴場からの避難介助や避難誘導などを行うことといたしてお

ります。

また、浴場内の出入り口扉でございますが、脱衣室から浴室、また浴室から露天風呂への出入り口扉は引き戸でございますけれども、ガラス等、一部がポリカーボネート板を使用しております。なお、ガラスを使用している扉につきましては、飛散防止対策のため強化ガラスを使用しており、入浴者の安全確保に努めているところでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

あいあいに入出口というか、強化ガラスが入っているというのは、実際にそこで働いている方も余り強化ガラスというのは認識していなかったと思うんですね。私がいろいろ話を聞いても、この辺についてはなかなか回答が戻ってこなかったんですけど、強化ガラスがはまっているということで安心はせずに、ぜひともマニュアルを備えていただいて、それで外へ避難する場合でも、風呂場から出てきて、そのまま出ていくわけにはいかないと思いますので、何かガウンとかその辺を羽織って出られるような対策もとっておいていただきたいと思います。

それでは、2番目の質問に、ちょっと順番を変えましたですけど、医療センターにおける防災対策についてお聞かせ願いたいと思います。

昨年6月に起きた大阪北部地震では、高架水槽の破損により水漏れが多数起きたり、吹田市にある国立循環器病研究センターでは、屋上の貯水槽が破損し、病棟が浸水、停電に伴い非常用電源が作動したものの、電気の供給が不安定になり、人工透析患者、妊婦や新生児など約60人が転院、140人が一時的に退院する事態もありました。

このような事態を招かないように、亀山市医療センターにおける防災対策について質問させていただきます。

まず、非常用電源について、非常用電源の設置場所、容量、燃料、点検等についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古田地域医療部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

医療センターにおける非常時の電源供給につきましては、自家発電装置により行っております。自家発電装置は医療センターの建物内に設置しており、発電力は200キロワットでございます。平均的な医療センターの電気の使用量の約6割を賄うことができます。

また、自家発電装置の燃料は灯油を使用しております。自家発電装置の点検につきましては、毎月1回、電気工作物の点検として行っております。また、年に1回、全館を停電させての点検時には、実際に装置を稼働させての点検も実施しております。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

物によって毎月1度とか年次で1度という点検をやっておられますが、この訓練時に要するに非常用電源等が動かなかったとか、そういったことは過去にはないんですか。その辺のところをお聞

かせ願いたいと思いますが。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

1年に1回の全館停電をさせて電気設備の点検を行う際には、完全な稼働も確認しておりますし、昨年、実は台風時に医療センターは停電しましたがけれども、そのときにも無事に自家発電装置は稼働をしております。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

灯油が燃料ということなんですけど、一体タンクというのは満タンになっているところで何日分ぐらいもつのか、24時間使ったとして、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

質問の途中ですが、黙祷のため、しばらくお待ち願いたいと思います。

○事務局長（草川博昭君）

本日3月11日で東日本大震災の発生から8年を迎えます。ここで、震災により犠牲になられた多くの方々に哀悼の意を表し、1分間の黙祷をささげます。

皆様、ご起立をお願いいたします。

黙祷。

（黙 祷）

○事務局長（草川博昭君）

黙祷を終わります。ありがとうございました。ご着席ください。

○議長（小坂直親君）

どうもありがとうございました。

それでは、質問に対する答弁を求めます。

古田部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

医療センターでの灯油の備蓄量は3万リットルございます。この3万リットルを使用しての連続稼働可能時間につきましては、約7日間でございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

1週間あればという気持ちもありませんですけど、1週間あれば、半分以下になっても、なくなるまでには供給できると思いますので、その点は安心しました。

次に、食料、飲料水、医薬品等の備蓄についてお聞きします。

現在、食料の備蓄場所と備蓄数量は何人分で、大体何日ぐらいもつのかと。飲料水も備蓄場所及び備蓄数量が何人分で何日分あるのか。その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

まず、食料につきましては、入院患者用の非常用食料として60人分を3日分備蓄しております。これは調理しなくても食べることができるレトルト食品でございます。そのほか、缶詰になっているパンを100缶備蓄しております。飲料水につきましては、1人1日3リットル、60人分を3日分備蓄しております。食料、飲料水とも入院患者用の食事をつくる厨房内の食材庫に備蓄しております。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

入院患者については、60人分の3日間、缶詰は100缶ということでお聞きしました。飲料水は1日3リッターとして60人分の3日ということで、職員分というのはどうなっているんですか。ここに含まれているんですか。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

職員分としての備蓄は基本的にはございませんので、入院患者分としての備蓄をさせていただいております。あと、缶詰のパンにつきましては、一応職員分として使用したいと思っております。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

入院患者さんの医薬品といえども多種多様だと思うんですけれども、もしこういうような大震災が起きて孤立したときには、大体、今現在、入院されている方の医薬品というのは、これがというて個々に聞きませんが、どれぐらいもつのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

入院患者用の薬剤につきましては、医療センターの薬剤庫に主によく使用する薬を中心に2日分の備蓄でございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

2日分というちょっと短いような気がするんですけれども、これはもし、3日目に入ったときはどういうふうに、ヘリコプターやあの辺で空輸してもらうのかなのかということまで考えておかないと、薬がなくなって患者の方が困るというのではどうしようもないと思いますので、その辺のところはどのように考えているか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

まず、医療センターの敷地内に開業しております日本調剤薬局が外来患者さん用の薬を1週間程度、在庫を必ず確保いただいております。

災害時の薬の補給につきましては、この日本調剤薬局が優先的に当センター分の薬を調達していただくような協力体制を整えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

次に、貯水槽についてお伺いしたいと思います。

貯水槽は設置場所はどこなのかと、また容量についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

医療センターの貯水槽は、受水槽と高架水槽がございます。受水槽は屋外に設置されており、容量は90立方メートル、高架水槽は建物の屋上で25立方メートルの容量でございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

この貯水槽というのは、飲料ではなくて、何か機械の設備とかそういうものに使うものか、その辺のところもお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

貯水槽につきましては、一般的な水道水でございます。ですので、例えば、ほかの一般的なトイレの使用とかにも使うような水でございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

昨年の6月に起きた大阪北部地震等では、屋上でひびが入ったのか、貯水槽が破損して水が漏って困ったということがあるんですけど、その辺のところは完全にできているというふうに言えるかどうかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

万が一大きな地震等で高架水槽に影響が起きて、そこからの水道水の供給ができなくなった場合、当院では、先ほど議員からもご紹介がありましたように、人工透析治療を行っておる病院でございます。人工透析は非常に大量のきれいな水を必要とするために、直接、受水槽からつないで透析室まで水を運ぶホースを完備しておるところでございます。透析水はきれいな水が必要ですので、そ

の水をまたさらにろ過してイオンや鉄分を除去して純粋な水にして透析水をつくる、そういうふうな作業をさせていただいております。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

水というのは、非常に大切な命にかかわる問題でもあると思いますが、十分対応できるように今後も努めてやっていただきたいと思います。

最後に、エレベーターについてなんですけど、台数は多分1台と思うんですけども、院内の非常用電源を使って動かすことができるのか、その辺のところだけお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

医療センターのエレベーターは1基のみでございます。自家発電装置からの電源でエレベーターは稼働は可能でございます。しかしながら、大きな地震が発生した場合、どこでも同じですけど、エレベーターは緊急停止して、その後、しばらくは使用できなくなります。ですので、入院患者、医療センターは2階建てで、入院患者は全て2階におるんですけども、入院患者には基本的にはそのまま2階にとどまっていたくつもりでおります。建物の損害状況、被害状況によりまして、どうしても建物外に避難が必要となった場合には、階段を利用したの避難となりますので、その場合には、ベッドのマットごと階段を滑らして避難させる用具も用意しております。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

災害が起きても、亀山で命をなくすことや、被災に遭って困るようなことのないように、ぜひとも頑張ってくださいと思います。

以上で終わります。

○議長（小坂直親君）

6番 尾崎邦洋議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 2時57分 休憩）

---

（午後 3時07分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番 伊藤彦太郎議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

通告に先立ちまして、先ほども議場全体で黙祷を被災者のほうにささげさせていただきましたけれども、改めまして私のほうからも、亡くなられた方に哀悼の意を表しますとともに、謹んで被災

地の復興をお祈りいたします。

そんな中で、私も学生時代、仙台で過ごしていたということもありまして、被災者に対して、東北という地に対しては特別な思いを持っておりましたもので、この震災に対しても特別な思いで見えておりましたけれども、復興という意味では、まだ福島原発事故がまだ終息していないと言われていまして、まだその辺の震災の余波は続いておるといふこともあります。

そんな中で、ほかの福島の話につきましては、市内の方も関係する団体の方が一度、その避難されている福島の子供たちをこの辺に招くという話の中で、亀山市としても関ロジを無料で開放して泊まっていたというところもありまして、そのときにも市長のほうが、やはり被災地に対しては息の長い支援が必要やというふうにおっしゃっていらして、私も全くそのとおりに思っておりますので、これからもその思いを持ち続けていただきたいと思います。

それで、この震災に関しまして、当時なんですけれども、発生当時、全国各地から自治体の職員が被災地の支援に赴いていたわけなんですけれども、そのときに、たしか仙台の隣の多賀城やっと思っております。この亀山市からは、文化財の保護に対する支援で、文化財の担当職員が行っていたと思っております。言ってみれば、亀山市の誇る文化財事業だと思いますけれども、その文化財保護事業に関しまして非常に残念な事件がこの秋に起こりました。

そんなわけで、それに対して、その辺の話も含めて一般質問させていただこうと思っております。

この秋に発生しました文化財保護事業における贈収賄事件ということで、通告させていただいております。

市としての検証についてということで書かせていただいておりますけれども、この事件につきまして、結局、当該職員の懲戒免職という形、そして今回の市長の給与の減額というのが議案で出されておりますけれども、12月議会でも、この辺どういふふうな対策をされていくのかというふうなことを聞かれた議員さんも見えましたが、当時、全協でもありましたが、資料とかが一切警察に押収されていたりしまして、内部的な調査ができない状態にあると、こういう話でありました。

その後、職員も一旦、保釈されたり、刑の確定とかが行われる中で、市として一体どういふ形で実態把握とか原因究明をしてきたのか。その辺のことをなされていたのであれば、一体その結果はどうであったのか、その点についてお聞かせ願いたいと思っております。

#### ○議長（小坂直親君）

13番 伊藤彦太郎議員の質問に対する答弁を求めます。

山本総合政策部長。

#### ○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、この事件は、平成29年6月、亀山市文化財保護事業である福泉寺楼門修理工事の入札が行われる際、当時、文化振興局長であった職員が当該工事の指名競争入札の立会人として改札に立ち会い、入札書の差しかえを認めるなどして贈賄者から下請受注することとなっていた業者を落札業者に決定させる職務上、不正な行為を行い、その見返りとしての供与と知りながら、現金20万円の賄賂を受取したものでございます。

今、実態把握ということでご指摘がございましたが、まず、さまざまな書類を警察のほうから返還のほうもなされましたので、全ての書類の確認もいたしました。

それと、2回の裁判がございまして、その裁判の内容等の事実関係も踏まえた中で、なぜこのような事態に陥ってしまったのかということを検証いたしました。内容といたしましては、補助事業における事業主が行う入札ルールがまず明確でなく、チェック機能も十分でなかったという補助金交付事業の適正化の側面や、文化財事業に精通した数少ない技術職であった業務内容の特異性、また複数の要因が上げられるところがございますが、やはり本質は服務規律、職員のコンプライアンスの観点から、本人の地方公務員としての倫理感の欠如、管理職としての認識不足、利害関係人との節度ある関係が保てなかった点、こうしたところが大きな要因であったと認識をしているところでございます。

#### ○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

#### ○13番（伊藤彦太郎君登壇）

いろいろな形で検証していただいたんだと思います。

そんな中で、いろいろとマスコミとかでも報道がありました。その中で、当該の職員のコメントとかか考えが紹介されていました。より技術のある業者さんに仕事をさせたいという思いがあると。その辺の中でこういったことをしてしまったという話ですね。

ちょっとマスコミの風潮の中では、より高い技術をとというようなところで、ちょっと同情的な書き方がされていたように思うんですけども、私はこの点はちょっとひっかかりまして、実際、技術的にすぐれた方に持っていきたい。それはそれでなんですけれども、何か知らんけど、この現金の授受がとにかく問題であって、その思いを持ってその業者に仕事させたことは何か問題ではないんだというふうに、何かそういうふうな話の持っていき方がなされているような気がしたんですね。

ただ、私はそもそもこの現金の授受がなかったとしても、やはりこの結果を操作した、技術のある業者にというふうにありましたけど、今回もう一回、最初に落札されたというその業者さんはかなり実力のある業者さんやったと聞きます。そんな中で、もちろんこちらの業者さんにいうふうな思いがある、それもあり得ると思うんですけども、やはりその辺の感覚を職員の思いでねじ曲げてしまったということには、もう間違いはない。やはりその点が問題であったというふうに私は思いますけれども、この操作ですね、結果、操作を行った、これがそもそも一番の問題というふうな観点に立ったとき、そもそもそれだけの、この業者さんにやらせたいという思いがあるんだったら、当然、随意契約という形だってあったはずなんです。

なぜ、随意契約という手法をとらなかったのかというのは、私はちょっと思ったんですけども、特に補助事業ということに関しては、当然、随意契約ということが十分に考えられるわけですね。やはり市じゃなくて、一般の方々が、まちなみ保存とかでもそうですけれども、普通に近所の大工さんへ頼まざるを得ない、そういうところもあるし、頼みたいという思いもある。実際、補助事業において、もっと単純な話、その辺の街灯の設置でも、結局、自治会に対する補助事業でも、街灯を設置するに当たっては近所の電気屋さんにお問い合わせするわけですよ。

そういった話の中で、当然、随意契約をする場合に、職員としては、随意契約がええか悪いとかじゃなくて、その随意契約で結ばれるお金が妥当なのかどうかという、それをまず考えなければならぬ。実際、今回の職員の方も非常に技術的なことを知っている方で、当然その設計もできるような方だった。そのことを思ったときに、なぜ随意契約という形をとらなかったのか。この点、

随意契約はなされなかった理由、市としてどういうふうに捉えていらっしゃるのか、この点を聞かせていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まずもって、市の補助金交付事業における入札契約手続きにつきましては、基本的には事業主において意思決定されるものでございます。その上で、福泉寺楼門修理工事につきましては、当該職員が事業主に対し指名競争入札による方法を推薦したという経緯があり、これは当該職員が、まず国土交通省の社会資本整備総合交付金の対象事業でもありましたことから、補助事業として契約の透明性を高める趣旨で行ったものと、そのように推察されるところでございます。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

契約の透明性を確保するためということが推察されたということです。

ただ、やはり随意契約をするに当たっては、その辺の透明性はもちろん大事なんですけれども、やはりその設計をする上での過程とかもあって、それさえ出せば確保できるわけですよね。先ほど透明性を確保する、国の事業であるという話であったと。随意契約をすることによって、国の補助がつきにくい、こういったことがあるのかどうか、その点をもう一回聞かせていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、契約方法と補助金の交付申請に対する採択については、大きなかわりはないものというふうに認識をしております。それと、先ほどもご答弁申し上げましたが、この市の補助金の交付事業における入札契約につきましては、基本的には施主、事業主において決定されるという大前提がございまして。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

大前提として施主が決めるものだと、私もそれはそうやと思います。

その中で、やはり今回、当該職員が指名競争入札を勧めたと、そういう話もありましたけれども、やはりこれはいろいろと今までの流れとかも見てますと、やはり庁内に随意契約がとにかくしにくい風潮があるのだろうかというふうに思うわけですよ。もちろん透明性確保とか、今の時代、やはり競争性をというふうに言われるんですけども、その結果、入札を形式的に行うことになってしまっただけで、本来、随意契約という形をとってもいいケースでも、何とかして入札という形に持ってってしまう。それがために、結局いびつな形になってしまう、そんなこともあり得るのだろうか、というふうに思うわけですね。

やはり契約行為です。その契約行為においては、当然入札も大事な話ですけども、一方でやは

り随意契約ということも認められておると。その辺の本来、契約とはどうあるべきかという根本的な精神、それに対する必要な精神というのがやはり第2、第3、二の次になってしまっているんだろうかというふうに思います。

今回、そういったことも含めて対策を練ってもらおうということで、いろいろその補助事業に関しても第三者を入れるとかいう話で原因究明、そして対策としてはやっぱりそういうことになっていくんだろうなと思うんですけども、随意契約ですね、私、いろんな人に言われる中で、信頼のある業者さん相手にやっぱり絶対値切ったらあかんというふうに言われています。随意契約をするためのしっかりする理由があれば、それでいいんだというふうに、そういうふうなことも、私、昔、父からも言われたことがあります。絶対信頼できる業者さんから値切るということは、品質を落とすしていくことにつながりかねないというふうに言われたこともあります。

やっぱりそういったことを思うと、決して随意契約イコール悪ではなくて、なぜそれをしていかなければならないのかという、そこを、やはりそこだけは見落とさないでいただきたいということを、ちょっといろいろ申し上げましたけど、申し上げまして、次に移らせていただきます。

次、文化会館についてということで、駐車場の確保についてということで通告させていただいております。

前の12月議会でもいろいろ議論にもなった中で、もともとの発端となったのは、農協の駐車場の問題でした。この農協の駐車場を借りて文化会館の駐車場とするという話でしたけれども、借りて文化会館の駐車場に、ちょっとすぐにはなかなか難しいということでありましたけれども、これ、当然借りるとなるとそれなりの額を20年間でしたかね、これを払い続けることになるんですけども、そもそもなぜ購入しないのか。今まで購入の交渉したことはないというふうなことで12月議会ではしか答弁されたいと思いますけれども、この文化会館の駐車場の確保について、JAの駐車場、改めてお聞きします。

これを購入するという考えはないのか、この点、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合総合政策部次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

鈴鹿農業協同組合の月決め駐車場につきましては、同組合から当面は貸し付けしたいとの意向であったため、借り受けとなったものでございます。ただ、当該土地は文化会館、商業施設などの市街地としての都市機能が集積している地域に位置しておりまして、市としましても将来性のある土地であると認識しております。しかし、所有者である鈴鹿農業協同組合の意向もありますので、今後におきまして両方で十分に協議してまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

これからの協議だということではあります。

これにつきましては、定住的な建物が困るということでした。JAの土地のところに葬儀場が最初建つという話ではありましたが、葬儀場がふさわしくないとかそんな話もちょっと出ていたけれども、そもそも一番の問題は、あそこに定住的な建物が建つと、やはりその文化会館の





がら、一方で図書館の面積をふやす、このことにつきましては、財務としては認められる話なのかどうか、この点を確認させていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

公共施設等総合管理計画におきましては、今後60年間で将来費用の25%削減するという目標でございます。ただし、それは年に一律25%削減ということではございませんで、トータル60年間という長いスパンの中で25%削減していこうというものでございまして、年度によりまして金額の多寡、大小はあるものと認識しております。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

私は、基本的にその面積をふやすなどというつもりは全くなくて、ただ一方で、最初、その保留床を13億におさめるんやというような話を財務としていて、また総量もやはりそんなにふやさないんだと。削減するためにはさまざまな計画ですね、ここにちょっと印刷してきましたけれどもこういう、かなりよくできた計画だと思います、見ていて。なるほど、こういうふうな形でというふうに私は思うんですけども、実際、じゃあそれにのっとって、今回の駅前開発もそうですけれども、そういったことをしようと思ったときに、やはり管理計画のようなものが足かせになっていってしまうこともあるし、ただ、とにかくこの位置づけというのが一体どうなのかというのが、結局、その都度、やはり疑問になってくることがある。このままの位置づけにしていいいのかという部分、これはちょっともう一回考えてもらわなあかんのじゃないかなというふうに思います。

そんな中で、1個、最後にお聞きしたいんですけども、今回その22億という保留床、これでいくんだという話が出されました。この22億より、もし、実際、詳細設計とかの中で、この22億より保留床の価格が上がった場合、これはどうするのか、これを認めていくのかどうか、財務としての最後にこの点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

今回提案させていただいております保留床取得費22億につきましては、基本設計における概算事業費でありまして、今後、実施設計や設計に基づく備品購入等により、さらなる事業費の精査が図られるものと、そのときにはまた対応を考えるということでございます。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

そうしますと、考えた上で22億よりふえる可能性もあると、こう思っでよろしいでしょうか。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

事業費を精査する中で金額の増減はあるものと考えております。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

今回、13億っていう話が22億になっていると。言ってみれば9億増加している。半分は少なくとも国庫補助であるということでありましてけれども、それでも4.5億、その辺もちょっと違ってきているんだなというのはちょっとわかったんですけども、やはりその辺、まだ多くの話が流動的であったりするわけですね。最初に13億が22億になる。一方で、ちょっと午前中の話じゃないですけども、給食を実施するに当たっても、何か財源の問題とかいう話がありました。

ただ、例えば、関の給食センターは建設費が当時1億4,385万、二、三億あれば十分、給食施設なんかはできる話ですね。その辺のことを思ったら、財政的に厳しい、厳しいと言う割に財源あるじゃないかという話に、やはり市民の目からしたらなってしまう。その辺のアンバランスさですね、その辺がやはり一番問題になってくると思いますんで、その辺、もう一度本当に、どこまでが必要なのかというのはきちっと精査していただきたいと改めて思います。

それでは、次に移らせていただきます。

地域担当職員制度についてということで通告させていただいております。

職員体制ということを書かせていただいておりますけれども、12月議会でも、中島議員や豊田議員のほうから、まち協とか自治会とか地域の団体の活性化の話がありました。その中でやはりマンパワーの問題も出ていたと思います。私も、いろいろまち協の活動には参加させていただいている部分もあるんですけども、やはり担い手という部分でなかなか大変な状態というのも実態としてあるんだろうなと思っております。

その中で、当時の話でも出ていましたけれども、地域担当職員という説明がありました。私に関係しているまち協でも、やはり地域担当職員、会議とかにも出ていただきまして、非常に頑張っておられるわけなんですけれども、なかなか地域にずっとかかりきりというわけにはいかないという話があります。

本当に頑張っておられているんですけども、やはりこの辺で、まち協を盛り上げていく上で、もうちょっとてこ入れをせなあかん部分があるんじゃないのかなと思いますけれども、そのためには地域担当職員の強化が必要じゃないのかなと思いますけれども、その点につきまして、市の見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

深水生活文化部参事。

○生活文化部参事（深水隆司君登壇）

地域担当職員制度につきましては、主に地域まちづくり協議会設立と地域まちづくり計画策定に係る支援を行うために、平成25年度からスタートしておりまして、市内22地区の各地域まちづくり協議会に職員1名を兼務で配置してきたところでございます。

その地域担当職員で構成する地域まちづくり推進チームを結成いたし、各地区への支援のあり方を検討するとともに、各地区の進捗状況や活動等の情報を共有しまして、その情報を各地区の地域まちづくり協議会に提供してきたところでございます。

本制度につきましては、全ての地区におきまして地域まちづくり協議会が設立され、また地域まちづくり計画が策定された後に、一、二年をめぐりで見直すこととしており、本年度、各地区におきまして地域まちづくり計画が策定されましたので、平成31年度からの制度の改変に向けて検討してきたところでございます。

その制度の中身につきましてはですが、22地区に各1名の配置を見直しまして、各地域まちづくり協議会の所管部署であるまちづくり協働課の職員が地域を分けて担当する専任の地域担当職員を配置するものでございます。

これまでの兼務体制から専任へと移行することに伴いまして、地域担当職員の所掌事務をまちづくり協働課の職員が専門的に行うものでございます。このような検討を今現在行っているところでございます。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

市としても、地域担当職員の重要性というのは認識していただいているんだなということはおわかりました。

その中で一つ、去年でしたか、千葉県の習志野市さんのほうに一度視察をさせていただいたことがありました。こちらは、地域担当職員というものの先進地域であるわけなんですけれども、この習志野市の場合は、全ての職員がどこかの地域の担当に割り当てられていると。中でも、管理職も例外ではなくて、しかもこの管理職というのは各全職員が割り当てられているその地域の班長として、その各班が各地域に割り当てられていて、何らかの形でその会議も必ず出るし、そういうふうな事業も一緒に進めていくというぐらいのことをしておられると。そういったことに対して、職員の思いとしてはどうなんですかという話をちょっと聞きましたら、決してやらされているとかじゃなくて、本業並みに誇りを持ってやってもらっていると、そういった話も出てきておりました。

当然、どんなことでも市の職員も誇りを持ってやっていると申すんですけれども、背景にあるのが、市として本当にどれだけ力をまち協に入れているんやということやと思いますもんで、先ほど深水参事のほうからありましたけれども、何らかの形で専属というような形で、今回、前に進めていただく、これは非常に重要なことだと思いますんで、ぜひやっていただきたいと思うんですけれども、そんな中で、ちょっと12月議会から、再任用の話をさせていただいたことがあります。

今後、再任用ということもいろいろと制度として取り入れていかなあかんというふうに山本部長がおっしゃっていたと思います。そんな話の中で、私、ふと思ったんですけれども、やはり再任用の職員というのは経験もあり、見識も広いということで、まさにそういった地域のまち協の地域担当職員に新たになってもらうという手があるんじゃないのかなとか思いましたら、実は山本部長も同じようなことを考えているというふうにならってどこかから聞きまして、もしそういうことが可能性ってあるんだしたら、そういったお考えを聞かせていただきたいと思っておりますけれども、お願いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

再任用職員につきましては、今後ますます増加していくものというふうに認識をしております。そういった中で、議員ご提案の地域担当職員として再任用職員を活用してはどうかというご提言でございますが、地域まちづくり協議会への支援の充実でありますとか、豊富な行政経験を生かす中で再任用職員のモチベーションの向上などにもつながるものというふうに私は期待しておりますので、新たな職員の働き方として今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

やはりそのまち協というのは、よく自助、共助、公助という話があって、自分でやっていく「自」というのと公がやる「公」という、そのちょうど中間に位置するのがまちづくり協議会、地域協議会とか、こういうものじゃないのかという話がありました。たしか、それこそ山本部長に言われたことかなというふうに思うんですけども、その中でやはり自と公の間を補完する「共」としては、まち協の存在というのは非常に重要やと私は思っております。

また、そんな中で、自であり、公であり、その中間という意味では、やはり公の経験者である再任用の職員、OB、こういった方々の位置づけが非常に重要やと思っておりますし、やはりまち協で結構うまいこといっているところというところ、例えば事務局長とかに元職員が座っているというか、いらっしゃって、そこで事務的なことをきちっといろいろ仕切られている、そういうことを聞きますので、職員のOBのそういった存在というのを見ると、こういった再任用であっても、そういったところに地域担当職員として行っただくのは非常に今後のまち協の発展につながっていくんじゃないのかというふうに期待しますので、ぜひお願いしたいと思います。

以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

13番 伊藤彦太郎議員の質問は終わりました。

以上で、本日予定をしておりました通告による質問は終了しました。

次に、お諮りします。

質問はまだ終了していませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、12日にお願いしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

あす12日は午前10時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後 3時48分 散会）

平成31年3月12日

亀山市議会定例会会議録（第6号）

●議事日程（第6号）

平成31年3月12日（火）午前10時 開議

第 1 諸報告

第 2 市政に関する一般質問

---

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

●出席議員（18名）

1番	草川卓也君	2番	中島雅代君
3番	森英之君	4番	今岡翔平君
5番	新秀隆君	6番	尾崎邦洋君
7番	中崎孝彦君	8番	豊田恵理君
9番	福沢美由紀君	10番	森美和子君
11番	鈴木達夫君	12番	岡本公秀君
13番	伊藤彦太郎君	14番	前田耕一君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

---

●欠席議員（なし）

---

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	西口昌利君
総合政策部長	山本伸治君	生活文化部長	佐久間利夫君
健康福祉部長	井分信次君	産業建設部長	大澤哲也君
上下水道部長	宮崎哲二君	危機管理監	久野友彦君
総合政策部次長	落合浩君	生活文化部次長兼 関支所長	青木正彦君
健康福祉部次長	伊藤早苗君	産業建設部次長	亀渕輝男君
生活文化部参事	深水隆司君	産業建設部参事	服部政徳君
産業建設部参事	草川保重君	会計管理者	渡邊知子君
消防長兼消防部長	平松敏幸君	消防署長	豊田邦敏君
地域医療統括官	伊藤誠一君	地域医療部長	古田秀樹君
教育長	服部裕君	教育部長	草川吉次君
教育委員会事務局参事	亀山隆君	監査委員	渡部満君
監査委員事務局長	木崎保光君	選挙管理委員会 事務局長	松村大君

---

●事務局職員

事務局長	草川博昭	書	記	水越いづみ
書記	高野利人	書	記	大川真梨子

---

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（小坂直親君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第6号により取り進めます。

日程第1 諸報告をします。

市長から、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第8項において準用する同条第6項の規定により、亀山市国民保護計画の変更について報告がありましたので、ごらんおきいただきたい。

次に、日程第2 市政に関する一般質問を行います。

通告に従い順次発言を許します。

15番 前田 稔議員。

○15番（前田 稔君登壇）

おはようございます。

通告に従い順次質問をさせていただきます。勇政の前田 稔です。どうぞよろしく申し上げます。

まず初めに、一番最初に、子供の貧困についてということでお聞きをしたいと思っておりますけれども、最近ちょっと聞きなれないことではありましたんですけれども、子供の貧困という言葉を目にするようになりまして、生活困窮者自立支援法の改正がありまして、その中にこの子供の支援策というか、貧困に対する問題等を改正されましたので、それについて、亀山の現状等を踏まえてお聞きをしていきたいなというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

まずは子供の貧困ということですね。これはどういう状態か、どういうものを指すのか、そこを説明願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

15番 前田 稔議員の質問に対する答弁を求めます。

井分健康福祉部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

おはようございます。

議員お尋ねの子供の貧困でございますけれども、一般的には、世帯の所得から経済協力開発機構（OECD）が示す作成基準に基づき作成した額を中央値として、その半分に満たない所得で生活されている、いわゆる貧困線を下回る家庭の中で、18歳未満の子供が存在する数値となります。

具体的に計算をいたしますと、その額でございますが、平成27年の数字でございますけれども、122万円以下の所得となります。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

貧困というのは一つの数値として122万以下ということが示されました。

私が調べたところですと、子供の貧困率というのは、2015年の数値ですけれども、日本全体では13.9%、三重県では9.5%、特にひとり親家庭の貧困率が非常に高いということがわかりました。これは50.8%ということで、半分のひとり親家庭の子供が貧困になっているという現状でありまして、極めて厳しい状況であります。

一方、また、2人親世帯でも貧困率は1割を超えているという現状であります。

そこで、亀山市でもこれに対する対応をなされているか、またその現状についてお聞きをしていきたいと思っておりますけれども、まず亀山市の現状についてはどうなのか。子供の貧困率、そういう数値が出ておればお聞かせ願いたいなというふうに思っています。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

先ほど議員からお話がありました貧困率でございますけれども、私どもの本市の現状といたしましては、子供の貧困率や、その分類別の貧困率ということは明らかになっていないところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

まだ貧困率とかそういう数値は出ていないということで、現状として、生活困窮者自立支援法の一部を改正する法律というのが平成30年に施行されましたけれども、今までからも、貧困の子供たちに対するの支援策というのはしているのではないかとこのように思うんですけれども、例えばその法律の中では、住居確保給付金の支給とか、それから就労準備支援事業とか、あと家計相談支援事業、それから一時生活支援事業。この前委員会で聞きましたけれども、子どもの学習支援事業というのがあるんですね。これはちょっと委員会で聞かせていただきまして、4年ぐらい前からもうされているということなんですけれども、これについての対策ですね。国からのそういう補助金も出ているとは思いますが、どのようなことをされているのか、あれば教えていただきたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

先ほど議員申されましたが、教育委員会のほうはまたこちらのほうでご答弁をさせていただきませんが、私どもの全体といたしまして、生活困窮者自立支援法に基づく事業でございますけれども、平成27年4月から自立相談支援事業、それから住居確保給付事業や家計相談支援事業、これは健康福祉部で所管いたしまして実施してまいっております。

また、先ほど申し上げました学習支援事業のほうについては、教育委員会で実施することござ

いまして、実際のところ、相談者に寄り添いながら自立に向けた支援を展開しているところになっております。

このような中、少し具体的になるんですけども、平成30年10月には当該法律の改正がございまして、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化を目的とした自立相談支援事業の努力義務化や関係機関での情報共有を図る合議体の設置を求められているところでもございます。

また、子どもの学習支援事業の名称が子どもの学習・生活支援事業に改められまして、従来の学習の支援に加え、生活困窮者世帯における子供の生活習慣、また育成環境の改善に関する助言や進路選択等に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整を行う事業が位置づけられ、それらの強化を図ることとされております。

そういったことで、本市といたしましても、これらの法体系等を踏まえまして事業展開を図っているところでございます。

**○議長（小坂直親君）**

草川教育部長。

**○教育部長（草川吉次君登壇）**

教育委員会が実施しております子どもの学習支援事業の現状についてご答弁をさせていただきます。

生活困窮者自立支援法に基づきました学習支援事業を平成27年度より実施しております。市内に3カ所、中学校区ごとに学習教室を開設し、家庭生活が困窮していたり、家庭での学習環境が厳しかったりする中学生を支援しております。

その学習教室におきましては、教員OBなどの教員免許所有者が中心となって、基礎学習の予習・復習、テスト対策、宿題、進路に向けた学習等の支援を行っております。今年度1月末現在で30名の生徒が登録し、毎週土曜日に延べ113回の教室が開催され、延べで348名の生徒が参加しております。

なお、特に中学校3年生につきましては、学習教室でのきめ細やかな個別指導等によって、参加生徒が前向きに学習に取り組み、貧困を理由に高校進学ができない生徒がいないなど大きな成果を発揮しております。

**○議長（小坂直親君）**

前田議員。

**○15番（前田 稔君登壇）**

今、教育委員会のほうから詳しく子どもの学習支援事業ということでお話をいただきました。

この事業で、多分受けられている生徒さんは、利用料が無料になっているんだというふうに思うんですけども、その指導者に対しての何かそういう、これは国からの補助か何かがあって、教えるに当たっての対価とか、そういうのは出ているんですか。

**○議長（小坂直親君）**

草川部長。

**○教育部長（草川吉次君登壇）**

教えていただく先生というのは、教員OBを中心に教えていただいておりますが、講師、スタッフの謝金として報償費で予算計上させていただいて、そこでお支払いをさせていただいております。

す。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

報償費は出ているということで、あとその場所ですね。場所の家賃とかそういうのも発生するんじゃないかと思うんですけども、その辺はどのようになっていますか。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

現在、市内の中学校区3カ所で開設しておりまして、場所につきましては、亀山中学校区が城西地区コミュニティセンター、中部中学校区がみずほ台集会所、関中学校は関文化交流センターで開設しておりまして、会場の使用料については、お支払いはさせていただいていないということで、免除という扱いでさせていただいています。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

それでは、先ほど健康福祉部のほうからお話がありました住居確保給付の支給とか、就労準備支援事業、家庭相談支援事業とか一時生活支援事業というのがありますけれども、これについては申請がというか、向こうからの申請があってそういう相談に乗っているのか、こちらからそういう困窮な世帯とかいろいろ問題があるところを捕まえているのか、まずその状況把握はどんなふうに行われているのかということをお聞きしたいんですけど、そしてどういう事業をされているのか、どういうプロセスで支援をしているのかということがちょっとわかれば教えていただきたいなと思います。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

2つ、3つ事業の中でおっしゃいましたが、例えば、自立相談支援事業を例にとらせていただきますと、生活保護に至らないものの、生活に困窮されている方に対し、社協の職員が課題の解決に向け、本人の意思を尊重した支援計画を作成し、その計画に基づき寄り添った支援を行うということになっております。そういった物の考え方の中で対象になる方が、例えば福祉のほうにご相談なされた中で、社協が取り扱うことなのか我々がということを整理させていただく中で、横断的な取り組みをさせていただいております。

事業の進捗でございますけれども、いろんな事情を聞き取りの中で、プラン作成に持っていきまして、自立に向けた取り組みをさせていただくというのがこちらの事業でございます。

また、住居確保給付事業でございますけれども、こちらに関しましては就労能力がある、意欲がある方でございますけれども、住宅の喪失をされた方等でございます。家賃額相当の給付金がございます。こちらに関しましては過去3年間でございますけれども、28年度に1件あったというぐらいでございます。最後、それから家計改善相談事業、これは任意事業でございますが、これ

も社協の職員とのタイアップの中で取り組んでおります。家計の状況を見える化させる中で、家計管理の意欲や家計管理の力を高め、早期に家計を再生し、生活困窮になることを予防したいというような考え方でございまして、ちなみに本年度でございしますが、1月末までに家計相談支援利用件数が6件ほどございました。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

始まってからそんなに時間もたっていない中で、結構きちっと市のほうはそれぞれの対応をしているんだなということがわかりました。

その中でどんな課題があるのか、どんな問題があるのか、そういうところがあれば教えていただきたいなと思います。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

どのような課題があるのかということでございますけれども、まずヒアリング調査の結果から、本市における課題を大きく3つに分野分けさせていただいております。

まず1つ目には教育支援、2つ目には生活の支援、3つ目には地域社会とのかかわりということで、この3つの課題として認識をいたしております。

具体的に申し上げますと、その課題といたしましては、子供の学習機会の保障のために、教師が可能な範囲での支援を行っていただいておりますけれども、個別対応には限界がございまして、どこまで家庭に踏み込むかという問題を抱えているなど、世帯全体の支援が必要なケースに対して、教育と福祉が切れ目なくつながっていく支援が必要なが求められているところでもございます。

このアンケート調査から得られました情報をもとに、子供の貧困に係る課題を抽出するため、アンケート調査を1月から2月にかけて実施したところでもございます。

ヒアリング調査から得られた課題等から、対象者や設問内容を設定いたしておりますが、経済的な貧困ではなく、特に心の貧困や文化的な貧困に係る親子関係、また自己肯定感といった側面についても調査をいたしております。

現在、ご協力をいただきましたアンケート調査の回答の分析を進めさせていただいております、子供の貧困に係る課題の分析をいたしているところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

かなり詳しく説明をいただきまして、ありがとうございます。

もう一つ、今後の生活保護基準というか、生活保護費の引き下げがあるんじゃないかというふうな情報を持っているんですけれども、2020年に引き下げられるというような話なんですけれども、これについてわかっていることがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

議員お尋ねの生活扶助費の見直しであったり生活保護率の引き下げ、2020年の問題ということでございますが、情報として持っておりますのは、平成30年6月8日、生活困窮者の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律により生活保護法の一部の改正が公布されました。あわせて同年9月4日には、生活保護法による法基準が一部改正されたところでございます。

そういった中で、この改正によりまして、年齢であったり世帯人員、居住地域別に見た生活扶助基準と消費実態との乖離の是正のため、その基準が見直されたということでございます。

2020年と申し上げました見直し案が、平成30年、31年、32年の10月、3段階を想定して実施されているということを伺っておりますので、このために2020年と記されているものと思われま。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

あともう一点、安全対策委員会というのがありまして、その中で、子供食堂を設置するというところで全国に広まって行って、爆発的にそれが進んで行って、全国で2,888でしたか、それから三重県でも26の施設があるというふうに聞いているんですけども、亀山市にもそういう食堂が存在するのかどうか確認をしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

子供食堂のご質問だと思うんですけども、私どもで把握しておりますのは市内で1件ございまして、毎月ですかね、子供たちを集めて子供給食をしていただいているやに伺っております。

私どもの子ども未来課長に現場を確認させる中で、現状把握に努めているところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

ありがとうございます。

あるということで、ほっとしましたけれども、少し生活困窮者制度における新しい支援の形ということで、4点ぐらいあるんですけども、まず1つは、既存の社会保障制度におさまらない問題までも幅広く対応するというところで、家計とか家族の問題等までするというところ。それから2つ目には、画一的なサービスだけでなく、個々に応じたオーダーメイド型の公共サービスへと転換していくということ。それから3つ目に、行政が基本スタンスとしてきた当事者による申請主義から、積極的に生活困窮者を発見しに行くアウトリーチへの展開ということ。それから4つ目に、自治体の直営ではなく、民間への委託事業が基本的な仕組みというふうな、この4点をいろいろ教えていただきまして、こういう形の中で進めていただければなというふうに思います。

そして、この項の最後になりますけれども、明石市のことをちょっと説明したいと思います。

これは明石市の子ども総合支援という施策なんですけれども、亀山市も医療費の無料化だとかいろんな施策をしていただいています。

ここは本当にたくさんの施策があるんですけれども、寄り添う支援の中の一番下に明石版こども食堂というのがあるんですけれども、これも今の言っていた子供食堂なんですけれども、これはあかしこども財団というのがあるんですけれども、そこがやっておるんですけれども、そういう中で、あと残り日ごろ見なれないいろんな支援、離婚前後の養育支援とか無国籍者支援、それから里親100%プロジェクト、それからもう一つ、きのうも質問がありましたけれども、中学校給食の全校実施、こういうこともやっておられます。こういった施策をやった結果、2つ目の明石の人口の増加、V字回復をしています。29万2,550人いた人口が29万349人まで減って、その後、ずっとこの子供支援施策をやったおかげで、現在では29万5,908人まで回復してきたということで、当然税収もふえてきて、V字回復を財源もしていると。

特にその一番下に明石市だけが人口がふえていまして、神戸市、加古川市、姫路市、西宮市、尼崎市と、微減ではありますけれども全部減っている中で、ここだけがふえてきているということですね。これはやっぱり特徴的なことなんですけれども、明石市といえば明石焼きで有名なんですけれども、今回ちょっと市長さんが暴言を吐かれて辞職されましたけど、こういうことを市長さんがやってきて、そこはすごいなというふうに思いますので、やっぱり亀山市もしっかりと子供の支援策をやっていけば、亀山の人口もふえるし、財政も上がってくるだろうなということで、決して侮ってはいけないなというふうに思いますので、しっかりと子供総合支援をやっていっていただければなというふうに思います。

今言いましたけど、そのあかしこども財団というのがありまして、ここが子供食堂なんかをやっています、28小学校区があるんですけれども、全ての学校で子供食堂を設置しています、運営もされています。ここは地元企業136社が会員になっていますので、官民挙げての取り組みをしているということで、やっぱりそこら辺、当局だけではなしに、民間の力をかりてしっかりと子育て支援をしていくということが必要ではないかなというふうに思っています。

まず1つ目の項はこれで終わらせていただきます。

続きまして、公共施設等総合管理計画についてお聞きをしたいと思います。

平成29年3月策定の亀山市公共施設等総合管理計画では、将来における公共施設の更新や統廃合などについて、3つの基本方針が定められています。今回は、これらの3つの基本方針に基づいて、現在まで具体的にどのように取り組んできたのかについてお尋ねをします。

まず1つ目の基本方針、維持管理経費の削減と長寿命化の推進について説明をお願いします。

#### ○議長（小坂直親君）

落合総合政策部次長。

#### ○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

亀山市公共施設等総合管理計画におきましては、将来にわたって持続的な公共サービスを維持するため、今後60年間で将来費用の25%削減を目標としております。

この目標達成に向けまして、維持管理経費の削減と長寿命化の推進、将来費用の確保、施設総量の削減の3つの基本方針を定めているところでございます。

この3つの基本方針のうち、維持管理経費の削減と長寿命化の推進についてということござい

ますけれども、具体的な取り組みとしましては、維持管理経費の削減におきましては、市の施設の清掃業務委託や自家用電気工作物の保安管理業務委託について、これまでの単年度契約から複数年契約に変更して、委託料の削減を行っております。

また、溶融炉施設やし尿処理施設、橋梁等において長寿命化計画を策定し、良好な状態で耐用年数を延ばすことで、将来費用の削減に努めているところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

将来費用の25%削減という目標なんですけど、これはざっくりとした25%ということで、根拠というのが余りわからないんですけども、最近のほかの市町村、あるいは総務省からの通達とかいろいろありまして、統廃合とか、合築とか、それから更新、長寿命化があるんですけども、例えば、改築するよりも長寿命化をしていったほうが、経費的に2割から3割少なくなるということで、インフラも含めて、橋梁とかそういうものも含めて、教育施設でもそういう長寿命化をしたほうがというふうな話が多いんですけども、ここではし尿処理施設とか溶融炉だけになっていますけど、契約の複数年化はいいと思うんですけども、ほかの施設でも長寿命化をしていくという方向転換というか、そういう考えはないのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

その他の公共施設につきましても、従前は事後保全型ということで、何かふぐあいが出たらそれに対応するというふうな事後保全型でしたけれども、今後につきましては定期点検なんかをきちっとやって、早期に発見して、予防保全型ということで、何か事が起こる前に予防でやっていって、そうして長寿命化していこうということでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

それでは2つ目の基本方針、将来費用の確保について説明をお願いします。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

基本方針の2つ目、将来費用の確保につきましては、4つの手法により取り組んでいるところでございます。

一つとして新たな財源の確保、一つ、受益者負担の適正化、一つ、補助金の活用、一つ、民間活力の活用でございます。

具体的な例といたしましては、新たな財源の確保としまして、旧関ロジックなど普通財産の貸し付けによる税外収入によりまして、公共施設の維持管理費用を賄っていくという費用を確保してまいりました。

また、施設の改修や更新に当たりましては、国の社会資本整備総合交付金のように補助金、交付

金を活用することで、財源の確保に努めているところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

亀山市の財政力ですけれども、平成20年に146億あったんですね。そこからずっと下がり続けて、平成33年には97億ということで、49億円が一番高いときに比べたら財政力が落ちてきておる、50億円近く減ってきておるわけですね。この総合管理計画の中に平成33年の予測が出ていますけれども、そういう中で、やっぱりこの公共施設を維持管理、更新していくというのはかなり厳しい状況にあるかなというふうに思うんですけれども、その辺についての25%削減というのは、その根拠はわかりませんが、ざっくりとした。ただ、今の長寿命化をしていく中で、2割、3割は削減できるという、特にそれが30年や40年というのは一般的なことかなと思いますけれども、亀山市の場合はなぜか60年というスパンを持っています。

その中で2割、3割の減があれば、このクリアはできていくのかなというふうに思いますけれども、この辺の財源、本当にこれが計画どおりできていくのかどうかということをちょっとお聞きしたいんですけれど。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

将来費用の25%削減と申しますのも、単年度に25%一律に削減ということではなくて、昨日も申し上げましたが、60年間という長いスパンの中での25%削減ということで、年度によって大小はあるかと思えます。

そのために、国の社会資本整備事業の交付金であるとか、また有利な起債を活用するというところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

それでは、3つ目の施設総量の削減について説明願います。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

施設総量の削減、基本方針の3つ目ですが、それにつきましては、利用状況による施設の見直し、施設に応じた手法による総量削減、総量規制内での施設整備の3つの手法により取り組んでいるところでございます。

施設使用料の削減方法としましては、類似機能を一つの施設とする集約化や複数の用途を一つの施設とする複合化、他用途への転用、広域化、民営化などがございます。

具体的には、集約化の例といたしましては、第一愛護園と亀山幼稚園の集約で認定こども園の整備や、転用の例としましては、健康づくり関センターを放課後児童クラブへ用途変更したことがあります。

今後に引き続きましても、施設に応じた手法により総量規制や将来費用の削減に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

一般的には施設総量の削減というのは、他市では今度建てる場合、全部2%削減していくとか、そういう形の中なんですけれども、これもざくっとした感じで、合築にしたいとか集約化ということで減らしていくということで、床面積に対しての何%減とか、そういう目標値は設定をされないということですか。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

総合管理計画におきましては、将来費用の25%削減ということで、あくまで事業費の削減ということで、それが床面積の削減にもつながってはいきますけれども、床面積を何%削減するというふうなうたい方はしておりません。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

ある程度面積を削減するということは、集約化したりとか、やっぱりコンパクトにしていく、立地適正化計画やマスタープランの中にも、こういう総合管理計画とリンクさせていくということが必要だと思うんで、やっぱりそういう総量規制の中でも何%削減していくというふうな、そういう目標値も持ったほうがいいのではないかなというふうに思います。

それから、ちょっと気になるのは、地元のほうですけれども、鈴鹿峠自然の家、ここも稼働率が夏は満員ですけれども、他の季節は余り使われないですね。稼働率が悪いというふうな報告もありました。ただ、ここは国の登録有形文化財になっているんですけれども、今後これほどのようにしていくのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

鈴鹿峠自然の家につきましては、総合管理計画の中では旧坂下小学校の校舎を活用した国の登録有形文化財でありますことから、施設の管理方法やあり方を検討する必要があると記載しております。今後において検討してまいります。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

今後において検討していくと。

もう一つ、歴史博物館ですけれども、雨漏りがするというので総合管理計画の中に書いてありましたけれども、相当老朽化しているんだなというふうに思うんですけれども、これについては、

雨漏りも当然直されていると思うんです、大事な施設なのでね。ここについての今後の取り組みと  
いうか、その辺のところは、図書館は駅前のほうに持ってきましたけれども、この歴史博物館つ  
てやっぱり大事な施設なんですけれども、ここをどうしていくのかなとちょっと気になるんですけ  
れども、それについてどのようなお考えを持っておられるか。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

歴史博物館につきましては、平成30年11月に屋上の防水の改修工事を実施しまして、この工  
事におきまして雨水の浸入経路は全て遮断されたと聞いております。

また、歴史博物館は平成6年の建築でございまして、まだ耐用年数も残っておりますので、適切  
な管理をしていきまして、長寿命化を図っていきたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

耐用年数が残っているのに雨漏りするというのもどうかなというふうに思うんですけれども、そ  
の辺のところもしっかりとやっていていただきたいと思うんですけれど、もう一つ、国において  
平成31年度地方財政対策債として、公共施設等適正管理推進事業として4,800億円計上され  
ているんですけれども、これを活用したほうがいいのではないかなというふうに思うんですけれど  
も、その辺のご見解をありましたらお願いします。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

公共施設等適正管理推進事業と議員が申されますのは、地方債でありまして、充当率が90%で、  
財政力に応じて普通交付税に30から50%措置されるものであります。この起債を活用できるの  
は、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画に位置づけられた事業が対象となるものであり  
ます。それを現在、個別資料を作成中でございましたので、そこに計画に位置づけて、この起債の  
活用を図っていきたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

平成33年度までとなっておりますので、なるべく早くそれを作成していただかないといけないな  
というふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、リニアについてということで、新年度、リニアについてどのような対応をなされていく  
のか、新しい取り組みなどあれば、報告を願ひたいと思ひます。

○議長（小坂直親君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

リニア中央新幹線駅誘致に向けた新年度の取り組みといたしましては、リニア中央新幹線・JR

複線電化推進亀山市民会議を通じて、関係機関への整備促進や駅誘致の働きかけを行うとともに、次世代を担う子供たちへの意識向上を目的として、親子学習会の開催やPRカレンダーの作成、会報誌の全戸配付など、さまざまな形で継続的な意識啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

その中で、平成31年度につきましては、新たに駅誘致についてより一層のPRを行い、亀山市一丸となって誘致活動を推進していくため、市民会議への補助金の交付を130万円増額いたしまして、リニア中央新幹線の全線早期開業やリニア駅誘致についてのシンポジウムを開催させていただく予定となっております。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

京都市ですけれども、ここはまだ諦めていないというか、そっちに回せという話もあるんですけども、そこにはリニア推進室というのがあるそうなんですよね。亀山市はそういうのはないんですけど、特別につくっていないですけど、そういうお考えはあるのかないのか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

私どもの場合は、高速交通につきましては総合政策部の政策課のほうで所管をさせていただいておりますが、東京一名古屋間の先行事例を参考にさせていただきますと、ルート等の決定と駅位置の決定がなされたとき、そのタイミングでリニア推進課というような名称で新たな部署を設置しておるといふ事例もございますので、やはり駅位置決定後に新たな組織として立ち上げていくものではないかなというふうに今のところ考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

ありがとうございます。

二、三年後ぐらいには、亀山市のどこかわかりませんが、駅の位置が決定するような話も聞いておりますので、楽しみにしておるんですけども、行政のほうもしっかりと取り組んでいただきたいなということを申し上げて、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

15番 前田 稔議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前10時45分 休憩）

---

（午前10時54分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番 中島雅代議員。

○2番（中島雅代君登壇）

中島雅代でございます。よろしくお願いたします。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

1 2月議会での一般質問でも取り上げさせていただきました亀山中学校、中部中学校での給食について、今回も取り上げさせていただきます。

きのうの福沢議員の一般質問の中で、給食の定義についてありましたが、どうにもわかりにくい答弁でしたので、アレルギーとかさまざまがあると思いますけれども、私は、小学校のようなみんなで同じものを食べる、主食、おかずのある給食を目指しておりますので、便宜上、そのような給食のことを「小学校のような給食」とさせていただきます。

前回の一般質問での反響が非常に大きく、特に議会には余り興味のなかったとおっしゃるお子様をお持ちのお母さんから声をかけていただくことがふえました。特に亀山で生まれ育った方は、中学校でお弁当なのは当たり前だと思っていた。ほかの市町には小学校のような給食があるなんて知らなかった。ほかの地域から移住してみえた方は、中学校で小学校のような給食がないなんて知らなかったという声をよく聞きました。

私が聞いた中では、今のままでは、たまにはデリバリーを頼むこともあるかもしれないけれど、おいしくないということも聞くし、ほかのおうちがお弁当を持ってきているなら、うちだけいつもデリバリーというのは気が引ける、子供に申しわけないという理由で、負担にはなるけれども、仕方がないからお弁当をつくらざるを得ない。中学校でも小学校のような給食はあったほうが良いという声がほとんどでした。

中には、お弁当でもいいんじゃないかという方も見えましたけれども、それでも何年も検討のままだではよくないんじゃないかという声も聞きました。

前回は、平成29年度から33年度まで、前期基本計画の間は検討するという答弁でしたが、12月17日の教育民生委員会の中で一般質問をした際、市長から、市長の初当選時の公約であったとお伺いをいたしました。実際は、この亀山中学校、中部中学校での給食については、いつから検討されてきたのでしょうか。今までの経緯をお伺いしたいと思います。

#### ○議長（小坂直親君）

2番 中島雅代議員の質問に対する答弁を求めます。

草川教育部長。

#### ○教育部長（草川吉次君登壇）

中学校給食に関する経緯でございます。

まず合併後の経緯からご説明をさせていただきます。

平成17年1月の合併後、小学校、中学校及び幼稚園の学校給食のあり方を検討するため、平成17年8月に亀山市学校給食検討委員会が設置されました。

その検討結果といたしましては、平成19年6月に教育委員会へ意見書が提出され、教育委員会はその意見書を十分尊重した上で、19年1月に、関中学校においては給食センター方式を維持すること。一方、亀山中学校及び中部中学校においては、デリバリー給食と家庭からの弁当持参との選択制とするの方針を決定いたしました。

これを受けて、平成21年から中部中学校において、また23年から亀山中学校においてデリバリー方式による中学校給食の提供を開始しております。

また、平成19年に給食検討委員会から提出されました意見書には、長期的展望として、中学校給食に限らず、幼稚園、小学校も含めた学校給食のあり方について、今後の財政状況も勘案しつつ、効率的な運営方法について検討する必要があるとされていたため、デリバリー給食方式を実施してから5年が経過しました平成26年4月に再び学校給食検討委員会が設置され、学校給食のあり方について、2カ年をかけて研究検討がなされたところでございます。

その後、検討1年目の平成26年度は、食物アレルギー対策と給食食材費の価格変更について協議され、その後、第1次意見書を受けて、平成27年度から給食食材費の価格改定を行うとともに、アレルギー対応に関する人員の確保や児童用献立表記の改善に取り組んでおります。

また、2年目の平成27年度は、これまでの中学校給食の実施状況を検証するとともに、昼食に関する中学生の意識と課題、保護者の思い、中学生への食育など幅広い視野で中学校給食のあり方について協議が重ねられ、平成27年12月に教育委員会へ、今後の中学校給食を取り巻く状況に適切に対処していくためにも完全給食の実施が望ましいものの、市の財政状況など多面的な見解を踏まえ、亀山中学校及び中部中学校においては、完全給食実現までは弁当とデリバリー給食の選択方式の継続が適当との第2次意見書が提出されております。

これを受けまして、平成28年3月に教育委員会において、今後の中学校給食を取り巻く状況に適切に対処していくために、亀山中学校及び中部中学校において、完全給食の実施が望ましいとした上で、経費や運営方法など十分な検討が必要であることから、市総合計画への位置づけについて関係部署と調整を図ることや、現在の選択制のよさや家庭弁当の持つ意義深さを踏まえ、完全給食実現までは、これらのよさを大切に、アンケートなどを通して工夫改善を図りながら弁当とデリバリー給食の選択方式を進めていくとの方針を取りまとめております。

この方針に沿った形で、第2次亀山市総合計画前期基本計画に中学校給食の完全実施に向けた多面的な検討を行うと位置づけられたところでございます。

**○議長（小坂直親君）**

中島議員。

**○2番（中島雅代君登壇）**

それでは、現在検討していることは具体的にどういうことを検討しているのでしょうか、お伺いいたします。

**○議長（小坂直親君）**

草川部長。

**○教育部長（草川吉次君登壇）**

中学校の全校一律の給食に向けた検討状況でございます。

昨年度、教育委員会事務局内でワーキンググループを立ち上げまして検討を行っております。ワーキンググループでの検討内容といたしましては、随時会議を開催し、これまでの経過の確認と情報共有を行うとともに、他市町の実施状況の把握や、参考となる事例の収集を行いました。

また、平成29年10月には鈴鹿市、11月には奈良市の学校給食の状況について視察を実施いたしました。

また、本年度におきましては、他市町において近年建設された給食センターなどの建設手法などの情報収集を行ったほか、本市の中学生にとってよりよい給食のあり方を調査検討するため、市内

の3中学校に在籍する全ての生徒1,286人を対象に、食生活と給食に関するアンケート調査を行い、現在集計をしているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

ほかの市町へ視察に行ったとのことですがけれども、視察には何を目的として、どんなメンバーで行って、それからどんな成果が得られたのかお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

平成29年度に実施した視察でございます。

教育委員会事務局の職員7名、メンバーは、当時の教育次長、学校教育室長、学校教育副室長、教育総務室長ほか担当職員3名が、平成29年10月にセンター方式を採用する鈴鹿市を、11月には自校方式を採用する奈良市の学校給食の状況について先進地視察を行いました。

その目的といたしましては、センター方式と自校方式それぞれの設備や運営方法、さらには導入までの経緯や課題、成果についての情報収集でございます。

視察実施による成果でございますが、それぞれの給食実施方式のメリット・デメリットについて確認をいたしました。具体的には、センター方式につきましては、集中して一括管理ができることから、設備等の予算面において効率的に対応できる一方で、食数が多いことから、台風時などの急なトラブルや予定変更に対して迅速な対応がとりにくいということでもございました。

また、自校方式におきましては、災害時に学校が避難所としての拠点となった際には、給食室において炊き出しなどの対応が可能となる一方で、設備等の予算面におきまして1校ごとの対応となるため、センター方式と比べますと経費が大きくなるといったことでもございました。

これらのことから、それぞれの方式のメリット・デメリットを踏まえた上で、本市の実情に応じた方式を選択し、他の事業との兼ね合いや優先順位を判断しながら検討を重ねていくことが重要であると改めて認識したところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

市長はきのうの答弁の中で、子育てと子供の成長を支える食育は大切、亀山市の特色としての小学校の給食を堅持しているとおっしゃっていたと思います。

中学生も小学生と同じように心も体も大きく成長する大事な時期です。今後、小学校のような給食を亀山中学校、中部中学校で実施するおつもりはあるのでしょうか、市長にお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

きのうも福沢議員のお尋ねにお答えをさせていただきましたが、子育て支援の中での学校給食に

ついて、子育てと子供の成長を支える極めて重要な分野であろうというふうに認識をいたしておりますし、私どもも教育委員会として最善の努力を重ねて今日に至っておるというふうに考えております。また、さまざまな教育・子育て支援の施策の中で、当然、学校給食だけではなくて、さまざまな課題を抱えておりますので、総合的な施策の判断が必要であろうという認識をいたしておるところでございます。

今後そういう考え方を市長は持っているのかということではありますが、今日まで、先ほど教育委員会が答弁をいたしました、さまざまな取り組みを現在進めてきておるところであります。また、この2月に市内の中学生を対象にアンケートを実施して、その今分析を行っておるというところでございます。

いずれにいたしましても、前期基本計画期間中にしっかりと多面的な検討を行う上で、今後の後期基本計画の中でどのようにしていくのかということの総合的な政策判断が必要だというふうに認識をいたしておるところでございます。

いずれにいたしましても、亀山市の小学校給食も非常に特徴のある自校方式を堅持した取り組みを進めてまいりました。ぜひ堅持をしていきたいというふうに思っておりますし、きのうも福沢議員がおっしゃっていただいた、小学校と中学校は違うんだということも、背景があるかというふうに思っております。そういう亀山市としてどうあるべきなのかということについては、教育委員会のさまざまな多面的な検討をしっかりとした上で、総合的な政策判断をする必要があるという認識を今持たせていただいております。

#### ○議長（小坂直親君）

中島議員。

#### ○2番（中島雅代君登壇）

最善の努力をして、多面的な検討と多分3回おっしゃいましたけれども、総合的な政策判断をするとのことでしたが、12月17日の教育民生委員会の中で、教育委員会のほうから短期的な目標を持って検討はしていないとの答弁もございました。市民は、いつまで検討するのか、このまま後期基本計画でも検討し続けるのではないかと疑問に思っております。早期実現に向けて全庁的な位置づけ、見きわめを具体的な目標を持ってお願いいたします。

それでは次に、公共施設の安全性について取り上げさせていただきます。

3月6日の服部議員の代表質問の中でも、公共施設の耐用年数が過ぎているものが多くあるとの指摘がございました。私も以前より不安に思っていることがございますので、質問させていただきます。

市役所など、昭和56年以前の建築基準で建てられた建物については、法改正後、耐震強化がされたと思います。耐震化工事の済んでいるところでは、建物の外側に大きな鉄骨がついておりますけれども、天井ですとか床ですとか、耐震強化が目に見えないところでは、耐震化の工事等は対策は済んでいるのでしょうか。

以前から市役所に来るたびに、今ここで地震が起きたら、天井は落ちてこないのだろうかと不安に思っておりました。市役所等の施設、学校、保育園等についてそれぞれお伺いいたします。

#### ○議長（小坂直親君）

落合総合政策部次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

市の本庁舎につきましては、全ての棟が建築基準法の耐震基準が改正された昭和56年以前に建築されておりますが、平成18、19年度におきまして耐震補強工事を実施しており、基準はクリアしております。

議員ご質問の庁舎の天井、床等の安全性についてでございますが、柱やはりなどのように、構造体の一つである床につきましては、耐震補強工事を実施したことによりまして、揺れによって床にかかる力が軽減されるため、安全性を高めております。

また、本庁舎は鉄筋コンクリートづくりでございますが、床のコンクリートについても鉄筋が入っておりますので、床がそのまま落下するというふうなことはございません。

次に、天井でございますけれども、ふだんから目視による点検を行っているところでございます。特に天井のモルタル部分につきましては、雨漏り等が原因で劣化するということもございますので、屋上については防水工事を実施しておりまして、外壁塗装も実施しておりまして、劣化の防止に努めているところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

学校施設の耐震対策でございますが、まず構造体の耐震性につきましては、これまでもご報告申し上げておりますが、補強工事や改築工事により全施設が耐震性を確保しております。

ご質問の小・中学校における施設の点検状況でございますが、天井、窓ガラスのほか、構造体以外の外壁、内壁、照明器具、棚など、いわゆる非構造部材の耐震に関する点検につきましては、平成25年度に業務委託により点検を実施いたしております。

また、各学校におきましては、定期的に施設の安全点検を実施するとともに、棚の固定など軽微なものにつきましては随時実施しており、常に施設の安全確保に努めているところでございます。

○議長（小坂直親君）

伊藤健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

公立保育所、認定こども園及び幼稚園におきましても耐震性を確保しております。

また、窓ガラス等につきましては、既に飛散防止フィルム等により安全対策を実施しているところでございます。

また、天井のモルタルにつきましては、公立の保育所等にはございません。全て平家建ての建築物となっておりますが、2階建て以上の建築物に比べますと、建築部材等の落下リスクは低いかもしれませんが、議員ご指摘のように、安全対策には十分な配慮が必要であると認識しております。

今後におきましても、以前から実施しております建築士の資格を有する職員による目視点検などにおきましても十分に留意しつつ、必要に応じて修繕等の対策を行ってまいりたいと存じているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

ありがとうございます。対策というか、きちんと点検もされているということで、少し安心をいたしました。

この質問させていただいたのも、ことしの2月8日に岡山県倉敷市にあります公立小学校の教室で、天井のはり部分に塗られた重さ50キロものモルタルが落下をしたという事故が起きたという報道がございました。当時、子供たちは体育の授業中で教室にはおらず、けが人はなかったということでした。この報道を聞きまして、亀山市でも同じことが起こらないかと心配になったわけでございます。

鉄筋コンクリート製の学校の耐用年数は財務省の基準で47年、この倉敷市の小学校では、1973年の完成の学校で築46年ということになります。これでほぼ耐用年数が来ているということになります。耐用年数が過ぎていけばもっと危険度が増すことになると思います。

倉敷市の学校では、2016年に行われた3年に1度の点検で異常がなかったそうです。亀山市の施設でも、先ほど点検のほうはきちんとしているということでしたので、安心をいたしました。

さらにお伺いいたします。

きのう、尾崎議員の一般質問で、学校、保育園等の教室で強化ガラスや飛散防止フィルムの設置状況がありましたけれども、特に避難所になる各体育館ですとか、ガラス面の大きいあいあいなどの対策についてお伺いいたします。

**○議長（小坂直親君）**

草川部長。

**○教育部長（草川吉次君登壇）**

昨日の尾崎議員の質問に対してもお答えいたしました。窓ガラスの飛散防止対策といたしましては、飛散防止フィルムの設置がでございます。学校施設におきましては、小・中学校校舎の窓ガラスの一部に飛散防止フィルムを設置したり、学校用強化ガラスを設置しておりますが、体育館につきましては、西小学校の体育館以外は現在未設置となっております。全ての施設において強化ガラスであるとか飛散防止フィルムを設置できている状況にはございませんので、今後、校舎改築などには学校用強化ガラスを使用いたしますが、既存校舎への飛散フィルムの設置につきましては、学校全体の老朽化対策の中で、あわせて今後検討してまいりたいと考えております。

**○議長（小坂直親君）**

井分健康福祉部長。

**○健康福祉部長（井分信次君登壇）**

議員お尋ねの総合保健福祉センターあいあいの窓ガラスについてでございますが、出入りをする、例えば自動ドア、浴場の引き戸、ふれあいリビングからふれあいガーデンへの出入り口の折り戸には強化ガラスを使用しております。

また、一部窓ガラスには飛散防止フィルムを張り、安全確保に努めているところでございます。

**○議長（小坂直親君）**

中島議員。

**○2番（中島雅代君登壇）**

ありがとうございます。

先ほど例に挙げました倉敷市のように、地震等がなくても事故が起こる可能性があります。子供

たちや市民、職員が安全に生活や仕事ができるように十分な配慮・対策をお願いいたします。

では続きまして、職員体制についてお伺いいたします。

平成31年度の施策及び予算編成方針の中で、市長より、市民力、地域力の活性化についてご説明がございました。前回質問させていただきましたが、亀山の地域性や亀山に住む人々の特性を生かせる希望を感じる施策だと思っております。しかしながら、まちづくりのプロではない市民に予算だけをつけて、あとは地域の特色でという、ある意味好きに使っていいよという丸投げになってはいないでしょうか。

市民が地域のためにやろうとすることに予算をつけて、後押しをしていくということは大変有意義なことではございますが、それだけではやはり難しいと思います。まちづくりにはお金だけでなく、人が重要でございます。市が市民と協働するには、市の職員が多様な市民の思いを酌み取り、陰になりひなたになりしっかりと支えていくこと、そして絶えずつながりを持っていくことが大切だと思います。それには、実際に仕事をする職員にかなり高度なコミュニケーション能力と市民との信頼関係が必要なのはわかりいただけますでしょうか。

国の所管事項の動向によりますと、2040年には行政の業務は増加、職員数は減少となる傾向にあるそうです。国家公務員の定年は段階的に65歳に引き上げる方向でもあるそうです。ということは、職員は少なく、しかも平均年齢は上がります。仕事自体は熟練されるかもしれませんが、総体的に若い職員が減り、若い市民の声が反映されにくくなるのではないかと懸念をしております。部署にかかわらず、職員の協働に対する意識の向上が求められてくるとは思いますけれども、そういった研修など、市民と協働できる職員の育成についてはどうお考えなのでしょうか。

まずは市が正規職員に対してどういった役割を求めているのかお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

議員ご指摘のとおり、第2次総合計画のまちづくり基本方針の中で、市民力、地域力が輝くまちづくりを推進するに当たりまして、亀山市人材育成基本方針において、6つの求められる職員像を位置づけております。

その内容は、市民と地域の持つ力を生かし、地方創生に真正面から取り組むことや、まちの魅力や価値を高め、選ばれる都市を目指して取り組むこと。また、コミュニケーション、スピード、透明性を基本として意識改革に取り組むことなどでありまして、こうしたことが正規職員に求められる役割であるというふうに認識をしているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

そのために、何か研修等されておりますでしょうか。具体的にお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

職員研修につきましては、先ほど申し上げました人材育成基本方針の中で求められる職員像の実

現のため、職場研修と職場外研修、自己啓発、この3本柱として進めているところでございます。

職場研修につきましては、実際の実務を遂行する上で必要な能力、知識等を身につけるもので、例えば、新規採用職員に対しまして、職場内に監督者と指導担当者を選任し、指導育成を行う新規採用職員の指導担当者制度や、ごみ収集等、市民と接する第一線で職場体験を行います年末特別清掃などがございます。

次に、職場外研修といたしましては、職階層や担当業務に応じて必要となる知識を習得するためのもので、三重県市町総合事務組合による経験年数に応じて必要とされる業務遂行上の基礎知識を身につけるための階層別研修や、多様な行政課題に対応するためのマネジメント研修、コンプライアンス研修、働き方改革研修などがございます。

3つ目として、自己啓発につきましては、みずから能力を高める意識を向上させるためのもので、公務遂行能力の向上に資するための資格取得に対する助成制度でありますとか、自主研究グループへの助成などがございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

たくさん研修をしていらっしゃるんですね。

でも、職員に多くを求めるだけではいけませんので、職員の本来の職務がきちんと遂行できるように職員への負担の軽減が必要かと思います。そのために、非常勤職員、臨時職員が配置されておりますけれども、まずは非常勤職員、臨時職員の人数、年齢構成や勤務年数についてお伺いいたします。

また、定年はありますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

非常勤職員などの非正規職員の総数でございますが、平成31年1月末時点において566人でございます。この方々は、福祉、教育などのさまざまな分野において約60の職種で構成をされております。

職種別で見ますと、保育士が最も多く88人で、次に事務補助員の81人、続いて介助員の70人となっております。

また、年齢構成につきましては、40歳以上の職員が全体の約8割を占めております。

また、全体の約半数の職員が5年以上在籍をしております、長期間にわたって多様な業務に従事をしていただいているところでございます。

また、非常勤職員の定年につきましては、定めがないところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

それでは、非常勤職員、臨時職員さんにはどんな役割を担ってもらっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

各所属に配置をしております非常勤職員には、多様化する行政需要に対応するため、福祉、教育などさまざまな分野において、正規職員の業務補助を行っていただいているほか、専門的な知識経験を要する業務などにも従事していただいております、公務を効率的かつ効果的に遂行する上で重要な役割を担っていただいております。

今後も、さまざまな職場において個々の能力を十分発揮していただくことで、行政サービスの充実に貢献していただくことがその役割であると認識をしているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

それでは、そのために非常勤職員、臨時職員さんたちに研修等は行っていらっしゃるでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

非常勤職員の研修につきましては、職場研修としまして、配属先において業務を遂行する中で必要な知識を習得していただいているほか、職場外研修といたしまして、本人の申し出に応じて、ICT情報処理研修など、三重県市町総合事務組合の実施する研修を受講していただいております。ちなみに昨年度でございますが、税務研修とICTのエクセル研修をそれぞれ1名ずつ受講いただいているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

非常勤職員、臨時職員でも受けられる研修があったんですね。

私、市役所と学校で臨時職員と非常勤職員、両方経験いたしましたけれども、どちらも特に研修はなく、引き継ぎがあっただけでした。基本的な方針ですとか目標、求められる役割など、本来仕事するに当たって必要であろうレクチャーは特に示されず、ただ日々の業務を割り当てられるというものだったと思います。特に学校では同じ業務をする人はほかにいなかったもので、引き継ぎ事項以外は自分で仕事を探す状態でした。

これでは、私のような状態では、同じ職種であっても業務内容や業務の質にばらつきが出てきてしまいますし、行った仕事に対してこれでいいのかどうかという判断も確認もできません。特に、正規職員の補助という役割でありますので、業務の質にばらつきがあれば、正規職員にも負担がかかってきます。少なくとも研修があれば、事務のスキルであったり、接遇、そのほか業務に関するスキルに不安のある方も安心して働けるのではないのでしょうか。

一定の業務指針が示されていれば、正規職員も指示を出しやすいと思います。正規職員と同じ情報を共有するという意味では、一緒に会議等に参加することもよいのではないのでしょうか。

正規職員の仕事を補助して市民サービスの最前線で働くためには、個人の能力に頼るだけではなくて、部署にかかわらず仕事をする力を上げていく、そして合理的な体制をきちんと整えていくということが必要であると思います。全員が仕事の一定レベルを担保することで安定した仕事ができると考えております。非常勤職員及び臨時職員側からしても、やりがいやステップアップのきっかけになるのではないかと考えております。

それから、非常勤職員及び臨時職員の賃金についてお伺いいたします。

現状は賃金はどのようになっているのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

本市におけます非常勤職員の処遇につきましては、任用を行う職種に応じ、19の区分に分けて賃金単価の設定を行っているところでございます。地方公務員につきましては、地方公務員法第58条の規定に基づいて、最低賃金法の適用は除外されているところではございますが、毎年三重県の最低賃金の改定に準じて見直しを行っているところでございます。

また、今後におきましては、法改正によりまして、平成32年4月から会計年度任用職員制度が導入されますので、これによりまして期末手当の支給等も可能になるということでございます。このようなことから、亀山市定員適正化計画との整合を図りながら、非正規職員のあり方や勤務条件、処遇等については、さらに検討を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

現在の亀山市周辺のパート・アルバイトの平均時給はおよそ1,000円程度であるかと認識しております。

今の最低賃金というお話がありましたけれども、今の賃金では、仕事を選ぶ際にほかの仕事と比べて魅力を感じにくく、いずれ退職者、先ほど40歳以上の方が8割以上というお話でしたけれども、退職者と新規採用者のバランスが崩れていくと思います。そうすると、人手不足で市民サービスの低下を招きかねません。

それに、現在勤務されている非常勤職員、臨時職員の皆さんの中には、業務に精通されて素晴らしい働きをされている方もいらっしゃいます。昇給もなく、低賃金で働かせ続けるというのは時代にそぐわないと思います。非常勤職員及び臨時職員の生活の安定のため、人材確保のための賃金の見直しも必要になると思います。

賃金はもちろん、正規職員、非常勤職員、臨時職員のあり方についても見直す時期に来ているのではないのでしょうか。市民サービスの増加、そして人員不足で疲弊をする前に、今あるもの、これからつくっていくものの効率化、有効活用をすべきだと思います。きちんと研修を行って仕事の意義と目的を伝え、業務スキルをつけていただいて、仕事に見合った賃金を出す。そういった当たり前のことで、今の非常勤職員、臨時職員の持っている高い能力を最大限に生かすことができ、今まで市の仕事に興味のなかった方も、職業選択の一つとして選ぶことができるのではないのでしょうか。

さらには、市の仕事を通して、市の事業への情報も入りやすくなって、市長のおっしゃる市民一

人一人がみずからのまちに関心を持ってかかわっていくという市民力というものも伝わりやすくなるのではないかと思います。市役所の内部から亀山市全体を変えていくという考えを持ってもいいのではないのでしょうか。

最後に見解をお伺いしてもよろしいでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

全体の見解ということでよろしいですね。

まず研修につきましては、議員おっしゃられるように、各所属において職場外研修ということが実施をされますが、やはり周知の問題で、今ご質問でもありましたように、しっかり周知をしていかななくてはならないということの一つ感じたことと、やはり非常勤職員さん全体での研修というものも必要ではないかなというふうに認識をしたところでございます。

それと、賃金の問題につきましては、先ほどご答弁いたしました、やはり見直しの時期に、これはもう国・地方ともあわせて見直しの時期に来ておりまして、会計年度任用職員というものがそれに資する制度にならなくてはならないというふうに強く認識をしておるところでございます。

最後に、非常勤職員さんが市役所で働いていただくメリットというか、これは働くことによって、非常勤職員さんもいろんな、例えばICTの技術でありますとか、研修を受けてさまざまなスキルアップがなされて、その非常勤職員さんが1段成長されるということも、働いていただく上には重要なことでありまして、それと市民生活の中で事業をやっていく上で、働きがいというか、そういうものも身につけていただくことが今後重要であるというふうに強く認識をしたところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

それでは最後に、鳥獣被害対策についてです。

10月に初当選をさせていただいて、本当によく言われたことは、猿が庭に出て困る、イノシシに畑を荒らされて困っているということです。ちょうど秋の実りの時期でしたので、皆様本当に切実な声でした。

これから春を迎え、規模はそれぞれ違いますけれども、大変な労力を使って作物をつくっていらっしゃる方がたくさんいらっしゃいます。農業をなりわいとしていらっしゃる方は、生活に直撃する大問題ですし、先祖代々の土地を守っていらっしゃる方には、仕事としてだけではなく、家族の思いも背負っていらっしゃいます。

私の住む地域では、それぞれの家庭でとれたお野菜ですとかお米を持ち寄って、お寺ですとか地域の行事の際に奉納したりですとか、炊き出しをしたりしております。その際に、その中で上手な野菜のつくり方など情報交換をして、ご近所とのコミュニケーションツールにもなっております。それは生きがいでもあります。そんな大切なものを収穫を前に奪われてしまう、そんな悔しいことはございません。

まず資料をごらんください。1枚目です。

平成25年の鳥獣被害の状況と平成27年の状況を比べてみました。これは三重県農業研究所が実施した獣害アンケートをもとに作成したものです。

1枚目は猿の被害ですね、被害の程度が大きいという地域もふえていますし、甚大であるという地域も出てきています。

2枚目になります。こちらはイノシシです。こちらにも大きな被害があるという地域がふえてきています。

そして3枚目、最後は鹿です。こちらは今まで被害がなかった地域にも被害が出てきています。

27年の資料では、ほとんど被害被害のない緑色になっている川崎地区でも、今は6頭の鹿がすみついていて、作物の新芽を食べてしまっていて収穫ができなくなったという事例も聞いております。

猿、イノシシ、鹿、どれも明らかにふえております。

まずはこの現状についてお伺いいたします。

平成25年度から27年度にかけてふえた理由は何か考えられますでしょうか。

それから、この27年度以降も被害のほうはふえているのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

被害がふえた理由ということで、まずご答弁させていただきますけれども、議員が先ほど資料で出していただきましたとおり、市内の獣害被害の傾向ということでございますけど、ニホンジカにつきましては、やはり山間地と河川区域、イノシシは丘陵地、ニホンザルは山間地から市街地への被害がふえてきておるといところでございまして、具体的に申し上げますと、ニホンジカにおきましては川崎地区や白川地区、さらに野登地区の辺法寺まで今回新たにきておりますし、イノシシでは神辺地区、昼生地区まで広がってございます。ニホンザルでは神辺地区、亀山南部地区で被害が広がっておるといような状況でございまして、被害金額につきましては横ばいではございますけれども、被害区域は拡大していつておるといような状況でございます。

その理由でございましてけれども、やはり耕作放棄地の増加というのも上げられると思いますし、それらに対応していくということで、猟友会によります害獣の捕獲ですね。それとか、小型の動物用捕獲おりの貸し出しもして、捕獲に努めておるところでありまして、被害金額の減少に努めておるといところでございましてけれども、現状として抑え切れていないといところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

国では鳥獣被害対策実施隊という事業を行っております。これは亀山にも設置されているそうなんですけれども、概要を説明していただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

亀山市鳥獣被害防止計画に基づきまして、鳥獣被害対策実施隊を設置してございます。これは平成24年7月に設置をしておりまして、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、アライグマ、ヌート

リアなどを対象といたしまして、被害防止のための捕獲の啓発や侵入防止柵の設置、集落における防除対策に対する指導助言など、獣害被害を減らすことを目的としておりまして、市の獣害担当者を中心として6名で現在構成しております。

具体的な取り組みといたしましては、先ほども触れましたけれども、害獣の追い払い、三重県と連携した侵入防止柵の効果的な設置の指導、また出前講座によりまして、地域への啓発、知識の普及等を行っているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

それではお伺いいたします。

農作物の被害に遭われた方に対する補償ですとか補助等は何かございますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

農作物等の被害に対します補償でございますけれども、基本的に市からの補償はないところでございます。

一方で、三重県農業共済組合が推奨しております水稻、麦の農作物共済、及び大豆は畑作物共済でございますけれども、これに加入をいただきますと、水稻、麦、大豆といった特定作物につきましましては補償がございますので、こうした制度を活用いただきたいと思いますと考えてございます。

なお、ほかの作物につきましては、補償制度がないのが現状というところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

それでは、何か対策をするに当たりまして補助等はございますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

補助という制度でございますけれども、まず鹿、イノシシにつきましては農地への防護柵、電気柵の設置が有効でございますので、市におきまして材料費の一部補助を行っているところでございます。

そのほか、猿対策といたしまして、追い払い用の花火の配布をさせていただいておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

被害は農作物だけではありません。普通に生活している中で、猿やイノシシに不用意に出会ってしまう危険性もございます。

農作物以外の通学路であったり、対人の被害に対する取り組みなどはあるのでしょうか、お伺い

いたします。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

人に対する対策ということでございますけれども、まず昨年度、幼稚園、保育園の近くにも猿が出没してくるというようなことがございますので、園の園長を対象といたしまして、担当のグループから花火での追い払い等についての説明をさせていただいたということもございます。

また、集落ぐるみで獣害対策に取り組んでいただくということは非常に効果的でございますので、専門的知識を持つ県職員の方にも出席をいただいて、出前講座を開催して、いろいろな話をさせていただいておりまして、実際ご紹介させていただきますと、関南部地区では住民の方で話し合いをしていただいて、わなによる鹿、イノシシの駆除、また集団での追い払いをしていただいて、効果も上げていただいておりますし、ほかにも地域で大型おりでの捕獲とか、地域見回りによって位置の確認を行った上でおりを設置して捕獲というような獣害対策に取り組んでいただいておりますので、今後につきましても地域、鈴鹿農協とも連携を図りながら、継続して獣害対策を進めてまいりたいと考えておりますのでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

いろいろ利用できる取り組みがわかりました。

年々鳥獣害被害がふえてきております。今後は鳥獣被害対策の担い手を育成することも必要となってくると思います。鳥獣被害対策の担い手を育成することは、安心して農業することにもつながり、農業の担い手の確保にもつながっていくと思います。

それから最後に、平成28年の7月1日号の広報で鳥獣被害対策の特集が組まれて、大変わかりやすく載っておりました。最近の特集が組まれておりませんので、また新たな方法等あるかと思っておりますので、広報だけに限らず、市民に丁寧に知らせていただければと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

2番 中島雅代議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時47分 休憩）

---

（午後 1時00分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番 森 英之議員。

○3番（森 英之君登壇）

森 英之でございます。

まず、けさ少し外を歩きますと、ウグイスの鳴き声が耳に入ってまいりました。春の季節を感じ

るきょうこのごろですけれども、先日亀山中学校の卒業式に出席をさせていただきました。私の母校でありまして、34年ぶりの出席ということで、年齢がばれてしまうところではありますが、非常に厳かな式で、4人の卒業生がそれぞれの感謝の気持ちを述べる非常に感動的な式でございました。

それを感じたときに、やはりご家庭、保護者も当然なんですが、学校側あるいは地域が一生懸命子育て、あるいは子供のために支援をする、そういう環境をつくっていく、その重要性を改めて感じたところでもあります。私もそのようなことを感じつつ、一般質問をさせていただきたいと思えます。

そうしましたら、通告に従い、4点絞らせていただいております。順に質問をさせていただきたいと思えます。

まず、私が所属しています労働組合を通じてでも、交通安全の活動に携わってまいりました。先日、2月22日に行われました交通安全対策会議、初めて傍聴させていただきました。そこで、交通事故の現状、65歳以上の高齢者が関与した事故が27.3%発生しているという報告がございました。

東洋経済の都市データパック2018年版によりますと、亀山市は県下の自治体の中でも、この1世帯当たり自家用車保有台数は1.67台ということで、いなべ市の1.90台に続いて2位ということになっておりまして、自家用車は日常生活の上でなくてはならないものという現状がよくわかるということになります。

そのような中で、高齢者による人身事故発生状況、それから自動車運転者についての状況をお聞かせください。

また、18歳以上の免許保有人口に占める割合等を教えていただけますでしょうか。

**○議長（小坂直親君）**

3番 森 英之議員の質問に対する答弁を求めます。

久野危機管理監。

**○危機管理監（久野友彦君登壇）**

交通安全対策、そのうち高齢者の状況についてご報告させていただきます。

まず、高齢者の運転免許証状況についてでございますが、亀山市内の高齢者の運転免許証の保有状況について、亀山警察署にお聞きしましたところ、平成30年12月末で65歳以上74歳までは人口が6,588人、このうち運転免許証保有者数は5,919人で約90%であり、75歳以上の人口は6,494人、このうち運転免許証保有者数は2,862人で約44%とお伺いしております。

次に、高齢者の交通人身事故状況についてでございます。

平成30年中の亀山警察署管内の交通人身事故件数は88件であり、このうち高齢者が関連する事故件数は25件であり、約28%と伺っております。

また、三重県内での平成30年中の交通事故死者数は87人であり、このうち高齢者の死者数は57人で約65%を占める割合でございます。

**○議長（小坂直親君）**

森議員。

**○3番（森 英之君登壇）**

そのような状況の中で、やはり高齢者の交通事故対策ということで免許返納ということが今奨励

されている状況かと思えます。

高齢者交通事故対策の一つとしての免許返納の状況を教えていただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

久野危機管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

高齢者の運転免許証自主返納者数についてでございます。

直近5年間の推移を申しますと、平成26年は53件、平成27年は56件、平成28年は63件、平成29年は166件、平成30年は138件であり、平成29年度から運転免許証自主返納者数が急激に増加している原因は、高齢運転者対策としての道路交通法が改正されたことが原因と伺っておる次第でございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

運転免許返納がここ2年ほどで急激にふえてきているということでございます。

高齢者の方の運転免許返納というところも、事故対策というところでは非常に重要かと考えております。加えて、この返納された方々が地域の公共交通を利用するといいますか、その環境を整えるということも非常に大事かというふうに思っておりますが、それに加えて、今少しずつ普及されつつあります安全サポートカー、ありますね。その安全サポートカー、こちらは高齢者の方のひきこもり対策としては非常に有用でないかというふうに考えておるところでございます。

この安全サポートカーを購入するに当たって、例えば助成をすとか、そのような考えはございませんでしょうか。私は非常に有用だと考えておるんですけども、見解をお願いいたします。

○議長（小坂直親君）

久野危機管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

まず、高齢者の運転免許証自主返納について、ご報告、ご説明させていただきます。

高齢者の方の交通事故が増加していることなどから、警察といたしましては、高齢者の方の運転免許証の自主返納を進めており、この際には申請により運転経歴証明書を発行することができるようになっております。この運転経歴証明書とは、市役所などでの何らかの申請をする際に身分証明書として運転免許証を使用されていた方のこれにかわる身分証明書として使用できるのが運転経歴証明書でございます。この運転経歴証明書は、高齢者の方が運転免許証を自主返納した際に警察署などで発行することができますが、1,100円の手数料が必要となっておりますのでございます。

次に、この運転経歴証明書所持者への優遇措置といいますか、そのコミュニティーへの参加としまして、亀山市といたしましては、乗合タクシー制度を実施させていただいておるところでございますが、この運転免許証自主返納者への利用拡大が図られるように乗合タクシーのほうも制度化しておるとおるところでございます。

次に、ご指示がございました安全運転サポートカーについてでございます。

自動車の交通事故を防ぐことを目的に、自動ブレーキなどの先進安全技術でドライバーの安全運転を支援してくれる車のことを安全運転サポート車といい、これの愛称がセーフティーサポートカ

一で、高齢運転者に限らず、全ての運転者の交通事故防止に貢献する自動ブレーキを搭載した車両のことを指しております。また、高齢者運转向けの安全運転サポート車の愛称は、セーフティーサポートカーSと呼ばれ、自動ブレーキ、ペダル踏み間違い時加速抑制装置、車線逸脱警報装置などの安全運転支援機能が搭載されている車両を指しておるところでございます。

議員ご提案の高齢者向けのセーフティーサポートカーSの購入の際の補助については、他市町の状況などを勘案しながら、今後研究してまいりたいと思っておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

他市町の状況を含めてというところなんですけど、なかなか、今、先ほどおっしゃっていただいたセーフティーサポートカーSの助成というところは少ないわけなんですけれども、私としましては、非常に、まだまだ高齢の方でも元気な方はいらっしゃいますし、引きこもり対策というところではこの衝突防止が機能としてついている車というのは非常に有用かと考えております。

その地域公共交通の利便性向上ということも当然必要なんですけど、横断的な高齢者の交通事故対策というところでは少し検討していただければというふうに思っておるところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、高齢者の方の事故対策というところでは、例えば歩行者の安全対策ということも非常に重要かと思っておるところでございますが、何か行政側等で対応していることがありましたらお教えください。

○議長（小坂直親君）

久野危機管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

いわゆる高齢者の歩行に伴います安全対策といたしましては、1つには夜光反射材があると考えておるところでございます。夜光反射材につきましては、たすき、手首・足首に巻くもの、帽子や靴に張るもの、反射材つき手袋など、さまざまな夜光反射材が販売されておるところでございます。交通事故を減少させることを目的に、亀山警察署、亀山地区安全協会、亀山市などが中心になり、春夏秋冬の四季の交通安全運動を実施しており、スーパーなどの多くの方が寄られるところで啓発活動を行っておるところでございます。これら啓発活動の際の啓発品として、今年度も夜光反射材を各啓発運動箇所にて配布したところでございます。これからも、このような交通事故防止のための交通安全運動や防犯対策啓発運動の際には、このような夜光反射材の啓発用品を配布していきたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

夜光反射材という話がありました。こちらは、決して安価ということは申せませんが、それなりの対策としてかなり有効なものだと思っておりますので、例えばまちづくり協議会とか、高齢者の方がお集まりになる場所等での配布とかもご検討いただいて、また高齢者の方自身も、交通事故対策をご自身でしていただくというところの意識高揚といいますか、そこにつなげていただきたいというふうに思っておるところでございます。

続きまして、通学路の交通安全対策についてというところで質問させていただきたいと思います。通学路の交通安全対策としまして、通学路の危険箇所の対策、これはどのようになされているのかお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小坂直親君）

草川教育部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

児童・生徒の通学路の交通安全対策についてでございます。

通学路の安全対策の仕組みといたしまして、本市には通学路交通安全プログラムといったものがございます。このプログラムでは、地域、PTA、各学校からの要望を市PTA連合会が取りまとめ、教育委員会へ要望書を提出した後、その内容につきまして、地域の代表、PTA、学校、国・県及び市の道路管理者、警察、教育委員会、その他、市の関係部署が連携しまして要望箇所の情報共有と合同点検の実施を行い、それぞれの所管において必要な対策を講じ、通学路の安全対策につなげるものでございます。

具体的には、毎年6月下旬に市PTA連合会からの要望書の提出がされ、7月に道路管理者などの関係者による連絡会において要望箇所の確認を行った後、8月に関係者による現地の合同確認を実施いたします。そして、年度内に教育委員会におきまして関係機関の対応を取りまとめた後、速やかに市PTA連合会へ回答するとともに、ホームページにおいて対策結果を公表しております。

なお、本年度におきましては53件の要望を受けておりまして、その主な内容につきましては、横断歩道の再表示、歩道の整備、道路の路面表示、信号機設置などでございます。

○議長（小坂直親君）

服部産業建設部参事。

○産業建設部参事（服部政徳君登壇）

ハード面のほうですので、私のほうからご答弁させていただきます。

通学路の安全対策の仕組みとしては、先ほど教育部長よりご答弁させていただきました通学路交通安全プログラム方針に基づき、学校、PTA、警察、各道路管理者である国・県・市により通学路を合同で現地確認を実施させていただいており、危険箇所の状況把握を行っております。

その上で、修繕工事の実施状況を通学路安全対策関係者連絡会において、教育委員会に報告をいたしておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

そのような連携をとっていただいて対策をしていただいているというところではございました。

その53件、6月等から実施される安全プログラムの中で53件の要望があったということですが、この通学路の中では、例えば歩道の脇には当然溝といますか、側溝があります。側溝の、まだふたがされてない箇所が見受けられます。この側溝というのは、やはり転落ですとか、増水時ですと、例えば、これから4月になりますと、また小学生の1年生のお子さんが新たに小学校に通うということになりますと、小さなお子さんですと落ちてしまう、はまり込んでしまう、あるいは増水時でいきますと流されてしまう危険性もあるということがあろうかと思っておりますので、で

きましたらその点検のときに、また側溝のふたがされていない箇所等もあわせて点検をしていただけるといいかなあと考えてございますので、その点をあわせてお願いしたいと思います。

その中で、交通安全対策ということの一つとして、亀山の東小学校区域にはゾーン30というエリアが設けられているというところでございます。

画像のほうをお願いできますでしょうか。

これはそのゾーン30の入り口、横断歩道等に表示されているものになります。

もう一つ映像を出していただけますでしょうか。

これは、ちょうどそのゾーン30のエリアを出るところになるんですが、ここまでという標識が、この左の電柱の真ん中あたりに掲示されているのがここまでという表示になっているものでございます。

こちらのゾーン30のエリアを設けられた意義、目的を教えてくださいませんか。

○議長（小坂直親君）

服部産業建設部参事。

○産業建設部参事（服部政徳君登壇）

目的をご説明させていただきます。

速度規制は個々の道路によって実施するのが一般的ですが、ゾーン30では区域を定めて速度規制を実施することで、対象区域内道路に最高速度30キロメートルの速度規制が適用されることとなることから、歩行者等々の安全対策を講じているものでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

そのゾーン30、亀山ではまだこの東小学校エリアだけかと思いますが、このゾーン30設置の効果の検証などはできていますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

服部産業建設部参事。

○産業建設部参事（服部政徳君登壇）

本町地内のゾーン30の設置後の検証ということでお答えさせていただきます。

平成30年7月より本町地内で実施されましたゾーン30設置後の検証につきましては、亀山警察署に確認させていただきましたが、設置後1年間の通行速度計測と交通事故件数の把握を行う予定があると伺っております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

1年間の検証が必要ということでございますが、このゾーン30の設置の意義とか、これは広報で周知されていたと思います。ただ、やはりまだ認識が至っていないのかなというふうに感じておるところでございますので、この意義等も含めて、さらにその周知をしていただくという形でお願いしたいと思います。

このゾーン30の新たな設置の検討はありますでしょうか。それをお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

服部産業建設部参事。

○産業建設部参事（服部政徳君登壇）

今後の拡大につきましても、本町地区以外で自治会及びまちづくり協議会などで周辺地域全体の合意形成が図られた要望であることがまず大前提であると伺っております。今後も設置エリアの拡大は検討するとお聞きしております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

例えば、高齢者の方が多い地区ですとかそういうところに対しても、このゾーン30というのを設定というのは非常に有効かと思しますので、またその点を含めて、いわゆる小学校の通学エリアだけに限定されずに、その点を踏まえてご検討いただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

そうしましたら、続きまして、公道における樹木等障害物への対応についてということで質問をさせていただきたいと思っております。

この冬は非常に暖かい日が続きましたが、皆さんの記憶には新しい大市の初日の日ですかね、非常に大雪となりました。これは重たい雪が公道沿いの樹木にかかりますと、車の走行を妨害するような事態になったりすることもございます。非常に通行に支障が出る場合には、市の職員の方々がパトロール、巡回する等をして障害物を取り除いていただいているということかと思っております。また、去年は台風も多く上陸したこともあって、これが非常に通行障害ということが多くございましたということもございます。

そこで質問させていただきたいんですけども、まず、市道野登白川線の住山道野交差点の間の画像をまず1つ目、お願いします。

これは、市道野登白川線の住山道野交差点の間の道でございます。少し見にくいかと思っておりますが、右手を見てもらいますと、木々が道路上に寄りかかっているということがわかっていただけるかと思っております。

続いての映像をお願いします。

こちらが、枝木がもし通行障害等になってございますと、職員の方々が通行に支障のない場所に移動しておいていただいている、そのような写真でございます。このような形で、通行障害が市民の方からの通報を含めてそういうことがございますと、このような形をとっているということでございます。

また、もう一つ映像を出していただけますでしょうか。

これは、実は県道龜山城跡上野町線の一部のところでございます。これは枝木が完全に倒れかかっているところでございます。

もう一枚、出していただけますでしょうか。

これが斜めになって寄りかかっているこの枝木が先ほどの根本から倒れかかっているところでございます。これがたまたま、ほかの木で支えになって落ち込んでいるところは避けられているんですけど、こういう状況が見てとれると、そのような写真でございます。

先ほどの1つ目、2つ目の画像を含めてですけれども、このような状況は亀山市の中では至るところにあるという認識でございます。あと、この枝木が通路側へ出てきますと、例えば枝木の接触を避けてセンターラインを割り込むとかいうこともございますし、対向車の衝突、そういう危険性も増すというようなことが考えられます。

今、この状況について、亀山市としてはどう捉えているのか、見解をお願いいたします。

○議長（小坂直親君）

服部産業建設部参事。

○産業建設部参事（服部政徳君登壇）

道路管理において、個人所有地からの樹木の枝の張り出しや倒木には大変苦慮しているところがございます。道路隣接地、あくまで個人の所有地であるため、道路内への樹木の張り出しがないように個人管理をお願いしているところでもございます。

当市といたしましては、市の広報のホームページの掲載や、土地所有者が限定できる箇所には、市職員から所有者への直接依頼を行っているところがございます。

また、三重県内の他市の状況でもございますが、当市と同様に土地所有者での対応をお願いしていると聞いております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

先ほどのホームページということもございましたが、次の映像をお願いできますでしょうか。

これが亀山市のホームページへのほうへ掲載されております、いわゆる建築限界と言われるものがございます。歩道でいきますと高さ2.5メートルまでのところ、それから、車道でいきますと高さ4.5メートル、このエリアについてはこの建築限界で示すとおり、ここへ張り出すようなことは避ける必要があるということもございます。そのために、皆さんにいわゆる剪定とか伐採をお願いするということをしていただいているということかと思えます。

このように、いわゆる私有地のほうから張り出してくる枝木等もございますが、また今度は公道ですね、市道、県道、国道、ここの街路樹、いわゆる緑化対策等で街路樹が設置されたりしているところもあるかと思えますが、そちらの例えば街路樹等が通行に障害するとか、そういうこともあろうかと思えますが、そのような場合にはどのように処置されていますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

服部産業建設部参事。

○産業建設部参事（服部政徳君登壇）

まず、市が管理しております街路樹のほうでお答えさせていただきます。

亀山市独自の制度としまして、平成24年4月より施行しております道路環境美化ボランティア推進事業がございます。この事業は、市が管理する道路において里親のボランティアによる環境美化活動を支援することで、道路環境に対する市民意識の高揚を図り、市民と市が協働して美しい道路環境の創出を図ることを目的とした制度でございます。この事業に取り組んでいただいている団体は、姫垣外苑クラブほか10団体が現在参加していただいて、市内の道路の環境美化活動を行っていただいております。

また、街路樹につきましては、低木と高木の街路樹を管理しております。低木につきましては、毎年剪定を行っております。高木につきましては、2年に1回、強目の剪定、いわゆる深く刈り込む管理で街路樹の管理を行っているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

ボランティアの方にもお手伝いいただきながら、環境美化に携わっていただいているということでもございました。非常に本当にありがたい話だと思います。

ただ、先ほどの写真にもありましたとおり、木々が倒れかかっているという危険な状況も散見されている中で、非常に通行障害、あるいは通学路に対しても危険が及ぶということも考えられている状況であります。それにつきましては、何か手だてがないのかということで、私もいろいろ調べたり考えたりしたんですけれども、やはり市民の方にも当然その認識はしていただく必要がございますし、そのことを含めて、その対応というのが必要になってきているのではないかとこのように思っています。

その一つが、例えば樹木等の伐採の依頼といいますか、それを速やかに進めるためにも条例等を制定してはどうかというふうに考えたりしました。これが、他市町でなかなか先行でやっているところはないというところでございますが、今の危険を除去するというところに関しては非常に有用かと思っております。これにつきましては、何か考え等ございませんでしょうか。お聞かせください。

○議長（小坂直親君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず、その条例の前に、通学路につきましては、これまでみえ森と緑の県民税を活用させていただきまして、通学路沿いの危険木の伐採、5年間で12カ所でございますけれども、させていただいたところでございまして、ただ、31年度につきましては要望がなかったということから予算計上をしていないところでございますけれども、引き続き現況が森林で通学路であれば危険木の伐採が可能であるということでございますので、また来年度以降は対応ができるというところでございまして、それ以外の公道における全ての支障木への対応を条例でというご提案でございまして、先進事例等は余り議員もないとおっしゃられましたけれども、そういうのも含め、研究をしてみたいと思っておりますのでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

この問題につきましては、例えば街路樹でいいますと、根が大きくなってきますとアスファルトが大きく盛り上がるような現象も起きてきてまして、歩行者のつまずき等の危険にも及ぶような可能性もございまして、そういったところの点検等もしていただいていると思っておりますが、その辺も含めて対応いただきたいというふうに思っているのと、その条例というところに関しましては、例えば、今、空き家が非常に問題になってきますが、同じような状況がこの私有地等、これが亀山市在住で

ある、あるいは亀山市の事業所の方であればいいんですけども、それが遠く亀山市以外にお住まいの方もいらっしゃるかと思います。その方に関しては、なかなか連絡がとれないとか、遠方でこちらへ足を運んでいただけないというようなこともあったりして、なかなか対応は難しいのではないかとこのように思っています。

その点を踏まえて、何か有用な手段はないかなあとということで提案させていただいたんですが、また検討していただければというふうに思っています。

そうしましたら、少し時間の問題がございますので申しわけありません。最後の4番の4つ目のインフルエンザの発症時の対応についてということで、先に質問させていただきたいと思っています。

ことしも、また例年以上にインフルエンザが猛威を振ったということで、市内の小中学校でも学級閉鎖になったということを知っています。ここへ来て終息方向にあるということかと思いますが、先日も鈴鹿市の病院で高齢者の方がお亡くなりになるというようなこともございました。

インフルエンザというのは感染症で、非常に猛威を振ると大変な経済的な損失だけではなくて、学校教育にも影響が及ぶということは十分認識しているところであります。

今、インフルエンザが発症してしまった場合の現状の学校、あるいは未就学児の幼稚園・保育園等の対応、どのように対応されているのか、お聞かせいただけますでしょうか。

**○議長（小坂直親君）**

草川教育部長。

**○教育部長（草川吉次君登壇）**

小・中学校におけるインフルエンザなどの感染症に関する対応でございますが、児童・生徒がインフルエンザにかかった場合は、学校での感染拡大の防止のため出席停止扱いとなります。その後、インフルエンザが完治し、登校する際には、感染のおそれなくなったことを証明する医師の治癒証明書を学校に提出していただいております。

感染症に関しましては、学校保健安全法第19条におきまして、校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、またはかかるおそれのある児童・生徒等があるときは政令で定めるところにより出席を停止させることができると規定しており、同法施行令第6条には出席停止の指示について、さらに同法施行規則第19条では出席停止の期間の基準が定められております。

これらのことから、児童・生徒に対し、感染症による出席停止措置を解除するため、それを証明するための根拠となる治癒証明書の提出を保護者の方へお願いしているところでございます。

**○議長（小坂直親君）**

伊藤健康福祉部次長。

**○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）**

幼稚園につきましては、学校保健安全法施行規則に基づき、季節性インフルエンザによる出席停止期間として、発症した後5日間が経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで、幼児にあっては3日という基準を適用しています。

保育所及び認定こども園につきましても、保育所における感染症対策ガイドラインの適用を受け、発症、解熱から登園まで幼稚園と同じ日数になっております。

治癒証明につきましては、幼稚園、保育所とも学校に準ずる取り扱いとして保護者に提出してい

ただいております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

その感染症というところから、やはり学校側としましても出席の証明をもらうというような、安全面からそのようにしているということかと思えます。

ただ、今おっしゃっていただいた出席停止の期間、発症から5日間、それからなおかつ体温が平熱に下がってから2日以上経過というところが出席停止解除の条件になっているかと思えますけれども、これに関しましては、例えば証明を、発症して小児科あるいはお医者さんに受診をいただいてインフルエンザと診断をいただくと。そこで5日間、あるいは2日間を経過したところで学校へ行く、その証明をもらいに行くということになるんですが、学校へ行く条件が整っているにもかかわらずその出席証明をもらいに行くということがあって、例えば6日間学校を休んで、その後、もう一度病院へ行ってもう大丈夫だという証明をもらいに行く。そうすると、もらいに行くために学校を休む、あるいは保護者の方は病院へ付き添うというようなことが必要になってきます。これはある意味、その教育の機会の損失、あるいは労働機会の損失というようなことを招いているかと思っています。保護者の方、今共働きの方が多いという中で負担になっているということは間違いのないというふうに思っています。

私は、できましたら提案としましては、他市町の状況を含めてなんですが、この出席停止の証明、治癒証明なしに、例えば初診にかかったときにそのようなものを教育委員会等から医療機関のほうにお願いをしてその書面を準備していただいて、それを診断書として出していただく。なおかつその書類には、体温の経過がわかるようなフォーマットを準備していただいて、日々体温を記録する。そのような形をとると、その1枚でインフルエンザにかかったということのお医者さんの証明とその一定期間をクリアしたという証明がなされるということで、改めて病院に行く、あるいはそのような形をとる必要はないというふうに思っています。

そのような形をとるといのはどうかかなと思ってございますが、その点いかがお考えか、お聞かせください。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

インフルエンザにかかったときの出席に当たっての治癒証明の省略、簡素化というようなご意見ということでございますが、議員ご指摘のとおり、インフルエンザが治った際に医療機関に行くためには、都合をつけていかれる保護者の方もお見えになるかと存じます。

しかしながら、出席停止は法に基づいた措置でございますことから、医療機関にもご理解をいただいて証明書を現在発行していただいているところでございます。

今後につきましては、感染拡大の防止を念頭に置いた上で、どこまで保護者の皆さんの負担を軽減できるか、他市の状況も見きわめ、県教育委員会とも協議をしながら検討してまいりたいと存じます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

亀山の状況でも、この医療機関の配慮もあってということかと思うんですが、例えば、治療が完了しているにもかかわらず改めてまた病院へ赴くことによって、例えばまた違う病気に感染するとか、病気をもらうような危険もあるということで当然避けたいところかと思いますが、それを踏まえて、例えば亀山の医療機関の一部のところでは、保護者の方に窓口に来ていただいて、その体温の経過を報告いただいたところで、その治癒証明を窓口で発行するというような、そういう配慮もしていただいているということも聞いております。そのような配慮もしていただいていることを聞いておりますけれども、他市町の状況を含めて、子供の安全が一番大切でございますので、その辺を含めて検討いただいて、できれば善処していただければというふうに思っておりますので、ご検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

そうしましたら、もう一つ前の風疹の感染予防についてということでございます。

こちら感染病ということでございますが、感染予防ということで、来年度では、この31年度の予算案の中にも風疹予防接種費用ということで、1億6,800万ということで計上されているというところでございます。こちらは風疹の予防接種費用ということかと思いますが、こちらに関しての目的、その辺をお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

井分健康福祉部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

先ほど議員おっしゃいました風疹でございますけれども、風疹ウイルスの感染によって起こりまして、発疹であったり発熱など、主な症状で3日ばかりとも呼ばれる感染症でございます。予防接種法に基づく定期予防接種の対象となっております疾患でございます。近年、全国で数年ごとに流行を繰り返しております、特に心配されておりますのは、妊婦が妊娠初期にかかる聴力障がい等、先天性風疹症候群の子が生まれる危険性が高くなります。

また、2020年、東京のオリンピック・パラリンピックの競技会が開催されるわけでございますけれども、こちらに関しましても、人の往来が非常に活発になり、期間中の感染が拡大するおそれが懸念されております。このため、国が早急に風疹の発疹及び蔓延を予防する対策を行うこととしたものでございます。

予算のことを若干申されましたので、お話をさせていただきますと、追加分といたしまして1,600万ほど歳出に組ませていただく中で、風疹抗体検査の900万強でございますが、こちらは国の2分の1の財源でございます。また、残りの700万強でございますが、予防接種ということで交付税措置がされるということをお伺いしておりますので31年事業展開を図る予定としております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

こちらの風疹の予防接種費用ということで、39歳から56歳の男性に対してということでございますが、こちらに関しまして、この39歳から56歳ということの限定というところの経緯、こちらはどのようにことでしょうか。お聞かせください。

○議長（小坂直親君）

井分健康福祉部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

議員おっしゃいますように、平成31年度から開始する風疹追加対策の事業の概要といたしましては、風疹の予防接種を一回も受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性、30年度で申し上げますと、39歳から56歳の男性を対象に、3カ年計画で風疹の抗体保有率を90%に引き上げることを目標に、本人の自己負担なしで抗体検査及び予防接種を実施しようとするものでございます。

市といたしましては、この事業は健康福祉部長寿健康課が所管いたしまして、県から情報を得ながら、国が示した手引きに沿って実施に向けて準備をしているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

この予防接種、先ほども準備を進めているというところの答弁だったんですが、こちらの例えば抗体検査は、市民の方、この対象の39歳から56歳の方はどこの場でそういう検査が受けられるのか、それをお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

井分健康福祉部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

対象者に対しまして、通知をすることを予定しております。と申しますのは、医療機関及び健診機関等の混乱を避けるため、年度ごとに対象者を区切って個人通知をすることになっております。

事業開始の平成31年度は、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性を対象に、抗体検査や予防接種が無料で受けられるクーポン券を市から発行することとなっております。平成31年7月ごろに無料のクーポン券を送付するとともに対象者へ個別に通知する予定をしております。どこで受けられるのかということでございますので、そのクーポン券にお示しをしてみたいと考えております。

また、2年目以降の対象者につきましては、今のところ未定であり、国が事業の進捗状況を見て示すことになっておりますので、情報収集を行う中で事業展開を図ってまいります。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

そのような形で、対象者の方々へ通知をしていただくということで、周知を含めてそこでなされるということですので少し安心しました。

1月には三重県では麻疹、はしかの感染発症が報告されまして、亀山でも対象者がおられたという事案が発生しました。こちらは抗体を持つために予防接種はなされるということでございますので、やはり行政としての役割、予防接種というのは行政等の役割で非常に重要なものかと思っておりますので、この国の情勢があるということでございますが、引き続き、一般の予防接種についても、粛々といきますか、確実に進めていただきたいというふうに思っておりますので、改めて

お願いしたいと思います。

少し時間が余ってございますが、私の質問は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

3番 森 英之議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 1時51分 休憩）

---

（午後 2時00分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番 豊田恵理議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

それでは、通告に従い質問させていただきます。

今回は、大きく平成31年度に取り組む主な事業についてのうちから、4つの取り組みを抜粋して質問させていただきます。

まず最初に、議案質疑でもお聞きいたしました、亀山市鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源を守り継ぐ条例とも絡みます鈴鹿川等源流域の保全・活用についてお聞きをいたします。

鈴鹿川等源流域の保全・活用を行うに当たり、5つの事業が上げられていますが、これらの事業の具体的な内容について聞いていきます。

まず1番目に、亀山7座トレイル整備・活用推進事業について、この事業は昨年度、既に立ち上げられておりますが、具体的な事業の概要と進捗状況についてお聞きいたします。

○議長（小坂直親君）

8番 豊田恵理議員に対する答弁を求めます。

青木生活文化部次長。

○生活文化部次長兼関支所長（青木正彦君登壇）

まず、事業の概要でございますが、市域の鈴鹿山脈及び布引山地の代表的な7つの山々を亀山7座とし、その7座の登山道等を結び、新たな観光資源として魅力を発信していく亀山7座トレイル事業でございます。

進捗の状況につきましては、昨年5月に活動の主体となります石水溪観光協会、学校法人鈴鹿享栄学園鈴鹿高等学校、公益財団法人亀山市地域社会振興会の3者と亀山市が市民協働事業として、亀山7座トレイル登山道観光資源活用協定を締結いたしました。

これにより、従来からの石水溪観光協会によります仙ヶ岳付近の登山道保全維持管理活動にかわり、亀山7座における登山道の保全と魅力発信に取り組む新たなボランティア活動団体、亀山7座トレイル登山道活用ネットワークが結成されました。これまでに、活動団体と6回の意見交換が行われ、猛暑などの天候により、全てのルートの現地調査はできませんでしたが、鈴鹿高校山岳スキー部からの情報協力により概況はおおむね把握できたところでございます。それに基づき、同活動団体によります亀山7座トレイル登山道活用プランが作成され、現在、市のホームページでも閲覧

できるようになっております。

また、今後ルート標識、案内マップ、登山記念品等で活用するため、県立飯野高校応用デザイン科の協力のもと、ロゴマークの選定をしたほか、亀山市地図情報システムに国土地理院の地図レイヤーを追加し、同レイヤー及びグーグルマップに亀山7座トレイルの表示や、山岳ストリートビュー等を表示するためのシステム改修委託を行っております。

また、以前から仙ヶ岳登山道へのアクセス道路が風雨により大きくわだちが発生しており、車両の通行にも支障を来す状況でございますことから、来る3月26日に鈴鹿高校山岳スキー部の生徒の皆さんとともに、活動団体によりまして補修活動を行う予定でございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

鈴鹿高校さんとか石水溪観光協会さんとか、いろいろなところがまじっているということでもお聞きさせていただきました。

鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源を守り継ぐ条例では、鈴鹿川等源流域の保全・活用をうたっております。この7座トレイル事業というのにも、保全も加え、特に活用についての役割を担っていると私は思ったのですけれども、実際にどうなのかということについてお聞きをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

青木生活文化部次長。

○生活文化部次長兼関支所長（青木正彦君登壇）

亀山市鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源を守り継ぐ条例との整合に関するご質問でございますが、活用という観点で、亀山7座トレイル事業の目指す姿と、市民または登山者が鈴鹿山脈、布引山地における亀山7座トレイルを楽しんでいただくことにより、豊かな自然環境と触れ合い、そのことにより、将来にわたり自然環境の保全につながっていくものと考えております。

このことから、条例第10条の多様な主体との連携及び協力、条例第12条の鈴鹿川等源流域の自然環境等と触れ合う機会の創出と整合しながら、鈴鹿川等源流域の自然環境の保全と活用が一体的に図られていくものと考えており、議員ご所見のとおり、亀山7座トレイル事業は活用としての一つの役割を担っているものでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

この質問に当たりまして、本当に特に保全も大事ですし、今までも亀山市のほうは森林等保全等もしっかりやってきたんですけれども、そういった中で活用というところに特に視点を当てたいところもありまして、質問をさせていただいております。

この事業の今後の方向性としまして、平成31年度はどのように取り組むのかについてお聞きをしたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

青木生活文化部次長。

#### ○生活文化部次長兼関支所長（青木正彦君登壇）

31年度におきましては、これまでの市民協働事業による活動を継続しながら、より積極的に支援を行っていくため、事業名を亀山7座トレイル整備・活用推進事業とし、亀山7座トレイル登山道活用プランにおける成果目標の実現に向けて、三重県山岳連盟からの登山専門指導員を任用し、登山標識、ルートマークの設置、樹木伐採等、登山道の環境整備を進めるほか、専門的見地に立ったより具体的な整備プランの策定を進めてまいりたいと考えております。

そのほか、石水溪キャンプ場施設を拠点に、初心者への登山教室やルートガイド、オフシーズンでの登山講演会の開催、登山競技大会の誘致活動を行い、亀山7座トレイルをエコツーリズムの新たな観光資源として積極的に発信してまいります。

そのほか、登山道は日々刻々と変化するもので、現地でも不明瞭なルートによる遭難の可能性や滑落等、危険な箇所も多くありますことから、登山者同士の情報共有あるいは市からの注意喚起や危険情報の共有のため、利用者が自由に加工できる地図情報をもとに、スマートフォンで情報を共有できるアプリ、フィックスマイストリートを導入し、安全な亀山7座トレイルを楽しんでいただけますよう、ソフト面での整備を進めてまいる考えでございます。

#### ○議長（小坂直親君）

豊田議員。

#### ○8番（豊田恵理君登壇）

いろいろお聞きいたしました。かなり31年度につきましては発展されていくのかなという印象をいただきました。また、以前から活用したほうがいいということで提案していました地図情報システムについてや、また12月に提案したフィックスマイストリートも早速取り入れられているようで驚いております。亀山市のICT計画にも大いに役立つことだと思いますので、活用の仕方というのもそうやって中で、内部で探っていただきながら、また活用していただければと思います。ほかの事業にもきっと活用できると思いますので。

あえて市長にお聞きしたいんですけども、全体的に見て、この亀山市の特性を生かしたとてもいい事業だとは私も可能性を感じるんですけど、1つ気になる点がございまして。これが、条例のときにも申し上げましたけれども、広報、PRです。せっかく登山道を整備していただいて、条例もきちんとつくるということになったんですけども、これから条例をつくることになるんですけども、PRがきちんと機能せずに広がらないと、なかなかこれは自己満足で終わってしまうのかなと。それで、市長としてはどう広めていきたいのかということについて、お聞きをしたいと思っております。

#### ○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

#### ○市長（櫻井義之君登壇）

新しい亀山市の魅力をしっかり発信していくということで立ち上がってきた主要政策の一つであります。

したがって、比較的PRが総体的にうまく適切に機能しないということは弱点の一つであろうかと思いますが、しっかりと今回のこの亀山7座トレイルがより多くの市民の皆さんはもちろんですし、市内外の多くの方に効果的にPRできますよう、全庁挙げて連携しながら進めていきたい

と思っております。

それから、今回、この7座トレイルの象徴的なシンボルマークということで、デザインを県立飯野高校の応用デザイン科の協力のもとにロゴマークの選定をいたしてまいりました。まだ発表に至っておりませんが、こういう機会を通じながら、しっかりと市内外へ発信をしてまいりたいと思っておりますので、またご協力のほどよろしくお願いいたします。

#### ○議長（小坂直親君）

豊田議員。

#### ○8番（豊田恵理君登壇）

今も飯野高校のお話が出ました。鈴鹿高校や石水溪観光協会、地域社会振興会、今までになかった団体さんも入られて、その中でもやはり広げていただくというのは大事だと思います。といいますのも、こういった登山とか、私もアウトドアはすごい好きなんですけれども、そういった方というのはどこで情報を探すかという、やっぱり口コミであったり、SNSであったり、そういったのが多いと思うんです。

最近、本当に健康に対する意識というのがとても高くなっております。登山やキャンプ、ジョギング、ウォーキング、サイクリングなど、体を動かすことに多くの人が興味を持っております。

また今、ソロキャンプ、ひとりのキャンプですけれども、こういったものが人気でして、ちょうどテレビ番組で私が見ている最中に、かぶとの森テラスさんが出ておりました。こういうふうに、それで私もかぶとの森テラスさんのホームページを立ち上げて見てみたんですけど、とてもいい感じで上がっております。先ほども申しましたけど、私もアウトドアがとても大好きで、そういった友達、趣味が同じ友達も多いもんですから、いろんな情報を得ることができますけれども、趣味の世界では、自治体が情報を出していくよりも、例えば今言った口コミやSNS、そして専門性がある雑誌とかブランドとか、モンベルとかコールマンとかいろいろありますけど、そういった情報を得る方のほうが多いと思いますので、ぜひ調査はしてほしいなと思っております。

その中でも、今も市長も言っていただきましたけど、市民だけでなく市内外もそうなんですけれども、やっぱり地元の方がとても大事ななと思います。地元の方の誇り、愛着心、ここに目を付けていただいて、身近にこんなすてきな資源があるのに、そのすばらしさを知らない人も多分多いと思うんです。鈴鹿川の源流が亀山市にあるということを認識されていない方もいらっしゃると思います。それで、例えばですけれども、市内の小学生や中学生などの遠足や社会見学のコースにしたり、また授業の中で触れていただく機会をつくったり、またまちづくり協議会などの地域団体の方にも触れていただく機会を創出するのも市の役割なのかなというふうに私は思っております。

今回、条例をつくり、またこの7座トレイルを生かして、他市に向けてだけでなく、身近な地元の方にもアピールしていただきたいと思っております。

では続きまして、森林経営管理事業についてお聞きしたいと思います。

こちらは森林法の改正により、市町村が森林所有者の同意を得ることによって、その土地の管理ができるようになり、今後は管理地を経営管理権集積計画をつくって、市内の管理がされていない土地を管理できるようになるということですが、所有権が移ることなく他人の土地を管理できるというのなかなかちょっと理解が難しいので、どういう対応になっていくかなど、この改革の内容、改正の内容について、もう少しわかりやすく教えていただきたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

森林経営管理事業でございますけれども、昨年5月、国において手入れの行き届いていない森林を市町村が主体となりまして公的に管理をする森林経営管理法が制定されまして、その法に基づく事業でございます。

この事業の内容でございますが、経営管理が行われていない森林所有者に対し、みずから管理をするのか、また市へ経営管理を委託するのか、意向を確認いたします。確認後、市へ委ねる希望があった場合は、森林の現況調査、境界を確定し、その森林が経営に適した森林であれば、意欲と能力のある林業事業体に経営管理を委託し、経営管理に適さない森林であれば、市がみずから管理をし、森林整備を林業事業体に再委託をするというものでございます。平成31年度につきましては、坂下地区から意向調査を行ってまいります。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

それでは、例えばですけど所有者が不明な森林というのもあると思うんですけど、そういったものの扱いはどうなるのか、土地の所有者を探すための公告を一定期間行っても所有者があらわれなかった場合ですが、市町村が所有権を取得するという仕組みになるのか、それとも所有権はそのまま管理のみ市町村がこれからしていくということなのかの確認をお願いします。

○議長（小坂直親君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

所有者不明森林について、どのように対応していくのかということだと思います。

意向調査、森林調査や境界を確認後に市が作成する経営管理権集積計画というのがございまして、これには所有者の同意が必要となってくるわけでございますけれども、この意向調査によりまして、森林所有者が不明であるということが明らかになった森林につきましては、経営管理権集積計画を定めようとする場合には、まず法務局で登記情報を取得しまして、登記情報に記載されている住所に手紙を郵送いたしまして、そのほか訪問、戸籍、住民票により探索をするということになってまいります。まだなお不明な場合につきましては、経営管理権集積計画を公告いたしまして、その公告期間中、公告の日から起算して6月以内に不明な森林所有者があらわれない場合につきましては、市町村が知事に裁定を申請しまして、知事の裁定があれば、当該経営管理権集積計画を定め、公告し、不明森林所有者も同意をしたとみなすことができるとされておるところでございます。

市が経営管理権集積計画を定め、公告し同意されたとみなされた場合については、市町村に経営管理権が設定されるということございまして、所有権につきましては所有者のままで、森林の経営管理のみの権利が設定されるということでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

管理の行き届いていない民有地というのは、市町村が今後管理していくことになるわけなんですけれども、当然、今まで以上に管理をしていく土地というのがふえていくということは維持管理費も市のほうでふえていくということになります。これは国から来る森林環境譲与税、仮称ですけど、を使うという説明があったと思います。この譲与税を使って、31年度は先ほどもお話があったとおり坂下地区を手入れしていくというふうになるようで、今のお話を聞いている限り、かなりこれから随分時間がたっていくことなんだろうなということでは理解しました。

この経営管理権集積計画ができた後なんですけど、実際に管理をする段階になったときに、林業事業体とおっしゃいましたけれども、具体的にどこに委託することになるのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

この委託先でございますけれども、林野庁が事前に受託してもらえる業者につきまして全国の森林組合連合会や全国林業改良普及協会等に照会をしておりますが、本市において活動する意向のありました事業者につきましては鈴鹿森林組合しかございませんでした。また、市内の森林の大部分は鈴鹿森林組合の組合員の方の所有ということでございますので、業務を効率的・効果的に進めるために鈴鹿森林組合に委託していきたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

これからそういった管理が行き届かない土地を市のほうで管理していくような形に流れが行くというふうな法律で変わっていくわけなんですけれども、確かに管理していない土地を放っておけば山は荒れてしまいますし、土砂災害やほかのさまざまな危険につながる可能性となるのも理解できるんですが、今後このように市が関与していくことで、管理地はふえていく、管理地がふえれば膨大な管理費がふえていくというのは予想されております。今のところは、国からその財源がおりてくるということですけども、昨今の経済情勢から見ると今後減額されることも考えられるかなと。そういった中で管理地だけがふえていくと、まさに市町村の負担がふえていくのではないかと懸念がございます。

また、法律では所有権の名のもとに管理責任も所有者に課されているんですけども、今後それが、もし市が肩がわりしてくれるんだというふうな選択権があるとなると、余計に管理をしない、ほったらかしになる土地がふえるのではないかと懸念もございます。そこには税金が投与されるので、なかなか市民には見えづらいかな、そういうふうな構図があって、いかがなものかなというふうに思うんですけども、当然災害を予防するためには、市民の安全につながることで言われればそれも納得できるかなと、なかなか難しいなというふうな感じの思いがします。

そういう中で、持続可能な森林管理を続けていくのは、先ほどから何度も申し上げておりますけれども、保全だけでなくやはり活用が必要なのかなと。やはり、保全に今までも森林管理とかでたくさん財源を入りまして保全をしてきたわけですけども、それにプラス、またふえていくことになる、やっぱりそれを活用して、また財源を自分たちでもつくっていかなくちゃいけないのかなということがやっぱり考えられるわけです。だからこそ、活用にも早い段階から力を入れてほしい

など。

岡山県の西粟倉村というところがございまして、こちらが百年の森構想というのを10年前から取り組んでいらっしゃるそうです。こちらは、それこそまさに今これからするようなことを10年前からされているんですけども、この西粟倉村というのは95%が森林で、人口はもう1,500人にも満たない村で、この構想をもとに手入れの行き届いていない民有林を村が預かって所有者のかわりに手入れをしてという、まさにそのとおりなんですけれども、その間伐材を加工するなどして6次産業化して経済循環を生み出す努力をしております。その結果、1,500人に満たない村の中で32社が起業し、雇用が180人ほど出たということで、この独特な取り組みをした魅力を感じた若い人たちが移住もしてくるというふうなことも引き起こしているそうです。また、ぜひ研究していただいて、こういった活用についても考えていただきたいなというふうに思います。

次に、林業生産とかほかのについては、ちょっと済みませんが割愛させていただきまして、次の項目に移りたいと思います。

2番目の中心的都市拠点の再生についてお聞きいたします。

この中で大きく2つ、住宅取得支援事業、そして創業等支援事業についてをお聞きしたいと思えます。これについては、特に居住誘導の考え方についてをお聞きしたいんですけども、まず最初にこの住宅取得支援事業200万円とありますが、これがどういった支援なのかについてお聞きしたいと思えます。

**○議長（小坂直親君）**

草川産業建設部参事。

**○産業建設部参事（草川保重君登壇）**

住宅取得支援事業につきましては、平成31年度新規事業として取り組むこととしております。

住宅取得支援事業は、亀山市都市マスタープラン及び亀山市立地適正化計画で示しております居住誘導区域への誘導を促し、中心市街地の活性化と定住を図ることを目的といたしまして、転入者または市内転居者が居住誘導区域内での戸建て住宅の取得に対する支援を行うものでございます。

さらには、子育て世帯の定着を図っていくことを目的といたしまして、子育て世帯には上乘せの支援を行い、居住誘導区域への誘導を図ってまいります。具体的支援の内容でございますが、新築住宅につきましては、住宅取得額の1%の補助で上限を20万円としております。さらに、中学生以下の子がいる子育て世帯の場合は、住宅取得額の0.5%で上限を10万円の加算としております。また、中古住宅につきましては、住宅取得額の1%の補助で上限を10万円、さらに子育て世帯の場合は、住宅取得額の0.5%で上限を5万円の加算としてございます。

**○議長（小坂直親君）**

豊田議員。

**○8番（豊田恵理君登壇）**

これについては、立地適正化計画の中でもずっと書いておりまして、今回、居住誘導区域への施策ということですが、区域外というのは対象にならないのか、ならないんですけども、また区域外の場合、亀山市に居住を移そうとする人への施策というのはないのかどうかについてお聞きしたいと思えます。

**○議長（小坂直親君）**

草川産業建設部参事。

○産業建設部参事（草川保重君登壇）

今回の施策につきましては、先ほどご説明いたしました居住誘導区域への誘導というのを主に目的としてございますので、居住誘導区域外には適用はされないというふうな事業でございます。

しかしながら、住宅取得に関しましての施策といたしましては、このほかにも空き家に対する支援事業とか、あるいは住宅耐震に対する支援事業がございますので、そんなところを活用していただければというふうに考えてございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

続きまして、創業等支援事業についてお聞きしたいと思います。

こちら具体的な取り組み、どのような支援なのかについてお聞きをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

平成31年度から、こちらにつきましては事業拡充をいたしております。創業等支援事業につきましては、市内での創業予定者や創業後間もない事業者を対象にしまして、スタート段階における資金繰りを支援するとともに、創業後においても、亀山商工会議所を初めとした地域の創業支援機関と連携し、継続的な支援を行う事業でございます。

具体的な事業といたしましては、市内で創業を志す人や、創業して間もない人を対象といたしまして、専門講師から創業の基礎となるマーケティングやビジネスプランの作り方などが学べる創業セミナーを平成25年度から毎年開催しております。また、地域経済の活性化と创业者の負担軽減を図るため、条件を満たす創業融資に係る保証料の補給制度や、昨年からは利子補給制度を新たに設けたところでございます。さらに今年度からは、都市機能誘導区域における空き店舗での創業に対しまして、内装や看板工事等を補助する空き店舗等活用支援補助金を新設いたしております。空き店舗等活用支援補助金につきましては、特に意欲ある若者や女性の創業をより一層支援するために、平成31年度からは制度をさらに拡充いたしまして、市内商業の活性化及び空き店舗等の解消による中心的市街地のにぎわい創出を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

こちら中心市街地へという感じの支援なんですけれども、実は私が今回の質問でいろいろ聞きたかったことというのが、今回、鈴鹿川源流域のことを質問させていただきました。こういった加太や坂下やそういった鈴鹿川の源流域等に位置する場所への居住や創業を支援する仕組みがないのかということなんです。

というのも、今後、国の施策で森林を管理していく方向に進んでいく中で、自治体の管理する森林面積がふえていくと、当然そこに携わる人というのが必要になってきます。林業に携わる人を応援するなどの仕組みも、新しくこれにプラスで必要になってくると思います。

今回、落合家や田中家などのことも議案質疑の中で取り入れまして、余り活用されていない文化財の話、きょうも前田 稔議員の質問の中でも、鈴鹿峠自然の家の話、家の活用についても質問がありましたけど、こういった修繕した物件であったり、文化財であったり、また今も出てきました空き家、こういったものの地域で使われていない物件など、こうしたものを亀山市の資源を生かす活動に参加したいという人たちへの支援として活用はできないかどうかについてお聞きをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず、先ほどもご答弁させていただきましたけれども、空き店舗等活用支援の補助金につきましては、都市機能誘導区域における創業に対する支援ということでございますので、それ以外の制度、例えば創業支援セミナーとか、創業融資に係る保証料補給、創業融資に係ります利子補給等につきましては、都市機能誘導区域以外でも対象となっておりまいますので、加太とか先ほど坂下とか例も挙げられましたけれども、そういうところを活用いただければと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

次に移りたいと思います。

3番目に、超高齢社会に対応した移動手段の確保についてお聞きしたいと思います。

まず1番に、地域生活交通再編事業についてとあります。新しく導入された乗合タクシーについてお聞きしたいです。

私は、随分前から地域公共交通について嫌がられるぐらい意見させていただいておりますけれども、今回の乗合タクシーについては、以前から導入の検討をすべきと申し上げておりましたデマンド型交通の一種です。導入について、ようやく昨年から実行に移すことになったことは本当に一歩前進だと評価しております。といいますのも、先日、櫻井議員の質疑の中で、市長が答弁中に提示されたニュースにあったように、3月7日に国がタクシーの相乗りを全国一律で相乗り営業を自由化するということを確認、解禁する時代になってきたからです。

この動きは随分前から予想はされておりました。十数年前にバスで問題になっていたのは、人を乗せない空っぽのバス、空バスとか空気バスとか呼ばれておりましたけど、こういったものに莫大な費用がかかっていたことなんです。つまり、バスは必要なんだけれども、不便だから使えないから乗らない。でも廃止されては困るということが常態化しておりました。

今もこの状況は続いておりますけれども、時代はなるべく今までのような定時定路線ではなく、無駄を省いて使うときに行く方向だけ運行するというパーソナル化、集約化の方向に向かっているのです。初めてのシステムを導入するというのは、大変受け入れが難しいのはわかっていました。だからこそ、早い段階から研究をしていただいて、市民に周知、そして利用をしてもらう準備をすることが大事でしたが、市民への周知期間、準備について適切であったかどうかについてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

市民への周知期間というところでございますけれども、不足していたのではないかとご指摘かと思っておりますけれども、平成30年度につきましては、10月からの運行ということでございまして、それに向けて地域等もしっかり説明もさせていただきまして、担当部署としては説明をしっかりとさせていただいたと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

私は足りなかったと思います。この事業はタクシー会社がほぼされているというか、ほぼ全て委託をされているような選択をされているんですけれども、そのほかに運行の仕方というのは考えはなかったのか。また、考えたのならば、なぜタクシー会社にほとんど全てのものを委託という形になったのかについてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

乗合タクシー事業でございますけれども、制度の設計時点からタクシーの閑散時間に乗合タクシーを実施すると。閑散時間帯に乗合タクシーを利用すると、そういうことで設計をしたものでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

最初からその形で、タクシーを使った形ということでした。タクシーを使うのは、別にタクシーに運行するというのはいいんですけれども、やはり大きな問題点として、私、今も準備不足じゃないか、市民に周知がまだ行っていないんじゃないかと言いましたけれども、あと2つ問題があると思っております。

それは、オペレーターの委託と専用システムの導入について、これは随分前からずっと言っているんですけれども、今回、櫻井議員の質疑の中で委託ではなく市の職員がオペレーターをすべきではないかという話がありましたけれども、市長は行政がやるということは考えていないという答弁をしておりました。何が問題なのかと。

といいますのも、デマンド導入を私はすべきだというふうに前から言っておりましたけれども、このよい点というのは利用者に登録をさせていただいて、その利用回数や利用時間や、あとは行き先など、市民の皆さんがどんな利用をされるのかというさまざまな情報が把握できるからなんです。コンピューターで予約内容を打ち込めば、瞬時に予約可能な時間が複数候補に上がって、誰でもオペレートができる状況ができ上がっているところが多数ございます。そうしたデータというのは集積されて、情報収集の結果、最小限の投資で最大限の利便性というのを引き出す可能性を向上させて、そこから公共交通だけでなく、例えば高齢化対策や市民満足度の向上であつたり、これが進ん

でいけば経済のことであったり人的流動傾向などの把握など、用途の違ったさまざまな施策にも生かせる、これが大きなメリットだったんですね。

しかしながら、亀山市ではそれを導入しなかったわけなんですけれども、こういったことを、この前も例に挙げられていました玉城町さんではこうしたデータを実際生かして健康施策に生かしているんですよ。

今の亀山市の状態だと、どうしてもオペレーター業務から委託をしていて、現状では入手できる情報というのはかなり限界があって活用が難しいものとなるのかなと。これでは、本当にただの現在の困窮状態を何とか対応しようというのみになってしまっていて、将来に向けたもの、つまり公共交通問題というのはこれからもどんどんあるんですけれども、その中で解決に向かっていかなきゃいけないときに、何か未来性がないというか、何とかこの状況を一歩進めることというのが大事だと思うんですが、次の公共交通問題というのを改善に向かせるような一歩になるような改善というのはできないのか、お聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

次に向けての改善ということでございますけれども、スマートフォンなどを活用した予約システムの導入とかがございますけれども、利用者の利便性向上や配車計画の作成など、運行业務の負担軽減には効果があると考えているところでございます。

ただ、しかしながら、システム導入に伴いまして、運行业業者も含め、予約受付や配車管理といった運行管理業務全体を見直す必要があるということ、またその設備も導入する必要もあるという、現在の課題と考えてございます。今後は、乗合タクシーの利用実績や利用者動向も踏まえまして、運行业業者との協議を行いながら研究をしてみたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

大変、公共交通が難しいのは本当に私もよくわかっております。バス業者さんであったり、タクシー業者さん、いろいろな絡みもありますし、その中でどういうふうにしていくか、いろいろ難しい面はある中でも、最初からタクシーでというふうにというところから、やっぱりもうちょっといいものなものを考えてほしいなというのが、私の中ではずっと前からございます。

先ほども、いろいろ導入するものもあるしという話もありましたけど、そこから私ずっと前から調べまして、リースができたりとか、そんなに高くなかったと思います。オペレーターさんとかの話もですけど、今保育園の入園で、AIで行われていて、マンパワーとか時間労力の節減につながっているニュースというのを、何回かニュースのほうでやっているんですけど、ご存じでしょうか。

例えば、東京の港区なんかでは認可保育施設の入所選考のときにAIを導入して、職員が15人体制で3日間がかりで手作業で行っていた保育園の選考、こういったものが5分でできてしまう。このぐらい、当然細かな部分とか繊細なマッチングとか配慮などというのは人が行うんですけど、このバスのことに関して、玉城町さんをいつも私は例に挙げていますけれども、これも簡単な入力で作業負担というのはどんどん軽減が可能ですし、実際玉城町さんでは、じゃあどうやってやっ

ているかといいますと、地域社会振興会の方がきちんとオペレーターとってついて、その中でシステムに情報を入れれば、すぐにいろんな複数のメニューが出てきます。その中で、この時間はどうかと全部出てきますので、そういった中でお客さんといいますか、登録者にお伝えをすることができるようなシステムになっております。

それで、今もずっと私も状況を見ておりますけれども、うまくスムーズにっている、そういうっているという実績もありますのでお勧めをしているんですけれども、一定のそういったいいものをなるべく出していくといいますか、導入することによって、マンパワーとか時間とか労力とか、そういった節減も考えていかなきゃいけない時代なのかと思います。

あとはやはり、市民の方の満足度ですよ。100%ということは絶対ないとは思いますがけれども、その中で、これはいいかな、いいかなというのはどんどん入れていってほしいかなと思います。そういう意味でも、今回、私は乗合タクシーをまずやってみる、やってみて、これからいろいろ改良はされていくんですけど、その改良されていく中でもっといろんな選択肢も考えつつ、いいものにしていただきたいと思います。

5分しかありませんので、次に移りたいと思います。

子供の成長を支える環境づくりについて。

この質問をするに当たっては、賛成・反対というのではなくて計画性、どこまで将来を見据えて、こういった公的施設をつくっていけるのかという考え方について聞いていきたいと思います。

井田川小学校の校舎増築や給食室改修事業については、少子化が問題にされている中で、亀山市でも同様の問題を抱えつつ、一方でこの流れに逆行しているような傾向も見られておまして、井田川や川崎、西小学校区なんかは、ここ数年で随分宅地開発が進んでいて、この影響で今回のような井田川小の増築・改修が行われるのだと認識しております。

しかしながら、私の記憶では、つい数年前に井田川小学校は児童数の増加によって増築が行われたと思うのですが、これは予想以上の増加があったということなのか、また将来にどれだけの増員が見込まれて校舎を増築するに至ったかの経緯をお聞きしたいと思います。

#### ○議長（小坂直親君）

草川教育部長。

#### ○教育部長（草川吉次君登壇）

井田川小学校校舎増築、給食室改修事業でございますが、近年、井田川地区におきまして宅地開発の影響により児童数がふえております。このことにより、今後2年間で2学級の増加が見込まれますことから、その教室不足に対応するため、校舎増築と給食室の改修を進めるものでございます。

予測児童数でございますが、この3月1日現在、778人が新年度には789人となり、11人の増加を見込んでおります。また、その後数年間は800人前後で推移するものと予測はしております。

そして、平成24年に井田川小学校を4教室増築しております。その際にも、将来の児童数、必要教室数は予測しておりましたが、予測数は期間が長ければ長いほど難しく、当時の予測数は29年度まででございました。この間は教室数は足りておりましたが、近年の宅地開発の状況から、さらに児童数がふえている状況にございます。その結果、今回増築が必要との判断に至ったものでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

29年度までのということ、そうだったのかという感じがしましたが、予想以上にふえているということはわかりました。

ミニ開発等による人口増など、産業建設委員会に所属していますと本当に特に肌で感じるんですけど、こういった事業の増加などというのはどの程度予想が可能であるのか。また、部署間での情報共有とか連携、例えば今回は開発とかだと産業建設部とかになるのかもかもしれませんけれども、そういった情報共有とかというのはなされているのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

部署間の情報共有でございます。宅地開発など1,000平米以上の開発行為につきましては、その工事自体が児童・生徒の通学路に影響することもございますので、その都度、産業建設部と情報共有を行っております。今後、子供たちの通学時の安全確保は当然のことながら、宅地開発が児童・生徒の増加要因になるといった視点からも、関係部局との情報共有を今後も進めてまいりたいと思います。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

最後に、その他の小学校の児童数の推移についてお聞きをしたいと思います。

特に、その他の学校も全部含めて、増減が激しい小学校など、現在の亀山市の小学校の傾向について教えていただくことと、その傾向に対して対策などを既に行っているのかについてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

今後6年間の推移予測によりますと、井田川小学校以外の10校のうち、増加傾向にある学校は亀山南小学校でございます。亀山東小学校と川崎小学校につきましてはしばらく現状維持するとの見込みでございます。残る7校につきましてはいずれも減少傾向にあり、特に昼生小学校、野登小学校、加太小学校、白川小学校につきましては2割程度の減少が見込まれております。

なお、この小学校児童数の推移から、学級数の増減におきまして現在の校舎で対応は可能と考えております。なお、中学校における今後の生徒数の増加につきましては、宅地開発などによる影響も考慮しながら生徒数の推移を見守り、必要教室数の確保について検討してまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

では最後に、放課後児童クラブ事業についてお聞きしたいと思います。

今回、南小学校は新しく公設の建物を設置していただける運びとなりましたが、具体的なことがわかりませんので、時間もないんですけど、今回、定員約40名の施設を建てるということで、南小学校は100名に満たない小規模校でありますけれども、なぜ40人定員となったのか、目安になる基準があるのか。また、あと設置場所や具体的に決まっていることなどがあるのでしたら教えていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

亀山南小学校区放課後児童クラブの定員につきましては、放課後児童クラブの1支援単位の定員を地域の実情を勘案しておおむね40名としていること、それから、ここ数年の南小学校区の利用希望者が増加していること、それから今後も、先ほどお話ありましたように南小学校の児童数は増加する見込みがあるということなどの理由により40名といたしました。

設置場所につきましては、関係者等の意見や希望も考慮しつつ、学校及び教育委員会と協議を行い、最終的には決定していきますが、現在は、校門から奥に入った学校敷地の北東部の一角を候補地として考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

8番 豊田恵理議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 2時54分 休憩）

---

（午後 3時03分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番 草川卓也議員。

○1番（草川卓也君登壇）

草川卓也でございます。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、企業誘致についてでございます。

新名神高速道路の県内本線開通や鈴鹿亀山道路のルート発表、また新たなインターチェンジの設置、また2023年にはルートが明らかになるというリニア中央新幹線、これら新交通体系を受けて、亀山市の交通拠点性はこれから一層高まるものであると、そのように感じております。

この交通拠点性を生かす政策の一つとして、現在も企業誘致が行われているわけでございます。市内に大きな経済波及効果と税収の増加をもたらした企業誘致、かつて亀山市の命運をかけたシャープ誘致を成功させ、県のクリスタルバレー構想の中核を担い、液晶関連産業の集積と強靱な産業構造の形成を目指す中で、亀山市は大きく変わりました。

平成18年当時ですが、生産年齢人口の大幅な増加により、人口の伸び率は県内トップ、有効求人倍率は全国トップクラス、飲食店は大幅に増加し、バスの新規路線の開設やタクシー会社の参入、

また車両の増車など、交通機関の利便性にも大きな影響をもたらしました。財政面でも、平成13年当時は財政力指数0.78であったのが、企業誘致による地方税の増加に伴い、国からの地方交付税に依存しない不交付団体への成長を遂げ、平成17年から22年、この6年間続きました。現在も財政力指数0.92と比較的高水準で維持しているのは、この企業誘致によるところが大きいものと理解しております。その後、平成20年のリーマン・ショックを乗り越え、亀山市の企業誘致政策も紆余曲折を経て今日がございます。

このような歴史を踏まえた上で、現状を見据え、また将来の構想を描き、一步を踏み出す、それでこそ機転の年であり、新時代幕あけにふさわしいのではないかと考えております。

そこで、まず市長に答弁を求めます。

亀山市の企業誘致政策の歴史、亀山・関テクノヒルズの始まりからシャープ誘致、またその後リーマン・ショックを乗り越え、現在に至るまで、市長の見解を交えながら、企業誘致に対する思いをお聞かせください。

#### ○議長（小坂直親君）

1番 草川卓也議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

#### ○市長（櫻井義之君登壇）

市長の企業誘致への昭和の時代から現在に至る思い、今後への思いをご質問いただきました。

本市は、我が国東西の結節点として、また伊勢への分岐点として、古くから交通の要衝として栄えてまいりました。また、昭和40年代の高度成長期には、名阪国道、東名阪自動車道等の開通を追い風に、日東電工、古河電工、平田プレス工業——現在のエイチワンさんであります——など、電機関連や自動車分野などの企業誘致を進め、今日の内陸工業都市としての基盤が培われたというふうに考えております。

平成に入りまして、名阪亀山・関工業団地が竣工いたしまして、光洋精工（現在のジェイテクト）並びに住友金属鉱山などの多彩な製造業の立地につながり、またバブル景気とその崩壊を経験いたしました。それ以降では、お話がありました平成14年、本市と三重県が連携して進めました乾坤一てきの産業政策により、シャープを核とする液晶関連産業の集積が始まりました。その圧倒的なインパクトは、まちと市民生活を一変させ、全国の耳目を集めたところでもあります。

一方、平成20年のリーマン・ショック後の急激な環境変化におきましては、紆余曲折と表現されましたが、いろいろ厳しい局面がございましたけれども、本市の特徴でもあります多様な立地企業の業種の厚みが功を奏し、さらには平成24年の液晶関連での大型投資によりまして、厳しいながらも地域経済、雇用の下支えにつながったというふうに感じておるところであります。

ちなみに、亀山工場の創業前の平成15年と、最新平成29年のデータで現在とを比較いたしますと、製造品出荷額の伸びが2.81倍、市全体従業員数の伸びが1.31倍、地方税額の伸びで1.44倍、そのほか昼夜間人口の逆転などを見ますと、中・長期的な成長を果たしてきているというふうに考えておるところであります。

このように、当市は、昭和、平成とその時代時代の英知によりまして、交通の要衝を強みに多様なものづくり企業の立地を進め、都市の段階的な成長を実現いたしてまいりました。先人並びに関係者各位に敬意を表するものであります。

お話がありました、間もなく待望の新名神高速道路の県内本線の開通という絶好の好機にあります。現在までに、寿がきや食品、エア・ウオーター、豊田自動織機など新しいご縁につながってきておるところであります。そして、今まさに次なる時代へと勢いをつける大変重要な助走期にあるというふうに認識をいたしておりまして、産業立地に向けてしっかり取り組んでいく必要がある、新時代の幕あけとおっしゃられましたが、そういう大事な助走期間であるというふうに認識をいたしておるところであります。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

中・長期的な成長を実現させ、また現在は助走期にあると。昔も今も企業誘致というのは、この市の目玉事業であるということだと認識いたしました。

そして、それを受けまして質問に移らせていただきたいと思います。

亀山・関テクノヒルズの新区画に関する企業進出についてですが、12月議会の答弁におきましては、そう遠くない将来、全ての立地協定締結を見込んでいるというお話がございました。これは現在も変わっていないのかなと思いますが、今後、亀山市においてリニア駅周辺整備だとか、新庁舎の建設、駅前の再開発、また老朽化した道路、橋、公共施設だとか、増加する扶助費、そういったことへの対応ということに関しまして、財政運営上、大変厳しいものであると理解しております。この残区画に関して、これを残しておくというのは直接税収にも影響するものでございますので、この残区画の早期売約に向けて、亀山市はこれまで具体的にどのような取り組み、また関係機関とどのような連携を行ってきているのかに関しまして質問させていただきます。

○議長（小坂直親君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず、新区画の残区画ということでございますけれども、こちらにつきましては、鈴木議員にご答弁させていただきましたとおり、テクノヒルズ10区画のうち、6区画が進出決定をしております、残り4区画となっておりますのでございまして、残り4区画のうち2区画につきましては、販売事業者から現在具体的に売買契約の話が進んでおること、また残り2区画につきましても、多数のお問い合わせがあると伺っているところでございます。したがって、新区画につきましても、そう遠くない時期に企業立地が実現できるのではないかと考えておるところでございます。

次に、県や事業者と連携した取り組み、何をこれまでしてきたのかというところでございますけれども、まず産業振興奨励制度でございますけれども、土地取得費や新規雇用に対する補助制度でございますが、この制度を含めまして、当市の地理的優位性など立地条件のよさを、事業拡大を検討している企業に広く知っていただく必要があると考えてございます。

そのために、昨年5月には、東京ビッグサイトで開催されました企業立地フェアに亀山・関テクノヒルズの販売事業者とともに3日間ブースを出展いたしまして、PRをさせていただいております。また11月には、三重県主催の首都圏に本社などを持つ製造業、サービス業及びネットワーク機関を対象といたしました企業誘致のイベントに出展をいたしまして、本市の優位性をPRさせて

いただいたところでございます。さらに、三重県や販売事業者とも連携いたしまして、ホームページでの情報発信や企業向け雑誌への掲載、雇用対策協議会での企業への案内、また問い合わせをいただいた企業に対しての産業振興奨励制度の紹介などを行ってまいったところでございます。

引き続き、さまざまな形態での企業誘致活動を積極的に進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

さまざまな取り組みを行っていただいているというところでございます。その中でも、やはり行財政改革大綱におきましても、新たな財源、新たな税収を確保するために、積極的に企業誘致をこれからも行っていくとされております。

より一層、積極的な活動をリードするというところで、これから市長、またそういった副市長も含め、先頭に立ったトップセールスというものをこれからまた進めていく必要があると思います。

またその上で、いつまでにこの全区画の企業進出を目指す、その具体的な目標についてどのようにお考えか、お答えいただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

具体的な目標ということでございますが、先ほどもご答弁させていただきましたとおり、そう遠くない時期に企業立地の実現ができると考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

それでは、次の質問に移らせていただきたいと思います。

今後についてでございます。今議会の代表質問でも、市長の答弁にもございましたように、まずは亀山・関テクノヒルズの新区画の残り、それ以外にまだ埋まっていない区画など、そういった全区画への企業進出を優先するということでした。また、そして都市マスタープランでは、その地域に隣接する亀山インターチェンジ周辺の地域が、新たな産業拠点地域として適切な土地利用制度を検討する地域とされていると。今後、新たな工業適地の確保に向けて検討を進めたいという答弁がございました。

この答弁は、亀山・関テクノヒルズに付随する用地、すなわち関工区を検討するということなのか、それとも亀山インターチェンジ付近で亀山・関テクノヒルズとは別の全く新しい産業団地を検討していくということなのか、こちらを確認させていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

今後想定されます新しい造成区域ということだと思いますが、ご紹介いただきましたように、亀山市都市マスタープランにおきましては、この地域に隣接する亀山インターチェンジ周辺、これを

新たな産業拠点にふさわしい用途地域の指定や適切な土地利用制度を検討する地域としております。そのことから、今後につきましては、インターチェンジ周辺地域での検討を進めてまいりたいと考えております。

また、亀山・関テクノヒルズの関工区につきましては、事業者によります用地買収が部分的な買収にとどまっておりますので、事業者であります住友商事株式会社の意向を伺った上で考えてまいりたいと存じております。

どちらを進めていくのかということにつきましては、関工区は、やはり民間事業者でございますので、その意向もありまして、どちらを先にと、あるいはほかのところを先にとか、明言はできないところでございますが、あくまでもインターチェンジ周辺での検討になろうかと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

それでは、今後、都市マスタープランの土地利用、例えばリニアの駅の位置が決定するなどで、その土地利用に関して見直すといった検討が必要な時期になった場合、例えば東南部地域であったりだとか、鈴鹿道路の近辺であったりだとか、そういったところで、亀山インターチェンジ以外の地域でも新たな産業団地というものは検討する可能性はあるということによろしかったでしょうか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

リニアの駅が決定するとか、そういう亀山市にとって大きな影響を与える場合には、都市マスタープランも変更するというところにさせていただいておまして、その時点時点で工業団地、新たな区画というのも考えられることだと思っております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

先日、3月9日土曜日の中日新聞でありましたけれども、新名神高速道路の亀山西ジャンクションから新四日市ジャンクションの間の鈴鹿パーキングの付近に、17.7ヘクタールの工業団地が計画されているという記事がございました。物流拠点としての利用が見込まれているということです。早ければ、2020年度には工事に入ると検討されているということでした。

こういった交通拠点性を生かして立地優位性が高まっているのは、亀山だけではないということだと思います。鈴鹿市は、既に明確な構想が動き始めております。亀山市も、新しいチャンスをこれからどのように生かしていくのか、明確な構想が求められている段階であると思っておりますので、ぜひとも検討を進めていただきたいと考えております。

少し長くならないように、ちょっとリニアに関連させて1つ質問させていただいて、この項目を終えたいと思います。

今議会でも、2023年にはリニア中央新幹線の駅位置が発表されるという明確な答弁がございました。リニアの駅位置決定ほど、産業地域指定に大きな影響を与えるものはほかはないと考えて

おります。

2027年にリニアが開通する予定の長野県飯田市におきましては、アジア最大・最強を目指すという、アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区と銘打って、リニア時代を見据えた航空宇宙産業による戦略的な地域産業振興を進めております。

また一方で、亀山市は、かつてない交通拠点性の高まりを受けて、今後どのように戦略的な企業誘致政策、地域産業振興を行っていくのでしょうか。かつて、この亀山市を大きく変えたシャープ誘致、当時の市の担当者が県に乗り込んで、とてつもない熱意を持って亀山市の誘致を成功させました。また、何十年もの歴史を持つリニアの誘致運動、かつて亀山青年会議所の枕木運動を初めとして、現在の商工会議所や亀山市議会も加わった市民会議へと受け継がれてきております。多くの願いに支えられた長年の活動が、間もなく実を結ぼうとしている段階であります。

少し昔の話でございますが、市民会議のメンバーの方が、とある東京の中央省庁へリニア誘致の陳情に出向いたときに、ある省庁の担当者の方からこう言われたそうです。「亀山市さん、継続は力なりですね」と言われたそうです。この力というものを、これからこの亀山市はどう生かしていくのか、どうかここで示していただきたい。未来ある子供たちのためにも、このまちの未来の熱意ある継続を重ねてきた諸先輩方のためにも、亀山市の力をどうか示していただきたいと思っております。

飯田市のように、名古屋、浜松、豊橋といった大都市との広域連携で、中心的役割を果たしながら、航空宇宙プロジェクトのような特定の成長産業に狙いを定めるのか、また、それとも亀山市は、近年に引き続き多様な産業の集積という表現にとどめるのか。当然、まだリニアの駅位置というものは決まっておりませんが、企業誘致戦略の検討を今からぜひ進めていただきたいと考えております。

最後に、市長の見解と未来への熱意と亀山市の可能性、これらをお示しいただきたいと思っております。

#### ○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

#### ○市長（櫻井義之君登壇）

先ほど、さきに答弁させていただきましたが、まさに継続は力、時代時代のさまざまな変化とか条件が変わっていきます中で、本市におきましては、諸先輩を初め、関係者が本当に最高のパフォーマンスを発揮しながら今日に至っておるといふふうに思っております。リニアの誘致活動もしかりでございますし、産業基盤が段階的に成長・発展をしてきたということも、時代時代の背景がありますが、やはり大きな私どもとしての英知の結集であったと思っております。

しかし、それを可能としておりますのは、本市のまさに基本的戦略でもあります、特徴でもあります中部と近畿両圏の結節点に位置するという地理的優位性が極めて大きいというふうに認識をいたしておりますし、今回この17日の待望の新名神高速道路の本線開通、そもそも渡り線からいいますと、平成6年が施行命令でございましたので、四半世紀かけてここに至っておるといふことを考えますと、これによります交通拠点性の向上はもちろんのことでありますが、お話にありました将来のリニア構想とか、鈴鹿亀山道路、これは極めて大きなインパクトを持つといふふうに思っておるところであります。

こうしたすぐれた立地環境を生かしまして、液晶関連、自動車関連産業を初め、非鉄金属などの既存企業の事業拡張はもとより、成長が期待されます航空宇宙関連産業なども視野に入れながら企

業誘致を促進したいというふうに考えておるところであります。

さらに、来る新時代に向けまして、これは先ほども申し上げましたが、多様な産業構造を持つというのは、もう一方で、私どもの産業構造の特徴でもあろうかと思いますが、製造業に関してということでもあります。より多様な業種業態の産業立地を図っていくということで、社会経済情勢の変化にも対応可能な多様な産業構造や雇用環境を構築して、次なる活力と若者の定住促進につなげてまいりたいというふうに改めて決意をいたしております。当然、周辺の自治体、周辺のこのエリアで広域間の競争はもう既に突入して、この数年走ってまいりました。しっかり私どもは、新しい時代に向けて、その基盤をものにしていかなくてはならんと改めて決意をいたしております。どうぞ議員各位には、格別のご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

では、引き続き子育て支援について移らせていただきます。

放課後児童クラブについてでございます。

新年度に、新たに公設で放課後児童クラブ施設を南小学校区内に整備されますが、放課後児童クラブの利用希望者増加への対応は、ほとんど市内全域において喫緊の課題となっております。

まず、1つの支援単位当たりの児童数、これは基準としておおむね40名と国が定め、市の条例でも、公設の放課後児童クラブは定員としておおむね40名と定められております。このおおむねとされていますが、基準となる40名を超えている放課後児童クラブの数と、その中で最も多い児童数は何名になりますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

伊藤健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例では、1の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とするとしているところで、先ほど議員がご指摘いただいたところです。

市内19カ所の放課後児童クラブのうち、5施設につきましては、利用登録人数が40名を超えておりますが、全員が同時に利用することはほぼありませんので、日々における実際の利用は、おおむね40名の範囲でおさまっているものと把握しております。

最も多いところということですが、井田川小学校区の1つの放課後児童クラブにつきましては、市内で最も登録人数が多く、その人数は、昨年10月の時点では55名となっているところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

登録されている児童数と日々の利用者数は異なるということでしたけれども、その定員40名に対して、井田川小学校区の公設55名、しかも年度初めは大体登録者数が多いため、30年度初めは59名だったというふうに伺っております。このおおむね40名定員という規程に沿っていると

言えるのかというと、これは正直疑問かなと考えております。そのおおむねが示す幅を仮に20%と考えても、48が限界でございます。各施設で、その中で適切に保育の質を守るために、支援員の方の数をふやして対応してもらっているとはいえ、どこも支援員不足というので大変でございます。子供たちの人数がふえればふえるだけ、子供たちをグループ分けして、屋内、屋外など場所を分ける必要が出てきますので、その分、支援員にかかる負担もふえますし、支援員の方の人数も必要になります。

直接現場で働く方々から聞き取りをしても、保育の質を考えれば40名、それでも厳しいと聞き及んでおります。さらに、放課後児童クラブにおける市の補助金は、児童数45名を超えれば超えるだけ、それに応じて減少していくというのは皆さんご存じのとおりだと思います。児童数がふえれば運営が難しくなると、そんな状況でも待機児童を出してはならないという社会的な使命感を持って、幾つかの放課後児童クラブさんでは無理をしながら受け入れていただいているという現実がございます。待機児童を出すわけにはいかないから受け入れると。しかし、保育の質を保つには児童数の増加は好ましくない、支援員にかかる負担も重くなる、補助金は減るというジレンマに陥っております。安易に40名を超えていいという考え方がもしあるのであれば、それを改めていただきたいなと思います。

市の責務として、できる限り各放課後児童クラブが定員40名に近づけるためのサポートをするべきであると考えますが、いかがでしょうか。これについての見解と具体的な施策がございましたら、教えていただければと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

先ほどお話にありました井田川小学校区につきましては、現状で定員を超過して運営していただいている施設もございます。施設的に70名程度の児童が利用できる面積は確保している施設もございますが、経過措置の中で、年々定員に近づけつつ、支援員の充実など質の確保も図りながら、運営をしていただいているところでございます。

井田川小学校区は、新規の住宅地の開発もあり、児童数の変動も大きいと見込まれます。平成31年度につきましては、民間の放課後児童クラブが1施設開設されますが、今後も利用動向を注視しつつ、待機児童が発生しないよう適切な支援を行ってまいります。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

民間の放課後児童クラブの話が出ました。施政方針にも、新たに開設される井田川小学校区の民設の放課後児童クラブへの支援を行うとございました。しかし、現状はどうかと見てみますと、井田川小学校区において公設の放課後児童クラブさんでは55名という大きく定員オーバーとなっている中で、支援していくとおっしゃっていただいている民設のクラブにおいては、現状、登録者が3名という状況でございます。

まず申し上げるように、第一にこれは公設の放課後児童クラブさんの実績、地域からの信頼が高いということのあらわれであるかなとは思っています。兄弟姉妹を同じクラブにという決まりもあるこ

とも影響しているかと思えます。その一方で、せっかく手を挙げていただいた民設のクラブは、実績がないということもあり、児童が集まっていない状況でございます。

何が問題かとまとめて申し上げますと、子供たちの居場所として、放課後児童クラブの適切な児童数を確保するために、せっかく地域にあるそういった資源を活用し切れていないという現状があることではないかなあと思えます。井田川小学校区の新しい民設の放課後児童クラブには、これまでどのような支援を行ってきたのか。また、市としてこれからも支援を行っていくというのであれば、その支援のあり方を考え直さなければいけないところがあるのではないのでしょうか。今後どのような支援を行う方針か、お答えいただければと思います。

**○議長（小坂直親君）**

伊藤次長。

**○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）**

市としての支援でございますが、市としましては、運営をしていただくことになりましたら、基準に応じた補助金の交付や運営に関する助言、相談に乗るなどして支援を行ってまいりたいと考えているところです。

今回、今までの支援といたしましては、井田川小学校区は複数の放課後児童クラブがもう既にありますので、いつも保護者さんに向けて合同説明会を毎年行っていただいているんですけれども、その合同説明会に新たな民設の運営者さんも参加していただけるように、市としては支援を行ったところでございます。

**○議長（小坂直親君）**

草川議員。

**○1番（草川卓也君登壇）**

民設クラブへの支援もそうですけれども、本当に子供たちにとってよりよい居場所を確保するために、公設・民設ともに今の状況を何とか打開するために、市として柔軟な支援策を考えていただければなあと思えます。

また、待機児童対策についてでございますが、井田川小学校区は先ほどお話がございましたように、公設のクラブは比較的広い施設で運営されているため、50名を超える児童を何とか無理をしながらですけれども、受け入れてくださっております。ただ今回、川崎小学校区におきましては、公設のクラブが40名ぎりぎりの大きさの教室が2教室という形になっておりまして、それ以上ふやすことが困難であると。民設のクラブをあわせても、来年度待機児童が出るのではないかと危惧されておりました。その後の市の対応と、現状、今後の待機児童対策についてどのような考えを持っているか、お答えいただければと思います。

**○議長（小坂直親君）**

伊藤次長。

**○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）**

川崎小学校区放課後児童クラブにつきましては、学校の児童数の増加に加え、共働き家庭の増加から、利用率の伸びもあり、放課後児童クラブの利用児童数が年々増加しているところでございます。平成31年度につきましては、定員を超過する可能性もありましたが、現時点では、校区内3カ所の放課後児童クラブにおいて、おおむね定員内で利用いただける見通しとなりました。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

川崎小学校区も、井田川小学校区と同様に、今後もまた慢性的に待機児童のおそれというものがある地域であると理解しております。その中で、川崎小学校区では、民設のクラブがまた施設の拡充、今後のために検討されておりますので、またそちらに関しても、市として積極的な支援をお願いしたいと思います。

引き続きまして、職員配置基準の緩和についてでございますが、児童福祉法改正による職員配置基準が1支援単位の2名以上から1名に緩和されるという方向になっておりまして、メディアなどでは、保育の質の低下というものが懸念されていることが報じられているところでございます。

市の条例で、支援員の配置数というものは、現在の基準を維持すべきであると考えておりますが、市の見解をお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準では、放課後児童クラブの職員配置は、1カ所当たり原則2名以上の支援員を配置することとなっております。今回の改正案では、従うべき基準を参酌基準に緩和し、職員の確保が難しい地方の実情を勘案し、支援員1人でも運営できるよう柔軟に対応することができるというものでございます。

ですが、市といたしましては、子供たちにとって安心・安全な居場所となるよう、職員配置につきましては現行の基準を適用するものとし、引き続き運営支援を行ってまいります。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

これに関しては、私もいろいろと聞き取りをしまして、全会一致で基準を守るべきだと聞いておりますので、ぜひ継続していただければと思います。

引き続きまして、放課後児童支援員の処遇改善についてでございます。

支援員不足にはさまざまな原因があると思いますが、その一つに支援員の方々の処遇改善というものが進んでいないことがあると考えております。支援員の方の処遇改善を進めるべきであると考えておりますが、現在市としてどのような支援を行っているか。具体的には、厚生労働省の放課後児童健全育成事業の実施状況について教えてください。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

処遇改善ということですが、放課後児童支援員等に対しまして、県内でも早い時期の平成29年度から、放課後児童支援員等処遇改善等事業補助金により支援員等の処遇改善に努めているところでございます。その放課後児童支援員等処遇改善等事業補助金というのは、平成25年度を基準として、現在の人件費との差額を補助するものでございます。これによって支援させていただいてお

ります。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

ちょっと時間がないので、質問という形にはしませんが、それに加えてキャリアアップ処遇改善事業というものに関しては、まだ亀山市において行われていないと伺っておりますので、これに関しては、ぜひ今後進めていただきたいと思いますと考えております。

その上で、私は亀山市独自の施策で支援員の処遇改善を行っていただきたいと提案させていただきたいと思います。放課後支援員の仕事を、単なる放課後の預かりを超えまして、学校教職員や子供にかかわる関係者とのチームワーク、また地域の人材とともに協働しながら、子供の発達、健やかな成長を支える仕事と位置づけまして、若者にとっても魅力ある一つの職業として認知され、フルタイムで継続的に、かつキャリアアップ可能な仕事へと変えていく、そういった仕組みづくりが必要であると考えております。

いろいろと文献を調べておりましたが、スウェーデンなんかでは、学校教員と支援員の養成課程の一元化が行われておられて、支援員が午前中学校で働けるような仕組みをつくっております。スウェーデンのようにしろとは言いませんけれども、この亀山市におきましても、例えば教育を専門的に学んだ人材を市が採用し、午前中は職員として働き、午後は支援員として働くといった仕組み、こういったものをつくれませんか。

また、現場で最も求められているのは、専門の支援員を市から各放課後児童クラブに1名ずつ配置して、例えば10時から19時までといったフルタイムで働いていただき、管理職として責任ある立場として継続的に働いてもらうという立場の方が必要とされております。そのような方が1人はいないと、学校とのやりとりであったりだとか、労務管理だとか、クラブを運営していくために大きな負担がかかっているのが現状でございます。

パートの支援員さん、とても頑張っていただいておりますけれども、限界がございます。とても大変だと言っております。このような仕組みづくりを、支援員という仕事を若者にとって魅力ある仕事にするために行政として検討できないか、見解を伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

議員にいただきました貴重な提案といたしまして、支援員の処遇、それから働き方等、いろいろな情報を集めていながら検討をしていきたいと考えております。放課後児童クラブは、子供たちにとって放課後のとても大切な居場所と思っているところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

では、引き続きまして、子供の成長にふさわしい環境づくりについてでございます。

まず、放課後児童クラブと学校教育との連携についてでございます。放課後児童クラブを学校教育に積極的に生かすという発想に転換していく、こういったことが必要ではないかと私自身考えて

おります。放課後児童クラブが、子供にとって心地よい居場所となりまして、健全な心、健全な体を育み、またいろんなことを学ぶ習慣づくりをサポートすることで、学校でのより効率的な教育というものも期待できるのではないかと考えております。

そのために、子供にかかわる地域の一員として、放課後児童クラブ支援員の方々が、例えばコミュニティ・スクール、学校運営協議会に加わるなど情報共有を推進していくことは考えられるのではないかなと考えております。

このような放課後児童クラブと学校教育との連携、つまりは教育と福祉の切れ目ない連携というところに関しまして、見解をお聞かせいただければと思います。

**○議長（小坂直親君）**

草川教育部長。

**○教育部長（草川吉次君登壇）**

放課後における子供の居場所づくりにつきましては、これまで学校、放課後児童クラブ、放課後子ども教室が連携・協力して取り組んでいるところでございます。この取り組みは、地域の子供は地域で育てるという視点を大切にし、それぞれの活動の中で子供と地域の大人たちの人間関係を構築しながら放課後児童クラブ、放課後子ども教室ともに、それぞれの学校区において地域の実情に即して運営されており、学校関係者と放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の関係者間の情報共有を図り、連携を密にしていくことが重要であると考えております。実際に、放課後児童クラブ、放課後子ども教室の運営を協議する場に学校関係者が委員として参画し、情報を共有している学校区もでございます。教育委員会といたしましては、連携のあり方について、地域の実情を尊重しつつ支援なども行ってまいりたいと存じます。

**○議長（小坂直親君）**

草川議員。

**○1番（草川卓也君登壇）**

その連携を支援していくというところで、先ほどもございました、例えば神辺小学校区では、そういった放課後児童クラブの支援員の方がCSに入っているといった事例もありますし、昼生小学校区でもまた検討中の事例などもございますので、そういったことを一つのケースとして共有していくために、各地域での教育だとか保育のあり方をブラッシュアップしていくために、コミュニティ・スクール、学校運営協議会同士の情報共有の場をぜひ今後検討していただければと考えております。

また、子供の成長にふさわしい環境づくりを推進するという点で、放課後児童クラブ、これは保育所のような職員による自己評価制度というものが現在義務化されていないところでございます。放課後児童クラブにおきましても、子供にふさわしい環境が確保されているか、保育所と同じように支援員による自己評価を義務化、もしくは市による一元的な第三者評価制度というものを構築して、またそれを踏まえて、子供や親が運営の改善に向けて意見を出せる関係者評価委員会など、そういったものの設置を義務づけるなど、さまざま手法として考えられますが、市の見解としてはいかがでしょうか。

**○議長（小坂直親君）**

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

現在、亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例におきまして、放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容についてみずから評価を行い、その結果を公表するように努めなければならないとなっております。また、公設の指定管理者につきましては、基本協定書の中でも自己評価の実施を定めているところでございますが、いずれも努力義務となっているところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

努力目標ということでございます。しかし、少なくともこの放課後児童クラブが目指すべき保育の質の基準というものを市は明確に示すべきであるかなと考えております。市が運営を助成している以上は、保育の質が守られているかチェックすべきであると思ひますし、そのために基準は必要だと思ひますし、自己評価であったりだとか、第三者評価制度があれば、支援員のスキルアップにつながり、またこれが、行く行く支援員がフルタイムで継続的に働けるようなキャリアアップ可能な職業として確立された際には、例えば昇給の基準となるようなものでもあると思ひますので、どうかこれからも放課後児童クラブを取り巻く環境整備のため、引き続き、さまざま提案させていただきましたが、前向きな検討をお願いさせていただきますして、次の質問に移りたいと思ひます。

次の地区防災に関してのところでございますが、こちらは総務委員会のほうに回させていただきますと思ひます。

分散型エネルギーについての質問に入りたいと思ひます。

まず、市内の整備状況と検討課題についてというところでございますが、8年前の東日本大震災の教訓として、大規模集中型の電力システムの脆弱性というものが浮き彫りになりました。今後は、エネルギーを地産地消する分散型エネルギーと従来の集中型エネルギーが調和したエネルギーシステムの構築が求められていると考えております。

分散型エネルギーは大きく2つに分かれます。1つ目は再生可能エネルギーでございます。これは説明不要かもしれませんが、亀山市内では、主に太陽光発電を公共施設に導入が進められているところでございます。

2つ目は、コジェネレーションエネルギーでございます。コジェネレーションエネルギーとは、天然ガスであったりとか、石油、LPガスなどを燃料としまして、エンジン、タービン、また燃料電池により発電し、その際に生じる熱も同時に回収して、冷暖房や給湯などに利用する熱電併給システムと言われているものでございます。これを導入することによって、施設のエネルギー効率を高め、また省エネルギーを実現するシステムでございます。温室効果ガスの排出量削減につながりまして、亀山市も積極的に進めている地球温暖化防止に大きく貢献するものであると考えております。このコジェネレーション用の発電機を非常用の発電機として併用すれば、災害などで停電した場合にも電気を使いつづけることができる、こういった公共施設、特に防災拠点となる公共施設にはぜひ計画的な導入を検討していただきたいと考えております。

総合計画には、環境負荷の少ない社会の形成を目指すともありますけれども、このような分散型エネルギーに対する市の考え方をお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

佐久間生活文化部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

分散型エネルギーにつきましては、非常時のエネルギー供給の確保、熱の有効活用等によるエネルギーの効率的利用などにつながるものでございますので、先ほどもおっしゃいましたが、防災の観点からも有効でございますので、分散型エネルギーの導入につきましては促進していく必要があると認識しております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

現在、公共施設で分散型エネルギー施設、この亀山市内で設置されているのは、亀山市内5カ所、それも太陽光発電のみであると伺っております。

また、これから見直しが予定されている環境基本計画におきまして、地球規模の環境問題の対応ということで、太陽光発電の導入率目標というものが明記されております。これが平成24年時点で、亀山市の現状が6.7%であると。平成32年目標値が17.5%とあります。現在、平成31年度を目前としておりますけれども、亀山市内の公共施設への導入は5カ所となりますが、目標達成への見込みはどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

太陽光発電が公共施設で5カ所とおっしゃいましたんですが、新しく川崎小学校ができて、6カ所ということになるわけでございます。その中で、この17.5という目標がございますが、なかなかちょっと難しい面はあるとは思いますが、今後、公共施設の建てかえとか、そういうところには再生エネルギーをつくっていくということで進めてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

現状、改善するにしても、総合計画における成果指数として上げられているのが、地球温暖化防止対策に関するイベント等への参加者数という啓発活動の促進、これが目標に上げられているところに、そこに限られてしまっているという、それも影響しているのかなと思います。市民の省エネルギーに対する意識の向上というものはもちろん大切でございますけれども、省エネ、また創エネが一層求められている時代という認識があるのであれば、市が掲げる目標として、ちょっと不十分と言わざるを得ないのではないのでしょうか。

また、先ほどから申し上げておりますように、再生可能エネルギー、太陽光に限るのではなく、コジェネレーションエネルギーを含めた分散型エネルギー、さまざまな形でそういった分散型エネルギーの導入を検討する必要があると考えております。CO<sub>2</sub>排出量目標だけではなくて、防災を見据え、また防災拠点となる公共施設の機能強化として積極的に導入をしていただきたいと、繰り返しになりますが、お願いしたいと思っております。

これから環境基本計画を見直すという段階にあるのであれば、公共施設、特に避難所など、防災拠点となる公共施設において、新規分散型エネルギー設備の設置数を目標に据えるべきと考えております。環境、防災に直結する分散型エネルギーについて、最後に市長に見解をお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

環境先進地域を目指してさまざまな取り組みを進めてきておりますが、ご指摘のように、再生エネルギーあるいは新エネルギー、こういう導入に向けた取り組みというのが若干弱いのではないかと、このご指摘はそのように受けとめさせていただいておるところであります。

しかしながら、今の地球温暖化防止対策実行計画、さまざまなレベルの取り組みの総和であろうと思っておりますが、今これも触れていただきました環境基本計画の見直し時期ということになっておりますので、しっかりその検証をし、今後の展望をしっかり持った上で、この計画の見直しの中でさまざまな角度から検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

ぜひ前向きなご検討をお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

1番 草川卓也議員の質問は終わりました。

以上で、予定しておりました通告による質問は終了しました。

これより一般質問に対する関連質問ですが、通告はありませんので、関連質問を終わります。

以上で、日程第2に掲げた市政に関する一般質問を終結します。

次に、お諮りします。

あす13日から25日までの13日間は、各常任委員会における付託議案の審査のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

あす13日から25日までの13日間は休会することに決定しました。

続いてお諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

休会明けの26日は午前10時から会議を開き、付託議案の審議を行います。

本日はこれにて散会します。

(午後 3時57分 散会)

平成31年3月18日

亀山市議会定例会会議録（第7号）

●議事日程（第7号）

平成31年3月18日（月）午後1時15分 開議

第 1 発言取消について

---

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

●出席議員（18名）

1番	草川卓也君	2番	中島雅代君
3番	森英之君	4番	今岡翔平君
5番	新秀隆君	6番	尾崎邦洋君
7番	中崎孝彦君	8番	豊田恵理君
9番	福沢美由紀君	10番	森美和子君
11番	鈴木達夫君	12番	岡本公秀君
13番	伊藤彦太郎君	14番	前田耕一君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

---

●欠席議員（なし）

---

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	西口昌利君
総合政策部長	山本伸治君	生活文化部長	佐久間利夫君
健康福祉部長	井分信次君	産業建設部長	大澤哲也君
上下水道部長	宮崎哲二君	危機管理監	久野友彦君
総合政策部次長	落合浩君	生活文化部次長兼 関支所長	青木正彦君
健康福祉部次長	伊藤早苗君	産業建設部次長	亀淵輝男君
生活文化部参事	深水隆司君	産業建設部参事	服部政徳君
産業建設部参事	草川保重君	会計管理者	渡邊知子君
消防長兼消防部長	平松敏幸君	消防署長	豊田邦敏君
地域医療統括官	伊藤誠一君	地域医療部長	古田秀樹君
教育長	服部裕君	教育部長	草川吉次君
教育委員会事務局参事	亀山隆君	監査委員	渡部満君
監査委員事務局長	木崎保光君	選挙管理委員会 事務局長	松村大君

---

●事務局職員

事務局 長 草川 博 昭  
書 記 水 越 いづみ

議事調査課長 渡 邊 靖 文

---

●会議の次第

(午後 1時15分 開議)

○議長 (小坂直親君)

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第7号により取り進めます。

これより日程第1、発言取消についてを議題とします。

お諮りします。

市長から3月11日の伊藤議員の一般質問に対する総合政策部次長の答弁において、債務負担行為、図書館保留床購入費の財源について、新市まちづくり計画の位置づけが不明確な中での発言であったとの理由により、その一部を取り消したいとの申し出がありました。この取り消し申し出を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (小坂直親君)

ご異議なしと認めます。

市長からの発言の取り消し申し出を許可することに決定しました。

次に、山本総合政策部長より発言を求められておりますので、これを許します。

山本総合政策部長。

○総合政策部長 (山本伸治君登壇)

まずもって、議員各位におかれましては、図書館整備にかかわる財源についての答弁の取り消しをただいまお認めいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

また、図書館整備におきましては、新市まちづくり計画の位置づけが不明確な中、合併特例債を活用した説明を行いましたこと、おわびを申し上げます。

今後の図書館整備にかかわります地方債の借り入れにつきましては、極力有利な起債を選択し、手続に万全を期して進めてまいりたいと存じます。

なお、活用する地方債が決定次第、速やかに議会にお示しをさせていただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 (小坂直親君)

続いてお諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (小坂直親君)

ご異議なしと認めます。

休会明けの26日は午前10時から会議を開き、付託議案の審議を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

(午後 1時17分 散会)



平成31年3月26日

亀山市議会定例会会議録（第8号）

●議事日程（第8号）

平成31年3月26日（火）午前10時 開議

- 第 1 議案第 1号 亀山市鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源を守り継ぐ条例の制定について
- 第 2 議案第 2号 亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第 3 議案第 3号 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 4 議案第 4号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第 5号 亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部改正について
- 第 6 議案第 6号 亀山市基金条例の一部改正について
- 第 7 議案第 7号 亀山市閑宿伝統的建造物群保存地区資料館条例の一部改正について
- 第 8 議案第 8号 鈴鹿峠自然の家条例の一部改正について
- 第 9 議案第 9号 亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 第 10 議案第 10号 亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 第 11 議案第 11号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 12 議案第 12号 亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 第 13 議案第 13号 亀山市総合環境センター条例の一部改正について
- 第 14 議案第 14号 亀山市営住宅条例の一部改正について
- 第 15 議案第 15号 亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の一部改正について
- 第 16 議案第 16号 亀山市火災予防条例の一部改正について
- 第 17 議案第 17号 平成30年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について
- 第 18 議案第 18号 平成30年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第 19 議案第 19号 平成30年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第 20 議案第 20号 平成30年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第 21 議案第 21号 平成30年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第 22 議案第 22号 平成30年度亀山市病院事業会計補正予算（第1号）について
- 第 23 議案第 23号 平成31年度亀山市一般会計予算について
- 第 24 議案第 24号 平成31年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について
- 第 25 議案第 25号 平成31年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 第 26 議案第 26号 平成31年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について
- 第 27 議案第 27号 平成31年度亀山市水道事業会計予算について
- 第 28 議案第 28号 平成31年度亀山市工業用下水道事業会計予算について
- 第 29 議案第 29号 平成31年度亀山市公共下水道事業会計予算について
- 第 30 議案第 30号 平成31年度亀山市病院事業会計予算について

- 第 31 議案第31号 損害賠償の額を定めることについて
- 第 32 議案第32号 専決処分した事件の承認について
- 第 33 議案第33号 市道路線の認定について
- 第 34 議案第34号 市道路線の認定について
- 第 35 議案第35号 市道路線の認定について
- 第 36 議案第36号 亀山市都市マスタープランの策定について
- 第 37 議案第37号 平成30年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について
- 第 38 議案第38号 平成31年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について
- 第 39 議案第39号 人権擁護委員の候補者の推薦同意について
- 第 40 議案第40号 人権擁護委員の候補者の推薦同意について
- 第 41 議員提出議案第1号 国民健康保険制度に対する国の財政支援の拡充を求める意見書の提出について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1 番	草 川 卓 也 君	2 番	中 島 雅 代 君
3 番	森 英 之 君	4 番	今 岡 翔 平 君
5 番	新 秀 隆 君	6 番	尾 崎 邦 洋 君
7 番	中 崎 孝 彦 君	8 番	豊 田 恵 理 君
9 番	福 沢 美由紀 君	10 番	森 美和子 君
11 番	鈴 木 達 夫 君	12 番	岡 本 公 秀 君
13 番	伊 藤 彦太郎 君	14 番	前 田 耕 一 君
15 番	前 田 稔 君	16 番	服 部 孝 規 君
17 番	小 坂 直 親 君	18 番	櫻 井 清 蔵 君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市 長 櫻 井 義 之 君	副 市 長	西 口 昌 利 君
総合政策部長 山 本 伸 治 君	生活文化部長	佐久間 利 夫 君
健康福祉部長 井 分 信 次 君	産業建設部長	大 澤 哲 也 君
上下水道部長 宮 崎 哲 二 君	危機管理監	久 野 友 彦 君
総合政策部次長 落 合 浩 君	生活文化部次長兼	青 木 正 彦 君
健康福祉部次長 伊 藤 早 苗 君	関 支 所 長	
	産業建設部次長	亀 淵 輝 男 君

生活文化部参事	深水隆司君	産業建設部参事	服部政徳君
産業建設部参事	草川保重君	会計管理者	渡邊知子君
消防長兼消防部長	平松敏幸君	消防署長	豊田邦敏君
地域医療統括官	伊藤誠一君	地域医療部長	古田秀樹君
教育長	服部裕君	教育部長	草川吉次君
教育委員会事務局参事	亀山隆君	監査委員	渡部満君
監査委員事務局長	木崎保光君	選挙管理委員会 事務局長	松村大君

●事務局職員

事務局長	草川博昭	書記	水越いづみ
書記	村主健太郎		

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長(小坂直親君)

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第8号により取り進めます。

それでは、去る8日の本会議におきまして、所管の各常任委員会にその審査を付託しました日程第1、議案第1号から日程第36、議案第36号までの36件を一括議題とします。

各常任委員会委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

総務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第 2号	亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第 4号	亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第 5号	亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部改正について	原案可決
議案第16号	亀山市火災予防条例の一部改正について	原案可決

平成31年3月15日

亀山市議会議長 小 坂 直 親 様

---

教育民生委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第 1 号	亀山市鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源を守り継ぐ条例の制定について	原案可決
議案第 3 号	亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第 6 号	亀山市基金条例の一部改正について	原案可決
議案第 7 号	亀山市閑宿伝統的建造物群保存地区資料館条例の一部改正について	原案可決
議案第 8 号	鈴鹿峠自然の家条例の一部改正について	原案可決
議案第 9 号	亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第10号	亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第11号	亀山市国民健康保険税条例の一部改正について	原案可決
議案第12号	亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第13号	亀山市総合環境センター条例の一部改正について	原案可決
議案第31号	損害賠償の額を定めることについて	原案可決

平成31年3月14日

教育民生委員会委員長 福 沢 美由紀

亀山市議会議長 小 坂 直 親 様

---

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104

条の規定により報告します。

記

議案第14号	亀山市営住宅条例の一部改正について	原案可決
議案第15号	亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の一部改正について	原案可決
議案第32号	専決処分した事件の承認について	承認
議案第33号	市道路線の認定について	原案可決
議案第34号	市道路線の認定について	原案可決
議案第35号	市道路線の認定について	原案可決
議案第36号	亀山市都市マスタープランの策定について	原案可決

平成31年3月13日

産業建設委員会委員長 伊藤彦太郎

亀山市議会議長 小坂直親様

---

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第17号	平成30年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について	原案可決
議案第18号	平成30年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について	原案可決
議案第19号	平成30年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について	原案可決
議案第20号	平成30年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について	原案可決
議案第21号	平成30年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について	原案可決
議案第22号	平成30年度亀山市病院事業会計補正予算（第1号）について	原案可決
議案第23号	平成31年度亀山市一般会計予算について	原案可決
議案第24号	平成31年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について	原案可決
議案第25号	平成31年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について	原案可決
議案第26号	平成31年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について	原案可決

議案第 27 号	平成 31 年度亀山市水道事業会計予算について	原案可決
議案第 28 号	平成 31 年度亀山市工業用水道事業会計予算について	原案可決
議案第 29 号	平成 31 年度亀山市公共下水道事業会計予算について	原案可決
議案第 30 号	平成 31 年度亀山市病院事業会計予算について	原案可決

平成 31 年 3 月 20 日

予算決算委員会委員長 岡 本 公 秀

亀山市議会議長 小 坂 直 親 様

○議長（小坂直親君）

初めに、今岡翔平総務委員会委員長。

○4 番（今岡翔平君登壇）

ただいまから、総務委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る 8 日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、15 日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長等から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

初めに、議案第 2 号亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、国家公務員に対する超過勤務命令の上限設定等に係る規定が改正されたことから、市職員に対する規定についてこれに準じた取り扱いとするため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、時間外勤務命令の上限時間の適用除外について、どのような場合が想定されるのかとの質疑があり、これについては、主に災害への対応が中心になってくると認識しているとの答弁でありました。

次に、上限時間を超える時間外勤務命令の要因の分析及び検証について質疑があり、これについては、まず事務的には総合政策部総務課の中で判断するが、それに加え、副市長をトップとする職員選考試験委員会等の検証、また、副市長による年 3 回の部長級へのヒアリングの機会も活用し、総合的に検証していくとの答弁でありました。

次に、時間外勤務命令の上限時間を超過した場合、罰則はあるのかとの質疑があり、これについては、民間は罰則があるが、地方公務員、国家公務員については労働基準法の対象職員外ということで、罰則はないとの答弁でありました。

次に、管理職による時間外勤務の管理について質疑があり、これについては、月 45 時間、年 360 時間の上限時間が設けられることで、これまでの四半期ごとの管理を毎月の管理に変える必要があり、より管理職の管理能力が問われるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第 4 号亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正については、文化財保護事

業に関連する職員の不祥事に鑑み、平成31年4月1日から同年5月31日までの間における市長の給料月額を減額するため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、減額額について、現在の本則から5パーセントを減じた給料月額94万5,250円ではなく、本則の給料月額99万5,000円に10パーセントを乗じた額とした理由について質疑があり、これについては、それぞれの考え方があるが、本則の給料月額の10パーセントを減額すべきと判断した。不祥事による減額措置なので、より厳しいほうを選択したとの答弁でありました。

次に、副市長の給料もこれに準ずるべきではないかとの質疑があり、これについては、原因となった不祥事は、現副市長の就任前であり、現副市長に監督責任はないと判断したとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第5号亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部改正については、平成31年10月1日から消費税率が8%から10%へ引き上げられることから、消費税の課税対象となる公共サービス等の使用料等について、消費税を適正に転嫁した金額となるよう見直しが必要となるため、関係する26の条例について、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、各公共施設に設置されている自動販売機の設置料も改正の対象になるのかとの質疑があり、これについては、自動販売機は土地の貸付契約を行っているので、別途、契約を変更することになるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第16号亀山市火災予防条例の一部改正については、三重県消防予防担当課長会議において、平成32年4月1日から県内全ての消防本部において、重大な消防法令の規定に違反する防火対象物を公表する制度を実施する方針となったことから、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、現在、公表の対象となる防火対象物はあるのかとの質疑があり、これについては、1件あるとの答弁でありました。

次に、公表の手段について質疑があり、これについては、市のホームページで公表する予定であるとの答弁でありました。

次に、施行日を1年後の平成32年4月1日とした理由について質疑があり、これについては、多くの防火対象物の査察を行うための期間であるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、総務委員会の審査報告といたします。

#### ○議長（小坂直親君）

次に、福沢美由紀教育民生委員会委員長。

#### ○9番（福沢美由紀君登壇）

ただいまから、教育民生委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る8日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、14日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長等から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

初めに、議案第1号亀山市鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源を守り継ぐ条例の制定につい

ては、鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源に改めて誇りを感じ、その自然環境等をかけがえのない財産として守り、次世代に継承していくため、この条例を制定するものです。

審査の過程では、この条例が市民に求める役割について質疑があり、これについては、市が行う源流域の保全等に関する活動に対し協力や参画すること、あるいは観光など自主的に行っていただくことであるとの答弁でありました。

次に、制定内容に自然環境と歴史的資源を守るとあるが、この2つの関連性について質疑があり、これについては、大もとの環境基本計画の中で、自然環境や歴史的資源の保全について記載されており、それを受けているとの答弁でありました。

次に、条例全体が努力義務的な規定となっている中、第9条のみ他の条項より強い表現になっている理由について質疑があり、これについては、この条例の中でも鈴鹿川最上流域の歴史的資源については特に重視していきたいという思いから、このような規定になっている。また、この条例は、森を守る力が低下してきている中で、市民・行政・事業者の力を結集して森を守り、次の世代に伝えていこうという思いを大きく捉え明文化し、他の関係法令と連動させて実現しようとするものであり、この理念は事業等実行性を伴う前提として力を発揮し育てていくことが大事なので、いろんな分野で事業が展開するよう努力するとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第3号亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、市の学校薬剤師の報酬について、県内他市の状況等を考慮し、適正な報酬の額とするため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、学校薬剤師の職務内容について質疑があり、これについては、学校の施設における換気、採光、照明等の検査、飲料水やプールの水質検査、薬物乱用防止教室などの開催等の薬学的な指導、助言であるとの答弁でありました。

次に、現在の報酬の額の規定を運用していた期間と県内他市の状況について質疑があり、これについては、いつからという時期は不明であるがかなり以前からであり、当市と同じように加給額で規定しているのは、当市を含めて6市であるとの答弁でありました。

次に、2校以上兼務している薬剤師の人数について質疑があり、これについては、7名が複数校を担当しているとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第6号亀山市基金条例の一部改正については、平成30年度から国民健康保険制度が改正され、県が財政運営の責任主体となったが、事業の健全な財政運営には基金が必要であるため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、基金の用途について質疑があり、これについては、急激な被保険者の減少等により税収が少なくなった場合に、この基金を活用しようと考えているとの答弁でありました。

次に、平成31年度に1,000万円積み立てた後の積み立ての継続について質疑があり、これについては、財政は安定化する見込みであるため、今のところ追加で積み立てることは考えていないとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第7号亀山市関宿伝統的建造物群保存地区資料館条例の一部改正については、関の山

車と祭りの保存、継承を行うとともに、関宿の新たな魅力づくりに寄与するため、亀山市関宿伝統的建造物群保存地区資料館として、新たに関の山車会館を整備し、平成31年7月1日に開館するため及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律により、平成31年10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、あわせて所要の改正を行うものです。

審査の過程では、第6条関係が新たに加えられたが、時間外使用とはどのようなことを想定しているのかについての質疑があり、これについては、貸し館業務を想定しているとの答弁でありました。

次に、この条例の第6条の適用範囲について質疑があり、これについては、関宿旅籠玉屋歴史資料館と関まちなみ資料館は貸し館を行っていないため適用範囲外であるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第8号鈴鹿峠自然の家条例の一部改正については、鈴鹿峠自然の家のプールについて、水源の確保が困難であることと老朽化に伴う改修に多額の費用が見込まれることから、同設備を廃止するため及び貸し出しを行っているテントについて、現在需要がなく劣化も進んでいることから、貸し出しを廃止するため、あわせて所要の改正を行うものです。

審査の過程では、鈴鹿峠自然の家のプールは今後どうするのかとの質疑があり、これについては、当面は取り壊しせずそのままの状態にしておくとの答弁でありました。

次に、プールを防火水槽として活用しないのかとの質疑があり、これについては、防火水槽は、鈴鹿峠自然の家の近接地に存在し、事故防止の観点からもプールの水は抜いた状態にしているとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第9号亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正については、県制度において未就学児童の窓口無料化が導入され、県内市町の多くが平成31年9月1日から、県内の保険医療機関で医療を受けた場合における窓口無料化を実施するため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、条例改正の背景として、県内市町の多くが、平成31年9月1日から県内の保険医療機関で医療を受けた場合に窓口無料化を実施するということであるが、県内全てではないということかとの質疑があり、これについては、実施できないところが1町あると聞いているとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第10号亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については、災害弔慰金の支給等に関する法律が改正され、平成31年4月1日から市が貸し付ける災害援護資金の貸付利率について、年3パーセント以内で条例で定める率とされること及び災害弔慰金支給等に関する法律施行令が改正され、平成31年4月1日から災害援護資金の貸し付けに関する規定が改められることから、あわせて所要の改正を行うものです。

審査の過程では、災害援護資金貸し付けの際、被災者には保証人なしで無利子にすることは検討しなかったのかとの質疑があり、これについては、東日本大震災の際の特例等の事例を鑑みて、貸付利率を1.5パーセントとする選択をしたとの答弁でありました。

次に、災害援護資金の貸付限度額について質疑があり、これについては、世帯主について1カ月

以上の負傷があった場合は、住宅の全壊で上限350万円である。なお、貸し付けに対しては、所得制限等による貸付要件があるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第11号亀山市国民健康保険税条例の一部改正については、国民健康保険法等の一部を改正する法律が施行され、持続可能な制度とすることを目指すこととなったことに伴い、一般会計からの法定外繰り入れを解消し、国民健康保険財政の健全化を図るため、標準保険税率を参考に税率の改正を行うこと及び地方税法施行令が改正され、平成30年4月1日から国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額が引き上げられたため、あわせて所要の改正を行うものです。

審査の過程では、亀山市の県下各市国民健康保険税額の順位が平成30年度は13位であったが、条例の改正後は5位まで順位が上がることにについて質疑があり、これについては、県内他市は、国民健康保険税を引き上げる市はないと聞いているとの答弁でありました。

次に、基礎課税額の課税限度額について質疑があり、これについては、今回医療分を4万円引き上げ、限度額の合計では89万円から93万円となるが、高所得者に若干負担いただき、中間所得層の負担軽減に配慮したとの答弁でありました。

次に、平均的な所得者及び低所得者の負担について質疑があり、これについては、資産割を廃止したことにより応益分も引き上げているため、世帯の人数が多いと負担がふえ、所得がない場合は、固定資産税が課税されていた場合、減る方も見えるとの答弁でありました。

次に、一般会計からの法定外繰り入れを増額する考えがあるのかとの質疑があり、これについては、本来、特別会計はその会計で独立して均衡がとれる運営をすべきであり、国が抜本的な改革を実現できるように働きかけていく必要があるとの答弁でありました。

次に、亀山市は納付金がふえるが、納付金の増減はどのような要因によるのかとの質疑があり、これについては、所得水準が高いところについては納付金が増額するほか、保険財政安定化共同事業で拠出金に対する交付金や前期高齢者交付金が多い市町については納付金が増額するとの答弁でありました。

次に、国の財政支援の要請について質疑があり、これについては、三重県市長会等から最重要提言として国へ働きかけをしているとの答弁でありました。

次に、健康づくりに関する国保の保険者努力支援制度の状況について質疑があり、これについては、制度改革に伴って創設される交付金として、平成30年度の交付額は1,247万1,000円で、なるべく多く交付されるよう努力しているとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第12号亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則が改正され、平成31年4月1日から一般廃棄物処理施設に置かなければならない技術管理者の資格に関する基準が見直されることに伴い、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、今回の改正で加えられた専門性の高い条件を満たす職員がいるのかとの質疑があり、これについては、現在も条例で技術管理者の資格の基準を定めており、第1号から第11号までのうち、該当する専門科目の課程を修了した職員はいないため、第11号同等以上の知識及び技能を有すると認められる者として技術管理者を設置しているとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第13号亀山市総合環境センター条例の一部改正については、コンポスト化センターの運営手法について、民間への運営移譲が最も効率的で効果的な手法であることから、平成31年4月1日から運営を民間事業者に移譲するため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、公募で決定した事業者の問題により事業が1年延期され、平成31年度からになった要因等について質疑があり、これについては、選定をした事業者の一部国税の滞納があったことから、刈り草コンポスト化センターを民間が運営する際必要となる県の一般廃棄物処理施設の許可申請ができず延期となったが、その後全て完納され、県の許可も取得したため、民間移譲を進めているとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第31号損害賠償の額を定めることについては、布気町地内において発生した庁用車両による物損事故に伴う損害賠償の額を決定することについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものです。

審査の過程では質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、教育民生委員会の審査報告といたします。

#### ○議長（小坂直親君）

次に、伊藤彦太郎産業建設委員会委員長。

#### ○13番（伊藤彦太郎君登壇）

ただいまから、産業建設委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る8日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、13日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

初めに、議案第14号亀山市営住宅条例の一部改正については、野村、若草、城山及び新所住宅は、耐用年数が経過し老朽化していることから、亀山市公営住宅等長寿命化計画において用途廃止の判定を行っており、既に入居者が退去した住宅について用途を廃止するため所要の改正を行うものです。

審査の前に現地確認を行い、審査の過程では、市営住宅の跡地利用について質疑があり、これについては、特に野村住宅の跡地は居住誘導区域内であり、市としての方向性は決まっていないが、将来的には戸建て住宅の誘導につながっていくことも考えられる。用途廃止が議決されたら平成31年度に解体を行い、跡地を普通財産とし、庁内で総合的に検討していくとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第15号亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の一部改正については、技術士法施行規則の改正により、上下水道部門の選択科目が見直され、平成31年4月1日から水道環境が上水道及び工業用水道に統合され、削除されることに伴い、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第32号専決処分した事件の承認については、営業禁止仮処分命令申立事件の和解に

ついて、平成31年2月12日付で専決処分したので、議会の承認を求めるものです。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第33号市道路線の認定については、開発行為により設置された新規路線である市道川合40号線の路線の認定について、議会の議決を求めるものです。

審査の前に現地確認を行い、審査の過程では、事業者はこのエリアが洪水ハザードマップの浸水想定区域内であることを購入者に対して適切に説明しているのかとの質疑があり、これについては、当然説明がされていると認識しているとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第34号及び議案第35号の市道路線の認定については、開発行為により設置された新規路線である市道川合41号線及び42号線の路線の認定について、議会の議決を求めるものです。

審査の前に現地確認を行い、審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第36号亀山市都市マスタープランの策定については、市の都市計画に関する基本的な方針を定める亀山市都市マスタープランの策定について、議会の議決を求めるものです。

審査の過程では、マスタープランを即効性かつ実効性のあるものとするため、直ちに計画内容実現のためのアクションプログラムを作成すべきであるという産業建設委員会の意見に対し、早急に実施すべき重点項目を3つの戦略方針としてエリアプランを立て、その中でまちづくりのプロセスを記載しているとの回答であったが、納得できるものではなく、見解を尋ねるとの質疑があり、これについては、マスタープランは3つのプランと土地利用も含めて4つの目玉で提示しており、この中にたくさんのメニューを記載している。3つのエリアだけでなく、土地利用も並行して進めていくとの答弁でありました。

次に、マスタープランには中山間地域への対応が示されていないことについて質疑があり、これについては、マスタープランは全体の調和やまちづくりのプロセス、土地利用の制度をコントロールする計画である。中山間地域の課題については、総合計画のさまざまな施策事業を展開して解決していくとの答弁でありました。

次に、今回のマスタープランの特徴である特定用途制限地域について質疑があり、これについては、白地のところに特定用途制限地域や自主条例等の適用ができるか検討していくとの答弁でありました。

次に、都市計画区域の中で特定用途制限地域を設けるのか、行政区域全体で網をかけるのかとの質疑があり、これについては、特定用途制限地域は都市計画区域内での対応になり、自主条例は市域全体で適用できると考えているので、市にふさわしい方法を見きわめていくとの答弁でありました。

次に、自主条例も大きな目玉であるが、市が考えている条例の内容について質疑があり、これについては、エリアを決めて、行政だけではなく、地域も含めた形での仕組みを考えていきたいとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、産業建設委員会の審査報告といたします。

○議長（小坂直親君）

次に、岡本公秀予算決算委員会委員長。

○12番（岡本公秀君登壇）

ただいまから、予算決算委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る8日の本会議で当委員会に付託のありました、議案第17号から議案第22号までの平成30年度各会計補正予算6議案及び議案第23号から議案第30号までの平成31年度各会計予算8議案の審査に当たるため、18日、19日及び20日の3日間にわたり委員会を開催いたしました。

まず、議案第23号平成31年度亀山市一般会計予算について、議案第24号平成31年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について、議案第25号平成31年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について、議案第26号平成31年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について、議案第27号平成31年度亀山市水道事業会計予算について、議案第28号平成31年度亀山市工業用水道事業会計予算について、議案第29号平成31年度亀山市公共下水道事業会計予算について及び議案第30号平成31年度亀山市病院事業会計予算についての8議案について審査を行いました。

その結果、議案第23号平成31年度亀山市一般会計予算については、この予算には、消費税の増税分が含まれていることや、亀山駅周辺整備事業は来年度も多額の繰り越しになる可能性があるほか、駅前のマンションや図書館には公共性がないこと。リニア基金は事業効果が不明であるにもかかわらず積み増しするなど、事業の見通しや効果に問題のある大規模事業を優先し、命と暮らしを守る施策は後回しの予算であるとの理由から反対討論がありました。

また、同じく議案第23号については、亀山駅周辺整備事業について、図書館保留床購入費の債務負担行為の説明における発言の取り消しがあったことや、駅前のメイン通りには駐輪場を整備すべきではないこと。さらに、福祉事業であるタクシー券の交付の際に公共交通である乗合タクシーの利用者登録をさせることは、行政が行う手法ではないなどの理由から反対討論がありました。

次に、議案第24号平成31年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算については、国民健康保険税の税率改正を含む予算であり、前回の税率改正時よりも被保険者の平均所得は減少し、所得がゼロの世帯や軽減世帯が増加する中で、保険税を値上げすべきではないとの理由から反対討論がありました。

そして、これらの議案については採決の結果、いずれも賛成者多数で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第25号から議案第30号までの6議案については、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

なお、委員会で出されました意見として、一つ、委員会の審査過程において出された意見を十分尊重し、計画的、効率的な予算の執行に取り組まれるとともに、第2次実施計画（平成31年度～平成33年度）に掲載された事業の着実な推進に努められたい。

一つ、各種基金については、その効果を十分検証し、適切な運用を図られたい。また、リニア中央新幹線亀山駅整備基金など、計画的な積み立てを行うものについては、目標額について十分精査されたい。なお、庁舎建設基金については、基金活用指針と長期財政見通しとの整合を図られたい。

一つ、臨時職員及び非常勤職員の処遇改善については、業務内容や職の専門性等を考慮し、同一労働同一賃金の考え方にに基づき、定員適正化計画の見直しや新たな会計年度任用職員制度の導入の中で着実に取り組まれない。

一つ、亀山駅周辺整備事業については、図書館保留床購入費も含め、事業の詳細な積算根拠及び財源の内訳を示されたい。

以上、4点の意見を申し添えたところであります。

次に、議案第17号平成30年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について、議案第18号平成30年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第19号平成30年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第20号平成30年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第21号平成30年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について及び議案第22号平成30年度亀山市病院事業会計補正予算（第1号）についての6議案については、総務分科会、教育民生分科会、産業建設分科会にそれぞれ審査を分担したことから、審査の経過内容について、各分科会長から報告を受けました。

その結果、議案第17号から議案第22号までの6議案については、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、予算決算委員会の審査報告といたします。

#### ○議長（小坂直親君）

各常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

#### ○議長（小坂直親君）

ないようですので、各委員長の報告に対する質疑を終結します。

次に、議案第1号から議案第36号までの36件について討論を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

18番 櫻井清蔵議員。

#### ○18番（櫻井清蔵君登壇）

おはようございます。

議長のお許しを得ましたので、議案第23号平成31年度亀山市一般会計予算について、反対の討論をさせていただきたいと思っております。

31年度予算をひもとかせていただきましたら、市民生活に必要な予算は多々あると思っております。市民生活に影響のないように予算は執行されることだと思いますけれども、また議会として審議をされるのが普通だと思いますけれども、審議の過程で、特にこのたび私が思いますのは、予算書の「第2表 債務負担行為」であります。

この債務負担行為は、従来、亀山駅周辺再開発事業において当市が保留床の購入に13億円を充てるという形で取り進んでおりました。ところが、今議会に提案された保留床の金額が13億円から22億円になりました。確かに国からの補助金4億5,000万が交付をされるというわけですが、なぜ13億円が22億円になったかということについて、執行部等に質疑をさせていた

できました。その中で、議会の審議において、質問に対する説明の取り消し等々が行われ、またその理由においては、この内訳の中に合併特例債の活用を行うという文言がありました。その取り消しがありました。その中で、この内訳書の中の合併特例債の活用については、新市まちづくり計画に記載事項がなければ、この合併特例債は活用することはできません。にもかかわらず、そのような記述をやって、その取り消しがございました。その結果、公共事業等債、債務負担行為で行うという何かわけのわからん理由をつけて、この議会に提案をしてきています。これは、議会に対する説明不足、市民から負託を受けた議員に対する、私は違反だと思っています。やっぱり審議をするためには、正当な理由をもって物事を進めていく、行政に求めたいと思っております。やはり保留床の購入費13億円が22億円、これは余りにも不当な債務負担行為と思っております。

また、ほかの予算にも駅前周辺整備に4億5,837万円の予算が計上もされています。特に私が注目をさせていただいたのは、5,800万円の亀山駅前線の用地購入費です。この中に2ブロック外の土地が購入されております、道路用地として。という理由は、周辺の民間の駐輪場の代替地としてメイン通りにその用地を購入すると。以前の議会で残地購入は云々いろいろ議論をさせてもらったことは覚えています。この駅前再開発事業は、亀山の駅前をにぎわいをさせるための事業であると。それになぜ駐輪場をそのメイン通りに設けならんのかと。これが大きな問題だと思っております。地域振興会の用地も購入するんですけれども、この費用でそこに2階建ての駐輪場を設けて、あくまでもこのメイン通りに接する土地を購入する費用は絶対に私は認めることはできません。

それから、もう一つ申し上げたい。タクシー券の交付、これは継続をされました。だけど、これは私ども議会及び市民の皆さん方が署名もされ、そしてタクシー券の交付事業が再度1年間継続されました。質疑の中で、このタクシー券の継続に当たっては、乗合タクシー制度が何%達成したらこのタクシー券制度を廃止するののかということ行政に問いただしましたが、明確な返答をいただけませんでした。そして、タクシー券の交付に当たって、その交付者に対して乗合タクシーの登録者にならんことには、このタクシー券の交付を行わないという。これも、私から言うたら真逆な制度であろうと。また、行政のあり方だと私は思っております。

最後に申し上げたいですけれども、やはりこの駅前再開発事業は平成19年から始まり、今日に至っておりますけれども、特別委員会も設置し、一体どのくらい、この亀山駅前再開発事業に幾らのお金が投入されるのか。それも明確でない中で、このような事業を進めるということは、市民の負託を受けた議員各位の責務だと思っています、これをすきとさせるのは、それが反対の、その全体の予算も明示をせず、ちょこちょこ出してくる予算は認めるわけにいかんではないですか、皆さん。こんなことをやっておっは、一体亀山はどこを向いていくかわからん。それをとめるのがこの亀山市議会の議員各位です。市民の負託を受けた議員各位の良識をもって、この議案については反対をしていただきたい。どうかよろしく願います。

#### ○議長（小坂直親君）

18番の櫻井清蔵議員の討論は終わりました。

次に、1番 草川卓也議員。

#### ○1番（草川卓也君登壇）

議案第23号平成31年度亀山市一般会計予算について、賛成討論を行います。

平成31年度は、第2次亀山市総合計画、その基本構想に基づく第2次実施計画スタートの年です。歳入歳出予算の総額が201億5,700万円、うち自主財源は63.2%で、前年度比3.7%の増加、対して依存財源は36.8%で、前年度比3.7%の減少です。地方自治体本来の運営に好ましい行政構造に近づいているという点で評価できるものと考えます。

市債残高に関しましても、平成30年度当初約168億700万円から平成31年度末には約160億200万円まで減少と、平成23年度以来最大の減少幅が見込まれております。今後も将来へ負債を残さないよう、債務財源に関しては公債費比率など、十分配慮されながら運営を図られるものと察するところであります。

一方、歳入状況に関しましては、市税が前年度と比較して540万円減少するなど、今後も長期的な減少が見込まれています。それを補填する財政調整基金からの繰入金は11億円、前年度と比較して1億4,600万円増加している状況です。それを受けて、歳出面では義務的経費において自治体財政が硬直化する直接的な要因となる人件費や公債費を2億6,129万9,000円減少させるなど、可能な限り節減に努めております。

このように限られた財源の中で節減を重ね、第2次亀山市総合計画が掲げる将来都市像を実現させるという大義を果たすため、歳出の中に積極的な意欲が見受けられるという点において、平成31年度亀山市一般会計予算については高く評価するものであります。

歳出総額のうち民生費は最大の約34%を占め、いわゆる社会的弱者への配慮は前年度までの実績積み重ねに加え、ニーズが多様化する障がい者自立支援や地域包括支援事業、介護保険事業の充実が見受けられます。誰もが健康で生きがいを持てる暮らしを実現するため、衛生費の増加も含めて熱心な予算計上であると確信するところであります。

特に、12月議会において市議会が決議にて継続を求めた高齢者・障がい者タクシー料金助成事業を、乗合タクシーの利用促進とあわせて1年間延長実施するとの英断について、利用者から安堵の声、喜びの声が聞こえてまいります。

また、南小学校敷地内への放課後児童クラブ施設の整備や、新たに開設される民間の放課後児童クラブへの支援、加えて教育費における井田川小学校の教室不足や給食室のスペース不足を受けた改修事業など、子供の成長にふさわしい居場所づくり、教育環境の充実に必要不可欠の事業が計画的に予算計上されていることは評価すべきであります。

次に、亀山駅周辺整備事業についてでございます。

都市マスタープラン改定に伴う市民アンケートにて、亀山駅周辺整備事業に対して期待するものという項目でさまざまな期待が寄せられる中で、特に多かったのが鉄道の利便性向上であり、47.2%の市民がこれを求めています。短期的に見れば、亀山駅前広場整備事業と亀山駅前線整備事業によって通勤ラッシュ時の交通混雑の緩和が可能となり、安全性が向上するだけでなく、公共交通の中心拠点としての機能充実が期待できます。何より亀山駅周辺整備事業によって、亀山駅周辺の居住人口の増加、新しい図書館や商業施設へ往来する市民の増加、イベントスペース等によるにぎわいの創出が期待できます。それらに伴い鉄道利用者が増加すれば、長期的には市民にとって念願であるJR関西本線の複線化やダイヤ改正の可能性が高まるものと考えます。

このように亀山駅周辺整備事業は、短期的、長期的にも市民が求める鉄道の利便性向上に大きく寄与するものであり、中心的都市拠点の求心力向上を狙う政策の一丁目一番地として市民の声を反

映した事業と言えます。

ただし、地権者の一部合意が得られていない現状の改善に関しては、より広く市民の共感を得る事業となるように一層の努力を促すところであります。

また、交通拠点性を生かした都市活力の向上に関して、一般質問の場で企業誘致に対する姿勢を問いました。長期財政見通しによれば、長期的な歳入の減少が見込まれる中で、今後の財政運営は見通しに含まれていない。企業誘致による歳入の増加、さらにはリニア亀山駅誘致による波及効果が重要な鍵を握ります。その点、一般質問において前向きな答弁をいただいたことは高く評価するところでございます。

以上を総括しますと、消費的経費144億3,786万8,000円、予算総額に対して71.6%、投資的経費16億8,745万9,000円、予算総額に対して8.4%、その他が20%であります。第2次亀山市総合計画で掲げる将来都市像を実現させるために、限られた財源の中で創意工夫が見てとれる適切な予算であると賛成の意を示しまして、以上、討論を終わらせていただきます。

#### ○議長（小坂直親君）

1番 草川卓也議員の討論は終わりました。

次に、16番 服部孝規議員。

#### ○16番（服部孝規君登壇）

日本共産党を代表して、議案第5号亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部改正について、議案第11号亀山市国民健康保険税条例の一部改正について、議案第23号平成31年度亀山市一般会計予算について及び議案第24号平成31年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について、4つの議案に反対の立場で討論いたします。

まず、議案第5号亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部改正についてです。

この条例改正は、10月からの消費税の引き上げに伴い、消費税の課税対象となる公共サービス等の使用料等について値上げをするものです。当議員団は、消費税の引き上げに反対する立場から、この議案は認められません。

次に、国保税を値上げするための国保税条例の一部改正についてです。

この条例改正は、平成22年度以降据え置かれていた保険税の税率を引き上げ、資産割を廃止し、3方式にするものです。資産割を廃止することについては反対しませんが、その分が均等割や平等割に多目に配分されているため、人数の多い世帯の負担は重くなります。7割・5割・2割の軽減がかかる世帯は加入世帯の半分を超え、軽減がかからない世帯、特に子育て世帯にも厳しいものとなります。新年度に税率を改正するのは亀山市だけで、県内14市で13位という安い税額であったのが、県下5位の高さになります。1人当たりの平均保険税はこの税率改正により医療、後期高齢者医療支援分で年間15万544円となり、9,674円、6.87%の引き上げ、40歳から64歳は介護分があるため、それより高く17万6,229円、1万5,585円、9.7%の引き上げになります。市の答弁は、所得が下がり、保険税が上がるというのに、新たな軽減措置も考えない。県や国の将来的な保険税率の一本化の方針の妨げになると、現在目の前にいる被保険者の命や健康を軽視していると言わざるを得ません。激変緩和措置があるとはいいますが、値上げ幅を緩や

かにするものにすぎず、高過ぎる保険税の解決にはなっていません。国はそれを6年間に限定することにより、各自治体が市民の命と健康を守り、国保財政を支えるために行っていた法定外繰り入れをやめさせ、県統一化に追い込もうとしております。

また、亀山市の課題である被保険者数の減少など、制度によるものではない要因については考慮しないため、納付金の高騰、ひいてはさらなる保険税の値上げにつながるおそれがあることを認識するべきであります。

何度も言いますが、国民健康保険の財政が厳しいのは、被保険者の責任ではなく構造的な問題です。被保険者の高齢化、所得の低下は進み、1人当たりの医療費はふえています。他の医療保険と比べ一番所得が低いのに、一番高い保険税を払っているのです。よって、これ以上の保険税の値上げはするべきではなく、この条例の改正には反対するものです。

次に、来年度の一般会計予算についてです。

平成31年度予算案には、10月からの消費税の10%への増税分が含まれています。代表質問で指摘しましたように、消費税8%の引き上げ以降、家計消費が落ち込んでおり、働く人たちの実質賃金も大きく落ち込んだままです。このような経済情勢下で消費税の引き上げはやるべきではありません。代表質問で明らかになったように、消費税の引き上げの影響は家計だけではなく、市の財政にも大きくのしかかり、5,000万円の負担増となります。こうした消費税の引き上げを含む予算は認められません。

また、市が重点施策とする亀山駅周辺整備事業は、いまだに権利者の全員合意が得られず、年度内に全ての予算が執行できる見通しが立っていません。今年度の予算の執行率が昨年12月時点でわずか3%にとどまったように、見通しのないままの予算案では来年度も多額の繰り越しとなるおそれが十分にあります。さらに、権利者が今のところに住み続けたくても、それができなくなり、地区外へ出ていく人も結構な数になると言われております。まさに地域壊し、コミュニティ壊しの事業です。代表質問で指摘したように、個人の財産権を制約する事業には高い公共性が求められますが、民間が行うマンションは、市が答弁でも認めたように公共性に欠けるものです。また、図書館は駅前より現在地にとというのが多くの市民の声であり、市民合意も得られていない公共性のない事業です。さらに図書館の保留床購入費22億円とマンションの保留床購入費10億4,500万円との床単価の大きな差や詳細な積算などが明らかにされておられません。住宅デベロッパーのもうけを確保するために図書館の保留床額が高額になったという疑念があります。こうした問題の多い事業は進めるべきではありません。

また、耐用年数が10年以上を超えた学校や保育園が幾つもあるのに、その建てかえの計画がなく、耐用年数が10年以上残っている図書館を新しくするなど、計画性のない公共施設の整備も問題です。

その他の予算では、市の職員体制も大きな問題を抱えています。県内各市でトップの非正規職員率は相変わらずであり、特に正規職員が必要な専門職での正規化が進んでいません。また、事業の効果が不明なのに5,000万円もの積み増しをするリニア基金、無駄な予算が多い市制施行15周年記念事業、完全給食とすることが決まったのに検討するだけという中学校給食、待機児童がゼロにならない実態があるのに、認定こども園による整備にこだわって、老朽化した公立保育園の建てかえを行い、待機児童の解消をするという計画のない保育園など、問題のある予算が含まれてい

ます。

今回の予算案は、事業の見通しやその効果に疑問のある大規模事業は優先し、命と暮らしを守る施策は後回しの予算案と言わざるを得ません。

以上のとおり、大規模事業優先で、市民の命と暮らしを守る切実な要求に十分応えておらず、問題のある個別予算を含むこの議案には反対するものです。

最後に、来年度の国民健康保険事業特別会計についてです。

この予算は、国が進めてきた国保の県単位化の2年目、そして亀山市としては保険税の税率改正、いわゆる値上げを含んだ予算となります。国保の構造的な問題である被保険者の所得が低いこと、高齢化が進んでいること、医療費が高いことから、国保税が高過ぎることは明白で、私たちは常に引き下げるよう求め、予算に反対してきました。今回の予算決算委員会でも明らかになったように、被保険者の平均所得は、前回税率改正をした平成22年度に比べ1人当たり122万円から99万円まで23万円も減っており、所得がゼロの被保険者世帯の割合は992世帯、15%から1,435世帯、25.5%へふえています。また、7割・5割・2割の軽減世帯も対象が少しずつ広がってきた経緯はあるものの、2,016世帯、35.1%から2,853世帯、50.7%へと大きくふえています。滞納世帯へ一方的に資格証を送りつけることなく、きめ細かな対応をされていること。議会から求め続けられてきた基金をわずかながらも積み立てられたことについては一定の評価をするものですが、所得が減ってより払えなくなっているのに、税の値上げがされる。これが反対する主な理由であります。

議員各位のご賛同を求め、討論といたします。

#### ○議長（小坂直親君）

16番 服部孝規議員の討論は終わりました。

次に、10番 森 美和子議員。

#### ○10番（森 美和子君登壇）

公明党を代表して、議案第23号平成31年度亀山市一般会計予算について及び議案第11号亀山市国民健康保険税条例の一部改正について、賛成の立場で討論します。

まず、一般会計予算ですが、新年度の予算総額は前年度当初予算と比較して11億4,400万円減の201億5,700万円、率にして5.4%減となっております。今回の予算の中には、居住誘導区域内に転入、転居される場合の住宅取得支援事業や亀山で創業を目指す若者や女性を積極的に支援する創業等支援事業など、定住促進と既成市街地の活性化につながる予算が計上されております。

また、高齢者タクシー料金助成事業や乗合タクシー事業は、高齢者の移動手段を確保する予算であります。この2つの予算は、市民や議会からの意見が反映され、タクシー料金助成事業については1年間延長が決定し、乗合タクシー事業については時間帯や曜日、停留所の増加など見直しがされております。

次に、学校関係では、校区内の宅地開発で児童数が増加する井田川小学校の校舎増築や給食室の改修工事、議会提言が反映された公設で設置される南小学校区の放課後児童クラブ施設整備費やエアコンが設置された各小・中学校の電気代も計上されています。

次に、防災対策として、木造住宅補強事業や昨年の大阪北部地震の教訓をもとに、通学路におけ

る危険なブロック塀の撤去費用の助成と、さらに通学路以外の公道に面した危険なブロック塀の撤去費用の助成も含めたブロック塀等撤去支援事業、さらに市民の健康的な暮らしを支える健都さぶり戦略プロジェクトを推進するための健康マイレージ事業や、就学前の子ども医療費の窓口無料化が市内だけでなく県内まで拡充された費用を含む中学校3年生までの子ども医療費助成事業など、市民が待ち望んでいる事業が多く含まれています。

また、代表質問でも聞きましたが、児童虐待に関連する予算も計上されております。質問の中でも取り上げましたが、亀山市は早くから切れ目のない支援をしてきておりますが、近年、課題を抱える子の増加や、複雑な問題を抱える家庭がふえてきていることから、時間をかけた寄り添い支援ができる職員体制や、母子支援とともに父親に対する支援のあり方も検討されることを要望します。

最後に、亀山駅周辺整備事業です。組合が設立されて、いよいよ大きく前進していく時期になります。5万人口に見合った3,000平米の延べ床面積が確保された図書館が多くの人に愛され、活用されるためにも、今後示される実施計画に図書館整備基本計画に掲げられた内容が反映されているのか、ソフト面も含めてチェックしていく必要があります。そのためにも、事業を前に進めていかなければなりません。ただ、計上された予算に関しては、繰り越しせずに年度内に執行されることを強く要望しておきます。

10月には消費税の増税に伴い、幼児教育が無償化されます。対象となる市民が混乱しないよう丁寧な説明を希望します。

以上のような理由から、この議案に賛成いたします。

次に、亀山市国民健康保険税条例の一部改正についてです。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行により、今年度から三重県が財政運営の責任主体となり、県は市町の医療費水準や所得水準に応じた国民健康保険事業納付金を決定し、市町は県から提示された標準保険税率を参考に保険税率を定め、賦課徴収することになりました。今回、県から平成31年度の納付金と課税標準税率が提示されましたが、現在の亀山市の保険税率では財源不足が生じることによる税率改正が議案の内容です。

質疑では、平成22年に税率改正してからの被保険者数及び世帯数、収納額及び収納率や決算状況など、一連の動向を確認しました。答弁では、被保険者数、世帯数ともに減少している一方で、65歳から74歳までの前期高齢者数は48.1%と増加していました。また、全体の収納率は上がっているものの、収納額は年々下がっていました。これは、高齢化による所得階層の変化でありました。さらに1人当たりの医療費は年々増加しております。決算状況では、歳入不足が生じた平成29年度に5,800万円を、今年度平成30年度に5,487万円の法定外の繰り入れも行っていきます。また、県において被保険者の急激な負担増を緩和するための激変緩和措置も導入されておりますが、以上のような状況から亀山市は激変緩和措置されても財源不足が生じていく見込みであるということでありました。

このように、国保財政は非常に厳しい運営状況となっておりますし、構造的な問題があるため、市長も市長会において最重要要望として国への財政支援を働きかけているということでありました。

一方で、国の国保制度改正において、保険者努力支援制度が創設されています。これは特定健診の受診率向上や特定保健指導の実施率向上、糖尿病などの重症化予防の取り組みなど、医療費の適正化に向けた取り組み等に対して、国から財政支援が受けられるものであります。市民の健康を守

っていくことで財政支援が可能であることから、さらなる普及啓発とともに、受けやすい機会をつくっていくことも必要であると質疑でも指摘しました。

世界に類を見ない国民皆保険制度を維持させていくという観点、受益者負担の観点、長期財政見通しで示された今後厳しい亀山市の財政状況の観点から、今回の税率改正はやむを得ないものであると、賛成いたします。議員各位の賛同を求め、討論いたします。

○議長（小坂直親君）

10番 森 美和子議員の討論は終わりました。

次に、11番 鈴木達夫議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

議案第1号亀山市鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源を守り継ぐ条例の制定について、反対の立場で討論をさせていただきます。

この議案は、鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源をかけがえのない財産として守り、次世代に継承していくため、その理念や各主体の役割などを明らかにする条例だと認識しております。

議案質疑においてただしたとおり、かけがえのない財産として守り、そして次世代に継承すべきは、ただただ源流の自然環境や歴史的資源だけではなく、森林の持つ水源涵養や土砂流出防止機能、あるいは地球温暖化防止など、さまざまな公益的な機能という恩恵を全ての市民があまねく甘受しているという認識であると思います。その意味で、この公益的機能を条例の名称、あるいは目的の中にしっかりと明記すべきであるということが1点。

2点目は、各主体の役割の中には市の責務、市民の役割、事業者の役割については定めてありますが、所有者の責務、あるいは役割については位置づけがされておりません。ご存じのように、森林の適切な管理と林業の産業化の両立を図るべく、昨年制定された森林経営管理法の速やかな促進には、所有者不明や境界が不明確である等、多くの課題を乗り越えていかなければなりません。この森林経営管理法にしろ、あるいは関連する森林環境譲与税にしろ、森林所有者に適切な保全管理の責務があることを明確にした中での森林行政の遂行、促進を図るべきだと思います。その意味で市の責務、市民の役割、事業者の役割とあわせ、所有者の責務、役割をこの条例の中でしっかり明記すべきであると考えます。

以上2点、より精度のある未来にも生き続ける高みのある理念条例になるよう、いま一度精査されることをお願いして、反対の討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

11番 鈴木達夫議員の討論は終わりました。

以上で、通告による討論を終結します。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前11時13分 休憩）

---

（午前11時23分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議案第1号から議案第36号までの36件について、起立により採決を行います。

採決に先立って、この際お諮りします。

起立採決の際、着席している場合は、その議案に対して反対とみなすことにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

起立採決により着席している場合は反対とみなすこととします。

それではまず、討論のありました議案第1号亀山市鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源を守り継ぐ条例の制定について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第1号亀山市鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源を守り継ぐ条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第5号亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部改正について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第5号亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第11号亀山市国民健康保険税条例の一部改正について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第11号亀山市国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第23号平成31年度亀山市一般会計予算について、起立に

より採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第23号平成31年度亀山市一般会計予算については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第24号平成31年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第24号平成31年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、討論のありました議案以外の議案第2号から議案第4号まで、議案第6号から議案第10号まで、議案第12号から議案第22号まで及び議案第25号から議案第36号までの31件について、一括して起立により採決を行います。

本各案についての各委員長の報告は、いずれも原案のとおり可決及び承認すべきものとしております。

本各案を各委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、

議案第2号 亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

議案第3号 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第4号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について

議案第6号 亀山市基金条例の一部改正について

議案第7号 亀山市関宿伝統的建造物群保存地区資料館条例の一部改正について

議案第8号 鈴鹿峠自然の家条例の一部改正について

議案第9号 亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について

議案第10号 亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

- 議案第12号 亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 議案第13号 亀山市総合環境センター条例の一部改正について
- 議案第14号 亀山市営住宅条例の一部改正について
- 議案第15号 亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の一部改正について
- 議案第16号 亀山市火災予防条例の一部改正について
- 議案第17号 平成30年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について
- 議案第18号 平成30年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第19号 平成30年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第20号 平成30年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第21号 平成30年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第22号 平成30年度亀山市病院事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第25号 平成31年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 議案第26号 平成31年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第27号 平成31年度亀山市水道事業会計予算について
- 議案第28号 平成31年度亀山市工業用水道事業会計予算について
- 議案第29号 平成31年度亀山市公共下水道事業会計予算について
- 議案第30号 平成31年度亀山市病院事業会計予算について
- 議案第31号 損害賠償の額を定めることについて
- 議案第32号 専決処分した事件の承認について
- 議案第33号 市道路線の認定について
- 議案第34号 市道路線の認定について
- 議案第35号 市道路線の認定について
- 議案第36号 亀山市都市マスタープランの策定について

は、いずれも原案のとおり可決及び承認することに決定しました。

**○議長（小坂直親君）**

次に、日程第37、議案第37号から日程第40、議案第40号までの4件を一括議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

**○市長（櫻井義之君登壇）**

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第37号平成30年度亀山市一般会計補正予算（第6号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ351万6,000円を追加し、補正後の予算総額を221億1,412万7,000円といたしております。

今回の補正でございますが、消費税率の10%への引き上げに伴う低所得者や子育て世代の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えすることを目的として実施される低所得者、子育て世代向けのプレミアム付商品券の発行、販売等の事業を行う経費であり、国から制度の詳細が示され、平成30年度プレミアム付商品券事務費補助金要綱が制定されたことか

ら、追加提案させていただくものでございます。

なお、国の予算が平成30年度と平成31年度の2カ年に分かれることから、本補正予算は平成30年度分を計上いたしております。

補正内容につきましては、歳出では、商工費においてプレミアム付商品券事業に係る平成30年度分の事務費を計上し、歳入では国庫支出金において事業の財源として補助率10分の10の事務費補助金を計上いたしております。

また、年度内の完了が見込めないことから、繰越明許費の追加をいたしております。

なお、詳細につきましては、副市長から説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第38号平成31年度亀山市一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ5,748万4,000円を追加し、補正後の予算総額を202億1,448万4,000円といたしております。

補正内容につきましては、歳出では商工費においてプレミアム付商品券事業に係る平成31年度分の事務費及び事業費を計上し、歳入では国庫支出金において事業の財源として補助率10分の10の事務費及び事業費補助金を計上いたしております。

なお、詳細につきましては副市長から説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第39号人権擁護委員の候補者の推薦同意についてでございますが、人権擁護委員の楠井嘉行氏は、平成31年6月30日をもって任期満了となりますので、後任の委員として亀山市川合町96番地にお住まいの井上恭司氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。なお、任期は平成31年7月1日から3年間でございます。

次に、議案第40号人権擁護委員の候補者の推薦同意についてでございますが、人権擁護委員の國分てる子氏は、平成31年6月30日をもって任期満了となりますので、後任の委員として、亀山市関町木崎1200番地26にお住まいの服部洋子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。なお、任期は平成31年7月1日から3年間でございます。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げます議案の説明といたします。

追加の提案となりましたが、何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（小坂直親君）

市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、副市長に平成30年度一般会計補正予算及び平成31年度一般会計補正予算の補足説明を求めます。

西口副市長。

#### ○副市長（西口昌利君登壇）

追加の補正予算の補足説明の前に、プレミアム付商品券事業の事業内容について、簡単にご説明申し上げます。

今回発行するプレミアム付商品券でございますが、低所得者と子育て世帯主向けの事業であり、

地域における消費喚起を目的として、1人当たり額面2万5,000円分の商品券を2万円で購入できるというもので、差額の5,000円が国からのプレミアム補助分でございます。

このプレミアム付商品券を購入できる対象者でございますが、平成31年度の住民税非課税者または3歳未満の子が属する世帯の世帯主となり、対象として重複する場合は、重複支給されるものでございます。

今後のスケジュールでございますが、補正をお認めいただいた後、準備作業を進め、本年10月から商品券の販売及び使用を行ってまいります。なお、商品券の使用期限は平成32年2月末日といたすものでございます。

それでは、議案第37号平成30年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について補足説明申し上げます。

補正予算書の2ページをごらんいただきたいと思っております。

第2表 繰越明許費補正につきましては、プレミアム付商品券事業について、年度内完了が見込めないことから、翌年度へ繰り越しを行うための繰越明許費の追加をいたしております。

次に、予算に関する説明書からご説明申し上げます。

最初に9ページをごらんください。

歳出の第1項商工費、プレミアム付商品券事業351万6,000円につきましては、平成30年度分の事務費として、臨時雇賃金及び消耗品費を計上いたしました。

次に、歳入でございますが、戻っていただきまして、7ページをごらんください。

第14款国庫支出金でございますが、歳出に係る財源として補助率10分の10のプレミアム付商品券事務費補助金351万6,000円を計上いたしました。

続きまして、議案第38号平成31年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について補足説明申し上げます。

補正予算書の9ページをごらんください。

歳出の第7款商工費、プレミアム付商品券事業5,748万4,000円につきましては、平成31年度分の事務費と事業費を計上しており、臨時職員の社会保険料等のほか、商工会議所への業務委託料4,735万円、システム導入委託料としてシステム導入と対象者の抽出作業や案内通知作業業務などを含んだ768万2,000円を計上いたしました。

このうち商工会議所への業務委託料4,735万円につきましては、プレミアム付商品券事業費としてプレミアム分1人5,000円、対象者7,700人と見込み3,850万円を含んだ委託料を計上しております。

次に、歳入でございますが、7ページをごらんください。

第15款国庫支出金でございますが、歳出に係る財源として補助率10分の10のプレミアム付商品券事務費補助金1,898万4,000円、次のプレミアム付商品券事業費補助金3,850万円を計上いたしました。

以上で、一般会計補正予算の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（小坂直親君）

副市長の補足説明は終わりました。

以上で、上程各案に対する提案理由は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

(午前11時40分 休憩)

---

(午後 1時00分 再開)

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、山本総合政策部長は都合により午後から欠席する旨の通知に接しておりますので、ご了承願います。

これより議案第37号から議案第40号までの4件について質疑を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

9番 福沢美由紀議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀でございます。

今回の平成30年度亀山市一般会計補正予算、そして31年度の一般会計補正予算、いわゆるプレミアム付商品券事業について、質疑をいたしたいと思っております。

まず、このプレミアム付商品券事業、以前にもこういう名前の商品券があり、みんなではがきを出して抽せんをしてというようなことがあったなあと思出すんですけれども、それと、今回の説明を聞いておきますと、全く違うように思いますので、その違いもはっきりと示しながら、今回の事業の内容についてまず伺いたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

9番 福沢美由紀議員の質疑に対する答弁を求めます。

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

今回のプレミアム付商品券事業でありますけれども、消費税、地方消費税の10%への引き上げが低所得者並びに3歳未満児の子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えすることを目的としている事業でございます。

一方で、平成27年度のプレミアム付商品券事業につきましては、国の緊急経済対策として市内限定のプレミアム付商品券の発行によりまして、地元消費の喚起と消費購買力の市外流出防止を図り、事業者等の販売促進等による地域経済の活性化に資することを目的に、市と連携しながら亀山商工会議所を事業主体として実施していただいたものでありまして、事業の目的自体が大きく異なっておるところでございます。

そのことからプレミアム付商品券の購入対象者につきましても、前回は抽せんであったものの購入者に限定はございませんでしたが、今回は低所得者や3歳未満児の子育て世帯の世帯主と限定をされておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

まずは、対象が住民税非課税の方、そして3歳未満の子だけであるということが大きな違いであると思います。

この対象がちょっとわかりにくいと思うので、それを伺いたいですけれども、まずは扶養ではない方で住民税非課税という方についてお伺いします。

これは、前も扶養ではだめですよということはあったと思うんですけど、非常にわかりづらかった。本人も扶養かどうかわからないとか、そういうことがあったんですけども、この方たちの対象の絞り方というか、きちんとわかるようにお知らせが行くのかということについてお伺いしたいと思います。

**○議長（小坂直親君）**

大澤部長。

**○産業建設部長（大澤哲也君登壇）**

まず、住民税の非課税者ということでありまして、今回の場合、基準日が住民基本台帳の基準日、それと課税の基準日は2019年1月1日ということでございまして、生活保護の受給者の方、また住民税の課税者の控除対象配偶者、また扶養親族でない方などが対象ということになってまいります。ただし、生活保護受給者の方でありまして、3歳未満児が見える世帯につきましては、生活保護の被保護者であっても対象になるということになってございます。

お知らせが行くのかどうかということでありまして、基本的にこちらから対象者と思われる方、想定される方をまず絞り込みまして、購入を希望されるかどうかの申請書をこちらから送付させていただきまして、それに税情報の使用の同意とか、あるいは扶養の今回対象となっている要件に該当するかどうかと、その辺をチェックしていただいて、返送いただいて、その後、事務を進めていくというような形になってございます。

**○議長（小坂直親君）**

福沢議員。

**○9番（福沢美由紀君登壇）**

2019年1月1日が課税の基準日であるということにはわかりましたが、その要件かどうかということをお本人さんにきちんと自分で調べて申告してもらおうということなのか、そこら辺はわかった上で、そういう方にお知らせをして、購入の意思があるかどうかを確認するということなのか、自分でわからない方もいると思うもので、そのところはちゃんと対象者の方にきちんとお知らせが行くのかどうかということをもう一度確認したいのと、あわせて3歳未満の子というのも、基準日であるとか、どこが誕生日かというので1日でも違ってくると思いますので、そこについても対象についてお伺いしたいと思います。

**○議長（小坂直親君）**

大澤部長。

**○産業建設部長（大澤哲也君登壇）**

まず、住民税の非課税者の方につきましては、対象となる方についてはお知らせが行くというような形になってまいります。

次に、3歳未満の子が属する世帯の世帯主ということでありまして、こちらの方は3歳未満の子供の数だけ購入できるということになってございます。その基準日でありまして、2

019年、ことしの6月1日が基準日ということで、その時点で3歳未満の子ということでございましたけれども、平成28年4月2日以降に出生した子、ことしの6月1日では3歳に達しておりますけれども、平成28年4月2日以降に出生した子ということで、学年での判断ということになってございまして、そこからは対象になってくるということで、ことしの9月30日までに生まれた子は含むとされておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

そうしますと、3歳未満という言葉聞いてしまうとわかりづらいんですけども、平成28年4月2日以降から2019年9月30日までに生まれたお子さんがいらっしゃる家庭ということですね。そして、そのお子さんが双子ちゃんとか三つ子ちゃんとかいろいろあると思うんですけども、その数によって購入できる券が違うということではなかったですか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

その3歳未満の子供さんの数だけ購入する権利があるということでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

それでは、主役のプレミアム付商品券の券について伺いたいと思います。

その券はどういった形をしておいて、どうやって購入するのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

今回、販売する商品券でございますけれども、2万円を2万5,000円分の商品券を購入できるというものでございまして、その差の5,000円分がプレミアムということになってございます。プレミアム率といたしましては25%ということになってございます。

どのように購入できるのかということでもありますけれども、その住民税の非課税者の方、また3歳未満の子供が属する世帯の世帯主の方でありますけれども、その手続といたしまして、対象となった方については購入引きかえ券というのを送らせていただきまして、その購入引きかえ券を金融機関、現在のところ郵便局を除く市内の金融機関ということで予定しておりますけれども、そちらのほうで購入をしていただくということでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

その引きかえ券がいつごろ届くのかということと、それから2万円を出して2万5,000円分ということで、5,000円お得な券ということですが、2万円を持っていないと低所得者であるのに買えないということになるのかどうかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

引きかえ券を送らせていただく時期でありますけれども、10月1日からの商品券の販売、また使用のほうを開始するように進めておりますので、前月9月には送らせていただくと、そのように現在は予定をしております。

さらに、2万円の一括購入ということではございませんで、今回、低所得者の方の消費に与える影響を緩和するという目的がございますので、その券を5,000円分の券ということで、500円の10枚つづりの券を4,000円で販売させていただくということで、4,000円で最大5回に分けて買っていただけるというふうにいたしております。10月から翌年の2月末まで5カ月間を想定しておりますので、月に1回ずつ4,000円をお持ちになって、5,000円分の商品券を購入していただくと、そのようなことも可能であるというふうにしております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

4,000円が用意できれば、この券が1回買えるということを理解しました。そして、この券を使ってお買い物ができる対象のお店なんですけれども、これについてはどのように考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

商品券の取扱店舗でありますけれども、幅広く募集をさせていただくということで、これにつきましては亀山市商工会議所へ委託をさせていただきたいと思っております。それで、前回の平成27年度のときには、登録店舗が283店舗でございました。今回につきましてもそれを目指して進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

これは、日本中がこのやり方でプレミアム商品券事業をされて、それぞれが自分の市町だけで行っていくということなのかなあと理解するんですけれども、前のときだったら、抽せんで当たった方でどなたでも券を持っているんですけれども、今回については非課税者、所得が低い方というのがわかっている中で、これを使われるということについて抵抗がある方ももしかしたら見えるんじゃないかなということをちょっと危惧するんですけれども、広く全国でしているのであれば、横断的に、例えば市外だったら買い物しに行きやすいとか、そういうことがあるんじゃないかなと感じるんですけれども、そこら辺の使われる方の心情とか、そういうことでは何か検討したとかはありますか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

低所得者の方ということで、使われるのにどのようなことを検討されたかということでありませうけれども、まず先ほども申し上げましたけれども、5回まで購入できるということと、商品券1枚の額面につきましても、前は1枚1,000円ということでありましたけれども、今回は500円単位で商品券にするというふうに考えております。

また、今回、対象者は非課税世帯の方と3歳未満の子供さんが見える世帯、一緒になっておりますので、その商品券の購入とか使用については、全く商品券も同じですし、さらに商品券を購入していただくときの引きかえ券も同じものにしておりますので、その券を使われたら当然対象者というのはわかりますけれども、あくまでも非課税世帯の方か3歳未満児の子供さんが見える世帯の方かはわからないというようなところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

わかる人にはわかると思うんですけども、ちょっと整理させていただきたいんですけども、要するに引きかえ券が9月ごろに届いて、それまでに非課税の方については購入されますかということのお尋ねやら申し込むものも1回届いた上で、引きかえ券が後から届くということだと思っておりますけれども、それで3歳未満とは限りませんが、お子さんのいらっしゃる世帯については、9月30日までに生まれた子まで含むので、その引きかえ券が届くころにはまだ生まれていないけど、30日までに生まれたという子もいると思うんですけども、生まれた時点でその権利は発生するということで、そこについては生まれたときに商工会議所に行くんですか、市役所に行くんですか。という手続をとるのかということについてお伺いしたいです。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

9月30日に生まれた子ということで、市役所のほうに出生届を出していただいた、その後、こちらのほうから購入引きかえ券を10月になりますけれども発送させていただくと、そのような仕組みでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

そうしたら、子供さんを持ってみえる家庭については、何も心配せずに待っておればよいということでございますね。

先ほど、生活保護世帯であっても、子供さんをお持ちの方については、対象になるということがありましたけれども、非課税であって3歳未満の子をお持ちの方についてはどうなるかを教えてください。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

両方の対象になるということでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

そうすると、非課税の世帯で小さなお子さんをお持ちの対象の世帯は、普通の方が1人だったら1冊買えるところが2冊買えると、お子さんの数にもよりますが、2倍の権利を持つということなんですね。それでよろしいですか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

失礼いたしました。訂正させていただきます。

生活保護受給者の世帯におきましては、3歳未満児がいる世帯については対象になるということで、あくまで生活保護の方については、両方が対象になるということに訂正させていただきます。

2019年度の扶養外の住民税の非課税者でありますけれども、もう一度説明させていただきますけれども、基準日は住民基本台帳、課税基準日2019年1月1日でありまして、生活保護受給者は基本的に対象外でありますけれども、ただし生活保護受給者であっても3歳未満児のいる世帯については、生活保護の被保護者であっても対象になるということでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

私がお聞きしたいのは、住民税非課税であって3歳未満の子がおるとい、お子さんについては両方かかっているのだから倍いただけるんですか、どうですかということです。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

あくまで住民税の非課税者と3歳未満の子が属する世帯の世帯主、両方重複して対象になるというところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

重複して対象になるということは、ダブルで2倍、非課税分で1冊、子供さんの分で1冊と、2冊買えるということによろしいんですな。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

そのとおりでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

大体流れとしてはわかりました。これについての周知は秋のことですので、それぞれの広報なども利用してされると思いますけれども、私が今回この事業をお聞きしまして、ただ内容と市民側から見た流れをお聞きいただけなんですけれども、これだけの手間をかけて、いろんな心情的な心配もありながら、これが低所得者と子育ての方への消費に与える影響を緩和すると。こういうことをしないと消費税を上げるのが大変だということなんです。こういうやり方でない子育て世帯や低所得者への手だてというのはあるだろうし、そもそも消費税を上げる必要はないんじゃないかなということもさらに感じた次第でございます。

また、これは消費を喚起、下支えするというのも言うてはりましたけれども、やっぱり私も地元の商店なんかを歩くと、消費税を転嫁できない、上乘せされた消費税を商品に乗せることができない、仕入れには消費税がかかっておるということで大変だという声をいっぱい聞くんですね。そういうところにもなかなかちゃんと効果があるんかという疑問です。いただける方にとってはありがたいことですので、反対はいたしませんけれども、いろんな懸念があることについてや、きちっと精査をしてつなげていただきたいなということも思いました。

私の質疑はこれで終わります。

○議長（小坂直親君）

9番 福沢美由紀議員の質疑は終わりました。

次に、10番 森 美和子議員。

○10番（森 美和子君登壇）

森 美和子です。どうぞよろしくお願ひいたします。

今の質疑の中で、ほとんど福沢議員が聞かれたので、私としてはもう余りないんですけど、まず最初に、私のもとにも、国のほうでプレミアム商品券を発行するというような情報があった中で、亀山市はいつやるのかという問い合わせもありました。他市が先駆けて補正予算を組んだり、当初予算に組み込んでいる市もあると聞いておりますが、提案がおくれた理由について、まずお聞きをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

10番 森 美和子議員の質問に対する答弁を求めます。

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず、平成30年度のプレミアム付商品券の事務費補助金交付要綱、国の要綱でありますけれども、内閣府から平成31年3月8日付で示されたところでございまして、その時点で事務費補助金の詳細が確認をできたというところでございます。

また、当初2019年6月1日の基準日において3歳未満とされておりました子育て世帯の対象者が、先ほど福沢議員のときにもご答弁を申し上げましたけれども、平成28年4月2日以降の出生者まで拡大をされたという点、さらに不確定要素でありました9月30日までの出生者につきましては、去る3月18日の参議院の予算委員会で最終的に対象者が拡大されることが明らかになったということで、その後に平成30年度の事務費については、平成30年度一般会計補正予算（第6号）として、また平成31年度の事務費、事業費につきましては、平成31年度一般会計補正予

算（第1号）として今回一括提案させていただいたものでございます。

決して提案がおくれたということではなく、事業の詳細が不確定な時点の提案ではなく、対象者などの詳細が確認できた後に丁寧に補正予算案を提出させていただいたと、そのように考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

丁寧にやっていただくことはありがたいことですが、3月8日付で通知が来たということをおっしゃったんですけど、亀山市だけがその日に来るわけじゃなくて、ほかのところもその日に来て対応をされているということは、対応ができたんじゃないかというふうに感じました。

それから次に移りますが、今回、補正に至った経緯については、先ほどの福沢議員の質疑の中でも消費税の10%に伴う対策としてされているということと、地元の消費を喚起、下支えするという事で理解をさせていただきました。

次の事業の内容についてなんですけど、今回の6号の補正予算の中で、これは全額国費ということでお伺いをしましたが、臨時雇賃金が350万6,000円ついておりますが、これは何人分なのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

2人分を計上させていただいてございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

2名分ついたということで理解をさせていただきました。

補正予算の第1号の部分の業務委託料なんですけど、先ほど少し説明があったんですけど、この4,735万円の詳細についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

4,735万円につきましては、これは商工会議所への業務委託をする金額でございまして、その内訳といたしまして、今回の事業費のプレミアム分3,850万円を含んでございます。そのほか商工会議所の事務費として500万円、販売換金手数料385万円ですけれども、こちらは金融機関に支払う手数料、以上を合わせまして3,735万円となっておりますところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

今、3,735万とおっしゃいましたけど、4,735万円の間違いだと思います。理解をさせていただきました。

あと少し内容について、いろいろと聞いていただいたので、私も理解をさせていただいたんですけど、分割購入ができるということで、500円の10枚つづりを最大5冊、5回に分けても申請することができるということで聞かせていただきました。

1点、この期間中にもし転居をすることになったと、そういう場合、転居先でも購入が可能になるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

基準日以降に別の市町村に転居した場合の手続きでございますけれども、基準日時点で亀山市から交付をさせていただいた購入引きかえ券を転居先の市区町村のほうへ提出をしていただいて、そちらの購入引きかえ券と交換をした後に、商品券を購入していただくと、そのような手続になってございます。これは、転入・転出同じでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

どういう状況にあったとしても、引きかえ券によって購入をすることができるということで理解をさせていただきました。

あと、さっきの福沢議員の質疑の中にもありましたが、これは多分市内で使用することしかできないということだと思うんですけど、平成27年度の283店舗をなるべく確保したいというふうにおっしゃっていたんですけど、細かい内容として、例えば日用品、食料品、飲食、電化製品といっても量販店とかいろいろありますけど、それも全て可能になるのか、この取扱事業者になれば可能になるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

基本的に全ての店舗、登録いただければ対象になると。ただ、その中で商品券で買えない商品もあるというところでございます。例えば、たばこ、それとか一般の商品券、それらは対象外とされておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

今おっしゃった買えない部分は、商品券に記載があるのか、何か通知をされる予定があるのかが1点と、先ほど金融機関で引きかえをしていただくというふうにおっしゃっていたんですけど、郵便局がだめというのはなぜなのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず、郵便局がなぜだめなのかということでありまして、前回のときも郵便局以外という

ことをごさいますて、今回まだ郵便局のほうに照会はさせていただいておりませんが、基本的に前回と同様な形になるのかなと。商工会議所を通じて話のほうはさせていただきたいと思っております。

あと、たばことか商品券が対象外ということでもありますけれども、この辺につきましては、まだ現在商品券とかは案まで行っておりませんが、当然この制度自体、広報等を通じまして、広く啓発のほうもさせていただきますし、詳細についてもわかりやすく示していくような、そんな様式にしていきたいと思いますと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

広く広報していただくよりは、商品券に記載をしていただいているほうがわかりやすいのかなと。それから、通知が行くその中に書いていただくなり、非常にわかりやすいような状況をつくっていただきたいと思います。

私も最後の課題についてなんですけど、低所得ということで非常に抵抗感があるというか、お使いになっていたら低所得者じゃないのかというような、そういう抵抗感があるんじゃないかというふうに感じました。それは、福沢議員の質疑の中では、子育て世帯と同じものやから、余りわからへんみたいなのを言われていたんですけど、それで済むものなのか、ちょっとそこら辺のご説明がなかったような気がしたので、もう一度お願いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

商品券でございますけれども、今回につきましては低所得者の方、また子育て世帯となっておりますことから、やはり商品券購入または使用に当たってのプライバシーの配慮というのは、ご指摘のとおり当然必要だと考えてございます。

先ほどもご答弁申し上げましたけれども、低所得者、また子育て世帯ともに引きかえ券等につきましては同じ様式として配慮をさせていただきたいと考えておるところでございます。

ただ、これは国のほうの考え方でございますけれども、今回、対象者につきましては、やはり低所得者のみならず子育て世帯を含めることから問題はないと、そのようなことになってございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

子育て世帯と同じものだということではありますが、非課税世帯の方では高齢者の方もいらっしゃると思いますので、なかなか少し抵抗感を感じる方もいらっしゃるんじゃないかと危惧されます。

それから、国のほうからの話だということでも今おっしゃったんですけど、市独自で何かしらの対応をしようというお考えはなかったのか、その点について、最後聞かせていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

市独自のプレミアムの上乗せというようなご指摘かと思えますけれども、今回につきましてはあくまで国の地方消費税率の引き上げに伴う制度でございまして、国の10分の10の補助の中で事業を構築したというところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

この事業がスムーズに行くように、対象者が混乱しないように事業を進めていただきたいと思えます。

以上で質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

10番 森 美和子議員の質疑は終わりました。

次に、18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、追加されました議案について質問をさせていただきますけれども、私の前にお二人の方が質問されましたけれども、どうも自信を持って物を言えんような答弁で、どこから聞いていくかと思つて迷っていますのやけど、1点目は基本的に通告書に書かせてもろうてありますように、県内13市でこの対応をされておると。そして、いなべ市は3月1日に補正、鈴鹿市ほかは3月6日に提案されておると。我が亀山市はおくれもおくれて3月26日と。なぜそのような事態が起こつたのか。答弁によりますと、国からの通知が3月8日やったで丁寧に精査して、議会のほうに、市民の皆さん方にお示しをするという答弁であつたと思うんですけれども、この資料の産業振興課からの31年3月、これは日付が入っていませんのやけれども、この資料を見せてもらつと、平成30年度2月に商品券発行事業の具体事項の検討、庁内体制調整等と。30年度3月の間にスケジュールとして、こんなことをやっておるんですけれども、30年度2月の段階で具体的な事項の検討、庁内体制の調整等を2月の末ぐらいから動いておるわけですわな。これは、県下14市のうち全て同じだと思つてすよ。そして、その中で、国に補助金の交付申請というのが3月の真ん中ぐらいにあるんですけれども、この表からいうと。今のプレミアム商品券購入対象者対象見込み7,700人、対象見込み者数6,500人、平成28年度臨時福祉給付金から算出と。対象とされる方が云ちくであると。それから、3歳未満の子供が属する世帯の世帯主の基準が1,200人と。7,700人ということですから、それを5,000円で掛けると今の金額になるわけですわ。そこまで行つておつて、6,500人やその7,700人がこのプレミアム商品券の対象者であるというつかみはあつて、国はただ単につかみで補助金を出してくると思うんですよ。7,700人ということで、商品券分の森議員が聞かれたように3,850万というのが事業費として出ておるわけですわ。委託料とかじゃなしに。この事業委託料の4,735万の中の3,850万を5,000円で割ると7,700人になる、人数が。それが国がこれを交付してきておるんですよ、補助金として。これは、3月8日の時点とかじゃなしに、ちなみにほかの市町は、ちょっと私調べてもろうたんですけれども、いなべが6,000万ちょっと、鈴鹿市は大きく1億7,500万ですよ、この事業費の補助金が。大体3万5,000人分ですよ。鈴鹿市の人口は、2月28日現在で20万234人ですよ。それで大体この3万5,000人分の事業費が補助金として交付されておると。こ

んなものをみんなつかんでおるわけですか。だから、もう一遍お答えください。なぜ亀山はおくれたんか。懇切丁寧に説明させてもらうのは、そう察するのやけれども、他の自治体は既にそのような行為をやっておるわけですか。丁寧にほどもがあると私は思っておるんやけれども。同じ答弁が繰り返されるんですか。担当部局として、きちっとやっていただきたい。

○議長（小坂直親君）

質疑の要旨をまとめてください。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

だから、なぜ今になったんかをはっきりもう一遍言ってほしい。

○議長（小坂直親君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑に対する答弁を求めます。

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

先ほどもご答弁させていただきましたけれども、平成30年度のプレミアム付商品券事務費補助金交付要綱でありますけれども、内閣府から平成31年3月8日付で示されまして、事務費補助金についての詳細がその時点で確認をできたというところでございます。また、当初2019年6月1日の基準日において3歳未満とされておりました子育て世帯の対象者は平成28年4月2日以降の出生者まで拡大をされたということで、さらにまだ不確定要素ということで残っておりました最終的に9月30日までの出生者についての取り扱いでありますけれども、これは去る3月18日の参議院の予算委員会で最終的に対象者が拡大されるということが明らかにされましたので、それを確認した後に30年度分の事務費につきましては、平成30年度の一般会計補正予算（第6号）としまして、また平成31年度分の事務費、事業費につきましては、平成31年度の一般会計補正予算（第1号）として、現段階で一括提案をさせていただいたというものでございまして、先ほども申し上げましたが、決して提案がおくれたというふうには考えてございまして、事業の詳細が不確定な時点で提案させていただくものではなく、詳細が確認できた後に補正予算を今回丁寧な形で対応させていただいて、提案をさせていただいたというものでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

あくまでも亀山市は丁寧に言うためにきょうになったと言い切るわけやな。全国1,800何がある自治体があるわけやわな。全部に交付するわけやわさ、これ。消費税引き上げに対してな。そうすると、その担当の国の機関が1,800、全部これを拾うわけ、この数字を。各市町にその数字を知らせてくれという通達があつて、この6,500人と1,200人が対象者ですと、総数7,700人ですよ。鈴鹿市は単純計算して3万5,000人が対象者だという報告をしておるんですよ。それに基づいて、国は各市町にこの補助金を交付しておるわけですよ。何らかの接点があったはずですよ。それをそこまで言い切るんやったら、まことにおくれて申しわけなかったぐらいの一言があつてもしかるべきことだと思うの、事務方として。私は正しいんだと言うておるわけや、ここで。それはあつてはあかんことやと。ほかのところは委託料の事務費を専決処分をしておる。そして、強いて言えば6月議会で6月補正をするという市町もあるわけですか。だから、そこ

ら辺はきちっとおくれたことはおくれたでいいけれども、そんな言いわけは私はこらえてほしいと思いますよ。

そんなら、もっと細かく聞きますで。

利用店舗の掲示板等の経費は幾らになっているんや。

それからもう一つ、消費者への通知、広報、新聞折り込み、PR等の具体的な経費は幾ら。

それから、それを申請された方の個人情報の管理、商工会議所に委託するらしいですけども、当然対象者が7,700人で、生活保護家庭の受給者であっても、3歳未満がいる世帯については生活保護の被保護者であっても対象とすると。生活保護で3歳以下の子が2人見えたらその方と、それからほか2人、3名分買える、交換できると。ただしそれが可能かどうかわかりませんが、買えるということですから。一つの世帯で1万5,000円分の還元というような形になると思うんですけども、そこのところを細かに説明されんと。そこら辺も全部教えてください。してありますやろう。丁寧に説明するためにきょうまでかかったというんやったら、そのいろんな経費、詳細を教えてください。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず、個人情報の管理という点からお答えをさせていただきたいと思いますが、今回の対象者の確定につきましては、全て市のほうで行いますので、対象者の方がどなたかというのは商工会議所のほうには行きませんので、個人情報についてはあくまで市の中でおさまるといような仕組みでございます。

それと、協力店の看板、ポスターという金額でありますけれども、現在商工会議所の委託料の中で見込んでおりますのは、協力店のポスター、A2、500枚を作成しまして、4万円を考慮しております。

そのほか、登録店の募集のチラシでありますけれども、A4の両面で1万6,500枚を想定してございまして、折り込み料込みで新聞折り込み12万円を予定してございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

その7,700名の方の管理は市がやっておるもので、商工会議所での個人情報の流出は起きやんと。でも、商工会議所に委託した場合に、その対象者でない方が行かばったら、そうすると、市から個々に通知を出すわけですか、その7,700名の方に。そこを言うてくれやなあかへんがな。それが例えば6,500名の中に3歳児未満の方が何名見えるんやという把握もしていますやろう。その数字もつかんでおるわけや。それで通知を出すんかと。購入するか購入されんかは個々の判断であるということやで、その通知は出すわけですな。あなたはこのプレミアム商品券の対象世帯でございまして、またその時期になったら、こういうような店舗で利用しておくんはれと、購入してと、そういう流れですわな。その人数とかそんなのは把握しておるんですかな。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず、3歳未満の子供さんが見える世帯につきましては、市のほうから直接ご家庭のほうに購入の引きかえ券を郵送させていただくということで、それを持っていただいて金融機関で商品券を購入していただきます。

低所得者の方の世帯でありますけれども、そちらの方につきましては、購入の申請書というものを市のほうから送らせていただいて、必要事項、税情報の使用の同意とか、その辺をいただいた上で、また市のほうへ返送をいただきます。それで市で確認させていただいて、対象と認めた方につきましては、また市のほうから購入引きかえ券を直接対象者のご自宅のほうへ郵送させていただくということでございますので、商工会議所を通じて、引きかえ券のやりとりとかはないところでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

1つ疑問が湧いたんですが、商工会議所は何をしはるのやな、何の業務を。臨時雇賃金で三百五十万、2名分と。これは市の郵送するための人件費なのかどうなんかな、これ。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

市の臨時雇賃金2名分でありますけれども、こちらにつきましては対象者の絞り込みとか、必要書類の郵送、整理等に係る人件費を計上しておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると補正第6号の三百何十万は市のほうが雇用されて、その整理のための賃金であると。それは国が補助をしたと。そうしたら、商工会議所の500万、これは何ですやな、委託料は。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

商工会議所の事務費の500万ということでございますけれども、これにつきましては、このプレミアム付商品券事業に係る、内訳でありますけれども賃金が180万円でございます。印刷製本費といたしまして、先ほど少し答弁をさせていただきましたけれども、商品券自体の製作がナンバリング等を入れまして200万円を見込んでございます。そのほか、取扱店の募集の事前説明会用のチラシの製作とか、取扱店の登録募集のチラシ、新聞折り込み……。

（「簡潔にしゃべってください。時間がないで」の声あり）

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

印刷製本費がその印刷で270万円であります。そのほか会議費、郵送代等の通信費、消耗品等の需用費を含めまして500万円を見込んでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

取扱金融機関、一応は銀行、農協でよろしいかな、確認やけど。百五銀行とか銀行と農協、郵便局はあれらしいけれども、そこらですか。商工会議所は商品券の金の受け渡しはしないということですか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

商工会議所では直接の販売、お金の受け渡しはしないというところであります。金融機関での販売、また換金というところになってまいります。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

時間がありませんもんで、制度をきちっとですな。何はともあれ、国からの方針はよその自治体ときちっと連携をとった形で、おまえさんのところは提案するのかせやんのかというようなことはそろえてもらわんと議会も困るのやわ。当然これは、私は本会議で質疑をさせてもろうたときに、まだはっきりしたことができていませんもんで、詳細なことはできませんと山本部長から答弁を受けておるもんで、ちょっと今所用で見えへんもんでやむを得んですけれども、今後、何せ利用者が戸惑わんようにしていただきたいと思っております。終わります。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑は終わりました。

以上で予定しておりました通告による質疑を終結します。

続いて、ただいま議題となっております議案第37号及び議案第38号の2件については、お手元に配付してあります付託議案一覧表のとおり予算決算委員会にその審査を付託します。

付 託 議 案 一 覧 表

予算決算委員会

議案第37号 平成30年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について

議案第38号 平成31年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について

○議長（小坂直親君）

次にお諮りします。

ただいま議題となっております議案第39号及び議案第40号の2件については、会議規則第36条第3項の規定により常任委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

議案第39号及び議案第40号の2件については、常任委員会への付託を省略することに決定しました。

予算決算委員会開催のため、暫時休憩します。

(午後 2時03分 休憩)

---

(午後 4時13分 再開)

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、先ほど予算決算委員会にその審査を付託しました議案第37号及び議案第38号の2件について、予算決算委員会委員長から委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第37号	平成30年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について	原案可決
議案第38号	平成31年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について	原案可決

平成31年3月26日

予算決算委員会委員長 岡本公秀

亀山市議会議長 小坂直親様

○議長（小坂直親君）

岡本公秀予算決算委員会委員長。

○12番（岡本公秀君登壇）

ただいまから、予算決算委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

先ほどの本会議で付託のありました、議案第37号平成30年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について及び議案第38号平成31年度亀山市一般会計補正予算（第1号）については、本日

当委員会を開催し、分科会を設置して審査することを決定し、産業建設分科会を開催し、審査を行いました。

そして、本日、市長、副市長を初め関係部長等の出席を得て、当委員会を開催し、産業建設分科会会長から審査の経過について報告を受けました。分科会会長報告に対する質疑及び討論はなく、採決の結果、議案第37号平成30年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について及び議案第38号平成31年度亀山市一般会計補正予算（第1号）については、いずれも全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、予算決算委員会の審査報告といたします。

**○議長（小坂直親君）**

予算決算委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**○議長（小坂直親君）**

ないようですので、委員長の報告に対する質疑を終結します。

次に、議案第37号から議案第40号までの4件について討論を行います。通告はありませんので討論を終結し、初めに議案第37号平成30年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（小坂直親君）**

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第37号平成30年度亀山市一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第38号平成31年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（小坂直親君）**

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第38号平成31年度亀山市一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第39号人権擁護委員の候補者の推薦同意について、起立により採決を行います。

本案について、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第39号人権擁護委員の候補者の推薦同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第40号人権擁護委員の候補者の推薦同意について、起立により採決を行います。

本案について、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第40号人権擁護委員の候補者の推薦同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第41、議員提出議案第1号を議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

ただいま上程をいただきました議員提出議案第1号国民健康保険制度に対する国の財政支援の拡充を求める意見書の提出について、意見書の朗読をもって提案理由の説明といたします。

国民健康保険制度に対する国の財政支援の拡充を求める意見書。

国民健康保険制度は、誰もが安心して医療を受けることができる国民皆保険制度の根幹をなすものであり、国民生活を支える重要な役割を担っています。

しかしながら、その財政基盤は脆弱である上に、加入者の高齢化を初め、所得の低い世帯が多いことや、保険税額の負担割合が他の医療保険と比較して高いことなど、構造的な問題を抱えています。

こうした現状を受けて、各地方団体は、これらの課題を解消するために、国に対して公費による財政支援の拡充を求めています。

全国知事会では、国保財政の基盤強化の観点から、「協会けんぽ」並みの保険料負担率まで引き下げるには約1兆円が必要であると、初めて具体的な公費投入額の規模と負担率の水準に踏み込んで訴えたほか、医療保険制度間の公平と今後の医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の確立を図るため、子供に係る均等割保険料軽減措置の導入や国定率負担の引き上げ等、さまざまな財政支援の方策を講じることを要望しています。

よって、政府におかれては、地方団体が求める支援の中で、特に下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

記1. 国民健康保険制度の構造的な課題を解消するために、公費による財政支援を拡充すること。

2. 子供に係る均等割保険料の軽減措置の導入を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上、議案の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議員提出議案第1号についての質疑を行います。通告はありませんので質疑を終結します。

続いてお諮りします。

議員提出議案第1号については、会議規則第36条第3項の規定により常任委員会への付託を省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

議員提出議案第1号は、常任委員会への付託を省略することに決定しました。

次に、議員提出議案第1号について討論を行います。通告はありませんので討論を終結し、議員提出議案第1号国民健康保険制度に対する国の財政支援の拡充を求める意見書の提出について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議員提出議案第1号国民健康保険制度に対する国の財政支援の拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定しました。

以上で今期定例会の議事を全て議了しました。

議事を閉じ、閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

平成31年3月亀山市議会定例会はこれをもって閉会します。ご苦労さまでございました。

（午後 4時22分 閉会）

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成31年3月26日

議 長 小 坂 直 親

1 番 草 川 卓 也

1 0 番 森 美和子